加東市地域防災計画【風水害対策編】（第１編）総則（案）新旧対照表

資料３

【新旧対照表（風水害対策編　第１編））】

＜現　　行＞

第１章　計画の前提

第１節　計画の趣旨　（略）

第２節　防災機関の事務又は業務の大綱、市民等の責務

第１　防災機関の事務又は業務の大綱

市の区域に係る防災に関係し、市及び市域を管轄又は所在する関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱は、概ね次のとおりである。

１　市　（略）

２　県

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
知事部局	１県、市、防災関係機関の災害予防に関する事務又は業務の総合調整 ２市等の災害予防に関する事務又は業務の支援 ３県土の保全、都市の防災構造の強化など地域防災基盤の整備 ４防災に関する組織体制の整備 ５防災施設・設備等の整備 ６医療、備蓄、輸送等の防災体制の整備 ７防災に関する学習の実施 ８防災訓練の実施 ９防災に関する調査研究の実施 １０県所管施設の整備と防災管理	１県、市、防災関係機関の災害応急対策に関する事務又は業務の総合調整 ２市等の災害応急対策に関する事務又は業務の支援 ３災害応急対策に係る組織の設置運営 ４災害情報の収集・伝達 ５災害情報の提供と相談活動の実施 ６水防活動の指導 ７被災者の救援・救護活動等の実施 ８廃棄物・環境対策の実施 ９交通・輸送対策の実施 １０県所管施設の応急対策の実施	１県、市、防災関係機関の災害復旧に関する事務又は業務の総合調整 ２市等の災害復旧に関する事務又は業務の支援 ３県所管施設の復旧	１県、市、防災関係機関の災害復興に関する事務又は業務の総合調整 ２市等の災害復興に関する事務又は業務の支援 ３災害復興対策に係る組織の設置運営 ４災害復興計画の策定及び都市・都市基盤、住宅、保健・医療、福祉、環境、生活、教育・文化、産業・雇用等、復興事業の実施
教育委員会	教育委員会に属する施設の整備と防災管理	１所管教育施設の応急対策 ２被災児童・生徒の応急教育対策の実施	所管被災教育施設の復旧	１学校教育充実のための対策の実施 ２体験を通じての生きる力を育む教育の推進 ３児童・生徒のこころのケアの実施
県警察（加東警察署）		１情報の収集 ２救出救助、避難誘導等 ３交通規制の実施、緊急交通路の確保等 ４行方不明者の捜索及び遺体の検分		

３　指定地方行政機関

＜改　　正　　後＞

第１章　計画の前提

第１節　計画の趣旨　（略）

第２節　防災機関の事務又は業務の大綱、市民等の責務

第１　防災機関の事務又は業務の大綱

市の区域に係る防災に関係し、市及び市域を管轄又は所在する関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱は、概ね次のとおりである。

１　市　（略）

２　県

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
知事部局	１県、市、防災関係機関の災害予防に関する事務又は業務の総合調整 ２市等の災害予防に関する事務又は業務の支援 ３県土の保全、都市の防災構造の強化など地域防災基盤の整備 ４防災に関する組織体制の整備 ５防災施設・設備等の整備 ６医療、備蓄、輸送等の防災体制の整備 ７防災に関する学習の実施 ８防災訓練の実施 ９防災に関する調査研究の実施 １０県所管施設の整備と防災管理	１県、市、防災関係機関の災害応急対策に関する事務又は業務の総合調整 ２市等の災害応急対策に関する事務又は業務の支援 ３災害応急対策に係る組織の設置運営 ４災害情報の収集・伝達 ５災害情報の提供と相談活動の実施 ６水防活動の指導 ７被災者の救援・救護活動等の実施 ８廃棄物・環境対策の実施 ９交通・輸送対策の実施 １０県所管施設の応急対策の実施	１県、市、防災関係機関の災害復旧に関する事務又は業務の総合調整 ２市等の災害復旧に関する事務又は業務の支援 ３県所管施設の復旧	１県、市、防災関係機関の災害復興に関する事務又は業務の総合調整 ２市等の災害復興に関する事務又は業務の支援 ３災害復興対策に係る組織の設置運営 ４災害復興計画の策定及び都市・都市基盤、住宅、保健・医療、福祉、環境、生活、教育・文化、産業・雇用等、復興事業の実施
教育委員会	教育委員会に属する施設の整備と防災管理	１教育施設（所管）の応急対策の実施 ２被災児童生徒の応急教育対策の実施	被災教育施設（所管）の復旧	１学校教育充実のための対策の実施 ２体験を通じての生きる力を育む教育の推進 ３児童生徒のこころのケアの実施
県警察（加東警察署）		１情報の収集 ２救出救助、避難誘導等 ３交通規制の実施、緊急交通路の確保等	治安維持対策の推進	仮設住宅等における民心の安定

３　指定地方行政機関

＜修正理由＞

県地域防災計画に伴う修正

県地域防災計画に伴う修正

【新旧対照表（風水害対策編　第１編））】

＜現　　行＞

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
近畿管区警察局		１管区内各府県警察の指導・調整 ２他管区警察局との連携 ３関係機関との協力 ４情報の収集及び連絡 ５警察通信の運用		
近畿総合通信局	１非常時の重要通信確保体制の整備 ２非常通信協議会の指導育成	災害時における通信手段の確保		
近畿財務局神戸財務事務所		仮設住宅設置可能地の提示	１災害復旧事業費査定の立会 ２地方公共団体に対する単独災害復旧事業（起債分）の査定及び災害融資 ３金融機関に対する緊急措置の指示	復興住宅建設等候補地の提示
近畿厚生局		災害時における医療救護		
兵庫労働局（西脇労働基準監督署）	工場、事業場における産業災害防止の監督指導			
近畿農政局	１農地農業用施設等の災害防止事業の指導・助成 ２農作物等の防災管理指導 ３地すべり区域（直轄）の整備	１土地改良機械の緊急貸付け ２農業関係被害情報の収集報告 ３農作物等の病害虫防除の指導 ４食料品、飼料、種もみ等の供給あっせん	１各種現地調査団の派遣 ２農地、農業用施設等の災害復旧事業の指導及び助成 ３被害農林漁業者等に対する災害融資の指導及び助成	
（兵庫農政事務所）	災害救助用米穀及び災害対策用乾パン・乾燥米飯の備蓄	災害救助用米穀及び災害対策用乾パン・乾燥米飯の供給（売却）		
近畿中国森林管理局	１国有保安林、治山施設、落石防止施設等の整備 ２国有林における災害予防及び治山施設による災害予防 ３林野火災予防対策	災害対策用復旧用材の供給	国有林における荒廃地の復旧	
近畿経済産業局	危険物等の保安確保対策の推進	１災害対策用物資の調達に関する情報の収集及び伝達 ２災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達 ３電力・ガスの供給の確保	１生活必需品、復旧資機材の調達に関する情報の収集及び伝達 ２被災中小企業の事業再開に関する相談・支援 ３電力、ガス、工業用水の復旧支援	１被災地の復興支援 ２電力・ガス施設等の本格復興 ３被災中小企業の復興その他経済復興の支援
中部近畿産業保安監督部近畿支部	１電気、火薬類、都市ガス、液化石油ガス等の保安確保対策の推進 ２鉱山における危害の防止、施設の保全及び	１電気、火薬類都市ガス、液化石油ガス施設等の応急対策の指導 ２鉱山における災害の応急対策		

＜改　　正　　後＞

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
近畿管区警察局		１管区内各府県警察の指導・調整 ２他管区警察局との連携 ３関係機関との協力 ４情報の収集及び連絡 ５警察通信の運用		
近畿総合通信局	１非常時の重要通信確保体制の整備 ２非常通信協議会の指導育成	１災害時における通信手段の確保 ２災害対策用移動通信機器等の貸出し		
近畿財務局神戸財務事務所		１仮設住宅設置可能地の提示 ２金融機関に対する緊急措置の指示	１災害復旧事業費査定の立会 ２地方公共団体に対する単独災害復旧事業（起債分）の査定及び災害融資	復興住宅建設等候補地の提示
近畿厚生局		救援等に係る情報の収集及び提供		
兵庫労働局（西脇労働基準監督署）	工場、事業場における労働災害防止の監督指導			
近畿農政局（兵庫県拠点）	１農地・農業用施設等の災害防止事業の指導及び助成 ２農作物等の防災管理指導 ３地すべり区域（直轄）の整備	１土地改良機械の緊急貸付け ２農業関係被害情報の収集報告 ３農作物等の病害虫防除の指導 ４食料品、飼料、種もみ等の安定供給対策	１各種現地調査団の派遣 ２農地・農業用施設等の災害復旧事業の指導及び助成 ３被害農林漁業者等に対する災害融資の指導及び助成	
（農林水産省）		災害救助用米穀の供給（売却）		
近畿中国森林管理局	１国有林における治山施設、落石防止施設等の整備 ２国有林における災害予防及び治山施設による災害予防 ３林野火災予防対策	災害対策用復旧用材の供給	国有林における荒廃地の復旧	
近畿経済産業局		１災害対策用物資の供給に関する情報の収集及び伝達 ２災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達 ３電力・ガスの供給の確保	１生活必需品、復旧資機材等の供給に関する情報の収集及び伝達 ２被災中小企業の事業再開に関する相談・支援 ３電力、ガス、工業用水道の復旧支援	１被災地の復興支援 ２電力・ガス施設等の本格復興 ３被災中小企業の復興その他経済復興の支援
中部近畿産業保安監督部近畿支部	１電気、火薬類、都市ガス、高圧ガス、液化石油ガス施設等の保安確保対策の推進 ２鉱山における危害の防止、施設の保全及び	１電気、火薬類、都市ガス、高圧ガス、液化石油ガス施設等の応急対策の指導 ２鉱山における災害時の応急対策		

＜修正理由＞

県地域防災計画に伴う修正

県地域防災計画に伴う修正

県地域防災計画に伴う修正

県地域防災計画に伴う修正

県地域防災計画に伴う修正

県地域防災計画に伴う修正

県地域防災計画に伴う修正

県地域防災計画に伴う修正

県地域防災計画に伴う修正

【新旧対照表（風水害対策編　第１編））】

	＜現　　行＞				＜改　正　後＞				＜修正理由＞
	鉱害の防止の推進				鉱害の防止の推進				
近畿地方整備局（兵庫国道事務所）（姫路河川国道事務所）	１直轄公共土木施設の整備と防災管理 ２災害応急対策用資機材の整備及び備蓄 ３指定河川の洪水予警報及び水防警報の発表及び伝達 ４市の災害予防に関する事務又は業務支援	１直轄公共土木施設の応急点検体制の整備 ２災害時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保 ３直轄公共土木施設の二次災害の防止 ４市の災害応急対策に関する事務又は業務の支援	直轄公共土木施設の復旧		近畿地方整備局（兵庫国道事務所）（姫路河川国道事務所）	１直轄公共土木施設の整備と防災管理 ２応急機材の整備及び備蓄 ３指定河川の洪水予警報及び水防警報の発表及び伝達 ４緊急を要すると認められる場合の緊急対応（TEC-FORCE）	１直轄公共土木施設の応急点検体制の整備 ２災害時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保 ３直轄公共土木施設の二次災害の防止	直轄公共土木施設の復旧		県地域防災計画に伴う修正
					近畿運輸局	所管する交通施設及び設備の整備についての指導	１所管事業に関する情報の収集及び伝達 ２交通機関利用者への情報の提供 ３旅客輸送確保に係る代替輸送、迂回輸送等実施のための調整 ４貨物輸送確保にかかる貨物運送事業者に対する協力要請 ５道路運送にかかる緊急輸送命令に関する情報収集	１被災交通施設等に対する本格的な機能復旧の指導 ２交通機関利用者への情報提供 ３復興計画策定に対する協力	１復興計画策定に対する支援 ２被災関係事業者等に対する支援	県地域防災計画に伴う追記
神戸運輸監理部		１所管事業に関する情報の収集及び伝達 ２特に必要があると認められる場合の輸送命令	１被災交通施設等に対する本格的な機能復旧の指導 ２交通機関利用者への情報提供	１被災地方公共団体の復興計画策定に対する支援 ２被災関係事業者等に対する支援	神戸運輸監理部		１所管事業に関する情報の収集及び伝達 ２特に必要があると認められる場合の輸送命令	１被災交通施設等に対する本格的な機能復旧の指導 ２交通機関利用者への情報提供 ３復興計画策定に対する協力	１復興計画策定に対する支援 ２被災関係事業者等に対する支援	県地域防災計画に伴う修正
（兵庫陸運部）	所管する交通施設及び施設の整備についての指導	１所管事業に関する情報の収集及び伝達 ２交通機関利用者への情報の提供 ３旅客輸送確保に係る代替輸送、迂回路輸送等実施のための調整 ４貨物輸送確保に係る貨物輸送事業者に対する協力要請 ５道路輸送に係る緊急輸送命令に関する情報収集			（兵庫陸運部）	所管する交通施設及び設備の整備についての指導	１所管事業に関する情報の収集及び伝達 ２交通機関利用者への情報の提供 ３旅客輸送確保に係る代替輸送、迂回輸送等実施のための調整 ４貨物輸送確保に係る貨物運送事業者に対する協力要請 ５道路運送に係る緊急輸送命令に関する情報収集			
大阪航空局（大阪空港事務所）		１災害時における航空機による輸送の安全の確保 ２遭難航空機の捜索及び救助	航空保安施設の復旧							関連がないため削除
					近畿地方測量部	地理空間情報及び防災関連情報の提供及び活用支援	防災関連情報の把握及び提供	復旧測量等の実施及び支援		県地域防災計画に伴う追記
大阪管区気象台（神戸地方気象台）	防災気象知識の普及	気象・地象・水象に関する観測、予報、警報及び情報の発表並びに伝達	被災地域における災害復旧を支援するため、観測データや気象、地象等総合的な情報の適時・適切な提供	被災地域における災害復興を支援するため、観測データや気象、地象等総合的な情報の適時・適切な提供	大阪管区気象台（神戸地方気象台）		気象・地象・水象に関する観測、予報、警報等（地象のうち地震にあっては発生した断層運動による地震動に限る）及び情報の発表並びに伝達	被災地域における災害復旧を支援するため、観測データや気象、地象等総合的な情報の適時・適切な提供	被災地域における災害復興を支援するため、観測データや気象、地象等総合的な情報の適時・適切な提供	県地域防災計画に伴う修正
近畿地方環境事務所	１地盤沈下防止対策 ２廃棄物処理に係る防災体制の整備 ３飼育動物の保護等に係る支援	１所管施設等の避難場所等としての利用 ２緊急環境モニタリングの実施 ３地盤沈下地域状況の把握 ４災害廃棄物の処理対策 ５危険動物等が逸走した場	１環境監視体制に関する支援措置 ２災害配置物等の処理	環境配慮の確保	近畿地方環境事務所	１地盤沈下防災対策 ２廃棄物処理に係る防災体制の整備 ３飼育動物の保護等に係る普及啓発に関する支援	１所管施設等の避難場所等としての利用 ２緊急環境モニタリングの実施 ３地盤沈下地域状況の把握 ４災害廃棄物等の処理対策 ５危険動物等が逸走した場	１環境監視体制に関する支援措置 ２災害廃棄物等の処理	環境配慮の確保	県地域防災計画に伴う修正

＜現　　行＞

		合及び家庭動物等の保護等に関する地方公共団体への情報提供及び支援		

４　自衛隊

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
陸上自衛隊 青野原駐屯地（第８高射特科群）		防災関係機関等の実施する災害応急対策の支援		

５　指定公共機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
日本郵便株式会社 （市内各郵便局）		１災害時における郵政事業運営の確保 ２災害時における郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策	１被災郵政事業施設の復旧 ２被災地域地方公共団体に対する簡易保険積立金による長期融資	
日本銀行 （神戸支店）			金融機関に対する緊急措置の指導	
日本赤十字社 （兵庫県支部、加東市地区赤十字奉仕団）		１災害時における医療救護 ２義援物資の配分		
日本放送協会 （神戸放送局）	放送施設の整備と防災管理	１災害情報の放送 ２放送施設の応急対策の実施	被災放送施設の復旧	
西日本高速道路株式会社（関西支社）	所管道路の整備と防災管理	所管道路の応急対策の実施	被災所管道路の復旧	
西日本旅客鉄道株式会社(神戸支社)	鉄道施設の整備と防災管理	１災害時における緊急鉄道輸送 ２鉄道施設の応急対策の実施	被災鉄道施設の復旧	
西日本電信電話株式会社（兵庫支店） 株式会社ＮＴＴドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 ＫＤＤＩ株式会社 （神戸支店） ソフトバンク株式会社	電気通信設備の整備と防災管理	１電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施 ２災害時における非常緊急通信	被災電気通信設備の災害復旧	
日本通運株式会社（各支店）		災害時における緊急陸上輸送		
関西電力株式会社 （神戸支店、姫路支店）	電力供給施設の整備と防災管理	電力供給施設の応急対策の実施	被災電力供給施設の復旧	

＜改　　正　　後＞

		合及び家庭動物等の保護等に関する地方公共団体への情報提供、連絡調整等の支援		

４　自衛隊

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
陸上自衛隊 青野原駐屯地（第８高射特科群）		人命救助又は財産保護のための応急対策の実施		

５　指定公共機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
日本郵便株式会社 （市内各郵便局）		１災害時における郵政事業運営の確保 ２災害時における郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策	被災郵政事業施設の復旧	
日本銀行 （神戸支店）		金融特例措置の発動	金融機関に対する緊急措置の指導	
日本赤十字社 （兵庫県支部、加東市地区赤十字奉仕団）		１災害時における医療救護 ２こころのケア（看護師等による心理的・社会的支援） ３救援物資の配分		
日本放送協会 （神戸放送局）	放送施設の整備と防災管理	１災害情報の放送 ２放送施設の応急対策の実施	被災放送施設の復旧	
西日本高速道路株式会社（関西支社）	有料道路（所管）の整備と防災管理	有料道路（所管）の応急対策の実施	被災有料道路（所管）の復旧	
西日本旅客鉄道株式会社(神戸支社)	鉄道施設の整備と防災管理	１災害時における緊急鉄道輸送 ２鉄道施設の応急対策の実施	被災鉄道施設の復旧	
西日本電信電話株式会社（兵庫支店） 株式会社ＮＴＴドコモ関西支社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 ＫＤＤＩ株式会社 （神戸支店） ソフトバンク株式会社	電気通信設備の整備と防災管理	１電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施 ２災害時における非常緊急通信	被災電気通信設備の災害復旧	
日本通運株式会社（各支店）		災害時における緊急陸上輸送		
ヤマト運輸株式会社		災害時における物資輸送		
赤帽兵庫県軽自動車運送協同組合		災害時における物資輸送		
関西電力送配電株式会社 （神戸支店、姫路支店）	電力供給施設の整備と防災管理	電力供給施設の応急対策の実施	被災電力供給施設の復旧	

＜修正理由＞

県地域防災計画に伴う修正

県地域防災計画に伴う修正

県地域防災計画に伴う修正

県地域防災計画に伴う修正

字句の訂正

協定締結による追記

協定締結による追記

社名変更による修正

【新旧対照表（風水害対策編　第１編））】

＜現　　行＞

大阪ガス株式会社（導管事業部兵庫導管部）	ガス供給設備の防災管理	ガス供給設備の応急対策の実施	被災ガス供給設備の復旧	

６　指定地方公共機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
道路輸送機関（神姫バス株式会社、西日本ジェイアールバス株式会社、一般社団法人兵庫県ﾄﾗｯｸ協会）		災害時における緊急陸上輸送		
道路管理者（兵庫県道路公社）	所管道路の整備と防災管理	所管道路の応急対策の実施	被災所管道路の復旧	
放送機関（株式会社ラジオ関西、株式会社サンテレビジョン、兵庫エフエム放送株式会社）	放送施設の整備と防災管理	１災害情報の放送 ２放送施設の応急対策の実施	被災放送施設の復旧	
一般社団法人兵庫県医師会		災害時における医療救護	心的外傷後ストレス障害等の被災者への精神的身体的支援	心的外傷後ストレス障害等の被災者への精神的身体的支援
一般社団法人兵庫県ＬＰガス協会	ＬＰガス供給設備の防災管理	１ＬＰガス供給設備の応急対策の実施 ２災害時におけるＬＰガスの供給	被災ＬＰガス供給設備の復旧	

７　一部事務組合

団体・管理者名	業務の大綱
北はりま消防組合 加東消防署 加東消防署東条出張所	・市の災害予防・応急・復旧・復興対策に関する事務又は業務の支援 ・消火、救出、救助・救護活動 ・災害の予防対策
小野加東加西環境施設事務組合	・ごみ・災害廃棄物の処理への協力
北播磨清掃事務組合	・ごみ・災害廃棄物の処理への協力
北播衛生事務組合	・し尿の処理への協力

第２　市民等の責務

１　公共的団体、防災上重要な施設の管理者

市内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者等は、主として次に掲げる責務を果たす。

団体・管理者名	責　務
加東市消防団	１ 防災意識の普及協力 ２ 警報等の収集・伝達、消防・救助・水防活動、避難誘導、警備等の協力
社会福祉協議会	１ 社会福祉施設の被害調査 ２ ボランティアセンターの開設・運営 ３ 生活福祉資金貸し付けの受け付け ４ 災害時要援護者避難支援プランの作成協力 ５ 災害時要援護者の救助・救援の協力
小野市・加東市医師会	１ 医師、医療機関との連絡調整 ２ 災害時の医療救護、検案、防疫、心的外傷後ストレス障害対策の協力
小野加東歯科医師会(市内の登録歯科医院)	１ 歯科医師、医療機関との連絡調整 ２ 災害時の歯科医療救護、検案等の協力
兵庫県薬剤師会(市内の登録薬局)	１ 薬剤師との連絡調整 ２ 災害時の医薬品の供給の協力

＜改　　正　　後＞

＜修正理由＞

大阪ガス株式会社（導管事業部兵庫導管部）	ガス供給施設の整備と防災管理	ガス供給施設の応急対策の実施	被災ガス供給施設の復旧		県地域防災計画に伴う修正

６　指定地方公共機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興	
道路輸送機関（神姫バス株式会社、西日本ジェイアールバス株式会社、一般社団法人兵庫県ﾄﾗｯｸ協会）	１道路状況の把握 ２災害時における対応の指導	災害時における緊急陸上輸送			県地域防災計画に伴う修正
					関連がないため削除
放送機関（株式会社ラジオ関西、株式会社サンテレビジョン、兵庫エフエム放送株式会社）	放送施設の整備と防災管理	１災害情報の放送 ２放送施設の応急対策の実施	被災放送施設の復旧		
一般社団法人兵庫県医師会		災害時における医療救護	外傷後ストレス障害等の被災者への精神的身体的支援	外傷後ストレス障害等の被災者への精神的身体的支援	改行位置の修正
一般社団法人兵庫県ＬＰガス協会	ＬＰガス供給設備の防災管理	１ＬＰガス供給設備の応急対策の実施 ２災害時におけるＬＰガスの供給	被災ＬＰガス供給設備の復旧		

７　一部事務組合

団体・管理者名	業務の大綱	
北はりま消防組合 加東消防署 加東消防署東条出張所	１市の災害予防・応急・復旧・復興対策に関する事務又は業務の支援 ２消火、救出、救助・救護活動 ３災害の予防対策	字句の修正
小野加東加西環境施設事務組合	ごみ・災害廃棄物の処理への協力	北播磨清掃事務組合の脱退による削除
北播衛生事務組合	し尿　処理への協力	字句の修正

第２　市民等の責務

１　公共的団体、防災上重要な施設の管理者

市内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者等は、主として次に掲げる責務を果たす。

団体・管理者名	責　務	
加東市消防団	１ 防災意識の普及協力 ２ 警報等の収集・伝達、消防・救助・水防活動、避難誘導、警備等の協力	
社会福祉法人加東市社会福祉協議会	１ 社会福祉施設の被害調査 ２ ボランティアセンターの開設・運営 ３ 生活福祉資金貸し付けの受け付け ４ 災害時要援護者避難支援プランの作成協力 ５ 災害時要援護者の救助・救援の協力	団体・管理者名の修正
一般社団法人小野市・加東市医師会	１ 医師、医療機関との連絡調整 ２ 災害時の医療救護、検案、防疫、外傷後ストレス障害対策の協力	団体・管理者名の修正
小野加東歯科医師会(市内の登録歯科医院)	１ 歯科医師、医療機関との連絡調整 ２ 災害時の歯科医療救護、検案等の協力	
小野市加東市薬剤師会(市内の登録薬局)	１ 薬剤師との連絡調整 ２ 災害時の医薬品の供給の協力	団体・管理者名の修正

＜現　　行＞

東播磨獣医師会 (市内の加入動物病院)	1 獣医師との連絡調整 2 避難者のペット対策の協力
みのり農業協同組合	被災組合員の応急、復旧対策支援
金融機関	1 被災事業者の再建支援 2 義援金口座の開設
医療施設の管理者	1 防災設備の整備・点検、防災訓練 2 災害時の傷病者の救護・看護の協力
社会福祉施設の管理者	1 防災設備の整備・点検、防災訓練 2 災害時要援護者の救援協力
危険物施設等の管理者	1 防災設備の整備・点検、防災訓練 2 災害時の危険物・施設の安全措置

２　市民・事業所

広域的な災害や大規模災害等が発生した場合、防災関係機関は総力を結集して応急災害対策にあたるが、その対応にはおのずと限界があるため、市民等は、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的に防災活動に参加する等防災に寄与するように努める。

区　分	責　務
市　　民	1 防災・減災についての家族会議の開催 2 減災行動の追求、知識習得 3 地域の災害危険性、危険箇所の把握・点検 4 自宅建物・設備の減災措置、避難行動の検討 5 飲料水・食料・生活用品等の３日分以上の備蓄と点検 6 消防団・自主防災組織への参加及び活動への協力 7 正確な災害時の情報等の収集、家族・近所への伝達 8 家族・近所の災害時要援護者等の避難支援 9 災害廃棄物の分別 10 自主防災組織への参加
地区（自治会） 自 主 防 災 組 織	1 防災資材等の整備、防災訓練、災害活動マニュアルの整備・見直し 2 自主防災活動 3 正確な災害時の情報等の収集・伝達、被災者の救助・救援対策の協力
事　　業　　所	1 減災計画、事業継続計画（ＢＣＰ）の作成・更新 2 地域の災害危険性、危険箇所の把握・点検 3 所管施設・設備の減災措置、避難対策の検討 4 従業員等の飲料水・食料・生活用品等の備蓄と点検 5 自衛消防活動・訓練 6 警報等の収集、従業員・所管施設利用者等への伝達、避難誘導 7 消防団・自主防災組織への参加及び活動への協力 8 災害時要援護者等の避難支援 9 災害廃棄物の分別

第２章　災害に関する現状と課題

第１節　自然的条件

第１　地形

加東市は、県中央部やや南よりに位置し、東は篠山市、三田市、南は小野市、三木市、西は加西市、北は西脇市と接しており、東西約 16.9㎞、南北約 14.6㎞、総面積は157.49㎢を有する。市域には、加古川及び加古川の支流である東条川、出水川、千鳥川、吉馬川、油谷川などが流れ、また、多くのため池が点在している。

地勢は、北部から北東部にかけて、中国山脈の支脈がのび、これに連なって御嶽山、源平古戦場三草山、

＜改　　正　　後＞

一般社団法人東播開業獣医師会 (市内の加入動物病院)	1 獣医師との連絡調整 2 避難者のペット対策の協力
みのり農業協同組合	被災組合員の応急、復旧対策支援
金融機関	1 被災事業者の再建支援 2 義援金口座の開設
医療施設の管理者	1 防災設備の整備・点検、防災訓練 2 災害時の傷病者の救護・看護の協力
社会福祉施設の管理者	1 防災設備の整備・点検、防災訓練 2 災害時要援護者の救援協力
危険物施設等の管理者	1 防災設備の整備・点検、防災訓練 2 災害時の危険物・施設の安全措置

２　市民・事業所

広域的な災害や大規模災害等が発生した場合、防災関係機関は総力を結集して応急災害対策にあたるが、その対応にはおのずと限界があるため、市民等は、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的に防災活動に参加する等防災に寄与するように努める。

区　分	責　務
市　　民	1 防災・減災についての家族会議の開催 2 減災行動の追求、知識習得 3 地域の災害危険性、危険箇所の把握・点検 4 自宅建物・設備の減災措置、避難行動の検討 5 飲料水・食料・生活用品等の３日分以上の備蓄と点検 6 消防団・自主防災組織への参加及び活動への協力 7 正確な災害時の情報等の収集、家族・近所への伝達 8 家族・近所の災害時要援護者等の避難支援 9 災害廃棄物の分別 10 自主防災組織への参加
地区（自治会） 自 主 防 災 組 織	1 防災資材等の整備、防災訓練、災害活動マニュアルの整備・見直し 2 自主防災活動 3 正確な災害時の情報等の収集・伝達、被災者の救助・救援対策の協力 4 避難所の開設・運営の補助
事　　業　　所	1 減災計画、事業継続計画（ＢＣＰ）の作成・更新 2 地域の災害危険性、危険箇所の把握・点検 3 所管施設・設備の減災措置、避難対策の検討 4 従業員等の飲料水・食料・生活用品等の備蓄と点検 5 自衛消防活動・訓練 6 警報等の収集、従業員・所管施設利用者等への伝達、避難誘導 7 消防団・自主防災組織への参加及び活動への協力 8 災害時要援護者等の避難支援 9 災害廃棄物の分別

第２章　災害に関する現状と課題

第１節　自然的条件

第１　地形

加東市は、県中央部やや南よりに位置し、東は丹波篠山市、三田市、南は小野市、三木市、西は加西市、北は西脇市と接しており、東西約 16.9㎞、南北約 14.6㎞、総面積は157.55㎢を有する。市域には、加古川及び加古川の支流である東条川、出水川、千鳥川、吉馬川、油谷川などが流れ、また、多くのため池が点在している。

地勢は、北部から北東部にかけて、中国山脈の支脈がのび、これに連なって御嶽山、源平古戦場三草山、

＜修正理由＞

団体・管理者名の修正

避難所運営マニュアルの作成に伴う責務の追記

市町名称の修正
総面積の修正

【新旧対照表（風水害対策編　第１編））】

＜現　　行＞	＜改　正　後＞	＜修正理由＞
五峰山などがある。また、加古川などの河川に沿って河岸段丘と平野が形成されており、南部には播磨丘陵、加古川右岸には青野ヶ原の丘陵地が広がっている。 市の西部を流れ瀬戸内海播磨灘に注ぐ加古川は、但馬地域と北播磨・丹波地域の境界に連なる山地の北部に位置する栗鹿山（丹波市青垣町）に源を発し、流域面積約 1,730 km²、幹線流路延長約 96km の大河川で、市では延長約 12km で河川沿いに広大な平野を形成している。 海抜高度は、三草山や東条湖北側の山地が 400m 級であり、西脇市との境界にかけての北部の山地は 400 から 600m 級となっている。南部の丘陵・台地においては、200m 以下であり多くは 100～160m の範囲である。加古川やその支流沿いの平地は 50m 前後で、その両岸に広がる河岸段丘などの平坦地においては、70～100m までとなっている。	五峰山などがある。また、加古川などの河川に沿って河岸段丘と平野が形成されており、南部には播磨丘陵、加古川右岸には青野ヶ原の丘陵地が広がっている。 市の西部を流れ瀬戸内海播磨灘に注ぐ加古川は、但馬地域と北播磨・丹波地域の境界に連なる山地の北部に位置する栗鹿山（丹波市青垣町）に源を発し、流域面積約 1,730 km²、幹線流路延長約 96km の大河川で、市では延長約 12km で河川沿いに広大な平野を形成している。 海抜高度は、三草山や東条湖北側の山地が 400m 級であり、西脇市との境界にかけての北部の山地は 400 から 600m 級となっている。南部の丘陵・台地においては、200m 以下であり多くは 100～160m の範囲である。加古川やその支流沿いの平地は 50m 前後で、その両岸に広がる河岸段丘などの平坦地においては、70～100m までとなっている。	
第２　地質　（略）	**第２　地質**　（略）	
第３　気象	**第３　気象**	
１　一般気象（略）	**１　一般気象**（略）	
２　気象統計	**２　気象統計**	
市域に最も近い気象台の観測所である西脇アメダスの記録によれば、気象は年間気温の平均値 14.4℃、年間最高気温の平均値 35.7℃、年間最低気温の平均値-6.3℃（いずれも 1979～2017 平均値）、年間降水量の平均値 1,445 mm である（1976～2017 平均値）。月平均降水量を上回るのは主に梅雨時期であるが、それ以外に台風期である９月も月平均降水量が多い。 過去５ヵ年での年降水量は、2013 年 1,658mm、2014 年 1,520mm、2015 年 1,858mm、2016 年 1,763mm、2017 年 1,539 mm と推移している。	市域に最も近い気象台の観測所である西脇アメダスの記録によれば、気象は年間気温の平均値 14.0℃、年間最高気温の平均値 35.8℃、年間最低気温の平均値-6.2℃（いずれも 1979～2019 平均値）、年間降水量の平均値 1,462.6mm である（1976～2019 平均値）。月平均降水量を上回るのは主に梅雨時期であるが、それ以外に台風期である９月も月平均降水量が多い。 過去５ヵ年での年降水量は、2015 年 1,858mm、2016 年 1,763mm、2017 年 1,539 mm 、2018 年 1,844.5mm、2019 年 1,181.5mm と推移している。	気象統計のデータ更新による修正
３　気象極値	**３　気象極値**	
西脇アメダス資料より極値表、月別平均気温及び月別平均降水量のグラフを以下にまとめた。	西脇アメダス資料より極値表、月別平均気温及び月別平均降水量のグラフを以下にまとめた。月ごとの平年値は 1981 年～2010 年のデータを使用する。	グラフ中の字句の追記

雨量極値表

順位＼種別	月間降水量 mm	日降水量 mm	時間降水量 mm
１位	529 (2011.9)	224 (2015.7.7)	64 (1983.9.28)
２位	466 (2013.9)	182 (2011.9.20)	61.5 (2014.8.24)
３位	452 (1976.9)	167 (1983.9.28)	59 (2017.9.17)
４位	423 (2006.7)	158 (1996.8.28)	57 (1996.8.28)
５位	413 (2016.9)	145 (2004.10.20)	56 (1976.9.13)

（統計期間：1976.3～2018.2）

図　（略）

雨量極値表

順位＼種別	月間降水量 mm	日降水量 mm	時間降水量 mm
１位	529 (2011.9)	224 (2015.7.7)	64 (1983.9.28)
２位	466 (2013.9)	182 (2011.9.20)	61.5 (2014.8.24)
３位	452 (1976.9)	167 (1983.9.28)	59 (2017.9.17)
４位	448 (2014.8)	158 (1996.8.28)	57 (1996.8.28)
５位	431.5 (2018.7)	145 (2004.10.20)	56 (1976.9.13)

（統計期間：1976.3～2020.4）

図　（略）

気象統計のデータ更新による修正

＜現　　行＞	＜改　正　後＞	＜修正理由＞
第２節　社会的条件	**第２節　社会的条件**	
第１　人口・世帯　（略）	**第１　人口・世帯　（略）**	
第２　土地利用	**第２　土地利用**	
加東市では、山林の占める割合が最も多く、次いで田、その他と続いている。また、宅地は全体の約 11 %となっている。	加東市では、山林の占める割合が最も多く、次いで田、その他と続いている。また、宅地は全体の約 12%となっている。	数値の修正
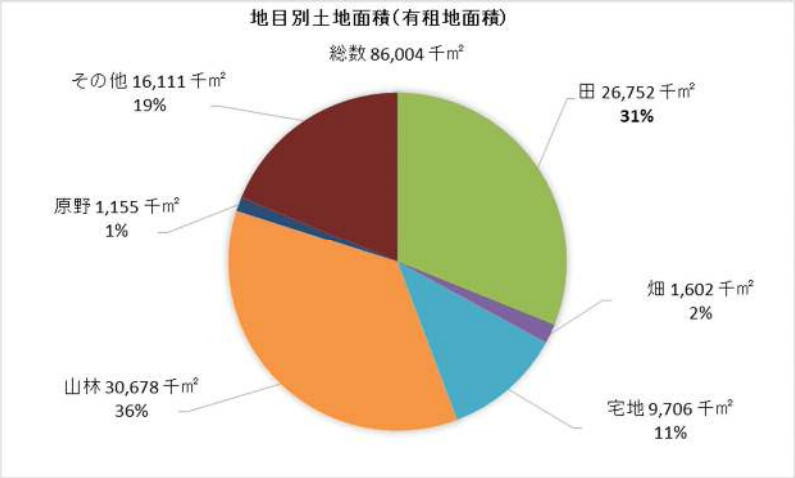	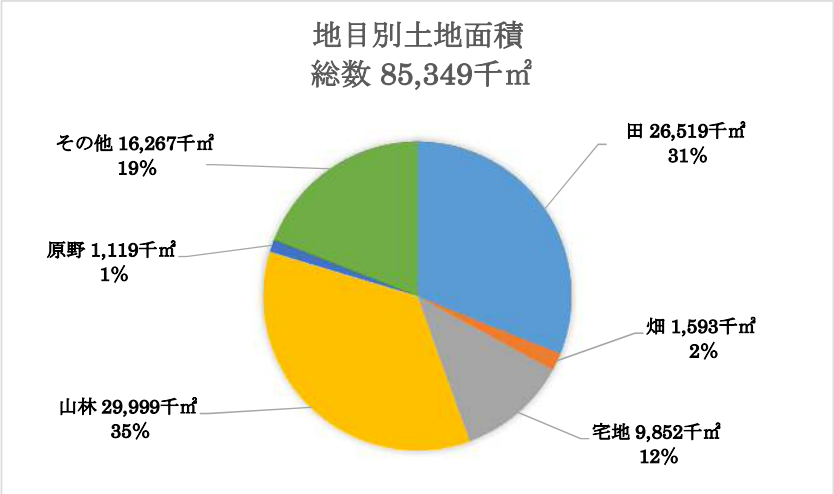	数値の変更によるグラフの修正
図　地目別土地面積（有租地面積） 資料）平成 26 年度版加東市統計書	図　地目別土地面積 資料）加東市統計書（2020 年 3 月発行）	最新データによる修正
第３　交通	**第３　交通**	
１　道路 市域内の道路網は、一般道路と自動車専用道路とからなる。 一般道路は、幹線道路である国道175 号（明石市～京都府舞鶴市）が南北を、国道372号（姫路市～京都府亀岡市）が東西を貫き、社市街地の西側で交差している。 国道175号は、中国縦貫自動車道と滝野社ICで接続している。また、国道175号は、滝野地域内では加古川を挟み県道17号（西脇市～三田市）、県道349号（小野市～多井田）と、さらに、社地域で県道567号（東古瀬～穂積）と平行している。国道372号は、三草川沿いの山間部を通り、篠山市との分水嶺を横断する。 県道75号（小野市～三田市）は、東条地域内で東条川沿いを通り三田市で国道176号(京都府宮津市～大阪市）に接続する。また、県道75号は、中国縦貫自動車道と平行して走る県道17号及び県道564号（厚利～社）と東条地域内で交差している。 自動車専用道路は、中央部を東西方向に国土幹線である中国縦貫自動車道が走り、ひょうご東条ＩＣと滝野社ＩＣを有し、阪神地域と直結している。ひょうご東条ＩＣは、平成8年に開設され、平成	**１　道路** 市域内の道路網は、一般道路と自動車専用道路とからなる。 一般道路は、幹線道路である国道175 号（明石市～京都府舞鶴市）が南北を、国道372号（姫路市～京都府亀岡市）が東西を貫き、社市街地の西側で交差している。 国道175号は、中国縦貫自動車道と滝野社ICで接続している。また、国道175号は、滝野地域内では加古川を挟み県道17号（西脇市～三田市）、県道349号（小野市～多井田）と、さらに、社地域で県道567号（東古瀬～穂積）と平行している。国道372号は、三草川沿いの山間部を通り、丹波篠山市との分水嶺を横断する。 県道75号（小野市～三田市）は、東条地域内で東条川沿いを通り三田市で国道176号(京都府宮津市～大阪市）に接続する。また、県道75号は、中国縦貫自動車道と平行して走る県道17号及び県道564号（厚利～社）と東条地域内で交差している。 自動車専用道路は、中央部を東西方向に国土幹線である中国縦貫自動車道が走り、ひょうご東条ＩＣと滝野社ＩＣを有し、阪神地域と直結している。ひょうご東条ＩＣは、平成8年に開設され、平成	市町名の修正

【新旧対照表（風水害対策編　第１編））】

＜現　　行＞	＜改　正　後＞	＜修正理由＞
12年度には東条湖へのアクセス道路が整備され、広域的な観光ネットワーク道路が完成した。 中国縦貫自動車道は、吉川ＪＣＴ（ジャンクション）で舞鶴若狭自動車道と分岐し、大阪方面と日本海側方面へと繋がっている。 なお、道路関連施設として、ひょうご東条ＩＣ入口付近に、「道の駅とうじょう」、中国縦貫自動車道に社ＰＡ（パーキングエリア）がある。 	12年度には東条湖へのアクセス道路が整備され、広域的な観光ネットワーク道路が完成した。 中国縦貫自動車道は、吉川ＪＣＴ（ジャンクション）で舞鶴若狭自動車道と分岐し、大阪方面と日本海側方面へと繋がっている。 なお、道路関連施設として、ひょうご東条ＩＣ入口付近に、「道の駅とうじょう」、中国縦貫自動車道に社ＰＡ（パーキングエリア）がある。 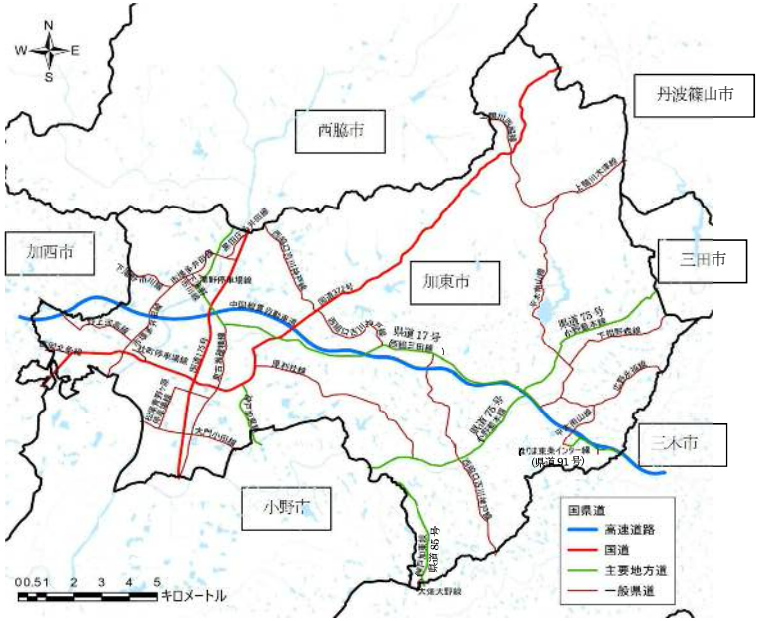 	国道３７２号の路線変更による地図の差替え
２　交通機関（略）	２　交通機関（略）	
第４　産業　（略）	**第４　産業　（略）**	
第３節　風水害等の危険性と被害の特徴	**第３節　風水害等の危険性と被害の特徴**	
第１　風水害発生状況	**第１　風水害発生状況**	
１　市内での風水害発生状況 加東市の水害は、近年加古川の沿岸地域に集中する傾向にある。 過去の災害では、昭和 40 年 9 月 10 日～17 日にかけて、台風__23 号、__24 号及び秋雨前線の豪雨により、負傷者、半壊、床上浸水等の被害が発生し、旧社町と旧滝野町及び旧東条町では災害救助法が適用された。 また、昭和 51 年 9 月 13 日には、台風__17 号による豪雨により、旧社町では、死者 1 名、負傷者 2 名、半壊 1 件、床上浸水 67 件__の被害が発生し、災害救助法が適用された。	**１　市内での風水害発生状況** 加東市の水害は、近年加古川の沿岸地域に集中する傾向にある。 過去の災害では、昭和 40 年 9 月 10 日～17 日にかけて、台風第 23 号、第 24 号及び秋雨前線の豪雨により、負傷者、半壊、床上浸水等の被害が発生し、旧社町と旧滝野町及び旧東条町では災害救助法が適用された。 また、昭和 51 年 9 月 13 日には、台風第 17 号による豪雨により、旧社町では、死者 1 名、負傷者 2 名、半壊 1 棟、床上浸水 67 世帯の被害が発生し、災害救助法が適用された。	字句の修正 字句の修正

＜現　　行＞

さらに、直近では平成 16 年 10 月の台風_23 号により、加古川沿いで多くの浸水被害が発生した。

平成 23 年 9 月の台風_12 号においては、加古川の水位が避難判断水位を超えたことにより、加東市で初めてとなる避難勧告を発令し、111 世帯、256 人が避難し、人的被害を免れた。

ここでは、特に被害が甚大なものとして、平成 16 年 10 月の台風_23 号をとりあげ、災害の概要を記述する。

〈　平成 16 年 10 月台風_23 号災害　〉

加古川流域では、台風の接近に伴い 20 日朝から雨が降り始め、昼過ぎには流域全体で 1 時間に 20～30㎜ 程度のまとまった豪雨となった。19 日までの降雨による増水もあり、加古川の河川水位は 20 日昼過ぎから急激な上昇を見せ、午後 8 時に西脇市の板波水位観測所で最大 8.16m の水位を記録した。これにより、旧社町及び旧滝野町の広い範囲で浸水被害が発生した。また、東条川流域では、吉井水位観測所で最大 4.26m を記録し、水位はかなり上昇したものの、床上浸水以上の被害は発生しなかった。

市内における被害状況は、以下のとおりである。

旧町	負傷者(人)		半壊		床上浸水		床下浸水		非住家被害
	重傷	軽傷	(棟)	(世帯)	(棟)	(世帯)	(棟)	(世帯)	(棟)
社　町	0	0	0	0	13	21	50	56	49
滝野町	0	0	2	2	42	47	53	52	57
東条町	1	1	0	0	0	0	11	11	0
合　計	1	1	2	2	55	68	114	119	106

２　県内での風水害発生状況

県内で発生する風水害としては、停滞前線による豪雨、雷雲の発達等による局所性豪雨、台風による風水害（高潮害、波浪害を含む）、異常潮位現象による高潮、フェーン現象等による火災などが考えられる。

このうち、兵庫県内を襲った過去の風水害で大きな被害をもたらしたものは、梅雨前線による豪雨と台風の襲来に伴う風水害であり、発生時期は７月上旬と９月に集中している。そのうち、人的被害の大きなものは下表のとおりであるが、これ以外にも多くの災害が記録されている。

	災害の名称	発生年月日	死者	負傷者	被災地域
梅雨前線	梅雨前線による豪雨	昭和 7.7.1～2	44 人	19 人	主として東播磨地域
	梅雨前線による豪雨	昭和 13.7.3～5	731 人	1,463 人	県内全域（特に神戸市）
	梅雨前線による豪雨	昭和 36.6.24～28	41 人	119 人	阪神・淡路・東播磨地域
	昭和 42 年７月豪雨	昭和 42.7.9	100 人	102 人	阪神・淡路地域
	昭和 46 年７月豪雨	昭和 46.7.17～18	22 人	100 人	西播磨地域
台風	室戸台風	昭和 9.9.21	281 人	1,523 人	県内全域（特に神戸、但馬、淡路）
	阿久根台風	昭和 20.10.8～11	231 人	92 人	県内全域（特に西播磨、東播磨、但馬）
	ジェーン台風	昭和 25.9.3	41 人	904 人	県内全域
	台風_16 号	昭和 35.8.29	32 人	65 人	主として神戸・阪神地域
	台風_23,_24 号	昭和 40.9.10～17	39 人	765 人	県内全域
	台風_23 号	平成 16.10.　20～21	26 人	134 人	県内全域（特に但馬、淡路）
	台風_9 号	平成 21.8.9～10	20 人	7 人	主として西播磨地域

※　昭和以降の死者 20 人以上のもの

特に被害が甚大なものとしては、梅雨前線による水害として、昭和 13 年と昭和 42 年の豪雨を、台風による風水害として、室戸台風、ジェーン台風、平成 16 年台風_23 号及び平成 21 年台風_9 号を

＜改　正　後＞

さらに、直近では平成 16 年 10 月の台風第 23 号により、加古川沿いで多くの浸水被害が発生した。

平成 23 年 9 月の台風第 12 号においては、加古川の水位が避難判断水位を超えたことにより、加東市で初めてとなる避難勧告を発令し、111 世帯、256 人が避難し、人的被害を免れた。

平成 30 年 7 月豪雨（西日本豪雨）においては、7 月 5 日から 8 日にわたり梅雨前線が停滞し、大雨が連日続いたことで、避難指示（緊急）を発令し、指定避難所 13 施設（自主避難所 3 施設含む）を開設し、123 世帯、221 人が避難した。

ここでは、特に被害が甚大なものとして、平成 16 年 10 月の台風第 23 号をとりあげ、災害の概要を記述する。

〈　平成 16 年 10 月台風第 23 号災害　〉

加古川流域では、台風の接近に伴い 20 日朝から雨が降り始め、昼過ぎには流域全体で 1 時間に 20～30㎜ 程度のまとまった豪雨となった。19 日までの降雨による増水もあり、加古川の河川水位は 20 日昼過ぎから急激な上昇を見せ、午後 8 時に西脇市の板波水位観測所で最大 8.16m の水位を記録した。これにより、旧社町及び旧滝野町の広い範囲で浸水被害が発生した。また、東条川流域では、吉井水位観測所で最大 4.26m を記録し、水位はかなり上昇したものの、床上浸水以上の被害は発生しなかった。

市内における被害状況は、以下のとおりである。

旧町	負傷者(人)		半壊		床上浸水		床下浸水		非住家被害
	重傷	軽傷	(棟)	(世帯)	(棟)	(世帯)	(棟)	(世帯)	(棟)
社　町	0	0	0	0	13	21	50	56	49
滝野町	0	0	2	2	42	47	53	52	57
東条町	1	1	0	0	0	0	11	11	0
合　計	1	1	2	2	55	68	114	119	106

２　県内での風水害発生状況

県内で発生する風水害としては、停滞前線による豪雨、雷雲の発達等による局所性豪雨、台風による風水害（高潮害、波浪害を含む）、異常潮位現象による高潮、フェーン現象等による火災などが考えられる。

このうち、兵庫県内を襲った過去の風水害で大きな被害をもたらしたものは、梅雨前線による豪雨と台風の襲来に伴う風水害であり、発生時期は７月上旬と９月に集中している。そのうち、人的被害の大きなものは下表のとおりであるが、これ以外にも多くの災害が記録されている。

	災害の名称	発生年月日	死者	負傷者	被災地域
梅雨前線	梅雨前線による豪雨	昭和 7.7.1～2	44 人	19 人	主として東播磨地域
	梅雨前線による豪雨	昭和 13.7.3～5	731 人	1,463 人	県内全域（特に神戸市）
	梅雨前線による豪雨	昭和 36.6.24～28	41 人	119 人	阪神・淡路・東播磨地域
	昭和 42 年７月豪雨	昭和 42.7.9	100 人	102 人	阪神・淡路地域
	昭和 46 年７月豪雨	昭和 46.7.17～18	22 人	100 人	西播磨地域
台風	室戸台風	昭和 9.9.21	281 人	1,523 人	県内全域（特に神戸、但馬、淡路）
	阿久根台風	昭和 20.10.8～11	231 人	92 人	県内全域（特に西播磨、東播磨、但馬）
	ジェーン台風	昭和 25.9.3	41 人	904 人	県内全域
	台風第 16 号	昭和 35.8.29	32 人	65 人	主として神戸・阪神地域
	台風第 23,第 24 号	昭和 40.9.10～17	39 人	765 人	県内全域
	台風第 23 号	平成 16.10.　20～21	26 人	134 人	県内全域（特に但馬、淡路）
	台風第 9 号	平成 21.8.9～10	20 人	7 人	主として西播磨地域

※　昭和以降の死者 20 人以上のもの

特に被害が甚大なものとしては、梅雨前線による水害として、昭和 13 年と昭和 42 年の豪雨を、台風による風水害として、室戸台風、ジェーン台風、平成 16 年台風第 23 号及び平成 21 年台風第 9 号を

＜修正理由＞

字句の修正

平成 30 年 7 月豪雨の内容の追記

字句の修正

字句の修正

表中の字句の修正

字句の修正

【新旧対照表（風水害対策編　第１編））】

＜現　　行＞	＜改　正　後＞	＜修正理由＞
取り上げ、災害の概要を記述する。 (1) 梅雨前線による豪雨災害 ① 昭和 13 年の梅雨前線による豪雨災害　（略） ② 昭和 42 年 7 月豪雨による災害 昭和 42 年 7 月 9 日には、台風__7 号から変わった弱い熱帯低気圧によって西日本一帯で梅雨前線の活動が活発になり、雨量は神戸市で 319.4㎜ に達した。なかでも 16 時から 17 時までの 1 時間には 75.8㎜ の雨量を観測した。雨量が 300㎜ 以上の降雨地域は、西宮市から神戸市須磨区まで広がり、河川の氾濫で広範囲に浸水したほか、山麓部では崖崩れが多発した。 この水害を昭和 13 年の水害と比べてみると、神戸市での総雨量は昭和 13 年の方が多かったが、日降雨量や時間雨量は昭和 42 年の方が多くなっているなど、集中豪雨の規模そのものに大差はなかったが、被害状況にはかなりの違いがみられた。 昭和 13 年の災害は、表六甲市街地での土砂災害が顕著であったが、この災害では市街地への流出土砂量は少なかった。これは砂防施設の整備や主要河川の改修が功を奏したためである。しかし、中小河川には暗きょが多いこともあって浸水被害がかなり発生したことから、昭和 45 年度には「都市小河川改修事業」が始まり、天神川、北野川など都市部の小河川の改修が進められた。また、谷あいや急斜面の近くまで宅地化が進み、これらが土砂の直撃を受け人的被害が集中した。そのため、人家に被害を及ぼす恐れのある急傾斜地については、民有地であっても公費により崩壊防止工事ができるよう、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」が施行されることになった。 (2) 台風による風水害 ①・②　（略） ③ 平成 16 年台風__23 号による災害 平成 16 年の台風__23 号は、10 月 20 日に高知県土佐清水市に上陸、その後淡路島の南を通り、紀伊水道を経て 18 時前に大阪府泉佐野市付近に再上陸した。上陸後、本州を縦断し、房総半島から太平洋に出て、21 日 9 時に温帯低気圧に変わった。雨量は、淡路地域で 24 時間雨量が 300㎜ を超える地域が広範囲に分布した。但馬地域では、円山川流域全体にわたり 24 時間雨量が 200㎜ を超えた。21 箇所で破堤し、円山川水系で 4,100ha、洲本川水系で 880ha、加古川水系で 450ha が浸水した。道路の通行止めも、最大 266 箇所となった。人的被害は死者 26 人、負傷者 134 人、住家被害は全壊 783 棟、半壊 7,142 棟（内、大規模半壊 1,548 棟）、一部損壊 1,506 棟、床上浸水 1,745 棟、床下浸水 9,058 棟であった。 豊岡市では、円山川と出石川が氾濫し、市全世帯の半数以上が浸水被害にあい、市民の約 9 割にあたる 42,000 人に避難指示が出されるという事態になった。 ④ 平成 21 年台風__9 号による災害 平成 21 年の台風第 9 号は、四国沖をゆっくり北に進み、台風周辺の湿った空気と太平洋高気圧からの湿った空気が重なり西日本に流れ込んでいた。このため、兵庫県では大気の状態が不安定となり、9 日の夜には佐用郡佐用町、宍粟市、朝来市などでは猛烈な雨が降り、特に千種川水系の佐用地区では、最大 24 時間雨量 327㎜（佐用雨量観測所）と既往最大雨量 187㎜ を上回る記録的な豪雨となった。	取り上げ、災害の概要を記述する。 (1) 梅雨前線による豪雨災害 ① 昭和 13 年の梅雨前線による豪雨災害　（略） ② 昭和 42 年 7 月豪雨による災害 昭和 42 年 7 月 9 日には、台風第 7 号から変わった弱い熱帯低気圧によって西日本一帯で梅雨前線の活動が活発になり、雨量は神戸市で 319.4㎜ に達した。なかでも 16 時から 17 時までの 1 時間には 75.8㎜ の雨量を観測した。雨量が 300㎜ 以上の降雨地域は、西宮市から神戸市須磨区まで広が　り、河川の氾濫で広範囲に浸水したほか、山麓部では崖崩れが多発した。 この水害を昭和 13 年の水害と比べてみると、神戸市での総雨量は昭和 13 年の方が多かったが、日降雨量や時間雨量は昭和 42 年の方が多くなっているなど、集中豪雨の規模そのものに大差はなかったが、被害状況にはかなりの違いがみられた。 昭和 13 年の災害は、表六甲市街地での土砂災害が顕著であったが、この災害では市街地への流出土砂量は少なかった。これは砂防施設の整備や主要河川の改修が功を奏したためである。しかし、中小河川には暗きょが多いこともあって浸水被害がかなり発生したことから、昭和 45 年度には「都市小河川改修事業」が始まり、天神川、北野川など都市部の小河川の改修が進められた。また、谷あいや急斜面の近くまで宅地化が進み、これらが土砂の直撃を受け人的被害が集中した。そのため、人家に被害を及ぼす恐れのある急傾斜地については、民有地であっても公費により崩壊防止工事ができるよう、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」が施行されることになった。 (2) 台風による風水害 ①・②　（略） ③ 平成 16 年台風第 23 号による災害 平成 16 年の台風第 23 号は、10 月 20 日に高知県土佐清水市に上陸、その後淡路島の南を通り、紀伊水道を経て 18 時前に大阪府泉佐野市付近に再上陸した。上陸後、本州を縦断し、房総半島から太平洋に出て、21 日 9 時に温帯低気圧に変わった。雨量は、淡路地域で 24 時間雨量が 300㎜ を超える地域が広範囲に分布した。但馬地域では、円山川流域全体にわたり 24 時間雨量が 200㎜ を超えた。21 箇所で破堤し、円山川水系で 4,100ha、洲本川水系で 880ha、加古川水系で 450ha が浸水した。道路の通行止めも、最大 266 箇所となった。人的被害は死者 26 人、負傷者 134 人、住家被害は全壊 783 棟、半壊 7,142 棟（内、大規模半壊 1,548 棟）、一部損壊 1,506 棟、床上浸水 1,745 棟、床下浸水 9,058 棟であった。 豊岡市では、円山川と出石川が氾濫し、市全世帯の半数以上が浸水被害にあい、市民の約 9 割にあたる 42,000 人に避難指示が出されるという事態になった。 ④ 平成 21 年台風第 9 号による災害 平成 21 年の台風第 9 号は、四国沖をゆっくり北に進み、台風周辺の湿った空気と太平洋高気圧からの湿った空気が重なり西日本に流れ込んでいた。このため、兵庫県では大気の状態が不安定となり、9 日の夜には佐用郡佐用町、宍粟市、朝来市などでは猛烈な雨が降り、特に千種川水系の佐用地区では、最大 24 時間雨量 327㎜（佐用雨量観測所）と既往最大雨量 187㎜ を上回る記録的な豪雨となった。	字句の修正 字句の修正 字句の修正
第２　風水害等の危険性 1　梅雨・秋雨前線等の停滞による豪雨、記録的短時間の局所的豪雨　（略） 2　台風による風水害 台風は、昭和 56 年～平成 22 年の平均で年に約 26 個発生し、うち約３個が本土に上陸している。被害の状況から台風には風台風、雨台風と呼ばれるものがある。特に雨台風は、台風自体がそのような性格を持っているのはなく、梅雨前線や秋雨前線が台風の進行方向前面にあるときには、前線北	**第２　風水害等の危険性** **1　梅雨・秋雨前線等の停滞による豪雨、記録的短時間の局所的豪雨**　（略） **2　台風による風水害** 台風は、1981　年～2010　年の平均で年に約 26 個発生し、うち約３個が本土に上陸している。被害の状況から台風には風台風、雨台風と呼ばれるものがある。特に雨台風は、台風自体がそのような性格を持っているのはなく、梅雨前線や秋雨前線が台風の進行方向前面にあるときには、前線北	フォントの修正 字句の修正

＜現　　行＞	＜改　正　後＞	＜修正理由＞
側の寒気との接触で大雨となるケースが多い。たとえば昭和51年９月の台風__17号による宍粟郡一宮町での災害などはその典型的な事例である（家島では平年の年降水量の80%を一時期に記録）。また、台風が北東に進んだ場合、昭和９年に阪神間に上陸した室戸台風のときの最大瞬間風速が神戸市で33m/s、大阪市で60m/sという例にみられるように、進路の東側で大きくなる傾向があり、日本海の陸地に近い場所を東進した時には南風が吹き込んで兵庫県南部の海岸部など広い範囲で塩害が起きる恐れがある。 高潮と高波は、台風が980hPa程度までの勢力を保って兵庫県付近を通過する場合は警戒を要し、吹送距離（風が水面に吹きつける距離）が長くなるほど大きくなる傾向がある。また高潮は、台風のコースによって急激に起きたり、長時間にわたったりすることがあり、ピーク時が満潮か干潮かによる違いも大きい。特に被害という観点からは高波を伴うかどうかで破壊力が大きく異なってくる。神戸・阪神間では、紀伊水道から入ってくるうねりに南南西の風による風浪が重なると、相当の被害が起こりうるので、特に注意が必要である。	側の寒気との接触で大雨となるケースが多い。たとえば昭和51年９月の台風第17号による宍粟郡一宮町での災害などはその典型的な事例である（家島では平年の年降水量の80%を一時期に記録）。また、台風が北東に進んだ場合、昭和９年に阪神間に上陸した室戸台風のときの最大瞬間風速が神戸市で33m/s、大阪市で60m/sという例にみられるように、進路の東側で大きくなる傾向があり、日本海の陸地に近い場所を東進した時には南風が吹き込んで兵庫県南部の海岸部など広い範囲で塩害が起きる恐れがある。 高潮と高波は、台風が980hPa程度までの勢力を保って兵庫県付近を通過する場合は警戒を要し、吹送距離（風が水面に吹きつける距離）が長くなるほど大きくなる傾向がある。また高潮は、台風のコースによって急激に起きたり、長時間にわたったりすることがあり、ピーク時が満潮か干潮かによる違いも大きい。特に被害という観点からは高波を伴うかどうかで破壊力が大きく異なってくる。神戸・阪神間では、紀伊水道から入ってくるうねりに南南西の風による風浪が重なると、相当の被害が起こりうるので、特に注意が必要である。	字句の修正
3　大規模事故等災害 列車事故等の大規模事故や危険物事故などについては、一度に多数の死傷者を伴う恐れがあり、社会的な影響が予想される。また、強風・乾燥といった気象条件の時に発生した火災は、大火につながりやすいので注意が必要である。	**3　大規模事故等災害** 列車事故等の大規模事故や危険物事故などについては、一度に多数の死傷者を伴う恐れがあり、社会的な影響が予想される。また、強風・乾燥といった気象条件の時に発生した火災は、大火につながりやすいので注意が必要である。	フォントの修正
第３　災害想定 本計画において想定する災害は、梅雨・秋雨前線等の停滞による豪雨、記録的短時間の局所的豪雨や台風による風水害、土砂災害及び大規模事故災害等とする。	**第３　災害想定** 本計画において想定する災害は、梅雨・秋雨前線等の停滞による豪雨、記録的短時間の局所的豪雨や台風による風水害、土砂災害及び大規模事故災害等とする。	
１　洪水浸水想定 (1)～(3)　（略）	**１　洪水浸水想定（計画規模）** (1)～(3)　（略）	字句の修正
	２　洪水浸水想定（想定最大規模） (1) 加古川（国土交通省） 1年の間に発生する確率が1/1000以下の降雨で、加古川流域の2日間の総雨量750㎜が降ったときの河川の氾濫 (2) 東条川（兵庫県） 1年の間に発生する確率が1/1000以下の降雨で、東条川流域の2日の総雨量788㎜が降ったときの河川の氾濫 (3) 千鳥川、三草川（兵庫県） 概ね30年に1回程度起こる大雨（1時間雨量66.4㎜）が降ったときの河川の氾濫	想定最大規模降雨による洪水浸水想定の追記
２　大規模事故等災害の想定される事故の態様 (1)～(7)　（略）	**３　大規模事故等災害の想定される事故の態様** (1)～(7)　（略）	数字のずれ

加東市地域防災計画【風水害対策編】（第２編）災害予防計画（案）新旧対照表

新旧対照表（地域防災計画（風水害対策計画 第２編））】

＜現　　行＞	＜改　正　後＞	＜修正理由＞
第１章　基本方針	**第１章　基本方針**	令和２年６月に加東市強靭化計画を策定し、市地域防災計画の上位計画とする
災害予防計画＿＿＿＿＿＿は、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿次の考え方を基本方針とする。	災害予防計画（風水害対策編）は、加東市強靭化計画を踏まえ、次の考え方を基本方針とする。	
第１　災害応急対策に係る備えの充実	**第１　災害応急対策に係る備えの充実**	
災害応急対策を迅速かつ円滑に展開するための平＿時からの備えを充実するため、次の事項を中心に、防災施設・設備や防災に関する制度・システムの整備の内容等を明示する。	災害応急対策を迅速かつ円滑に展開するための平常時からの備えを充実するため、次の事項を中心に、防災施設・設備や防災に関する制度・システムの整備の内容等を明示する。	字句の修正
(1)　(略)	(1)　(略)	
(2) 研修・訓練＿＿＿	(2) 研修・訓練の実施	字句の修正
(3)～(9)　(略)	(3)～(9)　(略)	
(10) 避難所対策の充実	(10) 避難＿対策の充実	字句の修正
(11)～(17)　(略)	(11)～(17)　(略)	
＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿	(18) 中山間地等における風水害対策	
(18) 災害対策基金の積立・運用	(19) 災害対策基金の積立・運用	記載漏れによる字句の追記 数字のずれ
第２　市民参加による地域防災力・減災力の向上	**第２　市民参加による地域防災力・減災力の向上**	
「自らの命、自らのまちは自ら守る」という防災の原点に立ったまちづくりを進めるため、次の事項を中心に、市民や企業等の防災活動への参画促進の方策を明示する。	「自らの命、自らのまちは自ら守る」という防災の原点に立ったまちづくりを進めるため、次の事項を中心に、市民や企業等の防災活動への参画促進の方策を明示する。	
(1) 防災に関する学習等の普及	(1) 防災に関する学習等の充実	字句の修正
(2)　(略)	(2)　(略)	
(3) 企業等の地域防災活動への参加促進	(3) 企業等の地域防災活動への参画促進	字句の修正
第３　減災のための＿＿防災基盤の整備　（略）	**第３　堅牢でしなやかな防災基盤の整備　（略）**	県地域防災計画に伴う修正
第４　その他の災害予防対策の推進　（略）	**第４　その他の災害予防対策の推進　（略）**	
第２章　災害応急対策に係る備えの充実	**第２章　災害応急対策に係る備えの充実**	
災害応急対策を迅速かつ有効に展開するために必要な体制、資機材等の備えの充実に努める。	災害応急対策を迅速かつ有効に展開するために必要な体制、資機材等の備えの充実に努める。	
第１節　組織体制の整備	**第１節　組織体制の整備**	
市及び関係機関における組織体制の整備について定めるものとする。	市及び関係機関における組織体制の整備について定めるものとする。	
１　市の防災組織体制	**１　市の防災組織体制**	
市は、市域における防災対策の推進のため、平＿時から、市防災会議をはじめ、防災に係る組織体制＿＿＿＿＿＿＿＿の整備、充実に努める。	市は、市域における防災対策の推進のため、平常時から、＿＿＿＿＿＿＿＿防災に係る組織体制として加東市防災会議の整備、充実に努める。	字句の修正
＿＿＿＿＿ ＿＿＿＿＿＿＿＿ ＿＿＿＿＿＿ ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ＿＿＿＿ ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿	(1) 設置根拠 災害対策基本法第 16 条 (2) 組織及び運営 災害対策基本法、加東市防災会議条例の定めるところによる。 (3) 所掌 加東市地域防災計画の修正及びその推進	加東市防災会議条例の内容の追記

＜現　　行＞	＜改　正　後＞	＜修正理由＞
２　指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災組織体制 指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等は、それぞれ平時から防災に係る組織体制の整備、充実に努めるものとされている。	**２　指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災組織体制** 指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等は、それぞれ平常時から防災に係る組織体制の整備、充実に努める。	字句の修正
第２節　研修・訓練	**第２節　研修・訓練の実施**	字句の修正
防災関係機関との相互連携及び防災関係団体や地域住民などの防災知識・防災意識の高揚を図るための研修・訓練について定める。	防災関係機関との相互連携並びに市職員等の災害対応能力の向上のための研修及び訓練について定める。	市民の防災学習は、第３章で扱うため修正。
第１　研修	**第１　研修**	
市は、学識経験者等を講師とした研修会を開催するほか、県等が主催する防災に関する講習会やシンポジウム等へ職員や自主防災組織員の積極的な参加を図り、災害対応能力の向上に努めるものとする。	市は、学識経験者等を講師とした研修会を開催するほか、県等が主催する防災に関する講習会やシンポジウム等へ職員や自主防災組織員の積極的な参加を図り、災害対応能力の向上に努めるものとする。	
第２　防災訓練	**第２　防災訓練**	
市は、防災訓練を通して、実践的な対応力を高めるとともに、訓練結果の事後評価を通して課題を明らかにし、その改善に努め、防災対策の充実強化を図る。	市は、防災訓練を通して、実践的な対応力を高めるとともに、訓練結果の事後評価を通して課題を明らかにし、その改善に努め、防災対策の充実強化を図る。	
１　総合防災訓練 市は、防災関係機関・団体と相互に連携し実戦的な総合防災訓練の実施に努める。 なお、実施の時期、場所、想定災害、訓練内容等については、参加機関等が協議して決定するものとする。 (1)～(4)　（略） (5) 地域総ぐるみ訓練 地域住民、自主防災組織、学校、事業所等が連携した避難、初期消火、避難所開設等の訓練	**１　総合防災訓練** 市は、防災関係機関・団体と相互に連携し実戦的な総合防災訓練の実施に努める。 なお、実施の時期、場所、想定災害、訓練内容等については、参加機関等が協議して決定するものとする。 (1)～(4)　（略） (5) 地域総ぐるみ訓練 市民、自主防災組織、学校、事業所等が連携した避難、初期消火、避難所開設等の訓練	字句の修正
２　個別防災訓練 市は、非常参集訓練や情報伝達訓練を実施するなど、現行の防災体制を検証するための訓練を単独又は共同で実施することにより、防災体制の充実強化に努める。 (1) 非常参集訓練 勤務時間外における災害の発生に備え、職員が緊急に参集する訓練。 ①　職員非常参集訓練 (2)　（略） (3) 図上訓練 災害発生時に起こりうる様々な状況を想定し、それに対して情報収集・分析、伝達、決定等の対応を図上で行う訓練。 ①・②　（略） (4)　（略）	**２　個別防災訓練** 市は、非常参集訓練や情報伝達訓練を実施するなど、現行の防災体制を検証するための訓練を単独又は共同で実施することにより、防災体制の充実強化に努める。 (1) 非常参集訓練 勤務時間外における災害の発生に備え、職員が緊急に参集する訓練 (2)　（略） (3) 図上訓練 災害発生時に起こりうる様々な状況を想定し、それに対して情報収集・分析、伝達、決定等の対応を図上で行う訓練 ①・②　（略） (4)　（略）	字句の修正 非常参集訓練の重複による削除 字句の修正
３　「1.17 は忘れない」地域防災訓練 阪神・淡路大震災の経験と教訓を継承し、市民一人ひとりが大震災を忘れず、将来の災害への備えの充実を図るため、「ひょうご安全の日」である１月 17 日を含む「減災月間」を中心に、学校や自主防災組織等の地域住民と連携した防災訓練等の実施に努める。	**３　「1.17 は忘れない」地域防災訓練** 阪神・淡路大震災の経験と教訓を継承し、市民一人ひとりが大震災を忘れず、将来の災害への備えの充実を図るため、「ひょうご安全の日」である１月 17 日を含む「減災月間」を中心に、学校や自主防災組織等の市民と連携した防災訓練等の実施に努める。	字句の修正
４　自主防災組織等の防災訓練		第２節第２の４から第３に

新旧対照表（地域防災計画（風水害対策計画 第２編））】

＜現　　行＞	＜改　正　後＞	＜修正理由＞
消防機関等と連携して、自主防災組織等の情報収集・伝達訓練、避難訓練、避難誘導訓練、消火訓練、救出・救護訓練、給食・給水訓練等の実施を指導する。		修正
	第３　自主防災組織等への防災訓練に関する指導 市は、消防機関等と連携して、自主防災組織等の情報収集・伝達訓練、避難訓練、初期消火訓練、救出・救護訓練、炊き出し訓練等の実施を指導する。	
第３　職員行動マニュアル等の作成 市は、職員が災害発生または警戒時に迅速かつ的確に災害応急活動が実施できるように、職員のとるべき行動をとりまとめた職員行動マニュアルを作成し、その周知徹底を図ることとする。	**第４　職員行動マニュアル等の作成** 市は、職員が災害発生または警戒時に迅速かつ的確に災害応急活動が実施できるように、職員のとるべき行動をとりまとめた職員行動マニュアルを作成し、その周知徹底を図ることとする。	第３から第４にずれ
第３節　関係機関等との応援体制の整備 大規模災害や広域的な災害に、国、県、近隣市町及び防災関係機関等と連携・協力して対処する体制の整備に努める。	**第３節　関係機関等との応援体制の整備** 大規模災害や広域的な災害に、国、県、近隣市町及び防災関係機関等と連携・協力して対処する体制の整備に努める。	
第１・第２　（略）	**第１・第２　（略）**	
第３　消防関係機関の連携強化 消防本部は、広域的な消防相互応援体制の整備と緊急消防救助隊による人命救助活動等の支援体制の整備に努める。		組合消防での対応のため削除
第４　民間企業等との連携強化 市は、民間企業等との災害時における協力・支援等について協定を締結するなど連携強化に努める。	**第３　民間企業等との連携強化** 市は、民間企業等との災害時における協力・支援等について協定を締結するなど連携強化に努める。	第３消防関係機関の連携強化の削除により、第４から第３にずれ
	第４　受援体制の整備 市は、第１から第３までの連携を的確に応援体制に結び付けられるよう、県が作成した「災害時応援受け入れガイドライン」等を参考に、応急対応時から復旧・復興までを見据えた受援計画を作成する。	市受援計画を作成するため追記
第４節　情報収集・伝達体制の強化 災害に的確に対処ができるよう様々な情報を迅速に収集し伝達・連絡できる体制を整備する。整備にあたっては、有線・無線・衛星と多重化に努める。	**第４節　情報収集・伝達体制の強化** 災害に的確に対処ができるよう様々な情報を迅速に収集し伝達・連絡できる体制を整備する。整備にあたっては、有線・無線・衛星と多重化に努める。	
第１　防災行政無線等の活用 災害情報の伝達等を正確に行うため、防災行政無線を活用した情報伝達を速やかに行うとともに、かとう安全安心メールを利用した情報伝達など、様々な媒体を活用した情報伝達を行う。		第８の「市民に対する通信連絡手段の整備」と重複しているため削除

新旧対照表（地域防災計画（風水害対策計画 第２編））】

＜現　　行＞	＜改　正　後＞	＜修正理由＞
第２　災害時非常無線通信体制の充実強化 防災関係機関と連携して、災害時に加入電話又は携帯電話等が使用できない時、または利用することが著しく困難な場合に対処するため、電波法第 52 条の規定に基づく非常通信の活用を図ることとし、近畿地方非常通信協議会の活動を通して、県の実施する非常通信体制の整備充実に協力する。	**第１　災害時非常無線通信体制の充実強化** 防災関係機関と連携して、災害時に加入電話又は携帯電話等が使用できない時、または利用することが著しく困難な場合に対処するため、電波法第 52 条の規定に基づく非常通信の活用を図ることとし、近畿地方非常通信協議会の活動を通して、県の実施する非常通信体制の整備充実に協力する。	第１防災行政無線等の活用の削除により、第２から第１にずれ
第３　フェニックス防災システムの活用 迅速かつ的確な応急対応を図るため、フェニックス防災システム（災害対応総合情報ネットワークシステム）の活用により、適切に情報を入手するとともに、迅速な被害等の報告に努める。	**第２　フェニックス防災システムの活用** 迅速かつ的確な応急対応を図るため、フェニックス防災システム（災害対応総合情報ネットワークシステム）の活用により、適切に情報を入手するとともに、迅速な被害等の報告に努める。	第３から第２にずれ
第４　防災気象情報提供システム等の活用 市は、気象庁から情報提供される防災気象情報提供システム及び国土交通省から提供される川の防災情報システム等の活用により、市民等へ的確な情報伝達に努める。	**第３　防災気象情報提供システム等の活用** 市は、気象庁から情報提供される防災気象情報提供システム及び国土交通省から提供される川の防災情報システム等の活用により、市民等へ的確な情報伝達に努める。	第４から第３にずれ
第５　土砂災害情報相互通報システムの活用 土砂災害情報相互通報システム（加東市防災気象情報サイト）を活用し、常時気象情報等を市民に提供する。	**第４　加東市防災気象情報サイト　の活用** ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿加東市防災気象情報サイト＿を活用し、常時気象情報等を市民に提供する。	第５から第４にずれ システム名称変更による修正
第６　災害情報を瞬時に伝達するシステムの活用 気象庁が発する緊急地震即報を 全国瞬時警報システム（Ｊアラート）の活用により、防災行政無線、ＣＡＴＶ等を通じて市民に瞬時に伝達する。	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ＿＿＿加東市防災気象情報サイトを活用し、常時気象情報等を市民に提供する。	Ｊアラートは地震、津波、武力攻撃などの緊急情報を伝えるシステムであるため風水害編からは削除
第７　ＩＣＴの活用 統合型ＧＩＳシステムを活用した情報の収集などについて検討を進める。	**第５　ＩＣＴの活用** 統合型ＧＩＳシステムを活用した情報の収集などについて検討を進める。	第７から第５にずれ
第８　監視カメラの整備と活用 災害危険箇所等へ応急監視カメラを設置し、リアルタイムの画像情報収集について研究を進める。	**第６　監視カメラの整備と活用** 災害危険箇所等へ応急監視カメラを設置し、リアルタイムの画像情報収集について研究を進める。	第８から第６にずれ
第９　地域住民に対する通信連絡手段の整備 市は、災害時の情報伝達手段として、防災行政無線、ＣＡＴＶ、かとう安全安心ネット、＿＿＿＿＿＿＿＿エリアメールと緊急速報メール等の活用を図り、アマチュア無線等の情報ボランティアの協力等について検討するとともに、災害時要援護者等、個々のニーズにも配慮の上、災害時における多様で多重な通信連絡手段の整備充実に努める。また、民生委員・児童委員や社会福祉協議会、ＮＰＯ法人市国際交流協会、外国人雇用者の多い企業・事業所等との協力体制の構築に努める。	**第７　市民　に対する通信連絡手段の整備** 市は、災害時の情報伝達手段として、防災行政無線、ＣＡＴＶ、かとう安全安心ネット、ひょうご防災ネット、エリアメールと緊急速報メール等の活用を図り、アマチュア無線等の情報ボランティアの協力等について検討するとともに、災害時要援護者等、個々のニーズにも配慮の上、災害時における多様で多重な通信連絡手段の整備充実に努める。また、民生委員、児童委員、社会福祉協議会、ＮＰＯ法人市国際交流協会、外国人雇用＿の多い企業・事業所等との協力体制の構築に努める。	第９から第７にずれ 字句の修正、ひょうご防災ネットの追記 字句の修正
〈　現有の主な情報伝達手段例　〉 (1) 防災行政無線＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ (2) ＣＡＴＶ（テレビ、インターネット等） (3) かとう安全安心ネット（エリアメール等メール配信）	〈　現有の主な情報伝達手段例　〉 (1) 防災行政無線（同報系）の屋外拡声器や戸別受信機 (2) ＣＡＴＶ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ (3) かとう安全安心ネット（＿＿＿＿＿＿メール配信）	字句の修正 字句の修正 字句の修正

新旧対照表（地域防災計画（風水害対策計画 第２編））】

＜現　　行＞	＜改　正　後＞	＜修正理由＞
	(4) ひょうご防災ネット（スマートフォン用アプリ）	字句の追記
(4) インターネット	(5) インターネット（ホームページ）	字句の追記
(5) 電話、ファクシミリ等	(6) 電話、ファクシミリ等	数字のずれ
(6) サイレン、半鐘（特に緊急を要するとき。）	(7) サイレン、半鐘（特に緊急を要するとき。）	
(7) 広報車	(8) 広報車	数字のずれ
(8) 消防関係車	(9) 消防関係車	
(9) 放送事業者との連携（テレビ、ラジオ）	(10) 放送事業者（テレビ、ラジオ）との連携（Ｌアラート（災害情報共有システム）を経由した連携を含む）	字句の修正
(10) 消防団、自主防災組織、民生委員等人的ネットワーク	(11) 消防団、自主防災組織、民生委員、児童委員等人的ネットワーク	字句の修正
(11) アマチュア無線等情報ボランティアの協力	(12) アマチュア無線等情報ボランティアの協力	数字のずれ
第５節　防災拠点の整備	**第５節　防災拠点の整備**	
	防災拠点とは、消防庁により次のように考えられている。	消防庁における防災拠点の定義を示すため追記
	【消防庁「広域防災拠点が果たすべき消防防災機能のあり方に関する調査検討会報告書」(H15.8.15) 抜粋】	
	防災拠点は、平常時には防災に関する研修や訓練の場や地域住民の憩いの場などとなり、災害時には防災活動のベースキャンプや住民の避難地となるもので、通常、その役割と規模に応じコミュニティ防災拠点、地域防災拠点、広域防災拠点の３つの種類が考えられる。 ① コミュニティ防災拠点 町内会や自治会の単位で設置されるもので、地区の集会所を兼ねたコミュニティ防災センターと児童公園レベルのオープンスペースで構成される。 ② 地域防災拠点 災害時に市町村等の現地活動拠点や中短期の避難活動が可能な避難地、あるいはコミュニティ防災拠点を補完する機能が期待される、小中学校区単位もしくはそれらを包括する規模で設置されるもの。 ③ 広域防災拠点 広域防災拠点は、災害時に広域応援のベースキャンプや物資の流通配給基地等に活用されるもので、概ね都道府県により、その管轄区域内に１箇所ないし数箇所設置されるものである。	
市は、災害時における防災活動の拠点となる地域防災拠点、コミュニティ防災拠点の整備に努める。	市は、地域防災拠点及びコミュニティ防災拠点の整備並びに広域防災拠点との連携に努める。	県地域防災計画に伴う修正
第１　地域防災拠点（物資集積拠点）の整備・充実	**第１　地域防災拠点（物資集積拠点）の整備・充実**	
市は、地域防災拠点（物資集積拠点）の整備にあたって、県広域防災拠点やコミュニティ防災拠点等と交通や通信のネットワークが確保されるように配慮する。 また、災害時における地域の救援・救護、復旧活動が効果的に実施できるよう、必要な機能の充実に努めるものとする。	市は、地域防災拠点（物資集積拠点）の整備にあたって、県広域防災拠点やコミュニティ防災拠点等と交通や通信のネットワークが確保されるように配慮する。 また、災害時における地域の救援・救護、復旧活動が効果的に実施できるよう、必要な機能の充実に努めるものとする。	
１　役割	**１　役割**	
広域防災拠点や他地域から搬送される防災資機材の備蓄・保管拠点、情報通信拠点等としての役割を果たす。	広域防災拠点や他地域から派遣される要員や緊急物資等の受け皿であり、消防、救援・救助、復旧等の活動拠点、物資等の備蓄・保管拠点、情報通信拠点等としての役割を果たす。	県地域防災計画に伴う修正

＜現　　行＞	＜改　正　後＞	＜修正理由＞
２　機能 地域防災拠点には、以下の機能・設備を整備するよう努める。 (1)～(3)　（略） (4)　対策本部や他の拠点と交信可能な通信設備 (5)　（略） (6)　耐震性貯水槽等	**２　機能** 地域防災拠点には、以下の機能・設備を整備するよう努める。 (1)～(3)　（略） (4)　災害対策本部、医療機関、北はりま消防本部及び他の拠点と交信可能な通信設備 (5)　（略） (6)　臨時ヘリポート (7)　耐震性貯水槽、井戸等 (8)　広域避難スペース	県地域防災計画に伴う修正 県地域防災計画に伴う追記 県地域防災計画に伴う追記 県地域防災計画に伴う追記
	３　配置 地域防災拠点として、庁舎南駐車場（加東市社５０）及び加東市防災広場を含めた周辺施設を位置づける。	地域防災拠点として追記
第２　コミュニティ防災拠点の整備・充実 市は、コミュニティを中心とした小学校区レベルの単位において、災害時における避難と救援の拠点となるコミュニティ防災拠点の整備・充実に努める。	**第２　コミュニティ防災拠点の整備・充実** 市は、コミュニティを中心とした町内会や自治会の単位において、災害時における避難と救援の拠点となるコミュニティ防災拠点の整備・充実に努める。	第５節の説明文と整合を図るための修正
１　役割 コミュニティ防災拠点は、災害時における防災拠点として地域住民の最も身近なものであり、避難と救援の活動拠点としての役割を果たす。	**１　役割** コミュニティ防災拠点は、災害時における防災拠点として地区内の市民の避難地及び防災活動拠点となるものであり、避難と救援の接点としての役割を果たす。	県地域防災計画に伴う修正 県地域防災計画に伴う修正
２　機能 コミュニティ防災拠点には、以下の機能・設備を整備するよう努める。 (1)・(2)　（略） (3)　情報通信設備 ①　地域内の住民への情報連絡装置（同報無線等） ②　災害対策本部や他の拠点等との交信が可能な通信設備 (4)　対象地域内の防災活動に必要な設備 ①・②　（略）	**２　機能** コミュニティ防災拠点には、以下の機能・設備を整備するよう努める。 (1)・(2)　（略） (3)　情報通信設備 ①　地区内の市民への情報連絡装置（同報無線等） ②　災害対策本部や他の拠点等との交信が可能な通信設備 (4)　対象地区内の防災活動に必要な設備 ①・②　（略） (5)　電気及び飲料水等の自給自足機能 ①　自家発電設備、再生可能エネルギー発電設備 ②　飲料水兼用型耐震性貯水槽、井戸	字句の修正 字句の修正 県地域防災計画に伴う追記
３　配置 市内の公立小中学校、地域の公民館等をコミュニティ防災拠点として位置づける。	**３　配置** 市内の各地区（自治会）の集会所及びその周辺のオープンスペースをコミュニティ防災拠点として位置づける。	コミュニティ防災拠点の位置づけを修正
表	表　削除	コミュニティ防災拠点の定義と異なるため、表は削除。

施　設　名	住　所	電話番号
市立社小学校	社 1550 番地	42-0004
市立福田小学校	沢部 613 番地 1	42-1043
市立米田小学校	上久米 1693 番地	44-0004
市立三草小学校	上三草 118 番地	42-0221
市立滝野東小学校	新町 88 番地	48-2037
市立滝野南小学校	高岡 949 番地	48-2162

新旧対照表（地域防災計画（風水害対策計画 第２編））】

＜現　　行＞

市立東条東小学校	掎鹿谷 56 番地	47-0044
市立東条西小学校	吉井 298 番地	46-0044
市立社中学校	木梨 1134 番地 62	42-0152
市立滝野中学校	下滝野 761 番地	48-2032
各地区自治会公民館・集会所	〃	〃

第３　広域防災拠点等との連携

市は、地域防災拠点（物資集積拠点）、コミュニティ防災拠点の整備にあたっては、広域防災拠点等との交通や通信のネットワークが確保されるように努める。

県広域防災拠点

区分	防災拠点名	所在地	備考
全県拠点	兵庫県広域防災センター	三木市	
その他拠点	播磨中央公園	加東市下滝野	広域輸送拠点

第６節　火災予防対策の推進

火災に対する予防及び防御体制について定める。

第１　出火防止・初期消火体制の整備

１　火災予防対策

(1) 一般予防対策

市は、次の対策を講じる。

①・②　（略）

③　火を使用する設備・器具の所有者・使用者に対して、市　　火災予防条例に基づき火災の予防に努める。

④　（略）

(2)・(3)　（略）

(4) 林野火災予防対策

市は、次の対策を講じる。

①～③　（略）

④　消防戦術及び装備の近代化

火災の発生に際して被害の軽減を図るため、防火線、林道等の構築、林野火災の特性に対処し得る消防用資機材の整備を推進する。

⑤　自衛隊の派遣要請

林野火災において、県が自衛隊の出動を要請した場合に、自衛隊が常備していない消火用資機材については本市において貸与するものとし、これら消防用資機材について、兵庫県、森林管理

＜改　　正　　後＞

第３　広域防災拠点等との連携

市は、地域防災拠点（物資集積拠点）、コミュニティ防災拠点の整備にあたっては、広域防災拠点等との交通や通信のネットワークが確保されるように努める。

県広域防災拠点

区分	防災拠点名	所在地	備考
全県拠点	三木総合防災公園	三木市	
その他拠点	播磨中央公園	加東市下滝野	要員宿泊出動機能 物資集積配送機能

第６節　火災予防対策の推進

火災に対する予防及び防御体制について定める。

第１　出火防止・初期消火体制の整備

１　火災予防対策

(1) 一般予防対策

市は、次の対策を講じる。

①・②　（略）

③　火を使用する設備・器具の所有者・使用者に対して、北はりま消防組合火災予防条例に基づき火災の予防に努める。

④　（略）

(2)・(3)　（略）

(4) 林野火災予防対策

市は、次の対策を講じる。

①～③　（略）

④　消防戦術及び装備の近代化

火災の発生に際して被害の軽減を図るため、防火線、林道等の構築、林野火災の特性に対処し得る消防用資機材の整備を推進する。

また、消防団幹部等において市所有の無人航空機（ドローン）を活用することで、火災の状況把握及び消防団の適正配置を行うことができ、また、その情報を消防署へ提供することにより、被害の拡大防止に努める。

⑤　自衛隊の派遣要請

林野火災において、県が自衛隊の出動を要請した場合に、自衛隊が常備していない消火用資機材については本市において貸与するものとし、これら消防用資機材について、兵庫県、森林管理

＜修正理由＞

県地域防災計画に伴う修正

市条例ではなく、北はりま消防組合条例であるため修正

ドローンの活用を図るため追記

＜現　　行＞	＜改　正　後＞	＜修正理由＞
署又は森林組合等における保有数を把握し、発災時に速やかに調達できるよう協議を行う。 (5) 防火管理者等の育成と活用 消防本部は、学校、病院、工場等政令で定める防火管理者を置かなければならない防火対象物について、防火管理者の選任及び消防計画の作成、避難訓練の実施を徹底させる。 また、防火管理者を養成、指導し、総合的な自主防火管理体制の整備を図る。	署又は森林組合等における保有数を把握し、発災時に速やかに調達できるよう協議を行う。	組合消防での対応のため削除
第２　消防力の強化	**第２　消防力の強化**	
１　消防施設等の整備 消防施設・設備について、同時多発火災等への対応も踏まえ、計画的な整備を進める。 (1) 消防力の基準・　　消防水利の基準の達成を目標に、整備を図る。 (2) 水道施設等の被害によって消防水利の確保に支障を来すことのないよう、消火栓に偏ることなく、防火水槽、自然水利、水泳プール等の活用など、消防水利の多様化とその適正な配置に努める。 (3)～(5)　(略)	**１　消防施設等の整備** 消防施設・設備について、同時多発火災等への対応も踏まえ、計画的な整備を進める。 (1) 消防力の整備指針及び消防水利の基準の達成を目標に、整備を図る。 (2) 水道施設等の被害によって消防水利の確保に支障を来すことのないよう、消火栓に偏ることなく、防火水槽、自然水利、　プール等の活用など、消防水利の多様化とその適正な配置に努める。 (3)～(5)　(略) (6) 災害時に活用する無人航空機（ドローン）の運用体制を整備する。	県地域防災計画に伴う修正 字句の修正 ドローンの運用体制を追記
２　消防団の強化 (1) 積極的な加入促進などにより、団員の確保を図り、機能的な活動が可能となる組織を検討するとともに、福利厚生の向上を図る。 (2) 既存の形態にとらわれない団員等について検討する。 (3) 地域住民に、団員の確保及び団活動への積極的な支援を求める。 (4) 事業所に、団員の団活動に積極的な支援を求める。 (5) 消防庁の「消防団の装備の基準」を踏まえた、作業服、無線機、救助・消火・救急・避難誘導用器具等の装備の充実に努める。		消防団については、第３章第４節で扱うこととし、削除
第７節　防災資機材の整備 災害時における応急対策活動用資機材等（防災用資機材）の整備充実を図る。	**第７節　防災資機材の整備** 災害時における応急対策活動用資機材等（防災用資機材）の整備充実を図る。	
第１　自主防災組織等の資機材　（略）	**第１　自主防災組織等の資機材　（略）**	
第２　防災資機材	**第２　防災資機材**	
市は、災害・水防活動に便利な場所に防災備蓄（水防）倉庫を整備し、水防資機材や救出資機材等の防災資機材の充実に努める。また、建設業協会等と協力し、災害時の重機などによる救出体制を確立する。	市は、災害・水防活動に便利な場所に防災備蓄（水防）倉庫を整備し、水防資機材や救出資機材等の防災資機材の充実に努める。	建設業協会が解散したため、また、防災資機材に関する事項ではないため削除
第８節　災害救急医療システムの整備 応急医療活動を迅速かつ的確に実施する体制の整備を図る。	**第８節　災害救急医療システムの整備** 応急医療活動を迅速かつ的確に実施する体制の整備を図る。	
第１～第３　（略）	**第１～第３　（略）**	
第４　災害医療体制等の整備	**第４　災害医療体制等の整備**	
(1) 県の災害救急医療システムとの整合を図りつつ、救護所の設置、救護班の編成、医薬品の備蓄等	(1) 県の災害救急医療システムとの整合を図りつつ、救護所の設置、救護班の編成、医薬品の備蓄等	

新旧対照表（地域防災計画（風水害対策計画 第２編））】

＜現　　行＞	＜改　正　後＞	＜修正理由＞
について、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿医師会、＿＿＿＿歯科医師会、医療機関及び＿＿＿＿消防本部等と調整し、整備に努める。	について、（一社）小野市・加東市医師会、小野加東歯科医師会、医療機関及び北はりま消防本部等と調整し、整備に努める。	機関名の修正
(2) 傷病者を救急現場から医療機関に搬送するまでの間において、高度な応急処置を行うことができる救急救命士の計画的な養成を推進するとともに、県、二次医療圏内の医師会・医療機関等と連携し、救急救命士に対する医師の指示体制の確立を図る。	(2) 傷病者を救急現場から医療機関に搬送するまでの間において、高度な応急処置を行うことができる救急救命士の計画的な養成を推進するとともに、県、災害医療圏内の医師会・医療機関等と連携し、救急救命士に対する医師の指示体制の確立を図る。	県地域防災計画に伴う修正
第９節　緊急輸送体制の整備	**第９節　緊急輸送体制の整備**	
災害発生後、救助・救急・医療・消火活動を迅速に行うため、また、被災者に緊急物資を供給するため、あらかじめ緊急輸送道路を定める。	災害発生後、救助・救急・医療・消火活動を迅速に行うため、また、被災者に緊急物資を供給するため、あらかじめ緊急輸送道路を定める。	
第１　緊急輸送道路ネットワークの形成	**第１　緊急輸送道路ネットワークの形成**	
１　緊急輸送道路の設定 県が設定する緊急輸送ネットワーク（緊急輸送道路）をふまえ、地域防災拠点に集められた物資を、市内のコミュニティ防災拠点等に送るための緊急輸送道路を設定する。＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿	**１　緊急輸送道路の設定** 県が設定する緊急輸送ネットワーク（緊急輸送道路）を踏まえ、地域防災拠点に集められた物資を＿＿避難所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿等に送るための緊急輸送道路を設定する。緊急輸送道路は、市の道路整備の計画の進捗により適宜見直すこととする。	字句の修正 加東市道路整備基本計画の策定を踏まえて追記
２　維持管理　（略）	**２　維持管理　（略）**	
第２　緊急交通路の確保	**第２　緊急交通路の確保**	
災害時に緊急自動車の通行を確保するため、平＿時から警察と緊急交通路の確保について連携体制を整備しておくとともに、災害時には優先的に復旧工事が進められる体制を確立しておくものとする。	災害時に緊急自動車の通行を確保するため、平常時から警察と緊急交通路の確保について連携体制を整備しておくとともに、災害時には優先的に復旧工事が進められる体制を確立しておくものとする。	字句の修正
第３　ヘリコプター臨時離着陸場適地の活用	**第３　ヘリコプター臨時離着陸場適地の活用**	
県が指定するヘリコプター臨時離着陸場適地については、災害時における航空輸送の確保について、その活用を図るものとする。	県が指定するヘリコプター臨時離着陸場適地については、災害時における航空輸送の確保からも＿、その活用を図るものとする。	
第１０節　避難所対策の充実	**第１０節　避難＿対策の充実**	標記の修正
市は、被災者等の生命及び身体の安全を確保するため、避難所対策の充実を図る。 山崎断層帯主部南東部・草谷（くさたに）断層の地震による被害想定では、避難者 9,635 人となっており、市内の指定避難所は 28＿＿＿＿＿＿ヶ所であるが、帰宅困難者についても受け入れる必要があるため、避難所の増設を図る。	市は、被災者等の生命及び身体の安全を確保するため、避難＿対策の充実を図る。 風水害に対応した＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＜現　　行＞	＜改　正　後＞	＜修正理由＞
浸水想定区域による最大規模の避難者数を収容できる避難所を確保するものとし、避難施設として、市内の体育館、小中学校、福祉施設などの公共施設を避難所に位置づける。また、指定避難所が避難困難な状況下にあるときなどで、一時的な避難所として各地区（自治会）公民館等が有効に利用できる場合は、それらの施設を避難所とする。	浸水想定区域による最大規模の避難者数を収容できる避難所を確保するものとし、避難施設として、市内の体育館、小中学校、福祉施設などの公共施設を避難所に位置づける。また、指定避難所が避難困難な状況下にあるときなどで、一時的な避難所として各地区（自治会）公民館等が有効に利用できる場合は、それらの施設を避難所とする。	
なお、学校を避難所とする場合については、教育委員会及び当該学校と十分協議し、平時からの協力・連携体制の充実に努める。	なお、学校を避難所とする場合については、教育委員会及び当該学校と十分協議し、平常時からの協力・連携体制の充実に努める。	字句の修正
(1)・(2)　（略）	(1)・(2)　（略）	
(3) 広域一時滞在への配慮	(3) 広域一時滞在への配慮	
・指定避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについて定めるなど、他の市町からの被災住民を受け入れることができる避難所を予め選定し、施設管理者に対し、広域一時滞在の用に供する避難所になりうることについて予め同意を得る。	・指定避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについて定めるなど、他の市町からの被災住民を受け入れることができる避難所を選定し、施設管理者に対し、広域一時滞在の用に供する避難所になりうることについて同意を得る。	字句の修正
・大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の市町との広域一時滞在に係る応援協定の締結や被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者との協定の締結など、発災時の具体的な避難、受け入れ方法を含めた手順等を定めることに努める。	・大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の市町との広域一時滞在に係る応援協定の締結や被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者との協定の締結など、発災時の具体的な避難、受入れ方法を含めた手順等を定めることに努める。	字句の修正
(4) 留意事項	(4) 留意事項	
・避難所の場所について、標識、案内板、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により住民に周知徹する。	・避難所の場所について、標識、案内板、防災訓練の実施やハザードマップの作成・配布等により市民に周知する。	字句の修正 字句の修正
・学校を避難所とする場合については、特に教育機能の早期回復に留意することとする。そのため、指定に当たって、教育委員会及び当該学校と十分協議し、平時からの協力・連携体制の充実に努める。	・学校を避難所とする場合については、特に教育機能の早期回復に留意することとする。そのため、指定に当たって、教育委員会及び当該学校と十分協議し、平常時からの協力・連携体制の充実に努める。	字句の修正
・あらかじめ高齢者・障害者等、避難所での生活において特別な配慮を必要とする者を把握する。	・あらかじめ高齢者・障害者等、避難所での生活において特別な配慮を必要とする者を把握する。	
3　福祉避難所	**3　福祉避難所**	フォントの修正
災害時要援護者の避難を優先する避難所として、社福祉センター（ラポートやしろ）、旧滝野福祉センター（はぴねす滝野）、東条福祉センター（とどろき荘）を福祉避難所として位置づける。また、高齢者福祉施設と協定を締結し、民間賃貸住宅、旅館、ホテル等を避難場所として借り上げる等、多様な避難場所を確保する。	災害時要援護者の避難を優先する避難所として、社福祉センター、はぴねす滝野（旧滝野福祉センター）、東条福祉センター「とどろき荘」を福祉避難所として位置づける。また、福祉施設と協定を締結し、民間賃貸住宅、旅館、ホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所を確保する。	字句の修正
第２　避難所管理運営体制の整備	**第２　避難所管理運営体制の整備**	
避難所への職員派遣計画を作成し、派遣基準を明らかにする。 避難所開設期間が７日を超えることも想定し、女性も含めた避難所管理・運営体制を整備する。	避難所への職員派遣計画を作成し、派遣基準を明らかにする。 避難所開設期間が７日を超えることも想定し、避難所管理・運営体制を整備する。	字句の修正
第３　施設、設備の整備	**第３　施設、設備の整備**	
避難所となる施設は、バリアフリー化、看板等の設置、災害時にも最低限の機能を維持し、避難者の生活や管理運営が確保できる設備（避難者スペース、ライフラインの確保、物資の備蓄、情報収集機器等）や非常電源の確保など、計画的な整備を推進する。また、整備にあたっては、女性、災害時要援護者（高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等）、にも十分配慮した、居住スペースの確保に努める。 なお、ペット（犬、猫等）にも配慮する。	避難所となる施設は、バリアフリー化、看板等の設置、災害時にも最低限の機能を維持し、避難者の生活や管理運営が確保できる設備（避難者スペース、ライフラインの確保、物資の備蓄、情報収集機器等）や非常電源の確保など、計画的な整備を推進する。また、整備にあたっては、女性、災害時要援護者（高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等）、にも十分配慮した、居住スペースの確保に努める。 なお、ペット（犬、猫等）にも配慮する。	
1　避難所施設の利用上における女性や災害時要援護者への配慮	**1　避難所施設の利用上における女性や災害時要援護者への配慮**	フォントの修正
(1)～(5)　（略）	(1)～(5)　（略）	
(6) 巡回診療に関する配慮	(6) 巡回診療に関する配慮	
避難者について診療の必要性の有無の確認を行い、医師会、歯科医師会、医療機関と調整し、巡回診療に努める。	避難者について診療の必要性の有無の確認を行い、（一社）小野市・加東市医師会、小野加東歯科医師会、医療機関と調整し、巡回診療に努める。	機関名の修正

新旧対照表（地域防災計画（風水害対策計画 第２編））】

＜現　　行＞	＜改　正　後＞	＜修正理由＞
	(7) ＤＶ被害者等への配慮 加害者等に居所が知られないよう、当該避難者の個人情の管理に努める。	ＤＶ被害者に関する事項の追記
２　避難所施設の利用上におけるペット（犬、猫等）への配慮　（略）	**２　避難所施設の利用上におけるペット（犬、猫等）への配慮　（略）**	フォントの修正
第４　避難所運営組織の育成	**第４　避難所運営組織の育成**	
(1) 市は、自治会 、自主防災組織等の協力を得て、女性も含めた避難所運営組織の編成を図るなど運営体制の整備に努め、災害時の円滑な自主運営体制の確立を図る。 (2) 自主防災組織等は、地域の居住者、災害時要援護者に関する情報を本人の同意を得て把握するよう努めるものとする。 (3)　（略）	(1) 市は、地区（自治会）及び自主防災組織等の協力を得て、女性も含めた避難所運営組織の編成を図るなど運営体制の整備に努め、災害時の円滑な自主運営体制の確立を支援する。 (2) 地区（自治会）及び自主防災組織等は、地域の居住者、災害時要援護者に関する情報を本人の同意を得て把握するよう努めるものとする。 (3)　（略）	字句の修正 字句の修正
第５　避難所開設・運営訓練	**第５　避難所開設・運営訓練**	
市及び避難所管理者、地域の防災組織等が連携した、避難所開設・運営訓練の実施に努めるものとする。	市、地区（自治会）及び自主防災組織等が連携した、避難所開設・運営訓練の実施に努めるものとする。	字句の修正
第６　避難所管理運営マニュアルの普及・周知　（略）	**第６　避難所管理運営マニュアルの普及・周知　（略）**	
	第７　「マイ避難カード」等の普及による避難意識の向上 想定される災害に備え、一人ひとりが自ら考えた「避難行動に移るタイミング（逃げ時）」「避難先」「避難経路」をあらかじめ記載しておく「マイ避難カード」の作成を普及啓発することにより、市民の避難意識の向上を図る。	県地域防災計画に伴う追記
第１１節　備蓄体制等の整備	**第１１節　備蓄体制等の整備**	
市は、想定避難者数に対応するための必要な食料品、生活必需品等の非常物資の確保と供給体制を確立する。	市は、想定避難者数に対応するための必要な食料品、生活必需品等の非常用物資の確保と供給体制を確立する。	
第１　基本方針	**第１　基本方針**	
(1) 市は、市民に対し、平時から最低限３日間、可能な限り１週間分程度の食料、飲料水、生活必需物資を備蓄するよう、自主防災組織や自治会等を通じて啓発することとする。 (2) 住民の備蓄を補完するため、山崎断層地震被害想定における市の最大避難者数（9,635 人）を基準に、現物備蓄及び調達（流通在庫備蓄）により食料・生活必需物資供給体制の整備に努める。 (3)　（略）	(1) 市は、市民に対し、平常時から最低限３日間、可能な限り１週間分程度の食料、飲料水、生活必需物資を備蓄するよう、地区（自治会）及び自主防災組織等を通じて啓発することとする。 (2) 市民の備蓄を補完するため、山崎断層地震被害想定における市の最大避難者数（9,635 人）を基準に、現物備蓄及び調達（流通在庫備蓄）により食料・生活必需物資の供給体制の整備に努める。 (3)　（略）	字句の修正 字句の修正 字句の修正
第２　食料	**第２　食料**	
１　備蓄、調達 (1) 食料支給対象者　（略） (2) 目標数量 区分 ｜ 市民による備蓄 ｜ 行政による備蓄	**１　備蓄、調達** (1) 食料支給対象者　（略） (2) 目標数量 区分 ｜ 市民による備蓄 ｜ 行政による備蓄	

＜現　　行＞

		市による備蓄	県による備蓄
＿＿＿＿＿	＿＿＿＿ ＿＿＿＿		
発災から４日間	１人３日分 （現物備蓄）	被災者の１日分相当量 （現物備蓄）	
発災から５日目		被災者の１日分相当量 （現物又は流通＿＿備蓄）	
発災から６日目			被災者の１日分相当量 （現物・流通＿＿備蓄）
合計	３日分	２日分	１日分

(3) 品目
品目としては、一般に次のものが考えられる。なお、実施にあたり、高齢者や＿＿＿乳幼児＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿のニーズにも配慮することとする。
① 炊き出し用米穀、乾パン、おにぎり、弁当、パン、育児用調整粉乳等の主食
② 即席めん、ハム・ソーセージ類、調理缶詰、漬物、味噌、醤油＿＿＿＿＿＿＿＿等の副食
③ 飲料水、お茶、ジュース等の飲料＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

新旧対照表（地域防災計画（風水害対策計画 第２編））】

＜現　　行＞	＜改　正　後＞	＜修正理由＞
小限必要量の１人１日３リットルを給水することを目安に、給水体制を整備する。 〈　給水目標水準　〉 (1)～(4)　（略） **３　供給体制** (1)　（略） (2)　災害時において迅速かつ円滑に供給体制が進められるよう、給水資機材や応急対策資機材、マニュアル等の充実に努める。 (3)　（略）	市（水道管理者）は、最小限必要量の１人１日３リットルを給水することを目安に、給水体制を整備する。 〈　給水目標水準　〉 (1)～(4)　（略） **３　供給体制** (1)　（略） (2)　災害時において迅速かつ円滑に供給体制が進められるよう、給水用資機材や応急対策資機材、マニュアル等の充実に努める。 (3)　（略）	県地域防災計画に伴う修正 字句の修正
第５　医薬品　（略）	**第５　医薬品　（略）**	
第１２節　家屋被害認定体制等の整備 市は、県と連携し、二次災害の防止・軽減及び被災宅地の円滑な復旧を図るため、家屋被害認定及び被災宅地危険度判定の体制整備、兵庫県住宅再建共済制度の加入促進に努める。	**第１２節　家屋被害認定体制等の整備** 市は、県と連携し、二次災害の防止・軽減及び被災宅地の円滑な復旧を図るため、家屋被害認定及び被災宅地危険度判定の体制整備、兵庫県住宅再建共済制度の加入促進に努める。	
第１　家屋被害認定体制の整備 災害対策基本法第９０条の２で市長は、災害発生時に、遅滞なく被害の程度を証明する書面を交付すると定められている。このため今後発生する災害における被害調査の迅速化と統一化を担保し、被災者支援制度の円滑な実施に努める。	**第１　家屋被害認定体制の整備** 災害対策基本法第９０条の２で市長は、災害発生時に、遅滞なく被害の程度を証明する書面を交付すると定められている。このため今後発生する災害における被害調査の迅速化と統一化を担保し、被災者支援制度の円滑な実施に努める。	
１　家屋被害認定士の育成 市長は、家屋被害認定士となるべき市職員を選定し、県が実施する養成研修へ参加させるなど、十分な知識と技術をもって即時に被害調査に従事できる認定士の育成に努める。	**１　家屋被害認定士の育成** 市長は、家屋被害認定士となるべき市職員を選定し、県が実施する養成研修へ参加させるなど、十分な知識と技術をもって即時に被害調査に従事できる認定士の育成に努める。また、「被害認定調査・り災証明書発行業務マニュアル」を作成し、家屋被害認定調査及びそれに続くり災証明書発行業務を的確かつ迅速な実施に努める。	被害認定調査・り災証明書発行業務マニュアルの作成に関して追記
２・３　（略） **第２・第３　（略）**	**２・３　（略）** **第２・第３　（略）**	
第１３節　廃棄物対策の充実 市は、災害時に発生する廃棄物処理を迅速に処理するため、廃棄物処理計画及び対応体制を整備する。	**第１３節　廃棄物対策の充実** 市は、災害時に発生する廃棄物処理を迅速に処理するため、廃棄物処理計画及び対応体制を整備する。	
第１　実施責任　（略）	**第１　実施責任　（略）**	
第２　災害廃棄物処理計画の策定 災害時に家庭等から出される廃棄物処理を迅速に実施し、早期復旧に資するため、小野加東加西環境施設事務組合及び北播磨清掃事務組合等と協力して、「水害廃棄物対策指針」（平成17年６月環境省）を参考	**第２　災害廃棄物処理計画の策定** 災害時の廃棄物処理を迅速に実施し、早期復旧に資するため、市は、あらかじめ仮置場の配置や災害廃棄物の処理方法等について、具体的に示した災害廃棄物の処理計画を定めておくとともに、平常時から仮置	県地域防災計画に伴う修正

＜現　　行＞

に、浸水想定区域内の建物分布等を考慮し、水害時のごみ発生量等を推定し、あらかじめ仮置き場の配置や災害廃棄物の処理方法等について、具体的に示した災害廃棄物（ガレキ、し尿）の処理計画を定めておくとともに、平常時から仮置場候補地のリストアップ、仮置場における分別・処理の運営体制について検討しておく。

また、広域処理を行う地域単位で一定程度の余裕を持った処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理の多重化や代替性の確保を図る。

水害廃棄物発生推定量（洪水ハザードマップによる想定の場合）

地域	浸水想定区域内の全被害家屋数（棟）	水害廃棄物量（t）
加東市	2,434	4,868

（注）算定条件は次のとおり。
・全被害家屋数＝床上浸水家屋数＋床下浸水家屋数（水害廃棄物対策指針）
・水害廃棄物の発生原単位：全被害家屋１棟当たり２ｔ程度（水害廃棄物対策指針）
・浸水想定区域内の要避難人口：7,058 人（洪水ハザードマップ作成業務報告書）
・１世帯当たり人口：2.9 人（市統計書）
・全被害家屋数：１世帯＝１棟と仮定すると、2,434 棟

第３　応援体制の整備

市は、以下の各協定を踏まえ災害時の廃棄物の円滑な処理を行うための、応援の受入れ、並びに他市町への派遣に関する体制の整備を行う。

１　兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定　（略）

２　災害時の廃棄物処理に関する応援協定

県及び神戸市安全協力会、（一社）兵庫県産業廃棄物　協会、（一社）兵庫県水質保全センター　　との間で、県の依頼・調整により、これらの団体が、被災市町を応援するしくみをつくるために、平成 17 年９月に　　災害時の廃棄物処理に関する応援協定を締結している。

（協定内容）（1）県が被災市町の要請を受け各団体に依頼・調整
（2）（1）に基づき各団体が被災市町を応援

３　災害時の石綿（アスベスト）処理に関する方針

災害時の建物等の倒壊や解体における処理の際には、石綿（アスベスト）の飛散が懸念されるため、環境省が平成 19 年８月に作成した「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル　　」を元に対策を行うものとする。

４　費用負担　（略）

第１４節　災害時要援護者支援対策の充実

市は、災害時要援護者に対する迅速、的確な対応を図るための体制の整備に努める。

第１　健康・福祉・医療の連携　（略）

＜改　正　後＞

場候補地のリストアップ、仮置場における分別・処理の運営体制について検討しておく。また、広域処理を行う地域単位で一定程度の余裕をもった処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理の多重化や代替性の確保を図る。

なお、災害廃棄物の最大発生量は県による地震被害想定により、次の量を推定している。

災害廃棄物発生推定量（山崎断層地震の場合）

地域名	被害量（千トン）	
	木造倒壊による	非木造倒壊による
加東市	193	521

第３　応援体制の整備

市は、以下の各協定を踏まえ災害時の廃棄物の円滑な処理を行うための、応援の受入れ、並びに他市町への派遣に関する体制の整備を行う。

１　兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定　（略）

２　災害時の廃棄物処理に関する応援協定

県及び神戸市安全協力会、（一社）兵庫県産業資源循環協会、（一社）兵庫県水質保全センター、（一社）日本建設業連合会（関西支部）、兵庫県環境整備事業協同組合及び兵庫県環境事業商工組合との間で、県の要請・調整により、これらの団体が、被災市町を応援するしくみをつくるために、平成 17 年９月以降、順次、災害時の廃棄物処理に関する応援協定を締結している。

（協定内容）（1）県が被災市町の要請を受け各団体に要請・調整
（2）（1）に基づき各団体が被災市町を応援

３　災害時の石綿（アスベスト）処理に関する方針

災害時の建物等の倒壊や解体における処理の際には、石綿（アスベスト）の飛散が懸念されるため、環境省が平成 29 年９月に作成した「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（改訂版）」を元に対策を行うものとする。

４　費用負担　（略）

第１４節　災害時要援護者支援対策の充実

市は、災害時要援護者に対する迅速、的確な対応を図るための体制の整備に努める。

第１　健康・福祉・医療の連携　（略）

＜修正理由＞

県地域防災計画に伴う修正

県地域防災計画に伴う修正

新旧対照表（地域防災計画（風水害対策計画 第２編））】

＜現　　行＞	＜改　正　後＞	＜修正理由＞
第２　災害時要援護者支援体制の確保	**第２　災害時要援護者支援体制の確保**	
１　支援の対象となる災害時要援護者 災害時要援護者とは、＿＿＿＿＿＿＿＿災害時に必要な情報を的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなど、災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々をいう。 (1) 高齢者（独居、高齢者夫婦世帯＿） (2)　(略) (3) 乳幼児、児童 (4)～(8)　(略)	**１　支援の対象となる災害時要援護者** 災害時要援護者とは、次の(1)～(8)のうち、災害時に必要な情報を的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなど、災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々をいう。 (1) 高齢者（独居、高齢者夫婦世帯等） (2)　(略) (3) 乳幼児＿＿＿ (4)～(8)　(略)	字句の追記 字句の修正 字句の修正
２　災害時要援護者支援体制の整備 (1) 災害時要援護者の日常的把握と避難行動要支援者名簿の整備 市は、防災担当部局と福祉担当部局との連携のもと、平常時から災害時要援護者に関する情報を把握するよう努める。このうち、少なくとも避難行動要支援者（自力での避難が困難な災害時要援護者）については、災害対策基本法に定める避難行動＿支援者名簿の作成を行う。名簿は、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新する。 (2) 避難行動要支援者名簿の共有 市は、避難支援等に携わる関係者として、消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、＿＿＿＿＿＿自主防災組織等に対して、避難行動要支援者本人の同意を得た上であらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を行う。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。 (3) 地域における避難支援体制の整備 市は、避難行動要支援者名簿をもとに、対象者＿一人ひとりに＿＿＿支援者を決めるなどの地域における支援体制の整備に努める。 ＿＿＿＿＿＿＿＿

＜現　　行＞	＜改　正　後＞	＜修正理由＞
第４　社会福祉施設等の整備	**第４　社会福祉施設等の整備**	
１　社会福祉施設等の緊急保護体制の確立 一般の避難場所では生活が困難な高齢者、障害者等の避難場所として社会福祉施設が利用できるよう、高齢者福祉施設と協定を締結したり、民間賃貸住宅、旅館、ホテル等を避難場所として借り上げる等、多様な避難場所の確保に努めるものとする。	**１　社会福祉施設等の緊急保護体制の確立** 一般の避難＿所では生活が困難な高齢者、障害者等の避難＿所として社会福祉施設が利用できるよう、高齢者福祉施設と協定を締結し＿＿、民間賃貸住宅、旅館、ホテル等を避難＿所として借り上げる等、多様な避難＿所の確保に努めるものとする。	字句の修正 字句の修正 字句の修正
２　社会福祉施設の対応強化　（略）	**２　社会福祉施設の対応強化　（略）**	
３　社会福祉施設等の整備 高齢者や障害者等をはじめ不特定多数の人が利用する社会福祉施設等の管理者について、次の事項について要請する。 (1) 車いす等で通行できる避難経路としての敷地内通路及び外部出入口の整備 (2) 光、音声等により、視覚障害者及び聴覚障害者に非常警報を知らせたり、避難場所への誘導を表示する設備の整備	**３　社会福祉施設等の整備** 高齢者や障害者等をはじめ不特定多数の人が利用する社会福祉施設等の管理者に＿＿＿＿次の事項について要請する。 (1) 車いす等で通行できる避難経路としての敷地内通路及び外部出入口の整備 (2) 光、音声等により、視覚障害者及び聴覚障害者に非常警報を知らせ＿＿、避難＿所への誘導を表示する設備の整備	字句の修正 字句の修正
４　高齢者や障害者等に配慮した避難所の整備等　（略）	**４　高齢者や障害者等に配慮した避難所の整備等　（略）**	
第５　災害時要援護者関連施設に係る総合的な災害対策の実施	**第５　災害時要援護者関連施設に係る総合的な災害対策の実施**	
(1)・(2)　（略） (3) 水防法に基づく浸水想定区域内の災害時要援護者関連施設については、利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、洪水予報等の伝達体制の強化に努める。 (4) 土砂災害警戒区域＿及び浸水想定区域内の災害時要援護者関連施設の名称と所在＿及び利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するための情報伝達方法等は防災ガイドブック等で市民に周知する。	(1)・(2)　（略） (3) 水防法に基づく浸水想定区域内の災害時要援護者関連施設については、利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、洪水予報等の伝達体制の強化に努める。 (4) 土砂災害警戒区域内及び浸水想定区域内の災害時要援護者関連施設の名称と所在地及び利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、ハザードマップ＿＿＿＿＿＿＿＿等で市民に周知する。 (5) 土砂災害警戒区域内及び浸水想定区域内の災害時要援護者関連施設の範囲は次の施設とする。また、浸水想定区域は、想定し得る最大規模の降雨（概ね1/1000年確率の降雨）を前提とした区域とする。 ① 社会福祉施設：老人福祉施設、認知症対応型老人共同生活援助事業の供する施設、障害福祉サービス事業の用に供する施設、障害児通所支援事業の用に供する施設、児童福祉施設、放課後児童健全育成事業の用に供する施設 ② 学校施設：幼稚園、小学校、中学校 ③ 医療施設：病院、診療所（有床に限る）、助産所 ア 避難確保計画の作成は管理者が行うこととされているが、一つの経営主体が複数の要援護者利用施設を同一の敷地内に所有する場合、それらの施設を一体として所有者が避難確保計画等を行うことができる。 イ 各施設において、非常災害対策計画、消防計画や地震等の災害に対処するための具体的な計画を定めている場合は、既存の計画に「洪水時等の避難確保計画」の項目を追加することで避難確保計画としてみなすことができる。 (6) 災害時要援護者関連施設については、資料編に記載する。	字句の修正 字句の修正 県地域防災計画に伴う追記
第１５節　災害ボランティア活動の支援体制の整備	**第１５節　災害ボランティア活動の支援体制の整備**	
大規模災害が発生し、救援活動が広範囲又は長期に及ぶ場合など、円滑な災害応急活動の推進にボランティアの参画が必要な場合を想定し、平常時から災害ボランティア活動の支援体制の整備等に努める。	大規模災害が発生し、救援活動が広範囲又は長期に及ぶ場合など、円滑な災害応急活動の推進にボランティアの参画が必要な場合を想定し、平常時から災害ボランティア活動の支援体制の整備等に努める。	

新旧対照表（地域防災計画（風水害対策計画 第２編））】

＜現　　行＞	＜改　正　後＞	＜修正理由＞
第１　「災害時ボランティア活動の支援マニュアル」の作成 市及び社会福祉協議会は、災害ボランティアの受入体制を充実させるため、県が作成した「災害ボランティア活動支援指針」を参考に、「災害ボランティア活動支援マニュアル」の作成に　　努める。	**第１　災害ボランティア受入計画　　の作成** 市　　は、災害ボランティアの受入体制を充実させるため、県が作成した「災害ボランティア活動支援指針」を参考に、受援計画の中に災害ボランティア受入計画を位置づけるよう努める。	受援計画に位置付けるため修正
第２　受入体制の整備　（略）	**第２　受入体制の整備　（略）**	
第３　災害ボランティア活動の環境整備	**第３　災害ボランティア活動の環境整備**	
１　ボランティア活動の支援拠点の整備 社会福祉協議会、日本赤十字社その他のボランティア団体と　　連携を図りながら、ボランティア活動の支援拠点の整備に努める。	**１　ボランティア活動の支援拠点の整備** 社会福祉協議会、日本赤十字社、　　ボランティア団体、ＮＰＯ等との連携を図りながら、ボランティア活動の支援拠点の整備に努める。	県地域防災計画に伴う修正
	なお、加東市災害ボランティアセンターの設置場所は、「加東市災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定書」で、加東市社福祉センターとすることを定めている（災害の状況等により社福祉センターに設置が困難なときを除く。）。	設置場所を定めることにより追記
２　ボランティア資機材等の確保　（略）	**２　ボランティア資機材等の確保　（略）**	
３　災害ボランティア団体等とのネットワークづくり 市は、県に協力して、災害時におけるボランティア活動が円滑に進められるよう、社会福祉協議会、日本赤十字社、その他のボランティア団体　　と連携を図りながら、災害に係るボランティア・コーディネーターの養成、ボランティアのネットワーク化、ボランティア団体・企業・行政のネットワーク化、その他の環境整備に努める。	**３　災害ボランティア団体等とのネットワークづくり** 市は、県に協力して、災害時におけるボランティア活動が円滑に進められるよう、社会福祉協議会、日本赤十字社、　　ボランティア団体及びＮＰＯ等と連携を図りながら、災害に係るボランティア・コーディネーターの養成、ボランティアのネットワーク化、ボランティア団体・企業・行政のネットワーク化、その他の環境整備に努める。	県地域防災計画に伴う修正
第４　県災害救援専門ボランティアの活用　（略）	**第４　県災害救援専門ボランティアの活用　（略）**	
第１６節　水防対策の充実	**第１６節　水防対策の充実**	
水災による被害の軽減を図るため、洪水予報河川等に係る浸水想定区域の公表等に係る水防対策について定める。	水災による被害の軽減を図るため、洪水予報河川等に係る浸水想定区域の公表等、　　水防対策について定める。	県地域防災計画に伴う修正
第１　洪水予報等の伝達 浸水想定区域内における洪水予報及び特別警戒水位到達情報等について、防災行政無線、ＣＡＴＶ、かとう安全安心ネット等を通じて市民へ情報伝達を行う。	**第１　洪水予報等の伝達方法** 浸水想定区域内における洪水予報及び特別警戒水位到達情報等について、防災行政無線、ＣＡＴＶ、かとう安全安心ネット等を通じて市民へ情報伝達を行う。	県地域防災計画に伴う修正
	また、洪水予報河川等以外の河川のうち洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により浸水した地点、その水深その他の状況を把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、予想される水害の危険を市民等へ周知する。	県地域防災計画に伴う追記
第２　洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保	**第２　洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保**	
避難所等円滑かつ迅速な避難確保を図るために必要であると考えられる事項については、主に次のとおりである。 (1) 避難所（「第２章　第 10 節　避難所対策の充実」の節を参照）	避難所等円滑かつ迅速な避難確保を図るために必要であると考えられる事項については、主に次のとおりである。 (1) 避難所（「第２章　第 10 節　避難　対策の充実」の節を参照）	県地域防災計画に伴う修正

＜現　　行＞	＜改　正　後＞	＜修正理由＞
(2)～(7)　（略）	(2)～(7)　（略）	
第３　浸水想定区域における避難確保措置　（略）	**第３　浸水想定区域における避難確保措置　（略）**	
第４　避難確保計画の作成指導等	**第４　避難確保計画の作成指導等**	
浸水想定区域内に地下空間等が建設される場合は、所有者、管理者等に国土交通省令に則した避難確保計画の作成を指示し、速やかに計画を公表するとともに、洪水予報等の伝達体制を確立する。 また、これに該当しない、特定少数の者が利用する地下空間の所有者、管理者、建設予定者についても、国土交通省の「地下空間における浸水対策ガイドライン」を参考とした浸水対策、避難対策の普及を促進する。	浸水想定区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた災害時要援護者関連施設において、水害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとし、市は、避難確保計画を作成していない施設の所有者又は管理者に対し、避難確保計画を作成するよう指示する。	県地域防災計画に伴う修正
第５　市民への周知	**第５　市民への周知**	
浸水想定区域、避難所等前第１から第３で掲げる事項等に関する総合的な資料として、図面表示等にまとめた防災　マップ等を作成し、市民への周知を図るための公表・配布に努める。	浸水想定区域、避難所等前第１から第３で掲げる事項等に関する総合的な資料として、図面表示等にまとめたハザードマップ等を作成し、市民への周知を図るための公表・配布に努める。	字句の修正
第１７節　土砂災害対策の充実	**第１７節　土砂災害対策の充実**	
風水害に係る土砂災害の予防と被害の軽減に向けた対策について定める。	風水害に伴う土砂災害の予防と被害の軽減に向けた対策について定める。	県地域防災計画に伴う修正
第１　警戒避難体制の整備等	**第１　警戒避難体制の整備**	
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく警戒区域の指定があったときは、当該警戒区域ごとに、次の事項について定める。 (1)～(3)　（略） (4)　当該警戒区域に災害時要援護者が利用する施設が　ある場合には、円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく警戒区域の指定があったときは、当該警戒区域ごとに、次の事項について定める。 (1)～(3)　（略） (4)　当該警戒区域に災害時要援護者が利用する施設があって、施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある場合には、円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法	県地域防災計画に伴う修正
第２　風水害に伴う土砂災害による被害を防止するための対策	**第２　風水害に伴う土砂災害による被害を防止するための対策**	
土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難所等に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について、以下に例示する方法により、市民への周知に努める。	土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難所等に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について、以下に例示する方法により、市民への周知に努める。	
１　平常時からの防災意識の高揚を促すための周知	**１　平常時からの防災意識の高揚を促すための周知**	
(1)　土砂災害情報　を記載した印刷物（山地災害危険地区の情報も含めた土砂災害ハザードマップ等）の作成・公表 (2)・(3)　（略） (4)　土砂災害発生のおそれを判断する　情報の提供	(1)　土砂災害警戒区域等を記載した印刷物（　ハザードマップ等）の作成・公表・配布 (2)・(3)　（略） (4)　土砂災害発生のおそれを判断する基準雨量に関する情報の提供	県地域防災計画に伴う修正 県地域防災計画に伴う修正
２　緊急時の警戒避難	**２　緊急時の警戒避難**	
(1)　気象情報（雨量、土砂災害警戒情報等を含む。）情報の提供 ①　土砂災害情報相互通報システムによる情報提供	(1)　気象情報（雨量、土砂災害警戒情報等を含む。）　の提供 ①　加東市防災気象情報サイト　による情報提供	字句の修正 システム名称変更による修

新旧対照表（地域防災計画（風水害対策計画 第２編））】

＜現　　行＞	＜改　正　後＞	＜修正理由＞
②　（略） (2) 避難の指示等の伝達　（略）	②　（略） (2) 避難の指示等の伝達　（略）	正
第３　土砂災害警戒区域等における避難確保措置　（略）	**第３　土砂災害警戒区域等における避難確保措置　（略）**	
	第４　避難確保計画の作成指導等 土砂災害警戒区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた災害時要援護者関連施設において、土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとし、市は、避難確保計画を作成していない施設の所有者又は管理者に対し、避難確保計画を作成するよう指示する。	県地域防災計画に伴う追記
第１８節　中山間地等における風水害対策	**第１８節　中山間地等における風水害対策**	
中山間地等における風水害　　対策について定める。	中山間地等において、集落の孤立に備え、次のように災害対策について定める。	字句の修正
１　通信の確保	**１　通信の確保**	フォントの修正
市は、孤立するおそれのある集落との通信途絶を防止するため、衛星携帯電話の設置や防災行政無線等の通信手段の確保　　に努める。	市は、孤立するおそれのある集落との通信途絶を防止するため、衛星携帯電話の設置や防災行政無線等の通信手段の確保を図るとともに、定期的に通信訓練等を行い、機器の操作方法の習熟に努める。	県地域防災計画に伴う修正
２　物資供給の備え (1)・(2)　（略）	**２　物資供給の備え** (1)・(2)　（略）	フォントの修正
３　道路・ライフライン等寸断への対策 (1)～(3)　（略）	**３　道路・ライフライン等寸断への対策** (1)～(3)　（略）	フォントの修正
４ 災害時要援護者に対する支援対策 市は、防災関係機関、　　自主防災組織、福祉関係者等との連携による災害時要援護者への避難情報等の伝達体制について整備しておく。	**４ 災害時要援護者に対する支援対策** 市は、防災関係機関、地区（自治会）、自主防災組織、福祉関係者等との連携による災害時要援護者への避難情報等の伝達体制について整備しておく。	フォントの修正 字句の修正
第１９節　災害対策基金の積立・運用　（略）	**第１９節　災害対策基金の積立・運用　（略）**	
第３章　市民参加による地域防災力・減災力の向上	**第３章　市民参加による地域防災力・減災力の向上**	
市は、「災害は必ずやってくる、明日にもやってくる」という現実及び「減災」の視点に立ち、まさかの事態を想定した日頃の準備を進め、防災意識の啓発、教育・訓練等の充実を図る。	市は、「災害は必ずやってくる、明日にもやってくる」という現実及び「減災」の視点に立ち、まさかの事態を想定した日頃の準備を進め、防災意識の啓発、教育・訓練等の充実を図る。	
第１節　防災に関する学習等の普及	**第１節　防災に関する学習等の充実**	県地域防災計画に伴う修正
市民及び職員に対する防災意識及び知識の普及、高揚を図るため、防災学習の推進に努める。	市民及び職員に対する防災意識及び知識の普及、高揚を図るため、防災学習の推進に努める。	
第１　市民に対する防災思想の普及	**第１　市民に対する防災思想の普及**	
市民一人ひとりが「自らの生命は自ら守る。」、「自分たちの地域は自分たちで守る。」ということを基本	市民一人ひとりが「自らの生命は自ら守る。」、「自分たちの地域は自分たちで守る。」ということを基本	

＜現　　行＞	＜改　正　後＞	＜修正理由＞
に、平時から地域、家庭、職場等で防災への積極的な取り組みを行うよう促すなど、自主防災思想の普及、徹底、自主防災組織の育成及び組織強化に努める。	に、平常時から地域、家庭、職場等で防災への積極的な取り組みを行うよう促すなど、自主防災思想の普及、徹底、自主防災組織の育成及び組織強化に努める。	字句の修正
第２　市民に対する防災・減災知識の普及	**第２　市民に対する防災・減災知識の普及**	
市は、あらゆる機会を通じて市民の防災・減災意識の高揚に努める。	市は、あらゆる機会を通じて市民の防災・減災意識の高揚に努める。	
１　普及方法	**１　普及方法**	
正しい防災知識をわかりやすく伝えるため多様な媒体の活用に努める。	正しい防災知識をわかりやすく伝えるため多様な媒体の活用に努める。	
(1) 講習会、防災訓練等	(1) 講習会、防災訓練等の実施	字句の修正
(2) 防災ガイドブック、広報紙、冊子、その他印刷物等	(2) ハザードマップ、広報紙、冊子、その他印刷物、ＣＡＴＶ、ホームページによる普及	字句の修正
(3) 防災行政無線、ＣＡＴＶ、かとう安全安心ネット		防災行政無線及びかとう安全安心ネットは緊急伝達媒体であるため削除
(4) ホームページ、県ＣＧハザードマップ等		県ＣＧハザードマップはハザードマップの一種なので、削除
(5) 兵庫県広域防災センター等の活用	(3) 兵庫県広域防災センター等普及啓発施設の活用	
２　普及内容	**２　普及内容**	
防災知識の普及にあたり、災害をイメージする能力を高めるための防災学習コンテンツ等の充実に努めるとともに、最近の災害における住民の避難行動や被災事例等についても考慮するものとする。	防災知識の普及にあたり、災害をイメージする能力を高めるための防災学習コンテンツ等の充実に努めるとともに、最近の災害における市民の避難行動や被災事例等についても考慮する。	字句の修正
(1)・(2)　（略）	(1)・(2)　（略）	
(3) 風水害に対する平素の心得	(3) 風水害に対する平常時の心得	字句の修正
①～⑤　（略）	①～⑤　（略）	
⑥　避難の方法（避難場所の確認）	⑥　避難の方法（避難経路、避難所等の確認）	県地域防災計画に伴う修正
⑦～⑩　（略）	⑦～⑩　（略）	
⑪　災害時要援護者への配慮	⑪　災害時要援護者（外国人を含む。）への配慮	県地域防災計画に伴う修正
⑫　（略）	⑫　（略）	
⑬　兵庫県住宅再建共済制度（フェニックス共済）及び地震保険への加入の必要性	⑬　兵庫県住宅再建共済制度（フェニックス共済）への加入の必要性	県地域防災計画に伴う修正
⑭　（略）	⑭　（略）	
(4) 予報・警報や避難準備情報、避難勧告、避難指示、警戒区域の設定等について正しい理解とそれに基づく的確な行動についての周知徹底	(4) 防災情報に関する５段階の警戒レベルについて正しい理解とそれに基づく的確な行動についての周知徹底	県地域防災計画に伴う修正
(5) 災害発生時の心得	(5) 災害発生時の心得	
①～⑦　（略）	①～⑦　（略）	
⑧　避難場所での行動	⑧　避難所等での行動	避難所と緊急避難場所があるため避難所等と修正
⑨・⑩　（略）	⑨・⑩　（略）	
第３　市及び防災関係機関の職員が習熟すべき事項　（略）	**第３　市及び防災関係機関の職員が習熟すべき事項　（略）**	
第４　防災要員等の養成	**第４　防災要員等の養成**	
市は、訓練・研修等を通じて防災要員等の養成を図る。	市は、訓練・研修等を通じて防災要員等の養成を図る。	
１　職員	**１　職員**	
市は、職員を対象として適宜次の訓練・研修等により、災害対応能力の向上を図る。	市は、職員を対象として適宜次の訓練・研修等により、災害対応能力の向上を図る。	
(1) 人と防災未来センター研修	(1) 人と防災未来センター研修	ひょうご防災カレッジ制度は現在ないため削除（県防災企画課に確認済み）
(2) ひょうご防災カレッジ		
(3) 職員行動マニュアルの周知	(2) 職員行動マニュアルの周知	

新旧対照表（地域防災計画（風水害対策計画 第２編））】

＜現　　行＞	＜改　正　後＞	＜修正理由＞
(4) 図上訓練、ロールプレイング演習 (5) 防災・危機管理 e-カレッジ (6) ひょうご防災リーダー講座 (7) その他一般研修	(3) 図上訓練、ロールプレイング演習 (4) 防災・危機管理 e-カレッジ (5) ひょうご防災リーダー講座 (6) その他一般研修	数字のずれ 数字のずれ
２　地域防災リーダー 地域の防災リーダー・要員等を養成するため、適宜次の訓練・研修等の参加を推進する。 (1) ひょうご防災カレッジ (2) ひょうご防災リーダー講座 (3) 防災訓練 (4) その他一般研修	**２　地域防災リーダー** 地域の防災リーダー・要員等を養成するため、適宜次の訓練・研修等の参加を推進する。 (1) ひょうご防災リーダー講座 (2) 防災訓練 (3) その他一般研修	ひょうご防災カレッジ制度は現在ないため削除（県防災企画課に確認済み） 数字のずれ
第５　防災上重要な施設の職員等に対する教育　（略）	**第５　防災上重要な施設の職員等に対する教育　（略）**	
第６　学校等における防災教育	**第６　学校等における防災教育**	
(1) 市（教育委員会）は、学校における防災教育の推進を図るため、次の事項について進行管理に努める。 ① 防災教育推進連絡会議を開催し、防災教育推進上の以下の諸課題の解決の方策を協議する。 ア （略） イ 学校防災計画策定に係る課題整理と調整について ウ・エ （略） ② （略） (2) 各学校は「学校防災計画」に基づき、学校防災体制の整備充実を図るとともに、児童生徒に対する防災教育を推進するため、次の事項について周知徹底に努める。 ① 学校における防災教育の充実 ア 様々な災害から自らの命を守るために、適切に判断し、主体的に行動する態度や能力の育成 イ～エ （略） ② 学校防災体制の充実 （略） ③ 心のケアの充実 ア 教育復興担当教員及びケア担当教員の取組を生かした教育相談体制の充実 イ 研修会などを通した教職員のカウンセリング・マインドの向上を図り、災害や事件・事故等により心に傷を受けた児童生徒の心の理解とケアを実施 ウ 心のケアを必要とする児童・生徒への対応に関する学校と専門家、関係機関等との連携強化	(1) 市（教育委員会）は、学校における防災教育の推進を図るため、次の事項について進行管理に努める。 ① 防災教育推進連絡会議を開催し、防災教育推進上の以下の諸課題の解決の方策を協議する。 ア （略） イ 学校防災計画策定に関する課題整理と調整について ウ・エ （略） ② （略） (2) 各学校は「学校防災計画」に基づき、学校防災体制の整備充実を図るとともに、児童生徒に対する防災教育を推進するため、次の事項について周知徹底に努める。 ① 学校における防災教育の充実 ア 様々な災害から自らの命を守るために、主体的に判断し行動する力を育成 イ～エ （略） ② 学校防災体制の充実 （略） ③ 心のケアの充実 ア 教育復興担当教員及びケア担当教員の取組を生かした教育相談体制の充実 イ 研修会などを通して教職員のカウンセリング・マインドの向上を図り、災害や事件・事故等により心に傷を受けた児童生徒の心の理解とケアを実施 ウ 心のケアを必要とする児童生徒への対応に関する学校と専門家、関係機関等との連携強化	県地域防災計画に伴う修正 県地域防災計画に伴う修正 県地域防災計画に伴う修正 県地域防災計画に伴う修正
第２節　自主防災組織の育成強化	**第２節　自主防災組織の育成強化**	
平成７年１月に発生した阪神淡路大震災や平成 23 年３月に発生した東日本大震災などの大規模地震は、人知を超えた猛威をふるい、多くの人命を奪うとともに、地域及び市民の財産に甚大な被害を与える。しかし、災害の発生を完全に防ぐことは困難であり、行政機関をはじめとして各種防災機関の初期の対応にも限界があり、被害を最小限にとどめるには市民の自主的な防災活動、すなわち、市民自らが出火防止、初期消火に努め、被災者の救出、救護、避難、誘導にあたり、避難所の開設及び運営にあたる的確な行動が必要である。 市民が自主的な防災活動を行うための組織である自主防災組織の育成、充実を図る。	平成７年１月に発生した阪神淡路大震災や平成 23 年３月に発生した東日本大震災などの大規模地震は、人知を超えた猛威をふるい、多くの人命を奪うとともに、地域及び市民の財産に甚大な被害を与えた。災害の発生を完全に防ぐことは困難であり、行政機関をはじめとして各種防災機関の初期の対応にも限界があり、被害を最小限にとどめるには市民の自主的な防災活動、すなわち、市民自らが出火防止、初期消火に努め、被災者の救出、救護、避難、誘導にあたり、避難所の開設及び運営にあたる的確な行動が必要である。 市民が自主的な防災活動を行うための組織である自主防災組織の育成、充実を図る。	字句の修正

＜現　　行＞	＜改　正　後＞	＜修正理由＞
第１　方針	**第１　方針**	
(1)　(略) (2)　市民は、災害対策基本法第７条第２項の規定に基づき、自主防災組織に　　積極的に参加し、防災に寄与するよう努めるものとする。	(1)　(略) (2)　市民は、災害対策基本法第７条第３項の規定に基づき、自主防災組織の活動へ積極的に参加し、防災に寄与するよう努めるものとする。	項ずれ及び字句の修正
第２　活動	**第２　活動**	
自主防災組織の参加者は、自らの規約及び防災計画（マニュアル）を定め、活動を行うものとする。	自主防災組織の参加者は、自らの規約及び防災計画（マニュアル）を定め、活動を行うものとする。	
１・２　(略)	**１・２　(略)**	
３　自主防災組織の活動内容	**３　自主防災組織の活動内容**	
(1)　平　時の活動	(1)　平常時の活動	字句の修正
消防団との密接な連携のもとに以下の活動に努めるものとする。	消防団との密接な連携のもとに以下の活動に努めるものとする。	
①～⑧　(略)	①～⑧　(略)	
⑨　防災訓練の実施等	⑨　防災訓練の実施	
⑩　災害時要援護者の把握　　等	⑩　災害時要援護者の把握	字句の修正
	⑪　「マイ避難カード」作成の普及促進	県地域防災計画に伴う追記
(2)　災害発生時の活動	(2)　災害発生時の活動	
消防団との密接な連携のもとに以下の活動に努めるものとする。	消防団との密接な連携のもとに以下の活動に努めるものとする。	
①・②　(略)	①・②　(略)	
③　地域住民の安否確認	③　市民　の安否確認	字句の修正
④～⑥　(略)	④～⑥　(略)	
⑦　近隣地域への応援等	⑦　近隣地域への応援	
⑧　災害時要援護者の支援　　等	⑧　災害時要援護者の支援	字句の修正
		字句の修正
４　その他　(略)	**４　その他　(略)**	
第３　育成強化対策	**第３　自主防災組織への指導、支援**	県地域防災計画に伴う追記
市及び消防団は自主防災組織の育成を促進するとともに、その活動の活性化を支援する。また、過去に災害で被害が甚大であった地域については、重点的に育成を図るものとし、主に次の事項について推進する。	市及び消防団は自主防災組織の育成を促進するとともに、その活動の活性化を支援する。また、過去に災害で被害が甚大であった地域については、重点的に育成を図るものとし、主に次の事項について推進する。	
(1)～(8)　(略)	(1)～(8)　(略)	
第３節　自主防災体制の整備	**第３節　自主防災体制の整備**	
地域において、住民及び事業者の自主的な防災活動が、被害の拡大防止に果たす役割が大きいことを踏まえ、ボトムアップ型の地域コミュニティ活性化を促進する。	地域において、市民及び事業者の自主的な防災活動が、被害の拡大防止に果たす役割が大きいことを踏まえ、ボトムアップ型の地域コミュニティ活性化を促進する。	字句の修正
第１　地区防災計画の策定	**第１　地区防災計画の策定**	
市内の一定の地区　　内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者（以下、「地区居住者等」という。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等、地区の特性に応じた自発的な防災活動の推進に努め、必要に応じて、当該	市内の一定の地区（自治会）内の市民及び当該地区に事業所を有する事業者（以下「地区居住者等」という。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等、地区の特性に応じた自発的な防災活動の推進に努め、必要に応じて、当該	字句の修正

新旧対照表（地域防災計画（風水害対策計画 第２編））】

＜現　　行＞	＜改　正　後＞	＜修正理由＞
地区における自発的な防災発動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案することができる。 市防災会議は、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう地区居住者等から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定める。	地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案することができる。 市防災会議は、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう地区居住者等から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定める。	字句の修正
第４節　消防団の充実強化	**第４節　消防団の充実強化**	
地域防災力の充実強化は、市民、自主防災組織、消防団、水防団、市町、県、国等の多様な主体が適切に役割分担しながら相互に連携協力して取り組むことが重要であり、災害発生直後に、地域で即時に対応することができる消防機関である消防団がその中核的な役割を果たすことを踏まえ、消防団の充実強化に関する事項について定める。	地域防災力の充実強化は、市民、自主防災組織、消防団（水防団兼務）、市町、県、国等の多様な主体が適切に役割分担しながら相互に連携協力して取り組むことが重要であり、災害発生直後に、地域で即時に対応することができる消防機関である消防団がその中核的な役割を果たすことを踏まえ、消防団の充実強化に関する事項について定める。	字句の修正
第１　内容	**第１　内容**	フォントの修正
１　実施機関等 (1)～(4)　（略）	１　実施機関等 (1)～(4)　（略）	フォントの修正
２　充実強化対策 (1)　市の取り組み 市は、消防団の充実強化を図るため、次の事業を推進する。 ①～⑨　（略） ⑩　住民等に対する広報啓発活動による消防団への加入促進	２　充実強化対策 (1)　市の取り組み 市は、消防団の充実強化を図るため、次の事業を推進する。 ①～⑨　（略） ⑩　市民等に対する広報啓発活動による消防団への加入促進	字句の修正
第５節　企業等の地域防災活動への参画促進	**第５節　企業等の地域防災活動への参画促進**	
企業等の事業所が災害時において、従業員・顧客等の安全確保と、地域の防災活動における貢献、地域との共生、及び迅速な復旧と事業の継続を行えるよう、以下のとおり企業等の地域防災活動への参画促進に努める。	企業等の事業所が災害時において、従業員・顧客等の安全確保と、地域の防災活動における貢献、地域との共生、及び迅速な復旧と事業の継続を行えるよう、以下のとおり企業等の地域防災活動への参画促進に努める。	
第１・第２　（略）	**第１・第２　（略）**	
第３　事業所の自衛防災組織	**第３　企業等の自衛防災組織**	
市内の企業は自主防災体制を整備・充実させるものとする。	市内の企業等は自衛防災体制を整備・充実させるものとする。	県地域防災計画に伴う修正
また、市は、自主防災組織の育成指導及び事業継続計画、自主防災計画等の作成を支援し、防災訓練等への参加を促進するとともに、防災に関するアドバイスを行う。	市は、自衛防災組織の育成指導及び事業継続計画、自主防災計画等の作成支援、防災訓練等への参加促進並びに防災に関するアドバイスを行う。	県地域防災計画に伴う修正 県地域防災計画に伴う修正
１　対象施設	**１　対象施設**	
(1) 多数の者が利用する施設（中高層建築物、集会所、宿泊施設、学校、病院、大規模小売店等）	(1) 多数の者が利用する施設（中高層建築物、集会所、宿泊施設、学校、病院、大規模小売店等）	
(2) 危険物等の取扱施設（石油類、高圧ガス、火薬類、毒劇物等を貯蔵又は取扱う施設）	(2) 危険物等を取り扱う施設（石油類、高圧ガス、火薬類、毒劇物等を貯蔵又は取り扱う施設）	県地域防災計画に伴う修正
(3) 多数の従業員が働く事業所等で、自主防災組織を設置することが効果的な施設	(3) 多数の従業員が働く事業所等で、自衛防災組織を設置することが効果的な施設	県地域防災計画に伴う修正
(4) 複数の事業所が共同して自主防災組織を設置する必要がある施設（雑居ビル等）等	(4) 複数の事業所が共同して自衛防災組織を設置する必要がある施設（雑居ビル等）等	県地域防災計画に伴う修正
２　計画の作成　（略）	**２　計画の作成　（略）**	
３　防災組織の活動	**３　防災組織の活動**	
(1) 平時	(1) 平常時	字句の修正
①～③　（略）	①～③　（略）	

＜現　　行＞	＜改　正　後＞	＜修正理由＞
(2) 災害時　（略）	(2) 災害時　（略）	
第４章　減災のための　　防災基盤の整備	**第４章　堅牢でしなやかな防災基盤の整備**	県地域防災計画に伴う修正
第１節　市街地等の防災構造の強化	**第１節　市街地等の防災構造の強化**	
市街地等における防災力を向上するための対策について定める。	災害に強い都市づくりを進めるため、市街地内の公共空間の整備について配慮すべき事項を定める。	県地域防災計画に伴う修正
	第１　安全・安心な都市づくりの推進 (1) 市は、加東市都市計画マスタープランに位置づけられた安全・安心な都市づくりの方針に十分配慮しつつ、加東市都市計画マスタープランと市街地の防災に関する事項に関して、本計画と整合を図ることとする。 (2) 市は、次の点に配慮し、地域総体として安全・安心な都市づくりに取り組んでいくこととする。 ① 都市機能を分散配置し、バランスのとれた交通体系を構築して、災害に強い地域構造を構築すること。 ② 体系的な防災拠点の整備により広域的な都市の防災機能を強化すること。	県地域防災計画に伴う追記
第１　市街地等の防災構造化　（略）	**第２　市街地等の防災構造化　（略）**	第１から第２にずれ
第２　市街地等を連絡する道路ネットワークの確保	**第３　市街地等を連絡する道路ネットワークの確保**	第２から第３にずれ
市域には、集落が散在しているため、災害時には道路ネットワークが遮断され、孤立する地区の発生が想定される。このため、孤立する恐れのある地区については、緊急輸送路などの幹線道路と複数の市道等でネットワークするよう、市道等の整備に努める。 また、災害対策拠点や防災拠点などの拠点施設と緊急輸送路のネットワークを確保し、迅速な災害対応に備える。	市域には、集落が散在しているため、災害時には道路ネットワークが遮断され、孤立する地区（自治会）の発生が想定される。このため、孤立するおそれのある地区については、緊急輸送道路などの幹線道路と複数の市道等でネットワークするよう、市道等の整備に努める。 また、災害対策拠点や防災拠点などの拠点施設と緊急輸送道路のネットワークを確保し、迅速な災害対応に備える。	字句の修正 字句の修正 字句の修正
第３　狭幅員　　道路の解消等　（略）	**第４　幅員狭小区間道路の解消等　（略）**	字句の修正
第４　その他施設の整備	**第５　その他施設の整備**	第４から第５にずれ
１　公営住宅 公営住宅の建設または建て替えにあたっては、不燃化を図るとともに、緑地の確保に努め、火災等に強い住宅供給に努めるものとする。	**１　公営住宅** 公営住宅の建設又は建て替えにあたっては、不燃化を図るとともに、緑地の確保に努め、火災等に強い住宅供給に努めるものとする。	字句の修正
２　公園施設の整備 公園管理者は、公園施設が災害時に避難地として機能するよう、その機能の確保に努めるものとする。	**２　公園施設の整備** 公園管理者は、公園施設が災害時に避難地として機能するよう、広場の確保又は整備に努めるものとする。	県地域防災計画に伴う修正
３・４　（略）	**３・４　（略）**	
第２節　水害防止施設等の整備	**第２節　水害防止施設等の整備**	
河川の氾濫及びため池の堤防決壊等による災害防止を図るための対策について定める。	河川の氾濫及びため池の堤防決壊等による災害防止を図るための対策について定める。	

新旧対照表（地域防災計画（風水害対策計画 第２編））】

＜現　　行＞	＜改　正　後＞	＜修正理由＞
第１　河川施設の整備　（略）	**第１　河川施設の整備　（略）**	
第２　内水の排除対策の推進	**第２　内水の排除対策の推進**	
市は、台風や集中豪雨等による、慢性的な湛水による被害を防止するため、排水についての新設や増設に努め、関係機関にも要請していくとともに、市が委託を受けている排水樋門の管理を行なう。 また、平成24年度加東市内水基礎調査結果に基づいた解析を行い、内水浸水被害防止に努める。	市は、台風や集中豪雨等による、慢性的な湛水被害を防止するため、排水施設の新設や増設に努め、関係機関にも要請する。 また、平成24年度加東市内水基礎調査結果に基づいた解析を行い、内水浸水被害防止に努める。	市が委託を受けている排水樋門がないため削除
第３　ため池施設の整備	**第３　ため池施設の整備**	県地域防災計画に伴う修正
市は、ため池管理者に対し、県が行う点検・改修の技術指導、防災意識の周知徹底と防災体制の整備等の指導に協力する。 また、豪雨等によるため池施設の被害を防止するため、県が実施するため池等整備事業に協力する。	市は、ため池管理者に対し、県が行うため池の決壊等による災害を未然に防止するための「豊かなむらを災害から守る月間」（6月1日～6月30日）を中心とした、ため池の点検・改修の技術指導、防災意識の周知徹底及び防災体制の整備等の指導に協力する。 また、豪雨等によるため池施設の被害を防止するため、県が実施するため池等整備事業に協力する。 市は、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、被害を与えるおそれのあるため池について、緊急時の迅速な状況把握や避難行動につなげる対策として、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、ハザードマップの作成・周知等、避難に係る判断に必要な情報を市民に提供する。	県地域防災計画に伴う修正 県地域防災計画に伴う修正
第３節　防災基盤・施設等の整備	**第３節　防災基盤・施設等の整備**	県地域防災計画に伴う修正
地域防災力の強化に向けた防災基盤・施設等の整備について定める。	「災害時に強い安全安心なまちづくり」を進めるため、重点的に実施する必要のある防災基盤の整備の推進について定める。	
第１　防災基盤整備事業計画　（略）	**第１　防災基盤整備事業計画　（略）**	
第４節　地盤災害の防止施設等の整備	**第４節　地盤災害の防止施設等の整備**	
地盤災害に係る被害を未然に防止し、又は軽減するために必要な整備について定める。	地盤災害に係る被害を未然に防止し、又は軽減するために必要な整備について定める。	
第１　砂防設備の整備	**第１　砂防設備の整備**	
１　砂防事業の推進　（略）	**１　砂防事業の推進　（略）**	
２　土砂災害危険箇所の把握と市民への周知徹底 県が実施する土石流危険渓流に対する警戒避難体制の整備に資する調査、状況把握、土砂災害危険箇所図等の市民への閲覧及び周知に協力する。	**２　土砂災害警戒区域（土石流）等の把握と市民への周知徹底** 土砂災害警戒区域（土石流）等に対する警戒避難体制の整備に資するため、県が実施する、土砂災害警戒区域図等の市民への閲覧及び周知に協力する。	県地域防災計画に伴う修正 県地域防災計画に伴う修正
３　土石流防止対策の普及啓発 県が実施する土石流危険渓流の巡視、「土砂災害防止月間」（6月1日～6月30日）を中心とした防災思想の周知徹底と防災体制の整備推進に協力する。	**３　土石流防止対策の普及啓発** 土石流災害を未然に防止するため、「土砂災害防止月間」（6月1日～6月30日）を中心に県が実施する、砂防指定地等の点検指導、防災意識の周知徹底及び防災体制の整備推進に協力する。 市内の土砂災害警戒区域（土石流）等箇所一覧は資料編に示す。	県地域防災計画に伴う修正 県地域防災計画に伴う修正

＜現　　行＞	＜改　正　後＞	＜修正理由＞
第２　地すべり防止施設の整備	**第２　地すべり防止施設の整備**	
１　地すべり対策事業の推進　（略）	**１　地すべり対策事業の推進　（略）**	
２　地すべり危険箇所の把握と市民への周知徹底	**２　土砂災害警戒区域（地すべり）等の把握と市民への周知徹底**	県地域防災計画に伴う修正
県が実施する地すべり危険箇所に対する警戒避難体制の整備に資する調査、状況把握、土砂災害危険箇所図の市民への閲覧及び市民への周知に協力する。	土砂災害警戒区域（地すべり）等に対する警戒避難体制の整備に資するため、県が実施する、土砂災害警戒区域図等の市民への閲覧及び周知に協力する。	県地域防災計画に伴う修正 県地域防災計画に伴う修正
３　地すべり防止対策の普及啓発	**３　地すべり防止対策の普及啓発**	
県が実施する地すべり災害を未然に防止するための「豊かなむらを災害から守る月間」及び「土砂災害防止月間」を中心とした、地すべり防止区域の点検指導、防災思想の周知徹底及び防災体制の整備推進に協力する。	地すべり災害を未然に防止するため、「豊かなむらを災害から守る月間」及び「土砂災害防止月間」を中心に県が実施する、地すべり防止区域の点検指導、防災意識の周知徹底及び防災体制の整備推進に協力する。	県地域防災計画に伴う修正 県地域防災計画に伴う修正
市内の地すべり危険箇所、地すべり防止区域の指定状況は資料編に示す。	市内の土砂災害警戒区域（地すべり）、地すべり防止区域等の指定状況は資料編に示す。	県地域防災計画に伴う修正
第３　急傾斜地崩壊防止施設の整備	**第３　急傾斜地崩壊防止施設の整備**	
１　急傾斜地崩壊対策事業の推進　（略）	**１　急傾斜地崩壊対策事業の推進　（略）**	
２　急傾斜地崩壊危険箇所の把握と市民への周知	**２　土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）等の把握と市民への周知**	県地域防災計画に伴う修正
県が実施する急傾斜地崩壊危険箇所に対する警戒避難体制の整備に資する調査、状況把握、土砂災害警戒区域図等の市民への閲覧及び周知に協力する。	土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）等に対する警戒避難体制の整備に資するため、県が実施する、土砂災害警戒区域図等の市民への閲覧及び周知に協力する。	県地域防災計画に伴う修正
３　危険箇所のパトロール及び普及啓発	**３　急傾斜地崩壊防止対策の　普及啓発**	県地域防災計画に伴う修正
県が実施する急傾斜地崩壊危険箇所の巡視、「土砂災害防止月間」を中心とした地域市民へのがけ崩れの危険性についての周知徹底と防災意識の普及に協力する。	「土砂災害防止月間」を中心に県が実施する、市民へのがけ崩れの危険性についての周知徹底及び防災意識の普及に協力する。	県地域防災計画に伴う修正
４　急傾斜地崩壊危険区域の指定に伴う措置	**４　急傾斜地崩壊危険区域の指定に伴う措置**	
県が実施する急傾斜地崩壊危険区域内における行為制限、防災措置の勧告、改善命令等の災害の未然防止措置に協力する。	県が実施する急傾斜地崩壊危険区域に指定された区域内における行為制限、防災措置の勧告、改善命令等の災害の未然防止措置に協力する。	県地域防災計画に伴う修正
	市内の土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）等箇所一覧は、資料編に示す。	土砂災害警戒区域を資料編で示すことの追記
第４　治山施設の整備	**第４　治山施設の整備**	
１　治山事業の推進　（略）	**１　治山事業の推進　（略）**	
２　治山施設の点検	**２　治山施設の点検**	
県が実施する地震及び梅雨期・台風期における山地災害を未然に防止するための毎年６月の危険地区を中心とした治山施設等の点検に協力する。	地震及び梅雨期・台風期における山地災害を未然に防止するため、毎年６月を重点的に県が実施する、危険地区を中心とした治山施設等の点検に協力する。	県地域防災計画に伴う修正
３　山地災害危険地区における警戒避難体制の整備		県地域防災計画に伴う削除
県が実施する山地災害危険地区に対する警戒避難体制の整備に資する調査、状況把握、山地災害危険地区及び警戒・避難に必要な情報を市民に周知に努める。		
市内の山地災害危険地区（山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区、地すべり危険地区）は、資料編に示す。		
第５　土地改良施設の整備　（略）	**第５　土地改良施設の整備　（略）**	

新旧対照表（地域防災計画（風水害対策計画 第２編））】

＜現　　行＞	＜改　正　後＞	＜修正理由＞
第６　宅地施設の整備	**第６　宅地施設の整備**	
県に協力して宅地造成工事及び危険な既成住宅のがけ崩れ、又は土砂の流出を未然に防止するために必要な規制、その他の措置について実施する。	県に協力して宅地造成工事及び危険な既存住宅のがけ崩れ、又は土砂の流出を未然に防止するために必要な規制、その他の措置について実施する。	字句の修正
１　宅地造成工事に対する措置　（略）	**１　宅地造成工事に対する措置　（略）**	
２　既成宅地に対する措置 県が行う既成宅地における災害防止のための措置の指導に協力する。	**２　既存宅地に対する措置** 県が行う既存宅地における災害防止のための措置の指導に協力する。	字句の修正 字句の修正
３　宅地造成工事規制区域の指定にする措置　（略）	**３　宅地造成工事規制区域の指定にする措置　（略）**	
第７　災害危険区域対策の実施	**第７　災害危険区域対策の実施**	
１　災害危険区域の指定　（略）	**１　災害危険区域の指定　（略）**	
２　危険住宅の除却又は移転 災害危険区域内に存する危険住宅の除却及び移転を行う者にその費用の一部を補助することができる。 (1) 危険住宅の除却等に要する経費 限 度 額　802 千円 負担割合　国 1/2、県 1/4、市 1/4 (2) 危険住宅に代わる住宅の建設に要する経費 限 度 額　4,150 千円（土地を取得しない場合 3,100 千円） 年　利　8.5%を限度に金融機関からの借入利息について助成 負担割合　国 1/2、県 1/4、市 1/4 （注）助成費の助成限度額は、平成 26 年度の額である。	**２　災害危険区域内の住宅　除却又は移転対策** 災害危険区域内に存する危険住宅の除却及び移転を行う者にその費用の一部を補助することができる。 (1) 危険住宅の除却等に要する経費 限 度 額　1,333 千円 負担割合　国 1/2、県 1/4、市 1/4 (2) 危険住宅に代わる住宅の建設に要する経費 限 度 額　4,150 千円（土地を取得しない場合 3,190 千円） 年利 8.5%を限度に金融機関からの借入利息について助成 負担割合　国 1/2、県 1/4、市 1/4	県地域防災計画に伴う修正 県地域防災計画に伴う修正 県地域防災計画に伴う修正 字句の修正
	第８　地盤沈下の現況 播磨平野地域では、昭和 45 年の水準測量で一、二の水準点に事故と見られる変動があったものの、地盤沈下は特に認められない。 地下水位は 40 年以降著しい低下の傾向が見られたが、最近は横ばいないし、穏やかな減少傾向を示している。 当地域での年間揚水量は、水道用が主で約 4,900 万㎥となっている。	県地域防災計画に伴う追記
第５節　交通関係施設の整備	**第５節　交通関係施設の整備**	
災害応急対策が必要となった場合において、基幹施設となる道路等の防災的整備について定める。	多元多重の交通ルートの確保を考慮の上、災害に強い道路施設の整備及びヘリポート対策について定める。	県地域防災計画に伴う修正
第１　道路施設の整備	**第１　道路施設の整備**	
災害時における、道路施設は、避難だけでなく、緊急輸送等の応急対策上の要の施設となるので、施設の耐震補強等について国、県の管理するものにあってはそれぞれに要請するとともに、市が管理するものに	災害時における、道路施設は、避難だけでなく、緊急輸送等の応急対策上の要の施設となるので、施設の耐震補強等について国、県の管理するものにあってはそれぞれに要請するとともに、市が管理するものに	字句の修正

＜現　　行＞	＜改　正　後＞	＜修正理由＞
あっては、同様の処置をとるものとし、災害に強い道路網の整備に努める。	あっては、同様の補強を行うものとし、災害に強い道路ネットワークの整備に努める。	字句の修正
第２　災害時用臨時ヘリポートの整備	**第２　災害時用臨時ヘリポートの整備**	
災害用臨時ヘリポートを常に使用可能な状態に確保しておくとともに、使用が不可能になった場合の代替施設の確保に努める。	災害用臨時ヘリポートを常に使用可能な状態に確保しておくとともに、使用が不可能になった場合の代替施設の確保に努める。避難所の開設状況を踏まえ、学校のグラウンド等を臨時ヘリポートとして使用できるよう、平常時から学校関係者と協議する。	県地域防災計画に伴う追記
第６節　ライフライン関係施設の整備	**第６節　ライフライン関係施設の整備**	
市域における、電力、ガス、通信、上下水道のライフライン施設の防災性及び代替性を確保し、災害に強いライフラインづくりを目指す。	市域における、電力、ガス、電気通信、上下水道のライフライン施設の防災性及び代替性を確保し、災害に強いライフラインづくりを目指す。	県地域防災計画に伴う修正
第１　電力施設の整備等	**第１　電力施設の整備等**	
関西電力(株)は、風水害等による被害を最小限におさえるために、電力施設の整備とそれに関連する防災対策の向上に努めるものとされている。	災害による被害を受けにくく、被災しても機能全体がまひせず、迅速な復旧を可能にする電力施設の整備とそれに関連する防災対策について定める。	県地域防災計画に伴う修正
１　施設の保全 (1) 変電設備 ① 主要機器の効率的耐震化構造 ② 構造物の耐震化設計 (2) 送配電設備 ① 地中設備に係る不等沈下発生箇所の改修 ② 建物取付部における耐震性管材料及び構造の採用 ③ 鉄塔の巡視点検の実施 **２　電力の安定供給** (1) 通信設備の確保 (2) 電気設備予防点検 (3) 気象台等との連携 **３　公衆災害、二次災害の防止** (1) 電気工作物の適正管理を推進するため以下の対策を実施する。 ① 樹木接触、看板接触等による漏電防止の措置 ② 引込巡視、定期絶縁検査の実施 ③ 不良電気設備（お客様）の改修促進等を実施する。 (2) 災害時における感電や火災等の公衆災害、二次災害を防止するため、平常時から電気事故予防ＰＲ活動を実施し、お客様の防災意識の向上に取り組む。 ① テレビ、ラジオ新聞等の報道機関及びパンフレット、チラシ等の各種広報媒体を活用した電気保安上の注意点について、電気事故予防ＰＲ活動の実施 ② 自家用、特別高圧受給のお客さまとの連絡協調体制の確立、保安上の注意間の実施	**１　関係機関との相互連携協力体制の構築** 関西電力送配電(株)は、災害の発生に備え、関係機関との相互連携協力体制を構築するため、次の事項を実施する。 (1) 市との協調 平常時には市の防災会議等へ参画し、また、災害時には対策組織が市の災害対策本部等と緊密な連携を保ち、この計画が円滑かつ適切に行われるよう努める。 ① 防災会議等への参画 防災会議等には、委員を推薦し参加させる。また、地域防災計画の作成や被害想定の検討等に関し、必要な資料又は情報の提供、意見の陳述その他必要な協力を求められた場合は、これに協力する。 ② 災害対策本部等との協調 この計画が、円滑かつ適切に行われるよう、要請に応じて、対策組織要員を派遣し次の事項に関し協調をとる。 ア 災害に関する情報の提供及び収集 イ 災害応急対策及び災害復旧対策 (2) 防災関係機関との協調 地方気象台、消防署、自衛隊、警察等の防災関係機関とは平常時から協調し、防災情報の提供・収集等、相互連携体制を整備しておく。 (3) 他電力会社等との協調 他電力会社、他一般送配電事業者等、協力会社、電気工事店及び隣接企業等と協調し、電力、要員、資材、輸送力等の相互融通等、災害時における相互応援体制を整備しておく。 (4) 迅速な復旧活動に係る相互連携強化策 非常事態において、広域的な連絡体制を早期に確立し、市や関係機関等と連携して迅速な復旧活動を実施するため、相互連携強化策として次の事項を実施する。 ① 災害時のオープンスペース利用等に関する市との情報共有 ② 復旧に係る協働体制等に関する自衛隊との協定締結 ③ 災害時優先道路の緊急通行に係る自治体等との協議の実施	県地域防災計画に伴う修正

新旧対照表（地域防災計画（風水害対策計画 第２編））】

＜現　　行＞	＜改　正　後＞	＜修正理由＞
	④　工業用水等の早急な確保等に係る自治体等との協議の実施 ⑤　災害時の設備調査等の協力に関する電気工事組合等との協定締結 ⑥　燃料利用等に関する関係企業との協定締結 ⑦　他のライフライン事業者や報道機関等と災害時のリアルタイムな情報共有化を目的とした「Ｌアラート」の活用 (5) 地域貢献 市民の安全確保に寄与する取組みとして、当社施設への帰宅困難者受入れ、ポータブル発電機の貸出、生活物資の支援等について、市等から要請があった場合は検討・協力する。	
４　資機材の整備・確保 (1) 資機材の確保 本店、支店、営業所その他の業務機関等は、地理的条件を考慮して災害対策用の資機材の必要数を確保する。 (2) 資機材の輸送 本店、支店、営業所その他の業務機関等は、輸送力確保のため輸送のための業者等と協調して輸送力確保に万全を期す。 (3) 資機材の広域運営 災害時の不足資機材等の調達を迅速、容易にする体制を整える。 **５　防災訓練、防災教育の実施** (1) 防災訓練の実施 (2) 自治体等の防災訓練への参加 (3) 従業員の防災教育 **６　電力会社相互間の広域運営** 被害に対する災害復旧、資機材の相互融通、復旧要員の応援要請等を行い電力設備を早期に復旧し、社会に対する電気事業の本来の責務を遂行できるようにする。	**２　災害予防に関する事項** (1) 防災教育 関西電力送配電㈱は、災害に関する専門知識の普及、関係法令集、関係パンフレット等の配布、検討会・講演会の開催、社内報への関連記事の掲載等の方法により、従業員に対する防災教育を実施し、従業員の災害に対する認識を深めるとともに、防災意識の高揚に努める。 (2) 防災訓練 関西電力送配電㈱は、災害対策を円滑に推進するため、年１回以上、防災訓練を実施し、非常事態にこの計画が有効に機能することを確認する。 なお、訓練実施に当たっては、参加者自身の判断も求められるなど実践的な内容とし、抽出された課題については、体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させる。また、市が実施する防災訓練には積極的に参加する。 **３　復旧用資機材等の確保及び整備** 関西電力送配電㈱は、災害の発生に備え、次の事項を実施する。 (1) 復旧用資機材の確保 平常時から復旧用資機材、工具、消耗品等の確保に努める。 (2) 復旧用資機材の輸送 平常時から復旧用資機材の輸送計画を樹立しておくとともに、車両、舟艇、ヘリコプター等の輸送力確保に努める。 (3) 復旧用資機材の整備点検 平常時から復旧用資機材の数量把握及び整備点検を行う。 (4) 復旧用資機材の広域運営 平常時から復旧用資機材の保有を効率的に行う。災害時の不足資機材の調達を迅速、容易にするため、広域機関の「防災業務計画」に基づき、他事業者と復旧用資機材の相互融通体制を整えておく。 (5) 食料・医療・医薬品等生活必需品の備蓄 平常時から食料、医療、医薬品等の保有量を定め、その確保及び確実な把握に努める。 (6) 復旧用資機材の仮置場の確保 災害発生時に、仮置場の借用交渉を行うことは難航が予想されるため、あらかじめ公共用地等の候補地について、防災会議の協力を得て、用地確保の円滑化を図る。	
第２　ガス施設の整備等	**第２　ガス施設の整備等**	
災害による被害を受けにくく、被災しても機能全体がまひせず、迅速な復旧を可能にするガス施設の整備とそれに関連する防災対策の実施に努めるものとされている。	災害による被害を受けにくく、被災しても機能全体がまひせず、迅速な復旧を可能にするガス施設の整備とそれに関連する防災対策について定める。	県地域防災計画に伴う修正
	１　大阪ガス㈱の取組	県地域防災計画に伴う追記

＜現　　行＞	＜改　正　後＞	＜修正理由＞
	大阪ガス㈱は、次の内容により施設の整備等を推進することとする。 (1) 防災システムの強化 ① 保安用通信設備 ア 本社を中心にして、データ伝送、指令電話、移動無線は、全て無線化しており、本社、製造所、地区導管本部、供給所及び高圧ステーション間は、ループ化された無線通信回線で運用している。 イ 無線通信網をより強固にするため、通信システムの多重化を実施することとする。また、ポータブル衛星通信設備を６箇所配備している。 ウ 万全を期するためバックアップ設備の設置を計画し、常時、都市ガスの供給状態を把握し、保安体制のコントロールを可能にすることとする。 ② 災害応急復旧用無線電話 災害応急復旧用無線電話を本社及び事業所に設置し、有線不通時にも社内の通信連絡、災害対策機関との通信を確保することとする。 ③ 内閣府中央防災無線 本社に内閣府中央防災無線が設置され、有線不通時における国等防災関係機関との通信が確保されている。 (2) 防災体制の整備 ① 要員の確保 被害状況に応じて社員及び協力会社作業員を必要な作業工程ごとに効率的に編成動員するため、職能別に要員を把握するとともに、定期的に見直しを行うこととする。 ② 教育訓練 災害発生時の非常体制の確立、情報収集、緊急措置、他機関との協力体制、復旧手順等について必要な教育を定期的に行うとともに、年１回全社規模での訓練を実施することとする。 (3) 巡回点検計画の立案と実施 風水害対策計画として、あらかじめ風水害の発生が予想される際に巡回点検する主要供給路線、橋りょう架管及び受水のおそれがある地下マンホール内の整圧器等を定めておくこととする。	
１ 大阪ガス㈱及び一般社団法人兵庫県ＬＰガス協会	**２ （一社）兵庫県ＬＰガス協会の取組** （一社）兵庫県ＬＰガス協会は、次の内容によりＬＰガス施設の防災体制の整備等を推進することとする。	県地域防災計画に伴う修正
(1) 防災システムの強化 ① 集中監視システムの導入 ② 安全機器（マイコンメーター、ヒューズコック、ガス漏れ警報器）の取り付け促進（ほぼ100%達成） ③ 災害時にＬＰガス容器の流出及びガス漏洩を防ぐ放出防止型高圧ホースの普及促進 ④ 地域防災事業所の設置 (2) 防災体制の整備 ① 要員の確保 ② 相互協力体制の確立	(1) 防災システムの強化 ① 集中監視システムの導入 電話回線等によって24時間消費先のガス漏れを監視する集中監視システムの導入を進める。 また、このシステムを、震度情報の収集及び福祉の緊急通報システム（救急コール）にも活用することとする。 ② 安全機器の取り付け促進 消費に係る安全機器(マイコンメーター、ヒューズコック及びガス漏れ警報器)の普及率は、ほぼ100%に達している。 また、災害時にＬＰガス容器の流出及びガス漏洩を防ぐ放出防止型高圧ホースの普及に努める。 (2) 防災体制の整備 ① 要員の確保 被害状況に応じて各事業所の社員が出動し、地域の保安を確保する体制が整備されている。 ② 相互協力体制の確立 ア （一社）兵庫県ＬＰガス協会、（一社）大阪府ＬＰガス協会、（一社）奈良県ＬＰガス協会、（一社）京都府ＬＰガス協会、（一社）和歌山県ＬＰガス協会、（一社）滋賀県ＬＰガス協会、（一社）福	

新旧対照表（地域防災計画（風水害対策計画 第２編））】

＜現　　行＞	＜改　正　後＞	＜修正理由＞
③　防災訓練等の実施	井県ＬＰガス協会で組織する「近畿ＬＰガス連合会」の相互支援協定により、大規模災害時の相互支援体制を整備している。 イ　大阪ガス㈱と「ガス漏洩通知等に対する連携についての協定」を締結し、二次災害の防止を図る。 ウ　(一社)日本コミュニティーガス協会近畿支部に設置された各府県防災会（近畿２府５県それぞれの府県に設置）との連携により、簡易ガス事業に関する災害対策に対応することとしている。 ③　防災訓練等の実施と参加 災害を想定した防災訓練を実施するとともに、市が実施する防災訓練に積極的に参加することとする。	
(3) 災害防止のための普及・啓発活動の実施	(3) 災害防止のための普及・啓発活動の実施 ①　年間を通じ、市内又は周辺市町でＬＰガス使用家庭の主婦を対象とした消費者安全教室を開催し、災害時における緊急対策の周知を図ることとする。 ②　兵庫県内で一定の被害が想定される場合及び緊急対策放送が必要な場合等に、「災害時におけるＬＰガスの二次災害を防止するための放送協定」に基づき、容器バルブの閉止等を周知する放送を（株）ラジオ関西が自動的に可能な限り反復して放送することにより、早期にＬＰガスの対応について周知を図る。 ③　各事業所は、消費者に対し、災害時におけるＬＰガスの緊急対応について周知を図る。 ④　市が開催する各種のイベントに積極的に参加し、一般の消費者に対して、災害時に燃料の確保が容易なＬＰガス自動車とＬＰガス発電機の普及啓発に努める。	
第３　電気通信施設の整備等	**第３　電気通信施設の整備等**	
西日本電信電話株式会社（兵庫支店）、株式会社ＮＴＴドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、ＫＤＤＩ株式会社（神戸支店）、ソフトバンク株式会社は、災害による被害を受けにくく、被災しても機能全体がまひせず、迅速な復旧を可能にする電気通信施設の整備と、関連する防災対策について努めるものとされている。	災害による被害を受けにくく、被災しても機能全体がまひせず、迅速な復旧を可能にする電気通信施設の整備とそれに関連する防災対策について定める。	県地域防災計画に伴う修正
(1) 通信施設の強化 ①　建物設備 ア　耐火構造、水防壁、水防板の設置 ②・③　(略) (2) 災害対策用機材等の整備・点検 ①　通信途絶防止用無線網の整備 ②　災害対策用機器の整備・充実	**１　西日本電信電話㈱（兵庫支店）、㈱ＮＴＴドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ㈱の取組** (1) 通信施設の強化 ①　建物及び鉄塔 建物は、耐震・耐火構造とするほか、周辺の諸条件により保護施設（水防壁、水防板等）を設置している。 ②・③　(略) (2) 災害対策用機材等の整備・点検 災害対策用機材として、通信途絶防止用無線網の整備を図るとともに、災害対策用機器の整備・充実を図る。 ①　通信途絶防止用無線網の整備 ア　可搬型無線機（TZ-403D）、可搬型ディジタル無線方式（11P-150M） ②　災害対策用機器の整備・充実 ア　応急復旧ケーブル イ　非常用可搬型ディジタル交換装置、汎用多重化装置、衛生車載局、ポータブル衛星通信システム ③　移動電源車、可搬型発動発電機	県地域防災計画に伴う修正

＜現　　行＞	＜改　正　後＞	＜修正理由＞
	④　排水ポンプ ⑤　復旧機材の備蓄	
(3) 防災訓練の実施 ①　災害発生に備え、災害対策機器の取り扱い方法の熟知、情報連絡体制の充実と防災意識の高揚を図るため、年間を通じて防災訓練等を計画的に実施するとともに、地方行政機関が主催する防災訓練に積極的に参加するものとする。 ②　演習の種類　（略） ③　演習方法 ア　広域規模における復旧シミュレーション イ　事業所単位での、参集・情報伝達演習 ウ　防災機関における防災総合訓練への参加	(3) 防災訓練の実施 ①　災害発生に備え、災害対策機器の取扱方法の熟知、情報連絡体制の充実と防災意識の高揚を図るため、年間を通じて防災訓練等を計画的に実施するとともに、地方行政機関が主催する防災訓練に積極的に参加するものとする。 ②　演習の種類　（略） ③　演習の方法 ア　広域規模における復旧シミュレーション イ　事業所単位での、かけつけ・情報伝達演習 ウ　防災機関における総合防災訓練への参加	
	２　ＫＤＤＩ㈱の取組 (1) 防災に関する関係機関との連絡調整 各事業所においては、必要に応じて市及び関係機関と防災に係る計画に関して連絡調整を図る。 (2) 社員の動員計画 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、通信の疎通又は応急復旧に必要な社員の動員を円滑に行うため、社員の非常招集、非常配置等について、あらかじめその措置方法を定めておくものとする。 (3) 社外関係機関に対する応援又は協力の要請 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、社外関係機関に対し、応援の要請又は協力を求める必要があることを想定し、応援要員の派遣、燃料、食糧等の特別支給、交通規制の特別解除、資材等の輸送援助、通信用電源の確保等について、あらかじめその措置方法を定めておくものとする。 (4) 防災に関する教育、訓練 ①　災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、社員の安全の確保を図るとともに関係社員が迅速かつ適切な防災業務を遂行できるよう、必要な教育を実施し、防災に関する知識の普及及び向上を図る。 ②　防災業務を円滑かつ適切に実施するため、災害発生に係る情報の収集・伝達、災害対策本部等の設置、非常招集・参集、災害時における通信の疎通確保、電気通信設備等の災害応急復旧、災害対策用機器の操作、消防・防水、避難・救護等に関する防災訓練を毎年１回は実施するとともに、防災体制の見直しと必要な改善を図る。 ③　訓練実施に当たっては、被災想定や実施時間を工夫するなど実践的なものとなるよう努めるとともに、国、関係地方公共団体等が実施する総合防災訓練に参加する等これら機関との連携も考慮して行う。	県地域防災計画に伴う修正
	３　ソフトバンク㈱の取組 ソフトバンク㈱は、次の内容により電気通信施設の整備等を推進することとする。 (1) 電気通信設備の現況 大規模災害発生に備え、通信サービスの確保ができるように、防災体制を整えるとともに、関係機関との緊密な連携を図り、災害に備えた対策と指針づくりを実施することとする。 ①　停電対策 基地局やネットワークセンターには、停電時も安定した通信を確保できるよう、予備電源や非常用発電設備を設置。また、重要拠点については燃料タンクを設置し、さらに燃料優先給油契約により円滑な燃料供給体制をとることとする。 ②　伝送路対策	県地域防災計画に伴う追記

新旧対照表（地域防災計画（風水害対策計画 第２編））】

＜現　　行＞	＜改　正　後＞	＜修正理由＞
	ネットワークセンター間及び複数の基地局の通信を通す基幹伝送路は、線路の冗長化や迂回路を用意して、通信が確保されるような対策を実施することとする。 (2) 自主保安体制の構築 ① 対応マニュアルの徹底 速やかなサービス復旧が実現できるよう、対策（災害対応マニュアルの策定、緊急連絡網の整備等）を確立することとする。 ② 非常時体制の編成と連絡網の整備 災害発生時に、ネットワーク障害に即応できる体制を編成して万一に備えることとする。 ③ 災害対策用設備及び防災備蓄品の配備 災害時に通信サービスの早期復旧を図るため、各地に災害対策用設備、復旧資材、予備品等を確保することとする。 (3) 防災訓練の実施 実際の災害を想定した訓練を実施し、訓練結果をネットワークの運用保守体制の見直し及び改善に反映し、協力会社との合同訓練も実施し、災害発生時には通信サービスの早期復旧を図れるよう訓練することとする。	
第４　水道施設の整備等	**第４　水道施設の整備等**	
水道事業者は、災害による被害を受けにくく、被災しても機能全体がまひせず、迅速な復旧を可能にする水道施設の整備と、それに関連する防災対策について以下のとおり進める。	水道事業者は、災害による被害を受けにくく、被災しても機能全体がまひせず、迅速な復旧を可能にする水道施設の整備と、それに関連する防災対策について以下のとおり進める。	
１～９　（略）	**１～９　（略）**	
10　教育訓練及び平__時の広報	**10　教育訓練及び平常時の広報**	字句の修正
災害発生時に的確な防災対策が講じられるよう、防災担当と連携して、平__時から、次の事項を中心とした教育訓練等を実施する。	災害発生時に的確な防災対策が講じられるよう、防災担当と連携して、平常時から、次の事項を中心とした教育訓練等を実施する。	字句の修正
(1)・(2)　（略）	(1)・(2)　（略）	
第５　下水道施設の整備等	**第５　下水道施設の整備等**	
下水道___管理者は、災害時においても下水道の機能を保持することができるよう、重要施設について被災を最小限にとどめるための計画をたて、施設の新設・増設・改築にあわせて計画的に整備を進める。	下水道施設管理者は、災害時においても下水道の機能を保持することができるよう、重要施設について被災を最小限にとどめるための計画をたて、施設の新設・増設・改築にあわせて計画的に整備を進める。	県地域防災計画に伴う修正
１　下水道施設の保守点検	**１　下水道施設の保守点検**	
下水道施設の災害__による_____被害の発見及び復旧を迅速に行うため、施設の現状を把握しておくとともに、平__時の巡視及び点検を実施し、老朽施設、故障箇所の改善を実施する。また、必要に応じて災害対策を講じておく。	下水道施設の風水害による被害を軽減するとともに、被害の発見及び復旧を迅速に行うため、施設の状況を把握しておくとともに、平常時の巡視及び点検を行い__、老朽施設、故障箇所の改善を実施する。また、必要に応じて災害対策を講じておく。	県地域防災計画に伴う修正
(1)～(4)　（略）	(1)～(4)　（略）	
２　下水道施設の応援体制の整備 「下水道事業災害時近畿ブロック応援に関する申し合わせ」に基づき開催される応援連絡会議において、災害時の応援に関する連絡調整を行うとともに、必要に応じて実施される災害時を想定した訓練及び研修等に参加し、災害時における応援活動が円滑に行われるよう努める。		加東市は申し合わせに参加していないため削除
３　災害時用の資機材の確保　（略）	**２　災害時用の資機材の確保　（略）**	数字のずれ
４　___訓練及び平__時の広報	**３　教育訓練及び平常時の広報**	県地域防災計画に伴う修正
災害発生時に的確な防災対策が講じられるよう、_____平__時から___訓練及び市民に	災害発生時に的確な防災対策が講じられるよう、防災担当と連携して、平常時から教育訓練及び市民に	

＜現　　行＞	＜改　正　後＞	＜修正理由＞
対する広報等を実施する。	対する広報等を実施する。	
第５章　その他の災害予防対策の推進	**第５章　その他の災害予防対策の推進**	
危険物等施設、交通施設等における突発性の重大事故の発生を予防するための備えを充実する計画である。	突発性の重大事故の発生を予防するための備えを充実する計画である。	県地域防災計画に伴う修正
第１節　危険物等の事故の予防対策の推進	**第１節　危険物施設等の事故の予防対策の推進**	県地域防災計画に伴う修正
危険物等による災害を予防し、また災害発生時の被害拡大を防止するため、予防対策について定める。	危険物等による災害を予防し、また災害発生時の被害拡大を防止するため、予防対策について定める。	
第１　危険物の保安対策	**第１　危険物施設の災害予防対策の実施**	県地域防災計画に伴う修正
消防法別表に定める危険物による災害を予防し、また、災害発生時の被害拡大を防止するため、危険物の規制に関する政令別表第３に定める指定数量以上の危険物を貯蔵又は取扱う施設（以下「危険物製造所等」という。）及び防災関係機関の予防対策を推進する。	消防法別表に定める危険物による災害を予防し、また、災害発生時の被害拡大を防止するため、危険物の規制に関する政令別表第３に定める指定数量以上の危険物を貯蔵・取扱いする施設（以下「危険物施設」という。）及び防災関係機関の予防対策を推進する。	県地域防災計画に伴う修正 県地域防災計画に伴う修正
１　危険物製造所等	**１　危険物施設の保安対策**	県地域防災計画に伴う修正
(1) 危険物製造所等の所有者、管理者又は占有者（以下、所有者等という。）は、危険物に関係する法令の規定を遵守するとともに、自己の責任において保安対策を推進し、危険物の災害予防に万全を期する。	(1) 危険物施設の所有者、管理者又は占有者（以下「所有者等」という。）は、危険物に関係する法令の規定を遵守するとともに、自己の責任において保安対策を推進し、危険物の災害予防に万全を期する。	県地域防災計画に伴う修正
(2) 危険物製造所等の所有者等は、施設規模、取扱危険物の種類等に応じて、危険物の規制に関する政令の定めるところにより、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者、危険物施設保安員を選任し、適正な施設管理及び取扱基準を遵守する。	(2) 危険物施設の所有者等は、施設規模、取扱危険物の種類等に応じて、危険物の規制に関する政令の定めるところにより、危険物保安総括管理者、危険物保安監督者、危険物施設保安員を選任し、適正な施設管理及び取扱基準を遵守する。	県地域防災計画に伴う修正
(3) 危険物製造所等の所有者等は、次の保安対策を実施する。	(3) 危険物施設の所有者等は、次の保安対策の実施に努めることとする。	県地域防災計画に伴う修正
① 自主保安体制の確立 防火訓練、保安教育等を実施し、防火意識の高揚と防災に関する知識・技術の向上を図り、火災、爆発等の災害発生を防止するための自主保安体制の確立に努める。	① 自主保安体制の確立 防火訓練、保安教育等を実施し、防火意識の高揚及び防災に関する知識・技術の向上を図り、火災、爆発等の災害発生を防止するための自主保安体制の確立に努める。	字句の修正
② 事業所相互の協力体制の確立 危険物製造所等が一定地域に集中している地域にあっては、相互に連絡協調して総合的な防災体制を確立し、相互援助、避難等自主的な組織活動に努める。	② 事業所相互の協力体制の確立 危険物施設が一定地域に集中している地域にあっては、各事業所等は相互に連絡協調して総合的な防災体制を確立し、相互援助、避難等自主的な組織活動に努める。	県地域防災計画に伴う修正
③ 市民安全対策の実施 大規模な危険物施設を有する場合は、地域住民に対する安全を図るための施策を講じる。	③ 市民安全対策の実施 大規模な危険物施設を有する場合は、地域住民に対する安全を図るため、防火壁、防風林、防火地帯等の設置を検討することとする。	県地域防災計画に伴う修正
２　消防本部の保安対策	**２　北はりま消防本部の保安対策**	
(1) 消防本部は、消防法に基づき、危険物施設の設置又は変更許可に対する審査及び立入検査等を行い、基準に適合しない場合は、直ちに改修、移転させるなど、危険物施設の規制を行う。	(1) 北はりま消防本部は、消防法に基づき、危険物施設の設置又は変更許可に対する審査及び立入検査等を行い、基準に適合しない場合は、直ちに改修、移転させるなど、危険物施設の規制を行う。	字句の修正
(2) 消防本部は、監督行政庁の立場から、次の保安対策を実施する。	(2) 北はりま消防本部は、監督行政庁の立場から、次の保安対策を実施する。	字句の修正
① 危険物施設の把握と防災計画の策定 危険物の種類及び数量を把握し、これに対応する的確な防災計画を策定する。	① 危険物施設の把握と防災計画の策定 危険物施設及び貯蔵され取り扱われる危険物の性質及び数量を把握し、これに対応する的確な防災計画を策定する。	県地域防災計画に伴う修正
② 監督指導の強化 事業所等に対する立入検査等を強力に実施して、関係法令を遵守させる。	② 監督指導の強化 危険物を取り扱う事業所等に対する立入検査等を強力に実施して、関係法令を遵守させる。	県地域防災計画に伴う修正
③ 防災教育 危険物施設関係職員及び危険物取扱作業従事者に対して、関係法令及び災害防除等について	③ 防災教育 危険物関係職員及び施設関係者に対して、関係法令及び災害防除の具体的な方	県地域防災計画に伴う修正

新旧対照表（地域防災計画（風水害対策計画 第２編））】

＜現　　行＞	＜改　正　後＞	＜修正理由＞
的確な施設管理、保安教育を行う。	法について視聴覚教育を含む的確な教育を行う。	
第２　高圧ガスの保安対策の実施	**第２　高圧ガスの災害予防対策の実施**	県地域防災計画に伴う修正
高圧ガスによる災害を予防し、また、災害発生時の被害拡大を防止するため、高圧ガス関係事業所及び防災関係機関の予防対策について定める。	高圧ガスによる災害を予防し、また、災害発生時の被害拡大を防止するため、高圧ガス関係事業所及び防災関係機関の予防対策について定める。	
１　高圧ガス関係事業所における防災体制の整備 高圧ガス関係の事業者は、災害発生時に冷静にかつ有効な防災活動を実施し、二次災害の発生を防止し、被害の軽減を図るため、速やかに防災体制を確立することとされている。 (1)・(2)　(略) (3) 緊急動員体制の確立 大規模事故災害を想定し、防災関係要員の確保のための緊急動員体制を確立する。 (4) 相互応援体制の確立　(略) (5) 防災資機材の整備 ① 防災資機材及び設備を定期的に点検し、その維持管理に努める。 ② 自社が保有する資機材で対応できない場合を想定し、事業所外部から資機材を調達できる体制を整備する。 (6) 保安教育の実施　(略) (7) 定期防災訓練の実施 取扱う高圧ガスの種類及びその規模に応じて、事業所内で定期的に防災訓練を実施し、応急措置等防災技術の習熟に努める。	**１　高圧ガス関係事業所における防災体制の整備** 高圧ガス関係の事業者は、災害発生時に冷静にかつ有効な防災活動を実施し、二次災害の発生を防止し、被害の軽減を図るため、速やかに防災体制を確立することとされている。 (1)・(2)　(略) (3) 緊急動員体制の確立 大規模災害を想定し、防災関係要員の確保のための緊急動員体制を確立する。 (4) 相互応援体制の確立　(略) (5) 防災資機材の整備 ① 事業所は、防災資機材及び設備を定期的に点検し、その維持管理に努める。 ② 事業所は、自社が保有する資機材で対応できない場合を想定し、事業所外部から資機材を調達できる体制を整備する。 (6) 保安教育の実施　(略) (7) 防災訓練の実施 取り扱う高圧ガスの種類及びその規模に応じて、事業所内で定期的に防災訓練を実施し、応急措置等防災技術の習熟に努める。	県地域防災計画に伴う修正 県地域防災計画に伴う修正 県地域防災計画に伴う修正
２　消防機関 消防本部は、事業所に対して防災資機材等の整備促進及びその管理について指導する。また、報告の協力を求め、提供可能な防災資機材の種類及び数量を把握する。	**２　消防機関** 北はりま消防本部は、事業所に対して防災資機材等の整備促進及びその管理について指導する。また、報告の協力を求め、提供可能な防災資機材の種類及び数量を把握する。	字句の修正
３　関係機関等　（略）	**３　関係機関等　（略）**	
第３　火薬類の保安対策の実施	**第３　火薬類の災害予防対策の実施**	県地域防災計画に伴う修正
火薬類による災害を予防し、また災害発生時の被害拡大を防止するため、火薬類関係事業所及び防災関係機関の予防対策について定める。	火薬類による災害を予防し、また災害発生時の被害拡大を防止するため、火薬類関係事業所及び防災関係機関の予防対策について定める。	
１　火薬類関係事業所における警戒体制の整備 火薬類関係施設に災害・事故が発生するおそれのあるとき、事業者は、天候の状況に応じた警戒体制を確立するものとされている。 (1) 警戒体制の発令　(略) (2) 警戒措置の実施 ① 事前調査 土砂崩れや落雷等への対応が遅延しないよう、事業所内外の地形、落雷の頻度等の地域的特性等を事前調査する。 ② 警戒実施　(略) (3) 作業規制　(略)	**１　火薬類関係事業所における警戒体制の整備** 火薬類関係施設に災害・事故が発生するおそれのあるとき、事業者は、天候の状況に応じた警戒体制を確立するものとされている。 (1) 警戒体制の発令　(略) (2) 警戒措置の実施 ① 事前調査 落雷への対応が遅延しないよう、事業所内外の地形、落雷の頻度等の地域的特性等を事前調査する。 ② 警戒実施　(略) (3) 作業規制　(略)	県地域防災計画に伴う修正
２　火薬類関係事業所における防災体制の整備	**２　火薬類関係事業所における防災体制の整備**	

＜現　　行＞	＜改　正　後＞	＜修正理由＞
事業者は、災害発生時に冷静にかつ有効な防災活動を実施し、被害の軽減を図るため、速やかに防災体制を確立するものとされている。 (1)～(5)　（略） (6) 定期防災訓練の実施 取扱う火薬類の種類及びその規模に応じて、事業所内で定期的に防災訓練を実施し、応急措置等防災技術の習熟に努める。	事業者は、災害発生時に冷静にかつ有効な防災活動を実施し、被害の軽減を図るため、速やかに防災体制を確立するものとされている。 (1)～(5)　（略） (6) 防災訓練の実施 取り扱う火薬類の種類及びその規模に応じて、事業所内で定期的に防災訓練を実施し、応急措置等防災技術の習熟に努める。	県地域防災計画に伴う修正
第４　毒物・劇物の保安対策の実施	**第４　毒物・劇物の災害予防対策の実施**	県地域防災計画に伴う修正
毒物又は劇物の保管施設等からの流失等による保健衛生上の危害を防止するための予防対策について定める。	毒物又は劇物の保管施設等からの流失等による保健衛生上の危害を防止するための予防対策について定める。	
１　毒物・劇物取扱事業者　（略）	**１　毒物・劇物取扱事業者　（略）**	
２　関係機関	**２　関係機関**	
関係機関は、以下に示す対策を行うものとされている。	関係機関は、以下に示す対策を行うものとされている。	
(1) 毒物・劇物取扱事業者に対し、常に登録基準等に適合する施設を維持させる。	(1) 毒物・劇物取扱事業者に対し、常に毒物及び劇物取締法に規定する登録基準等に適合する施設を維持させるとともに、立入指導又は文書等により適正な取扱い及び危害防止のための応急の措置を講じるよう指導に努める。	県地域防災計画に伴う修正 県地域防災計画に伴う修正
(2) 毒物・劇物取扱事業者に対し、毒物又は劇物によって市民の保健衛生上の危害を生ずるおそれがあるときは、直ちに県健康福祉事務所、県警察本部又は消防本部に届け出ることを指導するとともに、危害防止のための応急措置を講じるよう要請する。	(2) 毒物・劇物営業者に対し、毒物又は劇物によって市民の保健衛生上の危害を生ずるおそれがあるときは、直ちに県健康福祉事務所、県警察本部又は消防本部に届け出るとともに、危害防止のための応急措置を講じるよう指導する。	県地域防災計画に伴う修正 県地域防災計画に伴う修正
(3)　（略）	(3)　（略）	
(4) 消防本部は、毒物・劇物を業務上取り扱う者のうち、届出を要しない者の実態把握にも努める。	(4) 北はりま消防本部は、毒物・劇物を業務上取り扱う者のうち、届出を要しない者の実態把握にも努める。	字句の修正
第２節　大規模事故災害予防対策の推進	**第２節　大規模事故災害予防対策の推進**	
第１　交通安全の確保　（略）	**第１　交通安全の確保　（略）**	
第２　災害応急活動体制の整備	**第２　災害応急活動体制の整備**	
１　職員の体制 市は、災害発生時における職員の体制をあらかじめ取り決めておく。	**１　職員の体制の整備** 市は、災害発生時における職員の体制をあらかじめ取り決めておく。	県地域防災計画に伴う修正
２　防災関係機関相互の連携体制 (1) 防災関係機関は、平常時から連携の強化に努める。 (2) 消防本部は、消防の応援について近隣市町間との協定の締結を推進し、全県的な協定の締結と併せて、消防相互応援体制を整備する。	**２　関係機関と の連携体制の整備** 市は、事故災害時における円滑な連携確保を図るため、平常時から定例的な情報交換の場づくりや現地調整所等の設置を想定した訓練の実施等により連携 強化に努める。	県地域防災計画に伴う修正 組合消防での対応のため削除
第３　捜索、救助・救急、医療及び消火活動への備え	**第３　捜索、救助・救急、医療及び消火活動への備え**	
１　捜索活動関係	**１　捜索活動関係**	

新旧対照表（地域防災計画（風水害対策計画 第２編））】

＜現　　行＞	＜改　正　後＞	＜修正理由＞
市は、救助・救急に関し、消防本部を通じて次の事項の　　整備に努め、事態に備える。	市は、捜索活動を行うために有効な装備、資機材、車両等の整備に努め　　る。	県地域防災計画に伴う修正
２　救助・救急関係	**２　救助・救急関係**	
(1)　救助工作車、救急車、照明車等の車両、　応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努める。	(1)　救助工作車、救急車、照明車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努める。	字句の修正
(2)　警察、自衛隊等の保有資機材の情報交換に努める。	(2)　警察、自衛隊等の保有資機材の情報交換に努める。	
(3)　鉄道事業者と連携し事故災害発生直後における旅客の避難等のための体制の整備に努める。 (4)　負傷者が同時に多数発生した場合に対応できるよう、救急業務計画を定める。	(3)　負傷者の迅速な搬送のため、学校のグラウンド等が避難所として使用されていない場合に臨時ヘリポートとして使用できるよう、平常時から関係者間で協議、調整を図る。	県地域防災計画に伴う修正
３　医療活動関係	**３　医療活動関係**	
(1)　市、日本赤十字等の医療機関は、負傷者が多人数に上る場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄等に努める。	(1)　市及び　　医療機関は、負傷者が多人数に上る場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄等に努める。	字句の修正
(2)　消防本部は、　　次の機関との相互の連絡体制の整備を図るとともに、医療機関との連絡・連携体制についての計画を作成するよう努める。 ①～③　（略）	(2)　災害発生時の第一報（災害発生の場所、規模等）が重要であることから、あらかじめ、次の機関　相互の連絡体制の整備を図るとともに、医療機関との連絡・連携体制についての計画を作成するよう努める。 ①～③　（略）	県地域防災計画に伴う修正
(3)　消防本部は、平時から医療機関との連携に努め、災害時には医療的見地から助言を受けることができるよう連絡体制を整備する。		組合消防での対応のため削除
(4)　県が行う初動時における災害対応病院を中心とした災害現場への迅速な救護班派遣体制整備に協力する。	(3)　県が行う初動時における災害対応病院を中心とした災害現場への迅速な救護班派遣体制整備に協力する。	数字のずれ
(5)　消防本部は、医療機関、警察署等と協力して自動車からの危険物等の流出事故など化学物質をはじめとする様々な物質を想定した行動マニュアルの策定、マニュアルに基づいた訓練を行うとともに、個人的防護装備（ヘルメット、毒ガス用マスク、防護衣、手袋等）、情報伝達用装備（携帯電話、ファクシミリ等）、医療用装備（簡易ストレッチャー、点滴台、救急医薬品、救急医療用具等）等の装備品の必要に応じた備蓄を進める。 　市等は、２次保健医療圏域内の、医療機関相互の応援体制や広域災害・救急医療情報システムを活用した発災直後の医療、対応の具体的手順、医薬品及び飲料水の備蓄、並びに災害対応病院から災害拠点病院への患者搬送の流れ等の地域災害救急医療マニュアルを定め、特に初動時に災害対応病院を中心として災害現場へ迅速に救護班を派遣できる体制を整備するものとする。	(4)　 　市等は、二次保健医療圏域内の、医療機関相互の応援体制や広域災害・救急医療情報システムを活用した発災直後の医療、対応の具体的手順、医薬品及び飲料水の備蓄、並びに災害対応病院から災害拠点病院への患者搬送の流れ等の地域災害救急医療マニュアルを定め、特に初動時に災害対応病院を中心として災害現場へ迅速に救護班を派遣できる体制を整備するものとする。	内容重複による削除
(6)　医療機関、消防機関は、県警察本部等と連携し、自動車からの危険物等の流出事故など化学物質をはじめとする、様々な物質を想定した行動マニュアルの策定、マニュアルに基づいた訓練、化学物質等の特性や資機材の取り扱いに関する研修を行うとともに、　防護装備（ヘルメット、毒ガス用マスク、防護衣、手袋等）、情報伝達用装備（災害救急医療端末、防災無線、携帯電話、ファクシミリ等）、医療用装備（簡易ストレッチャー、点滴台、救急医薬品、救急医療用具等）等の装備品の、必要に応じた備蓄を検討するものとする。	(5)　医療機関　　は、県警察本部等と連携し、自動車からの危険物等の流出事故など化学物質をはじめとする、様々な物質を想定した行動マニュアルの策定、マニュアルに基づいた訓練、化学物質等の特性や資機材の取り扱いに関する研修を行うとともに、個人的防護装備（ヘルメット、毒ガス用マスク、防護衣、手袋等）、情報伝達用装備（災害救急医療端末、防災無線、携帯電話、ファクシミリ等）、医療用装備（簡易ストレッチャー、点滴台、救急医薬品、救急医療用具等）等の装備品の、必要に応じた備蓄を検討するものとする。	数字のずれ 県地域防災計画に伴う修正
	４　消火活動関係 　市は、消防ポンプ自動車等の消防用機械及び資機材の整備促進に努めるとともに、消防機関との連携の強化に努める。	県地域防災計画に伴う修正
第４　緊急輸送活動等への備え	**第４　緊急輸送活動等への備え**	
１　緊急輸送活動への備え　（略）	**１　緊急輸送活動への備え　（略）**	
２　危険物等の流出時における防除活動関係	**２　危険物等の流出時における防除活動関係**	

＜現　　行＞	＜改　正　後＞	＜修正理由＞
_____消防本部、道路管理者等は、危険物等の流出等に的確な防除活動を行うことができるよう、資機材の整備促進に努めるものとする。	北はりま消防本部、道路管理者等は、危険物等の流出等に的確な防除活動を行うことができるよう、資機材の整備促進に努めるものとする。	字句の修正
３　関係者等への的確な情報伝達活動関係　（略）	**３　関係者等への的確な情報伝達活動関係　（略）**	
第５　雑踏事故の予防	**第５　雑踏事故の予防**	
１　主催者等への周知	**１　主催者等への周知**	
市は、関係部署間で調整を図りながら雑踏事故の防止等のため、行事等の主催者に以下の事項について周知徹底に努める。	市は、関係部署間で調整を図りながら雑踏事故の防止に関して、行事等の主催者に以下の事項について周知徹底に努める。	県地域防災計画に伴う修正
(1)　（略）	(1)　（略）	
(2) 行事等の規模、内容等に応じて実施計画において次の事項を定める。	(2) 行事等の規模、内容等に応じて実施計画において次の事項を定める。	
①　（略）	①　（略）	
②　_____消防本部への連絡及び警備員等による救助等、事故発生時の初動対応並びに救急・救護体制	②　北はりま消防本部への連絡及び警備員等による救助等、事故発生時の初動対応並びに救急・救護体制	字句の修正
③　事故発生時に負傷者を受け入れる医療機関の確保など医師会及び医療機関との協力体制	③　事故発生時に負傷者を受__入れる医療機関の確保など医師会及び医療機関との協力体制	字句の修正
④　（略）	④　（略）	
(3) 行事等の実施計画の内容を十分に検討するとともに、施設管理者、市、_____消防本部、警察署等に助言等を求めるなど、事故防止に万全を期す。	(3) 行事等の実施計画の内容を十分に検討するとともに、施設管理者、市、北はりま消防本部、警察署等に助言等を求めるなど、事故防止に万全を期す。	字句の修正
(4)～(5)　（略）	(4)～(5)　（略）	
２～３　（略）	**２～３　（略）**	
４　_____消防本部の措置　（略）	**４　北はりま消防本部の措置　（略）**	字句の修正
第６　防災関係機関の防災訓練の実施	**第６　防災関係機関の防災訓練の実施**	
１　各機関の訓練の実施	**１　各機関の訓練の実施**	
鉄道事業者、道路管理者、_____消防本部、市、指定地方行政機関等は、相互に連携し、次の種類の訓練を実施するものとする。	鉄道事業者、道路管理者、北はりま消防本部、市、指定地方行政機関等は、相互に連携し、次の種類の訓練を実施するものとする。	字句の修正
(1)～(4)　（略）	(1)～(4)　（略）	
２～４　（略）	**２～４　（略）**	
第３節　原子力等事故災害予防対策の推進	**第３節　原子力等事故災害予防対策の推進**	
原子力等の事故による災害を予防し、また災害発生時の被害拡大を防止するため、予防対策について定める。	原子力等の事故による災害を予防し、また災害発生時の被害拡大を防止するため、予防対策について定める。	
第１　救援・救護活動体制の整備　（略）	**第１　救援・救護活動体制の整備　（略）**	
第２　平__時からの防災関係機関等との連携体制の整備	**第２　平常時からの防災関係機関等との連携体制の整備**	
市、_____消防本部、警察、その他防災関係機関は、災害応急対策時における連携が図れるよう努めるものとする。	市、北はりま消防本部、警察、その他防災関係機関は、災害応急対策時における連携が図れるよう努めるものとする。	字句の修正 字句の修正
第３　原子力災害等に関する学習等の充実	**第３　原子力災害等に関する学習等の充実**	
市及び_____消防本部は県の行う市民に対する知識の普及、啓発活動に協力する。	市及び北はりま消防本部は県の行う市民に対する知識の普及、啓発活動に協力する。	字句の修正

新旧対照表（地域防災計画（風水害対策計画 第２編））】

＜現　　行＞	＜改　正　後＞	＜修正理由＞
第４　災害時要援護者支援対策の強化	**第４　災害時要援護者支援対策の強化**	
１　災害時要援護者の把握と情報伝達体制の整備 (1) 災害時要援護者の日常的把握 市は、防災担当部局と福祉担当部局との連携のもと、消防団、自主防災組織、平常時から災害時要援護者と接している社会福祉協議会、民生委員・児童委員、介護保険制度関係者、障害者団体等の福祉関係者と協力して、災害時要援護者の避難支援や見守り体制の整備に努める。 (2) 障害者への情報伝達方法の確立　(略)	**１　災害時要援護者の把握と情報伝達体制の整備** (1) 災害時要援護者の日常的把握 市は、防災担当部局と福祉担当部局との連携のもと、消防団、自主防災組織、平常時から災害時要援護者と接している社会福祉協議会、民生委員、児童委員、介護保険制度関係者、障害者団体等の福祉関係者と協力して、災害時要援護者の避難支援や見守り体制の整備に努める。 (2) 障害者への情報伝達方法の確立　(略)	字句の修正
２・３　(略)	**２・３　(略)**	
	第５　県外からの避難の受入れ体制の整備 福井県に立地する原子力施設で事故等が発生した場合、関西広域連合の「原子力災害に係る広域避難ガイドライン」に基づき、福井県から避難者を受入れる。 **１　想定される広域避難** (1) 避難元市町 若狭町 (2) 避難先地域 北播磨（西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可町）、丹波（丹波篠山市、丹波市） (3) 対象人口 １５，０２４人 **２　情報連絡体制の整備** (1) 避難元府県・市町との情報交換 県外からの避難の受入れを迅速かつ円滑に行うことができるよう避難元府県、避難元市町と連絡先を交換する。 (2) 避難者情報の共有 随時、避難元市町から、避難元市町の基礎的情報の提供を受け、情報の共有を受ける。 基礎的情報は、幼稚園・保育園の園児数、学校の児童生徒数、重点区域内の人口及び在宅の避難行動要支援者数、避難経路、避難手段等 **３　広域避難の受入れ体制の整備** (1) 組織体制の整備 市は、広域避難を受け入れるための組織体制をあらかじめ定めておくように努める。 (2) 避難所の指定 市は、広域避難の受入れが可能な避難所をあらかじめ指定するよう努める。 (3) 必要物資の把握、配布手順の確認 市は、避難元市町から情報を踏まえ、各避難所における食料、飲料水及び生活必需品の必要数を把握しておき、速やかに必要な物資を発注できる体制を整備するよう努める。	県地域防災計画に伴う追記

加東市地域防災計画【風水害対策編】（第３編）災害応急対策計画（案）新旧対照表

【新旧対照表（地域防災計画（第３編）風水害等対策）】

＜現　　行＞

第１章　基本方針

市が実施する災害応急対策は、次の考え方を基本とする。

第１　迅速な災害応急活動体制の確立　（略）

第２　円滑な災害応急活動の展開

災害応急対策を円滑に展開するため、次の事項を中心に、マニュアル性も考慮しつつ、対策内容を点検、整備のうえ明示する。

なお、災害応急活動の実施に当たっては、その総合的推進に努めるとともに、時系列的な側面から重点的に実施すべき事項を的確に把握し、対処することが必要である。

こうした観点から、災害応急対策の主な流れを示すと次のとおりである。

災害応急対策の主な流れ

時間経過	災害応急活動体制	災害応急活動内容
初動対策	・災害対策本部の設置 ・災害対策要員の確保 ・被害情報の収集・分析・伝達 ・通信手段・情報網の確保 ・防災関係機関との連携	・災害情報の収集・提供、広報活動の実施 ・水防活動等被害拡大防止活動の実施 ・災害時要援護者等の安全確保対策の実施 ・避難対策の実施 ・交通規制等交通の確保対策の実施 ・緊急輸送路の確保等、緊急輸送対策の実施
緊急対策（発災後１日程度以降）	災害の規模、態様及び時間経過に応じた対応体制の整備を図る	・災害救助法の適用（発災直後） ・人命救出・救助活動、救急医療活動の実施 ・食料、物資の供給、応急給水の実施 ・ライフライン応急対策の実施 ・各種相談窓口の設置 ・被災者への生活救援対策の実施 ・災害ボランティアの受入環境整備 ・海外からの支援受入体制整備 ・土木施設復旧の実施 ・感染症対策等保健・衛生対策の実施 ・遺体の火葬等の実施 ・学校における教育機能回復等の教育対策の実施
応急対策（発災後１週間程度以降）		・応急仮設住宅建設等住宅確保対策の実施 ・がれき、ごみ処理対策等廃棄物対策の実施 ・被災者のこころのケア等精神医療対策の実施

継続実施

(1)～(13)　（略）

(14)災害ボランティアの受入れ

(15)～(22)　（略）

第３　大規模事故等災害応急対策の実施　（略）

＜改　　正　　後＞

第１章　基本方針

市が実施する災害応急対策は、次の考え方を基本とする。

第１　迅速な災害応急活動体制の確立　（略）

第２　円滑な災害応急活動の展開

災害応急対策を円滑に展開するため、次の事項を中心に、マニュアル性も考慮しつつ、対策内容を点検、整備のうえ明示する。

なお、災害応急活動の実施に当たっては、その総合的推進に努めるとともに、時系列的な側面から重点的に実施すべき事項を的確に把握し、対処することが必要である。

こうした観点から、災害応急対策の主な流れを示すと次のとおりである。

災害応急対策の主な流れ

時間経過	災害応急活動体制	災害応急活動内容
初動対策	・災害対策本部の設置 ・災害対策要員の確保 ・被害情報の収集・分析・伝達 ・通信手段・情報網の確保 ・防災関係機関との連携	・災害情報の提供、広報活動の実施 ・災害救助法の適用 ・人命救出・救助活動、救急医療活動の実施 ・水防活動等被害拡大防止活動の実施 ・災害時要援護者等の安全確保対策の実施 ・避難対策の実施 ・食料、物資の供給、応急給水の実施 ・ライフライン応急対策の実施 ・交通規制等交通の確保対策の実施 ・緊急輸送道路の確保等、緊急輸送対策の実施
緊急対策（発災後１日程度以降）	災害の規模、態様及び時間経過に応じた対応体制の整備を図る	・各種相談窓口の設置 ・被災者への生活救援対策の実施 ・災害ボランティアの受入環境整備 ・土木施設復旧の実施 ・感染症対策等保健・衛生対策の実施 ・遺体の火葬等の実施 ・学校における教育機能回復等の教育対策の実施
応急対策（発災後１週間程度以降）		・応急仮設住宅建設等住宅確保対策の実施 ・がれき、ごみ処理対策等廃棄物対策の実施 ・被災者のこころのケア等精神医療対策の実施

継続実施

(1)～(13)　（略）

(14)災害ボランティアの要請・受入れ

(15)～(22)　（略）

(23)り災証明の発行

第３　大規模事故等災害応急対策の実施　（略）

＜修正理由＞

県地域防災計画に伴う修正

字句の修正

記載漏れによる追記

＜現　　行＞	＜改　正　後＞	＜修正理由＞
第２章　迅速な災害応急活動体制の確立 災害応急対策を円滑に展開するために必要な体制及び計画について定める。 **第１節　応急活動体制** 被害を最小限に止め、災害応急対策を迅速かつ適確に実施するための活動体制について定める。 **第１　配備体制** **１　配備の体制と基準** 災害が発生した場合又は発生するおそれのある場合、状況に応じて次の配備体制及び配備基準により、災害警戒及び応急対策にあたる。 ■配備体制図 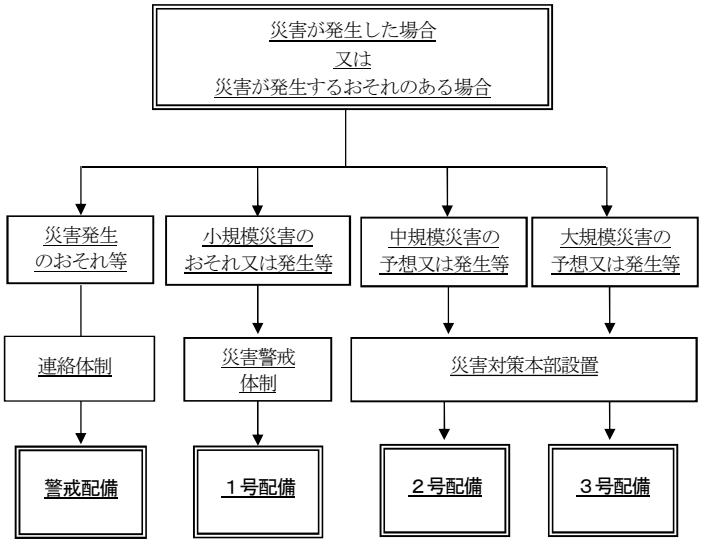 	**第２章　迅速な災害応急活動体制の確立** 災害応急対策を円滑に展開するために必要な体制及び計画について定める。 **第１節　応急活動体制** 被害を最小限に止め、災害応急対策を迅速かつ適確に実施するための活動体制について定める。 **第１　配備体制** **１　配備の体制と基準** 風水害が　　発生するおそれのある場合、状況に応じて次の配備体制及び配備基準により、水防警戒及び水防対策にあたる。 風水害により、大規模な被害が発生したときは、水防に関する事務を備えたまま災害対策本部に移行し、職員全員を配置して災害応急対策に万全を図る。 図　削除	水防対策本部から災害対策本部への移行を追記 配備体制図は分かりにくいため削除

【新旧対照表（地域防災計画（第３編）風水害等対策）】

＜現　　行＞

配　備　基　準

組織	配備	配　備　基　準	配　備　要　員
連絡体制	警戒配備	◆雨量・水位・気象状況等により災害発生のおそれある場合（その時刻、規模等推測の困難な段階） ◆事故等による被害拡大のおそれのある場合 ◆副市長が必要と認めたとき	◆予め定めた人員(数名)を配置し情報の収集等にあたる。
災害警戒体制	1号配備	◆雨量・水位・気象状況等により市域に小規模な災害発生が予想される場合 ◆市長が当該配備体制の必要を認めたとき	◆予め定めた人員(少数)を配置し情報の収集、伝達等にあたる。
災害対策本部	2号配備	◆雨量・水位・気象状況等により市域に中規模な災害発生が予想される場合 ◆市長が当該配備体制の必要を認めたとき	◆予め定めた人員(半数)を配置し災害対策等にあたる。
	3号配備	◆雨量・水位・気象状況等により市域に大規模な災害発生が予想される場合 ◆市長が当該配備体制の必要を認めたとき	◆職員全員を配置し災害応急対策に万全を図る。

※　雨量・水位・気象状況等は、加古川水系の時間雨量、累積雨量、水位、ため池及びダム等の貯水量、積雪、気象注意報・警報その他気象に関する予報・情報（今後の降雨、降雪、風向、風速、台風の情報、空気の状態等）、洪水予報（注意報・警報）、土砂災害警戒情報等をいう。

２　配備の伝達

(1) 勤務時間内の伝達　（略）

(2) 勤務時間外の伝達

配備の指令は、各部長に電話等により行う。部長に伝達不能の場合時は、当該部の課長等に伝達

＜改　正　後＞

配　備　基　準

組織	配備	配　備　基　準	配　備　要　員
水防連絡体制	連絡員待機	(1) 兵庫県の連絡員待機指令が発令されたとき。 (2) 市内又は市内通過河川の上流部に相当な降雨が予想されるとき。	予め定めた人員(数名)を配置し情報の収集等にあたる。
	水防第０号配備	(1) 河川水位が水防団待機水位（通報水位）を突破したとき。 (2) 市内通過河川に水防警報第１号（待機）が発令されたとき。	予め定めた人員(少数)を配置し情報の収集、伝達等にあたる。
水防警戒本部（水防警戒体制）	水防第1号配備	(1) 水防第０号配備を発令した後、更に水位の上昇が予想されるとき。 (2) 市内通過河川に水防警報第２号（準備）が発令されたとき。	予め定めた人員(少数)を配置し情報の収集、伝達等にあたる。
水防対策本部	水防第2号配備	(1) 河川水位が氾濫注意水位（警戒水位）を突破又は突破のおそれがあり、今後更に水位の上昇が予想されるとき。 (2) 氾濫注意情報が発表されたとき。 (3) 市内通過河川に水防警報第３号（出動）が発令されたとき。 (4) 大雨警報（土砂災害）が発表されたとき。	予め定めた人員(半数)を配置し災害対策等にあたる。
	水防第3号配備	警戒レベル３（避難準備・高齢者等避難開始）を市が発令するとき。 ※警戒レベル３は河川水位が避難判断水位を突破又は突破のおそれがあり、今後更に水位の上昇が予想されるとき、氾濫警戒情報が発令されたとき、若しくは土砂災害警戒基準雨量を超えたときに発令する。	職員全員を配置し災害応急対策に万全を図る。
災害対策本部	災害第3号配備	河川堤防の決壊及び土砂災害等が発生し、付近住民に生命の危険が認められるときで、警戒レベル５災害発生情報発令後に、水防対策本部から災害対策本部に移行したとき。	水防に関する事務を備えたまま、職員全員を配置し、災害対応にあたる。

２　配備の伝達

(1) 勤務時間内の伝達　（略）

(2) 勤務時間外の伝達

配備の指令は、かとう安全安心ネットを活用する。場合によっては、各部長に電話で指令を行い、

＜修正理由＞

配備基準を明確にするために、修正、追記及び削除

電話では時間がかかり、現在

【新旧対照表（地域防災計画（第３編）風水害等対策）】

＜現　　行＞	＜改　正　後＞	＜修正理由＞
する。指令を受けた部長又は課長等は、それぞれ連絡網により所属職員に伝達する。 場合によっては、かとう安全安心ネット等を活用する。	指令を受けた部長は　　連絡網により所属職員に伝達する。	はかとう安全安心ネットを優先しているため修正
第２　連絡・警戒体制	**第２　連絡・警戒体制**	
市内において災害　により被害が生じるおそれのある場合、配備基準に基づき災害連絡・警戒体制をとり情報収集等にあたる。	市内において風水害により被害が生じるおそれのある場合、配備基準に基づき水防連絡・警戒体制をとり情報収集等にあたる。	字句の修正
１　　連絡体制 予め指定した職員（連絡要員）により以下の事務を処理する体制を整える。 ただし、水防に関しては水防計画に基づき対応するものとする。 (1)～(6)　（略）	**１　水防連絡体制** 予め指定した職員（連絡要員）により以下の事務を処理する体制を整える。 　　水防計画も踏まえて対応するものとする。 (1)～(6)　（略）	字句の修正 字句の修正
２　　警戒体制 予め指定した職員（警戒要員）により連絡体制の事務を処理する他、以下のことを検討する体制を整える。ただし、水防に関しては水防計画に基づき対応するものとする。 (1)～(3)　（略） (4)　災害対策本部の設置について (5)　（略）	**２　水防警戒本部（警戒体制）** 予め指定した職員　　により連絡体制の事務を処理する他、以下のことを検討する体制を整える。　　水防計画も踏まえて対応するものとする。 (1)～(3)　（略） (4)　水防対策本部の設置について (5)　（略）	字句の修正 字句の修正 字句の修正
	名称：加東市水防警戒本部 本部長：副市長 副本部長：教育長、技監 本部員：議会事務局長、まちづくり政策部長、総務財政部長、市民協働部長、健康福祉部長、産業振興部長、都市整備部長、上下水道部長、会計管理者、委員会事務局長、教育振興部長、こども未来部長、秘書室長、防災課長、加東消防署副署長、消防団長 設置場所：加東市役所内 設置基準：水防第１号配備の配備基準を満たしたとき 廃止基準：(1) 予想された風水害の発生のおそれが解消したと認めたとき。 (2) 水防対策本部に移行したとき。	加東市水防警戒本部に関する情報の追記 廃止基準（３体制の解除）を表中に記載
３　体制の解除 災害対策本部を設置したとき及び被害の生じるおそれがなくなったとき。		
第３　　災害対策本部	**第３　水防対策本部及び災害対策本部**	字句の修正
市内において災害による　　被害が発生し、災害対策本部を設置して対応する必要が生じたときは、直ちに災害対策本部を設置する。	市内において風水害による大規模な被害が生じるおそれがあるときは、水防配備の配備基準に基づき、水防対策本部を設置する。実際に被害が発生し、災害対策本部を設置して対応する必要が生じたときは、直ちに災害対策本部を設置する。	
１　設置場所 災害対策本部は、市役所内に設置する。		水防対策本部及び災害対策本部に関する記載を表にして整理
２　指揮の権限		

【新旧対照表（地域防災計画（第３編）風水害等対策）】

＜現　　行＞

災害対策本部長は、市長とする。

災害対策本部の設置及び指揮は、本部長の権限により行われるが、本部長の判断を仰ぐことができない場合は、副市長、教育長、技監の順位でその職務を代理する。

３　本部会議

本部長は、災害応急対策に関する基本方針等を協議するため本部会議を開催するものとし、次の職にある者をもって構成する。

（本部長）　市長

（副本部長）副市長、教育長、技監

（本部員）　議会事務局長、まちづくり政策部長、総務財政部長、市民協働部長、健康福祉部長、産業振興部長、都市整備部長、上下水道部長、会計管理者、教育振興部長、こども未来部長、秘書室長、防災課長、加東消防署副署長、消防団長

４　本部体制

(1) 初動時における体制

初動時における災害応急対策活動体制は、水防計画に基づく水防活動体制を準用するものとし、水防本部を災害対策本部に読み替えて適用する。

(2) 災害対策本部体制

初動時の応急災害対策活動体制から、本部会議を経て順次この計画に基づく災害対策本部体制に移行するものとする。

■組織図

＜改　　正　　後＞

名称	加東市水防対策本部	加東市災害対策本部
本部長	市長	市長
副本部長	副市長、教育長、技監	副市長、教育長、技監
本部員	議会事務局長、まちづくり政策部長、総務財政部長、市民協働部長、健康福祉部長、産業振興部長、都市整備部長、上下水道部長、会計管理者、委員会事務局長、教育振興部長、こども未来部長、秘書室長、防災課長、加東消防署副署長、消防団長	議会事務局長、まちづくり政策部長、総務財政部長、市民協働部長、健康福祉部長、産業振興部長、都市整備部長、上下水道部長、会計管理者、委員会事務局長、教育振興部長、こども未来部長、病院事業部事務局長、秘書室長、防災課長、加東消防署副署長、消防団長
設置場所	加東市役所内	加東市役所内
設置基準	水防第２号配備の配備基準を満たしたとき	災害第３号配備の配備基準を満たしたとき
廃止基準	(1)　予想された風水害の発生のおそれが解消したと認めたとき。 (2)　災害に関し応急措置がおおむね終了し、平常の事務分掌により処理できる段階に達したとき。 (3) 災害対策本部に移行したとき。	災害に関し応急措置がおおむね終了し、平常の事務分掌により処理できる段階に達したとき。
根拠条例	なし	加東市災害対策本部条例
その他	なし	本部長は、現場における拠点が必要な場合は、災害発生現場に近い公共施設等に現地災害対策本部を設置することができる。

■組織図

＜修正理由＞

【新旧対照表（地域防災計画（第３編）風水害等対策）】

＜現　　行＞	＜改　正　後＞	＜修正理由＞
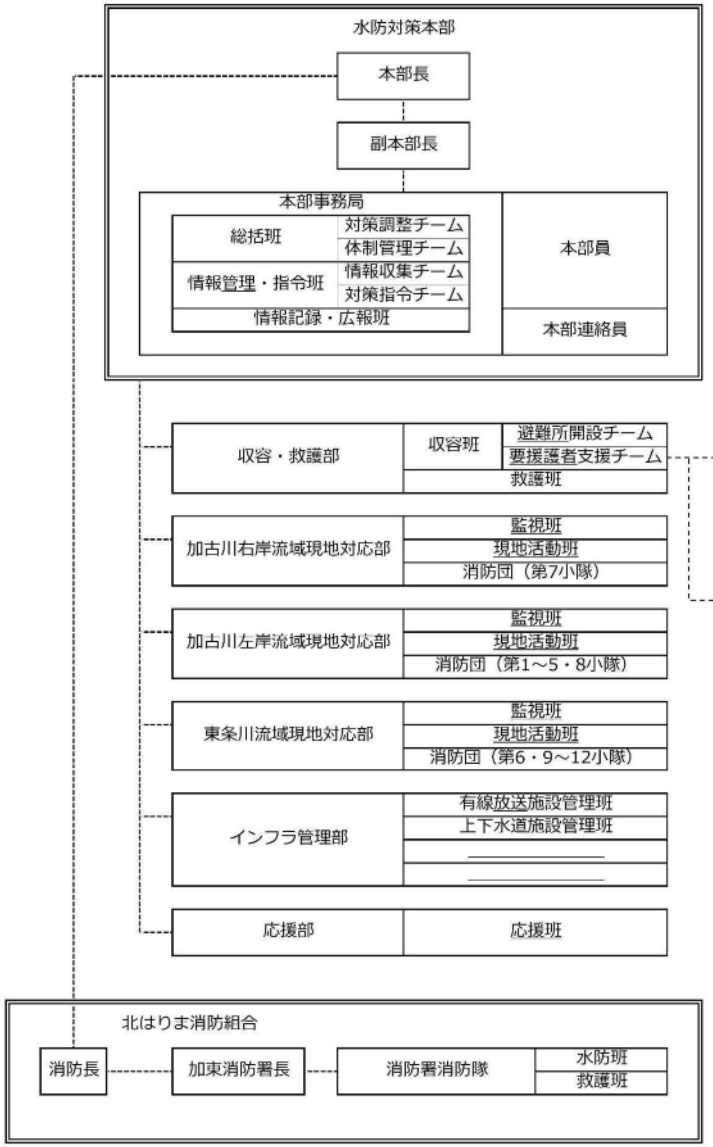	水防対策本部 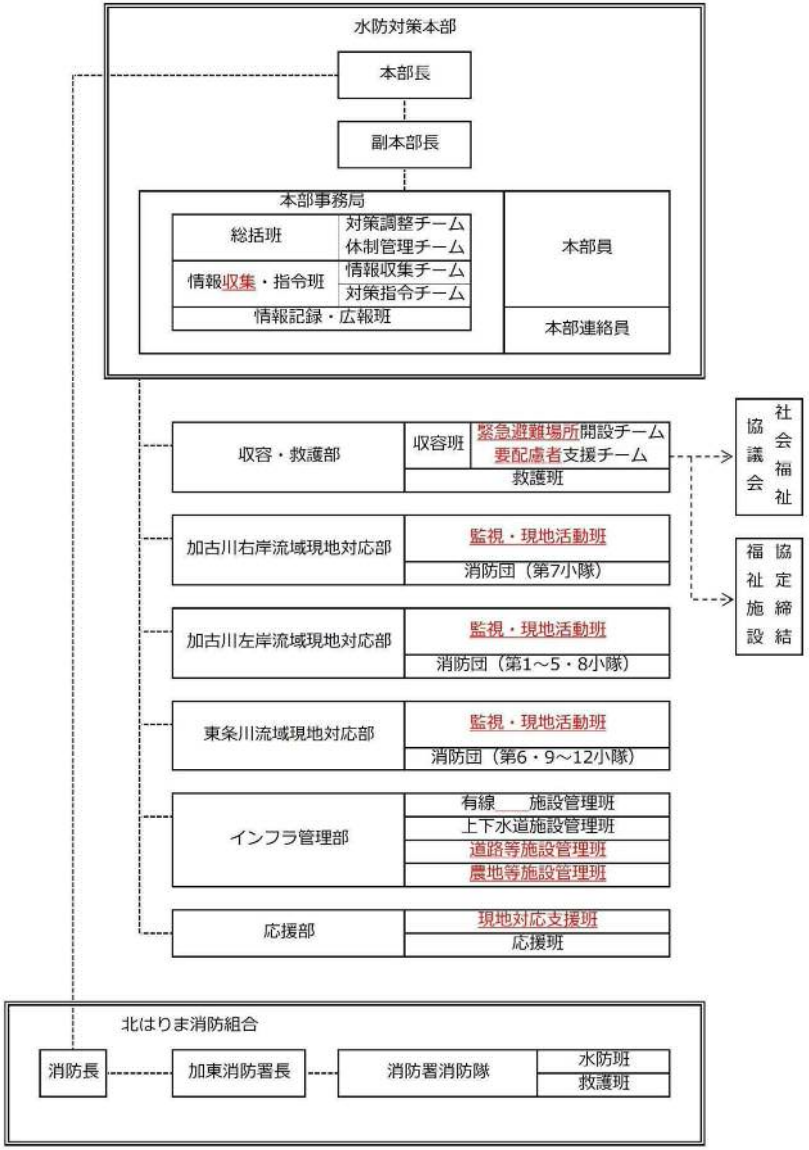	班名の修正 チーム名の修正 監視班と現地活動班を統合 班名の修正 道路等施設管理班及び農地等施設管理班を新設 現地対応支援班を新設 災害対策本部組織図の追記

災害対策本部

【新旧対照表（地域防災計画（第３編）風水害等対策）】

＜現　　行＞	＜改　正　後＞	＜修正理由＞
	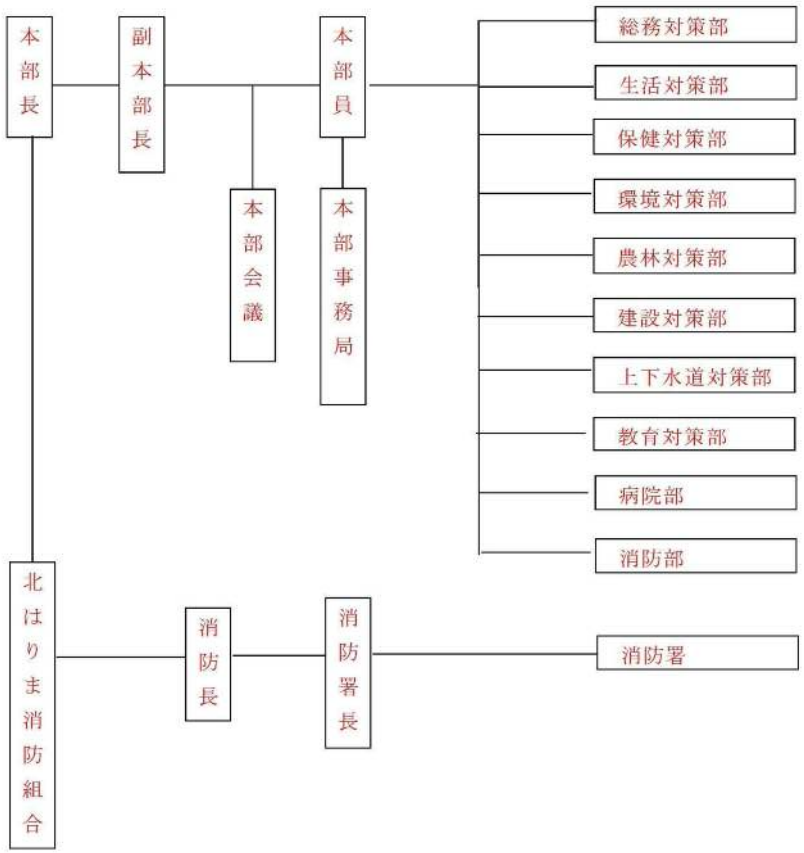 	
■事務分掌	**■事務分掌**	
各部に共通する事務分掌 1　部内の職員の動員、配備等 2　各部及び部内の連絡調整 3　関係機関との連絡調整 4　所管施設の防災活動、応急復旧等 5　所管する業務に関する事項 6　所管施設の被害状況調査及び取りまとめ 7　部内の応援 8　他部及び他班への応援、協力要請等	各部に共通する事務分掌 1　所属職員の動員連絡に関すること 2　災害対策事務に係る部内の連絡調整に関すること 3　各所管施設等の防災活動、応急復旧に関すること 4　所管事務に係る被害状況及び災害対策実施状況の収集、報告等に関すること 5　所管事務に係る人員及び物資の輸送に関すること 6　民間団体及び市民の協力に関すること 7　他部等への応援協力に関すること 8　施設利用者の安全確保に関すること	震災対策編との整合を図るための修正

【新旧対照表（地域防災計画（第３編）風水害等対策）】

＜現　　行＞	＜改　正　後＞	＜修正理由＞
９　水防対策本部が設置されない場合でも、必要に応じて各部は以下の業務を行うこと。		
■初動対策（発災直後）の事務分掌	■水防配備体制における　事務分掌	字句の修正

部	班名	事務分掌
水防対策本部		1・2　（略） 3 配備態勢の決定 4 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の発令 5 支援要請の決定（自衛隊、県、近隣　市町等） 6 現地対応部の設置及び廃止の決定 7 その他各部の水防対策活動における重要事項の決定
本部連絡員		1　（略） 2 各部所管からの情報の取りまとめ
本部事務局	総括班	1～3　（略）
	【対策調整チーム】	1～14　（略）
	【体制管理チーム】	1～5　（略） 6 対策本部室、各部各班配備場所及び対応環境の確保 7　（略）
	情報管理・指令班	
	【情報収集チーム】	1・2　（略）
	【対策指令チーム】	1・2　（略）
	【情報記録・広報班】	1～7　（略）
収容・救護部	収容班	1 避難所　の開設運営の総括
	【避難所　開設チーム】	1 避難所　の開設運営 2　（略） 3 被災者への、食料、物資の配布、避難所救援物資の搬送
	【要援護者支援チーム】	1 要援護者の避難所収容 2 福祉避難所の開設 3 民生・　児童委員への連絡 4 社会福祉施設への避難計画
	救護班	1・2　（略） 3 要援護者　の対応
各現地対応部（共通）	【加古川右岸流域現地対応部】 【加古川左岸流域現地対応部】 【東条川流域現地対応部】	

部	班名	事務分掌
本部員		1・2　（略） 3 配備体制の決定 4 避難情報等（警戒レベル３及び４）及び災害発生情報（警戒レベル５）の発令 5 支援要請の決定（自衛隊、県、協定締結市町等） 6 その他各部の水防対策活動における重要事項の決定
本部連絡員		1　（略） 2 各部　からの情報の取りまとめ
本部事務局	総括班	1～3　（略）
	【対策調整チーム】	1～14　（略）
	【体制管理チーム】	1～5　（略） 6 本部会議室、各部各班配備場所及び対応環境の確保 7　（略）
	情報収集・指令班	
	【情報収集チーム】	1・2　（略）
	【対策指令チーム】	1・2　（略）
	【情報記録・広報班】	1～7　（略）
収容・救護部	収容班	1 緊急避難場所の開設運営の総括
	【緊急避難場所開設チーム】	1 緊急避難場所の開設運営 2　（略） 3 被災者への、食料、物資の配布
	【要配慮者支援チーム】	1 要配慮者の避難所収容 2 福祉避難所の開設準備 3 民生委員及び児童委員への連絡 4 要配慮者の対応
	救護班	1・2　（略） 3 要配慮者（妊産婦、乳幼児）の対応
各現地対応部（共通）	【加古川右岸流域現地対応部】 【加古川左岸流域現地対応部】 【東条川流域現地対応部】	

修正理由
字句の修正
現地対応部の配備は「３配備体制の決定」に含まれるため削除
字句の修正
字句の修正
班名の変更
字句の修正 チーム名の変更
救援物資については、災害配備体制で対応するため削除 災害対策基本法の表記に修正
風雨が治まるまでは、福祉避難所は開設せず、社会福祉施設への避難を行わないため、修正 要配慮者のうち、妊産婦及び乳幼児は救護班で対応するため追記

【新旧対照表（地域防災計画（第３編）風水害等対策）】

＜現　　行＞			＜改　正　後＞			＜修正理由＞
	監視班	1～3　（略） 4 重要水防　　箇所の警戒及び障害物の除去等応急対応 5　（略）		監視・現地活動班	1～3　（略） 4 重要パトロール箇所の警戒及び障害物の除去等応急対応 5　（略）	監視班及び現地活動班の統合による修正 字句の修正
	現地活動班	1 倒木、飛散物等障害物の除去、土のう積み等応急対応 2 水防団、自主防災組織等への水防活動、避難誘導の指示 3 避難勧告・指示の広報及び避難者の誘導 4 自衛隊出動要請時の現場誘導、指示 5 水防資機材の搬送 6 道路規制及び水防団への道路規制の指示 7 災害対策本部への現状報告			6 倒木、飛散物等障害物の除去、土のう積み等応急対応 7 水防団、自主防災組織等への水防活動、避難誘導の指示 8 避難情報　　の広報及び避難者の誘導 9 自衛隊出動要請時の現場誘導、指示 10 水防資機材の搬送 11 道路規制及び水防団への道路規制の指示 12 交通規制 13 災害対策本部への現状報告	分掌番号のずれ 字句の修正 分掌番号のずれ 交通規制の追記
インフラ管理部	有線放送施設管理班	1～3　（略）	インフラ管理部	有線　　施設管理班	1～3　（略）	班名の修正
	上下水道施設管理班	1～4　（略）		上下水道施設管理班	1～4　（略）	
				道路等施設管理班	1 市道等浸水危険箇所の危険予防措置 2 所管施設の保全措置 3 被災施設の復旧対応 4 所管施設被災による障害発生の広報	道路等施設管理班を新設
				農地等施設管理班	1 農地等施設の危険予防の周知 2 被災施設の被害拡大防止	農地等施設管理班を新設
応援部			応援部	現地対応支援班	1 土のう配送	現地対応支援班を新設
	応援班	1　（略）		応援班	1　（略）	
消防団	第 1 小隊 第 2 小隊 第 3 小隊 第 4 小隊 第 5 小隊 第 6 小隊 第 7 小隊 第 8 小隊 第 9 小隊 第 10 小隊 第 11 小隊 第 12 小隊 （各小隊長）	1～3　（略） 4 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の広報及び避難者の誘導 5～7　（略）	消防団	第 1 小隊 第 2 小隊 第 3 小隊 第 4 小隊 第 5 小隊 第 6 小隊 第 7 小隊 第 8 小隊 第 9 小隊 第 10 小隊 第 11 小隊 第 12 小隊 （各小隊長）	1～3　（略） 4 避難情報　　の広報及び避難者の誘導 5～7　（略）	字句の修正

北はりま消防本部加東消防署　表　（略）

北はりま消防本部加東消防署　表　（略）

■災害配備体制における事務分掌

対策部	事　務　分　掌
本部事務局	（防災課）

災害配備体制における事務分掌の追記

＜現　　行＞	＜改　正　後＞		＜修正理由＞
	部長 　副市長 副部長 　防災課長 担当課 　防災課	1　災害対策本部の設置（廃止） 2　配備体制、その他本部命令の伝達 3　災害発生情報（警戒レベル５）の発令 4　県、県警察本部、他の地方公共団体、自衛隊等関係機関との連絡調整及び応援要請 5　各部、各班との連絡調整等 　・重要事項の決定及び決定事項の各部への周知徹底 　・通信手段の確保・拡充 　・各部からの要請等処理 6　被害状況、応急対策実施状況の取りまとめ及び県への報告（取りまとめ結果の組織内、関係機関への報告） 7　本部会議に関すること（活動方針、復旧活動等の検討・決定） 8　自主防災組織との連絡調整等 9　災害、気象情報及び被害状況の収集 10　災害救助法の適用申請 11　防災功労者の顕彰等 12　その他本部業務の庶務	
	総務対策部 部長 　総務財政部長 副部長 　まちづくり政策部長 担当課等 　議会事務局 　秘書室 　企画政策課 　まちづくり創造課 　人事課 　総務財政課 　管財課 　税務課 　会計課	**（議会事務局）** 1　市議会への報告、連絡調整及び提出資料の取りまとめ 2　部内の応援 **（秘書室）** 1　本部長及び副本部長の秘書 2　災害視察者その他見舞者の応接 3　市ホームページへの災害専用サイト開設、運営管理 4　災害に関する市民への広報 **（企画政策課・まちづくり創造課）** 1　報道機関との連絡調整及び災害情報の伝達 　・資料の作成及び情報提供、報道機関対応全般 　・記者会見設定等 2　被害状況の写真による記録及び災害応急対策状況の記録 3　災害復興計画の総合的な企画 4　ＣＡＴＶによる広報 5　ＣＡＴＶ関連施設の被害状況把握及び機能確保 6　部内の応援 **（総務財政課）** 1　災害情報の収集（被害状況等の収集及び報告等） 　・地震情報、気象情報 　・道路、土木施設、電気、電話、ガス、水道、鉄道被害 　・各部からの報告、本部要請事項 　・避難状況 2　国、県に対する要望事項等被害関係資料の取りまとめ 3　市所有の情報システムの機能確保 4　災害対策本部設置に伴う情報通信機器整備の補助 5　義援金、救援物資の配分 6　応急対策に要する資金の調達 7　災害対策の予算及び財政計画	

【新旧対照表（地域防災計画（第３編）風水害等対策）】

＜現　　行＞	＜改　正　後＞		＜修正理由＞
		（人事課） 1　職員の動員、各部の配置調整 2　災害派遣職員及び自衛隊等受入れに伴う後方支援業務 3　各部の動員状況及び災害対策従事職員等の健康管理、被災救援など後方支援業務 4　災害救助、救援のための作業員等の雇用 5　他機関への職員等派遣要請及び応援職員の厚生 6　職員被災状況の情報収集 （管財課） 1　災害時優先電話の確保 2　災害対策物資、資材の調達及び配送 3　車両の調達・確保及び緊急輸送の確認（公用車管理含） 4　庁舎及び市有財産の被害調査、応急対策 5　庁舎内及び周辺の警備 6　災害応急工事の契約等 7　物的支援の受入れに対する対応 （税務課） 1　被災家屋及び土地等の被害調査（認定） 2　り災世帯調査台帳等の作成及びり災証明書発行 3　被害に対する市税の減免及び徴収猶予 4　市税全般の相談 5　税に関する各種申請窓口の設置 6　部内の応援 （会計課） 1　災害対策に必要な現金の出納 2　災害関係費支出命令審査及び出納 3　見舞金、義援金等の出納（受入れ） 4　部内の応援	
	生活対策部 部長 健康福祉部長 副部長 福祉総務課長 担当課 福祉総務課 社会福祉課 高齢介護課 人権協働課	（福祉総務課） 1　民生委員及び児童委員へ災害時要配慮者の支援要請 2　福祉避難所の開設及び運営等 3　ボランティアの受入れ及び調整 4　社会福祉協議会との連携によるボランティアセンターの立ち上げ及び連絡調整 5　災害見舞金、死亡弔慰金及び災害援護金等の給付 6　生活必需品及び物資の支給に関する事務 7　生活福祉資金等の融資 8　災害援護資金の貸付 9　福祉関係災害状況の収録及び応急対策実施の取りまとめ 10　各種申請窓口の設置 （社会福祉課・高齢介護課） 1　避難所の開設及び運営等（教育対策部と連携して運営） 2　避難者の誘導、収容 3　要配慮者等の救援 4　被災者に対する食料品の調達、配給 5　被災者に対する生活必需品の確保及び配給 6　救援物資の受入れ及び配送 7　炊き出し、学校給食施設との連絡調整 8　避難者の情報の取りまとめ及び管理 9　行方不明者に関すること	

＜現　　行＞	＜改　正　後＞	＜修正理由＞
	10　被災者の保険料免除（介護保険料）及び各種給付金の支払い 11　被災者の生活（福祉）相談 12　その他被災者生活救援対策 **（人権協働課）** 1　避難所運営に係る区長（自治会長）への協力要請 2　避難所運営への男女共同参画の視点の反映 3　部内の応援	
保健対策部 部長 　委員会事務局長 副部長 　健康課長 担当課 　健康課 　委員会事務局	**（健康課）** 1　医師会及び医療機関、健康福祉事務所等との連絡調整 2　医療ボランティアの受入れ及び調整 3　医療機関等の被害調査及び応急対策 4　医療救護本部設置の検討 5　応急救護所の設置支援 6　傷病者名簿等の作成 7　保健衛生用資機材の調達 8　保健医療情報の収集 9　広域的な救急搬送受入れ先としての後方支援病院の確保 10　保健衛生、感染症の予防対策 11　防疫活動（資機材、薬剤調達） 12　食品衛生及び食中毒の予防 13　被災者の心のケア対策及び健康管理 **（委員会事務局）** 1　部内の応援	
環境対策部 部長 　市民協働部長 副部長 　生活環境課長 担当課等 　生活環境課 　市民課 　保険医療課	**（生活環境課）** 1　環境衛生施設等の被害調査及び環境対策 2　応急仮設トイレの設置及び管理 3　し尿の緊急汲み取り 4　愛玩動物の収容、保護、情報提供等 5　災害に伴う水質汚濁等、公害に係る調査及び防止対策 6　災害廃棄物対策 **（市民課）** 1　災害窓口相談対応等 2　各種申請窓口の設置 3　遺体の収容及び処置、火葬等 4　部内の応援 **（保険医療課）** 1　医療保険制度等の一部負担金等の減免及び徴収猶予 2　部内の応援	

【新旧対照表（地域防災計画（第３編）風水害等対策）】

＜現　　行＞	＜改　正　後＞		＜修正理由＞
	農林対策部 部長 　産業振興部長 副部長 　農地整備課長 担当課等 　農政課 　農地整備課 　商工観光課	**（農政課・農地整備課）** 1　警戒パトロール実施（土砂災害警戒区域含） 2　ため池の被害調査及び応急対策 3　農林施設、山地の被害調査及び応急対策 4　治山施設の被害調査及び応急対策 5　農畜産物及び施設の被害調査及び応急対策 6　作物、家畜の伝染病の予防、防疫、処理等 7　農林業関係機関及び団体との連携の総合調整 8　農林関係災害状況及び応急対策実施状況の収録 9　被災農家に対する農業共済金の支払 10　農作物の種子（苗）の確保及びあっせん 11　被災農畜産業者に対する資金の融資 12　穀物の調達 **（商工観光課）** 1　観光客の安全確保 2　救助救援物資、資機材確保、調達、配布 3　観光施設の被害調査及び応急対策 4　商工業被害等の調査 5　商工業関係機関及び団体との連絡調整 6　被災者の雇用の促進要請 7　中小企業等の災害復旧資金の融資 8　部内の応援	
	建設対策部 部長 　都市整備部長 副部長 　土木課長 担当課 　都市政策課 　土木課 　加古川整備推進室	**（都市政策課・土木課・加古川整備推進室）** 1　警戒パトロール実施（土砂災害警戒区域含） 2　がけ地、急傾斜地等の災害対策及び応急復旧 3　管理施設の被害調査及び応急対策 4　建設業者等への協力要請 5　住家、人の被害調査（認定） 6　被災建物の応急危険度の判定 7　交通規制の指示及び実施 8　応急対策用資機材の調達 9　公共施設に関する被害調査及び応急対策 10　仮設道路の建設、障害物除去、交通規制等応急交通・緊急輸送対策等 11　応急仮設住宅の建設 12　民間住宅等のあっせん等住宅確保 13　被災住宅に係る支援 14　被災施設等の本復旧の実施及び実施方法の検討 15　住宅金融支援機構融資のあっせん指導検討 16　災害救助法による住宅の応急修理	
	上下水道対策部 部長 　上下水道部長 副部長 　管理課長 担当課 　管理課 　工務課	**（管理課・工務課）** 1　上下水道施設、給配水管等の被害調査、応急対策及び災害復旧及びその記録 2　緊急時の活動用水供給 3　飲料水確保及び供給 4　上下水道施設の被害状況、応急対策実施状況の収録 5　応急給水計画の作成及び実施 6　資機材等の調達 7　水質検査等の実施 8　浸水対策	

＜現　　行＞	＜改　正　後＞	＜修正理由＞
	9　排水施設の管理及び運転 10　水道料金等の減免及び徴収猶予 11　その他上下水道事業者及び上下水道関係業者、団体との連絡	
	教育対策部 部長 教育長 副部長 教育振興部長 こども未来部長 担当課等 教育委員会各課 **（教育委員会各課）** 1　学校利用者の安全確保の指示 2　避難所の開設及び運営（生活対策部と連携して運営） 3　所管施設の被害調査及び応急対策 4　被災者に対する炊き出し等の協力 5　被災者に対する救援物資の配布 6　園児、児童、生徒の被害調査及び安全対策 7　学校、ＰＴＡとの連絡調整及び協力要請 8　避難者の情報の取りまとめ及び管理 9　学校給食施設との連絡調整 10　県教育委員会及び関係機関への報告 11　災害による応急教育施設及び教育の確保 12　災害救助法による学用品の給与 13　園児の保護及び応急保育 14　保育児童の被災状況調査 15　被災児童の保護・援護 16　被災者に対する保育料の徴収猶予、納期限の延長及び減免措置等の検討、対応 17　文化財等の被害調査及び応急対策	
	病院部 部長 病院長 副部長 事務局長 担当課等 病院各課 **（病院各課）** 1　負傷者の治療 2　医療救護 3　応急救護所の設営等 4　死体の検案等 5　医療用資機材等の調達及び要請 6　近隣医療機関への応援に関すること	
	消防部 部長 消防団長 副部長 副団長 担当課等 消防団 **（消防団）** 1　警戒パトロールの実施 2　警戒、検索、防御 3　消火、救護、救出 4　情報収集、伝達 5　災害状況報告の整理 6　消防団の出動及び連絡調整 7　資機材の確保、配分及び輸送 8　行方不明者の捜索 9　消防団員の被災状況調査	
5　現地災害対策本部 本部長は、現場における拠点が必要な場合は、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿災害発生現場に近い公共施設等に現地災害対策本部を設置することができる。 現地災害対策本部の長は、本部会議で定める。 市長は、地方自治法第 153 条に基づき、その権限に属する事務の一部を現地災害対策本部長に委任する。 (1) 避難準備・高齢者等避難開始の発令	**5　現地災害対策本部** 本部長は、現場における拠点が必要な場合は、災害対策基本法第 23 条の 2 第 5 項及び加東市災害対策本部条例第 4 条の規定に基づき、災害発生現場に近い公共施設等に現地災害対策本部を設置することができる。 現地災害対策本部の長は、本部会議で定める。 市長は、地方自治法第 153 条に基づき、その権限に属する事務の一部を現地災害対策本部長に委任する。 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿	根拠法令等を追記 市町村長の避難の指示等に統

【新旧対照表（地域防災計画（第３編）風水害等対策）】

＜現　　行＞

(2) 避難勧告、避難指示（緊急）の発令（災害対策基本法第 60 条、市長の権限）
(3) 立退きの指示（水防法第 29 条、水防管理者の権限）
(4) 警戒区域の設定　（災害対策基本法第 63 条、市長の権限）
(5) 通行規制　（道路法第 46 条、道路管理者の権限）

６　災害対策本部の廃止

本部長は、災害の発生する危険が解消したと認めたとき、又は災害応急対策が概ね完了したと認めたときは、災害対策本部を廃止する。

なお、災害の規模等により、事後処理を必要とする場合は、関係課等において継続して対処する。

第２節　情報の収集・伝達及び報告

災害の応急対策を行う上で重要な資料となる情報の収集及び伝達、被害の調査及び報告について定める。

第１　情報収集・伝達手段の確保

１　通信機能の確保

通信設備の機能維持を図り、防災関係者間の通信及び市民等への広報手段を確保する。

主な通信手段

主な通信手段		主な通信区間
有線	一般加入電話・ＦＡＸ・市ホームページ、ＣＡＴＶをいう。以下同じ）	災害対策本部～防災関係機関・市民等
	災害時優先電話	
	防災気象情報提供システム	神戸地方気象台～災害対策本部～市民等
	土砂災害情報相互通報システム	気象会社～災害対策本部～ＣＡＴＶ（映像）～市民等
有線／無線	兵庫県災害対応総合情報ネットワークシステム（フェニックス防災システム）	災害対策本部～消防本部・県・近隣市町・防災関係機関
無線	兵庫衛星通信ネットワーク（衛星系／地上系）	災害対策本部～県・近隣市町・防災関係機関
	携帯電話	災害対策本部～災害現場
	かとう安全安心ネット エリアメール・緊急速報メール Ｌアラート	災害対策本部～市民等
	防災行政無線（同報系）	災害対策本部～市民等
	簡易デジタル無線	災害対策本部～災害現場

２　代替通信手段の確保　（略）

＜改　　正　　後＞

(1) 市町村長の避難の指示等　（災害対策基本法第 60 条、市長の権限）
(2) 立退きの指示（水防法第 29 条、水防管理者の権限）
(3) 市町村長の警戒区域設定権等（災害対策基本法第 63 条、市長の権限）
(4) 通行の禁止又は制限（道路法第 46 条、道路管理者の権限）

第２節　情報の収集・伝達及び報告

災害の応急対策を行う上で重要な資料となる情報の収集及び伝達、被害の調査及び報告について定める。

第１　情報収集・伝達手段の確保

１　通信機能の確保

通信設備の機能維持を図り、防災関係者間の通信及び市民等への広報手段を確保する。

主な通信手段

主な通信手段		主な通信区間
有線	一般加入電話・ＦＡＸ・市ホームページ、ＣＡＴＶをいう。以下同じ）	災害対策本部～防災関係機関・市民等
	災害時優先電話	
	防災気象情報提供システム	神戸地方気象台～災害対策本部～市民等
	加東市防災気象情報サイト	気象会社～市民等
有線／無線	兵庫県災害対応総合情報ネットワークシステム（フェニックス防災システム）	災害対策本部～消防本部・県・近隣市町・防災関係機関
無線	兵庫衛星通信ネットワーク（衛星系／地上系）	災害対策本部～県・近隣市町・防災関係機関
	携帯電話	災害対策本部～災害現場
	かとう安全安心ネット エリアメール・緊急速報メール	災害対策本部～市民等
	Ｌアラート	災害対策本部～放送局・アプリ事業者等のメディア～市民等
	防災行政無線（同報系）	災害対策本部～市民等
	簡易デジタル無線	災害対策本部～災害現場

２　代替通信手段の確保　（略）

＜修正理由＞

合
各法令の表記に修正

廃止基準は加東市災害対策本部の表にすでに記載しているため、ここでは削除

土砂災害情報相互通報システムは、現在加東市防災気象情報サイトとしてホームページで運用しているため修正

Ｌアラートは市民等と直接通信する手段ではないため、修正

＜現　　行＞

第２　気象情報等の収集伝達

神戸地方気象台（以下「気象台」という。）等の発表する気象の情報及び河川情報等をフェニックス防災システム防災端末、土砂災害情報相互通報システム、インターネット、ひょうご防災ネット、テレビ、ラジオ等で収集する。

収集した気象情報等は必要に応じて、防災行政無線、ＣＡＴＶ、かとう安全安心ネット、広報車等で市民に伝達する。

１　気象情報

(1) 気象注意報・警報

気象台が一般を対象に気象現象などにより災害の発生するおそれがある旨を注意して発表する注意報、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表する警報

(2) 特別警報

警報の発令基準をはるかに超える現象に対して発表し、その発表基準は、地域の災害対策を担う都道府県知事及び市町村長の意見を聴いて決めている。

＜改　正　後＞

第２　気象情報等の収集伝達

神戸地方気象台（以下「気象台」という。）等の発表する気象の情報及び河川情報等をフェニックス防災システム、インターネット、テレビ、ラジオ等で収集する。

収集した気象情報等は必要に応じて、防災行政無線、ＣＡＴＶ、かとう安全安心ネット、広報車等で市民に伝達する。

１　気象情報

(1) 警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を５段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。

「居住者等がとるべき行動」と「行動を居住者等に促す情報」及び「行動をとる際の判断に参考となる情報」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、５段階の警戒レベルにより市民に伝達する。

(2) 特別警報・警報・注意報

特別警報・警報・注意報の種類と概要は次に示すとおりである。

特別警報・警報・注意報の種類		概要
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表する。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項を明記する。災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル５に相当
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表する。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表する。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表する。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項を明記する。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル３に相当
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。対象となる重大な災害として、河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル３に相当
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。
	暴風警	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。

＜修正理由＞

字句の修正
ひょうご防災ネットはインターネットの一種のため削除

県地域防災計画に伴う修正

県地域防災計画に伴う追記

【新旧対照表（地域防災計画（第３編）風水害等対策）】

＜現　　行＞

気象注意報・警報の種類と発表基準（神戸地方気象台）

区分	注意報名	基　　準　　等
気　象 注意報	風雪 （平均風速）	風雪によって災害が起こる恐れがあると予想される場合 陸上12m/s以上　雪を伴う
	強風 （平均風速）	強風によって災害が起こる恐れがあると予想される場合 陸上12m/s以上
	大雨（雨量）	大雨によって災害が起こる恐れがあると予想される場合 表面雨量指数7 土壌雨量指数99
	洪水（雨量）	洪水によって災害が起こる恐れがあると予想される場合 流域雨量指数　東条川流域16.4、千鳥川流域10.9、三草川流域7.4 複合基準（表面雨量指数と流域雨量指数の組合せ）による基準値 加古川流域（5、40.8）、東条川流域（6、13.1）

＜改　　正　　後＞

	報	
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２である。
	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２である。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加することもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかける。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表する。
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表する。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表する。
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。具体的には、低温のために農作物等に著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときに発表する。

気象注意報・警報の種類と発表基準（神戸地方気象台）

区分	注意報名	基　　準　　等
気　象 注意報	風雪 （平均風速）	風雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 陸上12m/s以上　雪を伴う
	強風 （平均風速）	強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 陸上12m/s以上
	大雨（雨量）	大雨によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 表面雨量指数7 土壌雨量指数99
	洪水（雨量）	洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 流域雨量指数　東条川流域19.8、千鳥川流域12.4、三草川流域7.5 複合基準（表面雨量指数と流域雨量指数の組合せ）による基準値 加古川流域（5、37.2）、東条川流域（5、19.8）

＜修正理由＞

字句の修正

字句の修正

字句の修正

字句の修正

最新データへの修正

最新データへの修正

【新旧対照表（地域防災計画（第３編）風水害等対策）】

＜現　　行＞

		千鳥川流域（5、8.9）、三草川流域（5、7　）
	大雪（24時間降雪の深さ）	大雪によって災害が起こる恐れ　があると予想される場合 平地10cm以上　山地20cm以上
	雷	落雷等により被害が予想される場合
	乾燥	空気の乾燥によって災害が起こる恐れ　があると予想される場合 最小湿度40%以下で実効湿度60%以下
	濃霧（視程）	濃霧によって災害が起こる恐れ　があると予想される場合 陸上100m以下
	霜（最低気温）	霜によって災害が起こる恐れ　があると予想される場合 4月以降の晩霜　神戸4℃以下　姫路2℃以下
	低温 （最低気温）	低温によって災害が起こる恐れ　があると予想される場合 －4℃以下
	着雪	着雪によって災害が起こる恐れ　があると予想される場合 24時間降雪の深さ20cm以上　気温２℃以下
気象警報	暴風 （平均風速）	暴風によって重大な災害が起こる恐れ　があると予想される場合 平均風速　陸上20m/s以上
	暴風雪 （平均風速）	暴風雪によって重大な災害が起こる恐れ　があると予想される場合 平均風速　陸上20m/s以上　雪を伴う
	大雨（雨量）	大雨によって重大な災害が起こる恐れ　があると予想される場合 表面雨量指数15 土壌雨量指数が135
	洪水（雨量）	洪水によって重大な災害が起こる恐れ　があると予想される場合 流域雨量指数　東条川流域20.5、千鳥川流域13.7、三草川流域9.3 複合基準（表面雨量指数と流域雨量指数の組合せ）による基準値 加古川流域（5、49.5）、千鳥川流域（5、10.4）
	大雪（24時間降雪の深さ）	大雪によって重大な災害が起こる恐れ　があると予想される場合 平地20cm以上　山地40cm以上
特別警報	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合 【50年に一度の値】 3時間雨量128mm以上、48時間雨量302mm以上、土壌雨量指数198
	暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
	暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
	大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合
記録的短時間大雨情報		大雨警報発表中に数年に1回程度しか起こらないような猛烈な雨が観測された場合 1時間雨量　110mm以上

※　気象予警報の地域細分区域は、兵庫県南部の播磨南東部に属する。

(2) 気象情報

気象情報は、一般及び防災機関がより効果的な防災対策を行えるよう、警報や注意報では伝えきれない詳細な実況や見通しなどを伝える情報（警報に結びつくような顕著な気象現象が24時間前から、場合によっては2、3日前から予想されるときに、警報や注意報に先駆けて予告的に発表するものと、警報や注意報を発表中にそれを補完する目的で、実況の変化や見通し等を随時伝えるものもある。）

	解　説
台風に関する情報	・台風の接近によって災害が予想されるとき。 ・3時間毎に実況と予報（台風の中心気圧、最大風速、最大瞬間風速、風速25m/ｓ以

＜改　正　後＞

			＜修正理由＞
		千鳥川流域（5、8.9）、三草川流域（5、7.5）	
	大雪（12時間降雪の深さ）	大雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 平地5cm以上　山地10cm以上	字句の修正
	雷	落雷等により被害が予想される場合	
	乾燥	空気の乾燥によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 最小湿度40%以下で実効湿度60%以下	字句の修正
	濃霧（視程）	濃霧によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 陸上100m以下	
	霜（最低気温）	霜によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 4月以降の晩霜　神戸4℃以下　姫路2℃以下	字句の修正
	低温 （最低気温）	低温によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 －4℃以下	字句の修正
	着雪	着雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 24時間降雪の深さ20cm以上　気温２℃以下	字句の修正
気象警報	暴風 （平均風速）	暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 平均風速　陸上20m/s以上	
	暴風雪 （平均風速）	暴風雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 平均風速　陸上20m/s以上　雪を伴う	字句の修正
	大雨（雨量）	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 表面雨量指数17 土壌雨量指数　135	最新データへの修正
	洪水（雨量）	洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 流域雨量指数　東条川流域24.8、千鳥川流域15.6、三草川流域9.4 複合基準（表面雨量指数と流域雨量指数の組合せ）による基準値 加古川流域（5、42.4）、千鳥川流域（5、11.8）、三草川流域（5、9.3）	字句の修正 最新データへの修正 字句の修正
	大雪（12時間降雪の深さ）	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 平地10cm以上　山地20cm以上	最新データへの修正
特別警報	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合 【50年に一度の値】 3時間雨量133mm以上、48時間雨量366mm以上、土壌雨量指数221	最新データへの修正
	暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合	
	暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
	大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	
記録的短時間大雨情報		大雨警報発表中に数年に1回程度しか起こらないような猛烈な雨が観測された場合 1時間雨量　110mm以上	

※　気象予警報の地域細分区域は、兵庫県南部の播磨南東部に属する。

(2) 気象情報

気象の予報などについて、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合に発表する。大雨に関する情報、記録的短時間大雨情報、台風に関する情報などがある。

県地域防災計画に伴う修正

	解　説
台風に関する情報	・台風の接近によって災害が予想されるとき。 ・3時間毎に実況と予報（台風の中心気圧、最大風速、最大瞬間風速、風速25m/ｓ以

【新旧対照表（地域防災計画（第３編）風水害等対策）】

＜現　　行＞

	上の暴風域、風速 15m/ｓ以上の強風域、進路予想等）を各時刻の正時約 50 分後 ・台風が日本に近づき（300Ｋｍ以内）陸域に被害を及ぼす可能性が出てきた場合には、毎時の実況と１時間後の推定値、最大 72 時間先までの予報を３時間毎に発表
大雨に関する情報	・大雨による災害の発生が予想されるとき。 ・雨量の実況と今後の見通し、予想される災害など。
記録的短時間大雨情報	記録的短時間大雨情報とは、大雨警報を発表中に、数年に一度しか現れないような記録的な１時間雨量をアメダスで観測、もしくは解析雨量で解析したとき。
大雪に関する情報	積雪による災害の発生が予想されるとき。 積雪の実況と今後の見通し、予想される災害など
強い冬型の気圧配置に関する情報	強い冬型の気圧配置となって、大雪や強い風等による災害の発生が予想されるとき。 積雪や風速などの実況と今後の見通し、予想される災害など。
黄砂に関する情報	黄砂の飛来によって、航空等の交通機関や日常生活に広い範囲で影響がおよぶと予想されるとき。

(3) 水防活動用気象注意報・警報　（略）

(4) 火災気象通報

気象台が火災予防上警戒を要する気象状況等になった場合、消防法に基づき知事に対し行う火災気象通報の発表及び終了の通報

なお、林野火災気象通報は、火災気象通報の一部として行い、火災気象通報の発表及び終了の通報をもって行う。

■火災気象通報の基準

(1) 兵庫県南部の場合、実効湿度が60%以下で最小　湿度が40%以下となり、最大風速10m/s以上の風が吹く見込みのとき。

(2) 平均風速10m/s以上の風が、1時間以上連続して吹く見込みのとき。ただし、降雨・降雪中は通報しない場合もある。

２　河川情報

(1) 洪水予報

姫路河川国道事務所と神戸地方気象台が共同して、指定する河川（加古川上流区域）において洪水により国民生活上重大な損害が生ずる氾濫のおそれについて発表する予報

洪水予報の種類と発表基準

危険度レベル	種　類	予報の標題	発　表　基　準
1		発表なし	水位が水防団待機（通報）水位に到達したとき
2	洪水注意報	はん濫注意情報	水位がはん濫注意（警戒）水位に達し更に水位の上昇が予

＜改　正　後＞

	上の暴風域、風速 15m/ｓ以上の強風域、進路予想等）を各時刻の正時約 50 分後 ・台風が日本に近づき（300km以内）陸域に被害を及ぼす可能性が出てきた場合には、毎時の実況と１時間後の推定値、最大 72 時間先までの予報を３時間毎に発表
大雨に関する情報	・大雨による災害の発生が予想されるとき。 ・雨量の実況と今後の見通し、予想される災害など。
記録的短時間大雨情報	記録的短時間大雨情報とは、大雨警報を発表中に、数年に一度しか現れないような記録的な１時間雨量をアメダスで観測、もしくは解析雨量で解析したとき。
大雪に関する情報	積雪による災害の発生が予想されるとき。 積雪の実況と今後の見通し、予想される災害など
強い冬型の気圧配置に関する情報	強い冬型の気圧配置となって、大雪や強い風等による災害の発生が予想されるとき。 積雪や風速などの実況と今後の見通し、予想される災害など。
黄砂に関する情報	黄砂の飛来によって、航空等の交通機関や日常生活に広い範囲で影響がおよぶと予想されるとき。

(3) 水防活動用気象注意報・警報　（略）

(4) 火災警報

気象台は、気象状況が以下の基準に達した場合、消防法第 22 条第１項に基づき知事に対して火災気象通報を行うこととする。

■火災警報の基準

(1) 兵庫県南部の場合、実効湿度が60%以下で最小相対湿度が40%以下となり、最大風速10m/s以上の風が吹く見込みのとき。

(2) 平均風速10m/s以上の風が、1時間以上連続して吹く見込みのとき。ただし、降雨・降雪中は通報しない場合もある。

火災気象通報を受けた知事は、直ちに市長に通報する。この通報を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認められるときは、火災警報を発する。

２　河川情報

(1) 洪水予報

姫路河川国道事務所と　気象台が共同して、指定する河川（加古川上流区域）において洪水により国民生活上重大な損害が生ずる氾濫のおそれについて　予報を行うとともに、関係市町長に通知する。

洪水予報の種類等と発表基準、警戒レベル

種類	情報名	発表基準	警戒レベル
「洪水注意報（発表）」又は「洪水注意報」	「氾濫注意情報」	・氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。 ・氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき。 ・避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれないとき。	避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当

＜修正理由＞

字句の修正

県地域防災計画に伴う修正

県地域防災計画に伴う修正

第２節第２で、「神戸地方気象台（以下「気象台」という。）」としているため修正

県地域防災計画に伴う修正

県地域防災計画に伴う修正

＜現　　行＞

			想されるとき
3	洪水警報	はん濫警戒情報	水位が　はん濫危険（危険）水位を超えることが予想されるとき、又は避難判断水位に達し更に水位の上昇が予想されるとき
4		はん濫危険情報	水位がはん濫危険（特別警戒）水位に達したとき
5		はん濫発生情報	はん濫発生を確認したとき

備考(1)　この洪水予報は、予報の標題に加古川上流を冠して加古川の沿川区域を対象として発表される。
(2)　発表は、報道機関に対しても行われる。

対　象　区　域　（略）

基準となる水位観測所と水位　（略）

(2)　水防警報
国土交通大臣又は知事が、指定する河川において気象情報等から洪水による災害の発生が予想される場合、水防を行う必要がある旨を警告して発表する警報
①　国土交通大臣警報（姫路河川国道事務所）

＜改　　正　　後＞

「洪水警報（発表）」又は「洪水警報」	「氾濫発生情報」	・氾濫が発生したとき。 ・氾濫が継続しているとき。	新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル５に相当
	「氾濫危険情報」	・氾濫危険水位に到達したとき。 ・氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき。	いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難勧告等の発令の判断の参考とする。避難が必要とされる警戒レベル４に相当
	「氾濫警戒情報」	・氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき。 ・避難判断水位に到達し、氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき。 ・避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。 ・氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く。）。 ・避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く。）。	避難準備・高齢者等避難開始の発令の判断の参考とする。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル３に相当
「洪水注意報（警報解除）」	「氾濫注意情報（警戒情報解除）」	・氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回ったとき（氾濫注意水位を下回った場合を除く。）。 ・氾濫警戒情報発表中に水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達した場合を除く。）。	避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当
「洪水注意報解除」	「氾濫注意情報解除」	・氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれがなくなったとき。	

対　象　区　域　（略）

基準となる水位観測所と水位　（略）

(2)　水防警報
国土交通大臣又は知事が、指定する河川において気象情報等から洪水による災害の発生が予想される場合、水防　　警報を発する。
①　国土交通大臣警報（姫路河川国道事務所）

＜修正理由＞

県地域防災計画に伴う修正

【新旧対照表（地域防災計画（第３編）風水害等対策）】

＜現　　行＞

警　報　の　種　類

種　　類	内　　容
第１段階 待機	水防団員の足留めを行うことを目的とし、主として気象予報に基づいて行われる。
第２段階 準備	水防資器材の整備点検、水門等の開閉の準備、水防要員招集　準備、巡視幹部の出動等に対するもので、主として上流の雨量に基づいて行われる　。
第３段階 出動	水防団員の出動の必要を警告して行うもので、上流の雨量又は水位に基づいて行われる　。
第４段階 解除	水防活動の終了　通知
水　防 情　報	水位等の状況を通知する必要のあるとき適時に発表される。

警　報　の　発　令　基　準

第１段階　待機	第２段階　準備	第３段階　出動	第４段階　解除
はん濫注意　水位に達する約３時間前	はん濫注意（警戒）水位に達する約２時間前	はん濫注意（警戒）水位に達する約１時間前	水防活動の必要がなくなったとき。

注）待機及び準備の２段階は省略されることがある。
注）警報を発令できないときは、理由を付して通知される。

指定河川と対象区域（加古川洪水警報）

加古川	左岸　多井田字大上 48 番地先から海まで
	右岸　上滝野字塩谷１番の１地先から海まで
東条川 （一部）	左岸　小野市久保木町字下川田 1211 番３地先から加古川への合流点まで
	右岸　小野市古川町字川ノ上 785 番３地先から加古川への合流点まで

基準となる水位観測所と水位　（略）

②　知事警報　（略）

(3)・(4)　（略）

３　土砂災害警戒　情報

大雨による土砂災害発生の危険度が高まったとき、県と気象台が共同して発表する情報で、大雨警報発令中に、実況雨量及び２時間後までの降雨予測に基づき、県が設定した基準（土砂災害警戒避難基準雨量）及び気象台が設定した基準（土壌雨量指数の履歴３位）の両方を超過した場合に発表。

＜改　　正　　後＞

警　報　の　種　類

種　　類	内　　容
待機	水防団員の足留めを行うことを目的とし、主として気象予報に基づいて行われる。
準備	水防資器材の整備点検、水門等の開閉の準備、水防要員招集の準備、　幹部の出動等に対するもので、　上流の雨量に基づいて発令される。
出動	水防団員の出動の必要を警告して行うもので、上流の雨量又は水位に基づいて発令される。
解除	水防活動の終了の通知が行われる。
適宜水位	水位の上昇下降、滞水時間、最高水位、時刻等、水防活動上必要とする水位状況が通知される。

警　報　の　発　令　基　準

待機	準備	出動	解除
はん濫注意（警戒）水位に達する約３時間前	はん濫注意（警戒）水位に達する約２時間前	はん濫注意（警戒）水位に達する約１時間前	水防活動の必要がなくなったとき。

注）待機及び準備の２段階は省略されることがある。
注）警報を発令できないときは、理由を付して通知される。

指定河川と対象区域

加古川	左岸　多井田字大上 48 番地先から海まで
	右岸　上滝野字塩谷１番の１地先から海まで
東条川 （一部）	左岸　小野市久保木町字下川田 1211 番３地先から加古川への合流点まで
	右岸　小野市古川町字川ノ上 785 番３地先から加古川への合流点まで

基準となる水位観測所と水位　（略）

②　知事警報　（略）

(3)・(4)　（略）

３　土砂災害に係る情報

(1)　土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）発表中に、市内で大雨による土砂災害発生の危険度が高まったとき、県と気象台が共同して発表する。

(2)　大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）

気象台が防災情報提供システム及び気象庁ホームページによって提供する情報で、大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で 1km 四方の領域ごとに５段階に色分けして示す情報。

＜修正理由＞

県地域防災計画に伴う修正

県地域防災計画に伴う修正

字句の修正

県地域防災計画に伴う修正

県地域防災計画に伴う追記

＜現　　行＞	＜改　正　後＞	＜修正理由＞
	2 時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「非常に危険」（うす紫）、「極めて危険」（濃い紫）：避難が必要とされる警戒レベル４に相当 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル３に相当 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当	
４　その他情報　（略）	**４　その他情報　（略）**	
第３　被害情報の収集・調査	**第３　被害情報の収集・調査**	
１　被害状況の収集 市民、自治会、自主防災組織、消防団、消防本部、各部班その他関係機関から地域における被害情報を収集する。 収集すべき主要な情報は、次のとおりである。 (1)～(9)　（略）	**１　被害状況の収集** 市民、地区（自治会）、自主防災組織、消防団、北はりま消防本部、各部班その他関係機関から地域における被害情報を収集する。 収集すべき主要な情報は、次のとおりである。 (1)～(9)　（略）	字句の修正
２・３　（略） **４　異常現象の通報等** 災害が発生又は発生するおそれのある異常な現象（地割れ、斜面の亀裂、地すべり、落石、漏水等）を発見した者は、市長又は警察官に通報するものとする。 異常現象等の発見又は災害発生の連絡を受けた場合は、気象台及びその事象に関係のある機関に通報すると共に、必要に応じて市民に周知する。	**２・３　（略）** **４　異常現象の通報等** 災害が発生又は発生するおそれのある異常な現象（地割れ、斜面の亀裂、地すべり、落石、漏水等）を発見した者は、市長又は警察に通報するものとする。 異常現象等の発見又は災害発生の連絡を受けた場合は、気象台及びその事象に関係のある機関に通報すると共に、必要に応じて市民に周知する。	字句の修正
第４　被害状況報告	**第４　被害状況報告**	
１・２　（略） **３　報告手段** 災害情報の報告は、以下の手段による。 (1) 原則フェニックス防災端末に入力することで行う。 (2) あらかじめ県が指定する時間ごとに災害情報をとりまとめ、入力する。 (3) 必要に応じて有線もしくは無線電話又はファクシミリなども活用する。 (4) 有線が途絶した場合は、兵庫衛星通信ネットワーク（衛星系・地上系）、西日本電信電話㈱災害対策用無線、警察無線等の無線通信施設等を利用する。 又、必要に応じ、他機関に協力を求め、通信手段を確保する。 (5)　（略）	**１・２　（略）** **３　報告手段** 災害情報の報告は、以下の手段による。 (1) 災害の発生を覚知したときは、速やかにフェニックス防災端末に情報を入力する。 (2) あらかじめ県が指定する時間ごとに災害情報をとりまとめ、フェニックス防災端末に入力する。 (3) 必要に応じて有線若しくは無線電話又はファクシミリなども活用する。 (4) 有線が途絶した場合は、兵庫衛星通信ネットワーク（衛星系・地上系）、西日本電信電話㈱災害対策用無線、警察無線等の無線通信施設等を利用する。 必要に応じ、他機関に協力を求め、通信手段を確保する。 (5)　（略）	県地域防災計画に伴う修正 字句の修正 字句の修正
４　報告内容 (1) 緊急報告 ①　事務所の周辺の被災状況（報告内容は、庁舎周辺で覚知できる状況のみでよく、必ずしも数値で表せる情報である必要はない。） なお、緊急の場合には口頭報告で行う。	**４　報告内容** (1) 緊急報告 ①　庁舎の周辺の被災状況を県に報告する。（報告内容は、庁舎周辺で覚知できる状況のみでよく、必ずしも数値で表せる情報である必要はない。） なお、緊急の場合には口頭報告で行う。	県地域防災計画に伴う修正

【新旧対照表（地域防災計画（第３編）風水害等対策）】

＜現　　行＞	＜改　正　後＞	＜修正理由＞
※　消防組織法に基づく火災・災害等に関する速報は、消防本部が行う。（報告内容は、必ずしも具体的な被害状況を含んでいる必要はなく、通信受信状況の概要で足りる。）	※　消防組織法に基づく火災・災害等に関する速報は、消防本部が行う。（報告内容は、必ずしも具体的な被害状況を含んでいる必要はなく、通信受信状況の概要で足りる。）	
	②　火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防本部への通報（電話・来庁を問わない。）が殺到した場合、直ちに消防庁及び県（災害対策本部及び地方本部経由）それぞれに対し報告する。	県地域防災計画に伴う修正
	③　市（水道管理者）は、水道の供給等に支障を来した場合、速やかに県にその状況を通報する。	県地域防災計画に伴う修正
(2)　災害概況即報 災害の初期段階で被害状況が十分把握できていない場合には、速やかに人的被害の状況、建築物の被害状況及び土砂災害等の発生状況等の情報を収集し、被害規模に関する概括的情報も含め、把握できた範囲から、逐次連絡する。	(2)　災害概況即報 報告すべき災害を覚知したとき直ちに第一報を県（災害対策本部及び地方本部経由）に報告し、災害の初期段階で被害状況が十分把握できていない場合には、速やかに人的被害の状況、建築物の被害状況及び土砂災害等の発生状況等の情報を収集し、被害規模に関する概括的情報も含め、把握できた範囲から、逐次、県へ報告する。 特に、災害が自らの対応力のみでは十分な対策を講じることができない規模であると予想される場合は、至急その旨を県へ報告する。	県地域防災計画に伴う修正
(3)　被害状況即報 被害状況に関する情報を収集し、報告する。	(3)　被害状況即報 被害状況に関する情報を収集し、県に報告する。	県地域防災計画に伴う修正
(4)　災害確定報告 応急措置完了後速やかに災害総括報告を行う。	(4)　災害確定報告 応急措置完了後速やかに県に文書で災害確定報告を行う。	県地域防災計画に伴う修正

災害報告内容一覧

報告区分	報告系統及び使用様式 注：〔　〕は様式、→　はフェニックス防災システムの情報経路
緊急報告	**加東市**→県（地方本部）→県（災害対策本部）→国（消防庁） ＊通報殺到時
災害概況即報	**加東市**〔災害概況即報〕→県（地方本部）→県（災害対策本部） →国（消防庁） ＊県への連絡が不能の場合
被害状況即報	**加東市**〔被害状況即報〕→県（地方本部）→県（災害対策本部） →国（消防庁） ＊県への連絡が不能の場合
災害確定報告	**加東市**〔災害確定報告〕→県（地方本部）→県（災害対策本部） 国（消防庁）

災害報告内容一覧

報告区分	報告系統及び使用様式 注：〔　〕は様式、→　はフェニックス防災システムの情報経路
緊急報告	**加東市**→県（地方本部）→県（災害対策本部）→国（消防庁） ＊通報殺到時
災害概況即報	**加東市**〔災害概況即報〕→県（地方本部）→県（災害対策本部） →国（消防庁） ＊県への連絡が不能の場合
被害状況即報	**加東市**〔被害状況即報〕→県（地方本部）→県（災害対策本部） →国（消防庁） ＊県への連絡が不能の場合
災害確定報告	**加東市**〔災害確定報告〕→県（地方本部）→県（災害対策本部） （文書） 国（消防庁）	県地域防災計画に伴う修正

第５　施設等の被害調査　（略）

第６　被災者支援のための情報の収集・活用

円滑な被災者支援のための情報の収集及び活用について定める。

１　内容

(1)　住民からの問い合わせに対する回答
市は、必要に応じ、発災後速やかに住民等からの問合せに対応する専用電話を備えた窓口の設置、

第５　施設等の被害調査　（略）

第６　被災者支援のための情報の収集・活用

円滑な被災者支援のための情報の収集及び活用について定める。

１　内容

(1)　市民からの問い合わせに対する回答
市は、必要に応じ、発災後速やかに市民等からの問合せに対応する専用電話を備えた窓口の設置、

字句の修正

＜現　　行＞	＜改　正　後＞	＜修正理由＞
人員の配置等体制の整備を図る。また、情報のニーズを見極めた上で、情報収集・整理・発信を行う。 また、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。 なお、被災者の中に配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れ　がある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。 (2) 被災者台帳の作成 市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。 （被災者台帳に記載する事項） ・氏名 ・生年月日 ・性別 ・住所又は居所 ・住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況 ・援護の実施の状況 ・災害時要援護者要配慮者であるときは、その旨及び災害時要援護者に該当する事由 ・電話番号その他の連絡先 ・世帯の構成 ・り災証明書の交付の状況 ・市長が台帳情報を市以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先 ・前号に定める提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時 ・その他被災者の援護の実施に関し市長が必要と認める事項 (3)　り災証明書の交付　（略）	人員の配置等体制の整備を図る。また、情報のニーズを見極めた上で、情報収集・整理・発信を行う。 また、被災者の安否について市民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。 なお、被災者の中に配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。 (2) 被災者台帳の作成 市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。 （被災者台帳に記載する事項） ・氏名 ・生年月日 ・性別 ・住所又は居所 ・住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況 ・援護の実施の状況 ・災害時要援護者　　であるときは、その旨及び災害時要援護者に該当する事由 ・電話番号その他の連絡先 ・世帯の構成 ・り災証明書の交付の状況 ・市長が台帳情報を市以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先 ・前号に定める提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時 ・その他被災者の援護の実施に関し市長が必要と認める事項 (3)　り災証明書の交付　（略）	字句の修正 字句の修正 県地域防災計画に伴う修正
第３節　防災関係機関等との連携 災害による大規模な被害が発生し、応急対策活動に応援を受ける必要があると認める場合における防災関係機関等に対する応援手続き等について定める。 **第１　自衛隊への派遣要請** **１　災害派遣要請の方法（市長 → 知事 → 自衛隊）** (1) 市長は、災害時において、人命及び財産の保護のため、自衛隊の災害派遣を要請する必要があると認める場合、県民局長、警察署長等と十分連絡をとり　　、次の事項を明らかにして、自衛隊の派遣要請をすることについて知事に要求する。 ①～③　（略） ④　派遣部隊の展開場所 ⑤　その他参考となるべき事項　（略） (2)～(3)　（略）	**第３節　防災関係機関等との連携** 災害による大規模な被害が発生し、応急対策活動に応援を受ける必要があると認める場合における防災関係機関等に対する応援手続き等について定める。 **第１　自衛隊への派遣要請** **１　災害派遣要請の方法（市長 → 知事 → 自衛隊）** (1) 市長は、災害時において、人命及び財産の保護のため、自衛隊の災害派遣を要請する必要があると認める場合、県民局長、警察署長等と十分連絡及び調整を行い、次の事項を明らかにして、自衛隊の派遣要　請をすることについて知事に要求する。 ①～③　（略） ④　その他参考となるべき事項　（略） (2)～(3)　（略）	字句の修正 県地域防災計画に伴う削除 数字のずれ

【新旧対照表（地域防災計画（第３編）風水害等対策）】

＜現　　行＞	＜改　正　後＞	＜修正理由＞
(4) 災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、要請を待ついとまがないときは、指定部隊等の長は、要請を待つことなくその判断に基づいて部隊等を派遣することとし、事後、できる限り早急に知事等に連絡し、所定の手続きをとる。		「７自衛隊の基本方針」の内容との重複による削除
図　（略）	図　（略）	
(5) 指定地方公共機関等の長→知事→自衛隊 特殊な災害（鉄道事故、工場災害等、多数の者の人命に係る大規模な事故）について、自衛隊の災害派遣を必要とする機関の長は、前記(1)①に掲げる事項を当該機関から直接知事へ連絡するものとされている。		特殊な災害については、第４章及び第５章で扱うため、ここでは削除

２　要請先等　　※連絡先等一覧

区　分		電話番号 勤務時間内	電話番号 勤務時間外
県	北播磨県民局	42-9304 FAX42-4704	
県	（災害対策本部設置時） 災害対策本部事務局	(078)362-9900（時間内外とも） FAX(078)362-9911～9912（時間内外とも）	
県	（災害対策本部未設置時） 災害対策課（防災_危機管理班）	(078)362-9988 FAX(078)362-9911～9912	(078)362-9900 FAX(078)362-9911～9912
自衛隊	陸上自衛隊青野原駐屯地（第８高射特科群第340高射中隊）	(0794)66-7301 内線 232	

（注）緊急文書をファクシミリで送信する場合は、事前又は事後にその旨電話連絡し、確実性を期すること。

３　受け入れ準備

派遣を要請した場合、次の措置をとる。

(1) 派遣部隊指揮官との連絡調整にある現場責任者を置く。

(2)　（略）

(3) 派遣部隊の宿泊施設又は設営適地となる受入拠点を準備する。

４　撤収要請　（略）

５　活動内容

(1)～(10)　（略）

(11)物資の無償貸付又は譲与

「防衛省所管__に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省____令」に基づき、被災者に対し生活必需品等の無償貸与又は救じゅつ品の譲与

(12)・(13)　（略）

６　経費の負担区分

災害派遣を受けた機関は、原則として自衛隊の救援活動に要した次の経費（自衛隊装備に係るものを除く。）を負担する。ただし、災害救助法の適用となる大規模な災害時における経費については県が負担することとなっている。

(1) 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材等_____の購入費、借上料及び修繕費

２　要請先等　　※連絡先等一覧

区　分		電話番号 勤務時間内	電話番号 勤務時間外
県	北播磨県民局	42-9308 FAX42-4704	
県	（災害対策本部設置時） 災害対策本部事務局	(078)362-9900（時間内外とも） FAX(078)362-9911～9912（時間内外とも）	
県	（災害対策本部未設置時） 災害対策課（防災・危機管理班）	(078)362-9988 FAX(078)362-9911～9912	(078)362-9900 FAX(078)362-9911～9912
自衛隊	陸上自衛隊青野原駐屯地（第８高射特科群第340高射中隊）	(0794)66-7301 内線 232	

（注）緊急文書をファクシミリで送信する場合は、事前又は事後にその旨電話連絡し、確実性を期すること。

３　受__入れ準備

派遣を要請した場合、次の措置をとる。

(1) 作業実施期間中の_____現場責任者の指定

(2)　（略）

(3) 派遣部隊の宿泊施設又は設営適地の_____準備_____

４　撤収要請　（略）

５　活動内容

(1)～(10)　（略）

(11)物資の無償貸付又は譲与

「防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令」に基づき、被災者に対し生活必需品等の無償貸与又は救じゅつ品の譲与

(12)・(13)　（略）

６　経費の負担区分

災害派遣を受けた機関は、原則として自衛隊の救援活動に要した次の経費_____を負担する。_____

(1) 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材等（自衛隊装備に係るものを除く。）の購入費、借上料及び修繕費

字句の修正

県地域防災計画に伴う修正

県地域防災計画に伴う修正

県地域防災計画に伴う修正

＜現　　行＞	＜改　正　後＞	＜修正理由＞
(2)　（略） (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水道費及び電話料等 (4)　（略） (5) 派遣部隊輸送のための民間輸送機関に係る経費	(2)　（略） (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費及び電話料等 (4)　（略）	
7　自衛隊の基本方針 (1) 自衛隊は、人命及び財産の保護のために行う応急救援・復旧のため、速やかに部隊を派遣できるよう平素から知事等関係機関と密接に連絡・協力して災害派遣を計画準備し、知事の要請により部隊等を派遣することになっている。 (2) 災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、要請を待ついとまがないときは、指定部隊等の長は、要請を待つことなく、その判断に基づいて部隊等を派遣することとし、事後、できる限り早急に知事等に連絡し、所要の手続きをとることになっている。 〈　自主派遣の判断基準　〉 ①　（略） ②　災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、市町長、管轄の警察署長等から通報を受け、又は部隊等による収集その他の方法により入手した情報等から、直ちに救援の措置を取る必要があると認められる場合 ③　その他災害に際し、上記の①～②に準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められる場合 (3)　（略）	**7　自衛隊の基本方針** (1) 自衛隊は、人命及び財産の保護のために行う応急救援・復旧のため、速やかに部隊を派遣できるよう平常時から県等関係機関と密接に連絡・協力して災害派遣を計画準備し、知事、海上保安本部長及び大阪空港事務所長（以下「知事等」という。）の要請により部隊等を派遣することになっている。 (2) 災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、要請を待ついとまがないときは、指定部隊等の長は、要請を待つことなく、その判断に基づいて部隊等を派遣することとし、事後、できる限り早急に知事等に連絡し、所要の手続きをとることになっている。 〈　自主派遣の判断基準　〉 ①　（略） ②　災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、市町長から災害に関する通知、管轄の警察署長等から通報を受け、又は部隊等による収集その他の方法により入手した情報等から、直ちに救援の措置を取る必要があると認められる場合 ③　その他災害に際し、上記①及び②に準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められる場合 (3)　（略）	県地域防災計画に伴う修正 県地域防災計画に伴う修正 字句の修正
第２　関係機関との連携	**第２　関係機関との連携**	
１　関係機関等への応援要請 (1)～(3)　（略） (4) 応援の受け入れ 各部署からの応援要請に基づき応援隊を受け入れる。とともに、応援隊の案内用の職員又は地図等の情報、及び応援先の災害状況等の情報を提供する。	**１　関係機関等への応援要請** (1)～(3)　（略） (4) 応援の受入れ 各部署からの応援要請に基づき応援隊を受け入れるとともに、応援隊の案内用の職員又は地図等の情報、及び応援先の災害状況等の情報を提供する。	字句の修正

【新旧対照表（地域防災計画（第３編）風水害等対策）】

＜現　　行＞

法律に基づく支援要請系統図

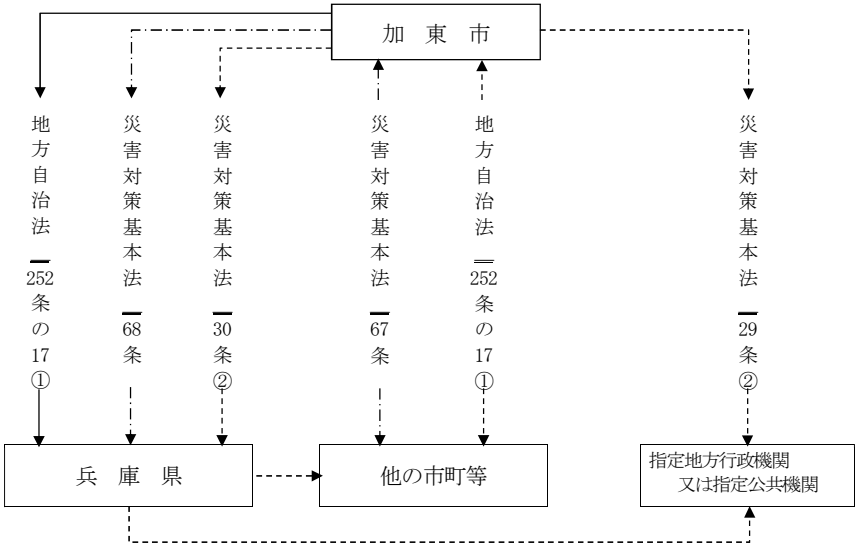

災害対策基本法30条①

注）→ 全般的な相互応援協力要請
　　-·-·→ 応援措置実施の要求
　　-----→ 職員の派遣要請

２　消防機関の応援要請　（略）

第４節　災害救助法の適用

一定の規模以上の災害が発生し、被災者が現に応急的な救助を必要としている場合は、災害救助法の適用を申請し、応急的、一時的な救助を行う。

１　適用基準

（1）適用基準

同一の原因による災害により、被災者が現に救助を要する状態にある場合で、次の各号のいずれかに該当するときに、知事により災害救助法が適用される。

①　・②　（略）

③　県の区域内で住家の滅失世帯数が 12,000 世帯以上に達した場合、又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする厚生労働省令で定める特別な事情（※）がある場合であって、多数の世帯の住家が滅した場合（災害救助法施行令第１条第１項第３号）

※　厚生労働省令（災害救助法施行令第一条第一項第三号の厚生労働省令で定める特別の事情及び同項第四号の厚生労働省令で定める基準を定める省令（平成十二年厚生省令第八十六号））で定める特別な事情

＜改　　正　　後＞

法律に基づく支援要請系統図

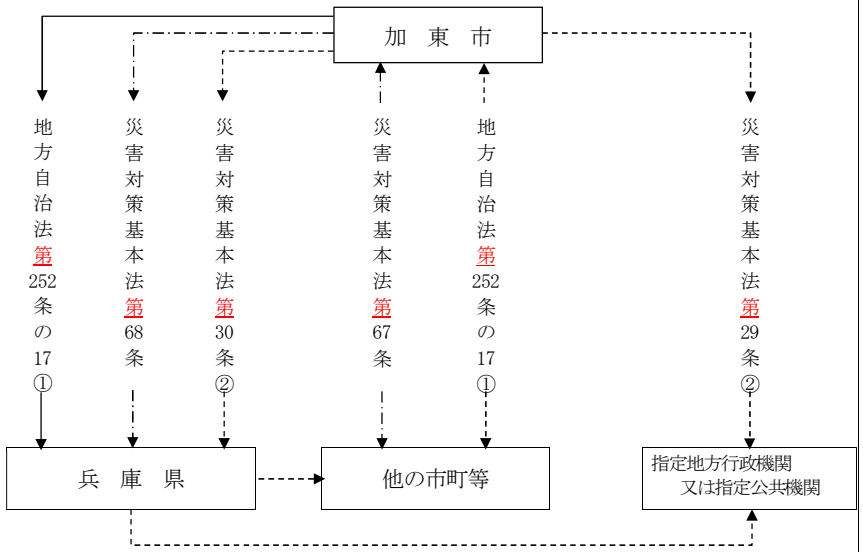

災害対策基本法第30条①

注）→ 全般的な相互応援協力要請
　　-·-·→ 応援措置実施の要求
　　-----→ 職員の派遣要請

２　消防機関の応援要請　（略）

第４節　災害救助法の適用

一定の規模以上の災害が発生し、被災者が現に応急的な救助を必要としている場合は、災害救助法の適用を申請し、応急的、一時的な救助を行う。

１　適用基準

（1）適用基準

同一の原因による災害により、被災者が現に救助を要する状態にある場合で、次の各号のいずれかに該当するときに、知事により災害救助法が適用される。

①・②　（略）

③　県の区域内で住家の滅失世帯数が 12,000 世帯以上に達した場合、又は住家の滅失世帯が多数で被害地域が他の集落から隔離され、若しくは孤立している等のため生活必需品などの補給が極めて困難な場合若しくは有毒ガスの発生、放射性物質の放出等のため被災者の救助が極めて困難であり、そのため特殊の技術を必要とする場合（災害救助法施行令第１条第１項第３号）

＜修正理由＞

字句の修正

字句の修正

字句の修正

県地域防災計画に伴う修正

＜現　　行＞

災害を受けた者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害を受けた者の救出について特殊の技術を必要とする場合

④　多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、厚生労働省令で定める次のいずれかに該当すること（災害救助法施行令第１条第１項第４号）

ア・イ　（略）

(2)・(3)　（略）

２　救助内容

(1) 実施項目

地域における公共の秩序を維持し、市民及び滞在者の安全を保持するため、市長が行うこととされた救助の実施に関する事務を適正に実施する。

ただし、災害が突発し、県の通知等を待ついとまがない場合には、救助の実施に関する事務のうち、緊急を要する事務を実施する。

実施項目	実施期間
避難所の供与	７日以内
応急仮設住宅の供与	２年以内 (20 日以内に着工)
炊き出しその他による食品の給与	７日以内
飲料水の供給	７日以内
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	10 日以内
医療及び助産	14 日以内 分娩の日から７日以内
被災者の救出	３日以内
被災した住宅の応急修理	１ヶ月以内
学用品の給与	教科書等１ヶ月以内 文房具等 15 日以内
埋葬	10 日以内
死体の捜索及び処理	10 日以内
災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	10 日以内

(2) 防災関係機関　（略）

(3)　応援

救助は、災害が発生した市及び県が行うものであるが、災害が大規模となり、救助に必要な人員・物資・設備等の確保が困難な場合、要請に基づき他の市町を応援するものとする。

(4) 実施　基準

市長は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」による基準で実施することが困難な場合、特別基準の適用を県知事に要請する。

この場合、期間延長については基準に示された期間内に要請する。

また、基準による救助の適切な実施が困難な場合は、知事が厚生労働大臣　の同意を得てこれらを定めることができるものとされている。

第３章　円滑な災害応急活動の展開

迅速かつ円滑な災害応急活動を行うことができるよう、活動体制等について定める。

＜改　　正　　後＞

④　多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、　次のいずれかに該当すること（災害救助法施行令第１条第１項第４号）

ア・イ　（略）

(2)・(3)　（略）

２　救助内容

(1) 実施項目

地域における公共の秩序を維持し、市民及び滞在者の安全を保持するため、市長が行うこととされた救助の実施に関する事務を適正に実施する。

ただし、災害が突発し、県の通知等を待ついとまがない場合には、救助の実施に関する事務のうち、緊急を要する事務を実施する。

実施項目	実施期間
避難所の設置	７日以内
応急仮設住宅の供与	２年以内 (20 日以内に着工)
炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	７日以内
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	10 日以内
医療及び助産	14 日以内 分娩の日から７日以内
被災者の救出	３日以内
被災した住宅の応急修理	１ヶ月以内
学用品の給与	教科書等１ヶ月以内 文房具等 15 日以内
埋葬	10 日以内
死体の捜索及び処理	10 日以内
災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	10 日以内

(2) 防災関係機関　（略）

(3) 救助の応援

救助は、災害が発生した市及び県が行うものであるが、災害が大規模となり、救助に必要な人員・物資・設備等の確保が困難な場合、他市町に応援を求める。

(4) 災害救助法による救助の基準

市長は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」による基準で実施することが困難な場合、特別基準の適用を　知事に要請する。

知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得て基準　を定めることができるものとされている。

第３章　円滑な災害応急活動の展開

迅速かつ円滑な災害応急活動を行うことができるよう、活動体制等について定める。

＜修正理由＞

県地域防災計画に伴う修正

県地域防災計画に伴う修正

県地域防災計画に伴う修正

県地域防災計画に伴う修正

【新旧対照表（地域防災計画（第３編）風水害等対策）】

＜現　　行＞	＜改　正　後＞	＜修正理由＞
第１節　水防活動	**第１節　水防活動**	
〔実施関係機関：消防機関、国土交通省、県、警察、自衛隊、自主防災組織等〕 （※「実施関係機関」とは、災害応急対策実施に関係する主な機関等をいう。）		実施関係機関の削除
水防活動については、別に定める「加東市水防計画」により実施することとする。	水防活動については、別に定める「加東市水防計画」により実施することとする。	
第２節　救助・救急、医療対策	**第２節　救助・救急、医療対策**	
災害により被災した者の救出・救護活動、及び医療・助産活動に向けた対策について定める。	災害により被災した者の救出・救護活動、及び医療・助産活動に向けた対策について定める。	
第１　人命救出活動	**第１　人命救出活動**	
〔実施関係機関：消防機関、警察、自衛隊〕		実施関係機関の削除
１　救出	**１　救出**	
(1) 消防機関は、保有資機材及び調達資機材を活用して負傷者等を救出する。	(1) 市は、必要に応じ、職員の動員と負傷者等の救出を実施する。	県地域防災計画に伴う修正
(2)　（略）	(2)　（略）	
２　行方不明者の捜索　（略）	**２　行方不明者の捜索　（略）**	
３　自主防災組織、事業所、市民等	**３　自主防災組織、事業所、市民等**	
自主防災組織、事業所の防災組織、市民等は、次により自発的に救出活動を行うとともに、救出活動を実施する各機関に通報する。	自主防災組織、事業所の自衛防災組織、市民等は、次により自発的に救出活動を行うとともに、救出活動を実施する各機関に協力するよう努める。	字句の修正 県地域防災計画に伴う修正
(1)　（略）	(1)　（略）	
(2)　組織的救出活動の実施	(2) 救助用資機材を活用した組織的救出活動の実施	県地域防災計画に伴う修正
(3)　（略）	(3)　（略）	
４　その他	**４　その他**	
救出活動を実施する機関は、速やかで的確な救出活動を実施するため、定期的な相互連絡による情報交換を行う。 また、必要により救出活動に必要な人員、機材等について、「災害時における応急対策業務に関する協定」に基づき、加東市建設業協会に支援を要請する。	救出活動を実施する機関は、速やかで的確な救出活動を実施するため、定期的な相互連絡による情報交換を行う。 また、必要により救出活動に必要な人員、機材等について、「災害時における応急対策業務に関する協定」に基づき、建設業者等に支援を要請する。	字句の修正
第２　救急医療活動	**第２　救急医療活動**	
〔実施関係機関：事故責任機関、消防機関、医療機関、小野市加東市医師会〕		実施関係機関の削除
１　負傷者の発見、通報並びに関係機関への連絡	**１　負傷者の発見、通報並びに関係機関への連絡**	
負傷者等の発見者から第１報を受信した機関は直ちに消防本部及び関係機関に連絡するものとする。	負傷者等の発見者又は事故等責任機関から第１報を受信した機関は、災害の状況（日時、場所、災害の状況及び死傷者の数）を直ちに消防本部及び関係機関に連絡するものとする。	県地域防災計画に伴う修正
２　現場から医療施設への負傷者等の搬送	**２　現場から医療施設への負傷者等の搬送**	
(1) 消防本部は、直ちに職員、搬送車両等を現場に出動させ、搬送に当たる。	(1) 負傷者等の発見を受信した搬送担当機関は、直ちに職員、搬送車両等を現場に出動させ、搬送に当たる。	県地域防災計画に伴う修正
(2) 搬送車両等が不足する場合は、次の応急措置を講じる。	(2) 搬送車両等が不足する場合は、次の応急措置を講じる。	

＜現　　行＞	＜改　正　後＞	＜修正理由＞
① 応急的に調達した車両の活用 ② 隣接市町の応援要請	① 救急指定病院の患者搬送車の活用 ② 応急的に調達した車両の活用 ③ 隣接市町の応援要請	県地域防災計画に伴う修正
(3) 市長又は消防長は、ヘリコプターによる搬送を要すると判断した場合、県にヘリコプターの出動を要請する。 また、ヘリコプターによる救急活動に関しては、県立加古川医療センターを拠点とするDrヘリが昼間のみ運用されており、出動を要請する場合は、消防本部から出動を依頼する。 （「兵庫県消防防災ヘリコプター応援要綱」等）	(3) 市長又は消防長は、ヘリコプターによる搬送を要すると判断した場合、県にヘリコプターの出動を要請する。 また、ヘリコプターによる救急活動に関しては、県立加古川医療センターを拠点とするドクターヘリが昼間のみ運用されており、出動を要請する場合は、北はりま消防本部から出動を依頼する。 （「兵庫県消防防災ヘリコプター応援要綱」等）	字句の修正
３　医療関係者の出動要請並びに現場及び搬送中の救急措置 現場の状況により必要と認める場合、医師会等の協力を得て医療関係者の現場への出動を要請する。	**３　医療関係者の出動要請並びに現場及び搬送中の救急措置** 市は、事故等の状況により自ら必要があると認めるとき、又は事故等責任機関等から要請があり、必要と認めたときは、医療関係者を現場へ出動させる。	県地域防災計画に伴う修正
４　負傷者等の収容 (1) 負傷者等の収容については、下記施設の活用を図る。 ① 救急指定病院・診療所 ② その他の医療施設 ③ 公民館、学校に設置された救護所及び県設置の救護センター ④ 寺院（死者の場合） (2) あきらかに死亡している者が発見された場合等は、速やかに警察に連絡する。	**４　負傷者等の収容** (1) 負傷者等の収容については、事故等責任機関が特に指示する場合を除き、下記施設の活用を図る。 ① 救急告示病院・診療所 ② その他の医療施設 ③ 公民館、学校に設置された救護所及び県設置の救護センター ④ 寺院（死者の場合） (2) 死亡して発見された場合及び搬送中に死亡した場合等は、速やかに警察に連絡する。	県地域防災計画に伴う修正 字句の修正 県地域防災計画に伴う修正
５・６　（略）	**５・６　（略）**	
７　費用 救急医療対策に要した費用については、現行関係法の適用により処理しうるものは同法による。	**７　費用** 救急医療対策に要した費用については、現行関係法の適用により処理しうるものは同法により、その他のものについては事故等責任機関の負担とする。	県地域防災計画に伴う修正
第３　医療・助産対策 〔実施関係機関：消防機関、医療機関、小野市加東市医師会〕	**第３　医療・助産対策**	実施関係機関の削除
１　救護所の設置 (1)・(2)　（略） (3) 地域の医療機関の復旧状況、受診者数及び疾病構造を勘案し、地域医療に引き継ぐことが適当と判断した場合は、小野市加東市医師会と協議の上、救護所を廃止する。	**１　救護所の設置** (1)・(2)　（略） (3) 地域の医療機関の復旧状況、受診者数及び疾病構造を勘案し、地域医療に引き継ぐことが適当と判断した場合は、（一社）小野市・加東市医師会と協議の上、救護所を廃止する。	字句の修正
２　救護班の編成 (1) 救護班の編成、派遣 多数の傷病者が発生した場合は、医師会に救護班の編成及び救護所への派遣を要請する。 (2) 県への要請 救護班が不足する場合は、県に応援を要請する。 (3) 救護班の活動 被災地に入った救護班は、市の指揮の下に、発災直後は外科的治療を中心に、傷病者の判別、応急措置、重症者の搬送の指示・手配等を行う。 発災後３日目以降は内科的治療を中心に、乳幼児、高齢者等災害時要援護者の健康管理に努める	**２　救護班の編成** (1) 救護班の編成、派遣 多数の傷病者が発生した場合は、県及び（一社）小野市・加東市医師会に救護班の編成及び救護所への派遣を要請する。 (2) 救護班の活動 被災地に入った救護班は、市の指揮の下に、発災直後は外科的治療を中心に、傷病者のトリアージ、応急措置、重症者の搬送の指示・手配等を行う。 その後は内科的治療を中心に、乳幼児、高齢者等災害時要援護者の健康管理に努める	字句の追記 (1)に統合 県地域防災計画に伴う修正

【新旧対照表（地域防災計画（第３編）風水害等対策）】

＜現　　行＞	＜改　正　後＞	＜修正理由＞
とともに、急性疾患の治療、慢性疾患の継続治療に当たる。	とともに、急性疾患の治療、慢性疾患の継続治療に当たる。	
３　医療マンパワーの確保　（略）	**３　医療マンパワーの確保　（略）**	
４　患者等搬送体制 消防本部は、県、災害医療センターと情報交換を図りながら、患者等を円滑に搬送する。	**４　患者等搬送体制** 北はりま消防本部は、県、災害医療センターと情報交換を図りながら、患者等を円滑に搬送する。	字句の修正
５・６　（略）	**５・６　（略）**	
第３節　交通・輸送対策	**第３節　交通・輸送対策**	
人命救助、消防活動等の災害応急対策活動の根幹を支える緊急輸送及び道路の確保等について定める。	人命救助、消防活動等の災害応急対策活動の根幹を支える緊急輸送及び道路の確保等について定める。	
第１　交通確保対策	**第１　交通確保対策**	
〔実施関係機関：道路管理者、警察、自衛隊〕		実施関係機関の削除
１　被災情報及び交通情報の収集 (1) 道路管理者は災害発生警戒時からパトロールを行うとともに、災害発生後においては、警察と緊密に連携して、所管する道路あるいは地域について被災状況等を把握するとともに、通行の禁止又は制限に関する情報を収集する。 (2) 道路管理者は、県、市の防災情報ネットワークや、電力・ガス・通信企業等、幅広い情報収集にも努める。	**１　被災情報及び交通情報の収集** (1) 道路管理者は警察と緊密に連携して、所管する道路あるいは地域について道路の点検を行い、被災状況等を把握するとともに、通行の禁止又は制限に関する情報を収集する。 (2) 道路管理者は、県、市の防災情報ネットワークや、電力・ガス・通信企業等民間のセキュリティシステム等を利用して、幅広い情報収集にも努める。	県地域防災計画に伴う修正 県地域防災計画に伴う修正
２　緊急通行車両の確認 災害応急対策活動の円滑な推進に資するため、「災害対策基本法施行令第 33 条第１項」の規定に基づく緊急通行車両として警察において緊急通行車両等の事前届出済証による確認を行い、標章及び緊急通行車両確認証明書を受ける。	**２　緊急通行車両の確認** 災害応急対策活動の円滑な推進に資するため、「災害対策基本法施行令第 33 条第１項」の規定に基づき、警察において緊急通行車両等事前届出済証による確認を受け、標章及び緊急通行車両確認証明書の交付を受ける。	字句の修正
３　陸上交通の確保 道路管理者は、警察と緊密に連携し、把握した被災状況等に基づき、通行禁止等の措置をとる。 (1) 道路法（第 46 条）に基づく応急対策 道路管理者は、道路の損壊その他の事由により、交通が危険である、もしくは危険になると認められる場合においては、管理する道路の保全と交通の危険を防止するため、区間を定めて道路の通行禁止又は制限を行う。 (2) 被災区域への流入抑制　（略） (3) 災害対策基本法に基づく交通規制（発災時から４、５日ないし１週間程度） この期間は、道路交通は混雑し、被害の拡大や二次災害が発生することが予想され、市民等の安全かつ円滑な避難の確保、負傷者の救出・救護、消防等の災害応急対策のための緊急交通路の確保等が中心となるため、県公安委員会が、災害対策基本法第 76 条第１項の規定に基づく交通規制を迅速に実施することに協力する。 道路管理者は、災害対策本部、県公安委員会、警察等と連携して、通行禁止等を行う区域又は区間、対象、期間（終期を定めない場合は始期）等交通規制についてあらゆる広報媒体を活用して市民等への周知に努める。	**３　陸上交通の確保** 道路管理者は、警察と緊密に連携し、把握した被災状況等に基づき、通行禁止等の措置をとる。 (1) 道路法（第 46 条）に基づく応急対策 道路管理者は、道路の損壊その他の事由により、交通が危険である と認められる場合においては、管理する道路の保全と交通の危険を防止するため、区間を定めて道路の通行禁止又は制限を行う。 (2) 被災地域への流入抑制　（略） (3) 災害対策基本法に基づく交通規制（発災時から４、５日ないし１週間程度） この時期は、道路交通は混雑し、被害の拡大や二次災害が発生することが予想され、市民等の安全かつ円滑な避難の確保、負傷者の救出・救護、消防等の災害応急対策のための緊急交通路の確保等が中心となるため、県公安委員会による災害対策基本法第 76 条第１項の規定に基づく交通規制の迅速な実施に協力する。 道路管理者は、災害対策本部、県公安委員会、警察等と連携して、通行禁止等を行う区域又は区間、対象、期間（終期を定めない場合は始期）等交通規制についてあらゆる広報媒体を活用して市民等への周知に努める。	県地域防災計画に伴う修正 県地域防災計画に伴う修正 県地域防災計画に伴う修正
表（略）	表（略）	

＜現　　行＞	＜改　正　後＞	＜修正理由＞
(4) 道路の応急復旧作業 道路管理者は、次の措置を講じるものとする。 ① 道路啓開の実施　（略） ② 応急復旧業務に係る民間団体等との協力　（略）	(4) 道路の応急復旧作業 道路管理者は、次の措置を講じるものとする。 ① 道路啓開の実施　（略） ② 応急復旧業務に係る民間団体等の運用　（略）	県地域防災計画に伴う修正
第２　緊急輸送対策	**第２　緊急輸送対策**	
〔実施関係機関：県、県トラック協会、神姫バス㈱、西日本旅客鉄道㈱〕		実施関係機関の削除
１　緊急輸送に当たっての基本的事項等　（略） **２　緊急輸送** (1) 緊急輸送は、原則として市の所有する公用車で実施する。 (2) 公用車が不足する場合等は、輸送業者等への応援を依頼する。 (3)　（略）	**１　緊急輸送に当たっての基本的事項等　（略）** **２　緊急輸送** (1) 市は、緊急輸送が必要な時は、協定締結輸送業者等へ応援を要請する。また、緊急輸送に対応できるよう、平常時から様々な輸送業者との協定締結に努める。 (2) 協定締結輸送業者だけでは、十分に人材が確保できないときは、協定未締結の輸送業者等への応援を依頼する。 (3)　（略） (4) 状況に応じて、市の所有する公用車も活用する。	緊急輸送に関する協定締結に伴い、方針を修正
第３　ヘリコプターの運航	**第３　ヘリコプターの運航**	
１　要請基準 現に災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で、ヘリコプターによる次の用務の支援を必要とする場合は、県に対して要請する。 (1)～(3)　（略） (4) 災害応急対策活動	**１　要請基準** 現に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、ヘリコプターによる次の用務の支援を必要とする場合は、県に対して要請する。 (1)～(3)　（略） (4) 情報収集活動 (5) 災害応急対策活動	字句の修正 県地域防災計画に伴う修正 数字のずれ
２　要請手続き 市長又は消防長が、神戸市消防局警防部司令課に対し手続きを行い、事後速やかに所定の要請書を県に提出する。 ただし、県災害対策本部が設置された場合は、災害対策本部事務局に要請を行う。 また、ヘリコプターによる救急活動に関しては、県立加古川医療センターを拠点とするDrヘリが昼間のみ運用されており、出動を要請する場合は、消防本部から出動を依頼する。（「兵庫県消防防災ヘリコプター応援要綱」等）	**２　要請手続き** 市長又は消防長が、神戸市消防局警防部司令課に対し手続きを行い、事後速やかに所定の要請書を県（兵庫県企画県民部災害対策局消防課）に提出する。 ただし、県災害対策本部が設置された場合は、災害対策本部事務局に要請を行う。 また、ヘリコプターによる救急活動に関しては、県立加古川医療センターを拠点とするドクターヘリが昼間のみ運用されており、出動を要請する場合は、北はりま消防本部から出動を依頼する。（「兵庫県消防防災ヘリコプター応援要綱」等）	字句の追記 字句の修正
３　要請先 要請の連絡先は次のとおりとする。 (1) 昼間（9:00～17:30） 神戸市消防局警防部司令課　TEL（078）331-0986 FAX（078）331-0987 (2)・(3)　（略） **４　要請に際し連絡すべき事項　（略）**	**３　要請先** 要請の連絡先は次のとおりとする。 (1) 県災害対策本部非設置時 ・昼間（8:45～17:30）の要請は電話会議システムにより行う。 ・夜間（17:30～翌朝8:45）の要請は神戸市消防局警防部司令課に対して行う。 神戸市消防局警防部司令課　TEL（078）333-0119 FAX（078）325-8529 (2)・(3)　（略） **４　要請に際し連絡すべき事項　（略）**	県地域防災計画に伴う修正 県地域防災計画に伴う修正

【新旧対照表（地域防災計画（第３編）風水害等対策）】

＜現　　行＞

5　要請者において措置する事項

(1)　（略）

(2) 給油方法の指示

(3) 離発着場における措置（散水、ヘリポート表示、風向表示、ヘリコプターの誘導）

6　患者の搬送　（略）

第４節　避難対策

〔実施関係機関：消防機関、県、警察、自衛隊、自主防災組織、自治会、民生委員・児童委員等〕

災害により、現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者に対する避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）（以下「避難勧告等」という。）、避難誘導、避難所の開設・運営及び収容保護対策について定める。

第１　避難の勧告等

1　避難の勧告等の発令

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市民の生命及び身体を保護し、その他災害の拡大を防止するために特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退きを勧告（以下「避難勧告」という。）するものとする。また、危険の切迫度及び避難の状況等により急を要するときは避難のための立ち退きを指示（以下「避難指示（緊急）」という。）をすることができる。

また、避難勧告に先立ち、市民の避難準備と災害時要援護者等の避難開始を促すため、避難準備・高齢者等避難開始を伝達する。

避難勧告は、その対象地域の市民等に対し避難を拘束するものではないが、市民がその勧告を尊重することを期待して避難の立ち退きを勧め、又は促すものである。

避難指示（緊急）は、被害の危険が切迫している場合に発し、勧告よりも拘束力が強く、市民等を立ち退かせるものである。

なお、避難の状況判断にあたっては、現場の状況、気象情報、河川情報、通報等を参考に総合的かつ迅速に行う。

区分	内　容	発令時の状況	住民に求める行動
避難開始 避難準備・高齢者等	住民に避難の準備、あるいは災害時要援護者の避難開始を促す。	災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	○災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者は、指定された避難所への避難行動を開始(避難支援者は支援行動を開始) ○上記以外の者は、家族との連絡、非常持出品の用意等、避難準備を開始

＜改　正　後＞

5　要請者において措置する事項

(1)　（略）

(2) 離発着場における措置（散水、ヘリポート表示、風向表示、ヘリコプターの誘導）

6　患者の搬送　（略）

第４節　避難対策

災害により、現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者に対する避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）、災害発生情報（以下「避難勧告等」という。）、避難誘導、避難所の開設・運営及び収容保護対策について定める。

第１　避難　勧告等

1　避難　勧告等の発令

(1) 市は、一般市民に対して避難準備を呼びかけるとともに、災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者に対して避難行動を開始することを求める必要があるときは、「警戒レベル３、避難準備・高齢者等避難開始」を発令する。

(2) 市は、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、市民等の生命及び身体を保護するため必要があるときは、必要と認める地域の市民等に対し「警戒レベル４、避難勧告」を発令することとする。地域 の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合等に「警戒レベル４、避難指示（緊急）」を発令することとし、災害が実際に発生していることを把握した場合には可能な範囲で「警戒レベル５、災害発生情報」を発令することとする。

(3) 市は、土砂災害における避難勧告等の発令に当たっては、土砂災害警戒情報を参考にしつつ、周辺の渓流・斜面の状況、気象状況、県の補足情報等も合わせて総合的に判断する。

区分		発令時の状況	市民に求める行動
警戒レベル３	避難準備・高齢者等避難開始	災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	○災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者は、指定された避難所への避難行動を開始(避難支援者は支援行動を開始) ○上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始

＜修正理由＞

県地域防災計画に伴う修正
数字のずれ

実施関係機関の削除

字句の追記

県地域防災計画に伴う修正

県地域防災計画に伴う修正

＜現　　行＞

避難勧告	住民等に避難のための立ち退きを勧め、又は促す。	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	通常の避難行動ができる者は、指定された避難所への避難行動開始
避難指示（緊急）	住民等を避難のために立ち退かせる。	○前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害が発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ○堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ○人的被害の発生した状況	○避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 ○未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動

市長は、避難勧告等にかかる事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、知事に代行を要請するものとする。

参考資料　（略）

２　発令の基準

避難勧告等は、次の状況が認められるときを基準として実施する。

- □ 火災等の災害拡大により、住民の生命に危険が認められるとき。
- □ がけ崩れ等の地変が発生し、または発生するおそれがあり、付近住民に生命の危険が認められるとき。
- □ 洪水及び土砂災害に関し、別に定める数値基準等（下表）に達し、河川管理者等からの情報（水位上昇速度、雨量状況等）を考慮して必要と認められるとき。
- □ 有毒ガス等の危険物質が流出拡散し、またはそのおそれがあり、住民の生命に危険が認められるとき。
- □ その他災害の状況により、本部長（市長）が必要と認めるとき。

(1) 洪水

洪水による大きな被害が想定される浸水想定区域（水防法第 14 条）については、避難判断水位（特別警戒水位、水防法第 13 条）等を指標として判断する。なお、判断に当たっては、気象観測情報、上流域の状況、気象台や河川管理者の助言、現場の巡視報告、通報等を参考に総合的かつ迅速に行う。

＜改　正　後＞

警戒レベル４	避難勧告	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	通常の避難行動ができる者は、指定された避難所への避難行動を開始
警戒レベル４	避難指示（緊急） ※地域の状況に応じて緊急的に又は重ねて避難を促す場合等に発令	○前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害が発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ○堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況	○避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 ○未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動
警戒レベル５	災害発生情報 ※災害が実際に発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令	すでに災害が発生している状況	命を守るための最善の行動

市長は、避難勧告等にかかる事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、知事に代行を要請するものとする。

参考資料　（略）

２　発令の基準

避難勧告等は、次の状況が認められるときを基準として実施する。

- □ 火災等の災害拡大により、住民の生命に危険が認められるとき。
- □ がけ崩れ等の地変が発生し、または発生するおそれがあり、付近住民に生命の危険が認められるとき。
- □ 洪水及び土砂災害に関し、別に定める数値基準等（下表）に達し、河川管理者等からの情報（水位上昇速度、雨量状況等）を考慮して必要と認められるとき。
- □ 有毒ガス等の危険物質が流出拡散し、またはそのおそれがあり、住民の生命に危険が認められるとき。
- □ その他災害の状況により、市長＿＿＿＿＿が必要と認めるとき。

(1) 洪水

洪水による大きな被害が想定される浸水想定区域（水防法第 14 条）については、避難判断水位（特別警戒水位、水防法第 13 条）等を指標として判断する。なお、判断に当たっては、気象観測情報、上流域の状況、気象台や河川管理者の助言、現場の巡視報告、通報等を参考に総合的かつ迅速に行う。

＜修正理由＞

字句の修正

【新旧対照表（地域防災計画（第３編）風水害等対策）】

＜現　　行＞

種類	洪水予報河川	水位情報周知河川	左記以外の中小河川、又は内水時
対象河川	加古川(板波)	加古川水系東条川 （吉井下流）	左記以外のリアルタイムの水位観測ができない中小河川、又は水路等
避難準備・高齢者等避難開始	洪水注意報が発表された場合（洪水注意報：はん濫注意水位（警戒水位）に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合に発表される） 観測点：板波(国) はん濫注意水位：3.50m （警戒水位）	基準観測点の水位がはん濫注意水位（警戒水位）を超え、避難判断水位（特別警戒水位）に達すると予測されるとき。 観測点：吉井下流(県) はん濫注意水位：2.00m （警戒水位）	近隣での浸水や、河川の増水、当該地域の降雨状況や降雨予測等により浸水の危険が高いとき。
避難勧告	洪水警報が発表された場合（洪水警報：一定時間後には、はん濫危険水位（危険水位）に到達が見込まれる場合、あるいは、避難判断水位（特別警戒水位）に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合に発表される） 観測点：板波(国) 避難判断水位：4.20m （特別警戒水位）	基準観測点の水位が避難判断水位（特別警戒水位）に達したとき。 観測点：吉井下流(県) 避難判断水位：3.30m （特別警戒水位）	近隣で浸水が拡大
	河川管理施設の異常（漏水等）を確認したとき。		
避難指示（緊急）	洪水情報が発表された場合で、下記事項が発生する可能性が高く、避難指示が必要と考えられる場合 はん濫危険水位：5.00m （危険水位）	はん濫危険水位（危険水位、相当水位）に到達したとき。 観測点：吉井下流(県) はん濫危険水位：4.41m （危険水位）	近隣で浸水が床上に及んでいるとき。
	河川管理施設の決壊、大規模異常(亀裂、大きな漏水等)、水があふれる〔越水〕のを確認したとき。		

(2) 土砂災害

風水害に伴う土砂災害による被害を防止するため、県と神戸海洋気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報を指標として活用する。また、判断にあたっては、気象情報や加東土木事務所の助言、現場の巡視報告、通報等を参考に総合的かつ迅速に行う。

＜改　　正　　後＞

種類		洪水予報河川	水防警報河川・水位周知河川		左記以外の中小河川等
対象河川		加古川(板波)	加古川水系東条川 （吉井上流）	加古川水系千鳥川 （家原）	リアルタイムの水位観測ができない中小河川又は水路
警戒レベル3	避難準備・高齢者等避難開始	洪水警報又は氾濫警戒情報が発表されたとき。 ※洪水警報及び氾濫警戒情報は、基準観測点の水位が避難判断水位に到達し、氾濫危険水位に到達すると見込まれるときに発表される。 観測点：板波(国) 避難判断水位：4.20m	基準観測点の水位が避難判断水位に到達し、氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき。 ＜観測点＞ 吉井上流(県) ＜避難判断水位＞ 3.30m	＜観測点＞ 家原(県) ＜避難判断水位＞ 2.70m	近隣での浸水や、河川の増水、当該地域の降雨状況や降雨予測等により浸水の危険が高いとき。
警戒レベル4	避難勧告	氾濫危険情報が発表されたとき。 ※氾濫危険情報は基準観測点の水位が、氾濫危険水位（特別警戒水位）に到達したときに発表される。 観測点：板波(国) 氾濫危険水位：5.00m （特別警戒水位）	基準観測点の水位が氾濫危険水位（特別警戒水位）に到達したとき。 ＜観測点＞ 吉井上流(県) ＜氾濫危険水位＞ （特別警戒水位） 3.90m	＜観測点＞ 家原(県) ＜氾濫危険水位＞ （特別警戒水位） 3.10m	・堤防高に水位が到達したとき。 ・近隣で浸水が床上に及んでいるとき。
		異常な漏水及び浸食等を確認したとき。			
	避難指示（緊急）	異常な漏水及び浸食の進行、亀裂並びにすべり等により決壊のおそれが高まったとき。 樋門・水門等の施設の機能支障を確認したとき。 避難勧告等による立ち退き避難が十分でなく、緊急的又は重ねて避難を促すとき。			

(2) 土砂災害

風水害に伴う土砂災害による被害を防止するため、気象庁から発表される情報を指標として活用する。また、判断にあたっては、気象情報や加東土木事務所の助言、現場の巡視報告、通報等を参考に総合的かつ迅速に行う。

＜修正理由＞

避難情報発令基準の修正

県地域防災計画に伴う修正

【新旧対照表（地域防災計画（第３編）風水害等対策）】

＜現　　行＞

種類	現地情報による基準	土砂災害警戒基準雨量			その他
		前日までの連続雨量が100㎜以上あった場合	前日までの連続雨量が40～100㎜の場合	前日までの降雨がない場合	
避難準備・高齢者等避難開始	近隣で前兆現象（湧き水・地下水が濁り始めた、水量の変化等）が発見されたとき。	当日の日雨量が50㎜を超えたとき。	当日の日雨量が80㎜を超えたとき。	当日の日雨量が100㎜を超えたとき。	
避難勧告	近隣で前兆現象（渓流付近で斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁・道路等にクラック発生等）が発見されたとき。	当日の日雨量が50㎜を超え、時間雨量が30㎜程度の強雨が降り始めたとき。	当日の日雨量が80㎜を超え、時間雨量が30㎜程度の強雨が降り始めたとき。	当日の日雨量が100㎜を超え、時間雨量が30㎜程度の強雨が降り始めたとき。	土砂災害警戒情報が発令されたとき
避難指示（緊急）	○近隣で土砂災害が発生したとき。 ○近隣で土砂移動現象、前兆現象（山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等）が発見されたとき。	同上	同上	同上	

３　避難勧告等の伝達

避難勧告等の伝達は、次の経路のとおりとする。

本部室は、関係各対策部及び関係機関に、避難準備情報、避難の勧告・指示等の広報を要請する。

また、知事に対し、避難勧告等の発令実施時刻、避難先、避難者数、避難対象地域の人口等を速やかに報告する。

＜改　　正　　後＞

＜修正理由＞

避難情報発令基準の修正

区分		発令基準
警戒レベル３	避難準備・高齢者等避難開始	・大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報（気象庁提供）の実況又は予測が「警戒」（警戒レベル３相当）に到達したとき。
警戒レベル４	避難勧告	・大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報（気象庁提供）の実況又は予測が「非常に危険」（警戒レベル４相当）に到達したとき。 ・「土砂災害警戒情報」が発表されたとき。 ・近隣で前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、渓流の水量の変化等）が発見されたとき。
	避難指示（緊急）	・大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報（気象庁提供）の実況又は予測が「極めて危険」（警戒レベル４相当）に到達したとき。 ・近隣で前兆現象（土砂移動現象、流木の流出、斜面の亀裂等）が発見されたとき。

ため池災害の追記

(3) ため池災害

風水害に伴うため池災害による人的被害が近年発生している。ため池災害に対する避難勧告等の発令のための一律の指標の設定は難しいため、気象情報や現場の巡視報告、通報等を参考に総合的かつ迅速に行う。

区分		発令基準
警戒レベル３	避難準備・高齢者等避難開始	・ため池管理者から漏水等の前兆現象の報告があったとき。 ・警戒巡視又は市民等により漏水等の前兆現象が発見されたとき。
警戒レベル４	避難勧告	・ため池管理者から亀裂、小規模の崩れ等の報告があったとき。 ・警戒巡視又は市民等により亀裂、小規模の崩れ等が発見されたとき。
	避難指示（緊急）	・避難勧告による立ち退き避難が十分でなく、緊急的又は重ねて避難を促すとき。

３　避難勧告等の伝達

避難勧告等の伝達は、次の経路のとおりとする。

こども園等及び社会福祉施設への伝達は主に収容・救護部を通じて行い、加古川流域又は東条川流域の現地対応部が補佐する。

避難勧告等の伝達経路の修正

また、知事に対し、避難勧告等の発令実施時刻、避難先、避難者数、避難対象地域の人口等を速やかに報告する。

【新旧対照表（地域防災計画（第３編）風水害等対策）】

＜現　　行＞	＜改　正　後＞	＜修正理由＞
■避難勧告等の伝達経路 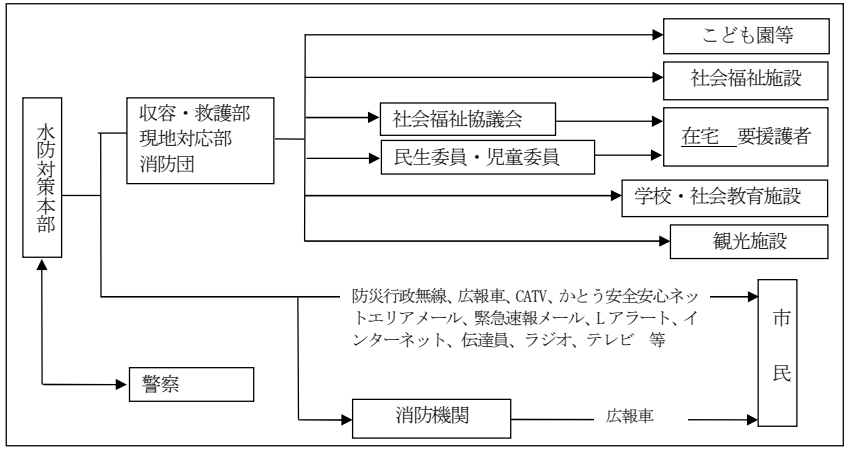 	**■避難勧告等の伝達経路** 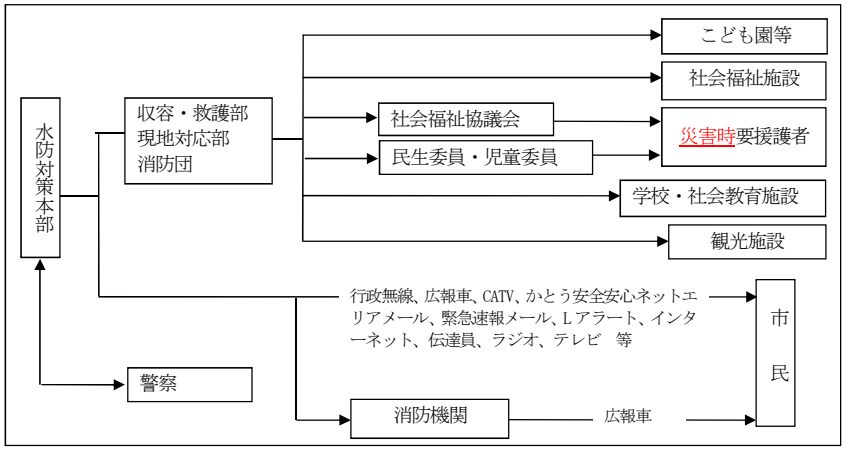 	字句の修正
■避難時の伝達事項例　（略）	**■避難時の伝達事項例　（略）**	
４　解除　（略）	**４　解除　（略）**	
第２　避難・誘導	**第２　避難・誘導**	
１　避難　（略）	**１　避難　（略）**	
２　避難誘導	**２　避難誘導**	
(1)　避難の誘導は、消防機関、警察、自主防災組織、自治会　等の協力を得て、組織的な避難誘導に努めるほか、平　時から避難経路の安全性の向上に努める。	(1)　消防機関、警察、自主防災組織、地区（自治会）等の協力を得て、組織的な避難誘導に努めるほか、平常時から避難経路の安全性の向上に努める。	県地域防災計画に伴う修正
(2) 避難の誘導は、道路、橋梁等の状況から安全な経路を選び誘導する。 特に、危険箇所にはロープ等での明示や誘導員の配置に努める。また、夜間では、照明の確保に努める。	(2) 避難の誘導は、道路、橋梁等の状況から安全な経路を選び誘導する。 特に、危険箇所にはロープ等での明示や誘導員の配置に努める。また、夜間では、照明の確保に努める。	
(3)　避難にあたっては、あらかじめ名簿や避難支援計画等により災害時要援護者の所在を把握しておくとともに、避難支援者、自主防災組織等、地域の協力等を得て、避難誘導と確認を行う。	(3)　あらかじめ名簿や避難支援計画等により災害時要援護者の所在を把握しておくとともに、避難支援者、自主防災組織等、地域の協力等を得て、避難誘導と確認を行う。	県地域防災計画に伴う修正
(4)　避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避等の安全確保措置を講ずべきことにも留意する。		(4)(5)の内容が重複しているため削除
(5)　避難時の周囲の状況等により　避難のために立ち退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、居住者等に対し、屋内での退避等の安全確保措置を指示することができる。	(4)　避難時の周囲の状況等により、避難のために立ち退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、居住者等に対し、屋内での退避等の安全確保措置を指示することができる。	数字のずれ
３　避難の順序と移送	**３　避難の順序と移送**	
(1)　（略）	(1)　（略）	
(2) 移送等	(2) 移送等	
①　自力による避難が困難な者は、近隣者、自主防災組織、自治会　等における車両等により移送又は輸送を行う。	①　自力による避難が困難な者は、近隣者、自主防災組織、地区（自治会）等における車両等により移送又は輸送を行う。	字句の修正
②　（略）	②　（略）	

＜現　　行＞	＜改　正　後＞	＜修正理由＞
第３　警戒区域の設定 本部長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合若しくは、生命又は身体に対する危険を防止するため必要があると認める場合は、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りの制限、禁止又は退去を命ずることができる。 参考資料　（略）	**第３　警戒区域の設定** 市長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市民等の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定することとする。警戒区域を設定したときは、立入制限、禁止又は退去の措置を講じることとする。 なお、警戒区域を設定した場合は、市民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯及び防火のためのパトロールを実施することとする。 参考資料　（略）	県地域防災計画に伴う修正
第４　避難所の開設	**第４　避難所の開設**	
１　避難所の開設 本部長は、指定避難所の中から災害の状況に応じて開設する避難所を決定するとともに、可能な限り職員を配置し避難所運営を統括させ、通信の確保等を行う。なお、状況に応じて施設管理者等が応急的に開設することができる。ただし、この場合にあっては、速やかに本部長に報告するとともに避難所の運営に当るものとする。 職員は、施設の管理者等と協力して避難者受け入れの準備を行う。 なお、本部長が、避難所開設の必要が無くなったと認めるときは、閉鎖する。	**１　避難所の開設** 市長は、指定避難所の中から災害の状況に応じて開設する避難所を決定するとともに、可能な限り職員を配置し避難所運営を統括させ、通信の確保等を行う。なお、状況に応じて施設管理者等が応急的に開設することができる。ただし、この場合にあっては、速やかに市長に報告するとともに避難所の運営に当るものとする。 職員は、施設の管理者等と協力して避難者受入れの準備を行う。 なお、市長が、避難所開設の必要が無くなったと認めるときは、廃止する。	字句の修正 字句の修正 字句の修正
２　避難所開設の報告　（略）	**２　避難所開設の報告　（略）**	
第５　避難所の運営	**第５　避難所の運営**	
１　避難所の追加指定等　（略） **２　開設期間** 被害状況、ライフラインの復旧状況、仮設住宅の建設状況等を勘案の上、避難所の開設期間が７日を超えると予想される場合は、県に要請して期間を延長する。	**１　避難所の追加指定等　（略）** **２　開設期間** 被害状況、ライフラインの復旧状況、応急仮設住宅の建設状況等を勘案の上、県と協議して設置期間を定める。	県地域防災計画に伴う修正
３　避難所の運営 (1) 避難所開設時には、あらかじめ職員派遣計画を定め、迅速に対応するものとする。 職員は避難所の運営について、避難場運営本部を設置し、本部組織の形成により管理責任者等の権限を明確にし、施設管理者、自治会長、自主防災組織等と協力して、円滑な避難所運営を図る。 (2) 災害救助法第２条の規定に該当する災害であって、県教育委員会が指定する極めて重大な災害において、学校に避難所が開設された場合、教職員が原則として、次の避難所運営業務に従事できることとし、この期間は７日以内を原則としている。 ①～⑧　（略） (3)～(8)　（略） (9) 市及び消防本部は、必要により、警察と十分連携を図りながら、避難所パトロール隊による巡回活動を実施する。 なお、市で対応が困難な場合は、県に要請する。 (10)　（略）	**３　避難所の運営** (1) 避難所開設時には、あらかじめ職員派遣計画を定め、迅速に対応するものとする。 また、避難所の運営について、女性の参画を推進するとともに、管理責任者の権限を明確にし、施設管理者、地区（自治会）、自主防災組織等と協力して、円滑な初動対応を図る。 (2) 災害救助法第２条の規定に該当する災害であって、県教育委員会が指定する極めて重大な災害において、学校に避難所が開設された場合、教職員が原則として、次の避難所運営業務に従事できることとし、この期間は７日以内を原則とする。 ①～⑧　（略） (3)～(8)　（略） (9) 市は、必要により、警察と十分連携を図りながら、避難所パトロール隊による巡回活動を実施する。 なお、市で対応が困難な場合は、県に要請する。 (10)　（略） (11) 必要に応じ、避難所における愛玩動物のためのスペースの確保に努める。	県地域防災計画に伴う修正 県地域防災計画に伴う修正 県地域防災計画に伴う修正 県地域防災計画に伴う修正

【新旧対照表（地域防災計画（第３編）風水害等対策）】

＜現　　行＞

４　保健・衛生対策

(1) 救護等の活動

①　（略）

②　県の実施する災害によって生じる睡眠障害、急性ストレス反応、ＰＴＳＤ（心的外傷後ストレス障害）等に速やかに対処するための心療内科等の救護所の設置及び避難所への訪問活動等に協力する

③　（略）

(2) 保健活動の実施

県健康福祉事務所と協力し、医師会等関係機関と連携を図り、保健師、栄養士等による巡回健康相談や栄養相談を実施する。

(3) 仮設トイレの確保

避難所の状況により仮設トイレ（洋式を含む）を設置、管理する。その確保が困難な場合、県にあっせん等を求める。

(4) 入浴、洗濯対策

入浴、洗濯対策については、その施設等の確保が困難な場合は、県に民間業者のあっせんや自衛隊への協力要請等を求める。

被災者に対する入浴サービス及び仮設風呂の確保については、次のとおりとする。

①　入浴施設の確保

施　設　名	所　在　地	電　話
滝野温泉ぽかぽ	下滝野 1283-1	48-1126
東条福祉センター　とどろき荘	岡本 1571-1	46-0912

②　交通手段　（略）

③　仮設風呂の確保

㈱ニッケン伊丹営業所（伊丹市森本 3-22　0727-77-7750）又は、県を通じて自衛隊に要請する。

なお、仮設風呂の設置場所は、避難所内及び避難所の隣接敷地とする。

(5) 食品衛生対策　（略）

５　大　災害時における措置等

市内での避難者の受け入れが困難な場合は、次の事項を明らかにして、市域外への避難者の受け入れを県に要請する。

(1) 避難希望地域

(2) 避難を要する人員

(3) 避難期間

(4) 輸送手段

(5) その他必要事項

６～８（略）

第６　避難所設備の整備　（略）

第５節　住宅の確保

〔実施関係機関：県、建設業協会等〕

＜改　　正　　後＞

４　保健・衛生対策

(1) 救護班等の活動

①　（略）

②　災害によって生じる睡眠障害、急性ストレス反応、ＰＴＳＤ（心的外傷後ストレス障害）等に速やかに対処するため、県によるこころのケアチーム（ＤＰＡＴ）活動拠点の設置並びに救護所及び避難所への訪問活動等に協力する。

③　（略）

(2) 保健活動の実施

加東健康福祉事務所と協力し、医師会等関係機関と連携を図り、保健師、栄養士等による巡回健康　相談や栄養相談を実施する。

(3) 仮設トイレの確保

避難所の状況により仮設トイレ（洋式を含む）を設置、管理する。その確保が困難な場合、県にあっせん等を求める。

(4) 入浴、洗濯対策

入浴、洗濯対策については、その施設等の確保が困難な場合は、県に民間業者のあっせんや自衛隊への協力要請等を求める。

被災者に対する入浴サービス及び仮設風呂の確保については、次のとおりとする。

①　入浴施設の確保

施　設　名	所　在　地	電　話
滝野温泉ぽかぽ	下滝野 1283-1	48-1126
東条福祉センター「とどろき荘」	岡本 1571-1	46-0912

②　交通手段　（略）

③　仮設風呂の確保

県を通じて自衛隊に要請する。

なお、仮設風呂の設置場所は、避難所内及び避難所の隣接敷地とする。

(5) 食品衛生対策　（略）

(6) 感染症予防対策

感染症予防のための手洗いの励行や清掃等の衛生対策に努める。

５　大規模災害時における広域避難

市内での避難者の受入れが困難な場合は、次の事項を明らかにして、市域外への避難者の受入れについて、県に助言を求めるとともに、県内他市町と協議する。県内市町のみで受入れが難しい場合は、県に他の都道府県と受入れを協議するよう求める。

(1) 具体的な被災状況

(2) 受入れを希望する避難住民の数

(3) その他必要な事項

６～８（略）

第６　避難所設備の整備　（略）

第５節　住宅の確保

＜修正理由＞

字句の修正

県地域防災計画に伴う修正

字句の修正

改行位置の修正

字句の修正

業者名の削除

県地域防災計画に伴う修正

字句の修正

県地域防災計画に伴う修正

実施関係機関の削除

＜現　　行＞	＜改　正　後＞	＜修正理由＞
応急仮設住宅の建設、住家の応急的補修、既設公営住宅の活用等、居住の確保を図るための対策について定める。	応急仮設住宅の建設、住家の応急的補修、既設公営住宅の活用等、居住の確保を図るための対策について定める。	
１　応急仮設住宅の建設	**１　応急仮設住宅の供与**	県地域防災計画に伴う修正
(1) 実施関係機関 県からの通知に基づき被災者等への応急仮設住宅の建設、管理又は応急住宅として借り上げる賃貸物件を確保する。 なお、大規模災害等、市で対応が困難と考えられる場合には、県に要請する。	(1) 応急仮設住宅の要請 市は応急仮設住宅の供与を県に要請するに当たり、次の事項を可能な限り示す。 ①　被害戸数 ②　設置を必要とする型別戸数、設置場所 ③　連絡責任者	
(2) 供給対象者　（略）	(2) 供与対象者　（略）	字句の修正
(3) 設置戸数 災害救助法による基準では、全壊、全焼、流失世帯の合計数の３割以内であるが、状況によっては、県が厚生労働省と協議して変更する。	(3) 応急仮設住宅の建設 応急仮設住宅の建設は県が実施し、維持管理は市が実施する。市は平常時から、あらかじめ建設可能な土地及び戸数を把握しておく。 なお、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に充分配慮するものとする。	県地域防災計画に伴う修正
(4) 供給方法 平時から、業界の協力を得られるよう努めるとともに、あらかじめ建設可能な土地を把握しておく。 なお、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に充分配慮するものとする。 市内での建設業者や資機材の確保が困難な場合、次の事項を可能な限り示して県に建設業者や資機材の供給あっせん等を要請する。 ①　被害戸数 ②　設置を必要とする戸数 ③　調達を必要とする建設業者数 ④　連絡責任者 ⑤　その他参考となる事項	(4) 民間賃貸住宅の借上げ 応急仮設住宅は建設するだけでなく、県と内閣府との協議に基づき、民間賃貸住宅の借上げによる供与も検討する。	県地域防災計画に伴う修正
(5) 供与期間 応急仮設住宅の供与期間は、完成の日から、建築基準法第 85 条第３項による期限内（最高２年以内）とする。	(5) 供与期間 応急仮設住宅の供与期間は、完成の日から、建築基準法第 85 条第３項又は第４項による期限内（最高２年以内）とする。	字句の修正
(6) 住宅の構造　（略）	(6) 住宅の構造　（略）	
(7) 入居者の認定 ①　自らの資力では住宅の応急修理ができない者を対象に認定する。 ②　（略）	(7) 入居者の認定 ①　自らの資力では住宅の確保ができない者を対象に認定する。 ②　（略）	県地域防災計画に伴う修正
(8) 管理主体　（略）	(8) 管理主体　（略）	
(9) 生活環境の整備 ①　（略） ②　地域の状況により商業施設や医療施設等、生活環境を整備する。 また、福祉や医療サービスが必要な独居高齢者や障害者等に対して、ケースワーカーの配置や手話通訳者、ホームヘルパーの派遣等、実情に応じたきめ細かな対応を行う。	(9) 生活環境の整備 ①　（略） ②　地域の状況により商業施設や医療施設等、生活環境を整備するとともに、福祉や医療サービスが必要な要介護高齢者や障害者等に対して、ケースワーカーの配置や手話通訳者、ホームヘルパーの派遣等、実情に応じたきめ細かな対応に努める。	県地域防災計画に伴う修正
２　空家住宅の確保　（略）	**２　空家住宅の確保　（略）**	
３　住宅の応急修理	**３　住宅の応急修理**	
(1) 住宅が半壊又は半焼した者のうち、自らの資力をもって住宅の応急修理を実施できない者に対	(1) 住宅が半壊又は半焼した者のうち、自らの資力をもって住宅の応急修理を実施できない者に対	

【新旧対照表（地域防災計画（第３編）風水害等対策）】

＜現　　行＞	＜改　正　後＞	＜修正理由＞
し、居室、炊事場、トイレ等、最小限度の日常生活を維持するために必要な部分について、建設業協会等の協力を得て応急修理を実施する。	し、居室、炊事場、トイレ等、最小限度の日常生活を維持するために必要な部分について、建設業者等の協力を得て応急修理を実施する。	字句の修正
(2)　(略)	(2)　(略)	
４　住宅等に流入した土石等障害物の除去	**４　住宅等に流入した土石等障害物の除去**	
(1) 住宅等に流入した土石等障害物のため、日常生活に著しい支障を及ぼしている者のうち、自らの資力をもって除去できない者に対し、障害物の除去を実施する。	(1) 住宅等に流入した土石等障害物のため、日常生活に著しい支障を及ぼしている者に対し、障害物の除去を実施する。	県地域防災計画に伴う修正
(2)　(略)	(2)　(略)	
５　住宅相談窓口の設置　(略)	**５　住宅相談窓口の設置　(略)**	
第６節　食料・飲料水及び物資の供給	**第６節　食料・飲料水及び物資の供給**	
災害により、食料や飲料水、生活必需品を得ることができなくなった者に対する応急対策について定める。	災害により、食料や飲料水、生活必需品を得ることができなくなった者に対する応急対策について定める。	
第１　食料の供給	**第１　食料の供給**	
１　供給対象者　(略)	**１　供給対象者　(略)**	
２　品目	**２　品目**	
	品目としては、一般に次のものが考えられる。なお、実施に当たり高齢者、妊産婦、乳幼児及び食事制限のある方等のニーズにも配慮する。	県地域防災計画に伴う追記
(1) 炊き出し用米穀、乾パン、弁当、おにぎり、パン、育児用調製粉乳等の主食	(1) 炊き出し用米穀、弁当、おにぎり、パン、育児用調製粉乳等の主食	
(2)　(略)	(2)　(略)	
(3) 高齢者や乳幼児のニーズに配慮した食品	(3) 粥、ベビーフード、ミキサー加工食品、とろみ調整剤、アレルゲン除去食品等の食事制限や食形態等に配慮した特別な食品	
３　食料の供給要請等	**３　食料の供給要請等**	
備蓄する保存食及び調達による食料等を供給する。なお、食料の調達が困難な場合は、次の事項を示して県に災害救助用米穀、乾パン、弁当・おにぎり、パン、育児用調整粉乳、副食等の供給、あっせんを県に要請する。	備蓄する保存食及び調達による食料等を供給するが、市だけでは食料の供給が困難な場合は、次の事項を示して県に供給、あっせんを要請する。	県地域防災計画に伴う修正
(1)・(2)　(略)	(1)・(2)　(略)	
(3) 引渡しを受ける場所及び責任者	(3) 引渡しを受ける場所及び引受責任者	
(4)・(5)　(略)	(4)・(5)　(略)	
なお、災害救助法発動時の災害救助用米穀の供給について、県と連絡がつかない場合は、県と農政事務所の「災害救助法が発動された場合における災害救助用米穀の緊急引渡に関する協定書」に基づき、農政事務所に対して引渡しを要請する。	なお、災害救助法が適用されてから、米穀の供給について、県と連絡がつかない場合は、農林水産省政策統括官に政府所有米穀の引渡を要請し、要請後は県へ速やかにその旨を報告する。	
４　食料の輸送・配布等	**４　食料の輸送・配布等**	
(1) 食料の輸送	(1) 食料の輸送	
食料等の輸送は、供給先まで食料品業者等に要請する。	食料等の輸送は、供給先まで食料品業者等に要請する。	
食料品業者が輸送できない場合や、物資集積拠点に到着した食料については、市が供給先（避難所、炊出し施設等）まで輸送する。	食料品業者が輸送できない場合や、物資集積拠点に到着した食料については、市が供給先（避難所、炊き出し施設等）まで輸送する。	字句の修正
(2) 食料の配布	(2) 食料の配布	
供給食料品は、避難所責任者（市職員、施設管理者等）が受領し配布する。	供給食料品は、避難所運営班のうち、食料担当が受領し配布する。	避難者だけで受領及び配布できるように修正
配布は、供給先において避難所責任者を通じて行う。	配布は、供給先において避難所運営班の食料担当を通じて行う。	

＜現　　行＞	＜改　正　後＞	＜修正理由＞
ただし、在宅避難生活者で、食料品供給場所まで行くことができない災害時要援護者等にあっては、近隣の住民、自治会　　、ボランティア等の協力を得て配布する。	ただし、在宅避難生活者で、食料品供給場所まで行くことができない災害時要援護者等にあっては、近隣の市民、地区（自治会）、ボランティア等の協力を得て配布する。	字句の修正
５　炊き出し 必要に応じて、学校給食センター、避難所の調理施設等で炊き出しを行う。 避難所での炊き出しは、自主防災組織、自治会　　、ボランティア、自衛隊等に要請する。 学校給食センター概要　（略）	**５　炊き出し** 必要に応じて、学校給食センター、避難所の調理施設等で炊き出しを行う。 避難所での炊き出しは、自主防災組織、地区（自治会）、ボランティア、自衛隊等に要請する。 学校給食センター概要　（略）	字句の修正
第２　応急給水	**第２　応急給水**	
１　給水対象者 災害のために、現に飲料に適する水を得ることができない者	**１　給水対象者** 上水道の給水が停止した断水世帯等	県地域防災計画に伴う修正
２　水源及び給水量 （1）水源　（略） （2）給水量 災害発生から３日以内は、１人１日３リットル、10 日目までには３～20 リットル、20 日目までには 20～100 リットルを供給することを目標とし、それ以降は、できる限り速やかに被災前の水準にまで回復させる。 表　（略） ※期間は、水道が４週間以内に応急復旧を終了する	**２　水源及び給水量** （1）水源　（略） （2）給水量 災害発生から３日以内は、１人１日３リットル、10 日目までには３～20 リットル、20 日目までには 20～100 リットルを供給することを目標とし、それ以降は、できる限り速やかに被災前の水準にまで回復させる。 表　（略） ※期間は、水道が４週間以内に応急復旧を終了する。	字句の修正
３　給水方法及び広報 （1）水道緊急時対応に示す内容に基づき、運搬給水基地等からの拠点給水、給水車等による運搬給水を実施し、その時間や場所について広報に努める。 （2）・（3）　（略）	**３　給水方法及び広報** （1）　　運搬給水基地等からの拠点給水、給水車等による運搬給水を実施し、その時間や場所について広報に努める。 （2）・（3）　（略）	県地域防災計画に伴う修正
４　給水施設と浄水能力 市内で供給できる飲料水の貯水容量、浄水能力及び給水用資機材の保有状況は資料編に示す。 災害時には、中区配水池及び高区配水池の緊急採水口から吸水し、供給する。 なお、平常時の現有浄水能力は、広沢浄水場 7,200m³／日、滝野浄水場 2,500m³／日、秋津浄水場 3,000m³／日である。	**４　給水施設と浄水能力** 市内で供給できる飲料水の貯水容量、浄水能力及び給水用資機材の保有状況は資料編に示す。 災害時には、中区配水池及び高区配水池の緊急採水口から吸水し、供給する。 なお、平常時の現有浄水能力は、広沢浄水場 2,760m³／日、滝野浄水場 2,300m³／日、秋津浄水場 2,740m³／日である。	最新情報への修正
第３　緊急物資の供給	**第３　緊急物資の供給**	
災害発生時において住家に被害を受け　衣料、生活必需品等の供給が必要と認めた場合は、供給を実施する。	災害発生時において住家に被害を受け、衣料、生活必需品等の供給が必要と認めた場合は、供給を実施する。	字句の修正
１　供給の対象者 供給の対象は、以下のとおりとする。 （1）被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者 （2）生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者	**１　供給の対象者** （1）住家が被害を受けた者 （2）被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者 （3）生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者	県地域防災計画に伴う修正 数字のずれ
２　品目　（略）	**２　品目　（略）**	
３　調達	**３　供給**	県地域防災計画に伴う修正

【新旧対照表（地域防災計画（第３編）風水害等対策）】

＜現　　行＞	＜改　正　後＞	＜修正理由＞
備蓄品では物資の供給が不足する場合、「緊急時における生活物資確保に関する協定」に基づき、市内の流通業者などから調達する。 また、物資の調達が困難な場合は、次の事項を示して県に緊急物資等の供給、あっせんを要請する。 (1)～(6)　(略) なお、業務が完了するまでの間、緊急物資の在庫量の把握を続ける。	備蓄品では物資の供給が不足する場合、「緊急時における生活物資確保に関する協定」に基づき、市内の流通業者などから調達する。 また、物資の調達が困難な場合は、次の事項を示して県に緊急物資等の供給　あっせんを要請する。 (1)～(6)　(略) なお、業務が完了するまでの間、緊急物資の在庫量の把握を続ける。	字句の修正
第４　救援物資の受け入れ等 **１　要請** (1)　救援物資が不足し必要があると認めるときは、県に対して受け入れ希望の品目をとりまとめて供給斡旋を要請する。 (2)　救援物資の受け入れは、物資集積等の拠点となる施設（物資集積拠点）を指定して行う。 (3)　救援物資提供の申し出に対し、次のことを確認のうえ受け入れる。また、受入れに際しては、物資の仕分けに手間がかからないよう留意する。 ①　品目、数量 ②　輸送手段 ③　輸送ルート ④　到着予定日時 **２　受け入れ・仕分け** 救援物資は、物資集積拠点で受け入れ、ボランティア等と協力して、仕分け、保管する。 県が受け入れ・輸送する物資については、物資リスト（品目・数量、物資の提供者、受入れ日時等）を確認する。 **３　輸送・配布** （→「第１　食料の供給」の項を参照） **４　輸送・配分** （→「第１　食料の供給」の項を参照）		救援物資の受入れに関する事項は、県地域防災計画に伴い、第８節で扱うこととし、ここでは削除する。
第７節　保健衛生、感染症対策、遺体の火葬等 被災者のこころと体のケア対策、被災地の食品衛生や防疫対策、遺体の安置及び処置等の対策について定める	**第７節　保健衛生、感染症対策、遺体の火葬等** 被災者のこころと体のケア対策、被災地の食品衛生や防疫対策、遺体の安置及び処置等の対策について定める	
第１　健康対策	**第１　健康対策**	
〔実施関係機関：県〕		実施関係機関の削除
１　巡回健康相談の実施 (1)　県と協力して避難所や被災家庭の生活環境の整備や被災者の健康管理を行うため、保健師による巡回健康相談及び家庭訪問を行う。	**１　巡回健康相談の実施** (1)　県と協力して、避難所や被災家庭の生活環境の整備や被災者の健康管理を行うため、保健師、看護師等による巡回健康相談及び家庭訪問を行う。	県地域防災計画に伴う修正
(2)　県と協力して仮設住宅入居者が生活環境の変化に適応し、健康で自立した生活ができるよう訪問指導、グループワーク、健康相談、健康教育等を実施する。	(2)　県と協力して、仮設住宅入居者が生活環境の変化に適応し、健康で自立した生活ができるよう訪問指導、グループワーク、健康相談、健康教育等を実施するとともに、コミュニティや見守り体制づくりを推進する。	県地域防災計画に伴う修正

＜現　　行＞	＜改　正　後＞	＜修正理由＞
(3) 保健・医療・福祉等のサービスの提供、福祉関係者やかかりつけ医師、民生委員・児童委員、地域住民との連携を図るためのコーディネートについて、県に助言、協力を求める。	(3) 県と協力して、サービス提供に向け保険・医療・福祉関係者、民生委員、児童委員、地域住民との連携を図るためのコーディネートを行う。	県地域防災計画に伴う修正
(4) 県と協力して、巡回健康相談の実施にあたり、連携して災害時要援護者をはじめ、被災者の健康状況の把握に努める。	(4) 県と協力して、巡回健康相談や家庭訪問の実施により、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児等の災害時要援護者をはじめ、被災者の健康状況の把握に努め、支援が必要な者については、医療機関（医療救護班）やこころのケアチーム等、保険・医療・福祉等関係機関と連携して支援を行う。	県地域防災計画に伴う修正
	(5) 県と協力して、巡回健康相談、家庭訪問及び健康教育により、衛生管理及び危険防止を行い、良好な生活環境を確保し、生活習慣病の悪化又は増加の防止及び感染症、食中毒及び高齢者の生活不活発病等の予防に努める。	県地域防災計画に伴う修正
２　巡回栄養相談の実施	**２　巡回栄養相談の実施**	
(1) 県に協力して、避難所や仮設住宅、給食施設等を巡回し、被災者等の栄養状況を把握し、早期に栄養状態を改善するため栄養士による巡回栄養相談等を実施する。	(1) 県と協力して、避難所や仮設住宅、給食施設等を巡回し、被災者等の栄養状況を把握し、早期に栄養状態を改善するため栄養士による巡回栄養相談等を実施する。	字句の修正
(2)・(3)　（略）	(2)・(3)　（略）	
(4) 県と協力して、巡回栄養相談の実施に当たり、連携して災害時要援護者はじめ、被災者の栄養状態の把握に努める。	(4) 県と協力して、巡回栄養相談の実施に当たり、災害時要援護者はじめ、被災者の栄養状態の把握に努める。	「協力して」「連携して」が重複しているため削除
３　こころのケアに対する相談・普及啓発活動	**３　こころのケアに対する相談・普及啓発活動**	
県が実施する、こころのケアに関する相談訪問活動、情報提供、知識普及活動に協力する。	県が実施する、こころのケアに関する相談訪問活動、健康調査、情報提供、知識普及活動に協力する。	県地域防災計画に伴う修正
４　児童、生徒のこころのケア　（略）	**４　児童、生徒のこころのケア　（略）**	
第２　食品衛生対策	**第２　食品衛生対策**	
〔実施関係機関：県〕		実施関係機関の削除
県と協力して、梅雨期や夏期等を中心に、災害時の食品衛生に関する広報等を行い、食中毒の未然防止に努める。	県と協力して、梅雨期や夏期等を中心に、災害時の食品衛生に関する広報等を行い、食中毒の未然防止に努める。	
第３　感染症対策	**第３　感染症対策**	
〔実施関係機関：県〕		実施関係機関の削除
災害発生時における感染症対策について定める。	災害発生時における感染症対策について定める。	
１　感染症対策	**１　感染症対策**	
(1) 感染症対策班の設置 必要に応じて感染症対策班を組織し自主防災組織、自治会、区長等の協力を得て感染症対策を推進する。	(1) 感染症対策の推進 必要に応じて感染症対策班を組織し自主防災組織、地区（自治会）、区長等の協力を得て感染症対策を推進する。	字句の修正
(2) 予防教育及び広報活動の推進 防災行政無線、ＣＡＴＶ、回覧、広報紙や避難所での提示等により感染症予防の周知を図る。	(2) 予防教育及び広報活動の推進 防災行政無線、ＣＡＴＶ、回覧、広報紙や避難所での掲示等により感染症予防の周知を図る。	字句の修正
(3) 清潔方法　（略）	(3) 清潔方法　（略）	
(4) 消毒方法	(4) 消毒方法 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）に基づく消毒の実施について指示があった場合に、対象となる場所の状況、感染症の病原体の性質その他の	県地域防災計画に伴う修正

【新旧対照表（地域防災計画（第３編）風水害等対策）】

＜現　　行＞	＜改　正　後＞	＜修正理由＞
	事情を勘案し、十分な消毒を行う。	
①　（略）	①　（略）	
②　消毒の実施に当たっては、感染症の発生を防止し、又はそのまん延を防止するために必要な最小限のものとする。	②　消毒の実施に当たっては、感染症の発生を防止し、又はそのまん延を防止するために必要最小限度のものとする。	字句の修正
③　消毒を行う者の安全、並びに対象となる場所の周囲の地域の住民の健康及び環境への影響に留意する。	③　消毒を行う者の安全　並びに対象となる場所の周囲の地域の市民の健康及び環境への影響に留意する。	字句の修正
(5) ねずみ族、昆虫等の駆除	(5) ねずみ族、昆虫等の駆除	
①　県の指示に基づき、速やかにねずみ族、昆虫等の駆除を実施する。 ア　り災家屋については、無差別に行うことなく実情に応じ重点的に実施する。 イ　家屋内においては、なるべく殺虫効果の高い薬剤を用い、戸外及び塵芥、汚物の堆積地帯に対しては、殺虫、殺そ効果のある殺虫剤を使用する。 ②　薬剤、器具などは、次の算出方法により必要量を算出し、確保する。	感染症法に基づくねずみ族、昆虫等の駆除の実施について指示があった場合には、対象となる区域の状況、ねずみ族、昆虫等の性質その他の事情を勘案し、十分な駆除を行う。	県地域防災計画に伴う修正
薬剤所要量の算出方法 撒布場所、種類例 ／ 算出方法 家屋内 1%フェニトロチオン油剤等 ／ 指示地域内の罹災戸数×*85.8㎡×(1-0.5)×0.05ﾘｯﾄﾙ/㎡ ＊家屋面積39.6㎡の場合で内部の壁面及びその他の面積 トイレ等 オルソジクロールベンゾール剤 ／ 指示地域内の罹災戸数×１㎡×0.06ﾘｯﾄﾙ/㎡ 家屋外及び塵芥等 1.5%フェニトロチオン粉剤等 ／ 指示地域内の罹災戸数×56.1㎡×15ｇ/㎡（敷地56.1㎡の場合）	表　削除	県地域防災計画に伴う削除
③　ねずみ族、昆虫等の駆除に当たっては、感染症の発生を防止し、又はそのまん延を防止するため必要最小限度のものであること。	①　ねずみ族、昆虫等の駆除に当たっては、感染症の発生を防止し、又はそのまん延を防止するため必要最小限度のものであること。	数字のずれ
④　ねずみ族、昆虫等の駆除を行う者の安全並びに対象となる場所の周囲の地域の住民の健康及び環境への影響に留意する。	②　ねずみ族、昆虫等の駆除を行う者の安全並びに対象となる場所の周囲の地域の市民の健康及び環境への影響に留意する。	数字のずれ
(6)・(7)　（略）	(6)・(7)　（略）	
(8) 報告	(8) 報告	
県　健康福祉事務所に　被害状況・感染症対策活動状況・災害時感染症対策所要見込額を　報告する。また、災害時感染症対策活動を終了したときは、速やかに災害時感染症対策完了報告書　を作成し、県　健康福祉事務所　に提出する。	加東健康福祉事務所を経由して被害状況・感染症対策活動状況・災害時感染症対策所要見込額を県に報告する。また、災害時感染症対策活動を終了したときは、速やかに災害時感染症対策完了報告書（災害防疫完了報告書）を作成し、加東健康福祉事務所を経由して県に提出する。	県地域防災計画に伴う修正
２　その他	**２　その他**	
県が実施する夏季の腸管出血性大腸菌感染症等、冬季のインフルエンザ、ノロウィルスによる感染性胃腸炎等感染症防止のための検査や保健指導に協力する。特に抵抗力の弱い高齢者や乳幼児への感染　予防やまん延防止の指導等感染防止に努める。	県が実施する夏季の腸管出血性大腸菌感染症等、冬季のインフルエンザ、ノロウィルスによる感染性胃腸炎等感染症防止のための検査や保健指導に協力する。特に抵抗力の弱い高齢者や乳幼児への感染症予防やまん延防止の指導等感染防止に努める。	字句の修正
第４　遺体の火葬等	**第４　遺体の火葬等**	
〔実施関係機関：消防機関、警察、小野市加東市医師会、小野加東広域事務組合〕		実施関係機関の削除
１　遺体の捜索等	**１　遺体の捜索等**	
(1) 消防機関は、発災４日以降所在の確認できない者の捜索を警察、自衛隊等関係機関及び自主防災組織、地元自治会　等の協力を得て実施する。	(1) 消防機関は、発災４日以降所在の確認できない者の捜索を警察、自衛隊等関係機関及び自主防災組織、地区（自治会）等の協力を得て実施する。	字句の修正
(2)　（略）	(2)　（略）	

＜現　　行＞	＜改　正　後＞	＜修正理由＞
２　遺体の処置 (1) 遺体の身元確認 遺体を発見した場合、直ちに警察に連絡する。 遺体の身元が不明の場合は、警察と連携し、身元不明者の所持品、着衣、人相、特徴等を可能な限り詳細に調査をして、問い合わせ等に対応する。 (2) 遺体の処置 警察から引受人のない遺体の引き渡しを受けたときは、災害時に死亡した者について、遺体識別等のため洗浄、縫合、消毒の処置、遺体の一時保存を医師会等の協力を得て実施する。また、葬儀業者等から遺体の洗浄、縫合、消毒、一時保管等の処置の要員と資機材を確保する。 遺体処置資機材等の調達は、遺体安置所の設置場所を勘案しながら、必要量に応じた手配を行う。 (3) 遺体安置所の設置等 ①　遺体が多数の場合、遺体の処置、一時保存、身元確認等のための遺体安置所を開設する。 遺体安置所は、寺院及び公共施設等とし、避難所としての開設状況を勘案しながら、確定する。 ②　遺体は、警察及び自治会等の協力を得て身元確認と引受人の発見に努める。 ③　身元が判明し遺族等引受人が発見された場合、速やかに遺族等に引き渡す。	**２　遺体の処置** (1) 遺体の身元確認 遺体を発見した場合、速やかに警察に連絡する。発見された遺体については、警察と協力して身元確認作業を行う。 (2) 遺体の搬送 警察など関係機関と協力の上、遺体収容場所までの遺体搬送を行う。 (3) 遺体収容場所 ①　次の各項目を基本に遺体収容場所を確保する。 ・屋内施設を基本とする。 ・複数箇所を確保する。 ・避難場所・医療救護施設等、他の用途と競合しないこと。 ・施設は、想定される死者発生数に対応する広さを有するものとし、検視場所、遺体安置場所、遺族待機場所を有することとする。 ・照明設備、水道設備を有していること。 ②　収容期間は災害発生の日から 10 日以内とする。ただし、必要に応じ期間を延長する。	県地域防災計画に伴う修正 県地域防災計画に伴う修正 県地域防災計画に伴う修正 県地域防災計画に伴う修正
３　遺体の埋火葬 引受人のない遺体及び遺族が埋火葬を行うことが困難な遺体は、応急措置として、次の措置を講じる。 (1) 埋火葬の実施 遺体は原則として、火葬に付すものとして次の斎場にて実施する。 表　（略） 遺体が多数の場合は、県に受入先施設確保の要請をするとともに、受入施設と調整して遺体を搬送する。遺族による遺体の搬送が困難なときは、葬祭業者等に協力を要請する。 (2) 遺骨の保管　（略） (3) 埋火葬は、災害発生の日から 10 日以内に実施する。	**３　遺体の　火葬** 引受人のない遺体及び遺族が埋火葬を行うことが困難な遺体は、応急措置として、次の措置を講じる。 (1)　火葬の実施 遺体は原則として、火葬に付すものとして次の斎場にて実施する。 表　（略） 遺体が多数の場合は、県に受入先施設確保の要請をするとともに、受入施設と調整して遺体を搬送する。遺族による遺体の搬送が困難なときは、葬祭業者等に協力を要請する。 (2) 遺骨の保管　（略） (3)　火葬は、災害発生の日から 10 日以内に実施する。	字句の修正 字句の修正 字句の修正
	第８節　生活救援対策の実施 災害による被災者の生活の安定を促進するための救援対策について定める。 **１　災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付** (1) 加東市災害弔慰金の支給等に関する条例の定めるところにより、一定規模以上の自然災害により被災した市民、遺族又は世帯主に対して、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付を行う。 (2) これらの支援措置の早期実施を図るため、家屋被害認定士を活用して発災後速やかに被災状況を	県地域防災計画に伴う追記

【新旧対照表（地域防災計画（第３編）風水害等対策）】

＜現　　行＞	＜改　正　後＞	＜修正理由＞
	調査し、被災者台帳を作成するなど、り災証明書等の交付体制を整備する。 **２　救援物資** (1) 物資の受入場所として、あらかじめ指定する地域防災拠点（物資集積拠点）をあてるものとする。 (2) 地域防災拠点（物資集積拠点）から避難所までの物資の搬送について、（一社）兵庫県トラック協会等の協定締結団体に依頼するものとする。 (3) 物資の仕分けに際し、ボランティアの活用や専門業者への委託などの方法により、迅速な処理に努め、被災者に対し、物資を配布するものとする。	
第８節　災害時要援護者支援対策	**第９節　災害時要援護者支援対策**	第８節から第９節へ節ずれ
〔実施関係機関：県、自主防災組織、自治会、消防機関、民生委員・児童委員、福祉関係機関等〕		実施関係機関の削除
高齢者、障害者、難病患者、乳幼児や妊産婦等の災害時要援護者に対する情報、避難、援護等の支援対策について定める。	高齢者、障害者、難病患者、乳幼児や妊産婦等の災害時要援護者に対する情報、避難、援護等の支援対策について定める。	
１　情報提供 (1) 情報伝達ルート‥防災行政無線、ＣＡＴＶ、自主防災組織、自治会、民生委員・児童委員、消防機関、社会福祉協議会、福祉ボランティア等 (2) 伝達手段‥‥‥‥防災行政無線、ＣＡＴＶ、かとう安全安心ネット、エリアメール、緊急速報メール、Ｌアラート、広報車、広報資料、広報誌(紙)、ファクシミリ、インターネット、口頭伝達等 (→「第３章　第10節　災害情報等の提供と相談活動」の項を参照)	**１　情報の提供** (1) 情報伝達ルート‥自主防災組織、地区（自治会）、民生委員、児童委員、消防機関、社会福祉協議会等 (2) 伝達手段‥‥‥‥防災行政無線、ＣＡＴＶ、かとう安全安心ネット、エリアメール、緊急速報メール、Ｌアラート、広報車、広報資料、広報誌(紙)、ファクシミリ、インターネット、口頭伝達等 (→「第３章　第11節　災害情報等の提供と相談活動」の項を参照)	字句の修正 字句の修正
２　避難対策 (1) 自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員、消防機関、福祉関係機関などと協力して災害時要援護者の避難誘導について的確に行い、居宅に取り残された災害時要援護者の迅速な発見に努める。 (2) 災害時要援護者に配慮して、福祉避難所を開設するなど多様な避難場所の確保に努める。 (3) 避難所等において災害時要援護者用の窓口を設け、災害時要援護者の把握とニーズ調査、相談対応、確実な情報伝達と支援物資の提供等を行う。 (4) 援護の必要性の高い者について、福祉避難所への受け入れを進め、緊急に社会福祉施設で保護する必要がある者に対しては、一時入所等の措置を講じる。入所先の確保及び搬送が困難な場合は、県及び福祉関係機関に要請する。 (→「第３章　第４節　避難対策」の項を参照)	**２　安否確認・救助・避難誘導** 避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に活用し、地域の避難支援組織、福祉サービス事業者又は支援団体を通じて災害時要援護者の安否確認を行い、救助及び避難誘導を迅速・的確に行う。	県地域防災計画に伴う修正
３　生活支援 災害時要援護者に関係する団体や県等と協力して在宅及び避難所の災害時要援護者のニーズを把握するとともに、必要な福祉サービスを提供する。 (1) おむつやポータブル便器等、生活必需品等の貸与、支給 (2) 粉ミルク、やわらかい食材を使用する等、対象者に応じた食事内容の提供 (3) 手話通訳者、ケースワーカー、ホームヘルパー、ボランティア等の協力による生活支援 (4) 巡回健康相談、戸別訪問指導や栄養相談等の重点的実施	**３　生活支援** (1) 被災者ローラー作戦の実施 負傷や慣れない避難生活等によって要援護状態に移行してしまう被災者の存在も想定し、地区（自治会）、自主防災組織、民生委員及び児童委員の協力の下、保健師、看護師、助産師等を中心に避難所への巡回健康相談や家庭訪問を行い、災害時要援護者の健康状態や福祉ニーズの確認に努める。 (2) 要援護者トリアージの実施 被災者ローラー作戦による調査結果を踏まえ、災害時要援護者の優先度、ニーズに応じ、医療機関への入院、社会福祉施設への緊急入所、福祉避難所への移送又は被災地外への避難等の保健・医療や福祉サービスを調整する。	県地域防災計画に伴う追記 県地域防災計画に伴う追記

＜現　　行＞	＜改　正　後＞	＜修正理由＞
	(3) 専門家による支援 医師、歯科医師、薬剤師、看護師、歯科衛生士、栄養士、介護福祉士、保健師、臨床心理士、理学療法士、訪問介護員等の専門家による支援チームを設置するなどして必要な支援を迅速に行うとともに、必要に応じて医療機関等へ適切につなぎ、中長期に支援する体制を構築する。	県地域防災計画に伴う追記
	(4) 避難所の確保 災害時要援護者に配慮して、福祉避難所の開設や、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。	県地域防災計画に伴う追記
	(5) 避難所等における配慮 ① 相談窓口の設置 避難所等において災害時要援護者用の窓口を設け、災害時要援護者の把握とニーズ調査、相談対応、確実な情報伝達と支援物資の提供等を行う。 ② 食料、生活必需品の供給 粉ミルク、やわらかい食品、おむつやポータブル便器等災害時要援護者のニーズに対応した食料、生活必需品の供給に配慮する。 ③ 福祉サービスの提供 福祉サービスが必要な要介護高齢者や障害者等に対して、ケースワーカーの配置や手話通訳者、訪問介護員の派遣等、きめ細かな対応に努める。その際、避難所においても介護保険サービスの利用が可能であることに留意する。 ④ 快適な空間の確保 要介護高齢者や妊産婦、障害者等が静養しやすいよう、専門スペースの確保に努める。	県地域防災計画に伴う追記
４　すまい支援　（略）	**４　住まい支援　（略）**	県地域防災計画に伴う修正
５　社会福祉施設の被害状況調査の実施、福祉相談窓口の設置　（略）	**５　社会福祉施設の被害状況調査の実施、福祉相談窓口の設置　（略）**	
６　外国人への情報伝達等 県及び関係団体等と協力して、外国人の被災情報を把握するとともに、かとう安全安心ネット等を活用し、外国語による情報提供に努める。	**６　外国人への情報伝達等** 県及び関係団体等と協力して、外国人の被災情報を把握するとともに、かとう安全安心ネット等を活用し、外国語による情報提供に努める。また、県及び関係団体等と相互に連絡して、安否確認（外国人の死亡者数確認）を行う。	県地域防災計画に伴う修正
	７　災害時要援護者が利用する施設に対する指導・助言 介護保険施設等の災害時要援護者が利用する施設における水害・土砂災害を含む非常災害対策計画の策定状況及び避難訓練の実施状況について点検し、策定されていない場合、策定されている項目等が不十分である場合については、指導・助言を行う。 また、避難訓練についても水害・土砂災害を含む避難訓練を定期的に実施できていない場合には、指導・助言を行う。	県地域防災計画に伴う修正
第９　節　愛玩動物の収容対策 〔実施関係機関：東播獣医師会〕	**第１０節　愛玩動物の収容対策**	第９節から第１０節へ節ずれ 実施関係機関の削除
災害で被災、放置された愛玩動物の収容、保護等を行うための対策について定める。	災害で被災、放置された愛玩動物の収容、保護等を行うための対策について定める。	
１　動物救援本部 (1) 獣医師会及び動物愛護団体は、連携・協力して動物救援本部を設置し、県等の指導・助言のもと、次の愛玩動物の収容対策を実施するものとされている。	**１　動物救援本部** (1) 獣医師会及び動物愛護団体は、連携・協力して動物救援本部を設置し、県等の指導・助言のもと、次の愛玩動物の収容対策を実施するものとされている。	

【新旧対照表（地域防災計画（第３編）風水害等対策）】

＜現　　行＞	＜改　正　後＞	＜修正理由＞
①　（略） ②　負傷した動物の一時保管・治療・保管 ③　放浪動物の一時保管 ④　飼養困難な動物の一時保管 ⑤・⑥　（略） (2) 市は、動物救護本部に対し、避難所における愛玩動物の情報等を提供する。 (3)　（略）	①　（略） ②　負傷した動物の収容・治療・保管・譲渡 ③　放浪動物の収容・保管・譲渡 ④　飼養困難な動物の一時保管・譲渡 ⑤・⑥　（略） (2) 市は、同行避難した愛玩動物の避難所における飼養管理が適切に行われるよう必要な措置を講じるとともに、動物救援本部に対し、必要に応じ、その状況の情報等を提供する。 (3)　（略）	県地域防災計画に伴う修正 県地域防災計画に伴う修正
２　死亡動物の処理　（略）	**２　死亡動物の処理　（略）**	
３　放浪犬猫の処理 災害により放浪することとなった犬猫について、関係機関、関係団体等と協議し、保護収容又は、関係団体等を支援する。		「１　動物救援本部」と内容が重複しているため削除
第１０節　災害情報等の提供と相談活動	**第１１節　災害情報等の提供と相談活動**	第１０節から第１１節へ節ずれ
市は、関係機関と連携して災害情報や災害応急対策等の広報を行うことにより被害拡大の防止と災害応急対策の推進に寄与する。	市は、関係機関と連携して災害情報や災害応急対策等の広報を行うことにより被害拡大の防止と災害応急対策の推進に寄与する。	
第１　災害広報	**第１　災害広報**	
〔実施関係機関：指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関〕		実施関係機関の削除
１　基本方針 被災状況・応急対策の実施状況・市民のとるべき措置等について利用できるあらゆる媒体を通じて積極的に広報する。 また、広報事項の内容とともに、広報の実施関係機関名等を記して行う。 広報内容は、次の項目のほか、被災者等のニーズに応じた多様な内容をわかりやすい言葉で提供する。	**１　基本方針** 被災状況・応急対策の実施状況・市民のとるべき措置等について利用できるあらゆる媒体を通じて積極的に広報する。 また、広報事項の内容については確実な責任機関から入手するとともに、広報の実施関係機関名等を記して行う。 広報内容は、次の項目のほか、被災者等のニーズに応じた多様な内容をわかりやすい言葉で提供する。	県地域防災計画に伴う修正
(1) 災害と被害の状況 ①　発生した災害の情報 ②　被災状況（道路崩壊情報等） ③　安否情報 ④　気象・河川等に関する情報 ⑤　２次災害の予防に関する情報 ⑥　応急対策活動情報 (2) 避難に関する情報 ①　避難の必要性の有無 ②　避難所の設置状況 (3) 救護所、ライフライン等の情報 ①　医療機関の状況と救護所等の開設情報 ②　道路状況・交通規制状況及び各種輸送機関の運行状況 ③　ライフラインの状況 ④　感染症対策活動の実施状況	(1) 被災状況と応急措置の状況 (2) 避難の必要性の有無（避難勧告等の発令状況等） (3) 避難所の設置状況 (4) 道路状況・交通規制状況及び各種輸送機関の運行状況 (5) ライフラインの状況 (6) 医療機関の状況 (7) 感染症対策活動の実施状況 (8) 食料、生活必需品及び燃料の供給状況 (9) 相談窓口の設置状況 (10) その他市民や事業所のとるべき措置	県地域防災計画に伴う修正

＜現　　行＞	＜改　正　後＞	＜修正理由＞
(4) その他生活関連情報 ① 食料、生活必需品の供給状況 ② 相談窓口の設置状況 ③ その他市民や事業所のとるべき措置 ア 火災・地すべり・危険物施設等に対する対応 イ 電話・交通機関等の利用制約 ウ 食料・生活必需品の確保 (5) その他防災活動に必要な情報		
２ 市における広報体制等 (1) 災害時の広報体制 ① 災害広報責任者 災害時に、災害広報責任者を置き、情報の一元化を図る。 ② 広報資料の作成 (略) (2) 災害情報の収集 災害情報の収集について「第２章 第２節 情報の収集・伝達及び報告」の項に定めるところによるほか、被災者に十分な配慮を図りつつ、次の要領によって収集する。 ①～③ (略) ④ 自治会長や自主防災組織と連携して、災害情報を収集する。 (3) 広報の実施 ① 報道機関との連携 ア 記者発表は原則として、災害広報責任者が行う。 イ 災害プレスセンターを設置し、記者クラブを通じて発表する ② 市民に対する広報 ア (略) イ 防災行政無線、ＣＡＴＶ、広報車、定期又は臨時の広報誌（紙）、かとう安全安心ネット、エリアメール、緊急速報メール、Ｌアラート等のみならず自治会、自主防災組織等の協力を得て、災害情報の周知徹底を図る。 ウ 避難所等への情報提供 避難所等に対する情報提供ルートの確立、伝達手段の確保を図り、必要な情報を提供する。 ｱ) 情報提供ルート…防災行政無線、ＣＡＴＶ、掲示板、避難所の職員・施設管理者、自主防災組織員、自治会等 ｲ) 伝達手段 (略) エ 市外避難者への情報提供 (略) オ 障害者・高齢者等に対する情報提供 (→「第３章 第８節 災害時要援護者支援対策」の項を参照) カ 外国人に対する情報提供 (→「第３章 第８節 災害時要援護者支援対策」の項を参照)	**２ 市における広報体制等** (1) 災害時の広報体制 ① 災害広報責任者 災害時に、災害広報責任者を置き、情報の一元化を図る。広報は総務対策部で対応し、災害広報責任者は総務対策部長とする。 ② 広報資料の作成 (略) (2) 災害情報の収集 災害情報の収集について「第２章 第２節 情報の収集・伝達及び報告」の項に定めるところによるほか、被災者に十分な配慮を図りつつ、次の要領によって収集する。 ①～③ (略) ④ 区長（自治会長）や自主防災組織と連携して、災害情報を収集する。 (3) 広報の実施 ① 報道機関との連携 ア 記者発表は原則として、副本部長が行う。 イ 災害報道対応窓口を設置し、記者クラブを通じて発表する。 ② 市民に対する広報 ア (略) イ 防災行政無線、ＣＡＴＶ、広報車、定期又は臨時の広報誌（紙）、かとう安全安心ネット、エリアメール、緊急速報メール、Ｌアラート等のみならず地区（自治会）、自主防災組織等の協力を得て、災害情報の周知徹底を図る。 ウ 避難所等への情報提供 避難所等に対する情報提供ルートの確立、伝達手段の確保を図り、必要な情報を提供する。 ｱ) 情報提供ルート…避難所の職員・施設管理者、自主防災組織員、地区（自治会）等 ｲ) 伝達手段 (略) エ 市外避難者への情報提供 (略) オ 障害者・高齢者等に対する情報提供 (→「第３章 第９節 災害時要援護者支援対策」の項を参照) カ 外国人に対する情報提供 (→「第３章 第９節 災害時要援護者支援対策」の項を参照)	広報担当部署の明記 字句の修正 記者発表者を副本部長に修正 字句の修正 字句の修正 字句の修正 字句の修正 字句の修正
第２ 災害相談 〔実施関係機関：指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関〕	**第２ 災害相談**	実施関係機関の削除
１ 市における相談窓口 市民からの問い合せや生活相談に対応するため、各庁舎に相談窓口を設置する。	**１ 市における相談窓口** 市民からの問い合せや生活相談に対応するため、相談窓口を設置する。	字句の修正

【新旧対照表（地域防災計画（第３編）風水害等対策）】

＜現　　行＞	＜改　正　後＞	＜修正理由＞
また、市民の相談に対し迅速に対応するため、必要により各部から担当者を配置する。 (1)　（略） (2) 埋火葬許可書の発行 (3)～(10)　（略） なお、市民からの意見、要望等についても、可能な限り聴取し応急対策に反映させる。	また、市民の相談に対し迅速に対応するため、必要により各部から担当者を配置する。 (1)　（略） (2) 火葬許可書の発行 (3)～(10)　（略） なお、市民からの意見、要望等についても、可能な限り聴取し応急対策に反映させる。	字句の修正
第３　災害放送の要請	**第３　災害放送の要請**	
１　災害時の放送要請 (1) 災害に関する通知、要請、伝達又は警告のため、ＮＨＫ神戸放送局、㈱サンテレビジョン、㈱ラジオ関西、㈱kiss-FM KOBE、㈱毎日放送、朝日放送㈱、関西テレビ放送㈱、読売テレビ放送㈱、大阪放送㈱（ラジオ大阪）、関西インターメディア㈱（ＦＭ　CO・CO・LO）等マスメディアの利用が適切と認める場合は、県に「災害時における放送要請に関する協定」に基づく放送要請を依頼する。 やむを得ない場合は、放送局に直接連絡する。 なお、県に要請する場合は、次に掲げる事項を明らかにして行う。 ①～④　（略）	**１　災害時の放送要請** (1) 災害に関する通知、要請、伝達又は警告のため、日本放送協会神戸放送局、サンテレビジョン、ラジオ関西、兵庫エフエム放送、毎日放送、朝日放送テレビ、朝日放送ラジオ、関西テレビ放送、読売テレビ放送、大阪放送（ラジオ大阪）、ＦＭ８０２（ＦＭ　CO・CO・LO）の各放送局を利用することが適切と認める場合は、やむを得ない場合を除き、県に「災害時における放送要請に関する協定」に基づく放送要請を依頼する。 やむを得ない場合は、放送局に直接連絡する。 なお、県に要請する場合は、次に掲げる事項を明らかにして行う。 ①～④　（略）	県地域防災計画に伴う修正
２　緊急警報放送 (1) 災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、多くの人命、財産を保護するため、避難勧告等、緊急に市民に対し周知する必要がある場合は、ＮＨＫ神戸放送局に対する、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 57 条に基づく無線局運用規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 17 号）第 138 条の２に定める緊急警報信号を使用した放送（以下「緊急警報放送」という。）の要請を、県知事に依頼する。 やむを得ない場合は、放送局に直接連絡する。 なお、緊急警報放送により放送要請できる事項は次の通りである。 ①～③　（略）	**２　緊急警報放送** (1) 災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、多くの人命、財産を保護するため、避難勧告等、緊急に市民に対し周知する必要がある場合は、日本放送協会神戸放送局に対する、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 57 条に基づく無線局運用規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 17 号）第 138 条の２に定める緊急警報信号を使用した放送（以下「緊急警報放送」という。）の要請を、やむを得ない場合を除き、県知事に依頼する。 やむを得ない場合は、放送局に直接連絡する。 なお、緊急警報放送により放送要請できる事項は次の通りである。 ①～③　（略）	県地域防災計画に伴う修正
	３　県及び放送事業者との連携 (1) 避難の準備情報、勧告及び指示を発令したときは、原則として県及び放送事業者へ速やかに伝達する。 (2) 県及び放送事業者等と災害時における連絡方法、避難勧告等の連絡内容等についてあらかじめ定めるとともに、関係機関の防災連絡責任者を定めたリストを作成し、共有する。	県地域防災計画に伴う追記
第１１節　廃棄物対策の実施 災害時により発生した廃棄物（ガレキ、ごみ、し尿）の処理について定める。	**第１２節　廃棄物対策の実施** 災害により発生した廃棄物（ガレキ、ごみ、し尿）の処理について定める。	第１１節から第１２節に節ずれ
第１　ガレキ処理 災害により発生したガレキ（倒壊した建築物そのもの、建物構造物及び建物に付随する設備等並びに家具等収容物（生活ごみを除く。）をいう。）処理を実施する。	**第１　ガレキ処理** 災害により発生したガレキ（倒壊した建築物そのもの、建物構造物及び建物に付随する設備等並びに家具等収容物（生活ごみを除く。）をいう。）処理を実施する。	
１　がれき処理の基本方針 (1)　（略）	**１　ガレキ処理の基本方針** (1)　（略）	字句の修正

＜現　　行＞

(2) 損壊家屋からの解体廃棄物、ガレキ、残骸物等処理に長期間を要する物にあっては選別、保管、焼却ができる処理施設とともに仮置き場を充分確保する。また、破砕、分別を徹底し可能な限り再資源化に努める。

(3) 処理施設及び仮置き場等指定場所へは、原則として被災者自ら分別搬入するものとする。（ガレキ、タタミ、家具、寝具類、家電四品目、小型家電、金属、不燃ごみ、電球類、その他　　）

(4)・(5)　(略)

２　処理作業

(1) 処理計画の策定

がれき処理を効率的に行うため速やかに処理計画を策定する。

①　処理すべきがれきの全体量の把握

②　がれき処理の優先順位の決定

③～⑥　(略)

(2) 処理　(略)

３　がれき、不燃ごみ等処分施設

地区名	施　設　名	場　　所
社地区	上中埋立処分地	加東市上中
滝野地区	上滝野広場（上滝野公民館前駐車場）	加東市上滝野
東条地区	薮残土処分場	加東市薮

４　不法投棄の監視　（略）

道路、公園等への不法投棄を防止するため、道路管理者、自治会　　、防犯グループ等と連携して啓発を行う。

＜改　　正　　後＞

(2) 損壊家屋からの解体廃棄物、ガレキ、残骸物等処理に長期間を要する物にあっては選別、保管、焼却ができる処理施設とともに仮置き場を十分確保する。また、破砕、分別を徹底し可能な限り再資源化に努める。

(3) 処理施設及び仮置　場等指定場所へは、原則として被災者自ら分別搬入するものとする。（可燃物、可燃性大型ごみ、畳、木くず、不燃物、不燃性大型ごみ、金属くず、コンクリートがら等、混合廃棄物、廃家電等、有害物・爆発物・危険物等、土砂等）

(4)・(5)　(略)

２　処理作業

(1) 処理計画の策定

ガレキ処理を効率的に行うため速やかに処理計画を策定する。

①　処理すべきガレキの全体量の把握

②　ガレキ処理の優先順位の決定

③～⑥　(略)

(2) 処理　(略)

３　災害廃棄物の仮置場候補場所

地域名	施　設　名	場　　所
社地域	上中埋立処分地	加東市上中
滝野地域	上滝野広場（上滝野公民館前駐車場）	加東市上滝野
東条地域	薮残土処分場	加東市薮

４　不法投棄の監視　（略）

道路、公園等への不法投棄を防止するため、道路管理者、地区（自治会）、防犯グループ等と連携して啓発を行う。

＜修正理由＞

字句の修正

字句の修正

字句の修正

字句の修正

字句の修正

字句の修正

字句の修正

字句の修正

字句の修正

【新旧対照表（地域防災計画（第３編）風水害等対策）】

＜現　　行＞	＜改　正　後＞	＜修正理由＞
一般的な倒壊家屋の処理の流れ	■一般的な倒壊家屋の処理の流れ	震災対策編との整合を図るための修正

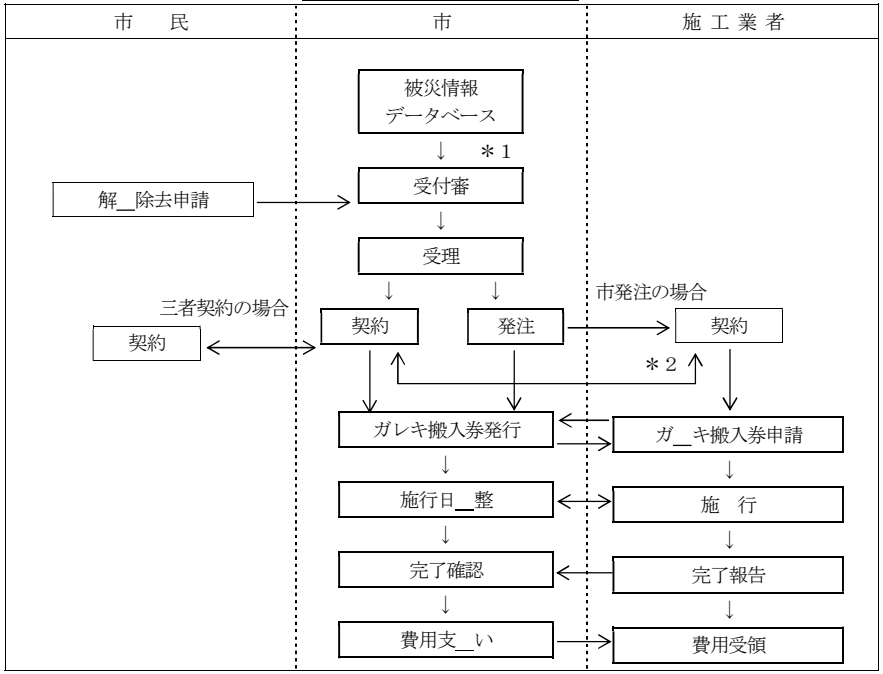

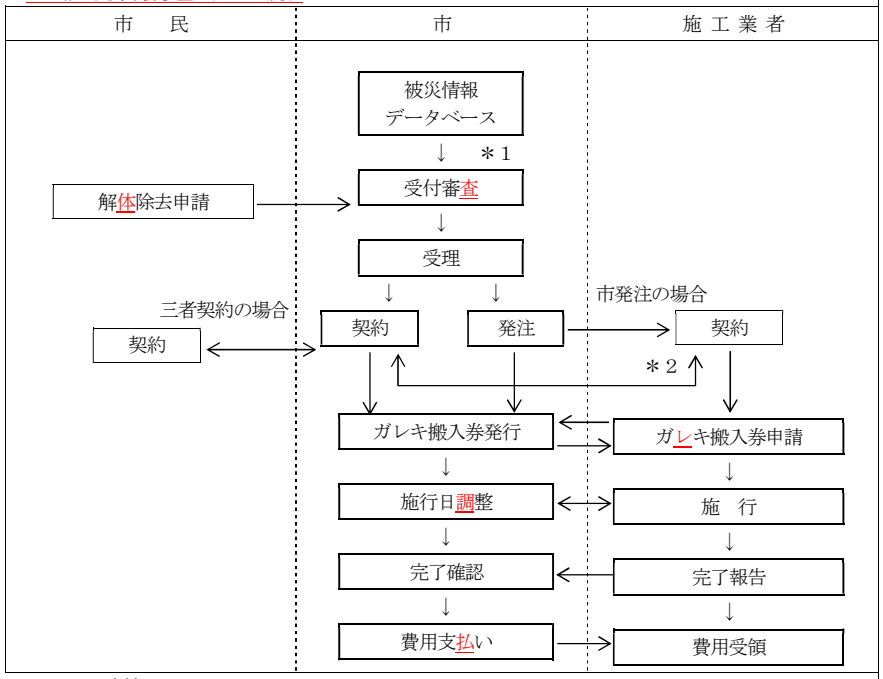

字句の修正

字句の修正

字句の修正

字句の修正

＊1・2　（略）

＊1・2　（略）

第２　ごみ処理

〔実施関係機関：小野加東加西環境施設事務組合、北播磨清掃事務組合〕

実施関係機関の削除

災害により被災家屋等から排出されるごみ（生活ごみ等）処理を迅速に実施する。

１　応急対策

(1)・(2)　（略）

(3) 処理

① 生活ごみ、粗大ごみの収集、処理開始と収集の完了

避難者の生活に支障が生じることがないよう、避難所等においても生活ごみは、分別（タタミ、家具、寝具類、家電四品目、小型家電、金属、不燃ごみ、電球類、その他）を徹底し処理を適切に行うとともに、災害により一時的に大量に発生した生活ごみや粗大ごみについても分別を徹底して収集するものとする。収集は、遅くとも３～４日以内には開始し、早期に収集を完了することを目標とする。

現状の生活ごみの区分と異なるため削除

県地域防災計画に伴う修正

② ごみの仮置場の確保

ごみ等を早期に処理できない場合には、収集したごみの破砕・分別など、受け入れ先に応じた仮置場を確保するとともに、その管理については、衛生上十分配慮する。

また、破砕が必要なごみを処理する重機の確保や仮置場への不法投棄の監視体制を確保する。

県地域防災計画に伴う修正

＜現　　行＞

③・④　（略）

２　ごみ処理施設等

施　　設	焼却処理能力	粗大ごみ処理能力	ごみ収集車両	備考
小野加東加西環境施設事務組合（小野クリーンセンター）	110ｔ／16時間当たり	35ｔ／5時間当たり	市　6台 許可業者9社	社・東条地域
北播磨清掃事務組合（みどり園）	88ｔ／16時間当たり	20ｔ／5時間当たり	南部　8台 許可業者8社	滝野地域

第３　し尿処理対策

〔実施関係機関：北播衛生事務組合〕

し尿は、感染症対策上の観点から、できる限り早急に収集、処理する。

１　応急対策

(1) 情報の収集及び連絡
倒壊、焼失家屋等の汲取式便槽及び使用できなくなった下水道処理区域から排出されるし尿と上・下水道の復旧状況等を勘案のうえ、し尿の収集・処理見込み量を把握する。

(2) し尿処理施設の被害状況と稼働見込みの把握　（略）

(3) 仮設トイレの設置
仮設トイレは、下水道使用不能地域にある次の施設から優先的に設置する。
①　指定緊急避難場所及び指定避難所
②・③　（略）

(4) 消毒剤等の資機材の準備、確保
仮設トイレの管理に当たっては、必要な消毒剤等を確保し、十分な衛生上の配慮をする。

(5) し尿収集・処理計画　（略）

(6) 県等への応援要請
①　（略）
②　近隣市町等で応援体制が確保できない場合には、県に対して、広域的な支援の要請を行う。

２　し尿処理施設等

施　　設	処理能力（日量）	し尿運搬車(ﾊﾞｷｭｰﾑ車)
北播衛生事務組合南部衛生公園	209ｷﾛﾘｯﾄﾙ	10台（委託業者3社所有分）

第１２節　環境対策

〔実施関係機関：県〕

災害により、市域に立地する工場等が被災し発生する有害物質の漏出等への対応について定める。

＜改　　正　　後＞

③・④　（略）

２　ごみ処理施設等

施　　設	焼却処理能力	粗大ごみ処理能力	ごみ収集車両	備考
小野加東加西環境施設事務組合（小野クリーンセンター）	165ｔ／日当たり	35ｔ／日当たり	市　7台 許可業者14社 108台	

第３　し尿処理対策

実施関係機関の削除

し尿は、感染症対策上の観点から、できる限り早急に収集、処理する。

１　応急対策

(1) 情報の収集及び連絡
倒壊、焼失家屋等の汲取式便槽及び使用できなくなった下水道処理区域から排出されるし尿と下水道の復旧状況等を勘案のうえ、し尿の収集・処理見込み量を把握する。

字句の修正

(2) し尿処理施設の被害状況と稼働見込みの把握　（略）

(3) 仮設トイレの設置
仮設トイレは、下水道使用不能地域にある次の施設から優先的に設置する。
①　指定避難所
②・③　（略）

緊急避難が必要な段階においては、安全上仮設トイレが設置できないため削除

(4) 消毒剤等の資機材の準備、確保
仮設トイレの管理に当たっては、必要な消毒剤等を確保し、生活環境及び公衆衛生上十分配慮する。

県地域防災計画に伴う修正

(5) し尿収集・処理計画　（略）

(6) 県等への応援要請
①　（略）
②　近隣市町等で応援体制が確保できない場合には、「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」に基づき、県に対して、広域的な支援の要請を行う。

県地域防災計画に伴う修正

２　し尿処理施設等

施　　設	処理能力（日量）	し尿運搬車(ﾊﾞｷｭｰﾑ車)
北播衛生事務組合南部衛生公園	209ｷﾛﾘｯﾄﾙ	8台（許可業者2社所有分）

最新情報への修正

第１３節　環境対策

第１２節から第１３節に節ずれ
実施関係機関の削除

災害により、市域に立地する工場等が被災し発生する有害物質の漏出等への対応について定める。

＜修正理由＞

最新情報への修正

【新旧対照表（地域防災計画（第３編）風水害等対策）】

＜現　　行＞	＜改　正　後＞	＜修正理由＞
１　災害発生直後の対応 県が実施する、関係機関及び工場・事業場と連絡を取っての有害物質の漏出等の有無、汚染状況、原因等、必要な情報の迅速かつ的確な収集に協力する。	**１　被害状況の把握** 県が実施する、＿＿＿＿工場・事業場から＿＿＿＿の有害物質の漏出等の有無、汚染状況、原因等、必要な情報の迅速かつ的確な収集に協力する。	県地域防災計画に伴う修正 字句の修正
２　応急対策 (1)～(3)　（略） (4) 環境情報の広報 工場からの有害物質の漏出による大気、公共用水域、地下水及び土壌の汚染等により、市民の生命身体に危険が生じる恐れ＿がある場合は、県と連携して、直ちに関係機関に連絡するとともに、防災行政無線＿ＣＡＴＶ、広報車及び報道機関の協力等により広報を行い、一般への周知を図る。	**２　応急対策** (1)～(3)　（略） (4) 環境情報の広報 工場からの有害物質の漏出による大気、公共用水域、地下水及び土壌の汚染等により、市民の生命身体に危険が生じるおそれがある場合は、県と連携して、直ちに関係機関に連絡するとともに、防災行政無線、ＣＡＴＶ、広報車及び報道機関の協力等により広報を行い、一般への周知を図る。	字句の修正
第１３節　災害ボランティアの要請・受入れ 〔実施関係機関：市社会福祉協議会〕	**第１４節　災害ボランティアの要請・受入れ** ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿	第１３節から第１４節へ節ずれ 実施関係機関の削除
災害時におけるボランティアの派遣要請、受け入れ及び活動内容について定める。	災害時におけるボランティアの派遣要請、受＿入れ及び活動内容について定める。	字句の修正
１　災害ボランティアの受け入れ 社会福祉協議会は、次の受け入れ措置を講じるものとする。	**１　災害ボランティアの受＿入れ** ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿	字句の修正 県地域防災計画に伴う修正
(1) 災害ボランティアの受け入れ体制 災害救援専門ボランティア以外に、主として次の活動について、ボランティアの支援、協力を得ることとし、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿受入窓口として災害ボランティアセンターを市と連携して開設するものとする。 ・災害情報、生活情報等の収集、伝達 ・避難所等における炊き出し、清掃等の被災者支援活動 ・救援物資、資機材の配分、輸送 ・軽易な応急・復旧作業 ・災害ボランティアの受入事務	(1) 災害ボランティアの受入＿＿体制 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿主として次の活動について、ボランティアの支援、協力を得ることとし、「加東市災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定書」に基づき、（福）加東市社会福祉協議会と職員の派遣等の連携を図りながら、受入窓口として災害ボランティアセンターを＿＿＿＿＿開設する＿＿＿＿＿。 ・災害情報、生活情報等の収集、伝達 ・避難所等における炊き出し、清掃等の被災者支援活動 ・救援物資、資機材の配分、輸送 ・軽易な応急・復旧作業 ・災害ボランティアの受入事務	字句の修正 協定締結に伴う修正
(2) 災害ボランティアの確保と調整 災害ボランティアセンターは、被災地域におけるボランティアニーズをみながら、社会福祉協議会、日本赤十字社、各ボランティア団体と連携し、必要な災害ボランティアの確保とそのコーディネート及び情報提供など、ボランティアが円滑に活動できるための各種の支援に努める。＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＜現　　行＞	＜改　正　後＞	＜修正理由＞
第１４節　鉄道施設の応急対策 〔実施関係機関：西日本旅客鉄道㈱〕 西日本旅客鉄道㈱は、以下のとおり、鉄道施設における応急対策等を実施するものとされている。 **１　対策本部の設置** 災害が発生した場合には、現地に復旧　本部を、また、必要に応じ統括本部内等に　　対策本部を設置するものとされている。 **２　発災時の初動態勢** (1) 運行規制 ①　警備の体制等 線路等に被害が発生又は、発生が予想される時は、状況に応じた警備体制をとるとともに、運転規制を実施する。 ②　警備の方法 ア　巡回警備 担当区域の全般又はその一部を見回り警備する。 イ　固定警備 局地的に著しい災害の発生が予想される箇所を重点警備する。 ③　乗務員等の対応 保守責任者等は、毎事業年度、警備計画を定め社員に周知徹底する。 (2) 乗客の避難・救護対策 災害状況を的確に把握し、適切な案内放送と安全な避難場所への誘導を図る。 (3) その他の措置 マニュアルに基づき、負傷者救護及び消防・警察・医療機関等への救護要請を行う。	**第１５節　鉄道施設の応急対策** 西日本旅客鉄道㈱は、以下のとおり、鉄道施設における応急対策等を実施するものとされている。 **１　対策本部の設置** 災害が発生した場合には、現地に現地対策本部を、また、　　統括本部内等に統括本部対策本部を設置するものとされている。 **２　発災時の初動体制** (1) 施設に対する防災対策 ①　線路構造物の防災強度及び耐久性を把握するため、定期検査を実施、常に構造物の状態を把握するとともに、線路構造物の警備箇所を定め、降雨・強風等の線路警備及び巡回計画を定める。 ②　線路に影響のあるダムの放流、及び灌漑用水池等の溢水及び堰堤決壊のおそれのあるものについては、関係機関と連絡体制について定める。 (2) 防災体制 ①　風水害の発生が予想される場合は、鉄道事故及び災害応急処置準則に基づき必要な体制をとる。 ②　列車の運転、線路及び電車線路の保守に関係する各所長は、異常気象等の予報及び警報の伝達を受けた場合は、鉄道気象通報取扱準則の定めにより関係社員に伝達する。 ア　風水害その他災害時の運転規制 災害時運転取扱手続及び近畿統括本部災害時運転取扱要領に定めるところにより、時間雨量、連続降雨量が基準を超えた場合、風速計が運転規則基準に達した場合及び落石等が発生した場合は列車の速度規制又は運転見合わせを行う。 イ　降雨時の対策 災害対策本部の設置、除雪の体制及び列車の運転確保などを行う。 (3) 旅客等の案内及び避難 災害が発生した場合は、被災線区等の輸送状況、被害状況等を把握し、次のとおり旅客等に案内する。 ①　駅等での旅客に対する案内 災害時に、旅客の不安感を軽減し、動揺、混乱を防止するため、掲示、放送等により適切に案内する。 ②　乗務員の旅客に対する案内 乗務員は、災害により列車を運行する上で危険を認め、列車を停止させた場合や、輸送指令の指示により徐行を行う場合は、車内放送等により案内を行い、旅客の動揺、混乱の防止に努める。 ③　避難誘導 災害の発生に伴い建物倒壊、火災発生及び二次的な災害発生のおそれがある場合は、旅客等を一時的に安全な場所に誘導する。	第１４節から第１５節へ節ずれ 実施関係機関の削除 県地域防災計画に伴う修正 県地域防災計画に伴う修正
第１５節　ライフラインの応急対策 ライフライン施設の早急な復旧に向けて、各関係機関との連絡体制を確立し、災害情報及び対策状況等の情報を共有するとともに、二次災害を防止するための対策について定める。	**第１６節　ライフラインの応急対策** ライフライン施設の早急な復旧に向けて、各関係機関との連絡体制を確立し、災害情報及び対策状況等の情報を共有するとともに、二次災害を防止するための対策について定める。	第１５節から第１６節へのずれ

【新旧対照表（地域防災計画（第３編）風水害等対策）】

＜現　　行＞	＜改　正　後＞	＜修正理由＞
第１　電力の確保 〔実施関係機関：関西電力㈱〕 関西電力㈱は、市内における電力施設の応急対策等を実施するものとされている。 **１　災害発生直後の対応** (1) 応急対策要員の確保 ①　協力会社等も含め、応急対策（工事）に従事可能な要員をあらかじめ調査し、把握する。 ②　非常災害時における特別組織の構成により、動員体制を確立すると同時に連絡方法を明確にする。なお、交通途絶や対策要員自身の被災により参集困難となった場合の対応要領についてあらかじめ定めておく。 ③　社外者（協力会社等）及び他電力会社に応援を求める場合の連絡体制を確立するとともに、応援の受入れ、管理及び指揮の体制を確立する。 (2) 非常災害時の体制 非常災害が発生した場合には、規模、その他の状況により、非常災害に係る復旧対策を推進するために非常災害対策本部等の対策組織を設置し、被害復旧等応急対策を実施する。 なお、非常災害が発生するおそれがある場合にも、予防対策を推進するために対策組織を設置する。 (3) 被害状況の把握 ①　電力施設の被害状況を把握し、復旧対策に当たる。 ②　電力施設のみならず、道路の被害状況等の災害全般にわたる被害状況を把握する。 (4) 応急復旧用資機材の整備、確保 ①　保有資機材を確認し、在庫量を把握する。 ②　応急復旧資機材を緊急に手配する。 ③　道路情報を入手の上、応急復旧用資機材の運搬方法、ルート等を検討し、輸送手段を確保する。 ④　緊急用資機材の現地調達及び使用に関する県又は市との連携を確保する。 ⑤　災害時において、復旧用資機材置場としての用地確保の必要があり、かつ自社単独の交渉によってはこれが遅延すると思われる場合（他人の土地を使用する必要がある場合等）には、県又は市に要請して確保を図る。 **２　復旧作業過程** (1) 復旧順位に基づく復旧箇所の決定 ①　災害復旧計画の策定及び実施に当たっては、原則として避難所、医療機関、官公庁等の公共機関、報道機関等を優先する。 ②　復旧作業は、原則として上記の施設を優先して行うが、災害状況、各設備の被害状況、各設備の復旧の難易を勘案して、復旧効果の高いものから順次実施する。 (2) 復旧作業の現状と見通し等の伝達、広報 ①　電力施設の被害状況、供給状況、復旧作業の現状と見通し等について、防災関係機関、報道機関に対し、迅速かつ的確に情報を伝達する。 ②　復旧の見通し、感電や火災等の公衆災害並びに二次災害を防止するための被害地区における電気施設、電気機器使用上の注意等について、報道機関による報道及び広報車による巡回放送等により、一般市民に対する広報活動を行う。 **３　災害時における危険予防措置** 電力需要の実態にかんがみ、災害時においても原則として送電を継続するが、被害及び火災の拡大	**第１　電力の確保** 関西電力送配電㈱は、市内における電力施設の応急対策等を実施するものとされている。 **１　防災体制** (1) 地域における防災体制 各支社が所管する地域（以下「地域」という。）は、当該地域における非常事態に対処するため、支社長を本部長とする非常災害対策総本部を設置する等、本店に準じた対策組織を設置する。 神戸及び播磨・但馬地域内で、非常災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、非常災害に係る予防又は復旧対策活動を統括するため、次のとおり対策組織を設置する。 ①　神戸及び播磨・但馬地域非常災害対策総本部 ②　神戸及び播磨・但馬地域発販等非常災害対策本部 ③　神戸及び播磨・但馬地域送配電非常災害対策本部 ④　神戸及び播磨・但馬地域発販等警戒本部 ⑤　神戸及び播磨・但馬地域送配電警戒本部 (2) 総本部の設置基準 総本部の設置については、発販本部の長と送配電本部の長が協議し、決定する。 ①　非常災害が発生した場合又は発生することが予想される場合にあって、発販部門等及び電力本部が連携して、対応していくことが必要と認められる場合 ②　その他必要な場合 (3) 体制の確立 非常事態に対処するための必要な要員を速やかに確保し、初動体制を確立する。また、平常時より次の体制を整備する。 ①　休日・夜間における突発的な非常事態に備えて、対策組織を指揮する者を直ちに確保できる体制を整備する。 ②　対策組織要員等の動員に関する計画をあらかじめ策定する。特に、休日・夜間における突発的な非常事態に備えて、必要な要員を確保できる体制を整備する。 **２　災害応急対策に関する事項** (1) 災害時における情報の収集、連絡 地域の対策組織の長は、次に掲げる各号の情報を迅速かつ的確に把握し、速やかに本店の対策組織の長に報告する。 ①　気象、地象情報 ②　一般被害情報 ③　社外対応状況 ④　電力施設等の被害状況及び復旧状況 ⑤　停電による主な影響状況 ⑥　復旧用資機材、復旧要員、食糧等に関する事項 ⑦　従業員等の被災状況 ⑧　その他災害に関する情報 (2) 情報の集約 本店の対策組織の長は、地域の対策組織の長からの被害情報等の報告及び国、地方公共団体、警察、消防等の防災関係機関、請負会社等から独自に収集した情報を集約し、総合的被害状況の把握に努める。	実施関係機関の削除 県地域防災計画に伴う修正

＜現　　行＞	＜改　正　後＞	＜修正理由＞
等に伴い感電等の二次災害のおそれのある場合で、必要と認めた場合、又は、県、市、警察、消防機関等から要請があった場合は、送電停止を含む適切な危険予防措置を講じる。 なお、送電を再開するに当たっては、前述の事象が解消され、かつ安全を確認した上で送電を行う。 **４　災害時における電力の融通** 各電力会社と締結している「全国融通電力受給契約」及び関西電力（株）と隣接する各電力会社間に締結している「二社融通電力受給契約」に基づき電力の確保を図る。	(3) 通話制限 対策組織の長は、災害時の保安通信回線を確保するために必要と認めたときは、通話制限その他必要な措置を講ずる。また、対策組織の設置前であっても、保安通信回線を確保するために必要と認めたときは、本店にあっては関西電力の総務室長、地域にあっては支社長の判断により通話制限その他必要な措置を講ずる。 **３　災害時における広報** 対策組織の長は、災害時における広報を、次のとおり実施する。 (1) 広報活動 災害が発生した場合又は発生することが予想される場合において停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況についての広報を行う。 (2) 広報の方法 広報については、事実に基づく正確な情報をテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関及び停電情報アプリやインターネット等を通じて行うほか、状況に応じて、広報車等により直接当該地域へ周知する。 **４　要員の確保** (1) 対策組織要員の確保 ①　夜間、休日に災害が発生するおそれがある場合には、あらかじめ定められた対策組織要員は、気象、地震情報その他の情報に留意し、対策組織の設置に備える。 ②　対策組織要員は、所属する対策組織が設置された場合、速やかに出社する。 なお、供給区域内において震度６弱以上の地震が発生した場合は、関係所属の社員は、あらかじめ定められた基準に基づき、所属する事業所へ出社する。 (2) 復旧要員の広域運営 他電力会社、他一般送配電事業者及び広域機関等と復旧要員の相互応援体制を整えておく。 **５　災害時における復旧用資機材の確保** 対策組織の長は、災害時における復旧用資機材の確保を、次のとおり実施する。 (1) 調達 予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする復旧用資機材は、次のいずれかの方法により、可及的速やかに確保する。 ①　現地調達 ②　対策組織相互の流用 ③　他電力会社等からの融通 (2) 輸送 復旧用資機材の輸送は、原則として、あらかじめ調達契約をしている協力会社の車両、舟艇、ヘリコプター等により行う。 (3) 復旧用資機材置場等の確保 災害時において、復旧用資機材置場及び仮設用地が緊急に必要となり、この確保が困難と思われる場合は、加東市災害対策本部に依頼するなど、迅速な確保に努める。 **６　災害時における電力の融通** 災害の発生により、電力需給に著しい不均衡が生じ、需給状況を速やかに改善する必要がある場合には、本店非常災害対策総本部の流通チーム長は、広域機関の指示等に基づく電力の緊急融通により需給状況の改善を図る。	

【新旧対照表（地域防災計画（第３編）風水害等対策）】

＜現　　行＞	＜改　正　後＞	＜修正理由＞
	７　災害時における危険予防措置 電力需要の実態に鑑み、災害時においても、原則として、供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、対策組織の長は、送電停止等の適切な危険予防措置を講ずる。 **８　災害時における応急工事** 対策組織の長は、災害時における応急工事を次のとおり実施する。 (1) 応急工事の基本方針 災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連及び情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速かつ適切に実施する。 (2) 応急工事基準 災害時における具体的な応急工事については、次の基準により実施する。 ①　送電設備 ヘリコプター、車輌等の機動力及び貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。 ②　変電設備 機器損壊事故に対し、系統の一部変更又は移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。 ③　配電設備 非常災害仮復旧標準工法による迅速確実な復旧を行う。 ④　通信設備 共通機器、貯蔵品を活用した通信回線の応急復旧措置及び可搬型電源、衛星通信設備、移動無線機等の活用により通信手段を確保する。 (3) 災害時における安全衛生 応急工事の作業に当たっては、通常作業に比べ、悪条件のもとで行われるので、安全衛生については、十分配慮して実施する。 **９　災害復旧に関する事項** (1) 復旧計画 ①　地域の対策組織の長は、設備ごとに被害状況を把握し、次に掲げる各号の事項を明らかにした復旧計画を策定するとともに、本店の対策組織の長に速やかに報告する。 ア　復旧応援要員の必要の有無 イ　復旧要員の配置状況 ウ　復旧用資機材の調達 エ　復旧作業の日程 オ　仮復旧の完了見込 カ　宿泊施設、食糧等の手配 キ　その他必要な対策 ②　本店の対策組織の長は、前項の報告に基づき、地域の対策組織の長に対し復旧対策について必要な指示を行う。 (2) 復旧順位 対策組織の長は、復旧計画の策定及び実施に当たり、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易度を勘案し、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧することを基本とする。 なお、必要に応じ市と連携し、病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難所、その他重要施設の復旧を優先する。	
第２　ガスの確保 〔実施関係機関：一般社団法人兵庫県ＬＰガス協会〕	**第２　ガスの確保**	実施関係機関の削除

＜現　　行＞	＜改　正　後＞	＜修正理由＞
一般社団法人兵庫県ＬＰガス協会は、以下のとおり応急対策等を実施するものとされている。	災害により機能が停止したガスの早期復旧のための対策について定める。 **１　大阪ガス㈱の応急対策** (1) 災害発生直後の対応 ① 応急対策要員の動員 ア　大阪ガスの供給エリア内で震度５弱以上の地震を感知した場合、本社、地区導管部、製造所等に災害対策本部を設置することとする。また、兵庫導管本部内の供給エリアで震度４以上の地震の発生を感知した場合は、兵庫導管本部内に対策本部を設置することとする。 イ　応急対策要員は、休日、夜間にあっても、テレビ、ラジオ等で大阪ガス供給エリア内で震度５強以上の地震が発生したことを覚知した場合、自動的に出社することとする。 ウ　必要に応じて、工事会社、サービスチェーン等の協力会社を含めた全社的な活動ができるよう、動員体制を確立し、呼出しを行うこととする。 ② 情報の収集伝達 ア　設置してある地震計から無線、テレメーターにより本社中央保安指令部に集約された震度情報を一斉無線連絡装置により、製造所、地区導管部へ伝達するとともに、必要な措置を講じることとする。 イ　防災関係機関に対して、迅速かつ的確に必要な情報を伝達するとともに、情報の収集を行うこととする。 ウ　兵庫導管部災害対策本部は、担当エリアのガス施設、需要者施設の被害状況を調査するとともに、被害状況と応急対策実施状況等を所定の経路により本社対策本部へ報告することとする。 ③ 応急復旧用資機材の確保 必要な資機材（導管材料、導管以外の材料、工具類、車両、機械、漏えい調査機器、道路工事保安用具、携帯無線等）について必要な数量を確保することとする。 ④ 危険防止対策 都市ガスは生活に欠くことのできない重要なエネルギーであることから、災害時においても可能な限りガス供給を継続するが、都市ガスにより二次災害のおそれがあると判断される場合には、本社災害対策本部の指令に基づいて、スーパーブロック、ミドルブロック等によりガス供給を停止する等の適切な危険防止措置を講じることとする。 (2) 復旧作業過程 ① 復旧計画 災害復旧計画の策定及び実施に当たっては、人命にかかわる拠点及び救急救助活動の拠点となる場所を原則として優先するなど、災害状況、各施設の被害状況及び被害復旧の難易を勘案して、供給上復旧効果の高いものから行うこととする。 ② 復旧要員の確保 社員、協力会社による全社的な動員体制の他に、大阪ガスが単独で復旧を図ることが困難である場合には、日本ガス協会の「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」に基づき、他のガス事業者から協力を得ることとする。 ③ 代替エネルギーの供給 病院や防災拠点など社会的に重要な施設に対して、都市ガスが復旧するまでの間、代替エネルギー（移動式都市ガス発生装置等）を迅速かつ計画的に供給することとする。 ④ 災害広報 災害時における混乱を防止し、被害を最小限に食い止めるため、必要に応じて、テレビ、ラジオ等の報道機関及び工作車に装備したスピーカーにより、ガス施設の災害及びガスの安全措置に関する各種の情報を広報することとする。	県地域防災計画に伴う修正

【新旧対照表（地域防災計画（第３編）風水害等対策）】

＜現　　行＞	＜改　正　後＞	＜修正理由＞
１　一般社団法人兵庫県ＬＰガス協会 (1) 災害発生直後の対応 ① 災害対策本部の設置 大規模な災害の発生、あるいは災害の発生が予想される場合には、直ちに一般社団法人兵庫県ＬＰガス協会内に、一般社団法人兵庫県ＬＰガス協会災害対策本部を設置し、関係機関、関係団体等と連携して被害を最小限にとどめる措置を講じる。 ② 情報の収集伝達 防災組織を通じ、各地区から被害情報の収集に努めるとともに、防災関係機関に対し、迅速かつ的確に必要な情報を伝達する。 ③ 応急対策の実施 ア・イ （略） ウ 危険個所からの容器の撤収 ブロック塀や家屋の下敷きになっている容器など、危険な状態にある容器の撤収については、消防本部等との協力を得て迅速に回収する。 エ 災害時要援護者対策 ＬＰガス販売事業者は、あらかじめ保安台帳等により、高齢者・身体障害者等の家庭をチェックし、災害時には最優先で点検調査、安全対策等を実施する。 オ ＬＰガスの供給 要請により病院、避難所等を優先に、ＬＰガスの供給を行う。 カ・キ （略） ク 要員の確保 県内の事業者だけで復旧を図ることが困難な場合は、近畿エルピーガス防災協会連合会の相互応援協定等に基づき、他府県から協力を得る。 **第３　電気通信の確保** 〔実施関係機関：西日本電信電話（株）〕 災害により、電気通信施設が被災した場合、または被災するおそれがある場合は、次のとおり応急対策及び復旧活動を実施するものとされている。	⑤ 他機関との協力体制 復旧を促進するため、県をはじめとする地方公共団体、防災関係機関、報道機関、道路管理者、県公安委員会・県警察本部、埋設物管理者、地域団体等と緊密な連携をとり、各機関との協力体制のもとに災害対策を推進することとする。 **２ （一社） 兵庫県ＬＰガス協会の応急対策** (1) 災害発生直後の対応 ① 災害対策本部の設置 災害の発生により、兵庫県内の行政機関（県・市・町）に災害対策基本法第 23 条の規定による災害対策本部が設置され、協会の会長が必要と認めた時は、直ちに（一社）兵庫県ＬＰガス協会内に、兵庫県ＬＰガス協会災害対策本部を設置し、関係機関、関係団体等と連携して被害を最小限にとどめる措置を講じる。 ② 情報の収集伝達 防災組織を通じ、各地区から被害情報の収集に努めるとともに、防災関係機関に対し、迅速かつ的確に必要な情報を伝達する。 ア 被害状況として、製造設備、貯蔵設備及び人的被害等 イ 支援可能状況として、保安員の確保、入出荷及び周辺の道路状況等並びに在庫量 ③ 応急対策の実施 ア・イ （略） ウ 危険個所からの容器の撤収 ブロック塀や家屋の下敷きになっている容器など、危険な状態にある容器の撤収については、北はりま消防本部等との協力を得て迅速に回収する。 また、災害により容器が流出し、河川・海上を漂流した場合は、漁業協同組合等と連携して回収に努める。 エ 高齢者等弱者 対策 ＬＰガス販売事業者は、あらかじめ保安台帳等により、高齢者・身体障害者等の家庭をチェックし、災害時には最優先で点検調査、安全対策等を実施する。 オ ＬＰガスの供給 ｱ) 都市ガスが停止した場合には、災害支援協定により各自治体からの要請に応え、病院、避難所等を優先にＬＰガスの供給を行う。 ｲ) 一般充填所の被害状況により、中核充填所において設備の共同利用を始めるとともに、ＬＰガスの国家備蓄の放出に備える。 カ・キ （略） ク 要員の確保 県内の事業者だけで復旧を図ることが困難な場合は、近畿ＬＰガス 連合会の相互応援協定等に基づき、他府県から協力を得る。 **第３　電気通信の確保** 災害により、電気通信施設が被災した場合、または被災するおそれがある場合は、次のとおり応急対策及び復旧活動を実施するものとされている。 **１ 西日本電信電話㈱、㈱ＮＴＴドコモ関西支社及びエヌ･ティ･ティ･コミュニケーションズ㈱の応急対策**	実施関係機関の削除 県地域防災計画に伴う修正

＜現　　行＞	＜改　正　後＞	＜修正理由＞
１　災害発生直後の対応 (1) 被害状況の把握 通信設備の被害状況の把握、復旧に必要な資機材及び要員の確保 (2) 災害対策本部の設置 災害が発生した場合は、規模、その他の状況等により組織的かつ迅速に復旧対策推進するために、災害対策本部を設置し、応急対策及び復旧活動実施する。 (3) 防護措置 設備被害の拡大を防止するため、必要な防護措置を実施する。 **２　復旧作業にいたるまでの対応** (1) 通信途絶の解消と通信の確保 通信途絶の解消と重要通信を確保するため、次の措置を講ずる。 ① 自動発電装置、移動電源車等による通信用電源の確保 ② 衛星通信・各種無線機による伝送路及び回線の作成 ③ 電話回線網に対する交換措置、伝送路切替措置等の実施 ④ 応急復旧ケーブル等による臨時伝送路、臨時回線の作成 ⑤ 応急復旧用資機材の手配及び搬送ルート等の検討並びに輸送手段の確保 ⑥ 非常用可搬型テジタル　交換装置等の運用 ⑦ 臨時・特設公衆電話の設置 ⑧ 停電時における公衆電話の無料化 **３　復旧作業過程** (1) 通信の混乱防止 災害　発生に伴い、重要通信の疎通ができなくなるのを防止するため、一般からの通信を規制し、110 番、119 番、災害救助活動に関する国または地方公共団体等の重要通信及び街頭公衆電話の疎通を確保する。 (2) 通信の利用と広報 災害により地域全域にわたって通信が途絶した場合、応急措置により最小限の通信を確保するとともに、通信の疎通調整と広報活動を実施する。 ① 通信の利用状況を監視し、利用制限、通話時分の制限を実施して疎通を図る。 ② 非常、緊急電話及び非常、緊急電報の疎通ルートを確保し他の通話に優先して取扱う。 ③ 臨時営業窓口を開設する。 ④ 被害の状況に応じた案内トーキーを挿入する。 ⑤ 一般利用者に対する広報活動を実施する。 ⑥ 西日本電信電話㈱兵庫支店は、必要な情報を地方公共団体等の災害対策機関へ連絡する。 (3)「災害用伝言ダイヤル(171)」又は「災害用伝言板(web171)」を利用した安否確認 災害時において被災地への通信がふくそうした場合には、被災地内の安否の確認が困難になる。そのような状況下でも、安否確認できるシステム「災害用伝言ダイヤル(171)」「災害用伝言板(web171)」を確立する。 ① 提供の開始 ・ 地震、噴火等の災害の発生により、被災地へ向かう安否確認のための通話等　が増加し、被災地への通話がふくそうした場合に提供を開始する。 ・ 被災者の方は、本人・家族等の安否確認等を「災害用伝言ダイヤル(171)」又は「災害用	西日本電信電話㈱、㈱ＮＴＴドコモ関西支社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ㈱各社は、連携を図りながら、次のとおり応急対策を実施することとする。 (1) 災害発生直後の対応 ① 被害状況の把握 通信設備の被害状況の把握、復旧に必要な資機材及び要員の確保 ② 災害対策本部の設置 災害が発生した場合は、規模、その他の状況等により組織的かつ迅速に復旧対策推進するために、災害対策本部を設置し、応急対策及び復旧活動実施する。 ③ 防護措置 設備被害の拡大を防止するため、必要な防護措置を実施する。 (2) 復旧作業にいたるまでの対応 ① 通信途絶の解消と通信の確保 通信途絶の解消と重要通信を確保するため、次の措置を講ずる。 ア 自動発電装置、移動電源車等による通信用電源の確保 イ 衛星通信・各種無線機による伝送路及び回線の作成 ウ 電話回線網に対する交換措置、伝送路切替措置等の実施 エ 応急復旧ケーブル等による臨時伝送路、臨時回線の作成 オ 非常用可搬型ディジタル交換装置等の運用 カ 臨時・特設公衆電話の設置 キ 停電時における公衆電話の無料化 (3) 復旧作業過程 ① 通信の混乱防止 地震の発生に伴い、全国各地から一時的に集中する問い合わせや見舞いの電話の殺到により交換機が異常輻輳に陥り、重要通信の疎通ができなくなるのを防止するため、一般からの通信を規制し、110 番、119 番、災害救助活動に関する国または地方公共団体等の重要通信及び街頭公衆電話の疎通を確保する。 ② 通信の利用と広報 地震により地域全域にわたって通信が途絶した場合、応急措置により最小限の通信を確保するとともに、通信の疎通調整と広報活動を実施する。 ア 通信の利用状況を監視し、利用制限、通話時分の制限を実施して疎通を図る。 イ 非常、緊急電話及び非常、緊急電報の疎通ルートを確保し他の通話に優先して取扱う。 ウ 被害の状況に応じた案内トーキーを挿入する。 エ 一般利用者に対する広報活動を実施する。 オ 西日本電信電話㈱兵庫支店は、必要な情報を地方公共団体等の災害対策機関へ連絡する。 ③ 「災害用伝言ダイヤル(171)」又は「災害用伝言板(web171)」を利用した安否確認 災害時において被災地への通信が輻輳した場合には、被災地内の安否の確認が困難になる。そのような状況下でも、安否確認できるシステム「災害用伝言ダイヤル(171)」「災害用伝言板(web171)」を確立する。 ア 提供の開始 ｱ) 地震、噴火等の災害の発生により、被災地へ向かう安否確認のための通話等　が増加し、被災地への通話が輻輳した場合に提供を開始する。 ｲ) 被災者の方は、本人・家族等の安否確認等を「災害用伝言ダイヤル(171)」又は「災害用	

【新旧対照表（地域防災計画（第３編）風水害等対策）】

＜現　　行＞	＜改　正　後＞	＜修正理由＞
伝言板(web171)」へ登録し、被災者の家族・親戚・知人の方等はその内容を聴取、閲覧して安否等を確認する。 ② 伝言の条件等 ア 「災害用伝言ダイヤル(171)」 ・伝言　時間…１伝言当たり 30 秒間録音 ・伝言保存期間…２日間 ・伝言蓄積数…１電話番号あたりの伝言数は１～10 伝言で、提供時　知らせる。 イ 「災害用伝言板(web171)」 ・接続条件…インターネット接続できるパソコン、携帯電話、スマートフォンからの伝言の登録が可能 ・ アクセスＵＲＬ…https://www.web171.jp ・ 伝言文字数…1 件あたり 100 文字まで入力可能 ・伝言登録数…　20 件まで（20 件をこえる場合は古い伝言から削除され、新しい伝言が保存されます。） ・伝言保存期間…　最大で６ヵ月 ③ 伝言通知容量 ・ 約 800 万伝言 ④ 提供時の通知方法 ・テレビ、ラジオを通じて、利用方法伝言登録エリアなど知らせる。 ・電話がかかりにくくなっている場合は、「ふくそうメッセージ」の中で「災害用伝言ダイヤルをご利用していただきたい旨の案内」を流す。 ・避難所や特設公衆電話設置場所へ操作説明リーフレットなどを配備する。 ・行政のホームページ等により、利用方法を周知する。 (4) 復旧作業過程 ① 災害復旧計画の策定並びに実施にあたっては、復旧順位に基づき災害救助機関、警察、消防機関、防衛機関等を優先する。 ② 防災関係機関及び報道機関に対し、被害状況、復旧作業の現状と見通し等について、迅速かつ的確に情報を伝達する。	伝言板(web171)」へ登録し、被災者の家族・親戚・知人の方等はその内容を聴取、閲覧して安否等を確認する。 イ 伝言の条件等 ｱ) 「災害用伝言ダイヤル(171)」 ・登録できる電話番号（被災地電話番号） 加入電話・ISDN・ひかり電話番号及び携帯電話等の電話番号 ・伝言録音時間…１伝言当たり 30 秒間 ・伝言保存期間…２日間 ・伝言蓄積数…１電話番号当たりの伝言数は１～20 伝言で、提供時に知らせる。 ｲ) 「災害用伝言板(web171)」 ・接続条件…インターネット接続できるパソコン、携帯電話、スマートフォンからの伝言の登録が可能 ・アクセスＵＲＬ…https://www.web171.jp ・伝言登録数…伝言板（伝言メッセージボックス）当たり 20 件まで（20 件をこえる場合は古い伝言から削除され、新しい伝言が保存される。） ・伝言板（伝言メッセージボックス）数 利用者情報なしの場合：１件 利用者情報ありの場合：最大 20 件 ※利用者情報は、事前に登録が必要 ・伝言保存期間…提供終了まで（ただし最大で６ヵ月） ・登録可能な伝言…定型文及びテキスト情報（伝言１件当たり 100 文字） ・伝言のセキュリティ…伝言板への登録・閲覧ができる対象者を限定する場合、利用者情報の事前登録により、設定が可能。 ・伝言通知機能…利用者情報を登録することにより、通知を希望した場合、利用者が指定したメールアドレス・電話番号宛に伝言メッセージの通知を行うことができる ウ 伝言通知容量　全国約 800 万件 エ 提供時の通知方法 ｱ) テレビ、ラジオを通じて　利用方法、伝言登録エリア等　を知らせる。 ｲ) 電話がかかりにくくなっている場合は、「ふくそうメッセージ」の中で、「災害用伝言ダイヤルをご利用していただきたい旨の案内」を流す。 ｳ) 避難所や特設公衆電話設置場所へ操作説明リーフレット等　を配備する。 ｴ) 行政の防災行政無線等により、利用方法を知らせてもらうよう依頼する。 ④ 復旧順位 地震災害により電気通信施設に被害が発生し、回線に故障が生じた場合は、通信の途絶の解消及び重要通信の確保に努めるとともに、被害状況に応じた措置により回線の復旧を図る。 ア 気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に直接関係のある機関 イ ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業社、及びア以外の国の機関又は地方公共団体	

＜現　　行＞	＜改　正　後＞	＜修正理由＞
	２　ＫＤＤＩ㈱の応急対策 (1) 情報の収集及び連絡 災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、通信の疎通を確保し、又は被災した通信設備等を迅速に復旧するため、次により情報の収集及び連絡を行うものとする。 ①　災害の規模、気象等の状況、通信設備等の被災状況等について情報を収集し、社内関係事業所間相互の連絡を行う。 ②　必要に応じて総務省及び内閣府その他関係政府機関並びに関係公共機関と災害応急対策等に関する連絡を行う。 (2) 準備警戒 災害予報が発せられた場合等において、通信の疎通に重大な支障を及ぼす事態が予想される場合は、その状況に応じ緊急連絡用設備等の運用に必要な措置、異常事態の発生に備えた監視要員の配置、防災上必要な要員の待機、災害対策用機器の点検と出動準備、電源設備に対する必要な措置、伝送路の代替設定の準備、他の中央局における代替運用の準備等の準備警戒措置をとるものとする。 (3) 防災に関する組織 ①　災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において必要があると認めるときは、別に定めるところにより社内に災害対策本部等を設置する。 ②　災害対策本部等は、災害に際し、被害状況、通信の疎通状況等の情報連絡、通信の疎通確保、設備の復旧、広報活動その他の災害対策に関する業務を行う。 (4) 通信の非常疎通措置 ①　災害に際し、通信の疎通に重大な支障を及ぼす事態が生じたときは、臨時回線の設定、災害対策用設備等の運用等により臨機の措置をとるとともに関係電気通信事業者に必要な協力を要請し、重要な通信の確保を図るものとする。 ②　通信の疎通が著しく困難となり、重要な通信を確保するため必要があるときは、電気通信事業法第８条第２項及び電気通信事業法施行規則第 56 条の定めるところにより、利用制限等の措置をとるものとする。 (5) 設備の応急復旧 被災した通信設備等の応急復旧工事は、他の一般の諸工事に優先して、速やかに実施するものとする。	県地域防災計画に伴う修正
	３　ソフトバンク㈱の応急対策 ソフトバンク㈱は、連携を図りながら、次のとおり応急対策を実施することとする。 (1) 災害発生直後の対応 ①　情報収集及び被害状況の把握 設備の被害状況の把握、復旧に必要な資材、要員の確保 ②　防災組織の確立 災害発生時、速やかに通信ネットワークの復旧対応を行う体制をとり、社内基準に基づき災害対策本部を設置し、ネットワーク復旧対策を講じる。 また、必要に応じて、全国から要員派遣、復旧資材を含めた物資供給等を行う。 (2) 復旧作業にいたるまでの対応 ①　応急措置 大災害発生時に輻輳拡大による、通信ネットワークのシステムダウン（通信障害）を防ぎ、電気通信事業法の定めに従って 110 番や 119 番などの重要通信の疎通を確保するため、輻輳の規模に応じて一般通信サービスを一時的に規制する場合がある。 ②　応急復旧 移動電源車・移動無線基地局車・可搬型基地局による復旧	県地域防災計画に伴う修正

【新旧対照表（地域防災計画（第３編）風水害等対策）】

＜現　　行＞	＜改　正　後＞	＜修正理由＞
	基地局停電対応として、移動電源車を出動させ電源を確保する。基地局が利用できなくなった場合には、移動無線基地局車を出動させ、通信エリアを確保する。また、小規模な避難所等には可搬型臨時基地局を設置し、通信サービスを復旧させる。 ③　公共機関による復旧活動への支援・協力 災害救助法適用時には公共機関の借用依頼に応じて、災害復旧活動に利用する携帯電話、衛星電話の貸出を行う。 ④　災害時のWEBサイト・報道発表による障害状況及び復旧状況の告知 大規模災害が発生した場合には、被災地における障害状況や復旧状況、臨時基地局の稼働状況、ソフトバンクショップの営業状況などを、WEBサイトで地図等を用いて情報を公開する。	
第４　水道の確保 水道施設に被害が生じた場合、以下のとおり応急対策等を実施する。 **１　応急措置の対応　（略）** **２　復旧過程** (1) 復旧方針の決定 被害の状況に応じて、応急復旧の完了の目標、復旧の手順と方法を定め、施設復旧に当たる工事班編成（人員・資機材）を行う。外部からの支援者については、到着次第、新たな工事班として組織し、作業内容を指示する。 (2) 施設毎の復旧方法 ①　取水、導水及び浄水施設 応急復旧に当たり、それぞれの施設について必要な職員を配置し、被害を受けた重要な施設から機能の確保に必要な復旧を行う。 機械・電気並びに計装設備などの大規模な被害については状況に応じ、設備業者などの専門技術者を動員し、早急に対処する。 ②　送・配水施設並びに給水管 配水池・ポンプ場については、①と同様に対処し、管路については、被害状況により復旧順位を決め、幹線から段階的に復旧を進める。 ア　第１次応急復旧 主要な管路の復旧が完了し、給水拠点、給水車などによる応急給水から管路による給水までの段階を第１次応急復旧とし、配水管、給水管の被害が大きい地域においては共用栓による拠点給水、運搬給水を実施する。管路の被害が大きく、配水が困難な場合、復旧に長時間を要する場合については、仮設管による通水などにより、できるだけ断水地域を解消する。 イ　第２次応急復旧　（略） ③　復旧の記録　（略） ④　復旧作業の現状と見通し等の伝達 被災状況、応急復旧状況、回復見込みの情報等を住民、防災関係機関、報道機関等に対し、迅速かつ的確に提供する。	**第４　水道の確保** 水道施設に被害が生じた場合、以下のとおり応急対策等を実施する。 **１　応急措置の対応　（略）** **２　復旧過程** (1) 復旧方針の決定 被害の状況に応じて、応急復旧の完了の目標、復旧の手順と方法を定め、施設復旧に当たる工事班編成（人員・資機材）を行う。外部からの支援者については、到着次第、新たな工事班として組織し、作業内容を指示する。 (2) 施設毎の復旧方法 ①　貯水、取水、導水及び浄水施設 応急復旧に当たり、それぞれの施設について熟知している職員を配置し、被害を受けた重要な施設から機能の確保に必要な復旧を行う。 機械・電気及び計装設備などの大規模な被害については状況に応じ、設備業者などの専門技術者を動員し、早急に対処する。 ②　送・配水施設並びに給水管 配水池・ポンプ場については、①と同様に対処し、管路については、被害状況により復旧順位を決め、幹線から段階的に復旧を進める。 ア　第１次応急復旧 主要な管路の復旧が完了し、給水拠点、給水車などによる応急給水から管路による給水までの段階を第１次応急復旧とし、配水支管、給水管の被害が大きい地域においては共用栓による拠点給水、運搬給水を実施する。管路の被害が大きく、送水が困難な場合、復旧に長時間を要する場合については、仮設管による通水などにより、できるだけ断水地域を解消する。 イ　第２次応急復旧　（略） ③　復旧の記録　（略） ④　復旧作業の現状と見通し等の伝達 被災状況、応急復旧状況、回復見込みの情報等を市民、防災関係機関、報道機関等に対し、迅速かつ的確に提供する。	字句の修正 字句の修正 字句の修正 字句の修正 字句の修正 字句の修正
第５　下水道の確保 下水道施設に被害が生じた場合、以下のとおり応急対策等を実施する。 **１　災害発生直後の対応　（略）** **２　復旧過程**	**第５　下水道の確保** 下水道施設に被害が生じた場合、以下のとおり応急対策等を実施する。 **１　災害発生直後の対応　（略）** **２　復旧過程**	

＜現　　行＞	＜改　正　後＞	＜修正理由＞
被災箇所の応急復旧にあっては、その緊急度を考慮し、工法・人員・資機材等も勘案の上、全体の応急復旧計画を策定して実施する。 (1) 施設毎の応急措置・復旧方法 ① 管路施設　(略) ② ポンプ場及び処理場施設 ア～オ　(略) カ　消毒施設からの塩素ガスの漏えい 消毒設備において、塩素ガスの漏えいが生じた場合は、呼吸保護器を着用して速やかに漏えい箇所の修復を実施し、緊急時の連絡体制に基づき、関係機関及び付近の市民に連絡する。 キ　水質試験室における薬品類の飛散・漏えい　(略) ク　池及びタンクからのいっ水や漏水　(略) (2) 復旧作業の現状と見通し等の伝達 被災状況、応急復旧状況、回復見込み等の情報を住民、防災関係機関、報道機関等に対し、迅速かつ的確に提供する。	被災箇所の応急復旧にあっては、その緊急度を考慮し、工法・人員・資機材等も勘案の上、全体の応急復旧計画を策定して実施する。 (1) 施設毎の応急措置・復旧方法 ① 管路施設　(略) ② ポンプ場及び処理場施設 ア～オ　(略) カ　水質試験室における薬品類の飛散・漏えい　(略) キ　池及びタンクからのいっ水や漏水　(略) (2) 復旧作業の現状と見通し等の伝達 被災状況、応急復旧状況、回復見込み等の情報を市民、防災関係機関、報道機関等に対し、迅速かつ的確に提供する。	県地域防災計画に伴う削除 ずれ ずれ 字句の修正
第１６節　教育対策 災害発生時における児童生徒及び教職員の保護及び支援、教育施設等の復旧に向けた対策について定める。 **１　災害時に学校の果たすべき役割** 災害時における学校の基本的役割は、児童・生徒等の安全確保と学校教育活動の早期回復を図ることにあることから、避難所として指定を受けた学校においても、避難所は、市が、自主防災組織等と連携して運営することとし、学校は、教育機能の早期回復に努めることを基本にしつつ、７日以内を原則として可能な範囲で協力するものとする。 (→「第３章　第４節　避難対策」の項を参照) **２　災害発生直後の被害状況等の収集** 応急対策計画の策定のため、次の項目について被害状況を速やかに収集し、教育委員会から災害対策本部に連絡報告する。 (1) 勤務時間外に災害が発生した場合、職員は勤務先の学校に自発的に緊急集合し、市が行う災害応急活動、復旧活動に協力し、応急教育の実施のための措置を講ずる。 (2) 学校施設の被害状況 (3) その他教育施設の被害状況 (4) 児童生徒の被災状況 (5) 教職員の被災状況 (6) その他応急措置を必要と認める事項 **３　応急教育の実施のための措置** (1) 教育委員会は、児童・生徒の被災状況や教育施設の状況を把握し、応急教育の実施に必要な措置を講じるとともに、県　教育事務所に報告する。 ①・②　(略) ③ 児童・生徒の衛生、保健管理上の適切な措置と指導 ④　(略) (2) 教育委員会は、被災状況により次の措置を講じる。 ①　(略)	**第１７節　教育対策** 災害発生時における児童生徒及び教職員の保護及び支援、教育施設等の復旧に向けた対策について定める。 **１　災害時に学校の果たすべき役割** 災害時における学校の基本的役割は、児童　生徒等の安全確保と学校教育活動の早期回復を図ることにあることから、避難所として指定を受けた学校においても、避難所は、市が、自主防災組織等と連携して運営することとし、学校は、教育機能の早期回復に努めることを基本にしつつ、７日以内を原則として可能な範囲で協力するものとする。 (→「第３章　第４節　避難対策」の項を参照) **２　応急教育の実施のための措置** (1) 教育委員会は、児童　生徒の被災状況や教育施設の状況を把握し、応急教育の実施に必要な措置を講じるとともに、播磨東教育事務所に報告する。 ①・②　(略) ③ 児童　生徒の衛生、保健管理上の適切な措置と指導 ④　(略) (2) 教育委員会は、被災状況により次の措置を講じる。 ①　(略)	第１６節から第１７節へ節ずれ 字句の修正

【新旧対照表（地域防災計画（第３編）風水害等対策）】

＜現　　行＞	＜改　正　後＞	＜修正理由＞
②　授業料の免除や奨学金制度の活用	――――――――――――	教育委員会は授業料を徴収しておらず、奨学金制度もないため削除
③　災害時における児童生徒の転校手続き等の弾力的運用	②　災害時における児童生徒の転校手続き等の弾力的運用	
④　被災職員の代替等対策	③　被災職員の代替等対策	
(3) 災害救助法が適用された場合の措置	(3) 災害救助法が適用された場合の措置	数字のずれ
①　市は、学校及び市教育委員会の協力を受け、学用品の調達及び配分を行う。	①　市は、学校及び市教育委員会の協力を受け、学用品の調達及び配分を行う。	
ア　対象 住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水により学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒	ア　対象 住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水により学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある＿＿児童＿＿＿＿生徒	字句の修正
イ　学用品の品目 教科書及び教材、文房具並びに通学用品	イ　学用品の品目 教科書、＿教材、文房具及び　通学用品	字句の修正
５　心の健康管理	**３　心の健康管理**	数字のずれ
教育委員会は、次の措置を講じる	教育委員会は、次の措置を講じる	
(1) 被災児童生徒への心のケア	(1) 被災児童生徒への心のケア	
①　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿教職員によるカウンセリング	①　スクールカウンセラー、教職員によるカウンセリング	
②　（略）	②　（略）	
③　教育相談センター、＿＿健康福祉事務所、こころのケアセンター、こども家庭センター等の専門機関との連携	③　＿＿相談センター、加東健康福祉事務所、加東＿＿＿＿＿＿＿こども家庭センター等の専門機関との連携	県地域防災計画に伴う修正
(2) 教職員の心の健康管理　（略）	(2) 教職員の心の健康管理　（略）	
６　教育施設の応急復旧対策	**４　教育施設の応急復旧対策**	数字のずれ
市は、災害発生後速やかに市が管理する教育施設等の被災状況を確認し、応急復旧等必要な措置を講じる。	市は、災害発生後速やかに市が管理する教育施設等の被災状況を確認し、応急復旧等必要な措置を講じる。	
(1) 教育施設 施設の管理者は、被害状況を＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿教育委員会に報告するとともに、状況により、一時的な復旧工事や間接的な復旧を行う。	(1) 教育施設 市＿＿＿＿は、被害状況を、播磨東教育事務所を通じて、県教育委員会に報告するとともに、状況により、一時的な復旧工事や間接的な復旧を行う。	県地域防災計画に伴う修正
(2) 指定文化財等 国・県・市指定文化財及び登録文化財等の所有者及び管理者は、被害が発生した場合、＿＿＿＿＿＿＿＿＿教育委員会に報告する。	(2) 指定文化財等 国・県・市指定文化財及び登録文化財等の所有者及び管理者は、被害が発生した場合、市教育委員会を経由して、県教育委員会に報告する。 また、指定文化財等の被災程度が大きい場合、県教育委員会は、文化庁に支援を依頼する。その結果、必要と認められるときは、文化財等救援委員会が立ち上がり、応急復旧対策を行うことになる。	県地域防災計画に伴う修正
第１７節　保育対策	**第１８節　保育対策**	第１７節から第１８節へ節ずれ
災害時において、乳幼児を持つ市民が安心して生活再建活動に専念できるよう援助し、併せて乳幼児のこころの安定を図るための保育対策を定める。	災害時において、乳幼児を持つ市民が安心して生活再建活動に専念できるよう援助し、併せて乳幼児のこころの安定を図るための保育対策を定める。	
１　災害発生時の措置	**１　災害発生時の措置**	
(1) 災害が発生又は発生するおそれがある場合に、各認定こども園、＿保育園及び幼稚園（以下、こども園等＿という。）に情報を迅速かつ的確に伝達するとともに、園長等は園児の安全確保を図る。	(1) 災害が発生又は発生するおそれがある場合に、各認定こども園及び保育所＿＿＿（以下「こども園等」という。）に情報を迅速かつ的確に伝達するとともに、園長等は園児の安全確保を図る。	字句の修正
(2)　（略）	(2)　（略）	
２　応急保育	**２　応急保育**	
(1)～(4)　（略）	(1)～(4)　（略）	
(5) 生活対策部及び教育対策部は、園長に適切な応急対策等に関して指示を行い、市からの情報の伝	(5) ＿＿＿＿＿＿教育対策部は、園長に適切な応急対策等に関して指示を行い、市からの情報の伝	こども園等担当部署で対応す

＜現　　行＞	＜改　正　後＞	＜修正理由＞
達、こども園等からの報告体制の万全を図る。また、衛生管理、復旧対策全般について総括的指導を行う体制をとる。	達、こども園等からの報告体制の万全を図る。また、衛生管理、復旧対策全般について総括的指導を行う体制をとる。	るため削除
第１８節　警備対策 〔実施関係機関：警察〕 警察署は関係機関と連携し、市内の災害警備のため、次の措置を講じるものとされている。 (1) 被害実態の把握 (2) 被災者の救出救護 (3) 危険箇所の実態把握及び警戒 (4) 気象情報等の収集及び伝達 (5) 危険区域居住者に対する避難勧告等及び誘導 (6) 行方不明者の捜索及び死体の見分 (7) 被災地等における交通の安全と円滑の確保 (8) 被災地等における犯罪の予防検挙 (9) 地域安全情報、災害関連情報等の広報活動 (10) 関係機関の行う災害復旧活動に対する援助活動	**第１９節　警備対策** **１　警察本部の災害警備本部体制の種類及び発令基準** (1) 災害警備本部体制Ａ号 ① 県内における震度６強以上の地震を観測したとき。 ② 県内に大津波警報の発表があったとき。 (2) 災害警備本部体制Ｂ号 ① 県内における震度６弱の地震を観測したとき。 ② 県内に津波警報の発表があったとき。 ③ 県内の大雨、大雪、暴風、暴風雪及び高潮に係る特別警報の発表があったとき。 (3) 災害警備本部体制Ｃ号 ① 県内における震度５強の地震を観測したとき。 (4) 準災害警備本部体制 ① 県内における震度５弱又は震度４の地震を観測したとき。 ② 県内に津波注意報の発表があったとき。 ③ 県内の大雨、大雪、暴風、暴風雪及び高潮に係る警報の発表があったとき。 **２　災害警備体制の発令等** (1) 警察本部長は、上記基準に該当する状況を認知したときは、災害警備体制を発令することとする。ただし、上記基準に該当しない場合において、県内で災害が発生し、又は発生するおそれがあると認めるときは、被害の状況及び被害の程度又は見込まれる被害を勘案して相当の災害警備体制を発令することができる。 (2) 警察本部長は、気象条件の悪化又は好転、危機の増減、被災地における応急措置の状況等、情勢の変化等並びに被害の程度及び見込まれる被害を勘案して、災害警備体制の種類の変更又は解除を発令することとする。	第１８節から第１９節へ節ずれ 県地域防災計画に伴う修正
第１９節　旅客、帰宅困難者対策 〔実施関係機関：公共交通機関、観光協会、観光・宿泊施設の管理者〕 公共交通機関等の不通により、自力で帰宅することが困難な滞留者、旅行者等に対し災害情報を提供するとともに、最寄りの避難所等で必要な支援を行う。	**第２０節　旅客、帰宅困難者対策** 公共交通機関等の不通により、自力で帰宅することが困難な滞留者、旅行者等に対し災害情報を提供するとともに、最寄りの避難所等で必要な支援を行う。	第１９節から第２０節に節ずれ 実施関係機関の削除
第２０節　農林関係対策 〔実施関係機関：畜産生産者団体、農業協同組合〕 災害による農林業関係施設が被災した場合における応急対策について定める。 **１　畜産対策** 家畜保健衛生所が実施する畜舎及び家畜の被害状況把握に協力する。 生産者団体は、出荷先の被害状況等を勘案して出荷経路の確保及び出荷先変更、又は貯蔵施設等へ	**第２１節　農林関係対策** 災害による農林業関係施設が被災した場合における応急対策について定める。 **１　家畜防疫対策** 県及び家畜関係団体と協力して、次の対策を図る。 (1) 畜舎及び家畜の被害状況の把握	第２０節から第２１節に絶ずれ 実施関係機関の削除 県地域防災計画に伴う修正

【新旧対照表（地域防災計画（第３編）風水害等対策）】

＜現　　行＞	＜改　正　後＞	＜修正理由＞
の一時保管及び出荷待機等を農家に指導するものとする。 **２　農林業対策** 農林業関係団体等と協力して、被害状況を把握し、応急対策の徹底を図る。	(2) 救命治療の体制の整備と獣医師及び動物用医薬品の確保 (3) 死亡家畜の処分施設、場所の調整、確保 (4) 家畜の逸走防止、家畜排せつ物の流出阻止及び消毒の指導 (5) 発生のおそれのある疾病についてのワクチン接種 (6) 他の都道府県への家畜防疫員の派遣要請 **２　飼料確保対策** 県及び家畜関係団体と協力して、次の対策を図る。 (1) 飼料製造施設、荷役、配送施設の被災状況把握と生産者団体への情報提供 (2) (1)の施設が被災していない場合における業界団体に対する輸送経路の確保と遅滞なく必要量を供給するための緊急輸送の指導 (3) (1)の施設が被災した場合における業界団体に対する当面の必要量の確保指導 **３　主要作物** 県及び農業関係団体と協力して、水稲育苗施設等の破損個所への対策の速やかな実施や、成熟期で品質低下が懸念される場合の早期収穫の指導の徹底を行う。 **４　野菜** 県及び農業団体と協力して、災害についての情報収集に努めるとともに、施設の破損箇所の早期対策が速やかに実施されるよう指導の徹底を行うこととする。 **５　果樹** 県及び農業関係団体と協力して、生産者へ次の対策の徹底を図る。 (1) 露出した根部の覆土（地震により地割れ、地滑り等が発生したが、樹園地が崩壊しない軽度の場合） (2) 倒伏した果樹の引き起こしと支柱等による補強 **６　花き** 県及び農業関係団体と協力して、生産者へ温室、ハウス等の破損に対する応急措置の徹底を図ることとする。 **７　しいたけ** 県及び林業関係団体と協力して、生産業者にハウス等の破損に対する応急措置の徹底を図ることとする。	
第２１節　公共土木施設等の応急復旧及び二次災害防止対策等 災害により被災した公共土木施設等の復旧に向けた迅速な対応、及び二次災害の抑制と防御に向けた対策について定める。	**第２２節　公共土木施設等の応急復旧及び二次災害防止対策等** 災害により被災した公共土木施設等の復旧に向けた迅速な対応、及び二次災害の抑制と防御に向けた対策について定める。	第２１節から第２２節に節ずれ
第１　土砂災害	**第１　土砂災害**	
〔実施関係機関：県〕		実施関係機関の削除
(1) 県及び関係機関と協力し、総合土砂災害対策推進連絡会を活用して、災害による土砂災害対策を推進する。	(1) 県及び関係機関と協力して、総合土砂災害対策推進連絡会と協議・調整し、総合的な土砂災害対策を推進する。	県地域防災計画に伴う修正

＜現　　行＞	＜改　正　後＞	＜修正理由＞
(2)・(3)　(略) (4) 危険箇所の市民に　周知と、警戒避難体制の強化を図る。 (5)　(略)	(2)・(3)　(略) (4) 危険箇所の市民への周知と　警戒避難体制の強化を図る。 (5)　(略)	字句の修正
第２　道路	**第２　道路**	
〔実施関係機関：道路管理者〕		実施関係機関の削除
道路管理者は次の措置を講じるものとする。 (1)～(4)　(略)	道路管理者は次の措置を講じるものとする。 (1)～(4)　(略)	
第３　河川	**第３　河川**	
〔実施関係機関：河川管理者〕		実施関係機関の削除
河川管理者は次の措置を講じるものとする。 (1)・(2)　(略) (3) 河川管理者は、堤防・護岸等の河川管理施設等の被災箇所の早期復旧を実施する。 (4) 河川管理者は、河川を閉塞しているガレキの撤去や堤防損壊箇所の応急修繕を早期に実施する。	河川管理者は次の措置を講じるものとする。 (1)・(2)　(略) (3)　堤防・護岸等の河川管理施設等の被災箇所の早期復旧を図る　。 (4)　河川を閉塞しているガレキの撤去や堤防損壊箇所の応急修繕を早期に実施する。	字句の修正 字句の修正
第４　ダム	**第４　ダム**	
〔実施関係機関：ダム管理者〕		実施関係機関の削除
ダム管理者は次の措置を講じるものとされている。 (1) 臨時点検を実施して被害状況を把握し、危険箇所を対象とした応急対策を実施する。 (2) 堤体の安全性に支障がある場合は、緊急放流を行って速やかに貯水位を低下させる。	ダム管理者は次の措置を講じるものとされている。 (1) ダム及び貯水池周辺の点検を実施し、被害及び危険箇所を把握する。 (2) ダムの機能に支障がある場合は、応急対策を実施する。 (3) 堤体の安全性に支障がある場合は、関係機関への連絡や市民への周知を行い、速やかに貯水を低下させる。	県地域防災計画に伴う修正
第５　ため池	**第５　ため池**	
〔実施関係機関：ため池管理者〕		実施関係機関の削除
(1)　(略) (2) ため池管理者は、それぞれの管理する箇所で次の緊急対策を実施するものとする。 ①　(略) ②　ため池危険箇所の貯水位の低減や堤体開削 (3)　(略)	(1)　(略) (2) ため池管理者は、それぞれの管理する箇所で次の緊急対策を実施するものとする。 ①　(略) ②　ため池危険箇所の貯水位の低減 (3)　(略)	災害応急対策としては難しいため削除
第６　森林　(略)	**第６　森林　(略)**	
第７　農業土木　施設	**第７　農地・農業用施設**	県地域防災計画に伴う修正
〔実施関係機関：農地・農業用施設の発注者及び受注者、農地・農業用施設の管理者〕		実施関係機関の削除

【新旧対照表（地域防災計画（第３編）風水害等対策）】

＜現　　行＞	＜改　正　後＞	＜修正理由＞
(1)・(2)　(略)	(1)・(2)　(略)	
第８　宅地	**第８　宅地**	
(1) 県と連携して緊急パトロールを実施し、危険箇所を把握する。 (2) 被災宅地の危険度判定を実施する必要が認められたときは、被災宅地危険度判定実施本部を設置し、実施体制の確保及び資機材の調達を図るとともに、被災宅地危険度判定士の派遣等必要な支援を県に要請する。 (3) 判定実施本部においては、調査分担、日程、判定基準等を調整する。	(1) 県と連携して、緊急パトロールを実施し、危険箇所を把握する。 (2) 県と連携して、それぞれの管理する箇所で次の緊急対策を実施する。 ① ビニールシート等の応急措置 ② 宅地防災相談所等の開設 (3) 市は、民間宅地崩壊危険箇所の周知と警戒避難体制の強化を行う。	字句の修正 県地域防災計画に伴う修正
第９　建築物等 **１　被災建築物応急危険度判定の実施** (1) 被災建築物の応急危険度判定を実施する必要が認められたときは、被災建築物応急危険度判定実施本部を設置し、実施体制の確保及び資機材の調達を図るとともに、被災建築物応急危険度判定士の派遣等必要な支援を県に要請する。 (2) 判定実施本部においては、調査分担、日程、判定基準等を調整する。 (3) 応急危険度判定士は、「被災建築物応急危険度判定調査表」を使用し、原則として外観目視にて判定を行い、判定ステッカーを調査建物に貼付する。 (4) 公共施設の被災状況の早期把握に努め、状況に応じた応急対策を講じる。 **２　市民への広報** 被災宅地危険度判定、被災建築物応急危険度判定の実施に当たっては、市民に対し、判定制度の広報を行い、二次災害防止の徹底に努める。		被災建築物応急危険度判定は家屋被害認定と異なり、地震災害時に行うもので、風水害に特化するため削除
第１０　都市公園 〔実施関係機関：公園管理者〕 公園の管理者は、災害発生後に緊急点検を実施し、被災状況と危険箇所を把握するとともに、必要により立入の制限及び応急復旧工事等を実施する。	**第９　公園** (1) 管理する公園について、緊急点検を実施し、被災状況と危険箇所を把握するとともに、必要により使用の制限及び応急復旧工事等を実施する。 (2) 点検結果及び応急対策について、県に速やかに報告する。	第１０から第９へずれ 字句の修正 実施関係機関の削除 県地域防災計画に伴う修正
第１１　危険物施設 〔実施関係機関：消防本部〕 消防本部は、危険物施設に対し立入検査を実施し、適切な措置を講じる。		危険物に関する事項は第４章・第５章で扱うため、ここでは削除
第２２節　り災証明　（略）	**第２３節　り災証明　（略）**	第２２節から第２３節へずれ
第４章　大規模事故等災害応急対策計画	**第４章　大規模事故等災害応急対策計画**	

＜現　　行＞

大規模事故等災害応急対策計画は、大規模事故等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、円滑かつ迅速に対応するための計画である。

第１節　基本対策

市長は、大規模事故等の災害応急対策を円滑に展開するために必要な体制及び対策について定める。

第１　組織の設置

市長は、市域内において大規模な事故災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を強力に推進するため、大規模事故等災害対策本部（以下「(事故）災害対策本部」という。）を設置する。

１　設置基準等

（事故）災害対策本部の設置基準等は次のとおりとする。

(1) 設置基準等

	（事故）災害対策本部
設置基準	次のいずれかに該当するとき。 ①＿＿＿＿＿＿火災・災害等即報要領の直接即報基準に達したとき。 ②災害救助法の適用基準に達するおそれがあるとき。 ③災害が発生した場合において、その状況を勘案して、災害応急対策を行うため又は災害応急対策に備える必要があるとき。
廃止基準	次のいずれかに該当するとき。 ①災害応急対策が概ね終了したとき。 ②災害応急対策に備えて設置した場合で、災害が発生するおそれが解消したとき。
設置場所	市役所
業　務	災害の警戒・防御及び応急対策に係る業務を総合的に推進する。事務の分掌は風水害対策等を準用する。

※事故原因がテロ等の武力攻撃等によることが判明したときは、「加東市国民保護計画」による本部体制に移行する。また、事故原因が鳥インフルエンザの感染症によることが判明したときは、「高病原性鳥インフルエンザ対策防疫マニュアル」による本部体制に移行する。

＿＿＿＿＿＿

【新旧対照表（地域防災計画（第３編）風水害等対策）】

＜現　　行＞

＜改　正　後＞

＜修正理由＞

２　組織体制　（略）

第２　配備、動員

〔実施関係機関：消防機関、警察、自主防災組織〕

１　配備態勢

総務財政部長は、災害情報を収集し、市長、副市長に状況を報告し、必要な対策等を進言する。
これにより、市長は、配備体制を決定し、職員の動員を指示する。
市長が指示を行えないときの代行者は、本部設置時の職務の代理順位による。

配　備　基　準

組織	配備	配備基準		
		配備基準	配備職員	態勢
（事故）災害警戒体制	１号配備	大規模事故等により ①火災・災害等即報要領の即報基準に達する災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき。 ②その他限定的ではあるが被害が生じたとき、又は生じるおそれがあるとき。	あらかじめ定めた人員（少数）	防災課を主として情報収集・連絡調整にあたることができる態勢
（事故）災害対策本部	２号配備	大規模事故等により ①火災・災害等即報要領の直接即報基準に達する災害が発生、又は発生のおそれがあるとき。 ②その他大規模な被害が生じ、又は生じるおそれがあるとき。	事故等による災害の状況に応じて応急対策活動に移行できる人員	防災課及び関係部課等を主として応急対策活動に当ることができる態勢
	３号配備	大規模事故等により 災害救助法の適用を受ける重大な災害が発生、又は発生のおそれがあるとき	全職員	必要に応じて臨時・嘱託職員も配備し応急対策活動に当る態勢。

２　動員　（略）

エ　危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの
ｱ）　河川へ危険物等が流出し、防除又は回収等の活動を要するもの
ｲ）　500 キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等
オ　市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難又は道路の全面通行禁止等の措置を要するもの
カ　市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災
③　ホテル、病院、映画館及び百貨店において発生した火災
④　爆発、異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。）

２　組織体制　（略）

第２　配備、動員

実施関係機関の削除

１　配備体制　字句の修正

総務財政部長は、災害情報を収集し、市長、副市長に状況を報告し、必要な対策等を進言する。
これにより、市長は、配備体制を決定し、職員の動員を指示する。
市長が指示を行えないときの代行者は、本部設置時の職務の代理順位による。

配　備　基　準

組織	配備	配備基準		
		配備基準	配備職員	態勢
（事故）災害警戒体制	１号配備	大規模事故等により ①火災・災害等即報要領の即報基準に達する災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき。 ②その他限定的ではあるが被害が生じたとき、又は生じるおそれがあるとき。	あらかじめ定めた人員（少数）	防災課を主として情報収集・連絡調整にあたることができる体制
（事故）災害対策本部	２号配備	大規模事故等により ①火災・災害等即報要領の直接即報基準に達する災害が発生、又は発生のおそれがあるとき。 ②その他大規模な被害が生じ、又は生じるおそれがあるとき。	事故等による災害の状況に応じて応急対策活動に移行できる人員	防災課及び関係部課等を主として応急対策活動に当ることができる体制
	３号配備	大規模事故等により 災害救助法の適用を受ける重大な災害が発生、又は発生のおそれがあるとき	全職員	必要に応じて臨時・嘱託職員も配備し応急対策活動に当る体制

字句の修正

字句の修正

字句の修正

２　動員　（略）

＜現　　行＞

第２節　情報の収集・伝達及び報告

災害の応急対策を行う上で重要な資料となる情報の収集及び伝達、被害の調査及び報告について定める。

第１　情報_収集・伝達手段の確保

１　通信機能の確保

通信設備の機能維持を図り、防災関係者間の通信及び市民等への広報手段を確保する。

主な通信手段

主な通信手段		主な通信区間
有線	一般加入電話・ＦＡＸ ＣＡＴＶ（ＴＶ映像をいう。以下同じ）	災害対策本部～防災関係機関・市民等
	災害時優先電話	
	防災気象情報提供システム	神戸海洋気象台～災害対策本部～市民等
	土砂災害情報相互通報システム	気象会社～災害対策本部～ＣＡＴＶ（映像）～市民等
有線／無線	兵庫県災害対応総合情報ネットワークシステム（フェニックス防災システム）	災害対策本部～消防本部・県・近隣市町・防災関係機関
無線	兵庫衛星通信ネットワーク（衛星系／地上系）	災害対策本部～県・近隣市町・防災関係機関
	携帯電話	災害対策本部～災害現場
	かとう安全安心ネット	災害対策本部～市民等
	防災行政無線（同報系）	災害対策本部～市民等
	簡易デジタル無線	災害対策本部～災害現場

２　代替通信手段の確保

市が所有する通信機能が低下し、応急対策に著しい支障が生じる場合は、次の代替通信手段を確保する。

(1) 災害時優先電話の利用

市役所内に設置している災害時優先電話を活用する。

(2) 非常・緊急通話の利用

災害時優先電話により、市外局番なしの「102」をダイヤルし、西日本電信電話㈱のオペレーターに非常・緊急通話の利用を申し込む。

(3) アマチュア無線の協力要請

兵庫県無線赤十字奉仕団等に、無線通信による通信協力を要請する。

３　情報等の伝達

市長は、知事から火災気象通報を受け、次の基準（火災予防規則第３条）に該当する場合、火災警

＜改　正　後＞

第２節　情報の収集・伝達及び報告

災害の応急対策を行う上で重要な資料となる情報の収集及び伝達、被害の調査及び報告について定める。

第１　情報の収集・伝達

１　航空機墜落事故災害の第一報の情報伝達

航空機墜落事故による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、当該災害に関する情報伝達を速やかに行うとともに、被害状況等の早期把握に努め、防災関係機関等との連携の下に、的確な対応をとるものとする。

この場合の情報伝達は次の系統で行うものとする。

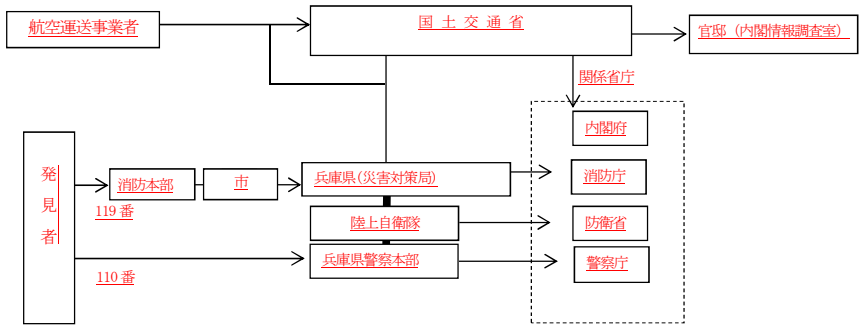

２　鉄道災害の第一報の情報伝達

鉄道事故による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、当該災害に関する情報伝達を速やかに行うとともに、被害状況等の早期把握に努め、防災関係機関等との連携の下に、的確な対応をとるものとする。

この場合の情報伝達は次の系統で行うものとする。

なお、危険物の漏えい等の場合は第１１節に掲載の系統図による。

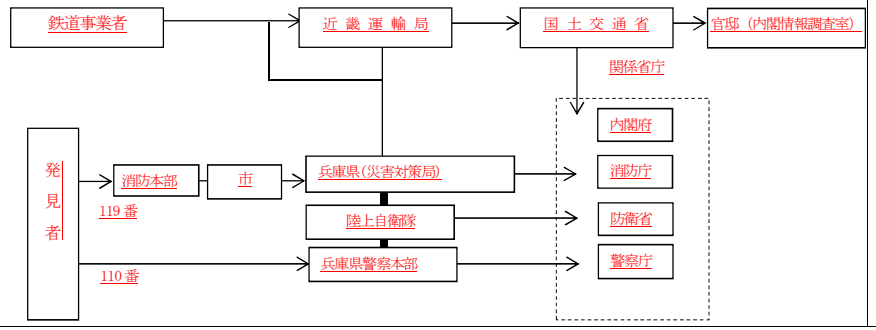

＜修正理由＞

県地域防災計画に伴う修正
第５章第２から移動

【新旧対照表（地域防災計画（第３編）風水害等対策）】

＜現　　行＞	＜改　正　後＞	＜修正理由＞
報を発令することができる。（消防法第 22 条）。 市は、防災行政無線、ＣＡＴＶ、かとう安全安心ネット、広報車等で火災警報の発令と火の使用の制限等について住民等に伝達する。 ① 実効湿度が 60 パーセント以下で、最低湿度が 40 パーセント以下となるとき。 ② 実効湿度が 70 パーセント以下であって、最低湿度が 45 パーセントを下り、最大風速 8 メートルを超える見込みのとき。 ③ 平均風速 10 メートル以上の風が１時間以上連続して吹く見込みのとき。 **４　被害状況の収集** 市民、自治会、自主防災会、消防団、消防本部、各部班その他関係機関から地域における被害情報を収集する。 収集すべき主要な情報は、次のとおりである。 (1) 人的被害状況 (2) 家屋被害状況 (3) 火災状況 (4) 道路状況（道路陥没・亀裂、障害物による通行障害、落橋等） (5) 交通機関の運行状況 (6) 防災関係機関の防災応急対策状況 (7) ライフラインの状況（電気・ガス・上（下）水道・通信等） (8) 公的施設の被害状況 (9) その他災害に関する各種の情報、資料等 **５　情報の共有** 被害状況及び応急対策実施状況等を取りまとめるとともに、県、警察署、防災関係機関と情報交換を密接にし情報の共有化を図る。 **６　点検・巡視等** （事故）災害発生警戒時から、市及び防災関係機関は、担当地域や所管施設等の状況を点検・巡視する。市は、消防本部と連携を図りながら、必要に応じ重要防災箇所にパトロール班を編成・派遣し、速やかに情報を収集する。 点検・巡視中異常を発見したときは、直ちに本部に報告するとともに、重要情報（死者・重傷者の発生、災害発生の前兆等）は、カメラ、カメラ付携帯電話等を活用して映像情報での報告に配慮する。 **７　異常現象の通報等** 大規模な事故等の災害が発生又は発生するおそれのある異常な現象を発見した者は、市長又は警察官に通報するものとする。 市長は、異常現象等の発見又は災害発生の連絡を受けた場合は、その事象に関係のある機関に通報すると共に、必要に応じて市民に周知する。 **第２　（事故）災害の報告** **１　報告基準** 以下の種類の災害が生じたときは、県に災害情報を報告する。 (1) （事故）災害対策本部を設置した災害	**３　道路災害等の第一報の情報伝達** (1) 道路構造物の被災等による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合 道路管理者は、当該災害に関する情報伝達を速やかに行うとともに、被害状況等の早期把握に努め、防災関係機関等との連携の下に、的確な対応をとるものとする。 この場合の情報伝達は次の系統で行うものとする。 なお、危険物の漏えい等の場合は第１１節に掲載の系統図による。 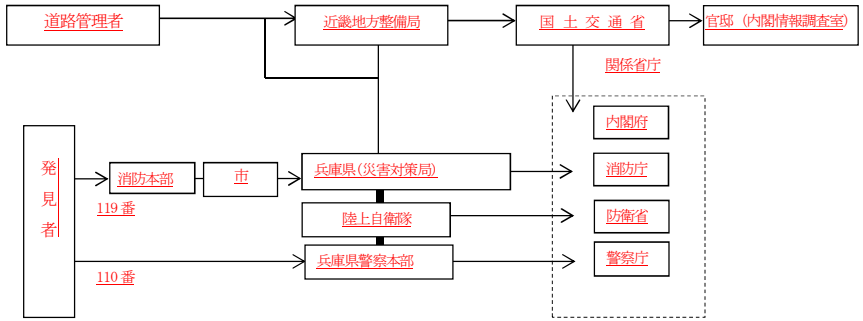 (2) 歩道上等において雑踏事故が発生し、又は発生するおそれがある場合 イベント等の主催者、主催者から警備を委託された者又は雑踏事故の発見者（以下、本節において「主催者等」という。）は、防災関係機関への通報等、的確な対応をとるものとする。 この場合の情報伝達は次の系統で行うものとする。 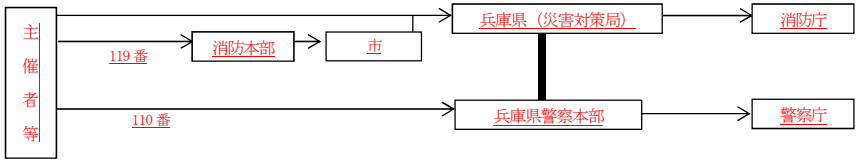 **第２　（事故）災害の報告** **１　報告基準** 以下の種類の災害が発生したときは、原則として覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で県に情報を報告する。	県地域防災計画に伴う修正

＜現　　行＞	＜改　正　後＞	＜修正理由＞
(2) 災害救助法の適用基準に合致する災害 (3) 災害による被害に対して、国の特別の財政的援助を要する災害 (4) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等から特に報告の必要があると認められる程度の災害（市域内で、火災・災害等即報要領の即報基準に達する災害（→下表参照）を指す。） (5) (1)又は(2)に定める災害になるおそれのある災害	〔火災〕 (1) 交通機関の火災（航空機火災、トンネル内の車両火災及び列車火災） (2) 特殊な対応態様の火災等の消防上特に報告の必要があると思われるもの（例えば、消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災等） 〔危険物等に係る事故〕 危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等の運搬に係る事故のうち、周辺地域住民に影響を与えるもの又はそのおそれがあるもの、その他大規模なもの （例）・死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの（発生するおそれがあるものを含む。） ・負傷者が５名以上発生したもの（発生するおそれがあるものを含む。） ・爆発により周辺に被害を及ぼしたもの（及ぼすおそれがあるものを含む。） ・周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの ・海上、河川への危険物等流出事故 ・高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う、火災・危険物等の漏えい事故 ・その他、事故の発生携帯、被害の態様から社会的に影響度が高いと認められるもの 〔救急・救助事故〕 (1) 死者５名以上の救急事故 (2) 死者が発生して、かつ死者及び負傷者の合計が 30 名以上の救急事故 (3) 要救助者が５名以上の救助事故 (4) 覚知から救助完了までの所要時間が５時間以上を要した救助事故 (5) その他社会的に影響度が高い救急・救助事故（例えば、列車の衝突及び転覆、バスの転落並びにハイジャック及びテロ等） （例）・列車の衝突、転覆等による救急・救助事故 ・バスの転落による救急・救助事故 ・ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故	
２　報告系統 通信の不通等により県に報告できない場合及び緊急報告を要する場合、直接消防庁に報告する。 ただし、その場合にも県との通信確保に努め、報告済の連絡をする。	**２　報告系統** 通信の不通等により県に報告できない場合及び緊急報告を要する場合、内閣総理大臣に対して直接災害情報等を報告する。 ただし、その場合にも県との連絡確保に努め、連絡がとれるようになった後は、県に対して報告する。	県地域防災計画に伴う修正
３　報告手段 災害情報の報告は、以下の手段による。 (1) 原則フェニックス防災端末に入力することで行う。 (2) あらかじめ県が指定する時間ごとに災害情報をとりまとめ、入力する。 (3) 必要に応じて有線もしくは無線電話又はファクシミリなども活用する。 (4) 有線が途絶した場合は、兵庫衛星通信ネットワーク（衛星系・地上系）、西日本電信電話㈱災害対策用無線、警察無線等の無線通信施設等を利用する。 又、必要に応じ、他機関に協力を求め、通信手段を確保する。 (5)　（略）	**３　報告手段** 災害情報の報告は、以下の手段による。 (1) 災害の発生を覚知したときは、速やかにフェニックス防災端末に情報を入力する。 (2) あらかじめ県が指定する時間ごとに災害情報をとりまとめ、フェニックス防災端末に入力する。 (3) 必要に応じて有線若しくは無線電話又はファクシミリなども活用する。 (4) 有線が途絶した場合は、兵庫衛星通信ネットワーク（衛星系・地上系）、警察無線等の無線通信施設等を利用する。 必要に応じ、他機関に協力を求め、通信手段を確保する。 (5)　（略）	県地域防災計画に伴う修正
４　報告内容 (1) 緊急報告 ①　事務所の周辺の被災状況（報告内容は、庁舎周辺で覚知できる状況のみでよく、必ずしも数値で表せる情報である必要はない。）	**４　報告内容** (1) 緊急報告 ①　次の場合、第一報を県に対してだけでなく消防庁に対しても、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告することとする。	県地域防災計画に伴う修正

【新旧対照表（地域防災計画（第３編）風水害等対策）】

＜現　　行＞

なお、緊急の場合には口頭報告で行う。

② 消防本部は、消防組織法に基づき火災・災害等に関する即報を行う。（報告内容は、必ずしも具体的な被害状況を含んでいる必要はなく、通信受信状況の概要で足りる。

(2) 災害概況即報

災害の初期段階で被害状況が十分把握できていない場合には、速やかに人的被害の状況、建築物の被害状況及び土砂災害等の発生状況等の情報を収集し、被害規模に関する概括的情報も含め、把握できた範囲から、逐次、連絡する。

(3) 被害状況即報

被害状況に関する情報を収集し、報告する。

(4) 災害確定報告

応急措置完了後速やかに災害確定報告を行う。

■災害報告内容一覧

報告区分	報告系統及び使用様式 注：〔　〕は様式、→　はフェニックス防災システムの情報経路
緊急報告	加東市 → 県（地方本部） → 県（災害対策本部） → 国（消防庁） ＊通報殺到時
災害概況即報	加東市〔災害概況即報〕→ 県（地方本部） → 県（災害対策本部） → 国（消防庁） ＊県への連絡が不能の場合
被害状況即報	加東市〔被害状況即報〕→ 県（地方本部） → 県（災害対策本部） → 国（消防庁） ＊県への連絡が不能の場合
災害確定報告	加東市〔災害確定報告〕→ 県（地方本部） → 県（災害対策本部） 国（消防庁）

第３　被害調査　（略）

第３節　防災関係機関等との連携

＜改　　正　　後＞

ア　交通機関の火災（航空機火災（火災の発生のおそれのあるものを含む。）、トンネル内車両火災、列車火災）

イ　高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う火災・危険物等の漏えい事故

ウ　救急・救助事故

死者が発生しているか発生するおそれがあり、かつ死者及び負傷者が 30 名以上発生し又は発生するおそれのある救急・救助事故で次にあげるもの

ｱ）列車の衝突、転覆等による救急・救助事故

ｲ）バスの転覆等による救急・救助事故

ｳ）ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故

② 多くの死傷者が発生する等、消防本部への通報（電話・来庁を問わない）が殺到した場合、直ちに消防庁、県（災害対策本部、地方本部経由）それぞれに対し報告することとする。消防庁に対しては、県を経由することなく直接報告し、その旨県にも後で報告することとする。

(2) 災害概況即報

災害等の初期段階で被害状況が十分把握できていない場合には、速やかに人的被害の状況等の情報を収集し、被害規模に関する概括的情報も含め、把握できた範囲から、逐次、県へ連絡する。

特に、災害等が自らの対応力のみでは十分な対策を講じることができない規模であると予想される場合は、至急その旨を県へ報告する。

(3) 被害状況即報

被害状況に関する情報を収集し、県に報告する。

(4) 災害確定報告

応急措置完了後速やかに県に文書で災害確定報告を行う。

■災害報告内容一覧

報告区分	報告系統及び使用様式 注：〔　〕は様式、→　はフェニックス防災システムの情報経路
緊急報告	加東市 → 県（地方本部） → 県（災害対策本部） → 国（消防庁） ＊通報殺到時
災害概況即報	加東市〔災害概況即報〕→ 県（地方本部） → 県（災害対策本部） → 国（消防庁） ＊県への連絡が不能の場合
被害状況即報	加東市〔被害状況即報〕→ 県（地方本部） → 県（災害対策本部） → 国（消防庁） ＊県への連絡が不能の場合
災害確定報告	加東市〔災害確定報告〕→ 県（地方本部） → 県（災害対策本部） （文書） 国（消防庁）

第３　被害調査　（略）

第３節　防災関係機関等との連携

＜修正理由＞

＜現　　行＞

第１　専門家・専門機関等への協力要請

〔実施関係機関：県、自衛隊、警察、その他専門機関〕

大規模事故災害が発生し又は発生するおそれがあり、必要があると認めるときは、県に対して、専門家・専門機関等の助言等の協力を要請する。

(1)・(2)　（略）

第２　自衛隊への派遣要請

〔実施関係機関：自衛隊〕

１　災害派遣の要請　（市長 → 知事 → 自衛隊）

(1) 要請の方法

① 市長は、災害時において、人命及び財産の保護のため、自衛隊の災害派遣を要請する必要があると認める場合、県民局長、警察署長等と十分連絡をとり、次の事項を明らかにして、知事に対し、自衛隊の派遣要請をするよう求める。

ア　災害の状況及び派遣を要請する理由
イ　派遣を希望する期間
ウ　派遣を希望する区域及び活動内容
エ　派遣部隊の展開場所
オ　その他参考となるべき事項
・　要請責任者の職氏名
・　災害派遣時における特殊携行装備又は作業種類
・　派遣地への最適経路
・　連絡場所及び現場責任者氏名並びに標識又は誘導地点及びその標示

② 市長は、通信の途絶等により、知事に対して前記①の要求ができない場合には、その旨及び災害の状況を自衛隊に通知することができる。

この場合において、自衛隊は、その事態に照らし、特に緊急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、部隊等を派遣することができる。

③ 市長は、前記② の通知をしたときは、速やかに知事にその旨を通知しなければならない。

■派遣及び撤収要請手続経路　（略）

(2) 指定地方公共機関等の長→知事→自衛隊

特殊な災害（鉄道事故、工場災害等、多数の者の人命に係る大規模な事故）について、自衛隊の災害派遣を必要とする機関の長は、前記(1)①に掲げる事項を当該機関から直接知事へ連絡するものとされている。

２　要請先等　※連絡先等一覧

区　分		電話番号	
		勤務時間内	勤務時間外
県	北播磨県民局	42-9309 FAX42-4704	
	（災害対策本部設置時） 災害対策本部事務局	(078)362-9900（時間内外とも） FAX(078)362-9911～9912（時間内外とも）	
	（災害対策本部未設置時） 災害対策課（防災危機管理班）	(078)362-9988 FAX(078)362-9911～9912	(078)362-9900 FAX(078)362-9911～9912

＜改　正　後＞

第１　専門家・専門機関等への協力要請

大規模事故災害が発生し又は発生するおそれがあり、必要があると認めるときは、県に対して、専門家・専門機関等の助言等の協力を要請する。

(1)・(2)　（略）

第２　自衛隊への派遣要請

１　災害派遣の要請の方法　（市長 → 知事 → 自衛隊）

(1) 市長は、大規模事故災害時において、人命及び財産の保護のため、自衛隊の災害派遣を要請する必要があると認める場合、県民局長、警察署長等と十分連絡をとり、次の事項を明らかにして、知事に対し、自衛隊の派遣要請をするよう求める。

① 災害の状況及び派遣を要請する理由
② 派遣を希望する期間
③ 派遣を希望する区域及び活動内容
④ その他参考となるべき事項
ア　要請責任者の職氏名
イ　災害派遣時における特殊携行装備又は作業種類
ウ　派遣地への最適経路
エ　連絡場所及び現場責任者氏名並びに標識又は誘導地点及びその標示

(2) 市長は、通信の途絶等により、知事に対して前記(1)の要求ができない場合には、その旨及び災害の状況を自衛隊に通知することができる。

この場合において、自衛隊は、その事態に照らし、特に緊急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、部隊等を派遣することができる。

(3) 市長は、前記(2)の通知をしたときは、速やかに知事にその旨を通知しなければならない。

■派遣及び撤収要請手続経路　（略）

２　要請先等　※連絡先等一覧

区　分		電話番号	
		勤務時間内	勤務時間外
県	北播磨県民局	42-9308 FAX42-4704	
	（災害対策本部設置時） 災害対策本部事務局	(078)362-9900（時間内外とも） FAX(078)362-9911～9912（時間内外とも）	
	（災害対策本部未設置時） 災害対策課（防災危機管理班）	(078)362-9988 FAX(078)362-9911～9912	(078)362-9900 FAX(078)362-9911～9912

＜修正理由＞

実施関係機関の削除

実施関係機関の削除

県地域防災計画に伴う修正

県地域防災計画に伴う修正

県地域防災計画に伴う修正

県地域防災計画に伴う削除

内容の修正

【新旧対照表（地域防災計画（第３編）風水害等対策）】

＜現　　行＞	＜改　正　後＞	＜修正理由＞
自衛隊　陸上自衛隊青野原駐屯地（第８高射特科群第340高射中隊）　(0794)66-7301内線232	自衛隊　陸上自衛隊青野原駐屯地（第８高射特科群第340高射中隊）　(0794)66-7301内線232	
（注）緊急文書をファクシミリで送信する場合は、事前又は事後にその旨電話連絡し、確実性を期すること。	（注）緊急文書をファクシミリで送信する場合は、事前又は事後にその旨電話連絡し、確実性を期すること。	
３　受け入れ準備	**３　受　入れ準備**	
派遣を要請した場合、次の措置をとる。	派遣を要請した場合、次の措置をとる。	
(1) 派遣部隊指揮官との連絡調整にある現場責任者を置く。	(1) 作業実施期間中の　現場責任者の指定	県地域防災計画に伴う修正
(2)　（略）	(2)　（略）	
(3) 派遣部隊の宿泊施設又は設営適地となる受入拠点を準備する。	(3) 派遣部隊の宿泊施設又は設営適地の　準備	
４　撤収要請　（略）	**４　撤収要請　（略）**	
５　活動内容	**５　活動内容**	
(1) 被害状況の把握 車両、航空機等状況に適した手段による情報収集	(1) 被害状況の把握 車両、航空機等状況に適した手段による情報収集	
(2) 避難の援助 避難者の誘導、輸送等		県地域防災計画に伴う削除
(3) 遭難者等の捜索救助 行方不明者、負傷者等の捜索救助（通常、他の救援作業等に優先して実施）	(2) 遭難者等の捜索救助 行方不明者、負傷者等の捜索救助（通常、他の救援作業等に優先して実施）	数字のずれ
(4) 水防活動 堤防、護岸等の決壊に対し、土のう作成、運搬、積込み等		県地域防災計画に伴う修正
(5) 消火活動 利用可能な消防車等その他防火用具（必要な場合は、航空機等）による消防機関への協力（消火剤等は、通常、関係機関が提供）	(3) 消火活動 利用可能な消防車等その他防火用具（必要な場合は、航空機等）による消防機関への協力（消火剤等は、通常、関係機関が提供）	数字のずれ
(6) 道路又は水路の啓開 道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合の啓開除去	(4) 道路又は水路の啓開 道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合の啓開除去	数字のずれ
(7) 応急医療、救護及び防疫 被災者に対する応急医療、救護及び感染症対策（薬剤等は、通常、派遣要請者が提供）	(5) 応急医療及び救護 被災者に対する応急医療及び救護（薬剤等は、通常、派遣要請者が提供）	県地域防災計画に伴う修正
(8) 通信支援 災害派遣部隊の通信連絡に支障を来さない限度で実施	(6) 通信支援 災害派遣部隊の通信連絡に支障を来さない限度で実施	数字のずれ
(9) 人員及び物資の緊急輸送 救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送（航空機による輸送は、特に緊急を要する場合に限る。）	(7) 人員及び物資の緊急輸送 救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送（航空機による輸送は、特に緊急を要する場合に限る。）	数字のずれ
(10) 炊飯及び給水 炊飯及び給水の支援		県地域防災計画に伴う削除
(11) 物資の無償貸付又は譲与 「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」に基づき、被災者に対し生活必需品等の無償貸与又は救じゅつ品の譲与		県地域防災計画に伴う削除
(12) 危険物の保安及び除去 能力上可能なものについて、火薬類、爆発物、不発弾等危険物の保安措置及び除去	(8) 危険物等の保安及び除去 能力上可能なものについて、　危険物等の保安措置及び除去	県地域防災計画に伴う修正
(13) その他 その他、臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なもの	(9) その他 その他、臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なもの	数字のずれ

＜現　　行＞	＜改　正　後＞	＜修正理由＞
６　経費の負担区分 災害派遣を受けた機関は、原則として自衛隊の救援活動に要した次の経費（自衛隊装備に係るものを除く。）を負担する。ただし、災害救助法の適用となる大規模な災害時における経費については県が負担することとなっている。 (1) 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材等の購入費、借上料及び修繕費 (2)～(4)　(略) (5) 派遣部隊輸送のための民間輸送機関に係る経費	**６　経費の負担区分** 災害派遣を受けた機関は、原則として自衛隊の救援活動に要した次の経費を負担する。 (1) 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材等（自衛隊装備に係るものを除く。）の購入費、借上料及び修繕費 (2)～(4)　(略)	県地域防災計画に伴う修正
７　自衛隊の基本方針 (1) 自衛隊は、人命及び財産の保護のために行う応急救援・復旧のため、速やかに部隊を派遣できるよう平素から知事等関係機関と密接に連絡・協力して災害派遣を計画準備し、知事の要請により部隊等を派遣することになっている。	**７　自衛隊の基本方針** (1) 自衛隊は、人命及び財産の保護のために行う応急救援・復旧のため、速やかに部隊を派遣できるよう平素から県　等関係機関と密接に連絡・協力して災害派遣を計画準備し、知事、海上保安本部長、大阪空港事務所長（以下「知事等」という。）の要請により部隊等を派遣することとする。	県地域防災計画に伴う修正
(2) 災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、要請を待ついとまがないときは、指定部隊等の長は、要請を待つことなく、その判断に基づいて部隊等を派遣することとし、事後、できる限り早急に知事等に連絡し、所要の手続きをとることになっている。	(2) 災害の救援が特に急を要し、要請を待ついとまがないときは、指定部隊等の長は、要請を待つことなく、その判断に基づいて部隊等を派遣することとし、事後、できる限り早急に知事等に連絡し、所要の手続きをとることとする。	県地域防災計画に伴う修正
〈　自主派遣の判断基準　〉 ①　(略) ②　災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、市町長、管轄の警察署長等から通報を受け、又は部隊等による収集その他の方法により入手した情報等から、直ちに救援の措置を取る必要があると認められる場合 ③　(略)	〈　自主派遣の判断基準　〉 ①　(略) ②　災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、市町長から災害に関する通知、管轄の警察署長等から通報を受け、又は部隊等による収集その他の方法により入手した情報等から、直ちに救援の措置を取る必要があると認められる場合 ③　(略)	県地域防災計画に伴う修正
(3) 自衛隊の部隊等の長は、自衛隊の庁舎、営舎その他防衛省の施設又はこれらの近傍に、火災その他の災害が発生した場合、自らの判断により部隊等を派遣することになっている。	(3) 自衛隊の部隊等の長は、自衛隊の庁舎、営舎その他防衛省の施設又はこれらの近傍に、火災その他の災害が発生した場合、自らの判断により部隊等を派遣することとする。	字句の修正
第３　関係機関との連携	**第３　関係機関との連携**	
１　関係機関等への応援要請 (1)～(3)　(略) (4) 応援の受け入れ 各部署からの応援要請に基づき応援隊等を受け入れる場合、応援隊の案内用の職員又は地図等の情報、及び応援先の災害状況等の情報を提供する。	**１　関係機関等への応援要請** (1)～(3)　(略) (4) 応援の受　入れ 各部署からの応援要請に基づき応援隊等を受　入れる場合、応援隊の案内用の職員又は地図等の情報、及び応援先の災害状況等の情報を提供する。	字句の修正
２　消防機関の応援要請 (1) 広域消防相互応援 市長は、災害の規模等により応援を要請する他の市町又は兵庫県に応援を要請し、次の事項を連絡する。 ア　災害の発生場所及び概要 イ　必要とする車両、人員及び資機材・集結場所及び活動内容 ウ　その他必要事項 (2) 兵庫県広域消防相互応援 消防長は、北はりま消防本部だけでは対応困難な場合、兵庫県広域消防相互応援協定に基づき、連絡先　の明石市消防本部を経由して応援要請を行う。 (3) 緊急消防援助隊の出動要請	**２　消防機関の応援要請** (1) 大規模災害時における広域消防相互応援体制 ①　兵庫県広域消防相互応援協定に基づく応援 消防長は、北はりま消防本部だけでは対応困難な場合、兵庫県広域消防相互応援協定に基づき、連絡窓口の明石市消防本部を経由して応援要請を行い、その後市長に報告する。 ②　緊急消防援助隊の出動要請	県地域防災計画に伴う修正

【新旧対照表（地域防災計画（第３編）風水害等対策）】

＜現　　行＞	＜改　正　後＞	＜修正理由＞
市長は、市及び消防相互応援による消防力をもってしても災害に対処できないときは、消防庁長官による緊急消防援助隊の出動のための必要な措置がとられるよう知事に要請する。	市長は、兵庫県広域消防相互応援とあわせて更なる応援が必要な場合、知事に対して緊急消防援助隊の応援要請を行う。 (2) 関係機関との連携 消防及び警察は、市民の生命、身体及び財産の保護のために相互に協力する。	
第４節　災害救助法の適用	**第４節　災害救助法の適用　（略）**	
１　適用基準 (1) 適用基準 同一の原因による災害により、被災者が現に救助を要する状態にある場合で、次の各号のいずれかに該当するときに、知事が災害救助法を適用する。 ①・②　（略） ③　県の区域内で住家の滅失世帯数が 12,000 世帯以上に達した場合、又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする厚生労働省令で定める特別な事情（※）がある場合であって、多数の世帯の住家が滅した　場合（災害救助法施行令第１条第１項第３号） ※　厚生労働省令（災害救助法施行令第一条第一項第三号の厚生労働省令で定める特別の事情及び同項第四号の厚生労働省令で定める基準を定める省令（平成十二年厚生省令第八十六号））で定める特別な事情 災害を受けた者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害を受けた者の救出について特殊の技術を必要とする場合 ④　多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、厚生労働省令で定める次のいずれかに該当すること（災害救助法施行令第１条第１項第４号） ア・イ　（略） (2)・(3)　（略）	**１　適用基準** (1) 適用基準 同一の原因による災害により、被災者が現に救助を要する状態にある場合で、次の各号のいずれかに該当するときに、知事が災害救助法を適用する。 ①・②　（略） ③　県の区域内で住家の滅失世帯数が 12,000 世帯以上に達した場合、又は住家の滅失世帯が多数で被害地域が他の集落から隔離され、若しくは孤立している等のため生活必需品などの補給が極めて困難な場合若しくは有毒ガスの発生、放射性物質の放出等のため被災者の救助が極めて困難であり、そのため特殊の技術を必要とする場合（災害救助法施行令第１条第１項第３号） ④　多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、　次のいずれかに該当すること（災害救助法施行令第１条第１項第４号） ア・イ　（略） (2)・(3)　（略）	県地域防災計画に伴う修正
２　救助内容 (1) 実施項目 地域における公共の秩序を維持し、市民及び滞在者の安全を保持するため、市長が行うこととされた救助の実施に関する事務を適正に実施する。 ただし、災害が突発し、県の通知等を待ついとまがない場合には、救助の実施に関する事務のうち、緊急を要する事務を実施する。	**２　救助内容** (1) 実施項目 地域における公共の秩序を維持し、市民及び滞在者の安全を保持するため、市長が行うこととされた救助の実施に関する事務を適正に実施する。 ただし、災害が突発し、県の通知等を待ついとまがない場合には、救助の実施に関する事務のうち、緊急を要する事務を実施する。	

実施項目	実施期間
避難所の供与	７日以内
応急仮設住宅の供与	２年以内 (20 日以内に着工)
炊き出しその他による食品の給与	７日以内
飲料水の供給	７日以内
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	10 日以内
医療及び助産	14 日以内 分娩の日から７日以内
被災者の救出	３日以内
被災した住宅の応急修理	１ヶ月以内
学用品の給与	教科書等１ヶ月以内 文房具等 15 日以内
埋葬	10 日以内

実施項目	実施期間	＜修正理由＞
避難所の設置	７日以内	県地域防災計画に伴う修正
応急仮設住宅の供与	２年以内 (20 日以内に着工)	
炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	７日以内	県地域防災計画に伴う修正
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	10 日以内	
医療及び助産	14 日以内 分娩の日から７日以内	
被災者の救出	３日以内	
被災した住宅の応急修理	１ヶ月以内	
学用品の給与	教科書等１ヶ月以内 文房具等 15 日以内	
埋葬	10 日以内	

＜現　　行＞

死体の捜索及び処理	10 日以内
災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	10 日以内

(2) 防災関係機関　（略）
(3) 実施　　基準
市長は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」による基準で実施することが困難な場合、特別基準の適用を県知事に要請する。
この場合、期間延長については基準に示された期間内に要請する。

第５節　消火活動

〔実施関係機関：消防機関〕

大規模事故発生時の消防力の効果的な運用を図るため、次のとおり活動体制を確立する。

１～３　（略）

第６節　救助・救急、医療対策

第１　人命救出活動

〔実施関係機関：消防機関、警察、自衛隊〕

１　救出
(1) 消防機関は、保有資機材及び調達資機材を活用して負傷者等を救出する。
(2) 救出活動が困難な場合、県に、可能な限り次の事項を明らかにして、救出活動の実施を要請する。
① 応援を必要とする理由
② 応援を必要とする人員、資機材等
③ 応援を必要とする場所
④ 応援を必要とする期間
⑤ その他必要な事項

２　行方不明者の捜索
災害により行方不明の状態にある者（周囲の事情により死亡していると推定される者を含む。）を対象として捜索活動を実施する。
(1) 行方不明者情報の収集
被災者相談窓口等で受付けた情報及び被災現場等での情報を収集し、行方不明者のリストを作成する。
行方不明者のリストは、警察に提出し連携する。

＜改　正　後＞

死体の捜索及び処理	10 日以内
災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	10 日以内

(2) 防災関係機関　（略）
(3) 災害救助法による救助の基準
市長は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」による基準で実施することが困難な場合、特別基準の適用を　知事に要請する。
知事が内閣総理大臣に協議し、その同意を得て基準を定めることができるとされている。

第５節　消火活動

北はりま消防本部は、速やかに火災の発生状況を把握するとともに迅速に消火活動を実施する。化学消防車、化学消火薬剤による消火活動を重点的に実施する。特に航空災害の場合にあっては、航空機に積載された緊急用酸素の爆発及び航空燃料の燃焼（油火災）に留意し、的確な消火活動を行う。警察、市と連携して、市民等の生命及び身体の安全を図るとともに、消防活動の円滑化を期するため、必要に応じて、警戒区域を設定する。発災現場以外の区域の消防機関は、北はりま消防本部からの要請又は相互応援協定に基づき応援をすることとする。

１～３　（略）

第６節　救援・救護活動

第１　捜索、救助及び避難誘導活動

１　捜索活動
航空災害等において事故現場が不明な場合など必要に応じ、県、北はりま消防本部及び大阪航空局等と連携して、多様な手段を活用し、捜索を実施する。

２　救助活動
(1) 必要に応じ、職員の動員と負傷者等の救出を実施する。
(2) 救出活動が困難な場合、県に、可能な限り次の事項を明らかにして、救出活動の実施を要請する。
① 応援を必要とする理由
② 応援を必要とする人員、資機材等
③ 応援を必要とする場所
④ 応援を必要とする期間
⑤ その他必要な事項

３　避難誘導活動
列車又は自動車から危険物等が流出し、又はそのおそれがある場合等には、必要に応じて、警察の協力を得て付近住民に対して、避難のための立退きの指示、勧告等を行う。

＜修正理由＞

県地域防災計画に伴う修正
実施関係機関の削除
県地域防災計画に伴う修正
県地域防災計画に伴う修正
県地域防災計画に伴う修正
実施関係機関の削除
県地域防災計画に伴う修正

【新旧対照表（地域防災計画（第３編）風水害等対策）】

＜現　　行＞	＜改　正　後＞	＜修正理由＞
(2) 捜索活動 市及び消防本部は、行方不明者リストに基づき、警察、自衛隊等と連携して行方不明者の捜索活動にあたる。 行方不明者を発見した場合には、警察に連絡する。 **３　自主防災組織、事業所、市民等** 自主防災組織、事業所の防災組織、市民等は、次により自発的に救出活動を行うとともに、救出活動を実施する各機関に通報する。 (1) 組織内の被害状況の把握と負傷者の早期発見 (2) 組織的救出活動の実施 (3) 警察、消防等への通報 **４　その他** 救助活動を実施する機関は、速やかで的確な救助活動を実施するため、定期的な相互連絡による情報交換を行う。 また、必要により救助活動に必要な人員、機材等について、「災害時における応急対策業務に関する協定」に基づき、加東市建設業協会に支援を要請する。		
第２　救急医療活動	**第２　救急医療活動**	
〔実施関係機関：事故等責任機関、消防機関、医療機関、小野市加東市医師会〕		実施関係機関の削除
１　負傷者の発見、通報並びに関係機関への連絡 負傷者等の発見者から第１報を受信した機関は直ちに消防本部及び関係機関に連絡するものとする。	**１　現地救護所の設置** 必要と認める場合は、救護班を現地に派遣するなど、被災者等に対する保健医療活動を実施する。特に、被災地と医療機関との位置関係又は傷病者の数と搬送能力との問題から、被災地から医療機関への負傷者の搬送に時間がかかるため、現場での対応が必要な場合などには現地救護所を設置する。	県地域防災計画に伴う修正
２　現場から医療施設への負傷者等の搬送 (1) 消防本部は、直ちに職員、搬送車両等を現場に出動させ、搬送に当たる。 (2) 搬送車両等が不足する場合は、次の応急措置を講じる。 ① 応急的に調達した車両の活用 ② 隣接市町の応援要請 (3) 市長又は消防長は、ヘリコプターによる搬送を要すると判断した場合、県にヘリコプターの出動を要請する。 また、ヘリコプターによる救助活動に関しては、県立加古川医療センターを拠点とするDrヘリが昼間のみ運用されており、出動を要請する場合は、消防本部から出動を依頼する。（「兵庫県消防防災ヘリコプター応援要綱」等）	**２　現場から医療施設への負傷者等の搬送** (1) 搬送担当機関は、トリアージ結果に従って、搬送を実施する。 (2) 搬送車両等が不足する場合は、次の応急措置を講じる。 ① 救急指定病院の患者搬送車の活用 ② 応急的に調達した車両の活用 ③ 隣接市町の応援要請 (3) 市長又は消防長は、ヘリコプターによる搬送を要すると判断した場合、県にヘリコプターの出動を要請する。 また、ヘリコプターによる救助活動に関しては、県立加古川医療センターを拠点とするドクターヘリが昼間のみ運用されており、出動を要請する場合は、消防本部から出動を依頼する。（「兵庫県消防防災ヘリコプター応援要綱」等）	県地域防災計画に伴う修正
３　医療関係者の出動要請並びに現場及び搬送中の救急措置 現場の状況により必要と認める場合、医師会等の協力を得て医療関係者の現場への出動を要請する。	**３　トリアージの実施と現場での医療活動** 必要に応じ、小野市・加東市医師会等にトリアージや現地における治療活動を実施する医師の派遣を要請する。 災害現場での治療活動については、止血、被覆、固定、保温など応急的治療を行う。また、生命の危険に直面している負傷者に対しては気道確保や人工呼吸を行う。	県地域防災計画に伴う修正
４　負傷者等の収容	**４　負傷者等の収容**	

＜現　　行＞	＜改　正　後＞	＜修正理由＞
(1) 負傷者等の収容については、下記施設の活用を図る。 ① 救急指定病院・診療所 ② その他の医療施設 ③ 公民館、学校に設置された救護所及び県設置の救護センター ④ 寺院（死者の場合） (2) あきらかに死亡している者が発見された場合＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿等は、速やかに警察に連絡する。	(1) 負傷者等の収容については、下記施設の活用を図る。 ① 救急告示病院・診療所 ② その他の医療施設 ③ 現地救護所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ④ 寺院（死者の場合） (2) ＿＿＿＿死亡して＿＿＿発見された場合及び搬送中に死亡した場合等は、速やかに警察に連絡する。	
５　関係機関への協力要請　（略）	**５　関係機関への協力要請　（略）**	
６　災害の現場における諸活動の調整 (1) 災害対策本部が設置された場合 災害対策本部長又は市災害対策本部長が指名する者が、諸活動の調整を行う。 (2) 災害対策本部が設置されない場合 消防長又は市長の指名する者が、諸活動の調整を行う。	**６　医薬品等の供給** 救護所等で使用する医薬品等を確保する。不足が生じる場合、加東健康福祉事務所と連携し、補給を行う。	県地域防災計画に伴う修正
７　費用 救急医療対策に要した費用については、現行関係法の適用により処理しうるものは同法による。＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿	**７　費用** 救急医療対策に要した費用については、現行関係法の適用により処理しうるものは同法により、その他のものについては、事故等責任機関の負担とする。	県地域防災計画に伴う修正
８　特殊な治療を要する負傷者等への対応 (1) 多発性外傷＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ① ＿＿＿＿消防本部は、多発性外傷の疑いのある負傷者を発見した場合は、救急告示病院に情報を提供し協力を得て搬送する。場合により医師会等に協力を依頼する。 ② ＿＿＿＿消防本部、医療機関等は、負傷者の数及び隣接地域を含めた医療機関の受入能力を考慮して、県による搬送先医療機関の広域調整、＿＿＿＿＿＿県医師会等を通じた医師等の派遣要請が必要となる可能性があると判断した時点で、その状況を県（地域医療情報センター又は県災害医療システム室）に連絡する。 ③ 市長及び消防長は、ヘリコプターによる搬送を要する可能性があると判断した場合、県＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ④ 医療機関は、負傷者の容態・数及び自己の施設及び医師等の確保の情報などを判断し、他の医療機関に搬送する必要があると判断した場合は、＿＿＿＿＿消防本部に対し、二次搬送の要請をする。 医療機関、消防本部は、必要に応じて地域医療情報センター、災害拠点病院と連携をとり、二次搬送先を決定する。 救急医療対策に要した費用については、現行関係法令の適用により処理しうるものは同法による。 (2) 広範囲熱傷、化学熱傷への対応 ① ＿＿＿＿消防本部は、広範囲熱傷又は化学熱傷の疑いのある負傷者が発生した場合は、必要に応じて県へ＿＿＿＿ヘリコプターの出動要請を行うなど、対応可能な医療機関等へ負傷者を搬送する体制を整える。 ア ＿＿＿＿消防本部、医療機関等は、負傷者の数及び隣接地域を含めた医療機関の受入能力を考慮して、他府県を含めた広域搬送が必要となる可能性があると判断した時点で、県（地	**８　特殊な治療を要する負傷者等への対応** (1) 多発＿外傷への対応 ① 現場から医療施設への負傷者等の搬送等の初動対応 ア 北はりま消防本部は、多発＿外傷の疑いのある負傷者を発見した場合は、救急告示病院等の医療機関へ負傷者を搬送する。場合により医師会等に協力を依頼する。 イ 北はりま消防本部、医療機関等は、負傷者の数及び隣接地域を含めた医療機関の受入能力を考慮して、県による搬送先医療機関の広域調整、救護班、その他県医師会等を通じた医師等の派遣要請が必要となる可能性があると判断した時点で、その状況を県（地域医療情報センター又は県（医務課）＿＿＿）に連絡する。 ウ 市長及び消防長は、ヘリコプターによる搬送を要する可能性があると判断した場合、県又はドクターヘリ基地病院にヘリコプターの出動＿＿を要請する。 ② 二次搬送等 ア 医療機関は、負傷者の容態、数、＿自己の施設及び医師等の確保の情報などを判断し、他の医療機関に搬送する必要があると判断した場合は、直ちに所管の消防本部に対し、二次搬送の要請をする。＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【新旧対照表（地域防災計画（第３編）風水害等対策）】

＜現　　行＞	＜改　正　後＞	＜修正理由＞
域医療情　報センター又は県災害医療システム室）　に連絡する。 イ　市長及び消防長は、ヘリコプターによる搬送を要する可能性があると判断した場合、県＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿にヘリコプターの出動待機を要請する。 ②　二次搬送等 ア　医療機関は、負傷者の容態、数及び自己の施設及び医師等の確保の情報などを判断し、他の医療機関に搬送する必要があると判断した場合は、直ちに＿＿＿消防本部へ二次搬送の要請をする。 イ　消防本部は、県と連携して、対応可能な医療機関へ負傷者を搬送する。 (3) 有毒ガス、化学物質等による中毒への対応 ①　原因物質の特定 ア　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿消防本部、警察署等は、原因物質の特定が困難な場合は、＿＿＿＿日本中毒情報センターに連絡をとり、原因物質の絞り込みを行う。 イ　＿＿＿＿消防本部、警察署、医療機関、県＿健康福祉事務所等の関係機関は、必要に応じ、医療機関等が採取した生体試料（尿、血液等）と、想定される原因物質の情報を提供して、県立衛生＿＿＿研究所、県警科学捜査研究所等に検査分析を依頼する。＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＜現　　行＞	＜改　正　後＞	＜修正理由＞
③　傷病者の応急処置 ④　助産 ⑤　死亡の確認 ⑥　遺体の見分 (3)　地域の医療機関の復旧状況、受診者数及び疾病構造を勘案し、地域医療に引き継ぐことが適当と判断した場合は、小野市加東市医師会と協議の上、救護所を廃止する。 **２　救護班の編成** (1) 救護班の編成、派遣 多数の傷病者が発生した場合は、医師会に救護班の編成及び救護所への派遣を要請する。 (2) 県への要請 救護班が不足する場合は、県に応援を要請する。 (3) 救護班の活動 被災地に入った救護班は、市の指揮の下に、発災直後は外科的治療を中心に、傷病者の判別、応急措置、重症者の搬送の指示・手配等を行う。 発災後３日目以降は内科的治療を中心に、乳幼児、高齢者等災害時要援護者の健康管理に努めるとともに、急性疾患の治療、慢性疾患の継続治療に当たる。 **３　医療マンパワーの確保** 医療マンパワーの確保を必要とするときは県に応援を要請する。 **４　患者等搬送体制** 消防本部は、県、災害医療センターと情報交換を図りながら、患者等を円滑に搬送する。 **５　医薬品等の供給** (1)医薬品等の確保及び調達 県と協力して、発災後３日間に必要となる医薬品等を確保する。 (2) 搬送、供給方法 販売業者は、市域の集積基地まで搬送するものとする。 市は、集積基地の選定、仕分け・運搬人員の確保、運搬手段を確保し、救護所等への供給を行う。 状況により、自衛隊等に搬送を要請するなど、目的地への迅速な供給に努める。 **６　医療機関のライフラインの確保** 県と連携を図りながら、水道、電気、ガス等ライフライン機関に対し、医療機関のライフラインの早期復旧のための協力を要請する。		
第７節　交通・輸送対策 人命救助、消防活動等の災害応急対策活動の根幹を支える緊急輸送及び道路の確保等について定める。	**第７節　緊急輸送活動及び代替輸送** 災害時における安全かつ円滑な緊急輸送活動及び代替輸送について定める。	県地域防災計画に伴う修正
第１　交通確保対策 〔実施関係機関：道路管理者、警察、自衛隊〕	**第１　交通確保対策**	実施関係機関の削除
１　被災情報及び交通情報の収集 (1)　道路管理者は地震発生後パトロールを行い、警察と緊密に連携して、所管する道路あるいは地域	**１　被災情報及び交通情報の収集** 道路管理者は警察と緊密に連携して、道路の点検を行い、	県地域防災計画に伴う修正

【新旧対照表（地域防災計画（第３編）風水害等対策）】

＜現　　行＞	＜改　正　後＞	＜修正理由＞
について被災状況等を把握するとともに、通行の禁止又は制限に関する情報を収集する。 (2) 道路管理者は、県、市の防災情報ネットワークや、電力・ガス・通信企業等、幅広い情報収集にも努める。	被災状況等を把握するとともに、通行の禁止又は制限に関する情報を収集する。	
２　緊急通行車両の確認 災害応急対策活動の円滑な推進に資するため、「災害対策基本法施行令第 33 条第１項」の規定に基づく緊急通行車両として警察において緊急通行車両等の事前届出済証による確認を行い、標章及び緊急通行車両確認証明書を受ける。	**２　緊急通行車両の確認** 災害応急対策活動の円滑な推進に資するため、「災害対策基本法施行令第 33 条第１項」の規定に基づき、警察において緊急通行車両等事前届出済証による確認を受け、標章及び緊急通行車両確認証明書の交付を受ける。	字句の修正
３　陸上交通の確保 道路管理者は、警察と緊密に連携し、把握した被災状況等に基づき、通行禁止等の措置をとる。 (1) 道路法（第 46 条）に基づく応急対策 道路管理者は、道路の損壊その他の事由により、交通が危険である、もしくは危険になると認められる場合においては、管理する道路の保全と交通の危険を防止するため、区間を定めて道路の通行禁止又は制限を行う。	**３　陸上交通の確保** 道路管理者は、警察と緊密に連携し、把握した被災状況等に基づき、通行禁止等の措置をとる。 (1) 道路法（第 46 条）に基づく応急対策 道路管理者は、道路の損壊その他の事由により、交通が危険である と認められる場合においては、管理する道路の保全と交通の危険を防止するため、区間を定めて道路の通行禁止又は制限を行う。	県地域防災計画に伴う修正
(2) 被災区域への流入抑制　（略）	(2) 被災地域への流入抑制　（略）	県地域防災計画に伴う修正
(3) 災害対策基本法に基づく交通規制（発災時から４、５日ないし１週間程度） この期間は、道路交通は混雑し、被害の拡大や二次災害が発生することが予想され、市民等の安全かつ円滑な避難の確保、負傷者の救出・救護、消防等の災害応急対策のための緊急交通路の確保等が中心となるため、県公安委員会が、災害対策基本法第 76 条第１項の規定に基づく交通規制を迅速に実施することに協力する。 道路管理者は、災害対策本部、県公安委員会、警察等と連携して、通行禁止等を行う区域又は区間、対象、期間（終期を定めない場合は始期）等交通規制についてあらゆる広報媒体を活用して市民等への周知に努める。	(3) 災害対策基本法に基づく交通規制 市は、負傷者の救助、消防等の災害応急対策が円滑に行われるため、県公安委員会による道路交通法及び 災害対策基本法第 76 条第１項の規定に基づく交通規制の迅速な実施に協力する。 道路管理者は、災害対策本部、県公安委員会、警察等と連携して、通行禁止等を行う区域又は区間、対象、期間（終期を定めない場合は始期）等交通規制についてあらゆる広報媒体を活用して市民等への周知に努める。	県地域防災計画に伴う修正
(4) 道路の応急復旧作業 道路管理者は、次の措置を講じるものとする。 ①　道路啓開の実施 ア　救急、消防、応急復旧対策等の緊急輸送を確保するため、関係機関と連携を図り計画的に道路啓開を実施する。 イ　被災地への円滑な緊急物資等の輸送を確保するため、緊急交通路の確保を最優先に応急復旧等を実施するとともに、被災地以外の物資輸送等を円滑に実施するため、広域輸送ルートを設定し、その確保にも努める。	(4) 道路の応急復旧作業 道路管理者は、次の措置を講じるものとする。 ①　道路啓開の実施 救急、消防、応急復旧対策等の緊急輸送を確保するため、関係機関と連携を図り計画的に道路啓開を実施する。	県地域防災計画に伴う修正
②　応急復旧業務に係る民間団体等との協力 民間団体等と連携・協力し、災害発生時には、必要に応じて障害物等の除去、応急復旧等に必要な人員、機材等を確保する。	②　応急復旧業務の実施 建設業界と連携・協力し、災害時に 障害物等の除去、応急復旧等に必要な人員、機材等を確保する。	
③　道路交通法に基づく交通規制（発災時から４、５日ないし１週間目以降） この時期は、医療活動、感染症対策、被災者への生活物資の補給、ガス・電気・水道等のライフラインの復旧等の活動が本格化し、これらに併行して、道路の補修等も進み、物資等の輸送が活発化することから、道路管理者が、災害応急対策を主眼とした災害対策基本法に基づく交通規制から道路交通法に基づく交通規制に切り替えるものとする。 **交通規制実施区分** 実施責任者：道路管理者 範囲：１　道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合 ２　道路に関する工事のためやむを得ないと認める場合 根拠法令：道路法 第 46 条第１項第１号 道路法 第 46 条第１項第２号	**４　航空交通の確保** あらかじめ指定した候補地の中からヘリコプターの臨時離着陸場を開設することとする。 また、ヘリコプターに緊急物資等を搬入・搬出するために必要な人員を確保する。 **５　代替輸送の実施** 道路災害発生時において、幹線道路が長時間に渡って使用不能になる場合など必要に応じて、う回路の設定及び周知、交通規制の実施並びにバス路線の変更等の対策を実施する。 表　削除	県地域防災計画に伴う修正

＜現　　行＞

公安委員会	１　道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認める場合 ２　災害応急対策に従事する者又は応急対策に必要な物資の緊急輸送その他応急措置を実施する際の緊急輸送を確保するために必要があると認めるとき	道路交通法 第４条第１項 災害対策基本法 第 76 条
警 察 署 長	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るために必要があると認めるとき	道路交通法 第５条第１項
警　察　官	道路の損壊、火災の発生その他の事情により、道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合	道路交通法 第６条第４項

④　道路の応急復旧作業

道路管理者は、次の措置を講じるものとする。

ア　道路啓開の実施

ｱ)　救急、消防、応急復旧対策等の緊急輸送を確保するため、関係機関と連携を図り計画的に道路啓開を実施するものとする。

ｲ)　被災地への円滑な緊急物資等の輸送を確保するため、緊急輸送（交通）路の確保を最優先に応急復旧等を実施するとともに、被災地以外の物資輸送等を円滑に実施するため、広域輸送ルートを設定し、その確保にも努めるものとする。

イ　応急復旧業務に係る建設業者等との協力

建設協会等と連携・協力し、災害時に障害物等の除去、応急復旧等に必要な人員、機材等を確保するものとする。

⑤　交通障害物の除去に関する留意事項

ア　市は、道路上の破損、倒壊建物等の障害物を除去し、県及び市が選定した緊急輸送路を最優先に交通の確保を図るが、緊急を要するため、道路管理者に通報するいとまがないときは、当該障害物を確知した機関が、直ちに応急措置をとったうえ道路管理者に連絡する。

イ　上下水道、電話、電気等の道路占用施設に障害や危険箇所を発見した場合は、直ちにバリケード等による応急措置を講じるとともに、所管の占有者に連絡する。

ウ　撤去作業を実施するにあたっては、可能な限り、障害物の管理者、又は所有者の同意を得る。

⑥　車両等の移動

緊急車両の通行の妨げとなる車両、その他物件の移動等措置命令を実施し、所有者不在の場合は、当該措置実施のため、やむを得ない限度において係る車両・その他物件を破損する等強制措置を実施する。

なお、警察官がその場にいない場合に限り、自衛官及び消防吏員が同措置を代行することができる。（災害対策基本法第 76 条３）

(3)　空路交通の確保

市は、あらかじめ指定した候補地の中から臨時ヘリポートを開設するとともに、その周知徹底を図る。

第２　緊急輸送対策

〔実施関係機関：県、県トラック協会、神姫バス㈱、西日本旅客鉄道㈱〕

１　緊急輸送に当たっての基本的事項等

(1)　基本方針

①　輸送に当たっての配意事項

＜改　　正　　後＞

＜修正理由＞

県地域防災計画に伴う削除
代替輸送については、第１で扱う。負傷者の搬送については、第６節第２で扱う。

【新旧対照表（地域防災計画（第３編）風水害等対策）】

＜現　　行＞	＜改　正　後＞	＜修正理由＞
輸送活動を実施するに当たって、次のような事項に配意する。 ア　人命の安全 イ　被害の拡大防止 ウ　災害応急対策の円滑な実施 ②　輸送対象の想定 ア　第１段階 ｱ)　救助・救急活動、医療活動の従事者、医療品等人命救助に要する人員、物資 ｲ)　消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資 ｳ)　政府災害対策要員、県・市災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等 ｴ)　後方医療機関へ搬送する負傷者等 ｵ)　緊急輸送に必要な輸送施設・輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資 イ　第２段階 ｱ)　上記アの続行 ｲ)　食料、水等生命の維持に必要な物資 ｳ)　傷病者及び被災者の被災地外への輸送 ｴ)　輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資 ウ　第３段階 ｱ)　上記イの続行 ｲ)　災害復旧に必要な人員及び物資 ｳ)　生活必需品 (2) 輸送路等に関する状況の把握 広域応援を実施する場合に備え、警察、各道路管理者、鉄道事業者に関係する機関等と連携し、緊急輸送道路予定路線等の状況把握に努める。 **２　緊急輸送** ①　緊急輸送は、原則として市の所有する公用車で実施する。 ②　公用車が不足する場合等は、輸送業者等への応援を依頼する。 ③　緊急輸送を依頼した場合は、案内用の職員又は地図等の情報を提供する。 **第３　ヘリコプターの運航** **１　要請基準** 現に災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で、ヘリコプターによる次の用務の支援を必要とする場合は、県に対して要請する。 (1) 救急活動 (2) 救助活動 (3) 火災防御活動 (4) 災害応急対策活動 **２　要請手続き** 市長又は消防長が、神戸市消防局警防部司令課に対し手続きを行い、事後速やかに所定の要請書を県に提出する。 ただし、県災害対策本部が設置された場合は、災害対策本部事務局に要請を行う。 また、ヘリコプターによる救助活動に関しては、県立加古川医療センターを拠点とするDrヘリが昼		県地域防災計画に伴う削除 航空交通の確保については、第１で扱う。ドクターヘリについては、第６節第２で扱う。

＜現　　行＞	＜改　正　後＞	＜修正理由＞
間のみ運用されており、出動を要請する場合は、消防本部から出動を依頼する。（「兵庫県消防防災ヘリコプター応援要綱」等） **３　要請先** 要請の連絡先は次のとおりとする。 (1) 昼間（9:00～17:30） 神戸市消防局警防部司令課　TEL（078）331-0986　FAX（078）331-0987 (2) 県災害対策本部が設置された場合 災害対策本部事務局　TEL（078）362-9900～9902　FAX（078）362-9911 （県災害対策センター内） (3) 県立加古川医療センター（救急搬送のみ）昼間 TEL（079）497-7000㈹　FAX（079）438-8800 **４　要請に際し連絡すべき事項** (1) 災害の発生場所、発生時間、内容、原因 (2) 要請を必要とする理由 (3) 活動内容、目的地、搬送先 (4) 現場の状況、受入体制、連絡手段 (5) 現地の気象条件 (6) 現場指揮者 (7) その他必要事項 **５　要請者において措置する事項** (1) 離発着場の選定 (2) 給油方法の指示 (3) 離発着場における措置（散水、ヘリポート表示、風向表示、ヘリコプターの誘導） **６　患者の搬送** 患者の搬送については、医師が承認し、同乗するよう措置する。 併せて受入先の病院、窓口責任者等について確認する。 ## 第８節　避難対策 〔実施関係機関：消防機関、警察、自衛隊、自主防災組織、自治会、民生委員・児童委員等〕 災害により、現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者に対する避難勧告等、避難誘導、避難所の開設・運営及び収容保護対策について定める。 ### 第１　避難勧告等 **１　避難勧告等の発令** 市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市民の生命及び身体を保護し、その他災害の拡大を防止するために特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難勧告を発令するものとする。また、危険の切迫度及び避難の状況等により急を要するときは避難指示（緊急）を発令することができる。		県地域防災計画に伴う削除 列車又は自動車等から流出した危険物等からの避難については、第１１節で扱う航空機事故による消火活動のための警戒区域の設定については、第５節で扱う。

【新旧対照表（地域防災計画（第３編）風水害等対策）】

＜現　　行＞

また、避難勧告、避難指示（緊急）に先立ち、市民の避難準備と災害時要援護者等の避難開始を促すため、できる限り避難準備・高齢者等避難開始を伝達することに努める。

避難勧告は、その対象地域の市民等に対し避難を拘束するものではないが、市民がその勧告を尊重することを期待して避難の立ち退きを勧め、又は促すものである。

避難指示（緊急）は、被害の危険が切迫している場合に発し、勧告よりも拘束力が強く、市民等を立ち退かせるものである。

なお、避難の状況判断にあたっては、現場の状況、気象情報、河川情報、通報等を参考に総合的かつ迅速に行う。

区分	内　　容	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備・高齢者等避難開始	住民に避難の準備、あるいは災害時要援護者の避難開始を促す。	災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	○災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者は、指定された避難所への避難行動を開始(避難支援者は支援行動を開始) ○上記以外の者は、家族との連絡、非常持出品の用意等、避難準備を開始
避難勧告	住民等に避難のための立ち退きを勧め、又は促す。	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	通常の避難行動ができる者は、指定された避難所への避難行動開始
避難の指示（緊急）	住民等を避難のために立ち退かせる。	○前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害が発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ○堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ○人的被害の発生した状況	○避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 ○未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動

市長は、避難勧告等にかかる事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、知事に代行を要請する。

＜改　　正　　後＞

表　削除

＜修正理由＞

＜現　　行＞

【参考資料：避難の勧告・指示】

避難の勧告・指示の実施責任機関は次の通りとするが、知事は市町が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市町長の実施すべき措置の全部又は一部を代行することとする。（災害対策基本法60条第６項～8項）

① 避難の勧告　災害全般について　　市町長（災害対策基本法第60条）

② 避難の指示

- 洪水、雨水出水、津波又は高潮について
  - 知事又はその命を受けた職員（水防法第29条）
  - 水防管理者（水防法第29条）
- 地すべりについて
  - 知事又はその命を受けた職員（地すべり等防止法第25条）
- 災害全般について
  - 市町長　（災害対策基本法第60条）
  - 警察官　警察官職務執行法第４条第１項、災害対策基本法第61条
  - 自衛官　（自衛隊法第94条）
  - 海上保安官（災害対策基本法第61条）

※兵庫県地域防災計画より抜粋

２　発令の基準

避難勧告・指示等は、次の状況が認められるときを基準として実施する。

- □ 事故災害等の拡大により、住民の生命に危険が認められるとき。
- □ 有毒ガス等の危険物質が流出拡散し、またはそのおそれがあり、住民の生命に危険が認められるとき。
- □ その他事故災害等の状況により、本部長（市長）が必要と認めるとき。

３　避難準勧告等の伝達

避難勧告等の伝達は、次の経路のとおりとする。

水防対策本部は、関係各対策部及び関係機関に、避難勧告等の広報を要請する。

また、知事に対し、避難勧告、避難指示（緊急）の発令時刻、避難先、避難者数、避難対象地域の人口等を速やかに報告する。

■避難勧告等の伝達経路

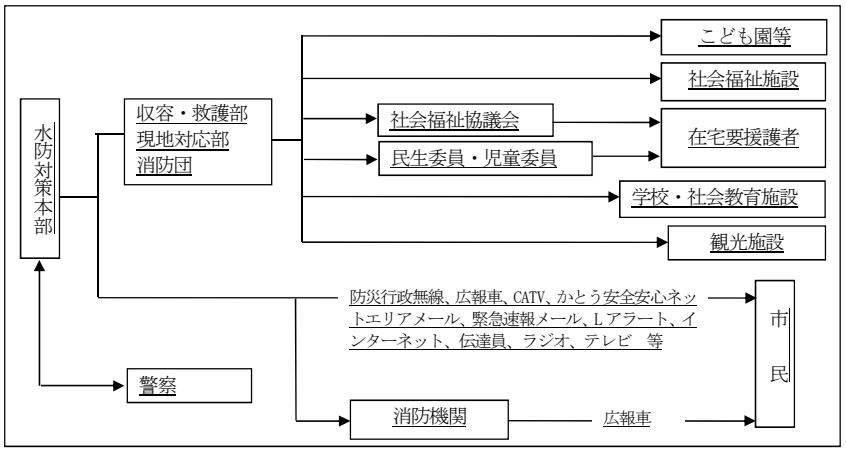

＜改　　正　　後＞

図　削除

表　削除

図　削除

＜修正理由＞

【新旧対照表（地域防災計画（第３編）風水害等対策）】

＜現　　行＞	＜改　正　後＞	＜修正理由＞
■避難時の伝達事項例 ○避難の理由 ○避難先 ○避難時の服装、携行品等 ○避難勧告等の対象区域 ○避難経路 ○避難行動における注意事項	表　削除	
４　解除 市長は、災害による危険がなくなったと判断されるときには、避難勧告等を解除し、市民に周知するとともに、速やかにその旨を知事に報告する。		
第２　避難・誘導		
１　避難 (1) 避難は、自力での避難を原則とする。 (2) 市民はあらかじめ自らの地域の避難所と避難経路を把握しておくものとする。 (3) 予定していた避難所への到達が困難なときは、近くの安全な場所に一時的に避難し、安全を確認してから避難所へ向かうこととする。 (4) 避難は、自家用車を使用しないことを原則とする。 (5) 携行品は必要最小限とする。		
２　避難誘導 (1) 避難の誘導は、消防機関、警察、自主防災組織、自治会等の協力を得て、組織的な避難誘導に努めるほか、平時から避難経路の安全性の向上に努める。 (2) 避難の誘導は、道路、橋梁等の状況から安全な経路を選び誘導する。 特に、危険箇所にはロープ等での明示や誘導員の配置に努める。また、夜間では、照明の確保に努める。 (3) 避難にあたっては、あらかじめ名簿や避難支援計画等により災害時要援護者の所在を把握しておくとともに、避難支援者、自主防災組織等、地域の協力等を得て、避難誘導と確認を行う。 (4) 避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避等の安全確保措置を講ずべきことにも留意する。 (5) 避難時の周囲の状況等により避難のために立ち退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、居住者等に対し、屋内での退避等の安全確保措置を指示することができる。		
３　避難の順序と移送 (1) 避難は、災害時要援護者を優先する。 (2) 移送等 ①　自力による避難が困難な者は、近隣者、自主防災組織、自治会等における車両等により移送又は輸送を行う。 ②　大規模な移送を要する場合は、神姫バス㈱等輸送機関に要請するほか、県に自　衛隊への要請を行う。		

＜現　　行＞

第３　警戒区域の設定

本部長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合若しくは、生命又は身体に対する危険を防止するため必要があると認める場合は、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りの制限、禁止又は退去を命ずることができる。

【参考資料：警戒区域の設定】

原則として、住民の保護のために必要な警戒区域の設定は災害対策基本法に基づき、消防又は水防活動のための警戒区域の設定は消防法又は水防法に基づいて行うこととする。

なお、知事は、市町が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、災害対策基本法第 63 条第１項に定める応急措置の全部又は一部を代行することとする。（災害対策基本法第 73 条第１項）

- 災害全般について
  - 市町長又はその委任を受けて市町長の職権を行う市町の吏員（災害対策基本法第 63 条第１項）
  - 警察官（災害対策基本法第 63 条第２項）
  - 海上保安官（災害対策基本法第 63 条第２項）
  - 自衛官（災害対策基本法第 63 条第３項）
- 火災について
  - 消防吏員・消防団員（消防法第 28 条第１項）
  - 警察官（消防法第 28 条第２項）
- 水災について
  - 水防団長・水防団員（水防法第 21 条）
  - 警察官（水防法第 21 条第２項）
  - 消防吏員・消防団員（水防法第 21 条）
- 火災・水災以外について
  - 消防吏員・消防団員（消防法第 36 条）
  - 警察官（消防法第 36 条）

※兵庫県地域防災計画より抜粋

第４　避難所の開設

１　避難所の開設

本部長は、指定避難所の中から災害の状況に応じて開設する避難所を決定するとともに、可能な限り職員を配置し、避難所運営を統括させるとともに通信の確保等を行う。なお、状況に応じて施設管理者等が応急的に開設することができる。ただし、この場合にあっては、速やかに本部長に報告するとともに避難所の運営に当るものとする。

職員は、施設の管理者等と協力して避難者受け入れの準備を行う。

なお、本部長が、避難所開設の必要が無くなったと認めるときは、閉鎖する。

２　避難所開設の報告

避難所の開設を行った場合は、市長は知事に対し、直ちに避難所の開設状況を報告する。

(1) 避難所開設の日時及び場所、施設名

(2) 収容状況及び人員

(3) 開設期間の見込み

＜改　　正　　後＞

図　削除

＜修正理由＞

【新旧対照表（地域防災計画（第３編）風水害等対策）】

＜現　　行＞	＜改　正　後＞	＜修正理由＞
第５　避難所の運営		
１　避難所の追加指定等 想定を越える被害により、避難所の不足が生じた場合には、立地条件や施設の耐震性等を考慮して、被災者が自発的に避難している施設等を避難所として位置づける。 また、市域の避難所では収容力が不足する場合は、市域外での避難所開設を行うことができる。		
２　開設期間 被害状況、ライフラインの復旧状況、仮設住宅の建設状況等を勘案の上、避難所の開設期間が７日を超えると予想される場合は、県に要請して期間を延長する。		
３　避難所の運営 (1) 避難所開設時には、あらかじめ職員派遣計画を定め、迅速に対応するものとする。 職員は避難所の運営について、避難場運営本部を設置し、本部組織の形成により管理責任者等の権限を明確にし、施設管理者、自治会長、自主防災組織等と協力して、円滑な初動対応を図る。 (2) 災害救助法第２条の規定に該当する災害であって、県教育委員会が指定する極めて重大な災害において、学校に避難所が開設された場合、教職員が原則として、次の避難所運営業務に従事できることとし、この期間は７日以内を原則としている。 (3) 自主防災組織等は、避難所の運営に対して、市に協力するとともに、役割分担を定め、自主的に秩序ある避難生活を確保するものとする。 (4) 避難所を開設した場合は、速やかに避難者数の確認、避難者名簿の作成等により、時間経過毎に避難所・避難者に係る情報管理を行い、避難生活に必要な物品の確保や食料、飲料水等の提供、炊き出し等を迅速かつ的確に行う。 (5) 避難所との情報伝達手段・ルートを確保する。 (6) ボランティア活動について、受入窓口の設置やボランティアセンター等と連携し、避難所のニーズに応じた迅速な対応に努める。 (7) 災害時要援護者に対しては、個々の状況に応じた十分な配慮を行うとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮する。 （→「第３章　第８節　災害時要援護者支援対策」の項を参照） (8) 避難誘導、避難所開設に関する広報活動を行う。 (9) 市は、必要により警察と十分連携を図り自治会、自主防災組織、ボランティア、避難者等の協力を求めて、避難所内の巡回活動を実施する。 なお、市で対応が困難な場合は、県に要請する。 (10) 保健・衛生面はもとより、避難生活の状況によっては、プライバシーの保護、文化面など幅広い観点から、避難者の心身の健康の維持にきめ細かく配慮した対策を講じる。		
４　保健・衛生対策 (1) 救護等の活動 ①　救護所を設置していない避難所等にあっても、救護班による巡回活動を行う。 ②　県の実施する災害によって生じる睡眠障害、急性ストレス反応、ＰＴＳＤ（心的外傷後ストレス障害）等に速やかに対処するための精神科救護所の設置及び避難所への訪問活動等に協力する。 (2) 保健活動の実施 県健康福祉事務所と協力し、医師会等関係機関と連携を図り、保健師、栄養士等による巡回健康相談や栄養相談を実施する。 (3) 仮設トイレの確保		

＜現　　行＞

避難所の状況により仮設トイレ（洋式を含む）を設置、管理する。
その確保が困難な場合、県にあっせん等を求める。

(4) 入浴、洗濯対策

入浴、洗濯対策については、その施設等の確保が困難な場合は、県に民間業者のあっせんや自衛隊への協力要請等を求める。

被災者に対する入浴サービス及び仮設風呂の確保については、次のとおりとする。

① 入浴施設の確保

施　設　名	所　在　地	電　話
滝野温泉ぽかぽ	下滝野 1283-1	48-1126
東条福祉センターとどろき荘	岡本 1571-1	46-0912

② 交通手段

交通手段は原則として利用希望者の自己確保とするが災害時要援護者等にあって交通手段の確保が困難な者については、市マイクロバス又は神姫バス㈱に協力を求める。

③ 仮設風呂の確保

㈱ニッケン伊丹営業所（伊丹市森本 3-22　0727-77-7750）又は、県を通じて自衛隊に要請する。
なお、仮設風呂の設置場所は、避難所内及び避難所の隣接敷地とする。

(5) 食品衛生対策

食品の衛生管理に配慮し、必要に応じて県に食品衛生監視員の派遣を要請する。

５　大災害時における措置等

市内での避難者の受け入れが困難な場合は、次の事項を明らかにして、市域外への避難者の受け入れを県に要請する。

(1) 避難希望地域
(2) 避難を要する人員
(3) 避難期間
(4) 輸送手段
(5) その他必要事項

６　宿泊施設、社会福祉施設等の活用

(1) 避難生活が長期化する場合、必要に応じて、希望者に、公的宿泊施設等の二次的避難所の確保、ホームステイ等の紹介、あっせんを行う。
(2) 災害時要援護者のうち、援護の必要性の高い者について、設備の整った特別施設や社会福祉施設における受入れを進める。
(3) 市内での施設の確保が困難な場合は、県に対象施設等の広域的な確保について要請する。

７　避難所広報

避難者への広報は、掲示板への掲示、館内放送によって行う。

災害時要援護者を考慮し、避難所の自治組織を通じて広報紙、チラシ等の配布、口頭による伝達をするように配慮する。

８　その他

避難勧告等、警戒区域の設定等を解除したときは、その旨公示し、市民や防災関係機関に連絡する。

＜改　正　後＞

表　削除

＜修正理由＞

【新旧対照表（地域防災計画（第３編）風水害等対策）】

＜現　　行＞	＜改　正　後＞	＜修正理由＞
第９節　こころのケア対策	**第８節　こころのケア対策**	第９節から第８節へ節ずれ
〔実施関係機関：県、事故責任者〕		実施関係機関の削除
１　被災者等のこころのケア (1) 必要に応じ、次のとおり、家族等が被災した児童・生徒などに対するこころのケア対策を行う。 ① 教職員によるカウンセリング ② 電話相談等の実施 ③ カウンセラーの派遣 ④ 県教育相談センター、健康福祉事務所、こころのケアセンター等の専門機関との連携 (2) 医療機関においても、健康福祉事務所と連携して、こころのケアの視点を取り入れた治療に努める。	**１　こころのケアに対する相談・普及啓発活動** 県と連携して、情報の提供や知識の普及に努め、心理的影響を把握するために健康調査を実施するとともに、既存の保健活動も活用しながら継続的なケアを行う。	県地域防災計画に伴う修正
２　事業者によるこころのケア対策 事故責任者等は、必要に応じ、被災者及びその関係者等に対するこころのケア対策を行う。 (1)・(2)　(略) (3) 乗務員、運転員、その他従業員に対するこころのケア	**２　事業者によるこころのケア対策** 航空運送事業者、鉄道事業者、道路管理者、道路運送事業者等は、必要に応じ、次のとおり被災者及びその関係者等に対するこころのケア対策を実施するよう努める。 (1)・(2)　(略) (3) 乗務員、運転員、その他従業員に対するこころのケア対策の実施	県地域防災計画に伴う修正
３　救援活動従事者のメンタルヘルス維持 救助・救援機関は、災害時の救援活動に従事した者には、ＰＴＳＤ（心的外傷後ストレス障害）の症状が比較的早期に現れやすいことに留意し、緊張を和らげ、こころのしこりをほぐすためのスタッフミーティングの開催等を行うものとする。 また、災害時の救援活動現場責任者・指導者は、救援活動従事者の「燃え尽き」を予防するため、救援活動従事者のストレス反応を常にチェックし、疲労のために仕事の能率が悪くなっている場合は、業務命令で休養を与える等メンタルヘルス維持に配慮するものとする。	**３　救援活動従事者のメンタルヘルス維持** 救助機関等の責任者は、災害時の救援活動に従事した者には、ＰＴＳＤ（心的外傷後ストレス障害）の症状が比較的高率に現れやすいことに留意し、緊張を和らげ、こころのしこりをほぐすためのスタッフミーティングの開催等に努める。 また、災害時の救援活動現場責任者・指導者は、救援活動従事者の燃え尽き を予防するため、救援活動従事者のストレス反応を常にチェックし、疲労のために仕事の能率が悪くなっていると判断した場合は、業務命令により休養をとらせたりするなどの配慮に努める。	県地域防災計画に伴う修正
第１０節　遺体の火葬等	**第９　節　遺体の火葬等**	第１０節から第９節へ節ずれ 実施関係機関の削除
〔実施関係機関：消防機関、警察、小野市加東市医師会、小野加東広域事務組合〕		
１　遺体の処置 (1) 遺体の身元確認 遺体を発見した場合、直ちに警察に連絡する。 遺体の身元が不明の場合は、警察と連携し、身元不明者の所持品、着衣、人相、特徴等を可能な限り詳細に調査をして、問い合わせ等に対応する。 (2) 遺体の処置 警察から引受人のない遺体の引き渡しを受けたときは、災害時に死亡した者について、遺体識別等のため洗浄、縫合、消毒の処置、遺体の一時保存を医師会等の協力を得て実施する。また、葬儀業者等から遺体の洗浄、縫合、消毒、一時保管等の処置の要員と資機材を確保する。 遺体処置資機材等の調達は、遺体安置所の設置場所を勘案しながら、必要量に応じた手配を行う。 (3) 遺体安置所の設置等 ① 遺体が多数の場合、遺体の処置、一時保存、身元確認等のための遺体安置所を開設する。 遺体安置所は、寺院及び公共施設等とし、避難所としての開設状況を勘案しながら、確定する。 ② 遺体は、警察及び自治会等の協力を得て身元確認と引受人の発見に努める。	**１　遺体の身元確認の協力** 警察署の要請に応じて、身元確認作業の場のあっせん、提供等に協力する。 **２　遺体収容場所** 次の各項目を基本に遺体収容場所を確保する。 ・屋内施設を基本とする。 ・複数箇所を確保する。 ・避難場所、医療救護施設等、他の用途と競合しないこと。 ・施設は、想定される死者発生数に対応する広さを有するものとし、検視場所、遺体安置場所及び遺族待機場所を有することとする。 ・照明設備及び水道設備を有していること。	県地域防災計画に伴う修正

＜現　　行＞	＜改　正　後＞	＜修正理由＞
③　身元が判明し遺族等引受人が発見された場合、速やかに遺族等に引き渡す。		
２　遺体の埋火葬 引受人のない遺体及び遺族が埋火葬を行うことが困難な遺体は、応急措置として、次の措置を講じる。 (1) 埋火葬の実施 遺体は原則として、火葬に付すものとして次の斎場にて実施する。 表　（略） 遺体が多数の場合は、県に受入先施設確保の要請をするとともに、受入施設と調整して遺体を搬送する。遺族による遺体の搬送が困難なときは、葬祭業者等に協力を要請する。 (2) 遺骨の保管　（略）	**３　遺体の　火葬** 引受人のない遺体及び遺族が埋火葬を行うことが困難な遺体は、応急措置として、次の措置を講じる。 (1)　火葬の実施 遺体は原則として、火葬に付すものとして次の斎場にて実施する。 表　（略） 遺体が多数の場合は、県に受入先施設確保の要請をするとともに、受入施設と調整して遺体を搬送する。遺族による遺体の搬送が困難なときは、葬祭業者等に協力を要請する。 (2) 遺骨の保管　（略）	字句の修正
	第１０節　雑踏事故の応急対応 雑踏事故が発生し又は予想される場合の行事等の主催者等関係機関の対応について定める。 **１　関係機関の情報連携** 市及び北はりま消防本部は、行事等の主催者等、警察、（一社）小野市・加東市医師会等と、雑踏事故が発生し、又は発生するおそれがある場合、第一報の伝達から応急対策の終了まで、相互に情報を交換するなど、特に緊密な情報連携を図る。 **２　雑踏事故発生のおそれがある場合の現場の対応** (1) 群集の密度、行動等から雑踏事故の発生のおそれがあると認識した主催者、警備員、警察官等は、相互に連絡をとり、拡声器等を使用して群集に対し周辺の状況を説明し、警備員等への協力を求めるとともに、必要に応じて入場制限、誘導等の措置により群集の分断、整理を行うこととする。 (2) 北はりま消防本部は、雑踏事故の発生のおそれがあるとの通報を受けた場合、直ちに現場の確認のため職員を急行させる。 **３　雑踏事故発生時の対策** (1) 行事等の主催者等 行事等の主催者等又は鉄道事業者は、雑踏事故が発生した場合には、迅速に北はりま消防本部、警察、県等にその旨を通報するとともに、負傷者を搬送し、救護活動に必要な場を確保するなど応急措置に努める。 (2) 北はりま消防本部 ①　会場及び周辺の道路の混雑状況等、消防活動を行う上で必要な状況の迅速かつ的確な把握に努め、救助活動に迅速に着手する。 ②　必要に応じて広域応援を他の消防機関又は県に要請する。 ③　多数の負傷者が発生した場合、小野市・加東市医師会へ情報提供し、協力を依頼するとともに、必要に応じて災害拠点病院等の医師と連携をとり、医療上の助言を得るなど、医療機関と連携をとり、医師の派遣及び搬送先の医療機関の確保を的確に行う。 (3) 医療機関等 ①　行事等の主催者等及び北はりま消防本部と事前に連携を図っている医療機関は、関係機関から雑踏事故発生の第一報を受けた場合、医師、看護師等の招集など負傷者の受入体制を整えるよう	県地域防災計画に伴う追記 第５章第２から移動

【新旧対照表（地域防災計画（第３編）風水害等対策）】

＜現　　行＞	＜改　正　後＞	＜修正理由＞
	努める。 ②　小野市・加東市医師会は、関係機関から雑踏事故発生の第一報を受けた場合、現地へのトリアージ医師の派遣、現地における医療行為を行うための医療関係者の派遣等について、協力するよう努めるものとする。 **第１１節　危険物等への対策の実施** 列車又は自動車等から危険物等が流出した場合等に関して、保安及び応急対策について定める。 **第１　危険物等への対策の特殊性** 災害時の危険物等への対策に係る関係機関及びその対策に従事する者は、危険物等の関連する災害の特殊性（引火爆発の危険、毒性危険、反応危険及びそれらの複合危険）に応じ、救助・救急、医療等の対策実施にあたって特別の配慮をする。 **第２　責任者等** 危険物等の所有者、管理者又は占有者で、その管理について権限を有する者（以下「責任者」という。）又は事故の発見者は、災害発生と同時に、直ちに次の措置をとる。 **１　連絡通報** (1) 責任者又は発見者は、発災時に直ちに 119 番で北はりま消防本部に連絡するとともに、必要に応じて、付近住民等に通報する。また、危険物等の種類が不明な場合等は、その特定に努める。 (2) 責任者又は発見者は、被害の概要を被災段階に応じて早急にとりまとめ、必要に応じて関係機関に通報する。 **２　初期防除** 責任者は、危険物等の流出を周囲に周知するなど可能な範囲で、速やかに初期防除を行うこととする。 ただし、危険物等の種類が特定されていない場合は、関係機関の指示に従う。 **第３　防災関係機関** 災害の規模、態様に応じ、県及び市地域防災計画並びに関係機関の災害応急対策計画の定めるところにより、関係機関相互の密接な連携・協力のもとに次の応急対策を実施する。 **１　災害情報の収集及び報告** 北はりま消防本部は、被災現地に職員を派遣する等により、被災状況の実態を的確に把握するとともに、市その他関係機関に災害発生の速報を行い、被害の状況に応じて逐次中間報告を行う。	県地域防災計画に伴う追記 第５章第２から移動

＜現　　行＞	＜改　正　後＞	＜修正理由＞
	災害系統図（第１報） 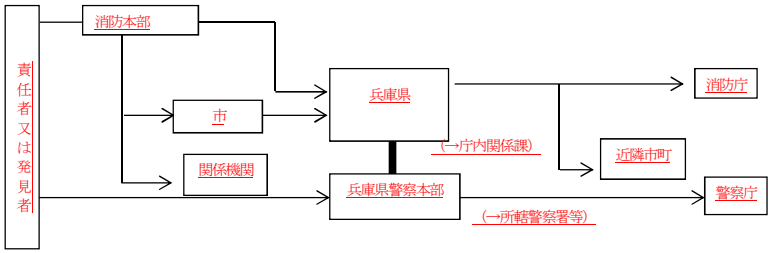 **２　災害広報** (1)　市は、県及び報道機関等と相互に協力して、災害による不安・混乱を防止するため、広報車、テレビ、ラジオ、災害写真等を媒体とする広報活動を行う。 (2)　市は、県と協力して、危険物等の流出による大気、公共用水域、地下水及び土壌の汚染等により、市民の生命身体に危険が生じるおそれがある場合は、直ちに関係機関に連絡するとともに、報道機関等を通じて広報を行い、一般への周知を図る。 **３　危険物等の特定** (1)　北はりま消防本部、警察、県その他関係機関は、責任者等を通じて危険物等の情報を収集するものとする。 　また、責任者等を通じても危険物等の種類が特定されない場合は、県立健康生活科学研究所、県警刑事部科学捜査研究所等と連携し、又は県を通じて専門家・専門機関等と連携をとり、危険物等の種類の特定に努める。 (2)　市は、県その他関係機関と協力して、危険物等が特定された後、必要に応じて物質の特性と身体への影響等について、報道機関等を通じた緊急の広報を行う。 **４　現場の安全確認、患者の移動及び除染** 　責任者、北はりま消防本部、警察、その他関係機関は連携して次の活動を行う。 (1)　危険区域を画するため、警戒線を張り、関係者以外の立ち入りを禁止し、安全地帯を設定すること (2)　負傷者等を汚染された環境から搬出すること (3)　負傷者等の除染を行うこと 　北はりま消防本部及び警察は、関係機関との連携の下に、負傷者等に対する救助、一次除染及び救急搬送活動、物質の検知並びに情報収集活動を実施する。 **５　救急搬送等** 　北はりま消防本部は、医療機関、（財）日本中毒情報センター、県、その他関係機関と連携をとり、負傷者等を医療機関へ搬送する。 **６　消防応急対策** 　北はりま消防本部は、危険物等の火災の特性（爆発を伴う大規模火災の危険性等）に応じた消防活動を迅速に実施する。 **７　避難** 　市長は、加東警察署と協力して避難のための立退きの指示・勧告、避難所の開設及び避難所への受	

【新旧対照表（地域防災計画（第３編）風水害等対策）】

＜現　　行＞	＜改　正　後＞	＜修正理由＞
	入れを行う。 **８　環境モニタリング** 市は、県が行う環境モニタリング調査において、その測定場所の選定、確保及び現場立会いを行う。 **９　市民救済対策** 市は、企業、県、その他関係機関と合同して、市民の救済対策を講じる。 **１０　風評被害の影響の軽減** (1)　市は、各マスメディアの協力を得ながら、次の事項について的確な情報提供を行うことにより、航空災害、鉄道災害及び道路災害等による風評被害等の未然防止を図る。 ①　鉄道、道路等の使用又は供用の状況 ②　被災した構造物等の復旧状況 ③　危険物等の流出等の場合の緊急時モニタリングの結果 ④　その他風評被害の未然防止又は軽減のために必要な情報 (2)　万一、風評被害等が発生したと認められる場合は、農林水産物、地場産業の商品等の適正な流通の促進及び観光振興のため、広報活動の強化等により影響の軽減を図るとともに、農林水産業対策、観光対策等に十分な配慮を行う。	
第１１節　災害情報等の提供と相談活動 〔実施関係機関：指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関〕 市は、関係機関と連携して災害情報や災害応急対策等の広報を行うことにより被害拡大の防止と災害応急対策の推進に寄与する。	**第１２節　災害情報等の提供と相談活動** 市は、関係機関と連携して災害情報や災害応急対策等の広報を行うことにより被害拡大の防止と災害応急対策の推進に寄与する。	第１１節から第１２節に節ずれ 実施関係機関の削除
第１　災害広報	**第１　災害広報**	
１　基本方針 被災状況・応急対策の実施状況・市民のとるべき措置等について利用できるあらゆる媒体を通じて積極的に広報する。 また、広報事項の内容とともに、広報の実施関係機関名等を記して行う。 広報内容は、次の項目のほか、被災者等のニーズに応じた多様な内容をわかりやすい言葉で提供する。 (1)　災害と被害の状況 ①　発生した災害の情報 ②　被災状況と応急対策活動の状況 ③　安否情報 ④　２次災害の予防に関する情報 (2)　避難に関する情報 ①　避難の必要性の有無 ②　避難所の設置状況 (3)　救護所、ライフライン等の情報 ①　医療機関の状況と救護所等の開設情報 ②　道路状況・交通規制状況及び各種輸送機関の運行状況	**１　留意事項** (1)　航空運送事業者又は鉄道事業者、国及び県と協力して、被災者及びその関係者等のニーズを十分把握し、災害状況、安否情報、医療機関等の情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等、被災者及びその関係者に役立つ、正確かつきめ細かな情報を迅速かつ的確に提供する。 (2)　航空運送事業者又は鉄道事業者、国、県と協力して、情報の公表、広報活動の際、その内容について相互に連絡を取り合うこととする。また、情報の発信元を明確にするとともに、出来る限り専門的な用語の使用を避け、市民等が理解しやすい広報に配慮する。また、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努めることとする。さらに、情報の空白時間がないよう、定期的な情報提供に努める。 (3)　情報伝達に当たっては、テレビやラジオ等の放送事業者、通信社、新聞社等の放送・報道機関の協力を得る。また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ等を随時入手したいというニーズに応えるため、Ｌアラートやインターネット等を活用し、的確な情報を提供できるように努める。 (4)　航空運送事業者又は鉄道事業者、国、県と協力して、必要に応じ、大規模事故後速やかに関係者等からの問い合わせに対応するように人員配置等に努めることとする。また、情報のニーズを見極め、情報の収集・整理を行う。 (5)　救助活動を行う機関は、被害者の救出状況等について、適時適切な広報に努める。	県地域防災計画に伴う修正

＜現　　行＞	＜改　正　後＞	＜修正理由＞
③　ライフラインの状況 ④　感染症対策活動の実施状況 (4) その他生活関連情報 ①　食料、生活必需品の供給状況 ②　相談窓口の設置状況 ③　その他市民や事業所のとるべき措置 ア　火災・地すべり・危険物施設等に対する対応 イ　電話・交通機関等の利用制約 ウ　食料・生活必需品の確保 (5) その他防災活動に必要な情報 **２　市における広報体制等** (1) 災害時の広報体制 ①　災害広報責任者 災害時に、災害広報責任者を置き、情報の一元化を図る。 ②　広報資料の作成 災害広報責任者は、広報を統括し、対策各部（市）と連携して、情報の一元化を図るとともに広報資料を作成する。 (2) 災害情報の収集 災害情報の収集について「第４章　第２節　情報の収集・伝達及び報告」の項に定めるところによるほか、被災者に十分な配慮を図りつつ、次の要領によって収集する。 ①　場合により職員を現地に派遣して災害現場写真を撮影する。 ②　市及び関係機関が撮影した写真を収集する。 ③　災害の状況により、特別調査班を編成し、現地に派遣し、情報を収集する。 ④　自治会長や自主防災組織と連携して、災害情報を収集する。 (3) 広報の実施 ①　報道機関との連携 ア　記者発表は原則として、災害広報責任者が行う。 イ　災害プレスセンターを設置し、記者クラブを通じて発表する ②　市民に対する広報 ア　市民や被災者に対し、必要な情報や注意事項及び市の対策などを広報する。 イ　防災行政無線、ＣＡＴＶ、広報車、定期又は臨時の広報誌（紙）、かとう安全安心ネット、エリアメール、緊急速報メール、Ｌアラート等のみならず自治会、自主防災組織等の協力を得て、災害情報の周知徹底を図る。 ウ　避難所等への情報提供 避難所等に対する情報提供ルートの確立、伝達手段の確保を図り、必要な情報を提供する。 ｱ)　情報提供ルート…防災行政無線、ＣＡＴＶ、掲示板、避難所の職員・施設管理者、自主防災組織員、自治会等 ｲ)　伝達手段……防災行政無線、ＣＡＴＶ、掲示板、広報資料、広報誌（紙）、かとう安全安心ネット、エリアメール、緊急速報メール、Ｌアラート、電話、ファクシミリ、インターネット、広報車、口頭伝達等 エ　市外避難者への情報提供 県と協力し、市外に避難した者に対する情報提供ルートの確立、伝達手段の確保を図り、必要な情報を提供する。 ｱ)　情報提供ルート…受入避難先の広報担当・避難担当部署、受入施設の管理者等 ｲ)　伝達手段……広報誌（紙）、かとう安全安心ネット、ファクシミリ、インターネット等	**２　広報の内容** 被災状況、応急対策の実施状況、市民のとるべき措置等について積極的に広報する。 広報事項の内容については確実な責任機関から入手するとともに、広報の実施機関名等を記して広報する。 広報を必要とする内容は、概ね次のようなものが考えられる。 (1) 被災状況と応急措置の状況（災害の発生場所、災害の状況、各防災関係機関の対応状況〔組織の設置状況等〕） (2) 避難の必要性の有無 (3) 危険物等に対する対応 (4) 道路状況・交通規制状況及び各種輸送機関の運行状況 (5) 相談窓口の設置状況 **３　広報の方法** 記者発表等による情報提供のほか、あらゆる媒体を活用して広報に努める。 (1) 広報車 (2) 防災行政無線 (3) ＣＡＴＶ (4) インターネット、スマートフォンアプリ、かとう安全安心ネット	県地域防災計画に伴う修正 県地域防災計画に伴う修正

【新旧対照表（地域防災計画（第３編）風水害等対策）】

＜現　　行＞	＜改　正　後＞	＜修正理由＞
オ　障害者・高齢者等に対する情報提供 (→「第３章　第８節　災害時要援護者支援対策」の項を参照) カ　外国人に対する情報提供 (→「第３章　第８節　災害時要援護者支援対策」の項を参照)		
第２　災害相談 **１　市における相談窓口** 市民からの問い合せや生活相談に対応するため、相談窓口を設置する。 また、市民の相談に対し迅速に対応するため、必要により各部から担当者を配置する。 (1) 避難者、救助者、行方不明者、外国人に関すること。 (2) 埋火葬許可書の発行 (3) 食料、飲料水、救援物資等に関する問い合わせ (4) り災証明に関すること。 (5) 住宅、土砂災害に関すること。 (6) 道路、上下水道に関すること。 (7) 保健衛生に関すること。 (8) 福祉、災害弔慰金、義援金に関すること。 (9) 生活福祉資金、ボランティアに関すること。 (10) ごみ、し尿に関すること。 なお、市民からの意見、要望等についても、可能な限り聴取し応急対策に反映させる。	**第２　相談活動** **１　市の相談活動** 市は、被災者のための相談窓口を設け、市民からの相談又は要望事項を聴取し、その解決を図る。 **２　安否確認等の相談** (1) 安否情報の収集・提供については、個人情報保護法及び市個人情報保護条例を踏まえて対応する。 (2) 医療機関は、患者の家族等の受入窓口や待合所を設けるとともに、厚生労働省の「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」等を踏まえ、患者の健康状況等に係る情報を提供するなど、間接的な被害者への適切な対応に努める。 (3) 市は、航空運送事業者、鉄道事業者又は道路管理者並びに空港管理者、消防機関、県警察本部、医療機関、県と、必要な範囲で相互に安否確認等に関する情報の共有に努め、必要に応じて適切に提供を図る。 (4) 市における安否情報の取扱いについては、国民保護法の検討に伴い整備される安否情報システムを踏まえて、関係機関と協議のうえ、災害時における効果的な仕組みの構築やルール化を図る。 (5) 市は、安否情報の確認のための民間事業者サービス等の効果的、効率的な活用も図れるよう普及啓発に努める。	県地域防災計画に伴う修正
第１２節　環境対策 〔実施関係機関：県〕 災害により、市域に立地する工場等が被災し発生する有害物質の漏出等への対応について定める。 **１　災害発生直後の対応** 県が実施する有害物質の漏出等の有無の調査について、関係機関及び工場・事業場と連絡を密にし、汚染状況、原因等、必要な情報の迅速かつ的確な収集に協力する。 **２　応急対策** (1) 環境モニタリングの実施 県が行う、災害の状況、工場の被災状況に応じた環境モニタリング調査について、その測定場所の選定、確保及び現場立会いを行う。 (2) 被災工場・事業場に対する措置 県と協力して、被災地域の有害物質を使用する工場に対して現地調査を実施し、環境関連施設の被災状況の調査、有害物質の漏出状況及び環境汚染防止措置の実施状況を把握するとともに、環境汚染による二次災害防止のための指導を行う。 (3) 建築物の解体撤去工事等に対する措置 県と協力して、被災により損壊した建築物の解体撤去工事において生じる、粉じんや石綿の飛散を防止するため、建築物の損壊状況の実態調査を行うとともに、当該建築物等の所有者及び解体工事事業者等に対し、粉じんや石綿の飛散防止等環境保全対策を実施するよう指導する。		県地域防災計画に伴う削除 危険物等への対策については、第１１節で扱う。

＜現　　行＞	＜改　正　後＞	＜修正理由＞
(4) 環境情報の広報 工場からの有害物質の漏出による大気、公共用水域、地下水及び土壌の汚染等により、市民の生命身体に危険が生じる恐れがある場合は、県と連携して、直ちに関係機関に連絡するとともに、防災行政無線、ＣＡＴＶ、広報車及び報道機関の協力等により広報を行い、一般への周知を図る。		
第５章　個別対策 大規模火災をはじめ、危険物事故災害、交通災害、原子力事故災害、高病原性鳥インフルエンザといった災害が発生した場合における対策について定める。	**第５章　個別対策** 大規模火災をはじめ、危険物事故災害、交通災害、原子力事故災害、高病原性鳥インフルエンザといった災害が発生した場合における対策について定める。	
第１　大規模火災・危険物事故災害応急対策	**第１　大規模火災・危険物事故災害応急対策**	
１　大規模火災応急対策 〔実施関係機関：消防機関、警察、自主防災組織、住民〕	**１　大規模火災応急対策**	実施関係機関の削除
(1) 消火体制 消防本部及び消防団は、火災の通報を受けた場合、速やかに管轄区域内の火災の全体状況を把握するとともに、迅速に重点的な部隊の配置を行う。 特に大規模な災害の場合は、最重要防御地域等の優先順位等を定め迅速に対応する。	(1) 消火体制 北はりま消防本部及び消防団は、火災の通報を受けた場合、速やかに管轄区域内の火災の全体状況を把握するとともに、迅速に重点的な部隊の配置を行う。 特に大規模な震災の場合は、最重要防御地域等の優先順位等を定め迅速に対応する。	字句の修正 字句の修正
(2) 相互応援協定の運用 消防本部は、消防相互応援協定及び県広域消防相互応援協定の円滑な運用に努める。 なお、広域災害又は市全域災害等で、必要がある場合には、市長は知事に自衛隊の出動及び応援出動指示権の発効等を要請する。		組合消防での対応のため削除
(3) 他機関との連携 消防本部は、警察と相互に協力する。	(2) 他機関との連携 市長は、必要に応じ知事に自衛隊の出動を要請する。	数字のずれ 県地域防災計画に伴う修正
(4) 救急搬送業務　（略）	(3) 救急搬送業務　（略）	数字のずれ
(5) 住民、自主防災組織等との連携 ① 防火管理者等　（略） ② 住民及び自主防災組織 住民及び自主防災組織等は、発災後初期段階において自発的に初期消火活動を行うとともに、消防隊到着後は消防隊の指示に従い、支援の要請があれば可能な限り消防隊に協力するものとする。	(4) 市民、自主防災組織等との連携 ① 防火管理者等　（略） ② 市民及び自主防災組織 市民及び自主防災組織等は、発災後初期段階において自発的に初期消火活動を行うとともに、可能な限り消防隊に協力するよう努める。	県地域防災計画に伴う修正
２　林野火災応急対策 〔実施関係機関：消防機関、県、警察、自主防災組織〕	**２　林野火災応急対策**	実施関係機関の削除
(1)～(6)　（略）	(1)～(6)　（略）	
３　危険物事故の応急対策 〔実施関係機関：消防機関、県、警察、県土木事務所、事故責任者〕	**３　危険物事故の応急対策**	実施関係機関の削除
(1) 事故責任者 危険物事故発生（のおそれがある）施設の責任者（以下「責任者」という。）は、直ちに製造等を停止し、次の措置をとる。 ① 通報	(1) 事業所等 危険物施設の所有者、管理者及び占有者で、その権限を有する者（以下「責任者」という。）は、災害発生と同時に直ちに次の措置をとる。 ① 通報	県地域防災計画に伴う修正

【新旧対照表（地域防災計画（第３編）風水害等対策）】

＜現　　行＞	＜改　正　後＞	＜修正理由＞
直ちに消防本部に通報するとともに、必要に応じて付近の住民や企業にも通報する。 その後も、段階に応じて状況を関係機関に報告する。 ② 施設の応急措置 危険物の漏えい、混食発火、流出、汚染、出火等を防止するため次の措置を行うものとされている。 ア　タンクの破損、危険物の漏えい等の異常の有無について緊急点検を行う。 イ　タンクの破損がある場合は応急補修を行う。 ウ　危険物が漏えいした場合又はそのおそれがある場合は、危険物の除去、土のう積み等の設置を行う。 エ　出火した場合は、自衛消防隊等による初期消火、延焼防御を行う。 ③ 従業員等の安全確保 従業員、付近の住民、企業等への通報、施設内への立ち入り禁止、避難誘導を行う。 ④ 救済 被災者への救済を行う。 (2) 関係機関 ① 連絡系統 関係機関は、相互に連絡協力して応急対策を行う。 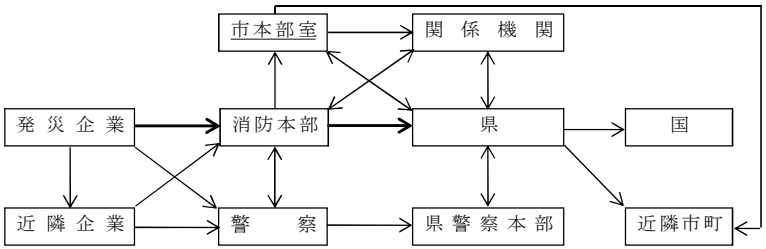 ② 水質汚染対策 河川に危険物が流出した場合、河川管理者に水質汚染調査を要請するとともに、必要に応じて汚染拡大防止対策に協力する。 市は、必要に応じて、取水停止や広報を行う。 ③ 災害原因の究明 消防本部は警察と連携して、災害の発生原因を究明するものとする。 高度な技術を要する場合は、国の派遣する学術調査団等の原因究明を待って、公式発表を行うものとする。	直ちに北はりま消防本部に通報するとともに、必要に応じて付近の市民や近隣企業にも通報する。 その後も、段階に応じて状況を関係機関に通報する。 ② 初期防除 責任者は、各種防災設備を効果的に活用し、迅速なる初期防除を行う。中でも特に近隣への延焼防止を最優先とし、かつ、誘発防止に最善の方途を講ずる。 ③ 避難 責任者は、企業自体の計画により、従業員等の避難を実施する。 ④ 市民救済対策 企業は、被災地区の僅少なものについて、企業自体の保証で救済することとする。 (2) 関係機関 ① 連絡系統 関係機関は、相互に連絡協力して応急対策を行う。 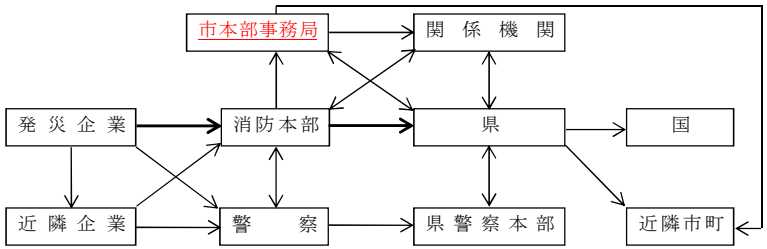 ② 災害広報 県及び報道機関等と相互に協力して、災害による不安及び混乱を防止するため、広報車、テレビ、ラジオ及び災害写真等を媒体とする広報活動を行う。 ③ 救急医療 当該事業所、警察、北はりま消防本部、県、医療機関、その他関係機関は連携して負傷者等の救出及び救急医療事務を実施する。 ④ 消防応急対策 北はりま消防本部は、危険物火災の特性に応じた消防活動を迅速に実施する。 ⑤ 避難 市長は、加東警察署と協力して避難のための立退きの指示、勧告、避難所の開設及び避難所への収容を行う。 ⑥ 給水 必要に応じ飲料水を供給することとする。 ⑦ 市民救済対策 企業、県及びその他関係機関と合同して市民の救済対策を講じる。なお、被災地区の拡大によ	

＜現　　行＞	＜改　正　後＞	＜修正理由＞
	り災害救助法が適用される場合は、その定めによる。	
４　高圧ガス事故応急対策 〔実施関係機関：消防機関、県、警察、事故責任者〕 (1) 事故責任者 高圧ガス事故発生（のおそれがある）施設の責任者（以下「責任者」という。）は、直ちに運転、製造等を停止し、次の措置をとる。 ① 通報 直ちに消防本部、警察に通報するとともに、必要に応じて付近の住民や企業にも通報するものとされている。 その後も、段階に応じて状況を関係機関に報告する。 ② 施設の応急措置 ガスの漏えい、拡散、爆発等を防止するため、次の措置を行う。 ア 貯蔵所等の破損、ガスの漏えい等の異常の有無について緊急点検を行う。 イ ガスの漏えいのおそれがあるときは、配管の緊急遮断等を行う。 ウ 施設が危険な状態のときは、ガスの安全な場所への移動、放出等を行う。 エ ガスが漏えい又は発火した場合は、ガス濃度の測定、散水冷却又は自衛消防隊等による初期消火等を行う。 ③ 従業員等の安全確保 従業員、付近住民等に、施設内への立ち入り禁止、火気の取り扱い禁止を通報する。 また、ガスの種類、特性、風向き等を考慮して避難誘導する。 ④ 救済 被災者への救済を行う。 (2) 関係機関 消防本部、市、県は、事業者による防災資機材の確保が困難な場合、連携して防災資機材を調達するものとする。	**４　高圧ガス事故応急対策** (1) 緊急通報 事業者は、高圧ガス施設が発災又は危険な状態となった場合はあらかじめ定められた情報伝達経路により市等の防災関係機関に通報することとする。市は通報を受けると、状況に応じて他の防災関係機関と連絡調整を図る。 (2) 応急措置の実施 事業者及び防災関係機関は連携し、高圧ガスの性質（毒性、可燃性、支燃性等）に基づいた適切な応急措置を実施する。 ① 状況により、設備を緊急運転停止 ② 火災が発生した場合、消火、高圧ガスの移動、安全放出、冷却散水 ③ ガスが漏洩した場合、緊急遮断等の漏洩防止措置 ④ 状況により、立入禁止区域及び火気使用禁止区域の設定 ⑤ 状況により、防災要因以外の従業員の退避 ⑥ 発災設備以外の設備の緊急総点検 ⑦ 交通規制 (3) 防災資機材の調達 北はりま消防本部は、事業者による防災資機材の確保が困難な場合、県と連携して防災資機材を調達する。また、防災資機材の緊急輸送に協力する。 (4) 避難 防災関係機関は、被害が拡大し事業所周辺にも影響を及ぼすと予想される場合は、周辺住民等の避難について協議する。市は、必要に応じ避難の勧告及び指示を行う。	実施関係機関の削除 県地域防災計画に伴う修正
５　火薬類事故応急対策 〔実施関係機関：消防機関、県、警察、事故責任者〕 (1) 事故責任者 火薬類事故発生（のおそれがある）施設の責任者（以下「責任者」という。）は、直ちに、次の措置をとるものとされている。 ① 通報 直ちに警察に通報するとともに、必要に応じて関係機関等にも通報する。 その後も、段階に応じて状況を関係機関に報告する。 ② 施設の応急措置 火薬類の爆発等を防止するため、次の措置を行うものとされている。 ア 貯蔵所等の破損等の異常の有無について緊急点検を行う。 イ 施設が危険な状態のときは、火薬類の安全な場所への移動、放出等を行う。 ウ ガスが漏えい又は発火した場合は、ガス濃度の測定、散水冷却又は自衛消防隊等による初期消火等を行う。 ③ 従業員等の安全確保 従業員、付近住民等に、施設内への立ち入り禁止、火気の取り扱い禁止を通報する。 また、火薬の種類、特性、風向き等を考慮して避難誘導する。 ④ 救済	**５　火薬類事故応急対策** (1) 緊急通報 事業者は、火薬類施設が発災又は危険な状態となった場合は、あらかじめ定められた情報伝達経路により市等の防災関係機関に通報することとする。市は通報を受けると、状況に応じて他の防災関係機関と連絡調整を図る。	実施関係機関の削除 県地域防災計画に伴う修正

【新旧対照表（地域防災計画（第３編）風水害等対策）】

＜現　　行＞	＜改　正　後＞	＜修正理由＞
被災者への救済を行う。 (2) 応急措置 事業者は、防災関係機関との連絡を密にし、火薬類の性質に応じた適切な措置をとる。 (3) 避難措置　（略）	(2) 応急措置 事業者は、防災関係機関との連絡を密にし、火薬類の性質に基づいた適切な応急措置を講ずる。 (3) 避難　（略）	県地域防災計画に伴う修正 字句の修正
６　毒物・劇物事故応急対策 〔実施関係機関：消防機関、県、警察、事故責任者〕	**６　毒物・劇物事故応急対策**	実施関係機関の削除
(1) 事故責任者 毒物・劇物等の事故発生（のおそれがある）施設の責任者（以下「責任者」という。）は、直ちに次の措置をとる。 ①　通報 直ちに消防本部、警察に通報するとともに、必要に応じて付近の住民や企業にも通報する。 その後も、段階に応じて状況を関係機関に報告する。 ②　施設の応急措置 毒物・劇物等の漏えい、流出、汚染、出火等を防止するため次の措置を行う。 ア　貯蔵設備の破損、毒物・劇物の漏えい等の異常の有無について緊急点検を行う。 イ　貯蔵設備の破損がある場合は応急補修を行う。 ウ　毒物・劇物が漏えいした場合又はそのおそれがある場合は、毒物・劇物の除去、除毒、流出防止措置を行う。 エ　出火した場合は、自衛消防隊等による初期消火を行う。 ③　従業員等の安全確保 従業員、付近の住民、企業等への通報、避難誘導を行う。 ④　救済 被災者への救済を行う。 (2) 関係機関 ①　連絡系統 関係機関は、相互に連絡協力して応急対策を行うものとする。 ②　水質汚染対策 河川に毒物・劇物が流出した場合、県及び河川管理者に水質汚染調査を要請するとともに、必要に応じて汚染拡大防止対策に協力する。 市は、必要に応じて、取水停止や広報を行う。	(1) 事業者等の通報 事業者は、毒物・劇物が流出し付近住民に保健衛生上の危害を及ぼす危険が発生した場合に、加東健康福祉事務所、北はりま消防本部及び警察等へ緊急通報を行う。 (2) 応急措置 北はりま消防本部は、火災が発生した場合、施設防火管理者と連絡を密にして、延焼防止、汚染区域の拡大の防止に努める。 (3) 避難 市長は、必要があれば避難の勧告、指示を行う。	県地域防災計画に伴う修正
７　突発重大事案応急対策 〔実施関係機関：消防機関、警察〕	**７　突発重大事案応急対策**	実施関係機関の削除
	(1) 突発重大事案発生時の対応 市長は、事故現場に出動した警察、北はりま消防本部等の機関から突発重大事案発生の連絡を受け、又は自ら認知した場合は、県に通報することとする。 (2) 現地災害対策本部 ①　市長は、突発重大事案が発生した場合、原則として、現地又は適当な場所に現地災害対策本部を設置することとする。現地災害対策本部の構成は、市、防災機関、県とし、必要により事故原因者の参加を求める。 ②　現地災害対策本部は、防災関係機関の効率的な活動及び事案の規模、被災状況など情報の統一化を図るため、次に掲げる事項を処理し、総合的な連絡調整にあたる。 ア　災害情報の収集及び伝達	県地域防災計画に伴う修正

＜現　　行＞

(1) サリン等の発散

① 消防吏員、警察官は、サリン等又はサリン等の疑いがある物質の発散により、人の生命又は身体の被害が生じ、又は生じるおそれがあると認めるときは、法令の定めるところにより、相互に連携し、その被害に係る場所への立入りを禁止し、又はこれらの場所にいる者を退去させ、サリン等を含む物品等を回収又は廃棄し、その他その被害を防止するために必要な措置をとるものとする。

② 住民は、サリン等若しくはサリン等の疑いがある物質若しくはこれらの物質を含む物品を発見し又はこれらが所在する場所を知ったときは、速やかに警察官等に通報するものとする。

③ （略）

(2) 突発重大事案　（略）

第２　交通災害応急対策

１　通報、伝達、情報提供

〔実施関係機関：消防機関、警察、西日本旅客鉄道㈱、小野市加東市医師会、神姫バス㈱、行事主催者等〕

(1) 航空機事故災害

航空機事故による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、当該災害に関する情報伝達を速やかに行うとともに、被害状況等の早期把握に努め、防災関係機関等との連携の下に、的確な対応をとるものとする。

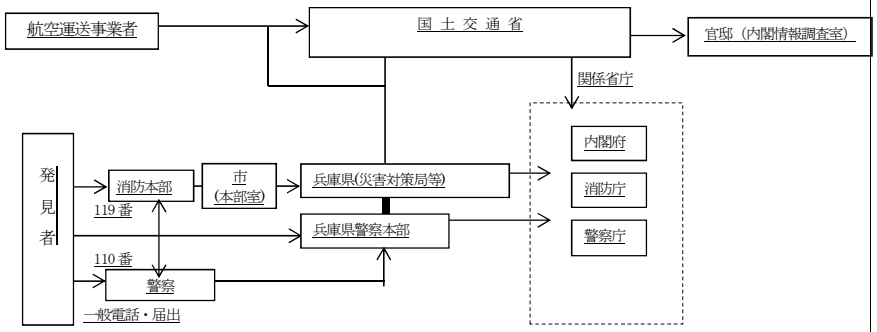

(2) 鉄道事故災害

鉄道事故による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、当該災害に関する情報伝達を速

＜改　正　後＞

イ　広報

ウ　防災関係機関の情報交換

エ　防災関係機関相互間における応急対策の調整

オ　防災関係機関に対する応援要請

カ　その他必要な事項

③ 市長は、事故現場付近で防災関係機関の連絡責任者が集合しやすい場所を選んで本部を設置し、表示する。各防災関係機関の連絡責任者は、現地災害対策本部において、必要な連絡調整にあたる。

④ 市長は、事案に対する応急措置及び応急救助活動が終了したときは、各防災機関の意見を聞いて、現地対策本部を廃止することとする。

(3) サリン等の発散による被害発生時の措置

① 消防吏員、警察官は、サリン等又はサリン等の疑いがある物質の発散により、人の生命又は身体の被害が生じ、又は生じるおそれがあると認めるときは、法令の定めるところにより、相互に連携し、その被害に係る場所への立入りを禁止し、又はこれらの場所にいる者を退去させ、サリン等を含む物品等を回収　し、その他その被害を防止するために必要な措置をとるものとする。

② 市民は、サリン等若しくはサリン等の疑いがある物質若しくはこれらの物質を含む物品を発見し又はこれらが所在する場所を知ったときは、速やかに警察　等に通報するものとする。

③ （略）

(4) 突発重大事案における警察活動　（略）

＜修正理由＞

県地域防災計画に伴う修正

県地域防災計画に伴う削除

県地域防災計画に伴う修正

県地域防災計画に伴う削除

県地域防災計画に伴う削除
事故災害については、第４章で扱う。

【新旧対照表（地域防災計画（第３編）風水害等対策）】

＜現　　行＞	＜改　正　後＞	＜修正理由＞

やかに行うとともに、被害状況等の早期把握に努め、防災関係機関等との連携の下に、的確な対応をとるものとする。

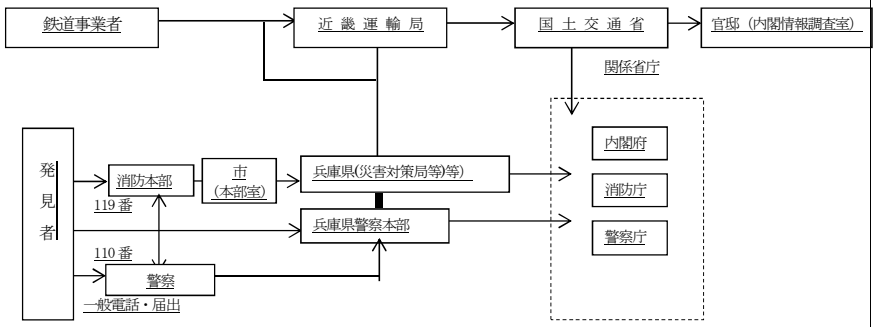

(3) 道路事故災害

① 道路構造物の被災等による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合

道路管理者は、当該災害に関する情報伝達を速やかに行うとともに、被害状況等の早期把握に努め、防災関係機関等との連携の下に、的確な対応をとるものとする。

この場合の情報伝達は次の系統で行うものとする。

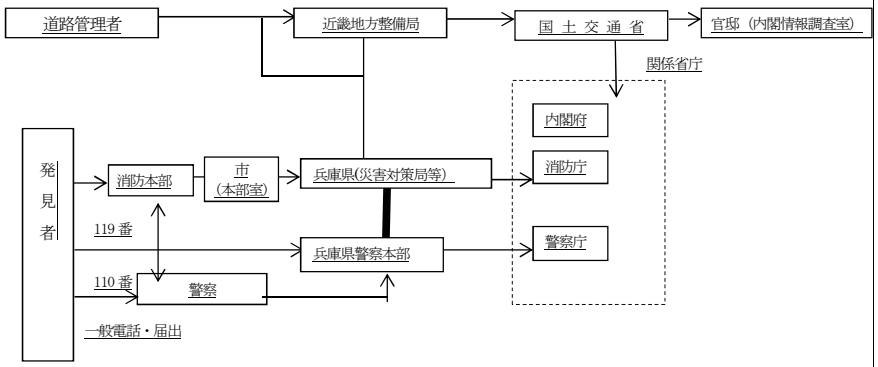

② 歩道上等において雑踏事故が発生し、又は発生するおそれがある場合

イベント等の主催者、主催者から警備を委託された者又は雑踏事故の発見者（以下、本節において「主催者等」という。）は、防災関係機関への通報等、的確な対応をとるものとする。

この場合の情報伝達は次の系統で行うものとする。

＜現　　行＞

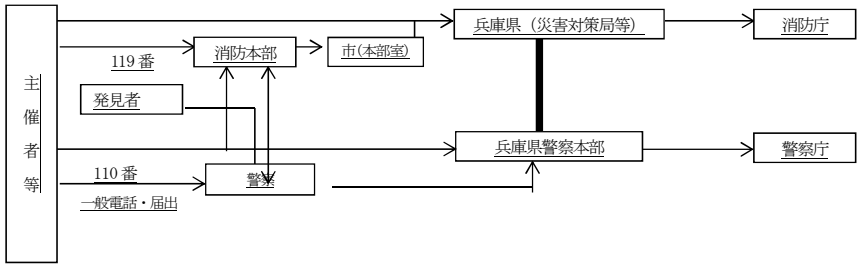

■各事故災害の通報・伝達上の注意事項

注１）関係機関（市・消防本部、県警察本部、県）は、相互に情報交換する。
注２）連絡先
官邸（内閣情報調査官）：内閣情報集約センター
国土交通省：総合政策局技術安全課、航空局総務課
内閣府：政策統括官（防災担当）付参事官室
警察庁：警備局警備課
消防庁：救急救助課
近畿地方整備局：道路部
近畿運輸局：企画部安全防災・環境課
鉄道部運転保安課
兵庫県企画県民部：災害対策局災害対策課、同消防課
（勤務時間外及び緊急の場合）
兵庫県県土整備部：県土企画局交通政策課
兵庫県北播磨県民局：総務室総務防災課（勤務時間内の場合）
兵庫県警察本部：警備部災害対策課
警察署：加東警察署
消防本部：北はりま消防本部情報管理課、警防課
市：総務財政部

２　救助・救急活動

〔実施関係機関：消防機関、警察、西日本旅客鉄道㈱〕

市、鉄道事業者、道路管理者、その他関係機関は、鉄道災害、道路災害等の場合、車両の破損に伴い救出が困難で、かつ治療の緊急度が高い負傷者が発生する可能性を考慮し、必要に応じて現地への救護班の派遣要請等適切な措置をとるものとする。

３　消防・避難活動

〔実施関係機関：消防機関、警察、西日本旅客鉄道㈱〕

(1) 事業者等

① 鉄道災害

鉄道事業者は、事故発生直後における初期消火活動を行うよう努めるとともに、消火活動を行う各機関に可能な限り協力するよう努めるものとされている。

② 道路災害

道路管理者は、市の要請を受け、迅速かつ的確な初期消火活動に資するよう協力するものとする。

＜改　正　後＞

＜修正理由＞

【新旧対照表（地域防災計画（第３編）風水害等対策）】

＜現　　行＞	＜改　正　後＞	＜修正理由＞
(2) 消防本部 ① 速やかに火災の発生状況を把握し、必要があれば化学消化剤による消火活動を迅速に行う。 ② 警察と連携して、住民等の生命及び身体の安全を図るとともに、消防活動の円滑化を期するため、必要に応じて、警戒区域を設定する。 (3) 避難 鉄道等の運転に従事する者は、列車又は自動車が火災・爆発を起こす可能性があるときは、速やかに乗客、乗員等を避難させる。 消防本部及び市は、航空機又は自動車等から危険物等が流出し、又はそのおそれがある場合には、必要に応じて、警察の協力を得て、付近の住民に対して、避難のための立退きの指示、勧告等を行う。 **４　代替輸送** 〔実施関係機関：警察、西日本旅客鉄道㈱、神姫バス㈱〕 (1) 鉄道事故災害時 鉄道事業者は、バス代行輸送等の代替交通手段の確保に努めるものとされている。 なお、バス代行輸送の場合においては、バス運転要員や駐車スペースの確保を図るほか、停留所の位置、バスルートの設定、専用レーンの設定などについて関係機関（近畿運輸局、警察、道路管理者等）と速やかに協議するものとされている。 また、鉄道事業者、バス事業者、その他代替輸送の関係機関は、可能な限り、低床バスの使用などバリアフリーの観点を踏まえた代替輸送に留意するものとされている。 (2) 道路事故災害時 道路管理者、警察、その他関係機関は、幹線道路が長時間に渡って使用不能になる場合など必要に応じて、う回路の設定及び周知、交通規制の実施、バス路線の変更等の対策を行うものとする。 既存バス路線の変更等にあたっては、臨時の停留所の数・位置の設定等に関して、要援護者対策に留意するものとする。 **５　雑踏事故対策** 〔実施関係機関：消防機関、県、警察、小野市加東市医師会、医療機関、行事主催者〕 (1) 関係機関の情報連携 市及び消防本部は、行事等の主催者等、警察、医師会等と、雑踏事故が発生し、又は発生するおそれがある場合、第一報の伝達から応急対策の終了まで、相互に情報を交換するなど、特に緊密な情報連携を図る。 (2) 雑踏事故発生のおそれがある場合の現場の対応 ① 群集の密度、行動等から雑踏事故の発生のおそれがあると認識した主催者、警備員、警察官等は、相互に連絡をとり、拡声器等を使用して群集に対し周辺の状況を説明し、警備員等への協力を求めるとともに、必要に応じて入場制限、誘導等の措置により群集の分断、整理を行うものとされている。 ② 市及び消防本部は、雑踏事故の発生のおそれがあるとの通報を受けた場合、直ちに現場の確認のため職員を急行させる。 (3) 雑踏事故発生時の対策 市は、関係機関に次に定める対策など、事故の態様に応じ、必要な対策を行うことを要請する。 ① 行事等の主催者等 行事等の主催者等又は鉄道事業者は、雑踏事故が発生した場合には、迅速に市、消防本部、警察、県等にその旨を通報するとともに、負傷者を搬送し、救護活動に必要な場を確保するなど応		

＜現　　行＞	＜改　正　後＞	＜修正理由＞
急措置に努める。 ②　消防本部 ア　会場及び周辺の道路の混雑状況等、消防活動を行う上で必要な状況の迅速かつ的確な把握に努め、救助活動に迅速に着手する。 イ　必要に応じて広域応援を他の消防本部又は県に要請する。 ウ　多数の負傷者が発生した場合、災害拠点病院と連携をとり、医療上の助言を得る他、医師会へ情報提供し、協力を依頼するなど、必要に応じて医療機関と連携をとり、医師の派遣及び搬送先の医療機関の確保を的確に行う。 ③　医療機関等 ア　行事等の主催者等及び消防本部と事前に連携を図っている医療機関は、関係機関から雑踏事故発生の第一報を受けた場合、医師、看護師等の招集など負傷者の受入体制を整えるよう努める。 イ　医師会は、関係機関から雑踏事故発生の第一報を受けた場合、現地へのトリアージ医師の派遣、現地における医療行為を行うための医療関係者の派遣等について、協力するよう努めるものとする。 **６　危険物等の対策** 〔実施関係機関：消防機関、県、警察、道路管理者、医療機関、事故責任者〕 (1) 危険物等への対策の特殊性 災害時の危険物等への対策に係る関係機関及びその対策に従事する者は、危険物等の関連する災害の特殊性（引火爆発の危険、毒性危険、反応危険及びそれらの複合危険）に応じ、救助・救急、医療等の対策実施にあたって特別の配慮をする。 (2) 責任者等 危険物等搬送中の事故発生（のおそれがある）事業所の責任者（以下「責任者」という。）は、直ちに次の措置をとる。 ①　連絡通報 責任者及び事故発見者は、次の措置をとる。 ア　発災時に直ちに119番で消防本部に連絡するとともに、必要に応じて、付近住民等に通報する。また、危険物等の種類が不明な場合等は、その特定に努める。 イ　被害の概要を被災段階に応じて早急にとりまとめ、必要に応じて関係機関に通報する。 ②　初期防除 責任者は、危険物等の流出を周囲に周知するなど可能な範囲で、速やかに初期防除を行うものとされている。 ただし、危険物等の種類が特定されていない場合は、関係機関の指示に従う。 (3) 防災関係機関 災害の規模、態様に応じ、関係機関相互の連携・協力のもとに次の応急対策を行う。 ①　災害情報の収集及び報告 消防本部は、被災現地に職員を派遣する等により、被災状況の実態を的確に把握するとともに、その他関係機関に災害発生の速報を行い、被害の状況に応じて逐次中間報告を行う。		

【新旧対照表（地域防災計画（第３編）風水害等対策）】

＜現　　行＞	＜改　正　後＞	＜修正理由＞
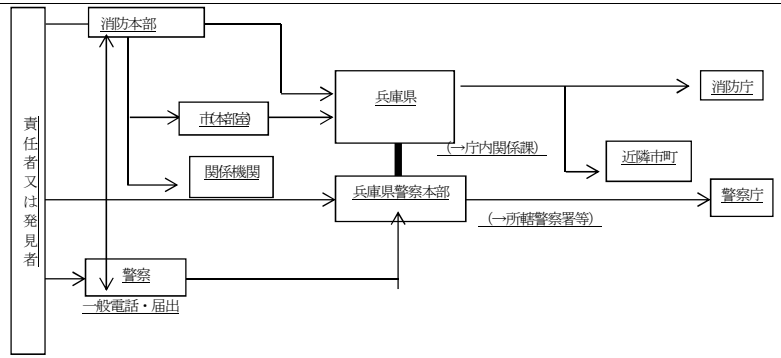 ②　災害広報 市は、県と協力して、危険物等の流出による大気、公共用水域、地下水及び土壌の汚染等により、住民の生命身体に危険が生じる恐れがある場合は、直ちに関係機関に連絡するとともに、報道機関等を通じて広報を行う。 ③　危険物等の特定 消防本部は、事故責任者等を通じて危険物等の情報を収集するものとする。 また、責任者等を通じても危険物等の種類が特定されない場合は、県立衛生研究所、県警科学捜査研究所等と連携し、又は県を通じて専門家・専門機関等と連携をとるものとする。 ④　現場の安全確認、患者の移動及び除染 事故責任者、警察、市、消防本部、その他関係機関は連携して次の活動を行うものとする。 ア　警戒線を張り、関係者以外の立ち入りを禁止し、安全地帯を設定する イ　負傷者等を汚染された環境から搬出する ウ　負傷者等の除染を行う また、消防本部及び警察は、関係機関との連携の下に、負傷者等に対する救助、一次除染及び救急搬送活動、物質の検知及び情報収集活動を行うものとする。 ⑤　救急搬送等 消防本部は、医療機関、（財）日本中毒情報センター、関係機関と連携をとり、負傷者等を医療機関へ搬送する。 消防本部は、危険物等取扱に関する専門家・専門機関等の助言が必要な場合は、県に要請する。 ⑥　環境モニタリング 市（環境対策部）は、県が行う環境モニタリング調査において、その測定場所の選定、確保及び現場立会いを行う。 ⑦　住民救済対策 事故責任者及び防災関係機関は、被災住民の救済対策を行うものとされている。 **７　風評被害の防止** (1)　防災関係機関と協力して、報道機関の協力を得ながら、次の事項について的確な情報提供を行うことにより、風評被害等の未然防止を図る。 ①　鉄道、道路等の使用又は供用の状況 ②　被災した構造物等の復旧状況 ③　危険物等の流出等の場合の緊急時モニタリングの結果 ④　その他風評被害の未然防止又は軽減のために必要な情報 (2)　風評被害等が発生した場合は、農林水産物、地場産業の商品等の適正な流通の促進及び観光振興		

＜現　　行＞	＜改　正　後＞	＜修正理由＞
のため、広報活動の強化等により影響の軽減を図るとともに、農林水産業対策、観光対策等に十分な配慮を行う。		
第３　原子力事故災害応急対策	**第２　原子力事故災害応急対策**	第３から第２へずれ
１　通報・伝達・情報提供 〔実施関係機関：消防機関、原子力事業者等〕	**１　通報・伝達・情報提供**	実施関係機関の削除
(1)・(2)　（略） (3) 情報提供 核燃料物質等の事業所外運搬に係る原子力災害時においては、以下の事項に留意して広報を行うものとされている。 なお、その他の原子力災害等にあっても、以下に準じて対応するものとされている。 ① 県、指定行政機関、指定公共機関及び原子力事業者とともに、役割に応じて周辺住民のニーズを把握し、対象原子力災害等の状況、安否情報、医療機関などの情報、農林畜水産物の安全性の確認の状況、それぞれの機関が行っている対策に関する情報、交通規制等周辺住民に役立つ正確かつきめ細かな情報を的確に提供する。 なお、その際、____住民の心の安定及び高齢者、障害者、外国人、乳幼児その他の災害時要援護者及び一時滞在者等に配慮する。 ② （略）	(1)・(2)　（略） (3) 情報提供 核燃料物質等の事業所外運搬に係る原子力災害時においては、以下の事項に留意して広報を行うものとされている。 なお、その他の原子力災害等にあっても、以下に準じて対応するものとされている。 ① 県、指定行政機関、指定公共機関及び原子力事業者とともに、役割に応じて周辺住民のニーズを把握し、対象原子力災害等の状況、安否情報、医療機関などの情報、農林畜水産物の安全性の確認の状況、それぞれの機関が行っている対策に関する情報、交通規制等周辺住民に役立つ正確かつきめ細かな情報を的確に提供する。 なお、その際、周辺住民の心の安定及び高齢者、障害者、外国人、乳幼児その他の災害時要援護者及び一時滞在者等に配慮する。 ② （略）	字句の修正
２　緊急モニタリング 〔実施関係機関：消防機関、県、原子力事業者等〕 (1)・(2)　（略）	**２　緊急モニタリング** (1)・(2)　（略）	実施関係機関の削除
３　避難対策、交通規制 〔実施関係機関：県、警察〕 (1)・(2)　（略）	**３　避難対策、交通規制** (1)・(2)　（略）	実施関係機関の削除
４　救急・医療活動 〔実施関係機関：消防機関、医療機関、県、警察、小野市加東市医師会、原子力事業者〕 (1)・(2)　（略）	**４　救急・医療活動** (1)・(2)　（略）	実施関係機関の削除
５　消火活動 〔実施関係機関：消防機関、県、原子力事業者〕	**５　消火活動**	実施関係機関の削除
(1) 放射性物質輸送中の火災 ① 事業者の措置　（略） ② 消防本部の措置 輸送責任者又は同行の専門家から情報を収集し、放射性物質による汚染、被ばくの恐れ があることが判明した場合には、輸送責任者又は専門家の協力を得て、救急救助活動、消火活動、消防警戒区域の設定、拡大防止対策等に関する方法等を検討する。 ア～エ　（略） (2) 放射性同位元素取扱事業所の火災　（略）	(1) 放射性物質輸送中の火災 ① 事業者の措置　（略） ② 消防本部の措置 輸送責任者又は同行の専門家から情報を収集し、放射性物質による汚染、被ばくのおそれがあることが判明した場合には、輸送責任者又は専門家の協力を得て、救急救助活動、消火活動、消防警戒区域の設定、拡大防止対策等に関する方法等を検討する。 ア～エ　（略） (2) 放射性同位元素取扱事業所の火災　（略）	字句の修正
６　飲料水等の摂取制限、汚染の除去	**６　飲料水等の摂取制限、汚染の除去**	

【新旧対照表（地域防災計画（第３編）風水害等対策）】

＜現　　行＞	＜改　正　後＞	＜修正理由＞
〔実施関係機関：警察、農業協同組合、原子力事業者〕 (1)・(2)　（略）	(1)・(2)　（略）	実施関係機関の削除
７　環境モニタリング 〔実施関係機関：県、原子力事業者〕 (1)・(2)　（略）	**７　環境モニタリング** (1)・(2)　（略）	実施関係機関の削除
８　制限の解除、風評被害対策 〔実施関係機関：県〕 (1)・(2)　（略）	**８　制限の解除、風評被害対策** (1)・(2)　（略）	実施関係機関の削除
第４　高病原性鳥インフルエンザ応急対策 〔実施関係機関：県〕	**第３　高病原性鳥インフルエンザ応急対策**	実施関係機関の削除
１　組織の設置　（略） **２　応急対策の実施** 速やかに情報を把握しするとともに、「市高病原性鳥インフルエンザ対策マニュアル」に基づき、迅速かつ適切な対応を行う。	**１　組織の設置　（略）** **２　応急対策の実施** 速やかに情報を把握　するとともに、「市高病原性鳥インフルエンザ対策マニュアル」に基づき、迅速かつ適切な対応を行う。	字句の修正
第５　土砂災害対策 〔実施関係機関：県〕 **１　土砂災害警戒区域における警戒避難体制** 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第６条の規定に基づき指定を受けた区域（土砂災害警戒区域）の応急対策について風水害に伴う土砂災害の応急対策のほか、その特殊性に伴い特に留意するものについて次のとおり定める。 (1)　土砂災害に関する情報の収集 ①　本部班は、大雨警報が発表中においては、県と神戸海洋気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報を収集し、避難勧告等の発令の参考とする。 ②　関係各班及び関係機関は、土砂災害警戒区域内の斜面等の状況や前兆現象、土砂災害発生状況等の情報を収集する。 (2) 土砂災害に関する情報の伝達 ①　土砂災害の発生等緊急を要する土砂災害情報を収集した場合は、速やかに当該警戒区域の対象者に対し情報の伝達を行う。 ②　市民及び関係機関は土砂災害に関する異常現象を発見した場合、市長に通報するものとする。 (3) 予報又は警報の発令及び伝達 各班においても、神戸海洋気象台の発表する気象予警報等を速やかに収集し、災害対策本部が必要と認める気象情報等については、防災行政無線、ＣＡＴＶ、掲示板、広報資料、広報誌（紙）、かとう安全安心ネット、エリアメール、緊急速報メール、Ｌアラート、電話、ファクシミリ、インターネット、広報車、口頭伝達等を有効に活用して、市民に対し速やかに伝達する。 (4) 土砂災害警戒区域内にある災害時要援護者関連施設に対する情報伝達 災害時要援護者班は、警戒区域内にある災害時要援護者関連施設の施設管理者に対して、防災行政無線、ＣＡＴＶ、掲示板、広報資料、広報誌（紙）、かとう安全安心ネット、エリアメール、緊急		土砂災害に関する情報の収集・伝達については、第２章第２節、土砂災害に対する避難対策については、第３章第４節で扱うため、ここでは削除

＜現　　行＞

速報メール、Ｌアラート、電話、ファクシミリ、インターネット、広報車、口頭伝達等により土砂災害に関する情報の伝達を行う。

なお、施設管理者自らもテレビやインターネット等による情報取得に努め、広報車の巡回等市の広報に注意する。

(5) 避難勧告等の基準及び避難に関する事項

① 大雨警報又は土砂災害警戒情報が発表され、引き続き強い雨が見込まれる場合、土砂災害のおそれのある地域に対して、避難所の開設を検討する。

② 土砂災害警戒区域内の住民等は、前兆現象などに注意し、異常を感じた場合は、警戒区域外の避難所や知人宅等に自主避難を行う。

③ 本部長は、土砂災害警戒情報、気象・雨量情報、土砂災害の前兆現象や発生情報、巡視等により収集する現地情報、避難行動の難易度等を総合的に判断し、避難勧告等を行う。

（→「第４節　避難対策　第１　避難勧告等」を参照）

※１　土砂災害警戒情報は、気象台と県両方の基準値を超えると予想される場合に共同して発表される。

※２　気象台の監視基準は、気象庁の防災気象情報提供システムの土砂災害警戒判定情報で、県の監視基準は、県の土砂災害情報提供システムにより確認

④ 避難勧告等については、防災行政無線、ＣＡＴＶ、掲示板、広報資料、広報誌（紙）、かとう安全安心ネット、エリアメール、緊急速報メール、Ｌアラート、電話、ファクシミリ、インターネット、広報車、戸別訪問、自主防災組織会、自治会及び消防団を通じた伝達等あらゆる手段により伝達する。

⑤ 避難勧告等があった該当警戒区域の住民等は、あらかじめ定められた避難所等に避難する。

⑥ 避難にあたっては、自主防災組織が中心となって、災害時要援護者に配慮し、地域ぐるみで行うものとする。

〈土砂災害に関する情報の収集・伝達系統図〉

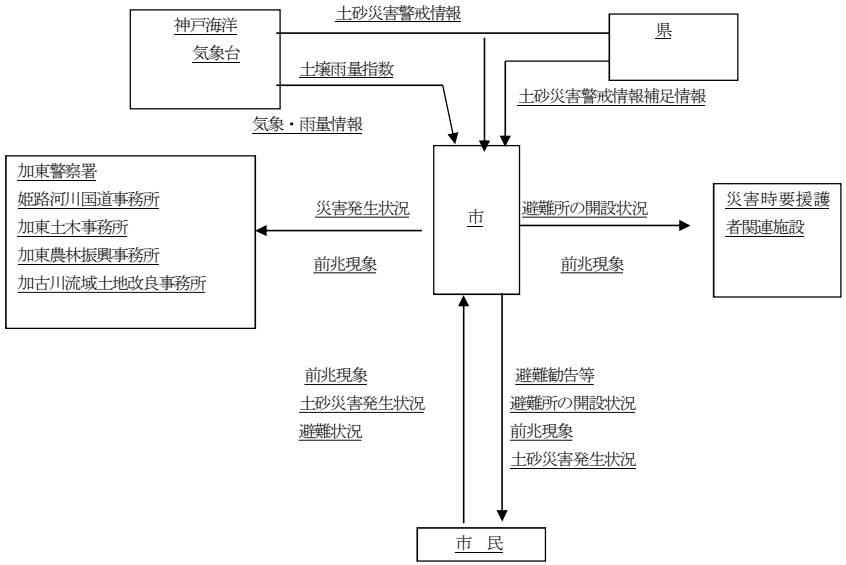

＜改　　正　　後＞

＜修正理由＞

【新旧対照表（地域防災計画（第３編）風水害等対策）】

＜現　　行＞	＜改　正　後＞	＜修正理由＞
２ その他土砂災害危険箇所等における警戒避難体制 集中豪雨、長雨等で土砂災害のおそれがある場合、急傾斜地崩壊危険箇所等の土砂災 害危険箇所についてパトロール等を行い、土砂災害の危険性が高い場合においては、迅速に適切な避難対策を実施する。特に次の場合は警戒体制を強めることとする。 (1) 避難誘導の実施 ① 土砂災害警戒情報が発表された場合 ② 市民からの通報やパトロール等により、土砂災害の前兆現象が見られる場合 ③ 以前から土砂災害が多発する地域で、集中豪雨等が発生した場合 ④ 土砂災害が発生することで、集落の孤立化の恐れがある場合 (2) 市民への広報 土砂災害に関する情報は、次の事項を市民に伝達する。 ① 土砂災害の発生が予想される箇所 ② 避難場所 ③ 避難時の注意事項、携行品等 ④ 気象情報等 ３　再発の防止 (1) 緊急パトロール等の実施 土砂災害は一旦発生すると再発の恐れがあるため、発生箇所について緊急パトロールを実施し、危険箇所の把握に努める。危険箇所点検要員は、市及び各関係機関の職員を確保するとともに、専門アドバイザー等への事前要請、災害ボランティア募集等を実施し対応する。 (2) 緊急対策の実施 管理者は次の緊急対策を実施することとする。 ① 緊急復旧資材の点検・補強 ② 監視体制の強化 ③ 崩壊箇所における砂防、地すべり、急傾斜地崩壊防止対策		
第６　新型インフルエンザ応急対策 〔実施関係機関：県〕 １　組織の設置 市長は、市の地域及び近隣市町において、新型インフルエンザが発生したときには、「加東市新型インフルエンザ＿対策＿＿計画」に基づき、新型インフルエンザ対策本部を設置する。 ２　応急対策の実施 速やかに発生情報等の収集を行うとともに「加東市新型インフルエンザ＿対策＿＿計画」に基づき、迅速かつ適切な応急対策を実施する。	**第４　新型インフルエンザ応急対策** **１　組織の設置** 市長は、市の地域及び近隣市町において、新型インフルエンザが発生したときには、「加東市新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき、新型インフルエンザ対策本部を設置する。 **２　応急対策の実施** 速やかに発生情報等の収集を行うとともに「加東市新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき、迅速かつ適切な応急対策を実施する。	第６から第４へ数字のずれ 実施関係機関の削除 フォントの修正 字句の修正 フォントの修正 字句の修正

加東市地域防災計画（第４編）災害復旧計画（案）新旧対照表

【新旧対照表（地域防災計画（第４編））】

＜現　　行＞	＜改　正　後＞	＜修正理由＞
第１章　災害復旧事業の実施	**第１章　災害復旧事業の実施**	
大規模災害による復旧事業を円滑に推進するための激甚災害指定に関する事項、金融に関する事項、被災者の生活再建支援に関する事項について定める。	大規模災害による復旧事業を円滑に推進するための激甚災害指定に関する事項、金融に関する事項、被災者の生活再建支援に関する事項について定める。	
第１　災害復旧事業の種類	**第１　災害復旧事業の種類**	
(1) 公共土木施設災害復旧事業	(1) 公共土木施設災害復旧事業	
①・②　(略)	①・②　(略)	
	③　林地荒廃防止施設災害復旧事業	
③　地すべり防止施設災害復旧事業	④　地すべり防止施設災害復旧事業	県地域防災計画に伴う追記
④　急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業	⑤　急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業	数字のずれ
⑤　道路災害復旧事業	⑥　道路災害復旧事業	
⑥　下水道災害復旧事業	⑦　下水道災害復旧事業	数字のずれ
⑦　公園災害復旧事業	⑧　公園災害復旧事業	
(2)～(11)　(略)	(2)～(11)　(略)	数字のずれ
第２　激甚災害の指定に関する事項	**第２　激甚災害の指定に関する事項**	
大規模な災害が発生した場合、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について、協力する。また、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県各部に提出する。	大規模な災害が発生した場合、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について、協力する。また、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県各部に提出する。	
１　激甚災害に係る財政援助措置	**１　激甚災害に係る財政援助措置**	
(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	
①～⑪　(略)	①～⑪　(略)	
⑫　堆積土砂排除事業	⑫　堆積土砂排除事業（公共的施設区域内）（公共的施設区域外）	県地域防災計画に伴う修正
⑬　(略)	⑬　(略)	
(2) 農林水産業に関する特別の助成　(略)	(2) 農林水産業に関する特別の助成　(略)	
(3) 中小企業に関する特別の助成	(3) 中小企業に関する特別の助成	
①　(略)	①　(略)	
②　小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金等の償還期間等の特例		県地域防災計画に伴う削除
③　事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助	②　事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助	数字のずれ
④　中小企業者に対する商工組合中央金庫の融資に関する特例		県地域防災計画に伴う削除
(4) その他の財政援助措置	(4) その他の財政援助措置	
①　(略)	①　(略)	
②　私立学校施設災害復旧事業に対する補助		市内に私立学校がないため削除
③　市が施行する感染症予防事業に関する負担の特例	②　市が施行する感染症予防事業に関する負担の特例	
④　母子及び寡婦福祉資金に関する国の貸付の特例	③　母子及び父子並びに寡婦福祉資金に関する国の貸付の特例	県地域防災計画に伴う修正
⑤　水防資材費の補助の特例	④　水防資材費の補助の特例	数字のずれ
⑥　罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例	⑤　罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例	数字のずれ
⑦　産業労働者住宅建設資金融通の特例		県地域防災計画に伴う削除
⑧　公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設及び林道の小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等	⑥　公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設及び林道の小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等	数字のずれ
⑨　雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例	⑦　雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例	数字のずれ
２　局地激甚災害に係る財政援助措置	**２　局地激甚災害に係る財政援助措置**	

【新旧対照表（地域防災計画（第４編））】

＜現　　行＞	＜改　正　後＞	＜修正理由＞
(1)・(2)　(略)	(1)・(2)　(略)	
(3) 中小企業に関する特別の助成	(3) 中小企業に関する特別の助成	
①・②　(略)	①・②　(略)	
③　中小企業者に対する商工組合中央金庫の融資に関する特例		県地域防災計画に伴う削除
(4) その他の財政援助措置	(4) その他の財政援助措置	
公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設及び林道の小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等	公共土木施設及び公立学校施設の小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等	県地域防災計画に伴う修正
第３　災害復旧事業に必要な金融に関する事項	**第３　災害復旧事業に必要な金融に関する事項**	
災害復旧に必要な金融制度としては以下のものがある。	災害復旧に必要な金融制度としては以下のものがある。	
１　農林漁業災害資金	**１　農林漁業災害資金**	
関係機関は、災害により被害を受けた農林業者又は農林業者の組織する団体に対し復旧を促進し、農林業者の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災による被害農林業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法及び株式会社日本政策金融公庫法により融資できるものとなっている。	関係機関は、災害により被害を受けた農林業者又は農林業者の組織する団体に対し復旧を促進し、農林業者の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災による被害農林業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法及び株式会社日本政策金融公庫法により融資できるものとなっている。	
(1) 被災者経営資金	(1) 天災　資金	県地域防災計画に伴う修正
関係機関は、災害によって損失を受けた農林業者等に、農林業の経営等に必要な再生産資金を融資する。なお、その災害が激甚災害として指定された場合は、貸付限度額、償還年限につき有利な条件で融資する。	関係機関は、災害によって損失を受けた農林業者等に、農林業の経営等に必要な再生産資金を融資する。なお、その災害が激甚災害として指定された場合は、貸付限度額、償還年限につき有利な条件で融資する。	県地域防災計画に伴う修正
(2) 日本政策金融公庫資金　(略)	(2) ㈱日本政策金融公庫資金　(略)	県地域防災計画に伴う修正
２　中小企業復興資金	**２　中小企業復興資金**	
関係機関は、被災した中小企業に対する資金対策として、一般金融機関、株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫の融資及び小規模企業者等設備資金等の貸付を行う。	関係機関は、被災した中小企業に対する資金対策として、一般金融機関、商工組合中央金庫及び株式会社日本政策金融公庫の融資並びに小規模企業者等設備資金等の貸付、信用保証協会の保証による融資を行う。	県地域防災計画に伴う修正
３　災害復興住宅資金　（略）	**３　災害復興住宅資金　（略）**	
第２章　生活再建支援	**第２章　生活再建支援**	
第１　災害弔慰金等の支給等	**第１　災害弔慰金等の支給等**	
市は、次の措置を講じる。 なお、支援措置の早期実施を図るため、家屋被害認定士を活用して発災後速やかに被災状況を調査し、被災台帳を作成するなど、り災証明書等の交付体制を整備する。	市は、次の措置を講じる。 なお、支援措置の早期実施を図るため、家屋被害認定士を活用して発災後速やかに被災状況を調査し、被災台帳を作成するなど、り災証明書等の交付体制を整備する。	
１～３　（略）	**１～３　（略）**	
４　災害見舞金の支給	**４　災害見舞金等の支給**	字句の修正
「加東市災害見舞金等支給規則」の定めるところにより、自然現象による生じた被害及び火災により被害を受けた世帯の世帯主に対し災害見舞金及び死亡弔慰金（「加東市災害弔慰金の支給等に関する条例」により災害弔慰金が支給される場合を除く。）を支給する。	「加東市災害見舞金等支給規則」の定めるところにより、自然現象により生じた被害及び火災による被害を受けた世帯の世帯主に対し災害見舞金及び死亡弔慰金（「加東市災害弔慰金の支給等に関する条例」により災害弔慰金が支給される場合を除く。）を支給する。	
第２　生活福祉資金の貸付	**第２　生活福祉資金の貸付**	

【新旧対照表（地域防災計画（第４編））】

＜現　　行＞	＜改　正　後＞	＜修正理由＞
市社会福祉協議会は、県社会福祉協議会が実施する、災害を受けたことによる困窮から自立更生するために資金を必要とする低所得世帯に対して生活福祉資金を貸付けに連携してあたるものとする。 なお、「加東市災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は、原則としてこの資金の貸付け対象とならない。	市社会福祉協議会は、県社会福祉協議会が実施する、災害を受けたことによる困窮から自立更生するために資金を必要とする低所得世帯に対する生活福祉資金の貸付けに連携してあたるものとする。 なお、「加東市災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は、原則としてこの資金の貸付け対象とならない。	字句の修正
第３　被災者生活再建支援金の支給	**第３　被災者生活再建支援金の支給**	
被災者生活再建支援法は、自然災害（暴風、豪雨、豪雪、洪水、　　地震、　　その他の異常な自然現象により生ずる被害）により、その生活基盤に著しい被害を受けた者で、経済的理由等によって、自立して生活を再建することが困難なものに対して、県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給することにより、その自立した生活の開始を支援することとしている。 この法制度を用い、市は被災者の生活再建を支援する。	被災者生活再建支援法は、自然災害（暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害）により、その生活基盤に著しい被害を受けた者で、経済的理由等によって、自立して生活を再建することが困難なものに対して、県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給することにより、その自立した生活の開始を支援することとしている。 この法制度を用い、市は被災者の生活再建を支援する。	県地域防災計画に伴う修正
	第４　兵庫県災害援護金等の支給への協力 県は被災者又はその遺族に対して、災害援護金及び死亡見舞金を支給する。市は対象者への支給が円滑に進むよう、被災状況を県に連絡し、協力する。	兵庫県災害援護金及び死亡見舞金の追記
第４　租税の減免等	**第５　租税の減免等**	第４から第５へずれ 庁舎統合に伴う修正
各庁舎に各種申請手続きを一括して受け付ける窓口を設置し、災害によって被害を受けた市民に対して市税等の減免、納税延期及び徴収猶予等の受付を行う。	各種申請手続きを一括して受け付ける窓口を設置し、災害によって被害を受けた市民に対して市税等の減免　　及び徴収猶予等の受付を行う。	
１　徴収猶予 災害により、財産に被害を受けた納税義務者等が市税を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、１年以内において徴収を猶予する。 なお、やむを得ない理由があると認められるときは、さらに１年以内の延長を行う。	**１　徴収猶予** 災害により、財産に被害を受けた納税義務者等が市税を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、１年以内において徴収を猶予する。 なお、やむを得ない理由があると認められるときは、さらに１年以内の延長を行う。	改行位置の修正
２　減免 被災した納税（納付）義務者に対し、該当する各税目等について減免を行う。 なお、県税、国税も同様な措置がとられる。 (1)～(3)　（略） (4) 特別土地保有税 災害により著しく価値を減じた土地について行う。	**２　減免** 被災した納税（納付）義務者に対し、該当する各税目等について減免を行う。 なお、県税、国税も同様な措置がとられる。 (1)～(3)　（略） (4) 特別土地保有税 災害により著しく価値を減じた土地について行う。	特別土地保有税は課税停止の状態が続いているため削除
３　国民年金保険料　（略）	**３　国民年金保険料　（略）**	
４　保育料等の減免 災害によって損失を受けた場合は、その損失の程度に応じて、幼稚園、保育園　　の保育料等を減免する。	**４　保育料等の減免** 災害によって損失を受けた場合は、その損失の程度に応じて、こども園及び保育所の保育料等を減免する。	字句の修正
第５　介護保険における措置	**第６　介護保険における措置**	第５から第６へずれ
災害によって被害を受けた住民に対して、介護保険の特例措置を講じる。 (1) 認定更新期限の延長措置（有効期間満了　日から１ヶ月）の周知（介護保険法第 28 条）	災害によって被害を受けた住民に対して、介護保険の特例措置を講じる。 (1) 認定更新期限の延長措置（災害等のやんだ日から１ヶ月）の周知（介護保険法第 28 条）	介護保険法に伴う修正

【新旧対照表（地域防災計画（第４編））】

＜現　　行＞	＜改　正　後＞	＜修正理由＞
(2) 給付割合の増額（介護保険法第50条、第60条）＿給付差し止めに関する措置 (3)　（略）	(2) 給付割合の増額（介護保険法第50条、第60条）、給付差し止めに関する措置 (3)　（略）	字句の修正
第６　公共料金の特例措置　（略）	**第７　公共料金の特例措置　（略）**	第６から第７へずれ
第７　居住安定支援制度補完事業 被災者生活再建支援法に基づく居住安定支援制度には課題が残されていることから、国により制度が改善されるまでの間、これを補完する事業として実施されるもので、法に基づく支給額と法限度支給額との差を埋める「建築費本体補完」、被災者生活再建支援法が適用されない小規模災害の場合の「小規模災害補完」、被災者生活再建支援法適用災害の場合における「年収・年齢要件緩和」及び「全壊世帯による補修への支援」がある。		兵庫県による居住安定支援制度補完事業は現在ないため削除
第８　職業のあっせん　（略）	**第８　職業のあっせん　（略）**	
第３章　災害公営住宅の建設 災害復旧事業において、災害公営住宅を建設する場合は、次のように行う。 **１・２　（略）** **３　入居基準** 次のいずれにも該当する者とする。 (1)　（略） (2) 当該災害発生後３箇年は政令月収が26.8万円以下の世帯であること。 （政令月収とは、世帯の総所得から公営住宅法施行令第１条第３項に規定される諸控除を除いた額の１／12） (3)　（略） **４　住宅建設に伴い必要となる諸対策　（略）**	**第３章　災害公営住宅の建設** 災害復旧事業において、災害公営住宅を建設する場合は、次のように行う。 **１・２　（略）** **３　入居基準** 次のいずれにも該当する者とする。 (1)　（略） (2) 当該災害発生後３箇年は政令月収が21.4万円以下の世帯であること。 （政令月収とは、世帯の総所得から公営住宅法施行令第１条第３項に規定される諸控除を除いた額の１／12） (3)　（略） **４　住宅建設に伴い必要となる諸対策　（略）**	県地域防災計画に伴う削除
第４章　災害義援金の募集等 〔実施関係機関：市社会福祉協議会〕 災害により被災者への義援金の募集を必要とする場合、市は関係機関と共同し、または協力して募集、受付、配分を行う。 **１～４　（略）**	**第４章　災害義援金の募集等** 災害により被災者への義援金の募集を必要とする場合、市は関係機関と共同し、または協力して募集、受付、配分を行う。 **１～４　（略）**	実施関係機関の削除

加東市地域防災計画

【風水害等対策編】

令和３年

加東市防災会議

第１編　総　則

＜目次＞

第１章 計画の前提 1
第１節　計画の趣旨 1
第１　計画の目的 1
第２　計画の性格と役割 1
第３　計画の構成 2
第４　計画の修正 2
第２節　防災機関の事務又は業務の大綱、市民等の責務 3
第１　防災機関の事務又は業務の大綱 3
第２　市民等の責務 8
第２章　災害に関する現状と課題 11
第１節　自然的条件 11
第１　地形 11
第２　地質 12
第３　気象 12
第２節　社会的条件 15
第１　人口・世帯 15
第２　土地利用 16
第３　交通 16
第４　産業 18
第３節　風水害等の危険性と被害の特徴 19
第１　風水害発生状況 19
第２　風水害等の危険性 22
第３　災害想定 23

第１章　　計画の前提

第１節　計画の趣旨

第１　計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、加東市防災会議が策定する地域防災計画であって、加東市域に係る災害対策全般に関し、次の事項を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

(1) 市（「加東市」をいう。以下同じ。)、兵庫県（以下「県」という。)、加東市域を管轄する指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

(2) 防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練等災害予防に関する計画

(3) 災害情報の収集・伝達、避難、消防、水防、救難、救助、衛生等災害応急対策に関する計画

(4) 公共土木施設災害復旧事業の実施等災害復旧に関する計画

(5) 復興本部の設置等災害復興に関する計画

第２　計画の性格と役割

(1) この計画は、風水害等（風水害、大規模事故等）に関して、市、県、その他の防災関係機関さらには関係団体や市民の役割と責任を明らかにするとともに、防災関係機関の業務等についての基本的な指針を示すこととする。

(2) この計画は、次のような役割を担う。

①　市、その他の防災関係機関においては、この計画の推進のための細目等の作成及び風水害等対策の立案、実施に当たっての指針となること。 ②　関係団体や市民においては、防災意識を高め、自発的な防災活動に参加する際の参考となること。

第３　計画の構成

(1) 加東市地域防災計画は、風水害等対策編、震災対策編及び資料編で構成する。

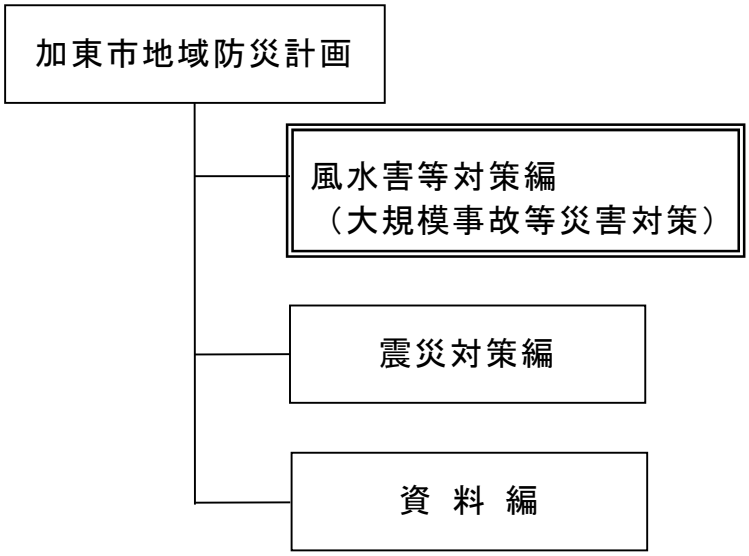

(2) 本編の構成は、次のとおりとする。

第１編　総則
第２編　災害予防計画
　［第１章］基本方針
　［第２章］災害応急対策に係る備えの充実
　［第３章］市民参加による地域防災力・減災力の向上
　［第４章］減災のための防災基盤の整備
　［第５章］その他の災害予防対策の推進
第３編　災害応急対策計画
　［第１章］基本方針
　［第２章］迅速な災害応急活動体制の確立
　［第３章］円滑な災害応急活動の展開
　［第４章］大規模事故災害応急対策計画
　［第５章］個別対策
第４編　災害復旧計画
第５編　災害復興計画

第４　計画の修正

本計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき毎年検討を加え、必要があると認めるときは防災会議を経て修正する。

また、防災会議の会長（市長）は、県知事との協議をふまえて本計画を修正し、修正後はその要旨を公表する。

第２節　防災機関の事務又は業務の大綱、市民等の責務

第１　防災機関の事務又は業務の大綱

市の区域に係る防災に関係し、市及び市域を管轄又は所在する関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱は、概ね次のとおりである。

１　市

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
市	１防災会議に関すること ２地域防災基盤の整備 ３防災に関する組織の整備 ４防災に関する施設及び設備の整備・点検 ５災害応急･復旧用資機材及び物資の備蓄・整備 ６災害時における医療及び緊急輸送体制の整備 ７自主防災組織の育成 ８防災知識の普及と防災に関する教育及び訓練の実施 ９防災に関する調査研究 １０消防・予防活動 １１消防力の強化	１災害応急対策の総合的推進 ２災害応急対応に係る組織の設置・運営 ３災害に関する情報の収集・伝達及び被害の調査 ４市民等への避難の準備･勧告・指示及び誘導 ５市民等への災害時広報及び災害相談の実施 ６消防･水防その他の応急措置 ７被災者の救助及び救護その他の保護 ８廃棄物・環境対策の実施 ９緊急時の交通及び輸送の確保 １０所管施設の災害応急対策の実施 １１被災した施設･設備の応急復旧 １２災害時における清掃･感染症対策その他の保健衛生に関する措置 １３災害時における応急教育及び応急保育 １４防災関係機関が実施する災害応急対策の調整 １５ボランティア等災害対策要員受入体制の整備 １６その他災害発生防御又は拡大防止のための措置	１災害復旧の事務又は業務の実施 ２施設及び設備の災害復旧 ３被災者の生活支援 ４所管施設の復旧	１災害復興対策に係る組織の設置運営 ２災害復興計画の策定及び復興事業の推進

2　県

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
知事部局	1 県、市、防災関係機関の災害予防に関する事務又は業務の総合調整 2 市等の災害予防に関する事務又は業務の支援 3 県土の保全、都市の防災構造の強化など地域防災基盤の整備 4 防災に関する組織体制の整備 5 防災施設・設備等の整備 6 医療、備蓄、輸送等の防災体制の整備 7 防災に関する学習の実施 8 防災訓練の実施 9 防災に関する調査研究の実施 １０ 県所管施設の整備と防災管理	1 県、市、防災関係機関の災害応急対策に関する事務又は業務の総合調整 2 市等の災害応急対策に関する事務又は業務の支援 3 災害応急対策に係る組織の設置運営 4 災害情報の収集・伝達 5 災害情報の提供と相談活動の実施 6 水防活動の指導 7 被災者の救援・救護活動等の実施 8 廃棄物・環境対策の実施 9 交通・輸送対策の実施 １０ 県所管施設の応急対策の実施	1 県、市、防災関係機関の災害復旧に関する事務又は業務の総合調整 2 市等の災害復旧に関する事務又は業務の支援 3 県所管施設の復旧	1 県、市、防災関係機関の災害復興に関する事務又は業務の総合調整 2 市等の災害復興に関する事務又は業務の支援 3 災害復興対策に係る組織の設置運営 4 災害復興計画の策定及び都市・都市基盤、住宅、保健・医療、福祉、環境、生活、教育・文化、産業・雇用等、復興事業の実施
教育委員会	教育委員会に属する施設の整備と防災管理	1 教育施設（所管）の応急対策の実施 2 被災児童生徒の応急教育対策の実施	被災教育施設（所管）の復旧	1 学校教育充実のための対策の実施 2 体験を通じての生きる力を育む教育の推進 3 児童生徒のこころのケアの実施
県警察（加東警察署）		1 情報の収集 2 救出救助、避難誘導等 3 交通規制の実施、緊急交通路の確保等	治安維持対策の推進	仮設住宅等における民心の安定

3　指定地方行政機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
近畿管区警察局		1 管区内各府県警察の指導・調整 2 他管区警察局との連携 3 関係機関との協力 4 情報の収集及び連絡 5 警察通信の運用		
近畿総合通信局	1 非常時の重要通信確保体制の整備 2 非常通信協議会の指導育成	1 災害時における通信手段の確保 2 災害対策用移動通信機器等の貸出し		

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
近畿財務局神戸財務事務所		1 仮設住宅設置可能地の提示 2 金融機関に対する緊急措置の指示	1 災害復旧事業費査定の立会 2 地方公共団体に対する単独災害復旧事業（起債分）の査定及び災害融資	復興住宅建設等候補地の提示
近畿厚生局		救援等に係る情報の収集及び提供		
兵庫労働局（西脇労働基準監督署）	工場、事業場における労働災害防止の監督指導			
近畿農政局（兵庫県拠点）	1 農地・農業用施設等の災害防止事業の指導及び助成 2 農作物等の防災管理指導 3 地すべり区域（直轄）の整備	1 土地改良機械の緊急貸付け 2 農業関係被害情報の収集報告 3 農作物等の病害虫防除の指導 4 食料品、飼料、種もみ等の安定供給対策	1 各種現地調査団の派遣 2 農地・農業用施設等の災害復旧事業の指導及び助成 3 被害農林漁業者等に対する災害融資の指導及び助成	
（農林水産省）		災害救助用米穀の供給（売却）		
近畿中国森林管理局	1 国有林における治山施設、落石防止施設等の整備 2 国有林における災害予防及び治山施設による災害予防 3 林野火災予防対策	災害対策用復旧用材の供給	国有林における荒廃地の復旧	
近畿経済産業局		1 災害対策用物資の供給に関する情報の収集及び伝達 2 災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達 3 電力・ガスの供給の確保	1 生活必需品、復旧資機材等の供給に関する情報の収集及び伝達 2 被災中小企業の事業再開に関する相談・支援 3 電力、ガス、工業用水道の復旧支援	1 被災地の復興支援 2 電力・ガス施設等の本格復興 3 被災中小企業の復興その他経済復興の支援
中部近畿産業保安監督部近畿支部	1 電気、火薬類、都市ガス、高圧ガス、液化石油ガス施設等の保安確保対策の推進 2 鉱山における危害の防止、施設の保全及び鉱害の防止の推進	1 電気、火薬類、都市ガス、高圧ガス、液化石油ガス施設等の応急対策の指導 2 鉱山における災害時の応急対策		

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
近畿地方整備局（兵庫国道事務所）（姫路河川国道事務所）	1 直轄公共土木施設の整備と防災管理 2 応急機材の整備及び備蓄 3 指定河川の洪水予警報及び水防警報の発表及び伝達	1 直轄公共土木施設の応急点検体制の整備 2 災害時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保 3 直轄公共土木施設の二次災害の防止 4 緊急を要すると認められる場合の緊急対応（TEC-FORCE）	直轄公共土木施設の復旧	
近畿運輸局	所管する交通施設及び設備の整備についての指導	1 所管事業に関する情報の収集及び伝達 2 交通機関利用者への情報の提供 3 旅客輸送確保に係る代替輸送、迂回輸送等実施のための調整 4 貨物輸送確保にかかる貨物運送事業者に対する協力要請 5 道路運送にかかる緊急輸送命令に関する情報収集	1 被災交通施設等に対する本格的な機能復旧の指導 2 交通機関利用者への情報提供 3 復興計画策定に対する協力	1 復興計画策定に対する支援 2 被災関係事業者等に対する支援
神戸運輸監理部		1 所管事業に関する情報の収集及び伝達 2 特に必要があると認められる場合の輸送命令	1 被災交通施設等に対する本格的な機能復旧の指導 2 交通機関利用者への情報提供 3 復興計画策定に対する協力	1 復興計画策定に対する支援 2 被災関係事業者等に対する支援
（兵庫陸運部）	所管する交通施設及び設備の整備についての指導	1 所管事業に関する情報の収集及び伝達 2 交通機関利用者への情報の提供 3 旅客輸送確保に係る代替輸送、迂回輸送等実施のための調整 4 貨物輸送確保に係る貨物運送事業者に対する協力要請 5 道路運送に係る緊急輸送命令に関する情報収集		
近畿地方測量部	地理空間情報及び防災関連情報の提供及び活用支援	防災関連情報の把握及び提供	復旧測量等の実施及び支援	
大阪管区気象台（神戸地方気象台）		気象・地象・水象に関する観測、予報、警報等（地象のうち地震にあっては発生した断層運動による地震動に限る）及び情報の発表並びに伝達	被災地域における災害復旧を支援するため、観測データや気象、地象等総合的な情報の適時・適切な提供	被災地域における災害復興を支援するため、観測データや気象、地象等総合的な情報の適時・適切な提供

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
近畿地方環境事務所	1 地盤沈下防災対策 2 廃棄物処理に係る防災体制の整備 3 飼育動物の保護等に係る普及啓発に関する支援	1 所管施設等の避難場所等としての利用 2 緊急環境モニタリングの実施 3 地盤沈下地域状況の把握 4 災害廃棄物等の処理対策 5 危険動物等が逸走した場合及び家庭動物等の保護等に関する地方公共団体への情報提供、連絡調整等の支援	1 環境監視体制に関する支援措置 2 災害廃棄物等の処理	環境配慮の確保

4　自衛隊

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
陸上自衛隊 青野原駐屯地（第8高射特科群）		人命救助又は財産保護のための応急対策の実施		

5　指定公共機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
日本郵便株式会社（市内各郵便局）		1 災害時における郵政事業運営の確保 2 災害時における郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策	被災郵政事業施設の復旧	
日本銀行（神戸支店）		金融特例措置の発動	金融機関に対する緊急措置の指導	
日本赤十字社（兵庫県支部、加東市地区赤十字奉仕団）		1 災害時における医療救護 2 こころのケア（看護師等による心理的・社会的支援） 3 救援物資の配分		
日本放送協会（神戸放送局）	放送施設の整備と防災管理	1 災害情報の放送 2 放送施設の応急対策の実施	被災放送施設の復旧	
西日本高速道路株式会社（関西支社）	有料道路（所管）の整備と防災管理	有料道路（所管）の応急対策の実施	被災有料道路（所管）の復旧	
西日本旅客鉄道株式会社(神戸支社)	鉄道施設の整備と防災管理	1 災害時における緊急鉄道輸送 2 鉄道施設の応急対策の実施	被災鉄道施設の復旧	
西日本電信電話株式会社（兵庫支店）株式会社ＮＴＴドコモ関西支社、エヌ・ティ・ティ・	電気通信設備の整備と防災管理	1 電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施 2 災害時における非常緊急通信	被災電気通信設備の災害復旧	

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
コミュニケーションズ株式会社 ＫＤＤＩ株式会社（神戸支店） ソフトバンク株式会社				
日本通運株式会社（各支店）		災害時における緊急陸上輸送		
ヤマト運輸株式会社		災害時における物資輸送		
赤帽兵庫県軽自動車運送協同組合		災害時における物資輸送		
関西電力送配電株式会社（神戸支店、姫路支店）	電力供給施設の整備と防災管理	電力供給施設の応急対策の実施	被災電力供給施設の復旧	
大阪ガス株式会社（導管事業部兵庫導管部）	ガス供給施設の整備と防災管理	ガス供給施設の応急対策の実施	被災ガス供給施設の復旧	

６　指定地方公共機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
道路輸送機関（神姫バス株式会社、西日本ジェイアールバス株式会社、一般社団法人兵庫県ﾄﾗｯｸ協会）	１道路状況の把握 ２災害時における対応の指導	災害時における緊急陸上輸送		
放送機関（株式会社ラジオ関西、株式会社サンテレビジョン、兵庫エフエム放送株式会社）	放送施設の整備と防災管理	１災害情報の放送 ２放送施設の応急対策の実施	被災放送施設の復旧	
一般社団法人兵庫県医師会		災害時における医療救護	外傷後ストレス障害等の被災者への精神的身体的支援	外傷後ストレス障害等の被災者への精神的身体的支援
一般社団法人兵庫県ＬＰガス協会	ＬＰガス供給設備の防災管理	１ＬＰガス供給設備の応急対策の実施 ２災害時におけるＬＰガスの供給	被災ＬＰガス供給設備の復旧	

７　一部事務組合

団体・管理者名	業務の大綱
北はりま消防組合 加東消防署 加東消防署東条出張所	１市の災害予防・応急・復旧・復興対策に関する事務又は業務の支援 ２消火、救出、救助・救護活動 ３災害の予防対策
小野加東加西環境施設事務組合	ごみ・災害廃棄物の処理への協力
北播衛生事務組合	し尿処理への協力

第２　市民等の責務

１　公共的団体、防災上重要な施設の管理者

市内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者等は、主として次に掲げる責務を果たす。

団体・管理者名	責　務
加東市消防団	1　防災意識の普及協力 2　警報等の収集・伝達、消防・救助・水防活動、避難誘導、警備等の協力
社会福祉法人加東市社会福祉協議会	1　社会福祉施設の被害調査 2　ボランティアセンターの開設・運営 3　生活福祉資金貸し付けの受け付け 4　災害時要援護者避難支援プランの作成協力 5　災害時要援護者の救助・救援の協力
一般社団法人小野市・加東市医師会	1　医師、医療機関との連絡調整 2　災害時の医療救護、検案、防疫、外傷後ストレス障害対策の協力
小野加東歯科医師会 (市内の登録歯科医院)	1　歯科医師、医療機関との連絡調整 2　災害時の歯科医療救護、検案等の協力
小野市加東市薬剤師会 (市内の登録薬局)	1　薬剤師との連絡調整 2　災害時の医薬品の供給の協力
一般社団法人東播開業獣医師会 (市内の加入動物病院)	1　獣医師との連絡調整 2　避難者のペット対策の協力
みのり農業協同組合	被災組合員の応急、復旧対策支援
金融機関	1　被災事業者の再建支援 2　義援金口座の開設
医療施設の管理者	1　防災設備の整備・点検、防災訓練 2　災害時の傷病者の救護・看護の協力
社会福祉施設の管理者	1　防災設備の整備・点検、防災訓練 2　災害時要援護者の救援協力
危険物施設等の管理者	1　防災設備の整備・点検、防災訓練 2　災害時の危険物・施設の安全措置

2　市民・事業所

広域的な災害や大規模災害等が発生した場合、防災関係機関は総力を結集して応急災害対策にあたるが、その対応にはおのずと限界があるため、市民等は、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的に防災活動に参加する等防災に寄与するように努める。

区　分	責　務
市　民	1　防災・減災についての家族会議の開催 2　減災行動の追求、知識習得 3　地域の災害危険性、危険箇所の把握・点検 4　自宅建物・設備の減災措置、避難行動の検討 5　飲料水・食料・生活用品等の３日分以上の備蓄と点検 6　消防団・自主防災組織への参加及び活動への協力 7　正確な災害時の情報等の収集、家族・近所への伝達 8　家族・近所の災害時要援護者等の避難支援 9　災害廃棄物の分別 10　自主防災組織への参加
地区（自治会） 自主防災組織	1　防災資材等の整備、防災訓練、災害活動マニュアルの整備・見直し 2　自主防災活動 3　正確な災害時の情報等の収集・伝達、被災者の救助・救援対策の協力 4　避難所の開設・運営の補助
事　業　所	1　減災計画、事業継続計画（ＢＣＰ）の作成・更新 2　地域の災害危険性、危険箇所の把握・点検 3　所管施設・設備の減災措置、避難対策の検討

区　分	責　務
	4　従業員等の飲料水・食料・生活用品等の備蓄と点検 5　自衛消防活動・訓練 6　警報等の収集、従業員・所管施設利用者等への伝達、避難誘導 7　消防団・自主防災組織への参加及び活動への協力 8　災害時要援護者等の避難支援 9　災害廃棄物の分別

第２章　災害に関する現状と課題

第１節　自然的条件

第１　地形

加東市は、県中央部やや南よりに位置し、東は丹波篠山市、三田市、南は小野市、三木市、西は加西市、北は西脇市と接しており、東西約 16.9km、南北約 14.6km、総面積は157.55km^{2}を有する。市域には、加古川及び加古川の支流である東条川、出水川、千鳥川、吉馬川、油谷川などが流れ、また、多くのため池が点在している。

地勢は、北部から北東部にかけて、中国山脈の支脈がのび、これに連なって御嶽山、源平古戦場三草山、五峰山などがある。また、加古川などの河川に沿って河岸段丘と平野が形成されており、南部には播磨丘陵、加古川右岸には青野ヶ原の丘陵地が広がっている。

市の西部を流れ瀬戸内海播磨灘に注ぐ加古川は、但馬地域と北播磨・丹波地域の境界に連なる山地の北部に位置する粟鹿山（丹波市青垣町）に源を発し、流域面積約 1,730 km^2、幹線流路延長約 96km の大河川で、市では延長約 12km で河川沿いに広大な平野を形成している。

海抜高度は、三草山や東条湖北側の山地が 400m 級であり、西脇市との境界にかけての北部の山地は 400 から 600m 級となっている。南部の丘陵・台地においては、200m 以下であり多くは 100～160m の範囲である。加古川やその支流沿いの平地は 50m 前後で、その両岸に広がる河岸段丘などの平坦地においては、70～100m までとなっている。

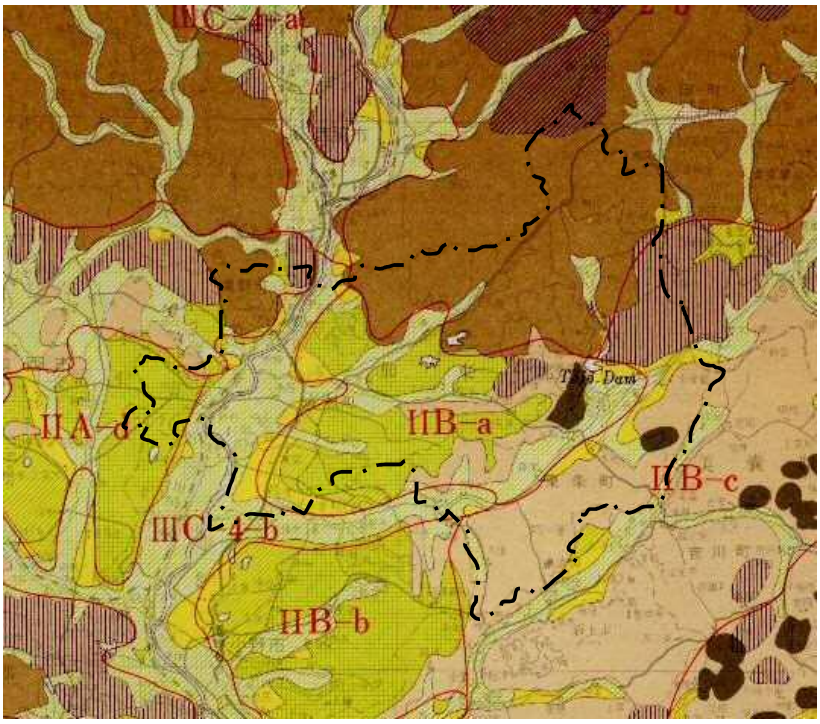

図　20 万分 1　地形分類図（出典：土地分類図「経済企画庁」）

凡　例

小起伏山地

小起伏丘陵地

砂礫台地

第２　地質

市域の地質は、先第三紀の流紋岩類、新第三紀～先第三紀の礫岩・砂岩泥岩互層、洪積世～鮮新世の礫砂泥、洪積世の段丘礫などからなる。流紋岩は、市域北部の山岳部に分布し、流紋岩及び同質凝灰岩や凝灰質砂岩類からなる。

礫岩･砂岩泥岩互層は、市域の南東部に分布し、丹波帯篠山層群を始め、新生界に属する神戸層群等を含む広い範囲のものであり、礫岩、砂岩、頁岩（粘板岩)、凝灰岩などの互層からなる。礫砂泥は、市域の北西部に分布し、鮮新世～洪積世に属し、大阪層群とそれに相当するものおよび高位段丘の一部を含む。

段丘礫は、沖積層及び洪積世に属し、河岸段丘を形成し、大礫が卓越している。

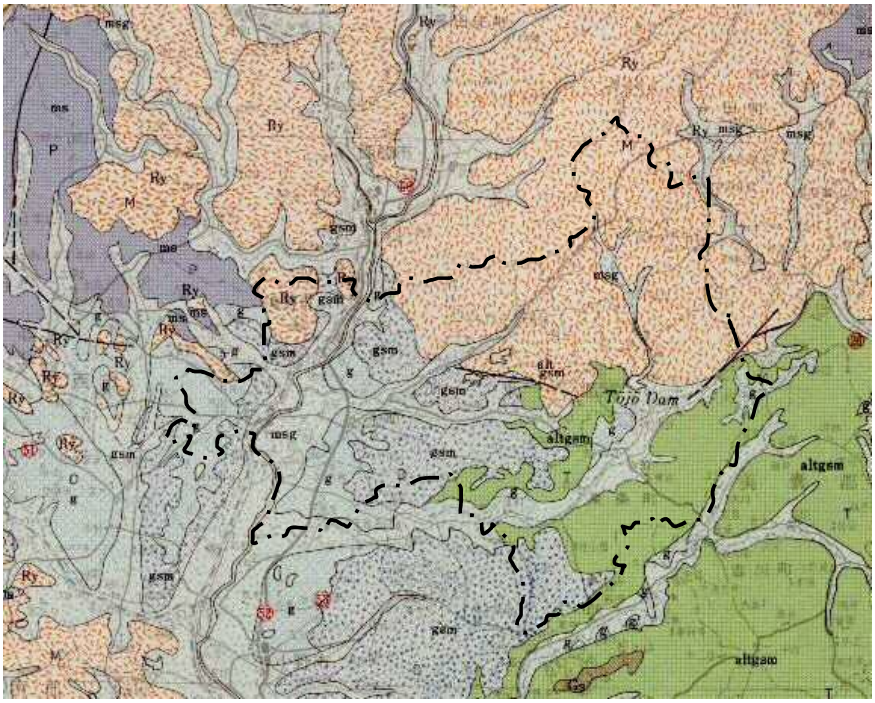

図　20 万分 1　表層地質図（出典：土地分類図「経済企画庁」）

凡　例

g　　:段丘礫
gsm　:礫砂泥
altgsm:礫岩・砂岩泥岩互層
Ry　　:流紋岩類

第３　気象

１　一般気象

加東市の気候は、瀬戸内型気候の特色を備えており、四季を通じて比較的温暖な気候である。瀬戸内海沿岸部に比べて年間平均気温は若干低くなっているが、降水量はやや多い。また、晩秋から冬季にかけて霧が発生しやすい特徴を持つ。

２　気象統計

市域に最も近い気象台の観測所である西脇アメダスの記録によれば、気象は年間気

温の平均値 14.0℃、年間最高気温の平均値 35.8℃、年間最低気温の平均値-6.2℃（いずれも 1979～2019 平均値）、年間降水量の平均値 1,462.6mm である（1976～2019 平均値）。月平均降水量を上回るのは主に梅雨時期であるが、それ以外に台風期である 9 月も月平均降水量が多い。

過去 5 ヵ年での年降水量は、2015 年 1,858mm、2016 年 1,763mm、2017 年 1,539 mm、2018 年 1,844.5mm、2019 年 1,181.5mm と推移している。

3　気象極値

西脇アメダス資料より極値表、月別平均気温及び月別平均降水量のグラフを以下にまとめた。月ごとの平年値は 1981 年～2010 年のデータを使用する。

雨量極値表

種別 / 順位	月間降水量 mm	日降水量 mm	時間降水量 mm
1 位	529 (2011.9)	224 (2015.7.7)	64 (1983.9.28)
2 位	466 (2013.9)	182 (2011.9.20)	61.5 (2014.8.24)
3 位	452 (1976.9)	167 (1983.9.28)	59 (2017.9.17)
4 位	448 (2014.8)	158 (1996.8.28)	57 (1996.8.28)
5 位	431.5 (2018.7)	145 (2004.10.20)	56 (1976.9.13)

（統計期間：1976.3～2020.4）

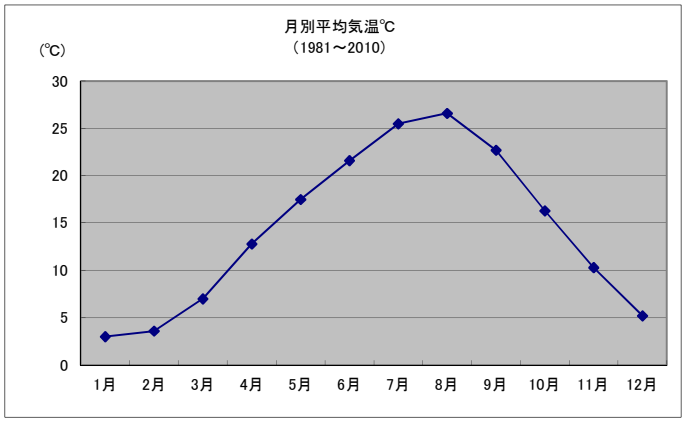

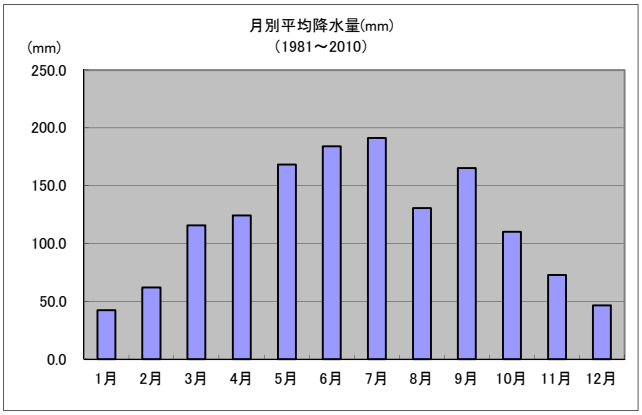
月別平均降水量(mm)
（1981～2010）
(mm)
250.0
200.0
150.0
100.0
50.0
0.0
1月
2月
3月
4月
5月
6月
7月
8月
9月
10月
11月
12月

第２節　社会的条件

第１　人口・世帯

平成27年国勢調査によれば、市の総人口は、40,310人、世帯数15,086世帯、人口密度255.9人／ｋ㎡である。人口分布は、社地域51%、滝野地域31%、東条地域18%となっており、社地域に人口の5割強が集中している。世帯平均人数は2.7人であり、世帯数は人口分布と似た割合で分布している。

平成27年の人口は、平成22年に比べ増加している。増加数は129人、増加率は+0.3%である。その内訳は、社地域-404人、滝野地域+448人、東条地域は+85人の増加となっている。

65 歳以上の人口が占める割合は、25.3%で、65歳以上の親族がいる世帯の割合は42.6%、うち高齢単身世帯は19.9%である。高齢者がいる世帯の割合は社地域が42.2%、滝野地域が37.4%、東条地域が52.3%である。

平成 27 年国勢調査によると、加東市の昼夜間人口は、昼間人口が約 10.6%夜間人口より多い状況である。

人口・世帯

人口	世帯数	人口密度	平均世帯人員
40,310人	15,086世帯	255.9人／ｋ㎡	2.7人

地域別人口・世帯

単位：人、世帯

区分	人口総数	男	女	世帯数
社地域	20,471(51%)	9,869	10,602	7,835
滝野地域	12,468 (31%)	6,188	6,280	4,566
東条地域	7,371 (18%)	3,562	3,809	2,685
加東市計	40,310(100%)	19,619	20,691	15,086

資料）平成 27 年度国勢調査

年齢別・地域別人口

単位:人

区分	0～14 歳	15～64 歳	65 歳以上	総数
社地域	2,614(13%)	12,738(62%)	5,015(24%)	20,471(100%)
滝野地域	1,883(15%)	7,585(61%)	2,933(24%)	12,468(100%)
東条地域	929(13%)	4,199(57%)	2,213(30%)	7,371(100%)
加東市計	5,426(14%)	24,522(61%)	10,261(25%)	40,310(100%)

資料）平成 27 年国勢調査（ただし総数は年齢不詳を含む）

昼夜間人口

単位：人

区分	夜間人口	昼間人口
加東市計	40,310	44,591

資料）平成 27 年国勢調査

第２　土地利用

加東市では、山林の占める割合が最も多く、次いで田、その他と続いている。また、宅地は全体の約 12%となっている。

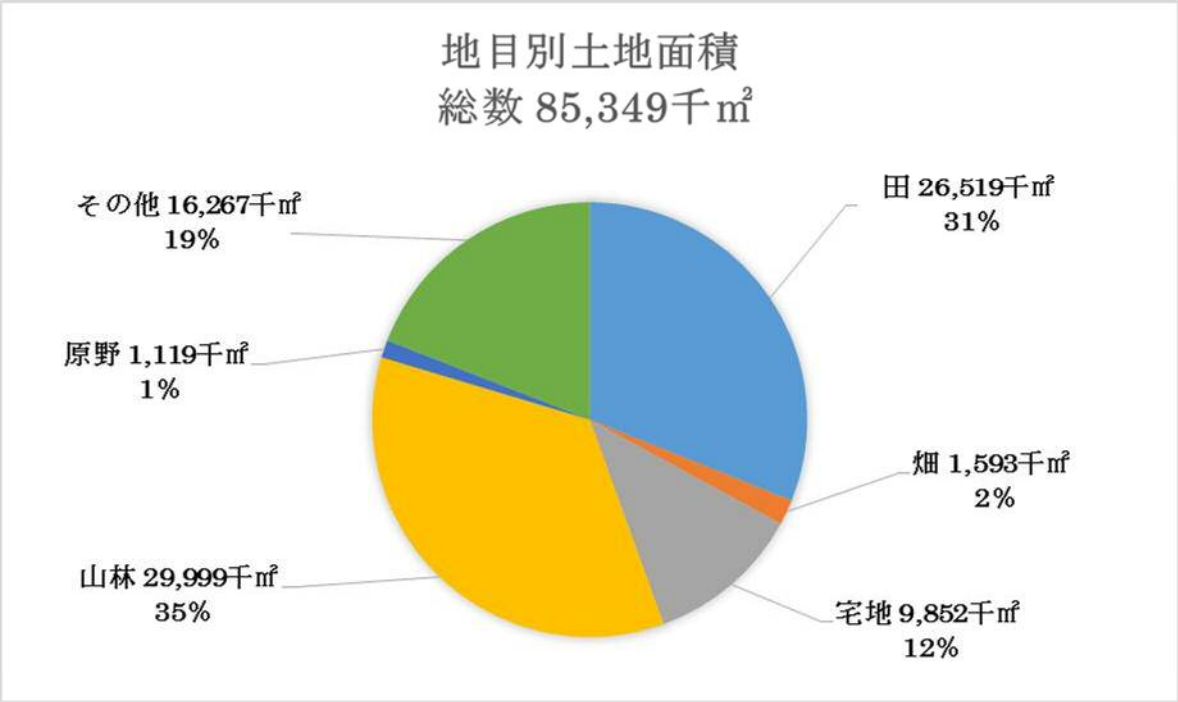

図　地目別土地面積

資料）加東市統計書（2020 年 3 月発行）

第３　交通

1　道路

市域内の道路網は、一般道路と自動車専用道路とからなる。

一般道路は、幹線道路である国道175 号（明石市～京都府舞鶴市）が南北を、国道372号（姫路市～京都府亀岡市）が東西を貫き、社市街地の西側で交差している。

国道175号は、中国縦貫自動車道と滝野社ICで接続している。また、国道175号は、滝野地域内では加古川を挟み県道17号（西脇市～三田市）、県道349号（小野市～多井田）と、さらに、社地域で県道567号（東古瀬～穂積）と平行している。国道372号は、三草川沿いの山間部を通り、丹波篠山市との分水嶺を横断する。

県道75号（小野市～三田市）は、東条地域内で東条川沿いを通り三田市で国道176号(京都府宮津市～大阪市）に接続する。また、県道75号は、中国縦貫自動車道と平行して走る県道17号及び県道564号（厚利～社）と東条地域内で交差している。

自動車専用道路は、中央部を東西方向に国土幹線である中国縦貫自動車道が走り、ひょうご東条ＩＣと滝野社ＩＣを有し、阪神地域と直結している。ひょうご東条ＩＣは、平成8年に開設され、平成12年度には東条湖へのアクセス道路が整備され、広域的な観光ネットワーク道路が完成した。

中国縦貫自動車道は、吉川ＪＣＴ（ジャンクション）で舞鶴若狭自動車道と分岐し、大阪方面と日本海側方面へと繋がっている。

なお、道路関連施設として、ひょうご東条ＩＣ入口付近に、「道の駅とうじょう」、中国縦貫自動車道に社ＰＡ（パーキングエリア）がある。

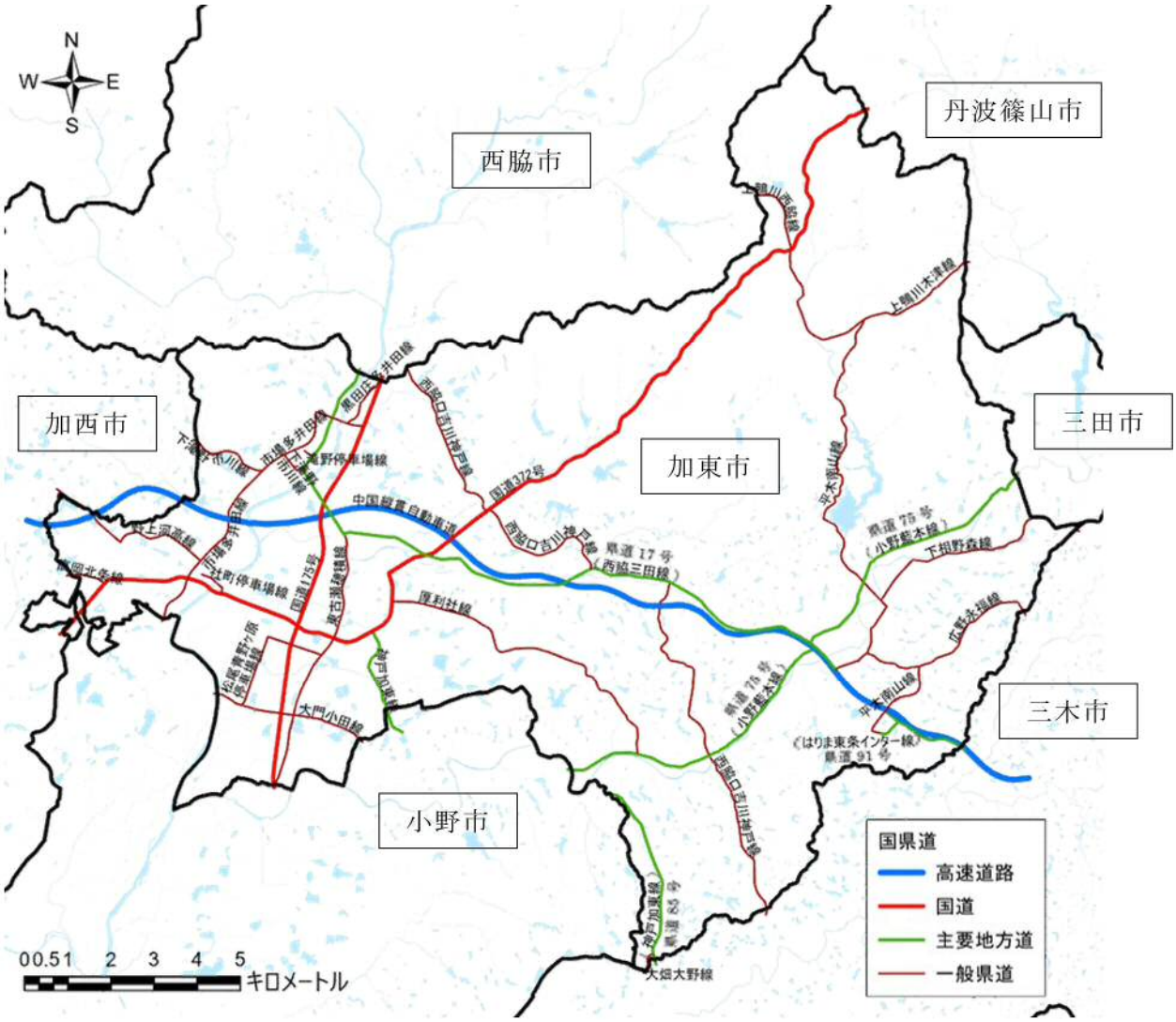

2　交通機関

鉄道は、西日本旅客鉄道株式会社の加古川線（神戸線（山陽本線）加古川駅～福知山線谷川駅）が、市の西部を流れる加古川右岸沿いに北上しており、社町駅、滝野駅、滝駅の３駅がある。市域では、電化されているが単線である。

加古川線は、東播磨臨海部から北播磨地域を通り丹波地域に至る、県民の地域間連

携・交流を促進する鉄道である。また、1995年の阪神・淡路大震災時には寸断された神戸線（山陽本線）の迂回路として利用された。リダンダンシーの観点からも重要な鉄道である。

また、市内では路線バスや中国縦貫自動車道による高速バスが利用出来るなど交通の利便性が高い。

注）リダンダンシー：冗長性、代替機能

第４　産業

加東市では、第３次産業就業者数が最も多いが、第１次産業就業者数と同様に減少傾向にある。その反面第２次産業就業者数が増加傾向となっている。

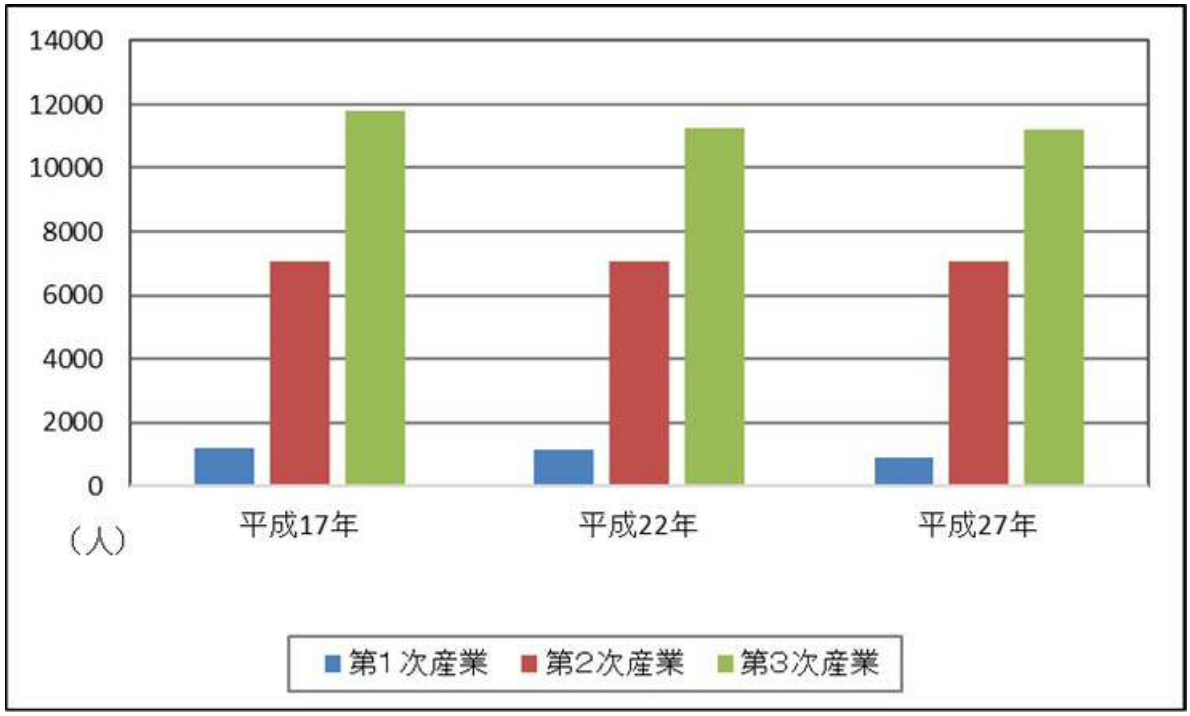

図　産業別就業者数

資料）平成 27 年 国勢調査

第３節　風水害等の危険性と被害の特徴

第１　風水害発生状況

１　市内での風水害発生状況

加東市の水害は、近年加古川の沿岸地域に集中する傾向にある。

過去の災害では、昭和 40 年 9 月 10 日～17 日にかけて、台風第 23 号、第 24 号及び秋雨前線の豪雨により、負傷者、半壊、床上浸水等の被害が発生し、旧社町と旧滝野町及び旧東条町では災害救助法が適用された。

また、昭和 51 年 9 月 13 日には、台風第 17 号による豪雨により、旧社町では、死者 1 名、負傷者 2 名、半壊 1 棟、床上浸水 67 世帯の被害が発生し、災害救助法が適用された。

さらに、直近では平成 16 年 10 月の台風第 23 号により、加古川沿いで多くの浸水被害が発生した。

平成 23 年 9 月の台風第 12 号においては、加古川の水位が避難判断水位を超えたことにより、加東市で初めてとなる避難勧告を発令し、111 世帯、256 人が避難し、人的被害を免れた。

平成 30 年 7 月豪雨（西日本豪雨）においては、7 月 5 日から 8 日にわたり梅雨前線が停滞し、大雨が連日続いたことで、避難指示（緊急）を発令し、指定避難所 13 施設（自主避難所 3 施設含む）を開設し、123 世帯、221 人が避難した。

ここでは、特に被害が甚大なものとして、平成 16 年 10 月の台風第 23 号をとりあげ、災害の概要を記述する。

〈　平成 16 年 10 月台風第 23 号災害　〉

加古川流域では、台風の接近に伴い 20 日朝から雨が降り始め、昼過ぎには流域全体で 1 時間に 20～30mm 程度のまとまった豪雨となった。19 日までの降雨による増水もあり、加古川の河川水位は 20 日昼過ぎから急激な上昇を見せ、午後 8 時に西脇市の板波水位観測所で最大 8.16m の水位を記録した。これにより、旧社町及び旧滝野町の広い範囲で浸水被害が発生した。また、東条川流域では、吉井水位観測所で最大 4.26m を記録し、水位はかなり上昇したものの、床上浸水以上の被害は発生しなかった。

市内における被害状況は、以下のとおりである。

旧町	負傷者（人）		半壊		床上浸水		床下浸水		非住家被害
	重傷	軽傷	（棟）	（世帯）	（棟）	（世帯）	（棟）	（世帯）	（棟）
社　町	0	0	0	0	13	21	50	56	49
滝野町	0	0	2	2	42	47	53	52	57
東条町	1	1	0	0	0	0	11	11	0
合　計	1	1	2	2	55	68	114	119	106

２　県内での風水害発生状況

県内で発生する風水害としては、停滞前線による豪雨、雷雲の発達等による局所性豪雨、台風による風水害（高潮害、波浪害を含む）、異常潮位現象による高潮、フェーン現象等による火災などが考えられる。

このうち、兵庫県内を襲った過去の風水害で大きな被害をもたらしたものは、梅雨前線による豪雨と台風の襲来に伴う風水害であり、発生時期は７月上旬と９月に集中している。そのうち、人的被害の大きなものは下表のとおりであるが、これ以外にも多くの災害が記録されている。

	災害の名称	発生年月日	死者	負傷者	被災地域
梅雨前線	梅雨前線による豪雨	昭和 7.7.1～2	44 人	19 人	主として東播磨地域
	梅雨前線による豪雨	昭和 13.7.3～5	731 人	1,463 人	県内全域（特に神戸市）
	梅雨前線による豪雨	昭和 36.6.24～28	41 人	119 人	阪神・淡路・東播磨地域
	昭和 42 年 7 月豪雨	昭和 42.7.9	100 人	102 人	阪神・淡路地域
	昭和 46 年 7 月豪雨	昭和 46.7.17～18	22 人	100 人	西播磨地域
台風	室戸台風	昭和 9.9.21	281 人	1,523 人	県内全域（特に神戸、但馬、淡路）
	阿久根台風	昭和 20.10.8～11	231 人	92 人	県内全域（特に西播磨、東播磨、但馬）
	ジェーン台風	昭和 25.9.3	41 人	904 人	県内全域
	台風第 16 号	昭和 35.8.29	32 人	65 人	主として神戸・阪神地域
	台風第 23,第 24 号	昭和 40.9.10～17	39 人	765 人	県内全域
	台風第 23 号	平成 16.10.20～21	26 人	134 人	県内全域（特に但馬、淡路）
	台風第 9 号	平成 21.8.9～10	20 人	7 人	主として西播磨地域

※　昭和以降の死者 20 人以上のもの

特に被害が甚大なものとしては、梅雨前線による水害として、昭和 13 年と昭和 42 年の豪雨を、台風による風水害として、室戸台風、ジェーン台風、平成 16 年台風第 23 号及び平成 21 年台風第 9 号を取り上げ、災害の概要を記述する。

(1) 梅雨前線による豪雨災害

① 昭和 13 年の梅雨前線による豪雨災害

昭和 13 年 7 月 3 日から 5 日にかけ、梅雨前線の北上に伴い、神戸市を中心に県内で雨が降り続き、総雨量は神戸市で 461.8mm、洲本で 371.8mm にも達した。この豪雨によって、住吉川、芦屋川など、表六甲諸河川は土石流を伴って大きな氾濫を起こし、六甲山地では山津波を伴って土砂の流出や流木が甚だしく、神戸市を中心に道路や鉄道等の交通も途絶するなど、未曾有の大水害をもたらした。このほか、播磨地域では市川、夢前川、揖保川、千種川、但馬地域では円山川、出石川等が氾濫し、淡路地域では、ため池が約 1,500 箇所で決壊した。

六甲山地はもともと基岩の花崗岩の圧砕や風化が進んでおり、また急斜面も多いことから地質的、地形的に土砂災害が発生しやすい。当時、六甲山地にほとんど砂防施設がないところに、山地開発も始まっていたことから被害が一層大きくなった。この災害から 2 か月後の昭和 13 年 9 月には六甲砂防工事事務所（現六甲砂防事務所）が設置され、水害復興のための砂防工事が国の直轄施工となり、現在も六甲山系における砂防工事の多くが同事務所によって施工されている。

また、市街地の土地の有効利用を図るため、生田川、西郷川、都賀川などは暗きょになっていたが、土砂や流木によって閉塞され大災害の原因となったことか

ら、災害後、元の姿に戻された。

② 昭和 42 年 7 月豪雨による災害

昭和 42 年 7 月 9 日には、台風第 7 号から変わった弱い熱帯低気圧によって西日本一帯で梅雨前線の活動が活発になり、雨量は神戸市で 319.4mm に達した。なかでも 16 時から 17 時までの 1 時間には 75.8mm の雨量を観測した。雨量が 300mm 以上の降雨地域は、西宮市から神戸市須磨区まで広がり、河川の氾濫で広範囲に浸水したほか、山麓部では崖崩れが多発した。

この水害を昭和 13 年の水害と比べてみると、神戸市での総雨量は昭和 13 年の方が多かったが、日降雨量や時間雨量は昭和 42 年の方が多くなっているなど、集中豪雨の規模そのものに大差はなかったが、被害状況にはかなりの違いがみられた。

昭和 13 年の災害は、表六甲市街地での土砂災害が顕著であったが、この災害では市街地への流出土砂量は少なかった。これは砂防施設の整備や主要河川の改修が功を奏したためである。しかし、中小河川には暗きょが多いこともあって浸水被害がかなり発生したことから、昭和 45 年度には「都市小河川改修事業」が始まり、天神川、北野川など都市部の小河川の改修が進められた。また、谷あいや急斜面の近くまで宅地化が進み、これらが土砂の直撃を受け人的被害が集中した。そのため、人家に被害を及ぼす恐れのある急傾斜地については、民有地であっても公費により崩壊防止工事ができるよう、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」が施行されることになった。

(2) 台風による風水害

① 室戸台風

昭和 9 年の室戸台風は、室戸岬のすぐ西方に上陸し、徳島市付近から淡路島を経て、尼崎市付近に上陸、京都市付近を経て日本海に抜けた。最低気圧は、室戸岬で 911hpa、洲本市で 941.6hpa、神戸市で 954.6hpa を観測し、最大瞬間風速は神戸市で 33m/s、大阪市で 60m/s に達した。この台風による県内の被害は、阪神・淡路地域の高潮と暴風雨によるものが中心で、潮位の偏差は神戸市で 2.17m、西宮市で 3.4m 上昇した。雨量は、神戸市で 81mm、洲本市で 88mm と比較的少なかったが、但馬地域では豊岡市で 195mm を記録するなど、雨による急激な河川の増水が生じた。

なお、昭和 36 年の第 2 室戸台風は、太平洋上で中心気圧 885hpa、最大瞬間風速 70m/s にまで発達し、室戸岬をかすめて淡路島を通過し、西宮市から尼崎市付近に上陸し敦賀湾に抜けるなど、昭和 9 年の室戸台風とほぼ同一コースを進み、神戸･阪神・淡路地域では高潮による被害が顕著であった。そこで、このときの被害を教訓に、県の高潮対策事業が進められた。

② ジェーン台風

ジェーン台風は、昭和 25 年 8 月 28 日に硫黄島付近で発生し、6 日後に室戸岬の東方 20 km付近を通過して淡路島付近を経て、神戸市から西宮市付近に上陸し若狭湾へ抜けている。この台風は、風力や経路等、昭和 9 年の室戸台風と似ており、風害、高潮害、波浪害などもほぼ同程度であったといわれている。気圧は、神戸

市で 964.3hpa、洲本市で 963.4hpa を記録し、最大瞬間風速は神戸市で 48m/s、姫路市で 36m/s に達した。雨量は瀬戸内海側では西宮市で 64mm、神戸市で 97mm など、比較的少なく、但馬、丹波地域等の山岳部などで多くなった(豊岡市で 177mm)。神戸市以東の沿岸部や淡路島では高潮や高波が顕著で、潮位の偏差は神戸市で 1.47m、洲本市で 1.19m 上昇した。

③　平成 16 年台風第 23 号による災害

平成 16 年の台風第 23 号は、10 月 20 日に高知県土佐清水市に上陸、その後淡路島の南を通り、紀伊水道を経て 18 時前に大阪府泉佐野市付近に再上陸した。上陸後、本州を縦断し、房総半島から太平洋に出て、21 日 9 時に温帯低気圧に変わった。雨量は、淡路地域で 24 時間雨量が 300mm を超える地域が広範囲に分布した。但馬地域では、円山川流域全体にわたり 24 時間雨量が 200mm を超えた。21 箇所で破堤し、円山川水系で 4,100ha、洲本川水系で 880ha、加古川水系で 450ha が浸水した。道路の通行止めも、最大 266 箇所となった。人的被害は死者 26 人、負傷者 134 人、住家被害は全壊 783 棟、半壊 7,142 棟（内、大規模半壊 1,548 棟)、一部損壊 1,506 棟、床上浸水 1,745 棟、床下浸水 9,058 棟であった。

豊岡市では、円山川と出石川が氾濫し、市全世帯の半数以上が浸水被害にあい、市民の約 9 割にあたる 42,000 人に避難指示が出されるという事態になった。

④　平成 21 年台風第 9 号による災害

平成 21 年の台風第 9 号は、四国沖をゆっくり北に進み、台風周辺の湿った空気と太平洋高気圧からの湿った空気が重なり西日本に流れ込んでいた。このため、兵庫県では大気の状態が不安定となり、9 日の夜には佐用郡佐用町、宍粟市、朝来市などでは猛烈な雨が降り、特に千種川水系の佐用地区では、最大 24 時間雨量 327mm(佐用雨量観測所)と既往最大雨量 187mm を上回る記録的な豪雨となった。

第２　風水害等の危険性

１　梅雨・秋雨前線等の停滞による豪雨、記録的短時間の局所的豪雨

梅雨・秋雨前線等の停滞による豪雨、記録的短時間の局所的豪雨が、都市化が進んでいる六甲山地の南斜面に降った場合、地形的にも山と海が迫り傾斜が急なことから、甚大な被害が予想され、事実、過去にも典型的な豪雨災害がもたらされてきた。

そのうち、昭和 13 年、36 年、42 年の災害のときの気象条件をみてみると、いずれも梅雨前線が兵庫県のすぐ南のあたりを東西に横切って停滞しているところに熱帯低気圧が北上し前線の活動が活発化し、その結果淡路島東岸から神戸、阪神地域に多雨地域が分布していることなど、共通点が多く、同様の気象条件になれば、十分な警戒が必要である。過去に県内で１回に 150mm 以上降ったケースのうち６割は六甲山周辺に大雨をもたらしているという調査結果もあり、この地域は特に要注意である。

２　台風による風水害

台風は、1981 年～2010 年の平均で年に約 26 個発生し、うち約３個が本土に上陸している。被害の状況から台風には風台風、雨台風と呼ばれるものがある。特に雨台風は、台風自体がそのような性格を持っているのはなく、梅雨前線や秋雨前線が台風の

進行方向前面にあるときには、前線北側の寒気との接触で大雨となるケースが多い。たとえば昭和 51 年 9 月の台風第 17 号による宍粟郡一宮町での災害などはその典型的な事例である（家島では平年の年降水量の 80%を一時期に記録）。また、台風が北東に進んだ場合、昭和 9 年に阪神間に上陸した室戸台風のときの最大瞬間風速が神戸市で 33m/s、大阪市で 60m/s という例にみられるように、進路の東側で大きくなる傾向があり、日本海の陸地に近い場所を東進した時には南風が吹き込んで兵庫県南部の海岸部など広い範囲で塩害が起きる恐れがある。

高潮と高波は、台風が 980hPa 程度までの勢力を保って兵庫県付近を通過する場合は警戒を要し、吹送距離（風が水面に吹きつける距離）が長くなるほど大きくなる傾向がある。また高潮は、台風のコースによって急激に起きたり、長時間にわたったりすることがあり、ピーク時が満潮か干潮かによる違いも大きい。特に被害という観点からは高波を伴うかどうかで破壊力が大きく異なってくる。神戸・阪神間では、紀伊水道から入ってくるうねりに南南西の風による風浪が重なると、相当の被害が起こりうるので、特に注意が必要である。

3　大規模事故等災害

列車事故等の大規模事故や危険物事故などについては、一度に多数の死傷者を伴う恐れがあり、社会的な影響が予想される。また、強風・乾燥といった気象条件の時に発生した火災は、大火につながりやすいので注意が必要である。

第３　災害想定

本計画において想定する災害は、梅雨・秋雨前線等の停滞による豪雨、記録的短時間の局所的豪雨や台風による風水害、土砂災害及び大規模事故災害等とする。

1　洪水浸水想定（計画規模）

(1) 加古川（国土交通省）

概ね 100 年に 1 回程度の大雨（板波地点上流域の 2 日間の総雨量 288 ㎜で昭和 37 年 6 月の梅雨前線 177 ㎜の 1.63 倍）が降ったときの河川の氾濫

(2) 東条川（兵庫県）

概ね 100 年に 1 回程度起こる大雨（1 日の総雨量 191 ㎜）が降ったときの河川の氾濫

(3) 千鳥川、三草川（兵庫県）

概ね 30 年に 1 回程度起こる大雨（1 時間雨量 66.4 ㎜）が降ったときの河川の氾濫

2　洪水浸水想定（想定最大規模）

(1) 加古川（国土交通省）

1 年の間に発生する確率が 1/1000 以下の降雨で、加古川流域の 2 日間の総雨量 750 ㎜が降ったときの河川の氾濫

(2) 東条川（兵庫県）

1年の間に発生する確率が1/1000以下の降雨で、東条川流域の2日の総雨量788㎜が降ったときの河川の氾濫

(3) 千鳥川、三草川（兵庫県）

概ね30年に1回程度起こる大雨（1時間雨量66.4㎜）が降ったときの河川の氾濫

3　大規模事故等災害の想定される事故の態様

(1) 大規模火災・危険物事故

事故による被害項目、防災上留意すべき要素項目

事故による被害項目	防災上留意すべき要素項目
□火災、爆発 □多数救急･救助事案 □危険物・毒物・劇物等の流出･漏洩	□事故発生箇所（周辺地域における住宅、病院･福祉関係施設、危険物施設の有無） □事故発生時（朝夕ラッシュ時、日中、夜間の別、平日･休日の別） □危険物の名称・量・保管位置（特に有毒ガス発生危険の有無、放射性物質の有無）

(2) 大規模林野火災

事故による被害項目、防災上留意すべき要素項目

事故による被害項目	防災上留意すべき要素項目
□住家等への延焼 □電力送電線被害 □電話・テレビ等中継装置被害	□火災発生箇所（周辺地域における住宅、病院･福祉関係施設、危険物施設、ライフライン関連施設の有無、消火活動困難度、飛び火の有無） □気象条件（風向、風速、湿度、降雨に関する現在及び将来に関する状況） □火災発生時（朝夕ラッシュ時、日中、夜間の別、平日･休日の別）

(3) 鉄道事故

事故による被害項目、防災上留意すべき要素項目

事故による被害項目	防災上留意すべき要素項目
□火災、爆発 □多数救急･救助事案 □危険物・毒物・劇物等の流出･漏洩	□事故発生箇所（踏切箇所、立体交差区間、有人・無人駅の別、周辺地域における住宅、病院･福祉関係施設、危険物施設の有無） □事故発生時（朝夕通勤･通学時、日中、夜間の別、平日･休日の別） □事故の態様（車両火災、衝突、脱線、転覆） □事故列車の種別（特急・その他便の別、客車･貨物車の別）

(4) 道路事故（中国縦貫自動車道を含む）

事故による被害項目、防災上留意すべき要素項目

事故による被害項目	防災上留意すべき要素項目

□火災、爆発 □多数救急･救助事案 □危険物・毒物・劇物等の流出･漏洩	□事故発生箇所（山間部・トンネル区間、交差点、周辺地域における住宅、病院･福祉関係施設、危険物施設の有無） □事故発生時（朝夕ラッシュ時、日中、夜間の別、平日･休日の別） □事故の態様（車両火災、多重衝突） □事故車両の種別（危険物輸送車両・バスの有無、輸送物内容）

(5) 雑踏事故

事故による被害項目、防災上留意すべき要素項目

事故による被害項目	防災上留意すべき要素項目
□多数救急･救助事案	□事故発生箇所（屋内・屋外の別、周辺地域における安全誘導スペース･う回路使用可能道路の有無、病院･福祉関係施設、危険物施設の有無） □事故発生時（朝夕ラッシュ時、日中、夜間の別、平日･休日の別）

(6) 原子力災害等

事故による被害項目、防災上留意すべき要素項目

事故による被害項目	防災上留意すべき要素項目
□放射線又は放射性物質の漏洩 □風評による農林業・商工業・観光被害	□事故発生箇所（トンネル区間、交差点、周辺地域における住宅、病院･福祉関係施設、危険物施設の有無） □事故発生時（朝夕ラッシュ時、日中、夜間の別、平日･休日の別） □事故の態様（輸送車両衝突、転覆、火災発生の有無） □放射性物質の名称・量・保管位置（特に防災・管理責任者の存否）

(7) 高病原性鳥インフルエンザ

事故による被害項目、防災上留意すべき要素項目

事故による被害項目	防災上留意すべき要素項目
□ウィルスのまん延被害 □感染、疑似感染家畜の処分 □周辺地域の生産物の出荷停止 □風評による畜産業被害	□高病原性鳥インフルエンザ発生確認検査（発生場所、検査日、対象家きん、数量、生産物の保管状況等） □発生農場を中心とした半径 5～30Km の区域では、21 日間以上、生きた家きん、死体、その生産物と排泄物の移動を原則禁止 □発生農場及び焼却施設（埋却地）の地元住民への説明

資　料

２-12 災害履歴

付図-１　浸水想定区域図

第２編　災害予防計画

＜目次＞

第１章　基本方針 ---------- 26
　第１　災害応急対策に係る備えの充実 ---------- 26
　第２　市民参加による地域防災力・減災力の向上 ---------- 26
　第３　堅牢でしなやかな防災基盤の整備 ---------- 26
　第４　その他の災害予防対策の推進 ---------- 26
第２章　災害応急対策に係る備えの充実 ---------- 28
　第１節　組織体制の整備 ---------- 28
　第２節　研修・訓練の実施 ---------- 29
　　第１　研修 ---------- 29
　　第２　防災訓練 ---------- 29
　　第３　自主防災組織等への防災訓練に関する指導 ---------- 30
　　第４　職員行動マニュアル等の作成 ---------- 30
　第３節　関係機関等との応援体制の整備 ---------- 31
　　第１　県、近隣市町等との連携強化 ---------- 31
　　第２　防災関係機関等との連携強化 ---------- 31
　　第３　民間企業等との連携強化 ---------- 31
　　第４　受援体制の整備 ---------- 31
　第４節　情報収集・伝達体制の強化 ---------- 32
　　第１　災害時非常無線通信体制の充実強化 ---------- 32
　　第２　フェニックス防災システムの活用 ---------- 32
　　第３　防災気象情報提供システム等の活用 ---------- 32
　　第４　加東市防災気象情報サイトの活用 ---------- 32
　　第５　ＩＣＴの活用 ---------- 32
　　第６　監視カメラの整備と活用 ---------- 32
　　第７　市民に対する通信連絡手段の整備 ---------- 32
　第５節　防災拠点の整備 ---------- 34
　　第１　地域防災拠点（物資集積拠点）の整備・充実 ---------- 34
　　第２　コミュニティ防災拠点の整備・充実 ---------- 35
　　第３　広域防災拠点等との連携 ---------- 35
　第６節　火災予防対策の推進 ---------- 36
　　第１　出火防止・初期消火体制の整備 ---------- 36
　　第２　消防力の強化 ---------- 37
　第７節　防災資機材の整備 ---------- 38
　　第１　自主防災組織等の資機材 ---------- 38
　　第２　防災資機材 ---------- 38
　第８節　災害救急医療システムの整備 ---------- 39
　　第１　災害対応病院等の整備 ---------- 39
　　第２　医薬品等の確保 ---------- 39
　　第３　市民に対する啓発 ---------- 39

第４　災害医療体制等の整備 ---------- 39
第９節　緊急輸送体制の整備 ---------- 40
第１　緊急輸送道路ネットワークの形成 ---------- 40
第２　緊急交通路の確保 ---------- 40
第３　ヘリコプター臨時離着陸場適地の活用 ---------- 40
第１０節　避難対策の充実 ---------- 41
第１　避難所等の指定 ---------- 41
第２　避難所管理運営体制の整備 ---------- 42
第３　施設、設備の整備 ---------- 42
第４　避難所運営組織の育成 ---------- 43
第５　避難所開設・運営訓練 ---------- 43
第６　避難所管理運営マニュアルの普及・周知 ---------- 43
第７　「マイ避難カード」等の普及による避難意識の向上 ---------- 43
第１１節　備蓄体制等の整備 ---------- 44
第１　基本方針 ---------- 44
第２　食料 ---------- 44
第３　生活必需物資 ---------- 45
第４　応急給水 ---------- 45
第５　医薬品 ---------- 46
第１２節　家屋被害認定体制等の整備 ---------- 47
第１　家屋被害認定体制の整備 ---------- 47
第２　被災宅地危険度判定体制の整備 ---------- 47
第３　兵庫県住宅再建共済制度（フェニックス共済）への加入促進 ---------- 47
第１３節　廃棄物対策の充実 ---------- 49
第１　実施責任 ---------- 49
第２　災害廃棄物処理計画の策定 ---------- 49
第３　応援体制の整備 ---------- 49
第１４節　災害時要援護者支援対策の充実 ---------- 51
第１　健康・福祉・医療の連携 ---------- 51
第２　災害時要援護者支援体制の確保 ---------- 51
第３　災害時要援護者自らの備えの充実 ---------- 52
第４　社会福祉施設等の整備 ---------- 52
第５　災害時要援護者関連施設に係る総合的な災害対策の実施 ---------- 53
第１５節　災害ボランティア活動の支援体制の整備 ---------- 54
第１　災害ボランティア受入計画の作成 ---------- 54
第２　受入体制の整備 ---------- 54
第３　災害ボランティア活動の環境整備 ---------- 54
第４　県災害救援専門ボランティアの活用 ---------- 54
第１６節　水防対策の充実 ---------- 56
第１　洪水予報等の伝達方法 ---------- 56

第２　洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保 ---------- 56
第３　浸水想定区域における避難確保措置 ---------- 56
第４　避難確保計画の作成指導等 ---------- 56
第５　市民への周知 ---------- 56
第１７節　土砂災害対策の充実 ---------- 57
第１　警戒避難体制の整備 ---------- 57
第２　風水害に伴う土砂災害による被害を防止するための対策 ---------- 57
第３　土砂災害警戒区域等における避難確保措置 ---------- 57
第４　避難確保計画の作成指導等 ---------- 57
第１８節　中山間地等における風水害対策 ---------- 59
第１９節　災害対策基金の積立・運用 ---------- 60
第３章　市民参加による地域防災力・減災力の向上 ---------- 61
第１節　防災に関する学習等の充実 ---------- 61
第１　市民に対する防災思想の普及 ---------- 61
第２　市民に対する防災・減災知識の普及 ---------- 61
第３　市及び防災関係機関の職員が習熟すべき事項 ---------- 62
第４　防災要員等の養成 ---------- 62
第５　防災上重要な施設の職員等に対する教育 ---------- 62
第６　学校等における防災教育 ---------- 63
第２節　自主防災組織の育成強化 ---------- 64
第１　方針 ---------- 64
第２　活動 ---------- 64
第３　自主防災組織への指導、支援 ---------- 65
第３節　自主防災体制の整備 ---------- 66
第１　地区防災計画の策定 ---------- 66
第４節　消防団の充実強化 ---------- 67
第１　内容 ---------- 67
第５節　企業等の地域防災活動への参画促進 ---------- 68
第１　災害時に企業等が果たす役割 ---------- 68
第２　企業等の平常時対策 ---------- 68
第３　企業等の自衛防災組織 ---------- 68
第４章　堅牢でしなやかな防災基盤の整備 ---------- 70
第１節　市街地等の防災構造の強化 ---------- 70
第１　安全・安心な都市づくりの推進 ---------- 70
第２　市街地等の防災構造化 ---------- 70
第３　市街地等を連絡する道路ネットワークの確保 ---------- 70
第４　幅員狭小区間道路の解消等 ---------- 70
第５　その他施設の整備 ---------- 70
第２節　水害防止施設等の整備 ---------- 72
第１　河川施設の整備 ---------- 72

第２　内水の排除対策の推進 ---------- 72
第３　ため池施設の整備 ---------- 72
第３節　防災基盤・施設等の整備 ---------- 73
第１　防災基盤整備事業計画 ---------- 73
第２　防災基盤整備事業の実施 ---------- 73
第４節　地盤災害の防止施設等の整備 ---------- 74
第１　砂防設備の整備 ---------- 74
第２　地すべり防止施設の整備 ---------- 74
第３　急傾斜地崩壊防止施設の整備 ---------- 74
第４　治山施設の整備 ---------- 75
第５　土地改良施設の整備 ---------- 75
第６　宅地施設の整備 ---------- 75
第７　災害危険区域対策の実施 ---------- 75
第８　地盤沈下の現況 ---------- 76
第５節　交通関係施設の整備 ---------- 77
第１　道路施設の整備 ---------- 77
第２　災害時用臨時ヘリポートの整備 ---------- 77
第６節　ライフライン関係施設の整備 ---------- 78
第１　電力施設の整備等 ---------- 78
第２　ガス施設の整備等 ---------- 79
第３　電気通信施設の整備等 ---------- 81
第４　水道施設の整備等 ---------- 83
第５　下水道施設の整備等 ---------- 84
第５章　その他の災害予防対策の推進 ---------- 86
第１節　危険物施設等の事故の予防対策の推進 ---------- 86
第１　危険物施設の災害予防対策の実施 ---------- 86
第２　高圧ガスの災害予防対策の実施 ---------- 86
第３　火薬類の災害予防対策の実施 ---------- 87
第４　毒物・劇物の災害予防対策の実施 ---------- 88
第２節　大規模事故災害予防対策の推進 ---------- 90
第１　交通安全の確保 ---------- 90
第２　災害応急活動体制の整備 ---------- 90
第３　捜索、救助・救急、医療及び消火活動への備え ---------- 91
第４　緊急輸送活動等への備え ---------- 91
第５　雑踏事故の予防 ---------- 92
第６　防災関係機関の防災訓練の実施 ---------- 93
第３節　原子力等事故災害予防対策の推進 ---------- 94
第１　救援・救護活動体制の整備 ---------- 94
第２　平常時からの防災関係機関等との連携体制の整備 ---------- 94
第３　原子力災害等に関する学習等の充実 ---------- 94

第４　災害時要援護者支援対策の強化 ---------- 94
第５　県外からの避難の受入れ体制の整備 ---------- 95

第１章　基本方針

災害予防計画（風水害対策編）は、加東市強靭化計画を踏まえ、次の考え方を基本方針とする。

第１　災害応急対策に係る備えの充実

災害応急対策を迅速かつ円滑に展開するための平常時からの備えを充実するため、次の事項を中心に、防災施設・設備や防災に関する制度・システムの整備の内容等を明示する。

(1) 組織体制の整備
(2) 研修・訓練の実施
(3) 関係機関等との応援体制の整備
(4) 情報収集・伝達体制の強化
(5) 防災拠点の整備
(6) 火災予防対策の推進
(7) 防災資機材の整備
(8) 災害救急医療システムの整備
(9) 緊急輸送体制の整備
(10) 避難対策の充実
(11) 備蓄体制等の整備
(12) 家屋被害認定体制等の整備
(13) 廃棄物対策の充実
(14) 災害時要援護者支援対策の充実
(15) 災害ボランティア活動の支援体制の整備
(16) 水防対策の充実
(17) 土砂災害対策の充実
(18) 中山間地等における風水害対策
(19) 災害対策基金の積立・運用

第２　市民参加による地域防災力・減災力の向上

「自らの命、自らのまちは自ら守る」という防災の原点に立ったまちづくりを進めるため、次の事項を中心に、市民や企業等の防災活動への参画促進の方策を明示する。

(1) 防災に関する学習等の充実
(2) 自主防災組織の育成強化
(3) 企業等の地域防災活動への参画促進

第３　堅牢でしなやかな防災基盤の整備

災害による被害を防止し、又は最小限に抑え、迅速かつ円滑な復旧を図りうる強固でしなやかなまちづくりを進めるため、次の事項を中心に、防災基盤の整備の内容等を明示する。

(1) 市街地等の防災構造の強化
(2) 水害防止施設等の整備
(3) 防災基盤・施設等の整備
(4) 地盤災害の防止施設等の整備
(5) 交通関係施設の整備
(6) ライフライン関係施設の整備

第４　その他の災害予防対策の推進

危険物事故、大規模事故災害等について明示する。

(1) 危険物等の事故の予防対策の推進
(2) 大規模事故災害予防対策の推進

(3) 原子力等事故災害予防対策の推進

第２章　災害応急対策に係る備えの充実

災害応急対策を迅速かつ有効に展開するために必要な体制、資機材等の備えの充実に努める。

第１節　組織体制の整備

市及び関係機関における組織体制の整備について定めるものとする。

１　市の防災組織体制

市は、市域における防災対策の推進のため、平常時から、防災に係る組織体制として加東市防災会議の整備、充実に努める。

(1) 設置根拠
　災害対策基本法第 16 条

(2) 組織及び運営
　災害対策基本法、加東市防災会議条例の定めるところによる。

(3) 所掌
　加東市地域防災計画の修正及びその推進

２　指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災組織体制

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等は、それぞれ平常時から防災に係る組織体制の整備、充実に努める。

資　料

１－１　加東市防災会議条例
１－２　加東市防災会議委員構成

第２節　研修・訓練の実施

防災関係機関との相互連携並びに市職員等の災害対応能力の向上のための研修及び訓練について定める。

第１　研修

市は、学識経験者等を講師とした研修会を開催するほか、県等が主催する防災に関する講習会やシンポジウム等へ職員や自主防災組織員の積極的な参加を図り、災害対応能力の向上に努めるものとする。

第２　防災訓練

市は、防災訓練を通して、実践的な対応力を高めるとともに、訓練結果の事後評価を通して課題を明らかにし、その改善に努め、防災対策の充実強化を図る。

１　総合防災訓練

市は、防災関係機関・団体と相互に連携し実戦的な総合防災訓練の実施に努める。

なお、実施の時期、場所、想定災害、訓練内容等については、参加機関等が協議して決定するものとする。

(1) 災害対策本部設置訓練

職員の非常参集、被害状況の収集・伝達、災害想定に応じた応急対策の検討等災害対策本部の設置運営に係る訓練

(2) 会場展示型訓練

人命救助、医療救護、消火、避難、物資輸送、応急復旧等防災関係機関が相互に連携した実戦的な訓練

(3) 市街地活用型訓練

市街地における災害発生を想定して、実際の建物等を活用した人命救助、避難、救護・搬送等の実戦的な訓練

(4) 広域連携訓練

物資の集積・配送、救援部隊・要員の駐屯・搬送等被災地への支援対策に係る訓練

(5) 地域総ぐるみ訓練

市民、自主防災組織、学校、事業所等が連携した避難、初期消火、避難所開設等の訓練

２　個別防災訓練

市は、非常参集訓練や情報伝達訓練を実施するなど、現行の防災体制を検証するための訓練を単独又は共同で実施することにより、防災体制の充実強化に努める。

(1) 非常参集訓練

勤務時間外における災害の発生に備え、職員が緊急に参集する訓練

(2) 情報収集伝達訓練

(3) 図上訓練

災害発生時に起こりうる様々な状況を想定し、それに対して情報収集・分析、伝達、決定等の対応を図上で行う訓練

①　対策のシミュレート訓練

②　他機関との連携訓練等

(4) 実地訓練

①　水防訓練

②　消防訓練

③　災害救助訓練

④　土砂災害対策及び避難訓練

⑤　大規模事故等対策訓練
⑥　林野火災訓練

３　「1.17 は忘れない」地域防災訓練

阪神・淡路大震災の経験と教訓を継承し、市民一人ひとりが大震災を忘れず、将来の災害への備えの充実を図るため、「ひょうご安全の日」である 1 月 17 日を含む「減災月間」を中心に、学校や自主防災組織等の市民と連携した防災訓練等の実施に努める。

第３　自主防災組織等への防災訓練に関する指導

市は、消防機関等と連携して、自主防災組織等の情報収集・伝達訓練、避難訓練、初期消火訓練、救出・救護訓練、炊き出し訓練等の実施を指導する。

第４　職員行動マニュアル等の作成

市は、職員が災害発生または警戒時に迅速かつ的確に災害応急活動が実施できるように、職員のとるべき行動をとりまとめた職員行動マニュアルを作成し、その周知徹底を図ることとする。

第３節　関係機関等との応援体制の整備

大規模災害や広域的な災害に、国、県、近隣市町及び防災関係機関等と連携・協力して対処する体制の整備に努める。

第１　県、近隣市町等との連携強化

市は、災害応急対策等に関する協力体制の強化を図るため、広域的な相互応援体制の整備に努める。

第２　防災関係機関等との連携強化

市は、自衛隊、警察及びボランティア団体等との連携強化に努める。

第３　民間企業等との連携強化

市は、民間企業等との災害時における協力・支援等について協定を締結するなど連携強化に努める。

第４　受援体制の整備

市は、第１から第３までの連携を的確に応援体制に結び付けられるよう、県が作成した「災害時応援受け入れガイドライン」等を参考に、応急対応時から復旧・復興までを見据えた受援計画を作成する。

資　料

４－１　主な協定一覧

第４節　情報収集・伝達体制の強化

災害に的確に対処ができるよう様々な情報を迅速に収集し伝達・連絡できる体制を整備する。整備にあたっては、有線・無線・衛星と多重化に努める。

第１　災害時非常無線通信体制の充実強化

防災関係機関と連携して、災害時に加入電話又は携帯電話等が使用できない時、または利用することが著しく困難な場合に対処するため、電波法第 52 条の規定に基づく非常通信の活用を図ることとし、近畿地方非常通信協議会の活動を通して、県の実施する非常通信体制の整備充実に協力する。

第２　フェニックス防災システムの活用

迅速かつ的確な応急対応を図るため、フェニックス防災システム（災害対応総合情報ネットワークシステム）の活用により、適切に情報を入手するとともに、迅速な被害等の報告に努める。

第３　防災気象情報提供システム等の活用

市は、気象庁から情報提供される防災気象情報提供システム及び国土交通省から提供される川の防災情報システム等の活用により、市民等へ的確な情報伝達に努める。

第４　加東市防災気象情報サイトの活用

加東市防災気象情報サイトを活用し、常時気象情報等を市民に提供する。

第５　ＩＣＴの活用

統合型ＧＩＳシステムを活用した情報の収集などについて検討を進める。

第６　監視カメラの整備と活用

災害危険箇所等へ応急監視カメラを設置し、リアルタイムの画像情報収集について研究を進める。

第７　市民に対する通信連絡手段の整備

市は、災害時の情報伝達手段として、防災行政無線、ＣＡＴＶ、かとう安全安心ネット、ひょうご防災ネット、エリアメールと緊急速報メール等の活用を図り、アマチュア無線等の情報ボランティアの協力等について検討するとともに、災害時要援護者等、個々のニーズにも配慮の上、災害時における多様で多重な通信連絡手段の整備充実に努める。また、民生委員、児童委員、社会福祉協議会、ＮＰＯ法人市国際交流協会、外国人雇用の多い企業・事業所等との協力体制の構築に努める。

〈　現有の主な情報伝達手段例　〉

(1) 防災行政無線（同報系）の屋外拡声器や戸別受信機
(2) ＣＡＴＶ
(3) かとう安全安心ネット（メール配信）
(4) ひょうご防災ネット（スマートフォン用アプリ）
(5) インターネット（ホームページ）
(6) 電話、ファクシミリ等
(7) サイレン、半鐘（特に緊急を要するとき。）
(8) 広報車
(9) 消防関係車

（10）放送事業者（テレビ、ラジオ）との連携（Ｌアラート（災害情報共有システム）を経由した連携を含む）
（11）消防団、自主防災組織、民生委員、児童委員等人的ネットワーク
（12）アマチュア無線等情報ボランティアの協力

第５節　防災拠点の整備

防災拠点とは、消防庁により次のように考えられている。

【消防庁「広域防災拠点が果たすべき消防防災機能のあり方に関する調査検討会報告書」（H15.8.15）抜粋】

> 防災拠点は、平常時には防災に関する研修や訓練の場や地域住民の憩いの場などとなり、災害時には防災活動のベースキャンプや住民の避難地となるもので、通常、その役割と規模に応じコミュニティ防災拠点、地域防災拠点、広域防災拠点の３つの種類が考えられる。
>
> ①　コミュニティ防災拠点
>
> 町内会や自治会の単位で設置されるもので、地区の集会所を兼ねたコミュニティ防災センターと児童公園レベルのオープンスペースで構成される。
>
> ②　地域防災拠点
>
> 災害時に市町村等の現地活動拠点や中短期の避難活動が可能な避難地、あるいはコミュニティ防災拠点を補完する機能が期待される、小中学校区単位もしくはそれらを包括する規模で設置されるもの。
>
> ③　広域防災拠点
>
> 広域防災拠点は、災害時に広域応援のベースキャンプや物資の流通配給基地等に活用されるもので、概ね都道府県により、その管轄区域内に１箇所ないし数箇所設置されるものである。

市は、地域防災拠点及びコミュニティ防災拠点の整備並びに広域防災拠点との連携に努める。

第１　地域防災拠点（物資集積拠点）の整備・充実

市は、地域防災拠点（物資集積拠点）の整備にあたって、県広域防災拠点やコミュニティ防災拠点等と交通や通信のネットワークが確保されるように配慮する。

また、災害時における地域の救援・救護、復旧活動が効果的に実施できるよう、必要な機能の充実に努めるものとする。

１　役割

広域防災拠点や他地域から派遣される要員や緊急物資等の受け皿であり、消防、救援・救助、復旧等の活動拠点、物資等の備蓄・保管拠点、情報通信拠点等としての役割を果たす。

２　機能

地域防災拠点には、以下の機能・設備を整備するよう努める。

(1) 県広域防災拠点等から搬送される緊急物資、復旧資機材の集積、保管、配送スペース
(2) 地域の防災活動のための駐屯スペース
(3) 物資、復旧資機材の備蓄スペース
(4) 災害対策本部、医療機関、北はりま消防本部及び他の拠点と交信可能な通信設備
(5) 緊急用エネルギー設備（非常用電源設備等）
(6) 臨時ヘリポート
(7) 耐震性貯水槽、井戸等
(8) 広域避難スペース

３　配置

地域防災拠点として、庁舎南駐車場（加東市社５０）及び加東市防災広場を含めた周辺施設を位置づける。

第２　コミュニティ防災拠点の整備・充実

市は、コミュニティを中心とした町内会や自治会の単位において、災害時における避難と救援の拠点となるコミュニティ防災拠点の整備・充実に努める。

１　役割

コミュニティ防災拠点は、災害時における防災拠点として地区内の市民の避難地及び防災活動拠点となるものであり、避難と救援の接点としての役割を果たす。

２　機能

コミュニティ防災拠点には、以下の機能・設備を整備するよう努める。

(1) 災害時において避難・応急生活が可能な機能
　① 避難・滞留空間
　② 備蓄施設
(2) 地域防災拠点から搬送される緊急物資、復旧資機材の集積・配送スペース
(3) 情報通信設備
　① 地区内の市民への情報連絡装置（同報無線等）
　② 災害対策本部や他の拠点等との交信が可能な通信設備
(4) 対象地区内の防災活動に必要な設備
　① 防災資機材（小型発電機、ポンプ等）
　② 耐震性貯水槽（雨水や河川水等の利用も検討）
(5) 電気及び飲料水等の自給自足機能
　① 自家発電設備、再生可能エネルギー発電設備
　② 飲料水兼用型耐震性貯水槽、井戸

３　配置

市内の各地区（自治会）の集会所及びその周辺のオープンスペースをコミュニティ防災拠点として位置づける。

第３　広域防災拠点等との連携

市は、地域防災拠点（物資集積拠点）、コミュニティ防災拠点の整備にあたっては、広域防災拠点等との交通や通信のネットワークが確保されるように努める。

県広域防災拠点

区分	防災拠点名	所在地	備考
全県拠点	三木総合防災公園	三木市	
その他拠点	播磨中央公園	加東市下滝野	要員宿泊出動機能 物資集積配送機能

第６節　火災予防対策の推進

火災に対する予防及び防御体制について定める。

第１　出火防止・初期消火体制の整備

１　火災予防対策

(1) 一般予防対策

市は、次の対策を講じる。

① 予防消防行政等を強化するとともに、広報活動により防火思想の普及徹底と、予防消防の根本である防火意識の高揚を図る。

② 地域の自主防災組織や事業所における自衛消防を育成強化し、防火防災教育を充実することにより、災害の未然防止、災害時の被害の軽減を図る。

③ 火を使用する設備・器具の所有者・使用者に対して、北はりま消防組合火災予防条例に基づき火災の予防に努める。

④ 消防法に基づく予防査察を計画的に実施し、地域における防火対象物の実態を把握するとともに、火災予防に対する指導を強化する。

(2) 建築物の火災予防

市は、次の対策を講じる。

① 火災発生時の類焼等の危険性を低減し、市街地の健全な発展と秩序ある整備を図るため、都市計画区域において、道路・公園等の空間、防火水槽等防災施設の整備に努める。また、石油類等の貯蔵施設・工場、住宅等が混在する区域については、火災予防のため、用途地域の指定を検討する。

② 建築物の新築等にあたっては、防火上の観点からその計画を審査することにより、建築物それぞれについて、あらかじめ火災予防を図る。

(3) 特定防火対象物等の火災予防

市は、次の対策を講じる。

① 防火セイフティマークの表示指導

法令で義務化された対象物について、防火対象物定期点検報告制度を遵守させるとともに、点検基準に適合した対象物については、防火セイフティマークの表示を指導し、利用者の安全確保体制を確立する。

② 消防法令違反に対する是正指導の推進

不特定多数の者が出入りする防火対象物で、消防用設備等の設置義務違反に対して是正促進を行うなど、人命が危険となる防火対象物の一掃を図る。

(4) 林野火災予防対策

市は、次の対策を講じる。

① 広域的、総合的消防防災体制の確立

市及びその他の防災関係機関は、相互に連携を密にし、林野火災の発生防止及び火災による損害を軽減して森林資源の確保を図る。

林野火災に対処するため消防団員を確保するとともに、林野火災多発期における常備体制、林野火災警報時における警戒体制、林野火災を考慮した消防団の編成その他林野火災に対処する組織を確立するよう努める。

② 自衛消防組織の育成

地域の実情に応じ、林野の所有者等による自衛消防隊その他自主防災組織などの防火組織の育成強化を図る。

③ 出火防止対策

林野火災の出火原因の大部分が失火であることにかんがみ、出火防止に関する啓発の強化、火災多発危険期における巡視及び監視の徹底を図る。

④ 消防戦術及び装備の近代化

火災の発生に際して被害の軽減を図るため、防火線、林道等の構築、林野火災

の特性に対処し得る消防用資機材の整備を推進する。

また、消防団幹部等において市所有の無人航空機（ドローン）を活用することで、火災の状況把握及び消防団の適正配置を行うことができ、また、その情報を消防署へ提供することにより、被害の拡大防止に努める。

⑤　自衛隊の派遣要請

林野火災において、県が自衛隊の出動を要請した場合に、自衛隊が常備していない消火用資機材については本市において貸与するものとし、これら消防用資機材について、兵庫県、森林管理署又は森林組合等における保有数を把握し、発災時に速やかに調達できるよう協議を行う。

第２　消防力の強化

１　消防施設等の整備

消防施設・設備について、同時多発火災等への対応も踏まえ、計画的な整備を進める。

(1) 消防力の整備指針及び消防水利の基準の達成を目標に、整備を図る。

(2) 水道施設等の被害によって消防水利の確保に支障を来すことのないよう、消火栓に偏ることなく、防火水槽、自然水利、プール等の活用など、消防水利の多様化とその適正な配置に努める。

(3) 老朽化した消防ポンプ自動車等の更新及び装備の近代化に努める。

(4) 通信設備のデジタル化等、通信の近代化に努める。

(5) 地域の特性に応じた装備の導入を図る。

(6) 災害時に活用する無人航空機（ドローン）の運用体制を整備する。

資　料

５－１　消防の体制

５－２　消防機関の現有設備

第７節　防災資機材の整備

災害時における応急対策活動用資機材等（防災用資機材）の整備充実を図る。

第１　自主防災組織等の資機材

市は、自主防災組織等の消火、救出、避難活動及び水防協力活動等に要する資機材の充実が図れるよう支援する。

各自主防災組織は、資機材の計画的な備蓄及び定期的な点検に努める。

第２　防災資機材

市は、災害・水防活動に便利な場所に防災備蓄（水防）倉庫を整備し、水防資機材や救出資機材等の防災資機材の充実に努める。

資　料

１－６　加東市防災備蓄倉庫条例

９－１　防災備蓄資器（機）材及び備蓄物資一覧

第８節　災害救急医療システムの整備

応急医療活動を迅速かつ的確に実施する体制の整備を図る。

第１　災害対応病院等の整備

市（加東市民病院）は、病院施設・設備等の防災機能を強化するとともに、発災時を想定した防災マニュアルを策定する。

第２　医薬品等の確保

災害時の医療品等確保体制の確立のため次の対策を講じる。

(1) 各医療機関等に医療品等の備蓄を奨励する。

(2) 市は、発災後３日間程度診療機能を維持するために必要となる医薬品等（輸液、包帯、消炎鎮痛剤、殺菌消毒剤等）の確保に努める。

第３　市民に対する啓発

市は、研修会等あらゆる機会をとらえて、市民に対し災害時医療についての普及啓発を行う。

第４　災害医療体制等の整備

(1) 県の災害救急医療システムとの整合を図りつつ、救護所の設置、救護班の編成、医薬品の備蓄等について、（一社）小野市・加東市医師会、小野加東歯科医師会、医療機関及び北はりま消防本部等と調整し、整備に努める。

(2) 傷病者を救急現場から医療機関に搬送するまでの間において、高度な応急処置を行うことができる救急救命士の計画的な養成を推進するとともに、県、災害医療圏内の医師会・医療機関等と連携し、救急救命士に対する医師の指示体制の確立を図る。

第９節　緊急輸送体制の整備

災害発生後、救助・救急・医療・消火活動を迅速に行うため、また、被災者に緊急物資を供給するため、あらかじめ緊急輸送道路を定める。

第１　緊急輸送道路ネットワークの形成

１　緊急輸送道路の設定

県が設定する緊急輸送ネットワークを踏まえ、地域防災拠点に集められた物資を避難所等に送るための緊急輸送道路を設定する。緊急輸送道路は、市の道路整備の計画の進捗により適宜見直すこととする。

２　維持管理

道路管理者は、緊急輸送道路について、日頃から整備・点検に努めるとともに、災害発生時に万一被災した場合には、迅速な復旧に努めるものとする。

第２　緊急交通路の確保

災害時に緊急自動車の通行を確保するため、平常時から警察と緊急交通路の確保について連携体制を整備しておくとともに、災害時には優先的に復旧工事が進められる体制を確立しておくものとする。

第３　ヘリコプター臨時離着陸場適地の活用

県が指定するヘリコプター臨時離着陸場適地については、災害時における航空輸送の確保からも、その活用を図るものとする。

資　料

８－６　緊急輸送道路一覧（県・市指定）
８－７　緊急輸送道路ネットワーク図
８－８　ヘリコプター臨時離発着場一覧

第１０節　避難対策の充実

市は、被災者等の生命及び身体の安全を確保するため、避難対策の充実を図る。

風水害に対応した市内の指定避難所は改訂時点で 39 ヶ所であるが、感染症対策を踏まえ、避難所の増設を図る。

第１　避難所等の指定

市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、地形、災害に対する安全性等及び想定最大規模降雨に応じ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される「指定緊急避難場所」及び被災者が避難生活を送るための「指定避難所」をあらかじめ指定し、市民に対して周知する。

１　指定緊急避難場所

指定緊急避難場所については、災害の危険が及ばない場所又は施設を災害種別ごとに指定することとし、異なる災害に関し、危険が及ばない場合は重複して指定することができる。

指定緊急避難場所の指定基準は次のとおりとする。また、市公園等のオープンスペースについては、火災に対して安全な空間とすることに努める。

・災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を有するもの（管理条件）
・異常な現象による災害発生のおそれのない区域（安全区域）に立地しているもの（立地条件）
・安全区域外に立地する場合には、当該異常な現象に対して安全な構造であることのほか、洪水等については、その水位よりも上に避難スペースがあるもの（構造条件）

２　指定避難所

浸水想定区域による最大規模の避難者数を収容できる避難所を確保するものとし、避難施設として、市内の体育館、小中学校、福祉施設などの公共施設を避難所に位置づける。また、指定避難所が避難困難な状況下にあるときなどで、一時的な避難所として各地区（自治会）公民館等が有効に利用できる場合は、それらの施設を避難所とする。

なお､学校を避難所とする場合については､教育委員会及び当該学校と十分協議し、平常時からの協力・連携体制の充実に努める。

(1) 指定基準

指定避難所の指定基準は次のとおりとし、指定避難所は指定緊急避難場所と相互に兼ねることができる。

・被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有するもので、県被害想定による最大規模の避難者数を収容できる避難所を確保し、1 施設あたりの収容者数は概ね数百人程度までとする。（規模条件）
・速やかに被災者等の受入れ、生活関連物資の配布が可能な構造・設備を有するもの（構造条件）
・想定される災害による影響が比較的少ない場所に立地していること（立地条件）
・車両その他の運搬手段による物資の輸送等が比較的容易な場所にあるものであること（交通条件）
・災害時要援護者の滞在を想定し、バリアフリー化や、相談・介助等の支援体制に配慮する。

(2) 指定順位

避難所を指定する場合の順位は、原則として次の通りとし、施設管理者の同意を

得た上で指定する。
・公立小、中学校
・その他公立学校
・公民館
・その他の公共施設（社会教育施設、福祉センター、文化・スポーツ施設等）
・その他の民間の施設（集会施設、体育施設、宿泊施設、寺社仏閣、社会福祉施設等）
(3) 広域一時滞在への配慮
・指定避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについて定めるなど、他の市町からの被災住民を受け入れることができる避難所を選定し、施設管理者に対し、広域一時滞在の用に供する避難所になりうることについて同意を得る。
・大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の市町との広域一時滞在に係る応援協定の締結や被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者との協定の締結など、発災時の具体的な避難、受入れ方法を含めた手順等を定めることに努める。
(4) 留意事項
・避難所の場所について、標識、案内板、防災訓練の実施やハザードマップの作成・配布等により市民に周知する。
・学校を避難所とする場合については、特に教育機能の早期回復に留意することとする。そのため、指定に当たって、教育委員会及び当該学校と十分協議し、平常時からの協力・連携体制の充実に努める。
・あらかじめ高齢者・障害者等、避難所での生活において特別な配慮を必要とする者を把握する。

3　福祉避難所

災害時要援護者の避難を優先する避難所として、社福祉センター、はぴねす滝野（旧滝野福祉センター）、東条福祉センター「とどろき荘」を福祉避難所として位置づける。また、福祉施設と協定を締結し、民間賃貸住宅、旅館、ホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所を確保する。

第２　避難所管理運営体制の整備

避難所への職員派遣計画を作成し、派遣基準を明らかにする。
避難所開設期間が７日を超えることも想定し、避難所管理・運営体制を整備する。

第３　施設、設備の整備

避難所となる施設は、バリアフリー化、看板等の設置、災害時にも最低限の機能を維持し、避難者の生活や管理運営が確保できる設備（避難者スペース、ライフラインの確保、物資の備蓄、情報収集機器等）や非常電源の確保など、計画的な整備を推進する。また、整備にあたっては、女性、災害時要援護者（高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等）、にも十分配慮した、居住スペースの確保に努める。
なお、ペット（犬、猫等）にも配慮する。

1　避難所施設の利用上における女性や災害時要援護者への配慮

(1) 居住スペース等における配慮
間仕切りの導入など、最低限の遮蔽が可能になるよう配慮し、また、女性の避難者や災害時要援護者についても考慮の上、居住スペースを割り当てることに留意する。
(2) 更衣室等に関する配慮
避難所の居住スペースには、着替え時等において他人の目につかない場所の確保に努める。
(3) トイレに関する配慮

仮設トイレに関しては男女の区別がなく設置されるため、必要に応じて全体の何割かを女性専用のトイレとして設定し､外部から内部が見えにくい構造にするなど、女性にとって安心して使えるトイレ環境に配慮する。

(4) 洗濯物等に関する配慮

避難所生活中に洗濯が必要となった場合、女性の衣類の洗濯、物干し場所として男性の目につかないよう、男女共用の場所とは別に、女性専用の洗濯場所や洗濯機の設置、物干し場所の確保について配慮する。

(5) 風呂、シャワーに関する配慮

女性のプライバシーを確保し、荷物等の一時保管場所を設置するなど、安心して入浴等ができる環境について配慮する。

(6) 巡回診療に関する配慮

避難者について診療の必要性の有無の確認を行い、(一社) 小野市・加東市医師会、小野加東歯科医師会、医療機関と調整し、巡回診療に努める。

(7) ＤＶ被害者等への配慮

加害者等に居所が知られないよう、当該避難者の個人情の管理に努める。

２　避難所施設の利用上におけるペット（犬、猫等）への配慮

必要に応じて避難所施設にペット（犬、猫等）のためのスペースを原則屋外に確保することに努める。

第４　避難所運営組織の育成

(1) 市は、地区（自治会）及び自主防災組織等の協力を得て、女性も含めた避難所運営組織の編成を図るなど運営体制の整備に努め、災害時の円滑な自主運営体制の確立を支援する。

(2) 地区（自治会）及び自主防災組織等は、地域の居住者、災害時要援護者に関する情報を本人の同意を得て把握するよう努めるものとする。

(3) 市は、災害ボランティア団体等と災害時の避難所運営体制について協議する。

第５　避難所開設・運営訓練

市、地区（自治会）及び自主防災組織等が連携した、避難所開設・運営訓練の実施に努めるものとする。

第６　避難所管理運営マニュアルの普及・周知

災害時における避難所の迅速かつ円滑な管理・運営等を図るため、県の「避難所管理運営指針（平成２５年版)」等に基づき、学校等の施設管理者、その他の関係機関等とともに各避難所の実情に応じたマニュアルの作成に努める。

第７　「マイ避難カード」等の普及による避難意識の向上

想定される災害に備え､一人ひとりが自ら考えた｢避難行動に移るタイミング(逃げ時)｣「避難先｣｢避難経路｣ をあらかじめ記載しておく「マイ避難カード」の作成を普及啓発することにより、市民の避難意識の向上を図る。

資　料

７－１　避難所一覧

第１１節　備蓄体制等の整備

市は、想定避難者数に対応するための必要な食料品、生活必需品等の非常用物資の確保と供給体制を確立する。

第１　基本方針

(1) 市は、市民に対し、平常時から最低限３日間、可能な限り１週間分程度の食料、飲料水、生活必需物資を備蓄するよう、地区（自治会）及び自主防災組織等を通じて啓発することとする。

(2) 市民の備蓄を補完するため、山崎断層地震被害想定における市の最大避難者数（9,635 人）を基準に、現物備蓄及び調達（流通在庫備蓄）により食料・生活必需物資の供給体制の整備に努める。

(3) 市、その他の防災関係機関は、災害対策要員の必要分として、常時３日分の備蓄に努める。

第２　食料

１　備蓄、調達

(1) 食料支給対象者

① 避難所等に収容されている被災者

② 住家が被害を受け、炊事ができない者

③ 病院、ホテル等の滞在者及び縁故先への一時避難者で当該滞在先及び避難先で炊事ができない者

④ 災害対策活動の従事者

(2) 目標数量

区分	市民による備蓄	行政による備蓄	
		市による備蓄	県による備蓄
発災から３日間	１人３日分（現物備蓄）		
発災から４日目		被災者の１日分相当量（現物備蓄）	
発災から５日目		被災者の１日分相当量（現物又は流通在庫備蓄）	
発災から６日目			被災者の１日分相当量（現物・流通在庫備蓄）
合計	３日分	２日分	１日分

(3) 品目

品目としては、一般に次のものが考えられる。なお、実施にあたり、高齢者、妊産婦、乳幼児、食事制限のある方等のニーズにも配慮することとする。

① 炊き出し用米穀、おにぎり、弁当、パン、育児用調整粉乳等の主食

② 即席めん、ハム・ソーセージ類、調理缶詰、漬物、味噌、醤油、緑茶、清涼飲料水等の副食

③ 粥、ベビーフード、ミキサー加工食品、とろみ調整剤、アレルゲン除去食品等の食事制限や食形態等に配慮した特別な食品

(4) 方法

市は、被災者１日分以上の食料の備蓄を進めるとともに、小売業者等と流通在庫備蓄供給の協定を締結し、市内で１日分以上の流通在庫備蓄を確保するよう努める。
また、必要に応じて県に要請することとする。

２　搬送等

現物備蓄品は市が管理し、職員により搬送するが、市の搬送が困難な場合又は市の避難所以外の場所への搬送が必要な場合は協定業者や自主防災組織等に、流通在庫備蓄については、協力先の車両、従業員による搬送体制について協力を求める。

第３　生活必需物資

１　備蓄、調達

(1) 生活必需物資給与対象者

住家に被害を受け、生活に必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失し、直ちに日常生活を営むことが困難な者

(2) 目標数量

目標数量は、「第２　食料」に準ずる。ただし、幼児、女性、高齢者等を対象とした物品については、対象者や使途を考慮して数量を見積もることとする。

(3) 品目

発災から３日以内に確実に必要になると考えられる次の品目について、重点的に取り組むとともに、災害時要援護者のきめ細かなニーズにも配慮することとする。

区　分	特に重要な品目例
寝具	毛布、床マット、シーツほか
外衣・肌着	下着、防寒衣、衣類、くつ、スリッパほか
身の回り品	タオル、洗面用具、化粧品ほか
炊事道具・食器	食器類、哺乳瓶、紙コップ、紙皿、紙椀、箸、スプーンほか
日用品	トイレットペーパー、ポリ袋、バケツ、生理用品、紙おむつ、土のう袋、仮設トイレ、ブルーシート、ティッシュペーパーほか
光熱材料等	小型エンジン発電機、懐中電灯、乾電池、卓上コンロ・ボンベ、燃料、ストーブ、テレビ、ラジオほか

＊　この他の生活必需物資や復旧用物資等については、あらかじめ調達先を確保するよう努めることとする。

(4) 方法

①　物資の品目に応じて最適な手段での備蓄・調達に努める。

②　小売業者等と協定を締結し、市内の流通在庫備蓄を活用するよう努める。
また、必要に応じて県に要請することとする。

２　搬送等

「第２　食料」に準じる。

第４　応急給水

１　対象

上水道の給水が停止した断水世帯等

２　目標数量

市（水道管理者）は、最小限必要量の１人１日３リットルを給水することを目安に、給水体制を整備する。

〈　給水目標水準　〉
(1) 災害発生から３日間：１人１日　　３リットル
(2) 4 日～10 日目：１人１日　　３リットル～20 リットル
(3) 11 日～20 日目：１人１日　　20 リットル～100 リットル
(4) 21 日目以降：１人１日　100 リットル～被災前の水準

３　供給体制

(1) 運搬給水基地からの拠点給水､給水車等による運搬給水に必要な体制を整備する。
(2) 災害時において迅速かつ円滑に供給体制が進められるよう、給水用資機材や応急対策資機材、マニュアル等の充実に努める。
(3) 「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」に基づくブロック内市町間の相互応援体制の充実に努める。

第５　医薬品

「第２章　第８節　災害救急医療システムの整備」の節を参照

資　料
９－１ 防災備蓄資器（機）材及び備蓄物資一覧
９－３ 給水用施設の貯蔵水量及び給水用資機材の保有状況

第１２節　家屋被害認定体制等の整備

市は、県と連携し、二次災害の防止・軽減及び被災宅地の円滑な復旧を図るため、家屋被害認定及び被災宅地危険度判定の体制整備、兵庫県住宅再建共済制度の加入促進に努める。

第１　家屋被害認定体制の整備

災害対策基本法第９０条の２で市長は、災害発生時に、遅滞なく被害の程度を証明する書面を交付すると定められている。このため今後発生する災害における被害調査の迅速化と統一化を担保し、被災者支援制度の円滑な実施に努める。

１　家屋被害認定士の育成

市長は、家屋被害認定士となるべき市職員を選定し、県が実施する養成研修へ参加させるなど、十分な知識と技術をもって即時に被害調査に従事できる認定士の育成に努める。また、「被害認定調査・り災証明書発行業務マニュアル」を作成し、家屋被害認定調査及びそれに続くり災証明書発行業務を的確かつ迅速な実施に努める。

２　家屋被害認定士の役割

家屋被害認定士の役割は、県の定める「兵庫県家屋被害認定士制度」要綱によるが、おおむね以下のとおりとする。

(1) 災害時に市長より調査員に命ぜられ、即戦力として被害調査を行う。
(2) 被害調査に関する調査方法、判定方法及びこれらの考え方を必要に応じて被災者等へ説明する。
(3) 常に自己研鑽を行うとともに、調査員となる他の職員等に対し、必要な教育・訓練を行う。

３　相互応援体制の整備等

市は、県と連携して、被害調査に従事する調査員及び家屋被害認定士の市町間の相互応援体制の整備を図るよう努めるとともに、県内における被害調査の調査方法及び判定方法の統一化に協力する。

第２　被災宅地危険度判定体制の整備

災害により被災した宅地において新たに降雨等により生じる二次災害から市民の安全を確保するため、県に必要な支援を要請し、被災宅地の応急危険度判定を迅速かつ的確に実施する体制の整備に努める。

１　危険度判定実施体制の整備

県と協力して、被災宅地危険度判定の実施体制の整備に努める。

２　資機材の備蓄

県と協力して、判定業務実施マニュアルに基づき、危険度判定の実施に必要な資機材を備蓄するよう努める。

〈　備蓄品目　〉
判定調査票、判定ステッカー、ヘルメット用シール、腕章、住宅地図等

第３　兵庫県住宅再建共済制度（フェニックス共済）への加入促進

市は、被災者が自立した生活を再建するため、兵庫県住宅再建共済制度（フェニックス

共済）の趣旨を踏まえ、兵庫県が実施する広報活動に協力するとともに、平常時から市民の自助意識の醸成のための啓発活動とあわせて、共済への加入広報活動に努める。

資　料

13-６　兵庫県（住宅再建共済・家具再建共済）制度の概要

第１３節　廃棄物対策の充実

市は、災害時に発生する廃棄物処理を迅速に処理するため、廃棄物処理計画及び対応体制を整備する。

第１　実施責任

災害時における廃棄物の処理を迅速かつ的確に実施するため、あらかじめ必要な準備を行い災害に備えるものとする。

第２　災害廃棄物処理計画の策定

災害時の廃棄物処理を迅速に実施し、早期復旧に資するため、市は、あらかじめ仮置場の配置や災害廃棄物の処理方法等について、具体的に示した災害廃棄物の処理計画を定めておくとともに、平常時から仮置場候補地のリストアップ、仮置場における分別・処理の運営体制について検討しておく。また、広域処理を行う地域単位で一定程度の余裕をもった処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理の多重化や代替性の確保を図る。

なお、災害廃棄物の最大発生量は県による地震被害想定により、次の量を推定している。

災害廃棄物発生推定量（山崎断層地震の場合）

地域名	被害量（千トン）	
	木造倒壊による	非木造倒壊による
加東市	193	521

第３　応援体制の整備

市は、以下の各協定を踏まえ災害時の廃棄物の円滑な処理を行うための、応援の受入れ、並びに他市町への派遣に関する体制の整備を行う。

１　兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定

県及び市町は、廃棄物処理の円滑実施をめざし、平成 17 年 9 月に兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定を締結している。また、この協定に基づき、県が被災地市町の要請を受けて応援の調整を行い、市町間で相互応援を行う体制を整備するとしている。

（協定内容）　(1) 県が被災市町の要請を受けて調整
(2) (1)に基づき各市町間で相互応援を実施

２　災害時の廃棄物処理に関する応援協定

県及び神戸市安全協力会、（一社）兵庫県産業資源循環協会、（一社）兵庫県水質保全センター、（一社）日本建設業連合会（関西支部）、兵庫県環境整備事業協同組合及び兵庫県環境事業商工組合との間で、県の要請・調整により、これらの団体が、被災市町を応援するしくみをつくるために、平成 17 年 9 月以降、順次、災害時の廃棄物処理に関する応援協定を締結している。

（協定内容）　(1) 県が被災市町の要請を受け各団体に要請・調整
(2) (1)に基づき各団体が被災市町を応援

３　災害時の石綿（アスベスト）処理に関する方針

災害時の建物等の倒壊や解体における処理の際には、石綿（アスベスト）の飛散が懸念されるため、環境省が平成 29 年 9 月に作成した「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（改訂版）」を元に対策を行うものとする。

4　費用負担

応援に要する費用のうち、災害廃棄物処理事業の国庫補助対象となるものについては、原則として応援を受けた市町が負担することとする。

第１４節　災害時要援護者支援対策の充実

市は、災害時要援護者に対する迅速、的確な対応を図るための体制の整備に努める。

第１　健康・福祉・医療の連携

市は、市民の自立と相互の助け合いを基調として、災害時要援護者の健康及び福祉の増進や、保健医療福祉サービスの連携に努める。

第２　災害時要援護者支援体制の確保

１　支援の対象となる災害時要援護者

災害時要援護者とは、次の(1)～(8)のうち、災害時に必要な情報を的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなど、災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々をいう。

(1) 高齢者（独居、高齢者夫婦世帯等）
(2) 心身障害者（身体、知的、精神）
(3) 乳幼児
(4) 難病患者
(5) 寝たきりや認知症のある者
(6) 傷病者
(7) 妊産婦
(8) 外国人（日本語が理解できない人）

２　災害時要援護者支援体制の整備

(1) 災害時要援護者の日常的把握と避難行動要支援者名簿の整備

市は、防災担当部局と福祉担当部局との連携のもと、平常時から災害時要援護者に関する情報を把握するよう努める。このうち、避難行動要支援者（自力での避難が困難な災害時要援護者）については、災害対策基本法に定める避難行動要支援者名簿の作成を行う。名簿は、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新する。

(2) 避難行動要支援者名簿の共有

市は、避難支援等に携わる関係者として、消防機関、警察機関、民生委員、児童委員、社会福祉協議会、地区（自治会）及び自主防災組織等に対して、避難行動要支援者本人の同意を得た上であらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を行う。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

(3) 地域における避難支援体制の整備

市は、避難行動要支援者名簿をもとに、要支援者一人ひとりについて支援者を決めるなどの地域における支援体制の整備に努める。

地区（自治会）、自主防災組織等は、避難行動要支援者の避難に係る個別の支援計画の策定に取り組むこととする。

(4) 訓練・研修の実施

市は、災害時要援護者も参加した訓練の実施に努めるとともに、職員、福祉関係者及び市民等を対象に研修会等を開催し、災害時要援護者支援に必要な人材の育成に努める。

(5) マニュアル等の作成

市は、災害時要援護者支援のための体制を充実させるため、県の「災害時要援護者支援指針」及び「災害時要援護者支援市町モデルマニュアル」を参考に、「災害時

要援護者支援マニュアル」等の作成に努める。

３　災害時要援護者への情報伝達手段の確立

災害時要援護者に対する情報伝達について、その特性に応じた多様な情報伝達手段の確保に努める。

(1) 障害者への情報伝達体制の整備

通常の音声・言語による手段では適切に情報が入手できない障害者に対し、その情報伝達に必要な専門的技術を有する手話通訳者及びボランティア等の派遣・協力システムの整備に努める。

また、障害者等への防災知識の普及啓発に努める。

(2) 緊急通報システムの拡充

高齢者、障害者等と北はりま消防本部の間に緊急通報システムを拡充するとともに、その周知に努める。

(3) 外国人に対する日常の情報提供等

市は、国際交流協会等と連携して、外国語による防火・防災対策の啓発に努める。

① 生活情報リーフレットや市ホームページによる防災情報の提供

② ひょうごＥ（エマージェンシー）ネットの登録推進

③ インターネットで聴取できるコミュニティＦＭ（ＦＭわいわい）等の利用推進

第３　災害時要援護者自らの備えの充実

災害時要援護者は、平常時から家族・親戚や近隣住民等との連携を図り支援体制を確立しておくなど、非常時における備えの充実に努める。

第４　社会福祉施設等の整備

１　社会福祉施設等の緊急保護体制の確立

一般の避難所では生活が困難な高齢者、障害者等の避難所として社会福祉施設が利用できるよう、高齢者福祉施設と協定を締結し、民間賃貸住宅、旅館、ホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるものとする。

２　社会福祉施設等の対応強化

社会福祉施設等を利用する高齢者や障害者等が、災害時に独力で自らの安全を確保するのは困難であることから、社会福祉施設等に対し防災設備・資機材等の整備、防災組織や緊急連絡体制の整備、防災教育・防災訓練の充実をさせるよう協力を求める。

３　社会福祉施設等の整備

高齢者や障害者等をはじめ不特定多数の人が利用する社会福祉施設等の管理者に次の事項について要請する。

(1) 車いす等で通行できる避難経路としての敷地内通路及び外部出入口の整備

(2) 光、音声等により、視覚障害者及び聴覚障害者に非常警報を知らせ、避難所への誘導を表示する設備の整備

４　高齢者や障害者等に配慮した避難所の整備等

災害時に避難所となる施設の管理者は、高齢者や障害者等の利用を考慮して、施設のバリアフリー化に努めるほか、トイレの洋式化や簡易ベッド、車いす、介助用具の確保など、生活・医療支援設備の強化に努めるものとする。

また、災害時要援護者に配慮した支援体制を検討する。

第５　災害時要援護者関連施設に係る総合的な災害対策の実施

(1) 県が実施する災害時要援護者関連施設に対する土砂災害に関する情報の提供、防災体制整備の指導等、災害時要援護者関連施設に係る総合的な土砂災害対策に協力する。

(2) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく警戒区域が設定された場合には、同区域内の災害時要援護者関連施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう、土砂災害に関する情報、予報及び警報を施設の管理者等に伝達する体制の整備に努める。

(3) 水防法に基づく浸水想定区域内の災害時要援護者関連施設については、利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、洪水予報等の伝達体制の強化に努める。

(4) 土砂災害警戒区域内及び浸水想定区域内の災害時要援護者関連施設の名称と所在地及び利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、ハザードマップ等で市民に周知する。

(5) 土砂災害警戒区域内及び浸水想定区域内の災害時要援護者関連施設の範囲は次の施設とする。また、浸水想定区域は、想定し得る最大規模の降雨（概ね 1/1000 年確率の降雨）を前提とした区域とする。

① 社会福祉施設：老人福祉施設、認知症対応型老人共同生活援助事業の供する施設、障害福祉サービス事業の用に供する施設、障害児通所支援事業の用に供する施設、児童福祉施設、放課後児童健全育成事業の用に供する施設

② 学校施設：幼稚園、小学校、中学校

③ 医療施設：病院、診療所（有床に限る）、助産所

ア　避難確保計画の作成は管理者が行うこととされているが、一つの経営主体が複数の災害時要援護者関連施設を同一の敷地内に所有する場合、それらの施設を一体として所有者が避難確保計画等を行うことができる。

イ　各施設において、非常災害対策計画、消防計画や地震等の災害に対処するための具体的な計画を定めている場合は、既存の計画に「洪水時等の避難確保計画」の項目を追加することで避難確保計画としてみなすことができる。

(6) 災害時要援護者関連施設については、資料編に記載する。

資　料

10-１　災害時要援護者関連施設

第１５節　災害ボランティア活動の支援体制の整備

大規模災害が発生し、救援活動が広範囲又は長期に及ぶ場合など、円滑な災害応急活動の推進にボランティアの参画が必要な場合を想定し、平常時から災害ボランティア活動の支援体制の整備等に努める。

第１　災害ボランティア受入計画の作成

市は、災害ボランティアの受入体制を充実させるため、県が作成した「災害ボランティア活動支援指針」を参考に、受援計画の中に災害ボランティア受入計画を位置づけるよう努める。

第２　受入体制の整備

市及び社会福祉協議会は、県内で大規模災害等が発生した場合に備え、災害ボランティアセンターの設置など、主に次の事項を内容とする災害ボランティアの受入れ体制の整備に努める。

(1) 災害情報、生活情報等の収集、伝達
(2) 避難所等における炊き出し、清掃等の被災者支援活動
(3) 救援物資、資機材の配分、輸送
(4) 軽易な応急・復旧作業
(5) 介護・通訳
(6) 災害ボランティアの受入事務

また、社会福祉協議会、日本赤十字社、その他のボランティア団体との意見交換の場を持って、地域防災計画等の見直しや、これらの団体が積極的に参画できる研修・訓練の実施に努める。

第３　災害ボランティア活動の環境整備

１　ボランティア活動の支援拠点の整備

社会福祉協議会、日本赤十字社、ボランティア団体、ＮＰＯ等との連携を図りながら、ボランティア活動の支援拠点の整備に努める。

なお、加東市災害ボランティアセンターの設置場所は、「加東市災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定書」で、加東市社福祉センターとすることを定めている（災害の状況等により社福祉センターに設置が困難なときを除く。）。

２　ボランティア資機材等の確保

市は、一輪車、スコップ、じょれんなど、誰もが使用できる簡易なボランティア用資機材の備蓄やホームセンターとの間で災害時に必要な資機材確保に係る協定の締結等に努めるとともに、ボランティアに対しては、現場状況に合った服装や必要資機材等の持参を促す。

３　災害ボランティア団体等とのネットワークづくり

市は、県に協力して、災害時におけるボランティア活動が円滑に進められるよう、社会福祉協議会、日本赤十字社、ボランティア団体及びＮＰＯ等と連携を図りながら、災害に係るボランティア・コーディネーターの養成、ボランティアのネットワーク化、ボランティア団体・企業・行政のネットワーク化、その他の環境整備に努める。

第４　県災害救援専門ボランティアの活用

市は、大規模災害等が発生した場合に県が運営する制度を活用し、県災害救援専門ボラ

ンティアの派遣を要請する。

〈　災害救援専門ボランティアの活動内容　〉

(1) 救急・救助
(2) 医療（医師、看護師、歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士、薬剤師、理学療法士、作業療法士）
(3) 介護
(4) 建物判定
(5) 情報・通信
(6) 手話通訳
(7) ボランティアのコーディネート
(8) 輸送

第１６節　水防対策の充実

水災による被害の軽減を図るため、洪水予報河川等に係る浸水想定区域の公表等、水防対策について定める。

第１　洪水予報等の伝達方法

浸水想定区域内における洪水予報及び特別警戒水位到達情報等について、防災行政無線、ＣＡＴＶ、かとう安全安心ネット等を通じて市民へ情報伝達を行う。

また、洪水予報河川等以外の河川のうち洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により浸水した地点、その水深その他の状況を把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、予想される水害の危険を市民等へ周知する。

第２　洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保

避難所等円滑かつ迅速な避難確保を図るために必要であると考えられる事項については、主に次のとおりである。

(1) 避難所（「第２章　第 10 節　避難対策の充実」の節を参照）
(2) 防災気象・水位情報の内容
(3) 避難時の心得
(4) 避難情報等の伝達経路及び内容
(5) 土砂災害の危険性
(6) 地域等における防災対策
(7) 防災関係施設等情報　等

第３　浸水想定区域における避難確保措置

(1) 洪水時に係る避難所の設定にあたっては、浸水想定区域を十分考慮した上で適切な施設を選定するとともに、早い段階からの警戒・避難情報の伝達に努める。
(2) 浸水想定区域内の不特定かつ多数の者が利用する施設又は主として、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設がある場合については、施設の名称及び所在地を把握しておくとともに、早期の避難行動がとれるよう情報伝達の充実に努める。

第４　避難確保計画の作成指導等

浸水想定区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた災害時要援護者関連施設において、水害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとし、市は、避難確保計画を作成していない施設の所有者又は管理者に対し、避難確保計画を作成するよう指示する。

第５　市民への周知

浸水想定区域、避難所等前第１から第３で掲げる事項等に関する総合的な資料として、図面表示等にまとめたハザードマップ等を作成し、市民への周知を図るための公表・配布に努める。

資　料

10-１　災害時要援護者関連施設

第１７節　土砂災害対策の充実

風水害に伴う土砂災害の予防と被害の軽減に向けた対策について定める。

第１　警戒避難体制の整備

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく警戒区域の指定があったときは、当該警戒区域ごとに、次の事項について定める。

(1) 情報の収集及び伝達
(2) 土砂災害に関する予報又は警報の発令及び伝達
(3) 避難、救助、その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制
(4) 当該警戒区域に災害時要援護者が利用する施設があって、施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある場合には、施設利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法

第２　風水害に伴う土砂災害による被害を防止するための対策

土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難所等に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について、以下に例示する方法により、市民への周知に努める。

１　平常時からの防災意識の高揚を促すための周知

(1) 土砂災害警戒区域等を記載した印刷物（ハザードマップ等）の作成・公表・配布
(2) 土砂災害に対して警戒を要する区域であることを明示した看板の設置
(3) 過去の土砂災害に関する情報の提供
(4) 土砂災害発生のおそれを判断する基準雨量に関する情報の提供

２　緊急時の警戒避難

(1) 気象情報（雨量、土砂災害警戒情報等を含む。）の提供
　① 加東市防災気象情報サイトによる情報提供
　② 防災行政無線、ＣＡＴＶ、かとう安全安心ネットによる情報提供
(2) 避難の指示等の伝達
　防災行政無線、ＣＡＴＶ、かとう安全安心ネット、エリアメール、緊急速報メール、Ｌアラート、ホームページ等による情報伝達

第３　土砂災害警戒区域等における避難確保措置

(1) 土砂災害警戒区域内にある避難所の設定にあたっては、適切な施設を選定するとともに、早い段階からの警戒・避難情報の伝達に努める。
(2) 土砂災害警戒区域内の不特定かつ多数の者が利用する施設又は主として、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設がある場合については、施設の名称及び所在地を把握しておくとともに、早期の避難行動がとれるよう情報伝達の充実に努める。

第４　避難確保計画の作成指導等

土砂災害警戒区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた災害時要援護者関連施設において、土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとし、市は、避難確保計画を作成していない施設の所有者又は管理者に対し、避難確保計画を作成するよう指示する。

資　料

２－５　土石流危険箇所
２－６　地すべり危険箇所
２－７　がけ崩れ危険箇所
２－８　宅地造成工事規制区域の指定状況
２－９　土砂災害警戒区域（特別警戒区域含む。）

第１８節　中山間地等における風水害対策

中山間地等において、集落の孤立に備え、次のように災害対策について定める。

１　通信の確保

市は、孤立するおそれのある集落との通信途絶を防止するため、衛星携帯電話の設置や防災行政無線等の通信手段の確保を図るとともに、定期的に通信訓練等を行い、機器の操作方法の習熟に努める。

２　物資供給の備え

(1) 災害時の食糧及び物資について、市民による自主的な備蓄の推進に努める。
(2) 高齢者の多い集落などでは、孤立した場合、日常的に服用している医薬品等の不足も懸念されることから、孤立時の供給体制について検討しておく。

３　道路・ライフライン等寸断への対策

(1) 迅速な道路被害情報の収集及び関係機関への情報提供が行えるよう、連携体制等の整備に努める。
(2) 豪雨時等で土砂災害のおそれがあり孤立することが予見できる場合は、事前に避難所等へ物資の供給などを実施する。
(3)　市は、県と協力しヘリコプター等による支援を検討するとともに、ヘリコプター離着陸適地をヘリコプターの大小も考慮して選定・確保する。また、着陸可能な箇所（田畑、農・林道）についても検討しておく。

４ 災害時要援護者に対する支援対策

市は、防災関係機関、地区（自治会）、自主防災組織、福祉関係者等との連携による災害時要援護者への避難情報等の伝達体制について整備しておく。

資　料

２-10　孤立の可能性がある集落等

第１９節　災害対策基金の積立・運用

加東市災害対策基金条例に基づき、自然災害及び大規模な火災や突発重大事故等の人為的災害に係る予防対策、復旧対策、復興対策等を円滑に推進するため、災害対策基金の積立を行い、適正な運用を図る。

資　料

１－５　加東市災害対策基金条例

第３章　市民参加による地域防災力・減災力の向上

市は、「災害は必ずやってくる、明日にもやってくる」という現実及び「減災」の視点に立ち、まさかの事態を想定した日頃の準備を進め、防災意識の啓発、教育・訓練等の充実を図る。

第１節　防災に関する学習等の充実

市民及び職員に対する防災意識及び知識の普及、高揚を図るため、防災学習の推進に努める。

第１　市民に対する防災思想の普及

市民一人ひとりが「自らの生命は自ら守る。」、「自分たちの地域は自分たちで守る。」ということを基本に、平常時から地域、家庭、職場等で防災への積極的な取り組みを行うよう促すなど、自主防災思想の普及、徹底、自主防災組織の育成及び組織強化に努める。

第２　市民に対する防災・減災知識の普及

市は、あらゆる機会を通じて市民の防災・減災意識の高揚に努める。

１　普及方法

正しい防災知識をわかりやすく伝えるため多様な媒体の活用に努める。

(1) 講習会、防災訓練等の実施
(2) ハザードマップ、広報紙、冊子、その他印刷物、ＣＡＴＶ、ホームページによる普及
(3) 兵庫県広域防災センター等普及啓発施設の活用

２　普及内容

防災知識の普及にあたり、災害をイメージする能力を高めるための防災学習コンテンツ等の充実に努めるとともに、最近の災害における市民の避難行動や被災事例等についても考慮する。

(1) 市内の防災対策
(2) 風水害に関する知識と過去の災害事例
(3) 風水害に対する平常時の心得
　① 周辺地域における災害危険性の把握
　② 家屋等の点検、家具の転倒防止、ガラス飛散防止フィルムの貼り付け等室内の整理点検
　③ 家族内の連絡体制の確保（被災地域住民に係る安否情報の確認やメッセージの送信が可能な「災害用伝言ダイヤル１７１」の活用等）
　④ 火災の予防（火を使う所の不燃化、防炎製品の使用、消火用具の準備、燃料の転倒漏洩防止等）
　⑤ 応急救護等の習得
　⑥ 避難の方法（避難経路、避難所等の確認）
　⑦ 食料、飲料水、物資の備蓄（最低でも３日間、可能な限り１週間分程度）
　⑧ 非常持ち出し品の確認（貴重品、携帯ラジオ、懐中電灯、衣類、応急医薬品、非常食等）
　⑨ 停電時に使用可能な暖房器具、調理器具、燃料等の確保
　⑩ 自主防災組織の育成
　⑪ 災害時要援護者（外国人を含む。）への配慮
　⑫ ボランティア活動への参加

⑬　兵庫県住宅再建共済制度（フェニックス共済）への加入の必要性
⑭　飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備

(4) 防災情報に関する５段階の警戒レベルについて正しい理解とそれに基づく的確な行動についての周知徹底

(5) 災害発生時の心得
①　災害発生時にとるべき行動
②　出火防止と初期消火
③　自宅及び周辺地域の被災状況の把握
④　救助活動
⑤　インターネット・テレビ・ラジオ等による情報の収集
⑥　避難行動上の注意事項
⑦　実施時に必要な措置
⑧　避難所等での行動
⑨　自主防災組織の活動
⑩　自動車運転中及び旅行中等の心得等

第３　市及び防災関係機関の職員が習熟すべき事項

(1) 市及び防災関係機関の職員は、それぞれの業務を通じ、また、講習会・研修会、見学・現地調査、印刷物の配布等により、次の事項の習熟に努めることとする。
①　各機関の防災体制と防災上処理すべき業務
②　災害発生時の動員計画とそれぞれが分担する任務
③　各関係機関等との連絡体制と情報活動
④　関係法令の運用
⑤　災害発生原因についての知識
⑥　過去の主な災害事例と災害対策上の問題点　等

(2) 市は、地域防災計画を基本とした職員行動マニュアルを作成し、全職員に周知するとともに、検証を重ね、必要に応じて随時見直しを行う。

第４　防災要員等の養成

市は、訓練・研修等を通じて防災要員等の養成を図る。

１　職員

市は、職員を対象として適宜次の訓練・研修等により、災害対応能力の向上を図る。

(1) 人と防災未来センター研修
(2) 職員行動マニュアルの周知
(3) 図上訓練、ロールプレイング演習
(4) 防災・危機管理 e-カレッジ
(5) ひょうご防災リーダー講座
(6) その他一般研修

２　地域防災リーダー

地域の防災リーダー・要員等を養成するため、適宜次の訓練・研修等の参加を推進する。

(1) ひょうご防災リーダー講座
(2) 防災訓練
(3) その他一般研修

第５　防災上重要な施設の職員等に対する教育

防災上重要な施設の管理者は、講習会や防災訓練等を通して防災意識、防災施設の管

理・応急対策上の措置等の周知徹底に努めるものとする。

（注）「防災上重要な施設」とは、災害が発生するおそれがある施設、及びその施設に災害が及んだときは被害を拡大させるような施設、並びに災害が発生した場合に被害の拡大を防止するような施設をいい、その管理者に対しては、災害対策基本法第 48 条により、防災訓練の実施が義務づけられている。

第６　学校等における防災教育

(1) 市（教育委員会）は、学校における防災教育の推進を図るため、次の事項について進行管理に努める。

① 防災教育推進連絡会議を開催し、防災教育推進上の以下の諸課題の解決の方策を協議する。

ア　避難所指定に関わる学校と市、自主防災組織との連携強化について（学校における避難所運営業務及び市への移行手順の策定）

イ　学校防災計画策定に関する課題整理と調整について

ウ　地域と連携した防災訓練の効果的実施方法について

エ　防災教育実践上の課題の整理と調整について

② 教職員の指導力を向上させるため、各種研修会、訓練等の充実を図る。

ア　教職員への研修会の参加促進

イ　防災教育推進指導員養成講座への参加促進

ウ　震災・学校支援チーム（ＥＡＲＴＨ）養成研修等への参加

(2) 各学校は「学校防災計画」に基づき、学校防災体制の整備充実を図るとともに、児童生徒に対する防災教育を推進するため、次の事項について周知徹底に努める。

① 学校における防災教育の充実

ア　様々な災害から自らの命を守るために、主体的に判断し行動する力を育成

イ　助け合いやボランティア精神など「共生」の心を育み人間としての在り方生き方を考えさせる防災教育の推進

ウ　地域の災害の特性や歴史などを踏まえた地域学習素材を活用するなど､「総合的な学習の時間」等での効果的な指導の展開

エ　副読本や学習資料等を活用して防災学習の効果的な指導方法の工夫・改善を進めるとともに、研修会を通した実践的指導力の向上

② 学校防災体制の充実

ア　「災害対応マニュアル」の見直し

イ　地域の災害特性を考慮した防災訓練や学校が避難所となった場合を想定したものなど、地域の人々や関係機関と連携した実践的な訓練の実施（「1.17 は忘れない」地域防災訓練等）

ウ　震災・学校支援チーム（ＥＡＲＴＨ）を活用するなど、効果的な実施方法を工夫した実践的研修会や訓練の実施

③ 心のケアの充実

ア　教育復興担当教員及びケア担当教員の取組を生かした教育相談体制の充実

イ　研修会などを通して教職員のカウンセリング・マインドの向上を図り、災害や事件・事故等により心に傷を受けた児童生徒の心の理解とケアを実施

ウ　心のケアを必要とする児童生徒への対応に関する学校と専門家、関係機関等との連携強化

第２節　自主防災組織の育成強化

平成７年１月に発生した阪神淡路大震災や平成 23 年３月に発生した東日本大震災などの大規模地震は、人知を超えた猛威をふるい、多くの人命を奪うとともに、地域及び市民の財産に甚大な被害を与えた。災害の発生を完全に防ぐことは困難であり、行政機関をはじめとして各種防災機関の初期の対応にも限界があり、被害を最小限にとどめるには市民の自主的な防災活動、すなわち、市民自らが出火防止、初期消火に努め、被災者の救出、救護、避難、誘導にあたり、避難所の開設及び運営にあたる的確な行動が必要である。

市民が自主的な防災活動を行うための組織である自主防災組織の育成、充実を図る。

第１　方針

(1) 災害対策基本法第５条第２項の規定に基づき、自主防災組織の充実強化に努める。その際、市は組織運営・管理について消防機関等は活動面について密接に連携、協力する。

(2) 市民は、災害対策基本法第７条第３項の規定に基づき、自主防災組織の活動へ積極的に参加し、防災に寄与するよう努めるものとする。

第２　活動

自主防災組織の参加者は、自らの規約及び防災計画（マニュアル）を定め、活動を行うものとする。

１　防災計画（マニュアル）の内容

(1) 自主防災組織の編成と任務分担に関すること。(役割の明確化)
(2) 防災知識の普及に関すること。(普及事項、方法等)
(3) 防災訓練に関すること。(訓練の種別、実施計画等)
(4) 情報の収集伝達に関すること。(収集伝達方法等)
(5) 出火防止・初期消火に関すること。(消火方法、体制等)
(6) 水防協力活動に関すること。(出動方法、体制等)
(7) 救出・救護に関すること。(活動内容、医療機関への連絡等)
(8) 避難誘導及び避難生活に関すること。(避難の指示の方法、災害時要援護者への対応、避難路・避難場所、避難所の運営協力等)
(9) 給食・給水に関すること。(食料・飲料水の確保、炊き出し等)
(10) 防災資機材等の備蓄・管理に関すること。(調達計画、保管場所、管理方法等)
(11) 自警活動に関すること

２　自主防災組織の編成

(1) 自主防災組織内の編成
　情報班、消火班、救出・救護班、避難誘導班、給食・給水班等
(2) 編成上の留意事項
　① 女性や若者の参加と昼夜別々の組織編成の検討
　② 水防班、がけ崩れの巡視班等、地域の実情に応じた対応
　③ 事業所の自衛消防組織や従業員の参加
　④ 地域的片寄りの防止と専門家や経験者の活用

３　自主防災組織の活動内容

(1) 平常時の活動
　消防団との密接な連携のもとに以下の活動に努めるものとする。
　① 風水害等防災に関する知識の向上

② 防災関係機関・隣接の自主防災組織等との連絡
③ 地域における危険度の把握（山崩れ・がけ崩れ、危険物施設延焼拡大危険地域等）
④ 地域における消防水利（防火水槽、消火栓、小川等）の確認
⑤ 家庭における防火・防災等予防上の措置
⑥ 地域における情報収集・伝達体制の確認
⑦ 避難所・医療救護施設の確認
⑧ 防災資機材、防災備蓄品の整備、管理
⑨ 防災訓練の実施
⑩ 災害時要援護者の把握
⑪ 「マイ避難カード」の作成の普及促進

(2) 災害発生時の活動
消防団との密接な連携のもとに以下の活動に努めるものとする。
① 出火防止と初期消火、延焼防止
② 負傷者の救助
③ 市民の安否確認
④ 情報の収集・伝達
⑤ 避難誘導、避難生活の指導
⑥ 給食・給水
⑦ 近隣地域への応援
⑧ 災害時要援護者の支援

4 その他

自主防災組織は、消防団、婦人防火クラブ、企業の自主防災（消防）組織等との連携を図るとともに、女性の地域防災活動への参画の促進にも配慮することとする。

第３ 自主防災組織への指導、支援

市及び消防団は自主防災組織の育成を促進するとともに、その活動の活性化を支援する。また、過去に災害で被害が甚大であった地域については、重点的に育成を図るものとし、主に次の事項について推進する。

(1) 啓発資料の作成
(2) 各種学習会、講演会、懇談会等の実施
(3) 情報の提供
(4) 個別指導・助言
(5) 訓練、研修会の実施
(6) 顕彰制度の活用
(7) 活動機（器）材の貸出、資材の提供
(8) 地域防災リーダーの育成

第３節　自主防災体制の整備

地域において、市民及び事業者の自主的な防災活動が、被害の拡大防止に果たす役割が大きいことを踏まえ、ボトムアップ型の地域コミュニティ活性化を促進する。

第１　地区防災計画の策定

市内の一定の地区（自治会）内の市民及び当該地区に事業所を有する事業者（以下「地区居住者等」という。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等、地区の特性に応じた自発的な防災活動の推進に努め、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案することができる。

市防災会議は、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう地区居住者等から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定める。

第４節　消防団の充実強化

地域防災力の充実強化は、市民、自主防災組織、消防団（水防団兼務）、市町、県、国等の多様な主体が適切に役割分担しながら相互に連携協力して取り組むことが重要であり、災害発生直後に、地域で即時に対応することができる消防機関である消防団がその中核的な役割を果たすことを踏まえ、消防団の充実強化に関する事項について定める。

第１　内容

１　実施機関等

(1) 市は、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の規定に基づき、消防団の充実強化を図る。

(2) 市民は、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の規定に基づき、地域における防災活動への積極的な参加に努める。

(3) 事業者は、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の規定に基づき、その従業員の消防団への加入及び消防団員としての活動が円滑に行われるよう、できる限り配慮する。

(4) 大学等は、その学生の消防団への加入及び消防団員としての活動が円滑に行われるよう、協力する。

２　充実強化対策

２　充実強化対策

(1) 市の取り組み

市は、消防団の充実強化を図るため、次の事業を推進する。

① 消防団と自主防災組織等が連携して行う訓練、研修の実施
② 消防団員に対する教育訓練の実施
③ 消防団活動の安全管理マニュアルの策定
④ 消防団員の処遇の改善
⑤ 消防団の装備の改善
⑥ 消防団の活動拠点施設の整備
⑦ 女性消防団員の加入促進
⑧ 消防団協力事業所表示制度、機能別消防団員制度等による消防団員の確保
⑨ 大学等の協力による消防団員の確保
⑩ 市民等に対する広報啓発活動による消防団への加入促進

第５節　企業等の地域防災活動への参画促進

企業等の事業所が災害時において、従業員・顧客等の安全確保と、地域の防災活動における貢献、地域との共生、及び迅速な復旧と事業の継続を行えるよう、以下のとおり企業等の地域防災活動への参画促進に努める。

第１　災害時に企業等が果たす役割

市内の企業等は、次の役割を果たすものとする。

(1) 従業員、顧客等の安全確保
(2) 被災従業員への支援
(3) 二次災害の防止
(4) 事業の継続、経済活動の維持
(5) 地域貢献・地域との共生
(6) 地元自主防災組織との連携

第２　企業等の平常時対策

(1) 企業等は、災害時に果たす役割を十分に認識し、次の対策を実施するなど、防災活動の推進に努めることとする。

また、防災体制の整備、防災訓練の実施、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取り組みを継続的に実施するなど、事業継続マネジメント（ＢＣＭ）の取り組みを通じて防災活動の推進に努める。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、市との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めることとする。

① 事業継続計画（ＢＣＰ）の作成、点検・見直し

〔事業継続計画〕
企業が災害等に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段等を取り決めておく計画

② 防災計画、防災マニュアルの作成、点検・見直し
③ 防災組織（自衛消防（防災）組織）の育成
④ 防災訓練の実施
⑤ 地域の防災訓練への参加
⑥ 防災体制の整備
⑦ 防災資機材、物資の備蓄
⑧ 従業員の消防団への入団等、消防団への積極的な協力 等

(2) 市は、企業等を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけや必要に応じて防災に関するアドバイス等を行う。

第３　企業等の自衛防災組織

市内の企業等は自衛防災体制を整備・充実させるものとする。

市は、自衛防災組織の育成指導及び事業継続計画、自主防災計画等の作成支援、防災訓練等への参加促進並びに防災に関するアドバイスを行う。

１　対象施設

(1) 多数の者が利用する施設（中高層建築物、集会所、宿泊施設、学校、病院、大規模小売店等）

(2) 危険物等を取り扱う施設（石油類、高圧ガス、火薬類、毒劇物等を貯蔵又は取り扱う施設）
(3) 多数の従業員が働く事業所等で、自衛防災組織を設置することが効果的な施設
(4) 複数の事業所が共同して自衛防災組織を設置する必要がある施設（雑居ビル等）等

2　計画の作成

(1) 予防計画
① 予防管理組織の編成
② 火気使用施設、危険物、指定可燃物等の点検整理
③ 消防用設備等の点検整備
(2) 学習訓練計画
① 防災学習
② 防災訓練
(3) 応急対策計画
① 応急活動組織の編成
② 情報の収集伝達
③ 出火防止及び初期消火
④ 避難誘導
⑤ 救出救護

3　防災組織の活動

(1) 平常時
① 防災訓練
② 施設及び設備等の訓練整備
③ 従業員等の防災に関する教育の実施
(2) 災害時
① 情報の収集伝達
② 出火防止及び初期消火
③ 避難誘導
④ 救出救護

第４章　堅牢でしなやかな防災基盤の整備

市は、「減災」の視点に立った都市構造の整備、強化に努める。

第１節　市街地等の防災構造の強化

災害に強い都市づくりを進めるため、市街地内の公共空間の整備について配慮すべき事項を定める。

第１　安全・安心な都市づくりの推進

(1) 市は、加東市都市計画マスタープランに位置づけられた安全・安心な都市づくりの方針に十分配慮しつつ、加東市都市計画マスタープランと市街地の防災に関する事項に関して、本計画と整合を図ることとする。

(2) 市は、次の点に配慮し、地域総体として安全・安心な都市づくりに取り組んでいくこととする。

① 都市機能を分散配置し、バランスのとれた交通体系を構築して、災害に強い地域構造を構築すること。

② 体系的な防災拠点の整備により広域的な都市の防災機能を強化すること。

第２　市街地等の防災構造化

住宅等が密集した市街地等においては、災害時には大きな被害が想定されるため、建築物の耐震化や不燃化の推進、道路や公園、広場などのオープンスペースを確保するとともに、緑地や生垣などの緑の確保に努め、災害に強いまちづくりを目指す。

第３　市街地等を連絡する道路ネットワークの確保

市域には、集落が散在しているため、災害時には道路ネットワークが遮断され、孤立する地区（自治会）の発生が想定される。このため、孤立するおそれのある地区については、緊急輸送道路などの幹線道路と複数の市道等でネットワークするよう、市道等の整備に努める。

また、災害対策拠点や防災拠点などの拠点施設と緊急輸送道路のネットワークを確保し、迅速な災害対応に備える。

第４　幅員狭小区間道路の解消等

一部の地域では、道路幅員が狭いため、消防車などによる救援・救助活動に支障をきたす場合が想定される。このため、道路改良や安全施設の整備等を図り、救援・救助活動が可能となるよう、環境整備に努める。

第５　その他施設の整備

１　公営住宅

公営住宅の建設又は建て替えにあたっては、不燃化を図るとともに、緑地の確保に努め、火災等に強い住宅供給に努めるものとする。

２　公園施設の整備

公園管理者は、公園施設が災害時に避難地として機能するよう、広場の確保又は整備に努めるものとする。

３　学校施設の整備

学校管理者は、学校施設が災害時における地域住民の避難、救護の拠点として利用されることを考慮し、施設の安全性の向上に努めるものとする。

４　農業防災施設の整備

市は、農業の効率的、安定的な生産性を確保するために、農業生産基盤、生活基盤及び環境基盤として農地の保全や排水施設の整備等の推進に努める。

第２節　水害防止施設等の整備

河川の氾濫及びため池の堤防決壊等による災害防止を図るための対策について定める。

第１　河川施設の整備

市は、国や県等が実施する河川改修整備等に協力するとともに、市管理河川の河川改修整備等に努める。

第２　内水の排除対策の推進

市は、台風や集中豪雨等による、慢性的な湛水被害を防止するため、排水施設の新設や増設に努め、関係機関にも要請する。

また、平成 24 年度加東市内水基礎調査結果に基づいた解析を行い、内水浸水被害防止に努める。

第３　ため池施設の整備

市は、ため池管理者に対し、県が行うため池の決壊等による災害を未然に防止するための「豊かなむらを災害から守る月間」(6 月 1 日～6 月 30 日）を中心とした、ため池の点検・改修の技術指導、防災意識の周知徹底及び防災体制の整備等の指導に協力する。

また、豪雨等によるため池施設の被害を防止するため、県が実施するため池等整備事業に協力する。

市は、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、被害を与えるおそれのあるため池について、緊急時の迅速な状況把握や避難行動につなげる対策として、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、ハザードマップの作成・周知等、避難に係る判断に必要な情報を市民に提供する。

資　料

２－１　重要水防箇所一覧
２－２　要監視ため池一覧
２－４　堤高 15m以上の農業用ため池・ダム一覧

第３節　防災基盤・施設等の整備

「災害時に強い安全安心なまちづくり」を進めるため、重点的に実施する必要のある防災基盤の整備の推進について定める。

第１　防災基盤整備事業計画

本計画及び防災に関する調査の結果等に基づき、次のような施設・設備の整備を要する場合は、整備事業計画を策定し、事業促進に努める。

また、事業の目的、効果、種類、事業量等を記載した防災基盤整備事業計画の策定に当たり、あらかじめ県と協議する。

防災基盤整備事業の概要

区　分	事　　業　　例
消防防災施設整備事業	防災拠点施設、防災資機材等備蓄施設、臨時ヘリポート、非常用電源、消防水利施設（耐震性貯水槽、防火水槽）、消防用設備（小型動力ポンプ、小型動力ポンプ付積載車、小型動力ポンプ積載車）、拠点避難地、避難路、避難所における防災機能の強化

第２　防災基盤整備事業の実施

防災基盤整備事業計画に基づき、防災基盤整備の計画的執行に努める。

市が計画している防災基盤整備事業は、資料編のとおりである。

資　料

15-１　防災基盤整備事業

第４節　地盤災害の防止施設等の整備

地盤災害に係る被害を未然に防止し、又は軽減するために必要な整備について定める。

第１　砂防設備の整備

１　砂防事業の推進

土砂の流出による被害を防止するため、県が実施する砂防設備の整備等に協力する。

２　土砂災害警戒区域（土石流）等の把握と市民への周知徹底

土砂災害警戒区域（土石流）等に対する警戒避難体制の整備に資するため、県が実施する、土砂災害警戒区域図等の市民への閲覧及び周知に協力する。

３　土石流防止対策の普及啓発

土石流災害を未然に防止するため、「土砂災害防止月間」（6 月 1 日～6 月 30 日）を中心に県が実施する、砂防指定地等の点検指導、防災意識の周知徹底及び防災体制の整備推進に協力する。

市内の土砂災害警戒区域（土石流）等箇所一覧は資料編に示す。

第２　地すべり防止施設の整備

１　地すべり対策事業の推進

地すべりによる被害を防止するため、県が実施する地すべり防止施設の整備等に協力する。

２　土砂災害警戒区域（地すべり）等の把握と市民への周知徹底

土砂災害警戒区域（地すべり）等に対する警戒避難体制の整備に資するため、県が実施する、土砂災害警戒区域図等の市民への閲覧及び周知に協力する。

３　地すべり防止対策の普及啓発

地すべり災害を未然に防止するため、「豊かなむらを災害から守る月間」及び「土砂災害防止月間」を中心に県が実施する、地すべり防止区域の点検指導、防災意識の周知徹底及び防災体制の整備推進に協力する。

市内の土砂災害警戒区域（地すべり）、地すべり防止区域等の指定状況は資料編に示す。

第３　急傾斜地崩壊防止施設の整備

１　急傾斜地崩壊対策事業の推進

急傾斜地の崩壊による被害を防止するため、県が実施する急傾斜地崩壊防止施設の整備等に協力する。

２　土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）等の把握と市民への周知

土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）等に対する警戒避難体制の整備に資するため、県が実施する、土砂災害警戒区域図等の市民への閲覧及び周知に協力する。

３　急傾斜地崩壊防止対策の普及啓発

「土砂災害防止月間」を中心に県が実施する、市民へのがけ崩れの危険性についての周知徹底及び防災意識の普及に協力する。

4　急傾斜地崩壊危険区域の指定に伴う措置

県が実施する急傾斜地崩壊危険区域に指定された区域内における行為制限、防災措置の勧告、改善命令等の災害の未然防止措置に協力する。

市内の土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）等箇所一覧は、資料編に示す。

第４　治山施設の整備

1　治山事業の推進

山崩れ等による被害を防止するため、県が実施する治山事業に協力する。

2　治山施設の点検

地震及び梅雨期・台風期における山地災害を未然に防止するため、毎年６月を重点的に県が実施する、危険地区を中心とした治山施設等の点検に協力する。

第５　土地改良施設の整備

県実施による防災機能を持つ農地・農業水利施設等の整備、災害に強い農村を創るための土地改良施設の整備に協力する。

第６　宅地施設の整備

県に協力して宅地造成工事及び危険な既存住宅のがけ崩れ、又は土砂の流出を未然に防止するために必要な規制、その他の措置について実施する。

1　宅地造成工事に対する措置

宅地造成工事に伴い、がけ崩れ、土砂等の流出の発生を防止するため、宅地造成工事に対する県の行う指導に協力する。

2　既存宅地に対する措置

県が行う既存宅地における災害防止のための措置の指導に協力する。

3　宅地造成工事規制区域の指定にする措置

県の行う宅地造成工事規制区域の指定に伴う調査及び再調査に協力する。

第７　災害危険区域対策の実施

1　災害危険区域の指定

県との協議により、災害の危険の著しいと認められる地域において、建築基準法第39条に基づく「災害危険区域に関する条例」による災害危険区域の指定を県に要請する。

2　災害危険区域内の住宅除却又は移転対策

災害危険区域内に存する危険住宅の除却及び移転を行う者にその費用の一部を補助することができる。

(1) 危険住宅の除却等に要する経費

限 度 額　1,333 千円

負担割合　国 1/2、県 1/4、市 1/4

(2) 危険住宅に代わる住宅の建設に要する経費

限 度 額　4,150 千円（土地を取得しない場合 3,190 千円）

年利 8.5%を限度に金融機関からの借入利息について助成

負担割合　国 1/2、県 1/4、市 1/4

第８　地盤沈下の現況

播磨平野地域では、昭和 45 年の水準測量で一、二の水準点に事故と見られる変動があったものの、地盤沈下は特に認められない。

地下水位は 40 年以降著しい低下の傾向が見られたが、最近は横ばいないし、穏やかな減少傾向を示している。

当地域での年間揚水量は、水道用が主で約 4,900 万㎥となっている。

資　料

２－５　土石流危険箇所（土石流危険渓流・崩壊土砂流出危険地区）

２－６　地すべり危険箇所（地すべり危険箇所・地すべり防止区域・地すべり危険地区）

２－７　がけ崩れ危険箇所（急傾斜地崩壊危険箇所・山腹崩壊危険地区）

２－８　宅地造成工事規制区域の指定状況

２－９　土砂災害警戒区域（特別警戒区域含む）

第５節　交通関係施設の整備

多元多重の交通ルートの確保を考慮の上、災害に強い道路施設の整備及びヘリポート対策について定める。

第１　道路施設の整備

災害時における道路施設は、避難だけでなく、緊急輸送等の応急対策上の要の施設となるので、施設の耐震補強等について国、県の管理するものにあってはそれぞれに要請するとともに、市が管理するものにあっては、同様の補強を行うものとし、災害に道路ネットワークの整備に努める。

第２　災害時用臨時ヘリポートの整備

災害用臨時ヘリポートを常に使用可能な状態に確保しておくとともに、使用が不可能になった場合の代替施設の確保に努める。避難所の開設状況を踏まえ、学校のグラウンド等を臨時ヘリポートとして使用できるよう、平常時から学校関係者と協議する。

資　料

８－８　ヘリコプター臨時離発着場一覧

第６節　ライフライン関係施設の整備

市域における、電力、ガス、電気通信、上下水道のライフライン施設の防災性及び代替性を確保し、災害に強いライフラインづくりを目指す。

第１　電力施設の整備等

災害による被害を受けにくく、被災しても機能全体がまひせず、迅速な復旧を可能にする電力施設の整備とそれに関連する防災対策について定める。

１　関係機関との相互連携協力体制の構築

関西電力送配電㈱は、災害の発生に備え、関係機関との相互連携協力体制を構築するため、次の事項を実施する。

(1) 市との協調

平常時には市の防災会議等へ参画し、また、災害時には対策組織が市の災害対策本部等と緊密な連携を保ち、この計画が円滑かつ適切に行われるよう努める。

① 防災会議等への参画

防災会議等には、委員を推薦し参加させる。また、地域防災計画の作成や被害想定の検討等に関し、必要な資料又は情報の提供、意見の陳述その他必要な協力を求められた場合は、これに協力する。

② 災害対策本部等との協調

この計画が、円滑かつ適切に行われるよう、要請に応じて、対策組織要員を派遣し次の事項に関し協調をとる。

ア　災害に関する情報の提供及び収集

イ　災害応急対策及び災害復旧対策

(2) 防災関係機関との協調

地方気象台、消防署、自衛隊、警察等の防災関係機関とは平常時から協調し、防災情報の提供・収集等、相互連携体制を整備しておく。

(3) 他電力会社等との協調

他電力会社、他一般送配電事業者等、協力会社、電気工事店及び隣接企業等と協調し、電力、要員、資材、輸送力等の相互融通等、災害時における相互応援体制を整備しておく。

(4) 迅速な復旧活動に係る相互連携強化策

非常事態において、広域的な連絡体制を早期に確立し、市や関係機関等と連携して迅速な復旧活動を実施するため、相互連携強化策として次の事項を実施する。

① 災害時のオープンスペース利用等に関する市との情報共有

② 復旧に係る協働体制等に関する自衛隊との協定締結

③ 災害時優先道路の緊急通行に係る自治体等との協議の実施

④ 工業用水等の早急な確保等に係る自治体等との協議の実施

⑤ 災害時の設備調査等の協力に関する電気工事組合等との協定締結

⑥ 燃料利用等に関する関係企業との協定締結

⑦ 他のライフライン事業者や報道機関等と災害時のリアルタイムな情報共有化を目的とした「Ｌアラート」の活用

(5) 地域貢献

市民の安全確保に寄与する取組みとして、当社施設への帰宅困難者受入れ、ポータブル発電機の貸出、生活物資の支援等について、市等から要請があった場合は検討・協力する。

２　災害予防に関する事項

(1) 防災教育

関西電力送配電㈱は、災害に関する専門知識の普及、関係法令集、関係パンフレット等の配布、検討会・講演会の開催、社内報への関連記事の掲載等の方法により、従業員に対する防災教育を実施し、従業員の災害に対する認識を深めるとともに、防災意識の高揚に努める。

(2) 防災訓練

関西電力送配電㈱は、災害対策を円滑に推進するため、年１回以上、防災訓練を実施し、非常事態にこの計画が有効に機能することを確認する。

なお、訓練実施に当たっては、参加者自身の判断も求められるなど実践的な内容とし、抽出された課題については、体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させる。また、市が実施する防災訓練には積極的に参加する。

３　復旧用資機材等の確保及び整備

関西電力送配電㈱は、災害の発生に備え、次の事項を実施する。

(1) 復旧用資機材の確保

平常時から復旧用資機材、工具、消耗品等の確保に努める。

(2) 復旧用資機材の輸送

平常時から復旧用資機材の輸送計画を樹立しておくとともに、車両、舟艇、ヘリコプター等の輸送力確保に努める。

(3) 復旧用資機材の整備点検

平常時から復旧用資機材の数量把握及び整備点検を行う。

(4) 復旧用資機材の広域運営

平常時から復旧用資機材の保有を効率的に行う。災害時の不足資機材の調達を迅速、容易にするため、広域機関の「防災業務計画」に基づき、他事業者と復旧用資機材の相互融通体制を整えておく。

(5) 食料・医療・医薬品等生活必需品の備蓄

平常時から食料、医療、医薬品等の保有量を定め、その確保及び確実な把握に努める。

(6) 復旧用資機材の仮置場の確保

災害発生時に、仮置場の借用交渉を行うことは難航が予想されるため、あらかじめ公共用地等の候補地について、防災会議の協力を得て、用地確保の円滑化を図る。

第２　ガス施設の整備等

災害による被害を受けにくく、被災しても機能全体がまひせず、迅速な復旧を可能にするガス施設の整備とそれに関連する防災対策について定める。

１　大阪ガス㈱の取組

大阪ガス㈱は、次の内容により施設の整備等を推進することとする。

(1) 防災システムの強化

①　保安用通信設備

ア　本社を中心にして、データ伝送、指令電話、移動無線は、全て無線化しており、本社、製造所、地区導管本部、供給所及び高圧ステーション間は、ループ化された無線通信回線で運用している。

イ　無線通信網をより強固にするため、通信システムの多重化を実施することとする。また、ポータブル衛星通信設備を６箇所配備している。

ウ　万全を期するためバックアップ設備の設置を計画し、常時、都市ガスの供給状態を把握し、保安体制のコントロールを可能にすることとする。

②　災害応急復旧用無線電話

災害応急復旧用無線電話を本社及び事業所に設置し、有線不通時にも社内の通

信連絡、災害対策機関との通信を確保することとする。

③　内閣府中央防災無線

本社に内閣府中央防災無線が設置され、有線不通時における国等防災関係機関との通信が確保されている。

(2) 防災体制の整備

①　要員の確保

被害状況に応じて社員及び協力会社作業員を必要な作業工程ごとに効率的に編成動員するため、職能別に要員を把握するとともに、定期的に見直しを行うこととする。

②　教育訓練

災害発生時の非常体制の確立、情報収集、緊急措置、他機関との協力体制、復旧手順等について必要な教育を定期的に行うとともに、年１回全社規模での訓練を実施することとする。

(3) 巡回点検計画の立案と実施

風水害対策計画として、あらかじめ風水害の発生が予想される際に巡回点検する主要供給路線、橋りょう架管及び受水のおそれがある地下マンホール内の整圧器等を定めておくこととする。

２　（一社）兵庫県ＬＰガス協会の取組

（一社）兵庫県ＬＰガス協会は、次の内容によりＬＰガス施設の防災体制の整備等を推進することとする。

(1) 防災システムの強化

①　集中監視システムの導入

電話回線等によって 24 時間消費先のガス漏れを監視する集中監視システムの導入を進める。

また、このシステムを、震度情報の収集及び福祉の緊急通報システム（救急コール）にも活用することとする。

②　安全機器の取り付け促進

消費に係る安全機器(マイコンメーター、ヒューズコック及びガス漏れ警報器)の普及率は、ほぼ 100％に達している。

また、災害時にＬＰガス容器の流出及びガス漏洩を防ぐ放出防止型高圧ホースの普及に努める。

(2) 防災体制の整備

①　要員の確保

被害状況に応じて各事業所の社員が出動し、地域の保安を確保する体制が整備されている。

②　相互協力体制の確立

ア　(一社)兵庫県ＬＰガス協会、(一社)大阪府ＬＰガス協会、(一社)奈良県ＬＰガス協会、(一社)京都府ＬＰガス協会、(一社)和歌山県ＬＰガス協会、(一社)滋賀県ＬＰガス協会、(一社)福井県ＬＰガス協会で組織する「近畿ＬＰガス連合会」の相互支援協定により、大規模災害時の相互支援体制を整備している。

イ　大阪ガス㈱と「ガス漏洩通知等に対する連携についての協定」を締結し、二次災害の防止を図る。

ウ　(一社)日本コミュニティーガス協会近畿支部に設置された各府県防災会（近畿２府５県それぞれの府県に設置）との連携により、簡易ガス事業に関する災害対策に対応することとしている。

③　防災訓練等の実施と参加

災害を想定した防災訓練を実施するとともに、市が実施する防災訓練に積極的に参加することとする。

(3) 災害防止のための普及・啓発活動の実施

①　年間を通じ、市内又は周辺市町でＬＰガス使用家庭の主婦を対象とした消費者

安全教室を開催し、災害時における緊急対策の周知を図ることとする。

② 兵庫県内で一定の被害が想定される場合及び緊急対策放送が必要な場合等に、「災害時におけるＬＰガスの二次災害を防止するための放送協定」に基づき、容器バルブの閉止等を周知する放送を（株）ラジオ関西が自動的に可能な限り反復して放送することにより、早期にＬＰガスの対応について周知を図る。

③ 各事業所は、消費者に対し、災害時におけるＬＰガスの緊急対応について周知を図る。

④ 市が開催する各種のイベントに積極的に参加し、一般の消費者に対して、災害時に燃料の確保が容易なＬＰガス自動車とＬＰガス発電機の普及啓発に努める。

第３　電気通信施設の整備等

災害による被害を受けにくく、被災しても機能全体がまひせず、迅速な復旧を可能にする電気通信施設の整備とそれに関連する防災対策について定める。

１　西日本電信電話㈱、㈱ＮＴＴドコモ関西支社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ㈱の取組

(1) 通信施設の強化

① 建物及び鉄塔

建物は、耐震・耐火構造とするほか、周辺の諸条件により保護施設（水防壁、水防板等）を設置している。

② 電力設備

ア 停電対策用予備エンジンの設置、整備及び長時間容量蓄電池の設置

イ 電力用各種装置の災害対策の整備、充実

③ 通信設備

ア とう道（共同溝を含む）網の拡充

イ 通信ケーブルの地中化の推進

ウ 地下埋設物等、注意標識板の整備・充実

エ 災害対策機関の２ルート化推進

オ 主要な伝送路の多ルート構成、或いはループ化

カ 中継交換機及びＩＰ網設備の分散設置

(2) 災害対策用機材等の整備・点検

災害対策用機材として、通信途絶防止用無線網の整備を図るとともに、災害対策用機器の整備・充実を図る。

① 通信途絶防止用無線網の整備

ア 可搬型無線機（TZ-403D）、可搬型ディジタル無線方式（11P-150M）

② 災害対策用機器の整備・充実

ア 応急復旧ケーブル

イ 非常用可搬型ディジタル交換装置、汎用多重化装置、衛生車載局、ポータブル衛星通信システム

③ 移動電源車、可搬型発動発電機

④ 排水ポンプ

⑤ 復旧機材の備蓄

(3) 防災訓練の実施

① 災害発生に備え、災害対策機器の取扱方法の熟知、情報連絡体制の充実と防災意識の高揚を図るため、年間を通じて防災訓練等を計画的に実施するとともに、地方行政機関が主催する防災訓練に積極的に参加することとする。

② 演習の種類

ア 災害対策情報伝達演習

イ 災害復旧演習

ウ 大規模地震を想定した復旧対策演習

③ 演習の方法

ア 広域規模における復旧シミュレーション

イ 事業所単位での、かけつけ・情報伝達演習

ウ 防災機関における総合防災訓練への参加

2 ＫＤＤＩ㈱の取組

(1) 防災に関する関係機関との連絡調整

各事業所においては、必要に応じて市及び関係機関と防災に係る計画に関して連絡調整を図る。

(2) 社員の動員計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、通信の疎通又は応急復旧に必要な社員の動員を円滑に行うため、社員の非常招集、非常配置等について、あらかじめその措置方法を定めておくものとする。

(3) 社外関係機関に対する応援又は協力の要請

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、社外関係機関に対し、応援の要請又は協力を求める必要があることを想定し、応援要員の派遣、燃料、食糧等の特別支給、交通規制の特別解除、資材等の輸送援助、通信用電源の確保等について、あらかじめその措置方法を定めておくものとする。

(4) 防災に関する教育、訓練

① 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、社員の安全の確保を図るとともに関係社員が迅速かつ適切な防災業務を遂行できるよう、必要な教育を実施し、防災に関する知識の普及及び向上を図る。

② 防災業務を円滑かつ適切に実施するため、災害発生に係る情報の収集・伝達、災害対策本部等の設置、非常招集・参集、災害時における通信の疎通確保、電気通信設備等の災害応急復旧、災害対策用機器の操作、消防・防水、避難・救護等に関する防災訓練を毎年１回は実施するとともに、防災体制の見直しと必要な改善を図る。

③ 訓練実施に当たっては、被災想定や実施時間を工夫するなど実践的なものとなるよう努めるとともに、国、関係地方公共団体等が実施する総合防災訓練に参加する等これら機関との連携も考慮して行う。

3 ソフトバンク㈱の取組

ソフトバンク㈱は、次の内容により電気通信施設の整備等を推進することとする。

(1) 電気通信設備の現況

大規模災害発生に備え、通信サービスの確保ができるように、防災体制を整えるとともに、関係機関との緊密な連携を図り、災害に備えた対策と指針づくりを実施することとする。

① 停電対策

基地局やネットワークセンターには、停電時も安定した通信を確保できるよう、

予備電源や非常用発電設備を設置。また、重要拠点については燃料タンクを設置し、さらに燃料優先給油契約により円滑な燃料供給体制をとることとする。

② 伝送路対策

ネットワークセンター間及び複数の基地局の通信を通す基幹伝送路は、線路の冗長化や迂回路を用意して、通信が確保されるような対策を実施することとする。

(2) 自主保安体制の構築

① 対応マニュアルの徹底

速やかなサービス復旧が実現できるよう、対策（災害対応マニュアルの策定、緊急連絡網の整備等）を確立することとする。

② 非常時体制の編成と連絡網の整備

災害発生時に、ネットワーク障害に即応できる体制を編成して万一に備えることとする。

③ 災害対策用設備及び防災備蓄品の配備

災害時に通信サービスの早期復旧を図るため、各地に災害対策用設備、復旧資材、予備品等を確保することとする。

(3) 防災訓練の実施

実際の災害を想定した訓練を実施し、訓練結果をネットワークの運用保守体制の見直し及び改善に反映し、協力会社との合同訓練も実施し、災害発生時には通信サービスの早期復旧を図れるよう訓練することとする。

第４　水道施設の整備等

水道事業者は、災害による被害を受けにくく、被災しても機能全体がまひせず、迅速な復旧を可能にする水道施設の整備と、それに関連する防災対策について以下のとおり進める。

１　水道施設の整備

災害による断水・減水をできるだけ少なくするため、重要施設について被災を最小限に留めるための計画をたて、施設の新設・拡張・改良計画にあわせて計画的に整備を進める。

(1) 重要度の高い基幹施設

① 浄水場、配水池等の構造物

② 主要な管路

(2) 防災上重要な施設

① 避難所、救急病院

② 社会福祉施設

(3) 水道施設の機能を十分に発揮させるために必要不可欠な施設

① 情報伝送設備

② 遠隔監視・制御設備

③ 自家発電設備

２　水道施設の保守点検

水道施設の維持管理に当たり、取水、導水、浄水、送水、配水施設等の巡回点検を行う。

３　水道施設の更新等

老朽施設（管路）を、次のような施設へ計画的に更新する。

(1) 耐震性の高い管材料の採用

(2) 耐震性伸縮可撓継手の採用

４　断水対策

基幹施設の分散、系統多重化による補完機能の強化、配水区域ブロック化（緊急性

遮断弁の設置）による被害区域の限定化を図る。

5　図面の整備

緊急時において、適切な対応がとれるよう日頃から図面等の整備を図り、施設の現況を把握する。

6　系統間の相互連絡

導水管路・送水管路及び配水幹線が災害で被害を受けると、その系統の全給水区域が断水となり大きな影響を受けるため、導水・送水及び配水幹線の各段階で異なる系統間との相互連絡を検討する。

7　「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」等に基づく相互応援活動

県内の各市町及び各水道事業体において締結された「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」をはじめ、「災害発生時における日本水道協会関西支部内の相互応援に関する協定」に基づき、災害対策資機材の備蓄状況などの災害対策に関する情報交換や連絡方法等、必要な事項の協議及び調整を定期的に行い、災害時における相互応援活動が円滑に行われるよう努める。

8　水道災害対策行動指針等の作成

応急給水及び応急復旧活動に関する行動指針を作成するよう努める。

9　災害時用の資機材の整備

必要な資材を把握し、あらかじめ調達方法・保管場所等を定めておく。また、保管場所は交通の便利な場所に適宜分散しておく。

10　教育訓練及び平常時の広報

災害発生時に的確な防災対策が講じられるよう、防災担当と連携して、平常時から、次の事項を中心とした教育訓練等を実施する。

(1) 職員に対する教育及び訓練

① 教育

防災体制・災害救助措置などに関する総合的かつ計画的な研修会・講習会の開催

② 訓練

動員・行動計画に基づく訓練

(2) 市民に対する広報及び訓練

① 広報

事前対策及び災害対策、飲料水の確保、給水方法の周知徹底、水質についての注意、広報の方法

② 訓練

給水訓練等

第５　下水道施設の整備等

下水道施設管理者は、災害時においても下水道の機能を保持することができるよう、重要施設について被災を最小限にとどめるための計画をたて、施設の新設・増設・改築にあわせて計画的に整備を進める。

1　下水道施設の保守点検

下水道施設の風水害による被害を軽減するとともに、被害の発見及び復旧を迅速に行うため、施設の状況を把握しておくとともに、平常時の巡視及び点検を行い、老朽

施設、故障箇所の改善を実施する。また、必要に応じて災害対策を講じておく。
(1) 下水道台帳の整備
(2) 既往災害履歴の作成
(3) 日常点検保守
(4) 被災の可能性が高い箇所の把握

2　災害時用の資機材の確保

緊急措置及び応急復旧に必要な資材を把握し、あらかじめ調達方法・保管場所等を定めておく。また、保管場所は交通の便利な場所に適宜分散しておく。

3　教育訓練及び平常時の広報

災害発生時に的確な防災対策が講じられるよう、防災担当と連携して、平常時から教育訓練及び市民に対する広報等を実施する。

第５章　その他の災害予防対策の推進

突発性の重大事故の発生を予防するための備えを充実する計画である。

第１節　危険物施設等の事故の予防対策の推進

危険物等による災害を予防し、また災害発生時の被害拡大を防止するため、予防対策について定める。

第１　危険物施設の災害予防対策の実施

消防法別表に定める危険物による災害を予防し、また、災害発生時の被害拡大を防止するため、危険物の規制に関する政令別表第３に定める指定数量以上の危険物を貯蔵・取扱いする施設（以下「危険物施設」という。）及び防災関係機関の予防対策を推進する。

１　危険物施設の保安対策

(1) 危険物施設の所有者、管理者又は占有者（以下「所有者等」という。）は、危険物に関係する法令の規定を遵守するとともに、自己の責任において保安対策を推進し、危険物の災害予防に万全を期する。

(2) 危険物施設の所有者等は、施設規模、取扱危険物の種類等に応じて、危険物の規制に関する政令の定めるところにより、危険物保安総括管理者、危険物保安監督者、危険物施設保安員を選任し、適正な施設管理及び取扱基準を遵守する。

(3) 危険物施設の所有者等は、次の保安対策の実施に努めることとする。

① 自主保安体制の確立

防火訓練、保安教育等を実施し、防火意識の高揚及び防災に関する知識・技術の向上を図り、火災、爆発等の災害発生を防止するための自主保安体制の確立に努める。

② 事業所相互の協力体制の確立

危険物施設が一定地域に集中している地域にあっては、各事業所等は相互に連絡協調して総合的な防災体制を確立し、相互援助、避難等自主的な組織活動に努める。

③ 市民安全対策の実施

大規模な危険物施設を有する場合は、地域住民に対する安全を図るため、防火壁、防風林、防火地帯等の設置を検討することとする。

２　北はりま消防本部の保安対策

(1) 北はりま消防本部は、消防法に基づき、危険物施設の設置又は変更許可に対する審査及び立入検査等を行い、基準に適合しない場合は、直ちに改修、移転させるなど、危険物施設の規制を行う。

(2) 北はりま消防本部は、監督行政庁の立場から、次の保安対策を実施する。

① 危険物施設の把握と防災計画の策定

危険物施設及び貯蔵され取り扱われる危険物の性質及び数量を把握し、これに対応する的確な防災計画を策定する。

② 監督指導の強化

危険物を取り扱う事業所等に対する立入検査等を強力に実施して、関係法令を遵守させる。

③ 防災教育

危険物関係職員及び施設関係者に対して、関係法令及び災害防除の具体的な方法について視聴覚教育を含む的確な教育を行う。

第２　高圧ガスの災害予防対策の実施

高圧ガスによる災害を予防し、また、災害発生時の被害拡大を防止するため、高圧ガス関係事業所及び防災関係機関の予防対策について定める。

1　高圧ガス関係事業所における防災体制の整備

高圧ガス関係の事業者は、災害発生時に冷静にかつ有効な防災活動を実施し、二次災害の発生を防止し、被害の軽減を図るため、速やかに防災体制を確立することとされている。

(1) 防災組織の確立

防災組織の体系、編成方法及び各班の業務内容を明らかにする。

(2) 連絡広報体制の確立

事業所内の被害状況を迅速かつ正確に把握し、あらかじめ定められた方法及び順序で防災関係機関等へ連絡するための緊急時の連絡・広報体制を確立する。

(3) 緊急動員体制の確立

大規模災害を想定し、防災関係要員の確保のための緊急動員体制を確立する。

(4) 相互応援体制の確立

大規模災害が発生し、一つの事業所では対応できない場合に備えて、関係事業所及び防災関係機関等の間で防災関係要員及び防災資機材等の相互の応援体制を確立する。

(5) 防災資機材の整備

① 事業所は、防災資機材及び設備を定期的に点検し、その維持管理に努める。

② 事業所は、自社が保有する資機材で対応できない場合を想定し、事業所外部から資機材を調達できる体制を整備する。

(6) 保安教育の実施

従業員等に対して定期的に保安教育を実施し、高圧ガスに関する防災上必要な知識を周知徹底させる。

(7) 防災訓練の実施

取り扱う高圧ガスの種類及びその規模に応じて、事業所内で定期的に防災訓練を実施し、応急措置等防災技術の習熟に努める。

2　消防機関

北はりま消防本部は、事業所に対して防災資機材等の整備促進及びその管理について指導する。また、報告の協力を求め、提供可能な防災資機材の種類及び数量を把握する。

3　関係機関等

関係機関は、高圧ガスにかかる災害が発生した場合に、迅速かつ適切な防災活動が実施できるように定期的な総合防災訓練の実施に努める。

第３　火薬類の災害予防対策の実施

火薬類による災害を予防し、また災害発生時の被害拡大を防止するため、火薬類関係事業所及び防災関係機関の予防対策について定める。

1　火薬類関係事業所における警戒体制の整備

火薬類関係施設に災害・事故が発生するおそれのあるとき、事業者は、天候の状況に応じた警戒体制を確立するものとされている。

(1) 警戒体制の発令

雷の発生及び火薬庫付近での山火事の発生等により事業所が警戒事態となったとき、事業者は、天候の状況に応じた警戒体制を発令する。

(2) 警戒措置の実施

①　事前調査

落雷への対応が遅延しないよう、事業所内外の地形、落雷の頻度等の地域的特性等を事前調査する。

②　警戒実施

警戒体制が発令されたとき、現場巡回等の天候の状況に応じた警戒措置を実施するものとされている。

(3) 作業規制

天候の状況に応じて、発破作業の中止等の作業規制を行うものとされている。

2　火薬類関係事業所における防災体制の整備

事業者は、災害発生時に冷静にかつ有効な防災活動を実施し、被害の軽減を図るため、速やかに防災体制を確立するものとされている。

(1) 防災組織の確立

防災組織の編成方法及び各班の業務内容を明らかにする。

(2) 連絡広報体制の確立

事業所内の被害状況を迅速かつ正確に把握し、あらかじめ定められた方法及び順序で防災関係機関等へ連絡するための緊急時の連絡・広報体制を確立する。

(3) 緊急動員体制の確立

災害を想定し、防災関係要員の確保のための緊急動員体制を確立する。

(4) 相互応援体制の確立

災害が発生し、一つの事業所だけでは対応できない場合に備えて、関係事業所との相互応援体制を確立する。

(5) 保安教育の実施

従業員等に対して定期的に保安教育を実施し、火薬類に関する防災上必要な知識を周知徹底させる。

(6) 防災訓練の実施

取り扱う火薬類の種類及びその規模に応じて、事業所内で定期的に防災訓練を実施し、応急措置等防災技術の習熟に努める。

第４　毒物・劇物の災害予防対策の実施

毒物又は劇物の保管施設等からの流失等による保健衛生上の危害を防止するための予防対策について定める。

1　毒物・劇物取扱事業者

台風の接近等により事業所に災害・事故が発生するおそれのあるとき、毒物・劇物取扱事業者は天候の状況に応じた警戒体制を確立するものとされている。

(1) 警戒体制の発令

台風の接近、大雨等の各注意報・警報の発令等により事業所が警戒事態となったとき、毒物・劇物取扱事業者は、天候の状況に応じた警戒体制を発令するものとされている。

(2) 警戒措置の実施

①　事前調査

河川からの鉄砲水、土砂崩れ等への対応が遅延しないよう、事業所内外の地形等の地域的特性等を事前調査するものとされている。

②　警戒実施

警戒体制が発令されたとき、現場巡回等の天候の状況に応じた警戒措置を実施するものとされている。

2　関係機関

関係機関は、以下に示す対策を行うものとされている。

(1) 毒物・劇物取扱事業者に対し、常に毒物及び劇物取締法に規定する登録基準等に適合する施設を維持させるとともに、立入指導又は文書等により適正な取扱い及び危害防止のための応急の措置を講じるよう指導に努める。
(2) 毒物・劇物営業者に対し、毒物又は劇物によって市民の保健衛生上の危害を生ずるおそれがあるときは、直ちに県健康福祉事務所、県警察本部又は消防本部に届け出るとともに、危害防止のための応急措置を講じるよう指導する。
(3) 毒物・劇物を業務上取り扱う者のうち、事業場ごとに届出を要する者（電気めっき事業者、金属熱処理事業者、運送事業者、白あり防除事業者）に対しても、同様の指導を行う。
(4) 北はりま消防本部は、毒物・劇物を業務上取り扱う者のうち、届出を要しない者の実態把握にも努める。

第２節　大規模事故災害予防対策の推進

第１　交通安全の確保

大規模事故による災害を予防し、また災害発生時の被害拡大を防止するため、予防対策について定める。

１　交通の安全のための情報の充実

警察と連携して、広く市民の交通安全の普及・啓発に努めるため「交通安全運動」等を推進する。

２　安全な運転の啓発及び運行の確保

市、警察等は、自動車等の運転者の安全運転教育等の充実に努める。

また、企業・事業者等が交通安全に果たすべき役割と責任を重視し、企業・事業所等の自主的な安全管理対策の推進及び自動車運送事業者等の行う運行管理の充実を図るとともに、交通労働災害の防止等を図るための取り組みを支援する。

３　情報の収集・伝達体制の整備

(1) 市、消防本部、鉄道事業者、道路管理者等は、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・伝達体制の整備を図るものとする。

(2) 市は、機動的な情報収集を行うため、必要に応じ、車両などの多様な情報収集手段を活用できる体制を整備する。

(3) 市は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、発災現場等において情報の収集・伝達に当たる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備に努める。

(4) 市は、民間企業、報道機関、市民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

第２　災害応急活動体制の整備

１　職員の体制の整備

市は、災害発生時における職員の体制をあらかじめ取り決めておく。

２　関係機関との連携体制の整備

市は、事故災害時における円滑な連携確保を図るため、平常時から定例的な情報交換の場づくりや現地調整所等の設置を想定した訓練の実施等により連携強化に努める。

第３　捜索、救助・救急、医療及び消火活動への備え

１　捜索活動関係

市は、捜索活動を行うために有効な装備、資機材、車両等の整備に努める。

２　救助・救急関係

(1) 救助工作車、救急車、照明車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努める。

(2) 警察、自衛隊等の保有資機材の情報交換に努める。

(3) 負傷者の迅速な搬送のため、学校のグラウンド等が避難所として使用されていない場合に臨時ヘリポートとして使用できるよう、平常時から関係者間で協議、調整を図る。

３　医療活動関係

(1) 市及び医療機関は、負傷者が多人数に上る場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄等に努める。

(2) 災害発生時の第一報（災害発生の場所、規模等）が重要であることから、あらかじめ、次の機関相互の連絡体制の整備を図るとともに、医療機関との連絡・連携体制についての計画を作成するよう努める。

① 鉄道事業者又は道路管理者と医療機関、消防本部、市

② 消防本部と医療機関

③ 医療機関相互

(3) 県が行う初動時における災害対応病院を中心とした災害現場への迅速な救護班派遣体制整備に協力する。

(4) 市等は、二次保健医療圏域内の、医療機関相互の応援体制や広域災害・救急医療情報システムを活用した発災直後の医療、対応の具体的手順、医薬品及び飲料水の備蓄、並びに災害対応病院から災害拠点病院への患者搬送の流れ等の地域災害救急医療マニュアルを定め、特に初動時に災害対応病院を中心として災害現場へ迅速に救護班を派遣できる体制を整備するものとする。

(5) 医療機関は、県警察本部等と連携し、自動車からの危険物等の流出事故など化学物質をはじめとする、様々な物質を想定した行動マニュアルの策定、マニュアルに基づいた訓練、化学物質等の特性や資機材の取り扱いに関する研修を行うとともに、個人的防護装備（ヘルメット、毒ガス用マスク、防護衣、手袋等）、情報伝達用装備（災害救急医療端末、防災無線、携帯電話、ファクシミリ等）、医療用装備（簡易ストレッチャー、点滴台、救急医薬品、救急医療用具等）等の装備品の、必要に応じた備蓄を検討するものとする。

４　消火活動関係

市は、消防ポンプ自動車等の消防用機械及び資機材の整備促進に努めるとともに、消防機関との連携の強化に努める。

第４　緊急輸送活動等への備え

１　緊急輸送活動への備え

(1) 市は、県が指定するヘリコプター臨時離着陸場適地の活用を図り、災害時における航空輸送を確保する。

(2) 市は、警察と連携し、発災後において交通規制が実施された場合、車両の運転手の義務等について周知を図る。

2　危険物等の流出時における防除活動関係

北はりま消防本部、道路管理者等は、危険物等の流出等に的確な防除活動を行うことができるよう、資機材の整備促進に努めるものとする。

3　関係者等への的確な情報伝達活動関係

(1) 市等は、発災後の経過に応じて被災者の家族等に提供すべき情報について整理しておくものとする。
(2) 市は、大規模事故に関する情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備に努める。

第５　雑踏事故の予防

1　主催者等への周知

市は、関係部署間で調整を図りながら雑踏事故の防止に関して、行事等の主催者に以下の事項について周知徹底に努める。

(1) 行事の開催等に当たり、行事内容、警備体制、事故発生時の対応体制等について、事前に警察及び消防機関、医師会、医療機関と連絡調整を行う。
(2) 行事等の規模、内容等に応じて実施計画において次の事項を定める。
　① 会場及び周辺の施設の配置等を勘案した警備員等の配置及び警察署との連絡体制
　② 北はりま消防本部への連絡及び警備員等による救助等、事故発生時の初動対応並びに救急・救護体制
　③ 事故発生時に負傷者を受入れる医療機関の確保など医師会及び医療機関との協力体制
　④ 事故発生直後に第一報を入れるべき機関の一覧及び連絡先
(3) 行事等の実施計画の内容を十分に検討するとともに、施設管理者、市、北はりま消防本部、警察署等に助言等を求めるなど、事故防止に万全を期す。
(4) 行事等の会場及び周辺の施設等の配置、人出の予想及び周辺の医療機関の状況等から必要と認められる場合は、救護のための場所をあらかじめ確保し、医師会等から協力を得て現地への医療関係者の派遣を受ける。
(5) 行事等の参加者に雑踏事故の危険性を認識させ、雑踏の中で歩行する際には、主催者、警備員、警察官等の指示に従い、秩序ある行動をとるよう呼びかける。

2　広域支援の調整

行事等の主催者等から要請があった場合で、行事等の規模、開催場所等を考慮し、広域支援を行う必要があると判断したときは、行事等の実施計画に関する関係機関の協議の場に参画し、情報伝達体制、広域支援等について助言する。

3　医療機関等の措置

(1) 医師会は、行事等の主催者から事故発生時に負傷者等を搬送する医療機関、医療関係者の派遣等について協力を求められた場合は、これに協力する。
(2) 医師会から事故発生時の負傷者等の受入れ、医療関係者の派遣等について協力を求められた医療機関は、行事等の主催者、消防機関等と連絡をとり、これに協力する。

4　北はりま消防本部の措置

事故発生に備え、次のとおり警戒体制を構築する。

(1) 事故発生時の主催者の対応体制について、事前に主催者と調整を行うとともに、必要な警戒体制を確保する。

(2) 特に緊急車両の進入路を確認するとともに、必要に応じ、その確保を主催者に要請する。また、行事等が市の境界付近において開催される場合には、隣接消防機関との連携に十分配慮する。
(3) 医師会、医療機関との連携を図り、行事等の開催される当日の地域内の医療機関の救急体制を確認し、多数の傷病者が発生した場合に、医師の派遣の要請及び隣接地域等を含めた収容医療機関の確保を的確に行うことができるよう努める。
(4) 行事等の開催中においては、会場及び周辺の道路の混雑状況等、消防活動を実施する上で必要な情報を収集し、状況を的確に判断できるよう努める。
(5) 事故が発生した場合には、迅速に警察署及び消防本部並びに医師会、医療機関にその旨を通報する。

第６　防災関係機関の防災訓練の実施

１　各機関の訓練の実施

鉄道事業者、道路管理者、北はりま消防本部、市、指定地方行政機関等は、相互に連携し、次の種類の訓練を実施するものとする。

(1) 図上訓練
関係機関、または一部関係機関の訓練担当者による机上での訓練
(2) 部分訓練
各関係機関の役割分担を中心とした訓練
(3) 情報伝達訓練
関係機関の情報伝達を中心とした訓練
(4) 総合訓練
関係機関が、それぞれの訓練の成果を基に実施する総合的な訓練

２　訓練への参加

市、関係する指定地方公共機関は、国、鉄道事業者等の実施する防災訓練に積極的に参加し、関係機関の連携、役割分担等について確認するものとする。

３　訓練の工夫

各機関が訓練を行うに当たっては、多様な形態の大規模事故を想定するなど、実践的なものとなるよう工夫するとともに、相互の連携体制等の整備を図るものとされている。

４　事後評価

各機関は、訓練後には評価の場を設けて課題の検討などを行い、必要に応じて相互の連携体制等の改善を行うものとされている。

第３節　原子力等事故災害予防対策の推進

原子力等の事故による災害を予防し、また災害発生時の被害拡大を防止するため、予防対策について定める。

第１　救援・救護活動体制の整備

１　消防活動体制の整備

消防機関は、放射性同位元素取扱事業所の立地状況等も踏まえ、次に掲げる消防活動体制の整備に努める。

(1) 防災資機材（放射線計測資機材、放射線防護資機材を含む）の整備
(2) 職員の研修・訓練（放射線計測、放射線防護〔除染を含む、放射線による影響等に関する研修〕訓練を含む）
(3) 事業所等の把握

２　緊急時医療体制の整備

(1) 緊急時対応可能医療機関の把握

市は、以下の区分により、地域内外の緊急時対応可能医療機関（救急疾患と汚染・被ばくを伴う患者の治療を行える施設）を事前に把握するよう努める。

〈　区分　〉

①　放射線障害専門病院（重度の内部汚染に対処できる能力を持つ施設）
②　緊急被ばく医療施設
　ア　５～６Gy 以上の全身被ばく患者の治療（緊急被ばく医療、救急医療、皮膚科、造血幹細胞移植専門家が必要）を行える施設
　イ　２Gy 以上の全身被ばく患者の治療を行える施設（無菌室が必要）
　ウ　汚染（体表面、創傷部）を伴う患者の治療を行える施設

第２　平常時からの防災関係機関等との連携体制の整備

市、北はりま消防本部、警察、その他防災関係機関は、災害応急対策時における連携が図れるよう努めるものとする。

第３　原子力災害等に関する学習等の充実

市及び北はりま消防本部は県の行う市民に対する知識の普及、啓発活動に協力する。

第４　災害時要援護者支援対策の強化

１　災害時要援護者の把握と情報伝達体制の整備

(1) 災害時要援護者の日常的把握

市は、防災担当部局と福祉担当部局との連携のもと、消防団、自主防災組織、平常時から災害時要援護者と接している社会福祉協議会、民生委員、児童委員、介護保険制度関係者、障害者団体等の福祉関係者と協力して、災害時要援護者の避難支援や見守り体制の整備に努める。

(2) 障害者への情報伝達方法の確立

市は、通常の音声・言語による手段では適切に情報が入手できない障害者に対し、その情報伝達に必要な専門的技術を有する手話通訳者及びボランティア等の派遣・協力システムを整備する。

また、防災知識の普及啓発に努めるほか、防災上の相談・指導を行う。

２　社会福祉施設等の防災体制の整備

市等は、次の対策を講じるものとする。

(1) 社会福祉施設等の緊急保護体制の確立
(2) 社会福祉施設の対応強化
(3) 社会福祉施設等の整備
(4) 高齢者、障害者等に配慮した避難所の整備

３　外国人対策の強化

外国人に対する日常の情報提供及び対象原子力災害等発生時の情報伝達等の方法については、第２章第 14 節内「外国人に対する日常の情報提供等」に基づき必要な対応を図る。

第５　県外からの避難の受入れ体制の整備

福井県に立地する原子力施設で事故等が発生した場合、関西広域連合の「原子力災害に係る広域避難ガイドライン」に基づき、福井県から避難者を受入れる。

１　想定される広域避難

(1) 避難元市町
若狭町
(2) 避難先地域
北播磨（西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可町）、丹波（丹波篠山市、丹波市）
(3) 対象人口
１５，０２４人

２　情報連絡体制の整備

(1) 避難元府県・市町との情報交換
県外からの避難の受入れを迅速かつ円滑に行うことができるよう避難元府県、避難元市町と連絡先を交換する。
(2) 避難者情報の共有
随時、避難元市町から、避難元市町の基礎的情報の提供を受け、情報の共有を受ける。
基礎的情報は、幼稚園・保育園の園児数、学校の児童生徒数、重点区域内の人口及び在宅の避難行動要支援者数、避難経路、避難手段等

３　広域避難の受入れ体制の整備

(1) 組織体制の整備
市は、広域避難を受け入れるための組織体制をあらかじめ定めておくように努める。
(2) 避難所の指定
市は、広域避難の受入れが可能な避難所をあらかじめ指定するよう努める。
(3) 必要物資の把握、配布手順の確認
市は、避難元市町から情報を踏まえ、各避難所における食料、飲料水及び生活必需品の必要数を把握しておき、速やかに必要な物資を発注できる体制を整備するよう努める。

第３編　災害応急対策計画

＜目次＞

第１章　基本方針 ---------- 96
　第１　迅速な災害応急活動体制の確立 ---------- 96
　第２　円滑な災害応急活動の展開 ---------- 96
　第３　大規模事故等災害応急対策の実施 ---------- 97
第２章　迅速な災害応急活動体制の確立 ---------- 98
　第１節　応急活動体制 ---------- 98
　　第１　配備体制 ---------- 98
　　第２　連絡・警戒体制 ---------- 100
　　第３　水防対策本部及び災害対策本部 ---------- 101
　第２節　情報の収集・伝達及び報告 ---------- 114
　　第１　情報収集・伝達手段の確保 ---------- 114
　　第２　気象情報等の収集伝達 ---------- 115
　　第３　被害情報の収集・調査 ---------- 124
　　第４　被害状況報告 ---------- 125
　　第５　施設等の被害調査 ---------- 127
　　第６　被災者支援のための情報の収集・活用 ---------- 128
　第３節　防災関係機関等との連携 ---------- 130
　　第１　自衛隊への派遣要請 ---------- 130
　　第２　関係機関との連携 ---------- 133
　第４節　災害救助法の適用 ---------- 136
第３章　円滑な災害応急活動の展開 ---------- 138
　第１節　水防活動 ---------- 138
　第２節　救助・救急、医療対策 ---------- 139
　　第１　人命救出活動 ---------- 139
　　第２　救急医療活動 ---------- 140
　　第３　医療・助産対策 ---------- 141
　第３節　交通・輸送対策 ---------- 143
　　第１　交通確保対策 ---------- 143
　　第２　緊急輸送対策 ---------- 144
　　第３　ヘリコプターの運航 ---------- 145
　第４節　避難対策 ---------- 148
　　第１　避難勧告等 ---------- 148
　　第２　避難・誘導 ---------- 152
　　第３　警戒区域の設定 ---------- 153
　　第４　避難所の開設 ---------- 154
　　第５　避難所の運営 ---------- 154
　　第６　避難所設備の整備 ---------- 157
　第５節　住宅の確保 ---------- 159
　第６節　食料・飲料水及び物資の供給 ---------- 162

第１　食料の供給 ---------- 162
第２　応急給水 ---------- 163
第３　緊急物資の供給 ---------- 164
第７節　保健衛生、感染症対策、遺体の火葬等 ---------- 166
第１　健康対策 ---------- 166
第２　食品衛生対策 ---------- 167
第３　感染症対策 ---------- 167
第４　遺体の火葬等 ---------- 168
第８節　生活救援対策の実施 ---------- 170
第９節　災害時要援護者支援対策 ---------- 171
第１０節　愛玩動物の収容対策 ---------- 173
第１１節　災害情報等の提供と相談活動 ---------- 174
第１　災害広報 ---------- 174
第２　災害相談 ---------- 175
第３　災害放送の要請 ---------- 176
第１２節　廃棄物対策の実施 ---------- 178
第１　ガレキ処理 ---------- 178
第２　ごみ処理 ---------- 179
第３　し尿処理対策 ---------- 180
第１３節　環境対策 ---------- 182
第１４節　災害ボランティアの要請・受入れ ---------- 183
第１５節　鉄道施設の応急対策 ---------- 185
第１６節　ライフラインの応急対策 ---------- 187
第１　電力の確保 ---------- 187
第２　ガスの確保 ---------- 190
第３　電気通信の確保 ---------- 193
第４　水道の確保 ---------- 197
第５　下水道の確保 ---------- 198
第１７節　教育対策 ---------- 200
第１８節　保育対策 ---------- 202
第１９節　警備対策 ---------- 203
第２０節　旅客、帰宅困難者対策 ---------- 204
第２１節　農林関係対策 ---------- 205
第２２節　公共土木施設等の応急復旧及び二次災害防止対策等 ---------- 207
第１　土砂災害 ---------- 207
第２　道路 ---------- 207
第３　河川 ---------- 207
第４　ダム ---------- 207
第５　ため池 ---------- 208
第６　森林 ---------- 208

第７　農地・農業用施設 ---------- 208
第８　宅地 ---------- 208
第９　公園 ---------- 208
第２３節　り災証明 ---------- 210
第４章　大規模事故等災害応急対策計画 ---------- 211
第１節　基本対策 ---------- 211
第１　組織の設置 ---------- 211
第２　配備、動員 ---------- 213
第２節　情報の収集・伝達及び報告 ---------- 215
第１　情報の収集・伝達 ---------- 215
第２　（事故）災害の報告 ---------- 217
第３　被害調査 ---------- 219
第３節　防災関係機関等との連携 ---------- 221
第１　専門家・専門機関等への協力要請 ---------- 221
第２　自衛隊への派遣要請 ---------- 221
第３　関係機関との連携 ---------- 224
第４節　災害救助法の適用 ---------- 226
第５節　消火活動 ---------- 228
第６節　救援・救護活動 ---------- 229
第１　捜索、救助及び避難誘導活動 ---------- 229
第２　救急医療活動 ---------- 229
第７節　緊急輸送活動及び代替輸送 ---------- 232
第１　交通確保対策 ---------- 232
第８節　こころのケア対策 ---------- 233
第９節　遺体の火葬等 ---------- 235
第１０節　雑踏事故の応急対応 ---------- 236
第１１節　危険物等への対策の実施 ---------- 237
第１　危険物等への対策の特殊性 ---------- 237
第２　責任者等 ---------- 237
第３　防災関係機関 ---------- 237
第１２節　災害情報等の提供と相談活動 ---------- 240
第１　災害広報 ---------- 240
第２　相談活動 ---------- 241
第５章　個別対策 ---------- 242
第１　大規模火災・危険物事故災害応急対策 ---------- 242
第２　原子力事故災害応急対策 ---------- 247
第３　高病原性鳥インフルエンザ応急対策 ---------- 256
第４　新型インフルエンザ応急対策 ---------- 256

第１章　基本方針

市が実施する災害応急対策は、次の考え方を基本とする。

第１　迅速な災害応急活動体制の確立

災害応急対策を迅速に展開するため、市その他の防災関係機関の緊急時の組織体制、情報の収集・伝達体制を確立するとともに、防災関係機関相互の連携の仕組みを盛り込んだ応急活動体制を明示する。

(1) 応急活動体制

(2) 情報の収集・伝達

(3) 防災関係機関等との連携促進

(4) 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用

第２　円滑な災害応急活動の展開

災害応急対策を円滑に展開するため、次の事項を中心に、マニュアル性も考慮しつつ、対策内容を点検、整備のうえ明示する。

なお、災害応急活動の実施に当たっては、その総合的推進に努めるとともに、時系列的な側面から重点的に実施すべき事項を的確に把握し、対処することが必要である。

こうした観点から、災害応急対策の主な流れを示すと次のとおりである。

災害応急対策の主な流れ

時間経過	災害応急活動体制	災害応急活動内容
初動対策	・災害対策本部の設置 ・災害対策要員の確保 ・被害情報の収集・分析・伝達 ・通信手段・情報網の確保 ・防災関係機関との連携	・災害情報の提供、広報活動の実施 ・災害救助法の適用 ・人命救出・救助活動、救急医療活動の実施 ・水防活動等被害拡大防止活動の実施 ・災害時要援護者等の安全確保対策の実施 ・避難対策の実施 ・食料、物資の供給、応急給水の実施 ・ライフライン応急対策の実施 ・交通規制等交通の確保対策の実施 ・緊急輸送道路の確保等、緊急輸送対策の実施
緊急対策（発災後１日程度以降）	災害の規模、態様及び時間経過に応じた対応体制の整備を図る	・各種相談窓口の設置 ・被災者への生活救援対策の実施 ・災害ボランティアの受入環境整備 ・土木施設復旧の実施 ・感染症対策等保健・衛生対策の実施 ・遺体の火葬等の実施 ・学校における教育機能回復等の教育対策の実施 継続実施
応急対策（発災後１週間程度以降）		・応急仮設住宅建設等住宅確保対策の実施 ・がれき、ごみ処理対策等廃棄物対策の実施 ・被災者のこころのケア等精神医療対策の実施

(1) 水防活動の実施

(2) 救助・救急、医療対策の実施

(3) 交通・輸送対策の実施
(4) 避難対策の実施
(5) 住宅の確保
(6) 食料・飲料水及び物資の供給
(7) 保健衛生、感染症対策、遺体の火葬等の実施
(8) 生活救援対策の実施
(9) 災害時要援護者支援対策の実施
(10)愛玩動物の収容対策の実施
(11)災害情報等の提供と相談活動の実施
(12)廃棄物対策の実施
(13)環境対策の実施
(14)災害ボランティアの要請・受入れ
(15)交通・輸送施設の応急対策の実施
(16)ライフラインの応急対策の実施
(17)教育対策の実施
(18)保育対策の実施
(19)警備対策の実施
(20)旅客、帰宅困難者対策
(21)農林関係対策の実施
(22)公共土木施設等の応急復旧及び二次災害防止対策等の推進
(23)り災証明の発行

第３　大規模事故等災害応急対策の実施

大規模事故における災害の応急対策を円滑に展開するため、次の事項を中心に対策内容を点検、整備のうえ明示する。

(1) 大規模火災・危険物事故応急対策
(2) 交通災害応急対策の実施
(3) 原子力災害応急対策の実施
(4) 高病原性鳥インフルエンザ応急対策

第２章　迅速な災害応急活動体制の確立

災害応急対策を円滑に展開するために必要な体制及び計画について定める。

第１節　応急活動体制

被害を最小限に止め、災害応急対策を迅速かつ適確に実施するための活動体制について定める。

第１　配備体制

１　配備の体制と基準

風水害が発生するおそれのある場合、状況に応じて次の配備体制及び配備基準により、水防警戒及び水防対策にあたる。

風水害により、大規模な被害が発生したときは、水防に関する事務を備えたまま災害対策本部に移行し、職員全員を配置して災害応急対策に万全を図る。

配　備　基　準

組織	配備	配　備　基　準	配備要員
水防連絡体制	連絡員待機	(1) 兵庫県の連絡員待機指令が発令されたとき。 (2) 市内又は市内通過河川上流部に相当な降雨が予想されるとき。	予め定めた人員(数名)を配置し情報の収集等にあたる。
	水防第0号配備	(1) 河川水位が水防団待機水位（通報水位）を突破したとき。 (2) 市内通過河川に水防警報第１号（待機）が発令されたとき。	予め定めた人員(少数)を配置し情報の収集、伝達等にあたる。
水防警戒本部（水防警戒体制）	水防第1号配備	(1) 水防第０号配備を発令した後、更に水位の上昇が予想されるとき。 (2) 市内通過河川に水防警報第２号（準備）が発令されたとき。	予め定めた人員(少数)を配置し情報の収集、伝達等にあたる。
水防対策本部	水防第2号配備	(1) 河川水位が氾濫注意水位（警戒水位）を突破又は突破のおそれがあり、今後更に水位の上昇が予想されるとき。 (2) 氾濫注意情報が発表されたとき。 (3) 市内通過河川に水防警報第３号（出動）が発令されたとき。 (4) 大雨警報（土砂災害）が発表されたとき。	予め定めた人員(半数)を配置し災害対策等にあたる。
	水防第3号配備	警戒レベル３（避難準備・高齢者等避難開始）を市が発令するとき。 ※警戒レベル３は河川水位が避難判断水位を突破又は突破のおそれがあり、今後更に水位の上昇が予想されるとき、氾濫警戒情報が発令されたとき、若しくは土砂災害警戒基準雨量を超えたときに発令する。	職員全員を配置し災害応急対策に万全を図る。
災害対策本部	災害第3号配備	河川堤防の決壊及び土砂災害等が発生し、付近住民に生命の危険が認められるときで、警戒レベル５災害発生情報発令後に、水防対策本部から災害対策本部に移行したとき。	水防に関する事務を備えたまま、職員全員を配置し、災害対応にあたる。

2　配備の伝達

(1) 勤務時間内の伝達

配備の指令は、各部長等に電話、口頭、その他により行う。部長が不在のときは、当該部の課長等に伝達し、指令を受けた部長又は課長等は所属職員に伝達する。

配備の内容により、庁内放送、かとう安全安心ネット等を活用する。

(2) 勤務時間外の伝達

配備の指令は、かとう安全安心ネットを活用する。場合によっては、各部長に電話で指令を行い、指令を受けた部長は連絡網により所属職員に伝達する。

第２　連絡・警戒体制

市内において風水害により被害が生じるおそれのある場合、配備基準に基づき水防連絡・警戒体制をとり情報収集等にあたる。

１　水防連絡体制

予め指定した職員（連絡要員）により以下の事務を処理する体制を整える。

水防計画も踏まえて対応するものとする。

(1) 緊急連絡に備える。
(2) 情報の収集及び整理をする。
(3) 市民等からの問い合わせに対処する。
(4) 状況に応じ体制を拡大又は縮小を検討する。
(5) 市長等へ報告する。
(6) 関係機関及び関係者間の情報連絡、収集、調整を行う。

２　水防警戒本部（警戒体制）

予め指定した職員により連絡体制の事務を処理する他、以下のことを検討する体制を整える。水防計画も踏まえて対応するものとする。

(1) 応急活動配備体制等について
(2) 応急対策活動の実施について
(3) 関係施設等の予防措置の実施について
(4) 水防対策本部の設置について
(5) 配備体制の解除について

名称	加東市水防警戒本部
本部長	副市長
副本部長	教育長、技監
本部員	議会事務局長、まちづくり政策部長、総務財政部長、市民協働部長、健康福祉部長、産業振興部長、都市整備部長、上下水道部長、会計管理者、委員会事務局長、教育振興部長、こども未来部長、秘書室長、防災課長、加東消防署副署長、消防団長
設置場所	加東市役所内
設置基準	水防第１号配備の配備基準を満たしたとき
廃止基準	(1) 予想された風水害の発生のおそれが解消したと認めたとき。 (2) 水防対策本部に移行したとき。

第３　水防対策本部及び災害対策本部

市内において風水害による大規模な被害が生じるおそれがあるときは、水防配備の配備基準に基づき、水防対策本部を設置する。実際に被害が発生し、災害対策本部を設置して対応する必要が生じたときは、直ちに災害対策本部を設置する。

名称	加東市水防対策本部	加東市災害対策本部
本部長	市長	市長
副本部長	副市長、教育長、技監	副市長、教育長、技監
本部員	議会事務局長、まちづくり政策部長、総務財政部長、市民協働部長、健康福祉部長、産業振興部長、都市整備部長、上下水道部長、会計管理者、委員会事務局長、教育振興部長、こども未来部長、秘書室長、防災課長、加東消防署副署長、消防団長	議会事務局長、まちづくり政策部長、総務財政部長、市民協働部長、健康福祉部長、産業振興部長、都市整備部長、上下水道部長、会計管理者、委員会事務局長、教育振興部長、こども未来部長、病院事業部事務局長、秘書室長、防災課長、加東消防署副署長、消防団長
設置場所	加東市役所内	加東市役所内
設置基準	水防第２号配備の配備基準を満たしたとき	災害第３号配備の配備基準を満たしたとき
廃止基準	(1) 予想された風水害の発生のおそれが解消したと認めたとき。 (2) 災害に関し応急措置がおおむね終了し、平常の事務分掌により処理できる段階に達したとき。 (3) 災害対策本部に移行したとき。	災害に関し応急措置がおおむね終了し、平常の事務分掌により処理できる段階に達したとき。
根拠条例	なし	加東市災害対策本部条例
その他	なし	本部長は、現場における拠点が必要な場合は、災害発生現場に近い公共施設等に現地災害対策本部を設置することができる。

■組織図

水防対策本部

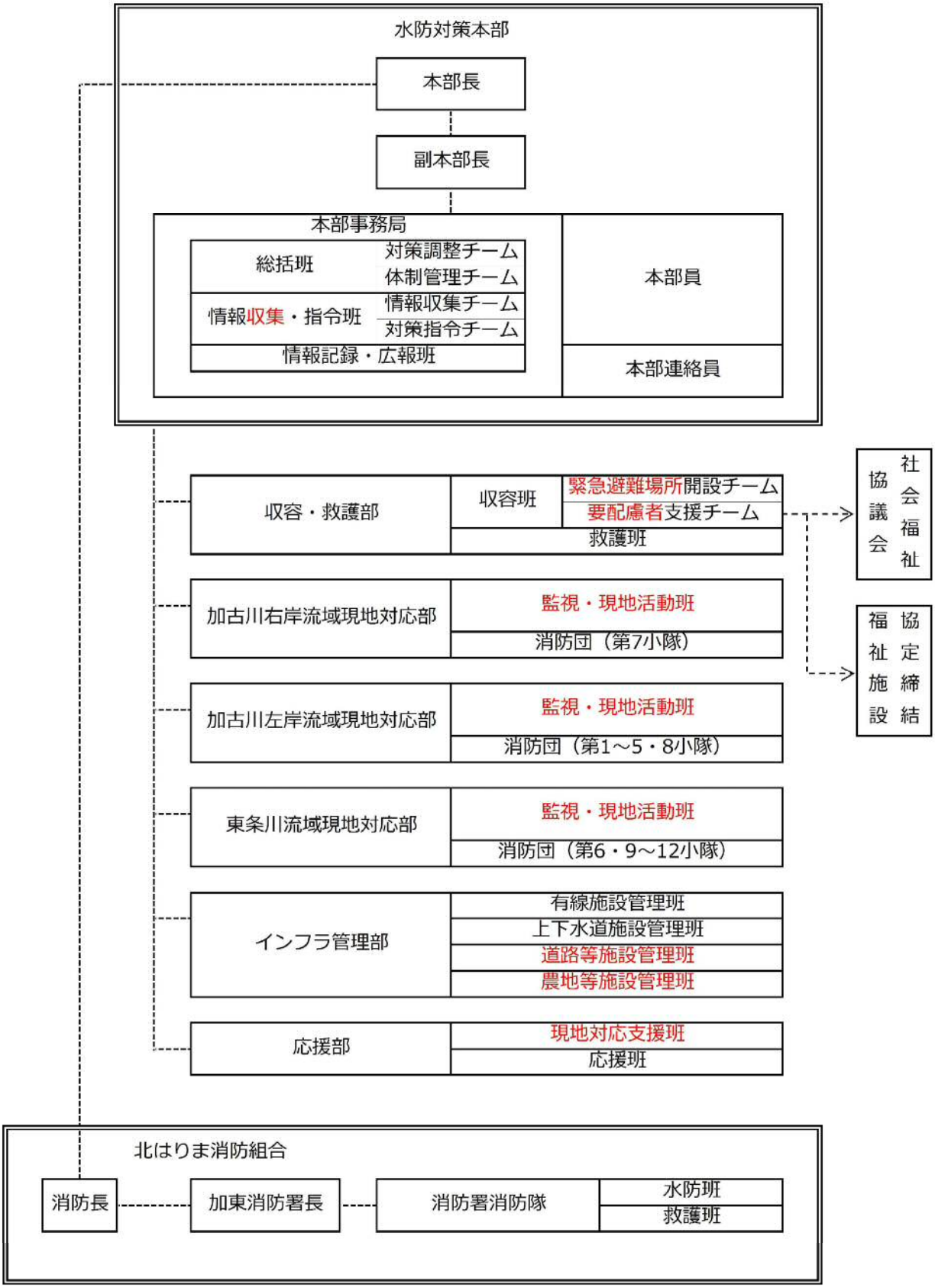
水防対策本部
本部長
副本部長
本部事務局
総括班
対策調整チーム
体制管理チーム
情報収集・指令班
情報収集チーム
対策指令チーム
情報記録・広報班
本部員
本部連絡員
収容・救護部
収容班
緊急避難場所開設チーム
要配慮者支援チーム
救護班
社会福祉協議会
福祉施設
協定締結
加古川右岸流域現地対応部
監視・現地活動班
消防団（第7小隊）
加古川左岸流域現地対応部
監視・現地活動班
消防団（第1～5・8小隊）
東条川流域現地対応部
監視・現地活動班
消防団（第6・9～12小隊）
インフラ管理部
有線施設管理班
上下水道施設管理班
道路等施設管理班
農地等施設管理班
応援部
現地対応支援班
応援班
北はりま消防組合
消防長
加東消防署長
消防署消防隊
水防班
救護班

災害対策本部

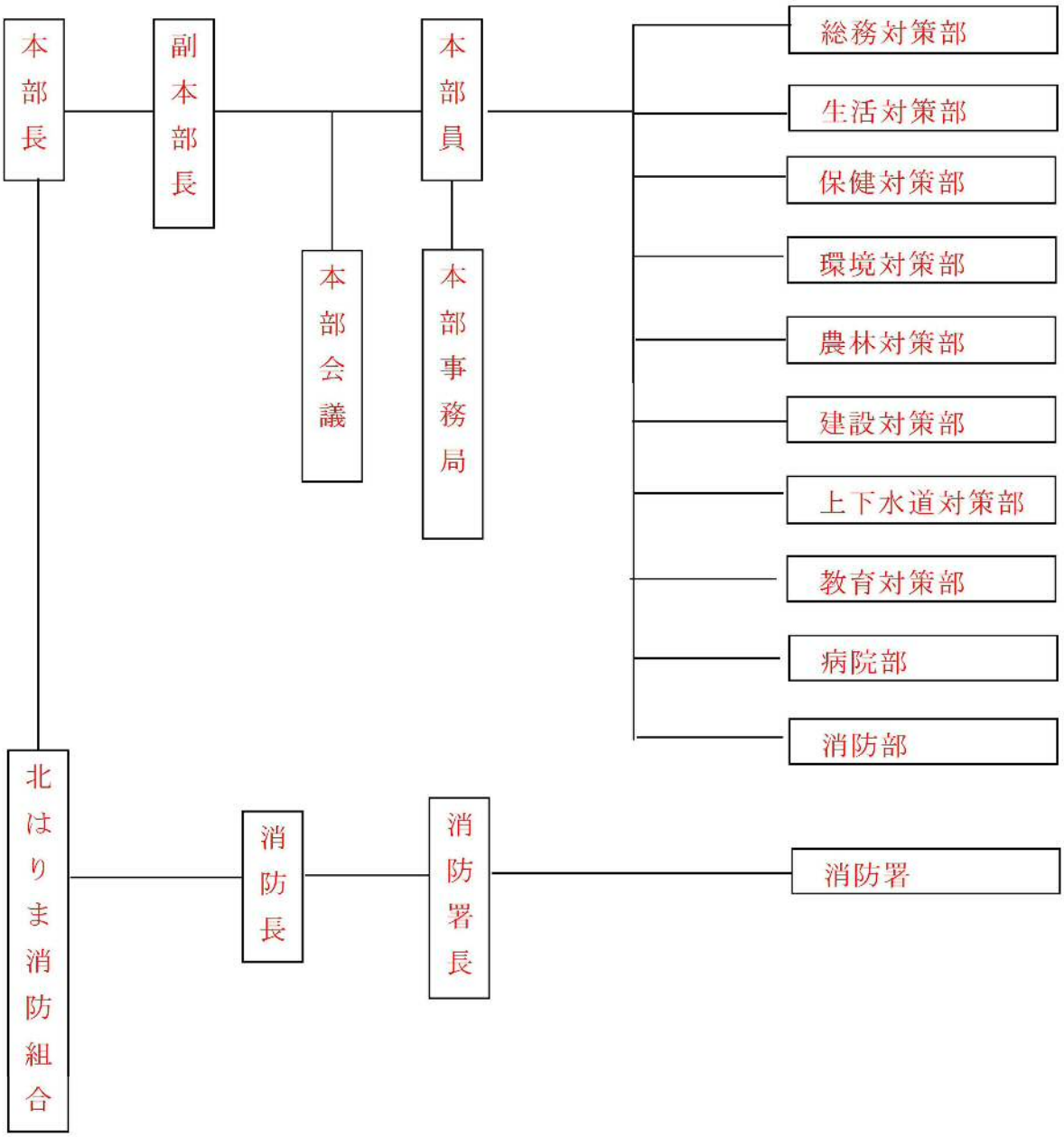

■事務分掌

各部に共通する事務分掌
1　所属職員の動員連絡に関すること
2　災害対策事務に係る部内の連絡調整に関すること
3　各所管施設等の防災活動、応急復旧に関すること
4　所管事務に係る被害状況及び災害対策実施状況の収集、報告等に関すること
5　所管事務に係る人員及び物資の輸送に関すること
6　民間団体及び市民の協力に関すること
7　他部等への応援協力に関すること
8　施設利用者の安全確保に関すること

■水防配備体制における事務分掌

<table>
<tr><th colspan="2">部</th><th>班名</th><th>事務分掌</th></tr>
<tr><td colspan="3">本部員</td><td>1 水防対策本部の設置及び廃止
2 水防対策活動の総括
3 配備体制の決定
4 避難情報（警戒レベル３及び４）及び災害発生情報（警戒レベル５）の発令
5 支援要請の決定（自衛隊、県、協定締結市町等）
6 その他各部の水防対策活動における重要事項の決定</td></tr>
<tr><td colspan="3">本部連絡員</td><td>1 本部員と各部との連絡調整
2 各部からの情報の取りまとめ</td></tr>
<tr><td rowspan="7">本部事務局</td><td colspan="2">総括班</td><td>1 水防対策本部の庶務・総合調整
2 収集した情報の分析
3 河川・雨量情報の収集及び氾濫予測</td></tr>
<tr><td></td><td>【対策調整チーム】</td><td>1 本部員と各部との連絡調整
2 水防対策に関する県との調整
3 排水ポンプパッケージ車両運用の要請・指示
4 県への報告（フェニックス防災システムの入力含む）
5Ｌアラート対応
6 被害報告書の作成
7 鴨川・大川瀬ダム、川代ダム放流情報の収集
8 消防本部・警察・自衛隊との連絡調整
9 ライフライン関係機関との連絡調整（関西電力･ＮＴＴ・ガス・ＪＲ）
10 自衛隊の派遣要請
11 応援協定に基づく応援要請
12 災害協定事業者との連絡調整
13 消防団の調整
14 区長等との連絡調整</td></tr>
<tr><td></td><td>【体制管理チーム】</td><td>1 職員の配備状況の把握
2 職員の動員・配置
3 必要資機材の準備、緊急機材、用品等の調達
4 公用車の確保・準備
5 市庁舎の保全
6 本部会議室、各部各班配備場所及び対応環境の確保
7 その他水防対策体制保持に必要な事項の対応</td></tr>
<tr><td colspan="2">情報収集・指令班</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>【情報収集チーム】</td><td>1 市民等からの電話対応
2 受付けた情報の処理票作成</td></tr>
<tr><td></td><td>【対策指令チーム】</td><td>1 収集した情報に対する対応の検討
2 対応する部・班の決定・連絡</td></tr>
</table>

部	班名	事務分掌
	【情報記録・広報班】	1 被害情報・重要決定事項の記録・整理 2 被害情報・重要決定事項の庁内周知 3 各部所管の被害情報の取りまとめ 4 防災行政無線による放送、文字放送の提供 5 かとう安全安心ネットによるメール配信 6 ホームページによる広報 7 報道機関に対する情報提供・連絡調整
収容・救護部	収容班	1 緊急避難場所の開設運営の総括
	【緊急避難場所開設チーム】	1 緊急避難場所の開設運営 2 避難者名簿の作成、報告 3 被災者への、食料、物資の配布
	【要配慮者支援チーム】	1 要配慮者の避難所収容 2 福祉避難所の開設準備 3 民生委員及び児童委員への連絡 4 要配慮者の対応
	救護班	1 避難所救護及び避難所内の衛生管理 2 被災者及び避難者の健康管理及び指導等 3 要配慮者（妊産婦、乳幼児）の対応
各現地対応部（共通）	【加古川右岸流域現地対応部】 【加古川左岸流域現地対応部】 【東条川流域現地対応部】	
	監視・現地活動班	1 河川、水路、橋梁、ため池等のパトロール 2 記録写真の撮影 3 河川水位の監視報告及び樋門の管理（区長との協議による） 4 重要パトロール箇所の警戒及び障害物の除去等応急対応 5 山腹崩壊土砂流出危険区域の情報収集 6 倒木、飛散物等障害物の除去、土のう積み等応急対応 7 水防団、自主防災組織等への水防活動、避難誘導の指示 8 避難情報の広報及び避難者の誘導 9 自衛隊出動要請時の現場誘導、指示 10 水防資機材の搬送 11 道路規制及び水防団への道路規制の指示 12 交通規制 13 災害対策本部への現状報告
インフラ管理部	有線施設管理班	1 所管施設の点検、保全措置 2 被災施設の復旧対応 3 所管施設被災による障害発生の広報
	上下水道施設管理班	1 雨水排水施設の点検、排水障害物の除去等浸水予防措置 2 所管施設の保全措置 3 被災施設の復旧対応 4 所管施設被災による障害発生の広報

部	班名	事務分掌
	道路等施設管理班	1 市道等浸水危険箇所の危険予防措置 2 所管施設の保全措置 3 被災施設の復旧対応 4 所管施設被災による障害発生の広報
	農地等施設管理班	1 農地等施設の危険予防の周知 2 被災施設の被害拡大防止
応援部	現地対応支援班	1 土のう配送
	応援班	1 各部への応援
消防団	第 1 小隊 第 2 小隊 第 3 小隊 第 4 小隊 第 5 小隊 第 6 小隊 第 7 小隊 第 8 小隊 第 9 小隊 第 10 小隊 第 11 小隊 第 12 小隊 （各小隊長）	1 災害の警戒及び防御 2 道路規制警備 3 被災者の救出及び救護 4 避難情報の広報及び避難者の誘導 5 被害情報の収集及び伝達 6 災害現場の広報 7 その他応急対策特命

北はりま消防本部加東消防署

班名	担当係	事務分掌
指揮班 通信班 情報連絡班 庶務班 活動班	庶務係 予防係 危険物係 警備係 調査係 救急係	1 職員の召集及び配備 2 気象情報の受理伝達 3 災害の広報活動 4 災害の情報収集伝達 5 消防相互応援協定 6 水防対策（警戒）本部との連絡調整 7 災害の警戒及び防御 8 被災者の救出、救護及び搬送 9 避難者の誘導 10 被害情報の収集及び伝達 11 災害現場の広報活動 12 被害の原因調査 13 その他応急対策特命事項

■災害配備体制における事務分掌

対策部	事　務　分　掌
本部事務局 部長 　副市長 副部長 　防災課長 担当課 　防災課	**（防災課）** 1　災害対策本部の設置（廃止） 2　配備体制、その他本部命令の伝達 3　災害発生情報（警戒レベル５）の発令 4　県、県警察本部、他の地方公共団体、自衛隊等関係機関との連絡調整及び応援要請 5　各部、各班との連絡調整等 ・重要事項の決定及び決定事項の各部への周知徹底 ・通信手段の確保・拡充 ・各部からの要請等処理 6　被害状況､応急対策実施状況の取りまとめ及び県への報告（取りまとめ結果の組織内、関係機関への報告） 7　本部会議に関すること（活動方針、復旧活動等の検討・決定） 8　自主防災組織との連絡調整等 9　災害、気象情報及び被害状況の収集 10　災害救助法の適用申請 11　防災功労者の顕彰等 12　その他本部業務の庶務
総務対策部 部長 　総務財政部長 副部長 　まちづくり政策部長 担当課等 　議会事務局 　秘書室 　企画政策課 　まちづくり創造課 　人事課 　総務財政課 　管財課 　税務課 　会計課	**（議会事務局）** 1　市議会への報告、連絡調整及び提出資料の取りまとめ 2　部内の応援 **（秘書室）** 1　本部長及び副本部長の秘書 2　災害視察者その他見舞者の応接 3　市ホームページへの災害専用サイト開設、運営管理 4　災害に関する市民への広報 **（企画政策課・まちづくり創造課）** 1　報道機関との連絡調整及び災害情報の伝達 ・資料の作成及び情報提供、報道機関対応全般 ・記者会見設定等 2　被害状況の写真による記録及び災害応急対策状況の記録 3　災害復興計画の総合的な企画 4　ＣＡＴＶによる広報 5　ＣＡＴＶ関連施設の被害状況把握及び機能確保 6　部内の応援

対策部	事　務　分　掌
	（総務財政課） 1　災害情報の収集（被害状況等の収集及び報告等） ・地震情報、気象情報 ・道路、土木施設、電気、電話、ガス、水道、鉄道被害 ・各部からの報告、本部要請事項 ・避難状況 2　国、県に対する要望事項等被害関係資料の取りまとめ 3　市所有の情報システムの機能確保 4　災害対策本部設置に伴う情報通信機器整備の補助 5　義援金、救援物資の配分 6　応急対策に要する資金の調達 7　災害対策の予算及び財政計画 **（人事課）** 1　職員の動員、各部の配置調整 2　災害派遣職員及び自衛隊等受入れに伴う後方支援業務 3　各部の動員状況及び災害対策従事職員等の健康管理、被災救援など後方支援業務 4　災害救助、救援のための作業員等の雇用 5　他機関への職員等派遣要請及び応援職員の厚生 6　職員被災状況の情報収集 **（管財課）** 1　災害時優先電話の確保 2　災害対策物資、資材の調達及び配送 3　車両の調達・確保及び緊急輸送の確認（公用車管理含） 4　庁舎及び市有財産の被害調査、応急対策 5　庁舎内及び周辺の警備 6　災害応急工事の契約等 7　物的支援の受入れに対する対応 **（税務課）** 1　被災家屋及び土地等の被害調査（認定） 2　り災世帯調査台帳等の作成及びり災証明書発行 3　被害に対する市税の減免及び徴収猶予 4　市税全般の相談 5　税に関する各種申請窓口の設置 6　部内の応援 **（会計課）** 1　災害対策に必要な現金の出納 2　災害関係費支出命令審査及び出納 3　見舞金、義援金等の出納（受入れ） 4　部内の応援

対策部	事　務　分　掌
生活対策部 部長 　健康福祉部長 副部長 　福祉総務課長 担当課 　福祉総務課 　社会福祉課 　高齢介護課 　人権協働課	**（福祉総務課）** 1　民生委員及び児童委員へ災害時要配慮者の支援要請 2　福祉避難所の開設及び運営等 3　ボランティアの受入れ及び調整 4　社会福祉協議会との連携によるボランティアセンターの立ち上げ及び連絡調整 5　災害見舞金、死亡弔慰金及び災害援護金等の給付 6　生活必需品及び物資の支給に関する事務 7　生活福祉資金等の融資 8　災害援護資金の貸付 9　福祉関係災害状況の収録及び応急対策実施の取りまとめ 10　各種申請窓口の設置 **（社会福祉課・高齢介護課）** 1　避難所の開設及び運営等（教育対策部と連携して運営） 2　避難者の誘導、収容 3　要配慮者等の救援 4　被災者に対する食料品の調達、配給 5　被災者に対する生活必需品の確保及び配給 6　救援物資の受入れ及び配送 7　炊き出し、学校給食施設との連絡調整 8　避難者の情報の取りまとめ及び管理 9　行方不明者に関すること 10　被災者の保険料免除（介護保険料）及び各種給付金の支払い 11　被災者の生活（福祉）相談 12　その他被災者生活救援対策 **（人権協働課）** 1　避難所運営に係る区長（自治会長）への協力要請 2　避難所運営への男女共同参画の視点の反映 3　部内の応援

対策部	事　務　分　掌
保健対策部 部長 　委員会事務局長 副部長 　健康課長 担当課 　健康課 　委員会事務局	**（健康課）** 1　医師会及び医療機関、健康福祉事務所等との連絡調整 2　医療ボランティアの受入れ及び調整 3　医療機関等の被害調査及び応急対策 4　医療救護本部設置の検討 5　応急救護所の設置支援 6　傷病者名簿等の作成 7　保健衛生用資機材の調達 8　保健医療情報の収集 9　広域的な救急搬送受入れ先としての後方支援病院の確保 10　保健衛生、感染症の予防対策 11　防疫活動（資機材、薬剤調達） 12　食品衛生及び食中毒の予防 13　被災者の心のケア対策及び健康管理 **（委員会事務局）** 1　部内の応援
環境対策部 部長 　市民協働部長 副部長 　生活環境課長 担当課等 　生活環境課 　市民課 　保険医療課	**（生活環境課）** 1　環境衛生施設等の被害調査及び環境対策 2　応急仮設トイレの設置及び管理 3　し尿の緊急汲み取り 4　愛玩動物の収容、保護、情報提供等 5　災害に伴う水質汚濁等、公害に係る調査及び防止対策 6　災害廃棄物対策 **（市民課）** 1　災害窓口相談対応等 2　各種申請窓口の設置 3　遺体の収容及び処置、火葬等 4　部内の応援 **（保険医療課）** 1　医療保険制度等の一部負担金等の減免及び徴収猶予 2　部内の応援

対策部	事　務　分　掌
農林対策部 部長 　産業振興部長 副部長 　農地整備課長 担当課等 　農政課 　農地整備課 　商工観光課	**（農政課・農地整備課）** 1　警戒パトロール実施（土砂災害警戒区域含） 2　ため池の被害調査及び応急対策 3　農林施設、山地の被害調査及び応急対策 4　治山施設の被害調査及び応急対策 5　農畜産物及び施設の被害調査及び応急対策 6　作物、家畜の伝染病の予防、防疫、処理等 7　農林業関係機関及び団体との連携の総合調整 8　農林関係災害状況及び応急対策実施状況の収録 9　被災農家に対する農業共済金の支払 10　農作物の種子（苗）の確保及びあっせん 11　被災農畜産業者に対する資金の融資 12　穀物の調達 **（商工観光課）** 1　観光客の安全確保 2　救助救援物資、資機材確保、調達、配布 3　観光施設の被害調査及び応急対策 4　商工業被害等の調査 5　商工業関係機関及び団体との連絡調整 6　被災者の雇用の促進要請 7　中小企業等の災害復旧資金の融資 8　部内の応援
建設対策部 部長 　都市整備部長 副部長 　土木課長 担当課 　都市政策課 　土木課 　加古川整備推進室	**（都市政策課・土木課・加古川整備推進室）** 1　警戒パトロール実施（土砂災害警戒区域含） 2　がけ地、急傾斜地等の災害対策及び応急復旧 3　管理施設の被害調査及び応急対策 4　建設業者等への協力要請 5　住家、人の被害調査（認定） 6　被災建物の応急危険度の判定 7　交通規制の指示及び実施 8　応急対策用資機材の調達 9　公共施設に関する被害調査及び応急対策 10　仮設道路の建設、障害物除去、交通規制等応急交通・緊急輸送対策等 11　応急仮設住宅の建設 12　民間住宅等のあっせん等住宅確保 13　被災住宅に係る支援 14　被災施設等の本復旧の実施及び実施方法の検討 15　住宅金融支援機構融資のあっせん指導検討 16　災害救助法による住宅の応急修理

対策部	事　務　分　掌
上下水道対策部 部長 　上下水道部長 副部長 　管理課長 担当課 　管理課 　工務課	**（管理課・工務課）** 1　上下水道施設、給配水管等の被害調査、応急対策及び災害復旧及びその記録 2　緊急時の活動用水供給 3　飲料水確保及び供給 4　上下水道施設の被害状況、応急対策実施状況の収録 5　応急給水計画の作成及び実施 6　資機材等の調達 7　水質検査等の実施 8　浸水対策 9　排水施設の管理及び運転 10　水道料金等の減免及び徴収猶予 11　その他上下水道事業者及び上下水道関係業者、団体との連絡
教育対策部 部長 　教育長 副部長 　教育振興部長 　こども未来部長 担当課等 　教育委員会各課	**（教育委員会各課）** 1　学校利用者の安全確保の指示 2　避難所の開設及び運営（生活対策部と連携して運営） 3　所管施設の被害調査及び応急対策 4　被災者に対する炊き出し等の協力 5　被災者に対する救援物資の配布 6　園児、児童、生徒の被害調査及び安全対策 7　学校、ＰＴＡとの連絡調整及び協力要請 8　避難者の情報の取りまとめ及び管理 9　学校給食施設との連絡調整 10　県教育委員会及び関係機関への報告 11　災害による応急教育施設及び教育の確保 12　災害救助法による学用品の給与 13　園児の保護及び応急保育 14　保育児童の被災状況調査 15　被災児童の保護・援護 16　被災者に対する保育料の徴収猶予、納期限の延長及び減免措置等の検討、対応 17　文化財等の被害調査及び応急対策
病院部 部長 　病院長 副部長 　事務局長 担当課等 　病院各課	**（病院各課）** 1　負傷者の治療 2　医療救護 3　応急救護所の設営等 4　死体の検案等 5　医療用資機材等の調達及び要請 6　近隣医療機関への応援に関すること

対策部	事　務　分　掌
消防部 部長 　消防団長 副部長 　副団長 担当課等 　消防団	**（消防団）** 1　警戒パトロールの実施 2　警戒、検索、防御 3　消火、救護、救出 4　情報収集、伝達 5　災害状況報告の整理 6　消防団の出動及び連絡調整 7　資機材の確保、配分及び輸送 8　行方不明者の捜索 9　消防団員の被災状況調査

5　現地災害対策本部

本部長は、現場における拠点が必要な場合は、災害対策基本法第 23 条の 2 第 5 項及び加東市災害対策本部条例第 4 条の規定に基づき、災害発生現場に近い公共施設等に現地災害対策本部を設置することができる。

現地災害対策本部の長は、本部会議で定める。

市長は、地方自治法第 153 条に基づき、その権限に属する事務の一部を現地災害対策本部長に委任する。

(1) 市町村長の避難の指示等（災害対策基本法第 60 条、市長の権限）

(2) 立退きの指示（水防法第 29 条、水防管理者の権限）

(3) 市町村長の警戒区域設定権等（災害対策基本法第 63 条、市長の権限）

(4) 通行の禁止又は制限（道路法第 46 条、道路管理者の権限）

第２節　情報の収集・伝達及び報告

災害の応急対策を行う上で重要な資料となる情報の収集及び伝達、被害の調査及び報告について定める。

第１　情報収集・伝達手段の確保

１　通信機能の確保

通信設備の機能維持を図り、防災関係者間の通信及び市民等への広報手段を確保する。

主な通信手段

主な通信手段		主な通信区間
有線	一般加入電話・ＦＡＸ・市ホームページ、ＣＡＴＶをいう。以下同じ）	災害対策本部～防災関係機関・市民等
	災害時優先電話	
	防災気象情報提供システム	神戸地方気象台～災害対策本部～市民等
	加東市防災気象情報サイト	気象会社～市民等
有線／無線	兵庫県災害対応総合情報ネットワークシステム（フェニックス防災システム）	災害対策本部～消防本部・県・近隣市町・防災関係機関
無線	兵庫衛星通信ネットワーク（衛星系／地上系）	災害対策本部～県・近隣市町・防災関係機関
	携帯電話	災害対策本部～災害現場
	かとう安全安心ネット エリアメール・緊急速報メール	災害対策本部～市民等
	Ｌアラート	災害対策本部～放送局・アプリ事業者等のメディア～市民等
	防災行政無線（同報系）	災害対策本部～市民等
	簡易デジタル無線	災害対策本部～災害現場

２　代替通信手段の確保

市が所有する通信機能が低下し、応急対策に著しい支障が生じる場合は、次の代替通信手段を確保する。

(1) 災害時優先電話の利用

市役所に設置している災害時優先電話を活用する。

(2) 非常・緊急通話の利用

災害時優先電話により、市外局番なしの「102」をダイヤルし、西日本電信電話㈱のオペレーターに非常・緊急通話の利用を申し込む。

(3) アマチュア無線の協力要請

兵庫県無線赤十字奉仕団等に、無線通信による通信協力を要請する。

第２　気象情報等の収集伝達

神戸地方気象台（以下「気象台」という。）等の発表する気象の情報及び河川情報等をフェニックス防災システム、インターネット、テレビ、ラジオ等で収集する。

収集した気象情報等は必要に応じて、防災行政無線、ＣＡＴＶ、かとう安全安心ネット、広報車等で市民に伝達する。

１　気象情報

(1) 警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を５段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。

「居住者等がとるべき行動」と「行動を居住者等に促す情報」及び「行動をとる際の判断に参考となる情報」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、５段階の警戒レベルにより市民に伝達する。

(2) 特別警報・警報・注意報

特別警報・警報・注意報の種類と概要は次に示すとおりである。

特別警報・警報・注意報の種類		概要
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表する。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項を明記する。災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル５に相当
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表する。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表する。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表する。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。

警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項を明記する。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル３に相当
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。対象となる重大な災害として、河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル３に相当
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２である。
	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２である。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加することもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかける。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表する。
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのある

		ときに発表する。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表する。
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。具体的には、低温のために農作物等に著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときに発表する。

気象注意報・警報の種類と発表基準（神戸地方気象台）

区分	注意報名	基　　準　　等
気　象 注意報	風雪 （平均風速）	風雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 陸上12m/s以上　雪を伴う
	強風 （平均風速）	強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 陸上12m/s以上
	大雨（雨量）	大雨によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 表面雨量指数7 土壌雨量指数99
	洪水（雨量）	洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 流域雨量指数　東条川流域19.8、千鳥川流域12.4、三草川流域7.5 複合基準（表面雨量指数と流域雨量指数の組合せ）による基準値 加古川流域（5、37.2）、東条川流域（5、19.8） 千鳥川流域（5、8.9）、三草川流域（5、7.5）
	大雪（12時間降雪の深さ）	大雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 平地5cm以上　山地10cm以上
	雷	落雷等により被害が予想される場合
	乾燥	空気の乾燥によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 最小湿度40%以下で実効湿度60%以下
	濃霧（視程）	濃霧によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 陸上100m以下
	霜（最低気温）	霜によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 4月以降の晩霜　神戸4℃以下　姫路2℃以下
	低温 （最低気温）	低温によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 －4℃以下
	着雪	着雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 24時間降雪の深さ20cm以上　気温２℃以下
気象 警報	暴風 （平均風速）	暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 平均風速　陸上20m/s以上
	暴風雪 （平均風速）	暴風雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 平均風速　陸上20m/s以上　雪を伴う
	大雨（雨量）	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 表面雨量指数17 土壌雨量指数135
	洪水（雨量）	洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 流域雨量指数　東条川流域24.8、千鳥川流域15.6、三草川流域9.4 複合基準（表面雨量指数と流域雨量指数の組合せ）による基準値 加古川流域（5、42.4）、千鳥川流域（5、11.8）、三草川流域（5、9.3）

	大雪（12時間降雪の深さ）	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 平地10cm以上　山地20cm以上
特別警報	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合 【50年に一度の値】 3時間雨量133mm以上、48時間雨量366mm以上、土壌雨量指数221
	暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
	暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
	大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合
記録的短時間大雨情報		大雨警報発表中に数年に1回程度しか起こらないような猛烈な雨が観測された場合 1時間雨量　110mm以上

※　気象予警報の地域細分区域は、兵庫県南部の播磨南東部に属する。

(2) 気象情報

気象の予報などについて、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合に発表する。大雨に関する情報、記録的短時間大雨情報、台風に関する情報などがある。

	解　説
台風に関する情報	・台風の接近によって災害が予想されるとき。 ・3 時間毎に実況と予報（台風の中心気圧、最大風速、最大瞬間風速、風速 25m/s 以上の暴風域、風速 15m/s 以上の強風域、進路予想等）を各時刻の正時約 50 分後 ・台風が日本に近づき（300km 以内）陸域に被害を及ぼす可能性が出てきた場合には、毎時の実況と 1 時間後の推定値、最大 72 時間先までの予報を 3 時間毎に発表
大雨に関する情報	・大雨による災害の発生が予想されるとき。 ・雨量の実況と今後の見通し、予想される災害など。
記録的短時間大雨情報	記録的短時間大雨情報とは、大雨警報を発表中に、数年に一度しか現れないような記録的な 1 時間雨量をアメダスで観測、もしくは解析雨量で解析したとき。
大雪に関する情報	積雪による災害の発生が予想されるとき。 積雪の実況と今後の見通し、予想される災害など
強い冬型の気圧配置に関する情報	強い冬型の気圧配置となって、大雪や強い風等による災害の発生が予想されるとき。 積雪や風速などの実況と今後の見通し、予想される災害など。
黄砂に関する情報	黄砂の飛来によって、航空等の交通機関や日常生活に広い範囲で影響がおよぶと予想されるとき。

(3) 水防活動用気象注意報・警報

気象台が発表する水防関係機関が水防活動の利用に適合する気象、洪水についての予報及び警報で大雨などによって水害の起こるおそれがある場合にその旨を注意して行う水防活動用注意報、重大な水害の起こるおそれがある場合にその旨を警告して行う水防活動用警報

発表は、一般の利用に適合する予報・警報をもってなされる。(指定河川に対する洪水注意報・警報は除く。)

水防活動用気象注意報・警報の種類

水防活動用注意報・警報	一般の注意報・警報
水防活動用気象注意報	大雨注意報
水防活動用気象警報	大雨警報
水防活動用洪水注意報	洪水注意報
水防活動用洪水警報	洪水警報

(4) 火災警報

気象台は、気象状況が以下の基準に達した場合、消防法第 22 条第 1 項に基づき知事に対して火災気象通報を行うこととする。

■火災警報の基準

(1) 兵庫県南部の場合、実効湿度が60%以下で最小相対湿度が40%以下となり、最大風速10m/s以上の風が吹く見込みのとき。
(2) 平均風速10m/s以上の風が、1時間以上連続して吹く見込みのとき。ただし、降雨・降雪中は通報しない場合もある。

火災気象通報を受けた知事は、直ちに市長に通報する。この通報を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認められるときは、火災警報を発する。

2 河川情報

(1) 洪水予報

姫路河川国道事務所と気象台が共同して、指定する河川（加古川上流区域）において洪水により国民生活上重大な損害が生ずる氾濫のおそれについて予報を行うとともに、関係市町長に通知する。

洪水予報の種類等と発表基準、警戒レベル

種類	情報名	発表基準	警戒レベル
「洪水注意報（発表）」又は「洪水注意報」	「氾濫注意情報」	・氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。 ・氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき。	避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当

		・避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれないとき。	
「洪水警報（発表）」又は「洪水警報」	「氾濫発生情報」	・氾濫が発生したとき。 ・氾濫が継続しているとき。	新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル５に相当
	「氾濫危険情報」	・氾濫危険水位に到達したとき。 ・氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき。	いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難勧告等の発令の判断の参考とする。避難が必要とされる警戒レベル４に相当
	「氾濫警戒情報」	・氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき。 ・避難判断水位に到達し、氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき。 ・避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。 ・氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く。）。 ・避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く。）。	避難準備・高齢者等避難開始の発令の判断の参考とする。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル３に相当
「洪水注意報（警報解除）」	「氾濫注意情報（警戒情報解除）」	・氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回ったとき（氾濫注意水位を下回った場合を除く。）。 ・氾濫警戒情報発表中に水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達した場合を除く。）。	避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当
「洪水注意報解除」	「氾濫注意情報解除」	・氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれが	

		なくなったとき。	

対　象　区　域

加古川上流	左岸　多井田字大上 48 番地先から三木市別所町（美嚢川合流点）まで
	右岸　上滝野字塩谷１番地１先から小野市黍田町まで

基準となる水位観測所と水位

観測所名	所在地	水位			
		水防団待機（通報）	はん濫注意（警戒）	避難判断	はん濫危険（特別警戒）
板波	西脇市高松町中川原	2.00m	3.50m	4.20m	5.00m

(2) 水防警報

国土交通大臣又は知事が、指定する河川において気象情報等から洪水による災害の発生が予想される場合、水防警報を発する。

① 国土交通大臣警報（姫路河川国道事務所）

警　報　の　種　類

種　　類	内　　容
待機	水防団員の足留めを行うことを目的とし、主として気象予報に基づいて行われる。
準備	水防資器材の整備点検、水門等の開閉の準備、水防要員招集の準備、幹部の出動等に対するもので、上流の雨量に基づいて発令される。
出動	水防団員の出動の必要を警告して行うもので、上流の雨量又は水位に基づいて発令される。
解除	水防活動の終了の通知が行われる。
適宜水位	水位の上昇下降、滞水時間、最高水位、時刻等、水防活動上必要とする水位状況が通知される。

警　報　の　発　令　基　準

待機	準備	出動	解除
はん濫注意（警戒）水位に達する約３時間前	はん濫注意（警戒）水位に達する約２時間前	はん濫注意（警戒）水位に達する約１時間前	水防活動の必要がなくなったとき。

注）待機及び準備の２段階は省略されることがある。

注）警報を発令できないときは、理由を付して通知される。

指定河川と対象区域

加古川	左岸　多井田字大上 48 番地先から海まで
	右岸　上滝野字塩谷 1 番の 1 地先から海まで
東条川（一部）	左岸　小野市久保木町字下川田 1211 番 3 地先から加古川への合流点まで
	右岸　小野市古川町字川ノ上 785 番 3 地先から加古川への合流点まで

基準となる水位観測所と水位

観測所名	所在地	水　　位	
		水防団待機（通報）	はん濫注意（警戒）
国包	加古川市上荘町国包	1.50m	2.50m

②　知事警報

警　報　の　種　類

種　類	内　　容
第１号待機	事態の推移に応じて、直ちに水防活動に出動できるよう待機させるもの
第２号準備	水防事態が発生すれば、直ちに水防活動ができる態勢を準備させるもの
第３号出動	水防活動に出動させるもの
第４号解除	水防活動を終了させるもの

警報の発令基準（知事）

種　類	標　準　的　な　発　令　基　準
第１号（待機）	水位が水防団待機（通報）水位を概ね 10cm 上回り、さらに水位が上昇するおそれがあるとき。
第２号（準備）	水位が水防団待機（通報）水位とはん濫注意（警戒）水位の概ね２／３に達し、はん濫注意（警戒）水位に達するおそれがあるとき。 水防事態の発生が予想され、数時間の間に水防活動の必要が予想されるとき。
第３号（出動）	水位がはん濫注意（警戒）水位に達し、さらに水位が上昇するおそれがあるとき。 水防事態が切迫し、又は水防態勢の規模が大きくなったとき。
第４号（解除）	水位がはん濫注意（警戒）水位を下回り、今後水位上昇の見込みもなく、水防活動の必要がなくなったとき。

注）待機及び準備の２段階は省略されることがある。

注）警報を発令できない場合は、理由を付して通知される。

基準となる水位観測所と水位

観測所名	所在地	水　　位	
		水防団待機（通報）	はん濫注意（警戒）
吉井（県）	吉　井	1.50m	2.00m

(3) 水位情報周知河川の情報

国土交通大臣及び知事が、指定する河川の水位が避難判断水位、はん濫危険水位（特別警戒水位）に達したとき、発表する水位到達の通知

指定河川の区域（国土交通大臣）

東条川	左岸　小野市久保木町字下川田 1211 番 3 地先から加古川合流点まで
	右岸　小野市古川町字川ノ上 785 番 3 地先から加古川合流点まで

指定河川の区域（知事）

東条川	左岸　小野市久保木町字下川田 1211 番 3 地先から上流
	右岸　小野市古川町字川ノ上 785 番 3 地先から上流

基準となる水位観測所と水位（国土交通大臣・知事）

観測所名	所在地	水　　位
		避難判断
吉井（県）	吉　　井	3.30m

(4) 水防指令

県水防本部長（知事）が県の機関に発する水防態勢につく指令

水　防　指　令　の　種　類

種　類	内　　容
第１号	県機関の職員が第１非常配備態勢につくべき指令
第２号	県機関の職員が第２非常配備態勢につくべき指令
第３号	県機関の職員が第３非常配備態勢につくべき指令
解　除	県機関の水防非常配備態勢を解除する指令

３　土砂災害に係る情報

(1) 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）発表中に、市内で大雨による土砂災害発生の危険度が高まったとき、県と気象台が共同して発表する。

(2) 大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）

気象台が防災情報提供システム及び気象庁ホームページによって提供する情報で、大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で 1km 四方の領域ごとに 5 段階に色分けして示す情報。2 時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。

・「非常に危険」（うす紫）、「極めて危険」（濃い紫）：避難が必要とされる警戒レベル４に相当
・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル３に相当
・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当

４　その他情報

災害により関係する観測点における最新情報の収集に努める。

(1) 雨量情報
(2) 水位情報
(3) その他予測情報

資　料

２-13 雨量の観測所
２-14 水位の観測所

第３　被害情報の収集・調査

１　被害状況の収集

市民、地区（自治会）、自主防災組織、消防団、北はりま消防本部、各部班その他関係機関から地域における被害情報を収集する。

収集すべき主要な情報は、次のとおりである。

(1) 人的被害状況
(2) 家屋被害状況
(3) 火災状況
(4) 道路状況（道路陥没・亀裂、がけ崩れによる道路障害、落橋等）
(5) 交通機関の運行状況
(6) 防災関係機関の防災応急対策状況
(7) ライフラインの状況（電気・ガス・上（下）水道・通信等）
(8) 公的施設の被害状況
(9) その他災害に関する各種の情報、資料等

２　情報の共有

被害状況及び応急対策実施状況等を取りまとめるとともに、県、警察署、防災関係機関と情報交換を密接にし、情報の共有を図る。

３　点検・巡視等

警戒段階から市及び防災関係機関は、担当地域や所管施設等の状況を点検・巡視する。市は、消防機関と連携を図りながら、必要に応じ重要防災箇所にパトロール班を

編成・派遣し、速やかに情報を収集する。

点検・巡視中異常（土砂崩れ、落石、斜面の崩壊等）を発見したときは、直ちに本部に報告するとともに、重要情報（死者・重傷者の発生、河川の堤防の決壊や土砂崩れ等の前兆等）は、カメラ、カメラ付携帯電話等を活用して映像情報での報告に配慮する。

4　異常現象の通報等

災害が発生又は発生するおそれのある異常な現象（地割れ、斜面の亀裂、地すべり、落石、漏水等）を発見した者は、市長又は警察に通報するものとする。

異常現象等の発見又は災害発生の連絡を受けた場合は、気象台及びその事象に関係のある機関に通報すると共に、必要に応じて市民に周知する。

第４　被害状況報告

1　報告基準

災害により以下の種類の災害が生じたときは、県に災害状況を報告する。

(1) 災害救助法の適用基準に合致する災害
(2) 災害対策本部を設置した災害
(3) 災害による被害に対して、国の特別の財政的援助を要する災害
(4) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて特に報告の必要があると認められる程度の災害
(5) (1)又は(2)に定める災害になるおそれのある災害

2　報告系統

通信の不通等により県に報告できない場合及び緊急報告を要する場合、直接消防庁に報告する。

ただし、その場合にも県との通信確保に努め、報告済の連絡をする。

3　報告手段

災害状況の報告は、以下の手段による。

(1) 災害の発生を覚知したときは、速やかにフェニックス防災端末に情報を入力する。
(2) あらかじめ県が指定する時間ごとに災害情報をとりまとめ、フェニックス防災端末に入力する。
(3) 必要に応じて有線若しくは無線電話又はファクシミリなども活用する。
(4) 有線が途絶した場合は、兵庫衛星通信ネットワーク（衛星系・地上系）、西日本電信電話㈱災害対策用無線、警察無線等の無線通信施設等を利用する。
必要に応じ、他機関に協力を求め、通信手段を確保する。
(5) すべての通信施設が不通の場合は、通信可能な地域まで職員を派遣する等、あらゆる手段をつくして伝達するよう努める。

4　報告内容

(1) 緊急報告

①　庁舎の周辺の被災状況を県に報告する。(報告内容は、庁舎周辺で覚知できる状況のみでよく、必ずしも数値で表せる情報である必要はない。)

なお、緊急の場合には口頭報告で行う。

※　消防組織法に基づく火災・災害等に関する速報は、消防本部が行う。(報告内容は、必ずしも具体的な被害状況を含んでいる必要はなく、通信受信状況の概要で足りる。)

②　火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防本部への通報（電話・来庁を問わない。）が殺到した場合、直ちに消防庁及び県（災害対策本部及び地方本部経由）それぞれに対し報告する。

③　市（水道管理者）は、水道の供給等に支障を来した場合、速やかに県にその状況を通報する。

(2) 災害概況即報

報告すべき災害を覚知したとき直ちに第一報を県（災害対策本部及び地方本部経由）に報告し、災害の初期段階で被害状況が十分把握できていない場合には、速やかに人的被害の状況、建築物の被害状況及び土砂災害等の発生状況等の情報を収集し、被害規模に関する概括的情報も含め、把握できた範囲から、逐次、県へ報告する。

特に、災害が自らの対応力のみでは十分な対策を講じることができない規模であると予想される場合は、至急その旨を県へ報告する。

(3) 被害状況即報

被害状況に関する情報を収集し、県に報告する。

(4) 災害確定報告

応急措置完了後速やかに県に文書で災害確定報告を行う。

災害報告内容一覧

報告区分	報告系統及び使用様式 注：〔　〕は様式、 ➡ はフェニックス防災システムの情報経路
緊急報告	加東市➡県（地方本部）➡県（災害対策本部）➡国（消防庁） ＊通報殺到時
災害概況即報	加東市〔災害概況即報〕➡県（地方本部）➡県（災害対策本部） ↓ 国（消防庁） ＊県への連絡が不能の場合
被害状況即報	加東市〔被害状況即報〕➡県（地方本部）➡県（災害対策本部） ↓ 国（消防庁） ＊県への連絡が不能の場合
災害確定報告	加東市〔災害確定報告〕➡県（地方本部）➡県（災害対策本部） （文書） ↓ 国（消防庁）

第５　施設等の被害調査

１　所管施設の被害調査

災害の危険が解消した段階で、各施設等の責任者は被害調査を行い、結果を本部に報告する。

２　被害家屋の調査

災害に係る住家の被害調査の実施体制を早期に確立し、り災台帳を作成する。また、県に家屋被害認定士の派遣を要請するとともに、調査要員が不足する場合は建築士等の協力を要請する。

なお、市民等は家屋被害認定調査に協力し、地域内の被害状況や地理を説明する。

(1) 被害家屋調査の準備

被害状況の速報を基に次の準備を行う。

①　税務関係職員を中心とした調査員を確保する。

応援を受ける必要があると判断した場合は、近隣市町及び民間団体への協力を要請する。

②　調査担当地区と担当調査員の編成表を作成する。

③　調査票、地図、携帯品等の調査備品を準備する。

(2) 被害家屋調査の実施

①　一次調査

被害家屋を対象に２人１組で被害程度（損壊程度及び被災家具等）を被災者から聴き取り、実測等により調査する。

② 二次調査

一次調査で調査不能であったものや一次調査の結果に不服がある旨の申し出があったものを対象として、内部（建物）調査を含め実施する。

(3) り災台帳の作成

調査結果を基に、り災台帳を作成する。

資　料

３－２　関係機関等の連絡先一覧
３－４　被害程度認定基準
３－５　調査事項・報告先一覧
３－６　県への要請事項・報告先一覧

第６　被災者支援のための情報の収集・活用

円滑な被災者支援のための情報の収集及び活用について定める。

１　内容

(1) 市民からの問い合わせに対する回答

市は、必要に応じ、発災後速やかに市民等からの問合せに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制の整備を図る。また、情報のニーズを見極めた上で、情報収集・整理・発信を行う。

また、被災者の安否について市民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

(2) 被災者台帳の作成

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

（被災者台帳に記載する事項）

・氏名
・生年月日
・性別
・住所又は居所
・住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況

・援護の実施の状況
・災害時要援護者であるときは、その旨及び災害時要援護者に該当する事由
・電話番号その他の連絡先
・世帯の構成
・り災証明書の交付の状況
・市長が台帳情報を市以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先
・前号に定める提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時
・その他被災者の援護の実施に関し市長が必要と認める事項

(3) り災証明書の交付

市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査やり災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく住家等の被害の程度を調査し、被災者にり災証明書を交付する。

第３節　防災関係機関等との連携

災害による大規模な被害が発生し、応急対策活動に応援を受ける必要があると認める場合における防災関係機関等に対する応援手続き等について定める。

第１　自衛隊への派遣要請

１　災害派遣要請の方法（市長 → 知事 → 自衛隊）

(1) 市長は、災害時において、人命及び財産の保護のため、自衛隊の災害派遣を要請する必要があると認める場合、県民局長、警察署長等と十分連絡及び調整を行い、次の事項を明らかにして、自衛隊の派遣要請をすることについて知事に要求する。

① 災害の状況及び派遣を要請する理由

② 派遣を希望する期間

③ 派遣を希望する区域及び活動内容

④ その他参考となるべき事項

ア　要請責任者の職氏名

イ　災害派遣時における特殊携行装備又は作業種類

ウ　派遣地への最適経路

エ　連絡場所及び現場責任者氏名並びに標識又は誘導地点及びその標示

(2) 市長は、通信の途絶等により、知事に対して前記(1)の要求ができない場合には、その旨及び災害の状況を自衛隊に通知することができる。

この場合において、自衛隊は、その事態に照らし、特に緊急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、部隊等を派遣することができることとされている。

(3) 市長は、前記(2)の通知をしたときは、速やかにその旨を知事に通知しなければならない。

■派遣及び撤収要請手続経路

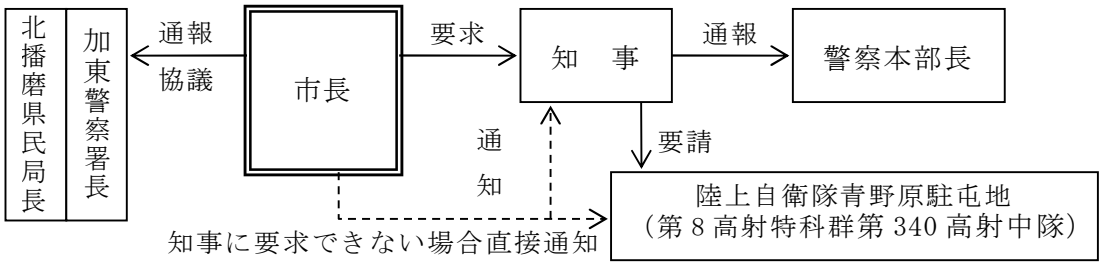

2　要請先等　　※連絡先等一覧

区　分		電話番号	
		勤務時間内	勤務時間外
県	北播磨県民局	42-9308 FAX42-4704	
	（災害対策本部設置時） 災害対策本部事務局	(078)362-9900（時間内外とも） FAX(078)362-9911～9912（時間内外とも）	
	（災害対策本部未設置時） 災害対策課（防災危機管理班）	(078)362-9988 FAX(078)362-9911～9912	(078)362-9900 FAX(078)362-9911～9912
自衛隊	陸上自衛隊青野原駐屯地 （第８高射特科群第340高射中隊）	(0794)66-7301 内線 232	

（注）緊急文書をファクシミリで送信する場合は、事前又は事後にその旨電話連絡し、確実性を期すること。

3　受入れ準備

派遣を要請した場合、次の措置をとる。

(1) 作業実施期間中の現場責任者の指定

(2) 派遣部隊の作業に必要な資機材の準備（自衛隊の装備に係るものを除く。）

(3) 派遣部隊の宿泊施設又は設営適地の準備

4　撤収要請

自衛隊の派遣の必要がなくなったと認めるときは、知事に対し、災害派遣要請の方法に準じて、知事に撤収の連絡を行う。

5　活動内容

(1) 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段による情報収集

(2) 避難の援助

避難者の誘導、輸送等

(3) 遭難者等の捜索救助

行方不明者、負傷者等の捜索救助（通常、他の救援作業等に優先して実施）

(4) 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対し、土のう作成、運搬、積込み等

(5) 消火活動

利用可能な消防車等その他防火用具（必要な場合は、航空機等）による消防機関への協力（消火剤等は、通常、関係機関が提供）

(6) 道路又は水路の啓開

道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合の啓開、除去

(7) 応急医療、救護及び防疫

被災者に対する応急医療、救護及び感染症対策（薬剤等は、通常、派遣要請者が提供）

(8) 通信支援

災害派遣部隊の通信連絡に支障を来さない限度で実施

(9) 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送（航空機による輸送は、特に緊急を要する場合に限る。）

(10) 炊飯及び給水

炊飯及び給水の支援

(11) 物資の無償貸付又は譲与

「防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令」に基づき、被災者に対し生活必需品等の無償貸与又は救じゅつ品の譲与

(12) 危険物の保安及び除去

能力上可能なものについて、火薬類、爆発物、不発弾等危険物の保安措置及び除去

(13) その他

その他、臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なもの

6　経費の負担区分

災害派遣を受けた機関は、原則として自衛隊の救援活動に要した次の経費を負担する。

(1) 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材等（自衛隊装備に係るものを除く。）の購入費、借上料及び修繕費

(2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料、借上料、入浴料及びその他付帯する経費

(3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱道費及び電話料等

(4) 派遣部隊の救援活動中発生した損害に対する補償費（自衛隊の装備に係るものを除く。）

7　自衛隊の基本方針

(1) 自衛隊は、人命及び財産の保護のために行う応急救援・復旧のため、速やかに部隊を派遣できるよう平常時から県等関係機関と密接に連絡・協力して災害派遣を計画準備し、知事、海上保安本部長及び大阪空港事務所長（以下「知事等」という。）の要請により部隊等を派遣することになっている。

(2) 災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、要請を待ついとまがないときは、指定部隊等の長は、要請を待つことなく、その判断に基づいて部隊等を派遣することとし、事後、できる限り早急に知事等に連絡し、所要の手続きをとることになっている。

〈　自主派遣の判断基準　〉

① 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合

② 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、市町長から災害に関する通知、管轄の警察署長等から通報を受け、又は部隊等による収集その他の方法により入手した情報等から、直ちに救援の措置を取る必要があると認められる場合

③ その他災害に際し、上記①及び②に準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められる場合

(3) 自衛隊の部隊等の長は、自衛隊の庁舎、営舎その他防衛省の施設又はこれらの近傍に、火災その他の災害が発生した場合、自らの判断により部隊等を派遣することになっている。

第２　関係機関との連携

１　関係機関等への応援要請

(1) 県への応援要請

市長は、災害が発生し、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、応援又は応急措置の実施の要請を行う。（災害対策基本法第 68 条）

また、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関、特定公共機関、他の市町若しくは特定地方公共機関の職員の派遣についてあっせんを求める。（災害対策基本法第 30 条第１項及び第２項）

(2) 指定地方行政機関への応援要請

市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関若しくは特定公共機関の長に対し、職員の派遣を要請する。（災害対策基本法第 29 条第２項）

(3) 他市町等への応援要請

市長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の市町長等に対し、応援を求める。（災害対策基本法第 67 条）

① 職員の応援派遣要請

災害応急対策及び災害復旧活動に必要があるときは、次の事項を明示し、職員の派遣を要請する。

なお、緊急の場合は電話、ＦＡＸ等で連絡することとし、正式書類は早急に送付する。

ア　災害の状況及び応援（応急措置の実施）を要請する理由

イ　応援を必要とする期間

ウ　応援を希望する職種別人員

エ　派遣される職員の給与、勤務場所等

オ　活動内容

カ　その他必要な事項

② 相互応援の範囲

ア　被災者の応急救助に係る職員の派遣及び所要施設の利用

イ　被災者の食糧、飲料水、その他の生活必需品の提供

ウ　医療活動、感染症対策活動のための職員の派遣及び所要設備の利用及び医薬品等の提供

エ　復旧のための土木系技術職員の派遣及び資機材の提供

オ　廃棄物（し尿、ごみ）の収集運搬及び処理のための職員の派遣及び車両等の提供

カ　通信施設及び輸送機関の確保のための職員の派遣及び資機材等の提供

キ　上下水道施設の復旧のための職員の派遣及び車両並びに資機材の提供

ク　消防職員の派遣

ケ　その他応急対策活動及び復旧活動に必要な職員の派遣

(4) 応援の受入れ

各部署からの応援要請に基づき応援隊を受け入れるとともに、応援隊の案内用の職員又は地図等の情報、及び応援先の災害状況等の情報を提供する。

法律に基づく支援要請系統図

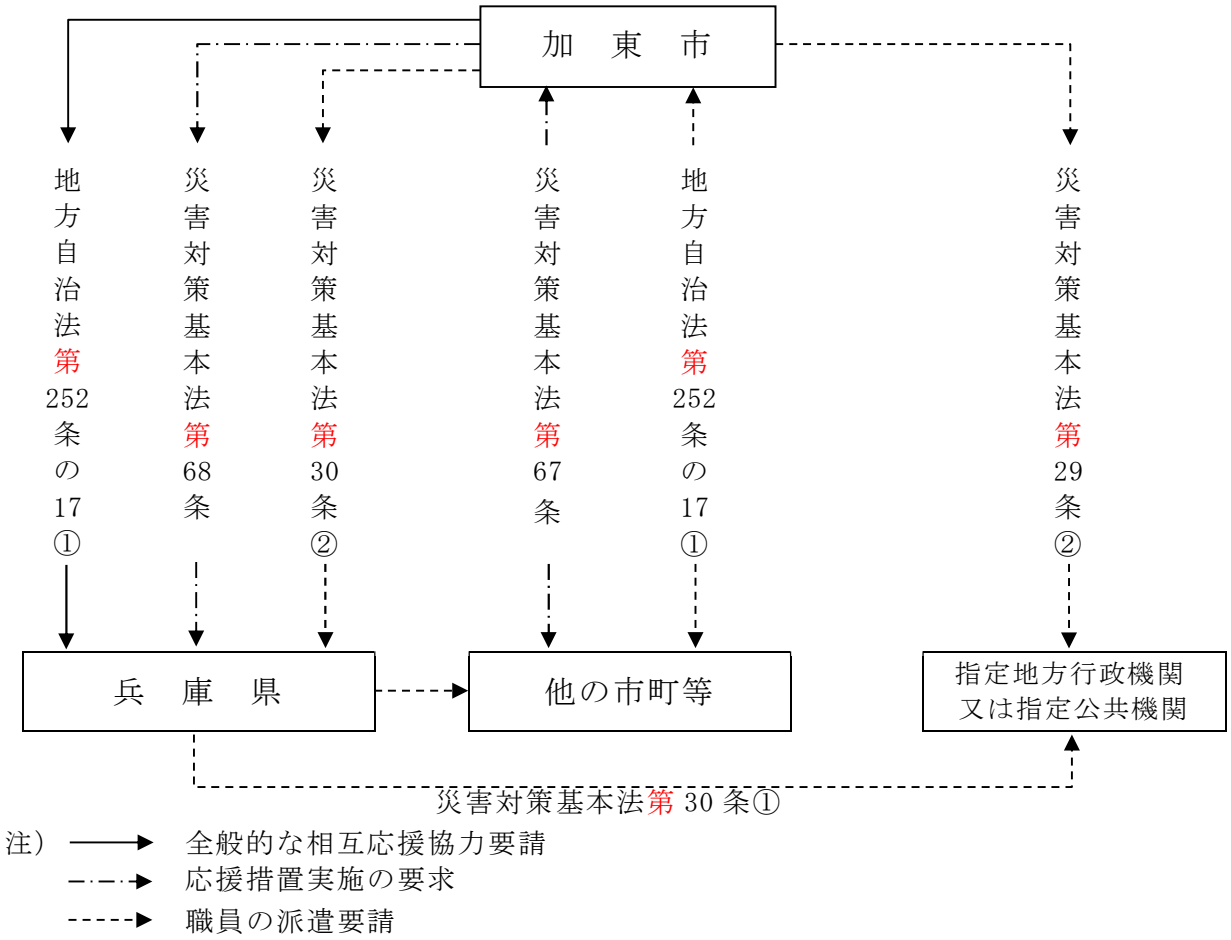

２　消防機関の応援要請

(1) 大規模災害時における広域消防応援体制

①　兵庫県広域消防相互応援協定に基づく応援要請

消防長は、北はりま消防本部だけでは対応が困難な場合、兵庫県広域消防相互応援協定に基づき、連絡窓口の明石市消防本部に応援要請を行い、その後市長に報告する。

②　緊急消防援助隊の要請

市長は、災害の規模が大きく、兵庫県広域消防相互応援とあわせて更なる応援が必要な場合、知事に対して緊急消防援助隊の応援要請を行う。

③　応援要請に関する連絡事項

応援要請を行う場合、次の事項を応援先に連絡する。

ア　災害の発生場所及び被害概要

イ　必要とする車両、人員及び資機材

ウ　アクセス路の状況（通行止め、通行規制等）

エ　集結場所及び活動内容

オ　その他必要事項

④　応援隊の誘導

応援隊の災害現場等への誘導については、北はりま消防組合加東消防署職員が行う。

(2) 関係機関との連携

消防及び警察は、市民の生命、身体及び財産の保護のために相互に協力する。

資　料

４－１　主な協定一覧

５－１　消防の体制

第４節　災害救助法の適用

一定の規模以上の災害が発生し、被災者が現に応急的な救助を必要としている場合は、災害救助法の適用を申請し、応急的、一時的な救助を行う。

１　適用基準

(1) 適用基準

同一の原因による災害により、被災者が現に救助を要する状態にある場合で、次の各号のいずれかに該当するときに、知事により災害救助法が適用される。

① 市の区域内で、住家の滅失世帯数が 60 世帯以上（災害救助法施行令第１条第１項第１号）

② 県の区域内で、住家の滅失世帯数が 2,500 世帯以上に達し、かつ、市の区域内で住家の滅失世帯数が 30 世帯以上（災害救助法施行令第１条第１項第２号）

③ 県の区域内で住家の滅失世帯数が 12,000 世帯以上に達した場合、又は住家の滅失世帯が多数で被害地域が他の集落から隔離され、若しくは孤立している等のため生活必需品などの補給が極めて困難な場合若しくは有毒ガスの発生、放射性物質の放出等のため被災者の救助が極めて困難であり、そのため特殊の技術を必要とする場合（災害救助法施行令第１条第１項第３号）

④ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、次のいずれかに該当すること（災害救助法施行令第１条第１項第４号）

ア 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域の多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。

イ 被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

(2) 滅失世帯数の算定

住家の滅失世帯数は、住家の被害程度に応じて、次のように換算する。

① 全壊（全焼・流失）住家１世帯は、滅失世帯数１

② 半壊（半焼）住家１世帯は、滅失世帯数１／２

③ 床上浸水や土砂の堆積で居住できない住家１世帯は、滅失世帯数１／３

(3) 適用手続

市長は、災害の規模が、(1)の基準に該当し、又は該当する見込みがある場合は、被害状況等を知事に報告する。

※参考（適用手続きの体系）

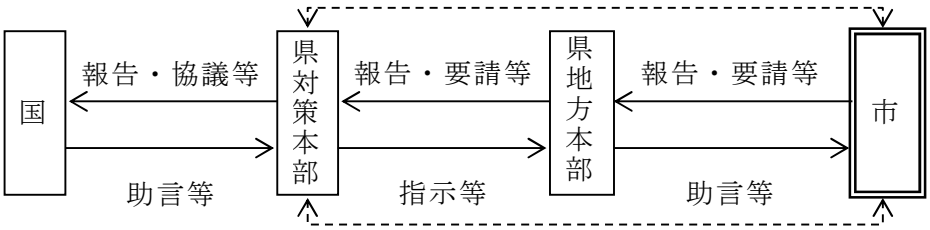

（注）破線は、緊急の場合及び補助ルート

2　救助内容

(1) 実施項目

地域における公共の秩序を維持し、市民及び滞在者の安全を保持するため、市長が行うこととされた救助の実施に関する事務を適正に実施する。

ただし、災害が突発し、県の通知等を待ついとまがない場合には、救助の実施に関する事務のうち、緊急を要する事務を実施する。

実施項目	実施期間
避難所の設置	7 日以内
応急仮設住宅の供与	2 年以内 (20 日以内に着工)
炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	7 日以内
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	10 日以内
医療及び助産	14 日以内 分娩の日から7日以内
被災者の救出	3 日以内
被災した住宅の応急修理	1 ヶ月以内
学用品の給与	教科書等 1 ヶ月以内 文房具等 15 日以内
埋葬	10 日以内
死体の捜索及び処理	10 日以内
災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	10 日以内

(2) 防災関係機関

防災関係機関は、地域防災計画、災害救助法の定めるところにより、救助に必要な人員の確保、物資の調達等、救助活動の実施に際して、県、市、救助活動の実施関係機関に協力するものとされている。

(3) 救助の応援

救助は、災害が発生した市及び県が行うものであるが、災害が大規模となり、救助に必要な人員・物資・設備等の確保が困難な場合、他市町に応援を求める。

(4) 災害救助法による救助の基準

市長は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」による基準で実施することが困難な場合、特別基準の適用を知事に要請する。

知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得て基準を定めることができるものとされている。

資　料

12-1　災害救助法による救助の基準

12-2　災害救助事務フローチャート

第３章　円滑な災害応急活動の展開

迅速かつ円滑な災害応急活動を行うことができるよう、活動体制等について定める。

第１節　水防活動

水防活動については、別に定める「加東市水防計画」により実施することとする。

第２節　救助・救急、医療対策

災害により被災した者の救出・救護活動、及び医療・助産活動に向けた対策について定める。

第１　人命救出活動

１　救出

(1) 市は、必要に応じ、職員の動員と負傷者等の救出を実施する。

(2) 救出活動が困難な場合、県に、可能な限り次の事項を明らかにして、救出活動の実施を要請する。

① 応援を必要とする理由

② 応援を必要とする人員、資機材等

③ 応援を必要とする場所

④ 応援を必要とする期間

⑤ その他必要な事項

２　行方不明者の捜索

災害により行方不明の状態にある者（周囲の事情により死亡していると推定される者を含む。）を対象として捜索活動を実施する。

(1) 行方不明者情報の収集

被災者相談窓口等で受付けた情報及び被災現場等での情報を収集し、行方不明者のリストを作成する。

行方不明者のリストは、警察に提出し連携する。

(2) 捜索活動

市及び消防機関は、行方不明者リストに基づき、警察、自衛隊等と連携して行方不明者の捜索活動にあたる。

行方不明者を発見した場合には、警察に連絡する。

３　自主防災組織、事業所、市民等

自主防災組織、事業所の自衛防災組織、市民等は、次により自発的に救出活動を行うとともに、救出活動を実施する各機関に協力するよう努める。

(1) 組織内の被害状況の把握と負傷者の早期発見

(2) 救助用資機材を活用した組織的救出活動の実施

(3) 警察、消防機関等への通報

４　その他

救出活動を実施する機関は、速やかで的確な救出活動を実施するため、定期的な相互連絡による情報交換を行う。

また、必要により救出活動に必要な人員、機材等について、「災害時における応急対策業務に関する協定」に基づき、建設業者等に支援を要請する。

第２　救急医療活動

１　負傷者の発見、通報並びに関係機関への連絡

負傷者等の発見者又は事故等責任機関から第１報を受信した機関は、災害の状況（日時、場所、災害の状況及び死傷者の数）を直ちに消防本部及び関係機関に連絡するものとする。

２　現場から医療施設への負傷者等の搬送

(1) 負傷者等の発見を受信した搬送担当機関は、直ちに職員、搬送車両等を現場に出動させ、搬送に当たる。

(2) 搬送車両等が不足する場合は、次の応急措置を講じる。

① 救急指定病院の患者搬送車の活用

② 応急的に調達した車両の活用

③ 隣接市町の応援要請

(3) 市長又は消防長は、ヘリコプターによる搬送を要すると判断した場合、県にヘリコプターの出動を要請する。

また、ヘリコプターによる救急活動に関しては、県立加古川医療センターを拠点とするドクターヘリが昼間のみ運用されており、出動を要請する場合は、北はりま消防本部から出動を依頼する。（「兵庫県消防防災ヘリコプター応援要綱」等）

３　医療関係者の出動要請並びに現場及び搬送中の救急措置

市は、事故等の状況により自ら必要があると認めるとき、又は事故等責任機関等から要請があり、必要と認めたときは、医療関係者を現場へ出動させる。

４　負傷者等の収容

(1) 負傷者等の収容については、事故等責任機関が特に指示する場合を除き、下記施設の活用を図る。

① 救急告示病院・診療所

② その他の医療施設

③ 公民館、学校に設置された救護所及び県設置の救護センター

④ 寺院（死者の場合）

(2) 死亡して発見された場合及び搬送中に死亡した場合等は、速やかに警察に連絡する。

５　関係機関への協力要請

災害の規模・内容等により必要があるときは、時機を失することなく関係機関に協力を要請する。

6　災害の現場における諸活動の調整

(1) 災害対策本部が設置された場合

本部長の指名する者が、諸活動の調整を行う。

(2) 災害対策本部が設置されない場合

市長の指名する者が、諸活動の調整を行う。

7　費用

救急医療対策に要した費用については、現行関係法の適用により処理しうるものは同法により、その他のものについては事故等責任機関の負担とする。

第３　医療・助産対策

1　救護所の設置

(1) 次の場合に救護所を設置する。

① 現地医療機関が被災し、その機能が低下又は停止したため対応できない場合

② 患者が多数で、現地医療機関だけでは対応できない場合

③ 被災地と医療機関との位置関係、あるいは傷病者の数と搬送能力との問題から、被災地から医療機関への傷病者の搬送に時間がかかるため、被災地での対応が必要な場合

(2) 救護所では、次の活動を行う。

① 傷病者のトリアージ

注):トリアージとは、救急医や救急救命士らが中心となり、傷病者の緊急度と重傷度の評価を行い治療の優先順位を決定すること。

② 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定

③ 傷病者の応急処置

④ 助産

⑤ 死亡の確認

⑥ 遺体の見分

(3) 地域の医療機関の復旧状況、受診者数及び疾病構造を勘案し、地域医療に引き継ぐことが適当と判断した場合は、(一社) 小野市・加東市医師会と協議の上、救護所を廃止する。

2　救護班の編成

(1) 救護班の編成、派遣

多数の傷病者が発生した場合は、県及び（一社）小野市・加東市医師会に救護班の編成及び救護所への派遣を要請する。

(2) 救護班の活動

被災地に入った救護班は、市の指揮の下に、発災直後は外科的治療を中心に、傷病者のトリアージ、応急措置、重症者の搬送の指示・手配等を行う。

その後は内科的治療を中心に、乳幼児、高齢者等災害時要援護者の健康管理に努めるとともに、急性疾患の治療、慢性疾患の継続治療に当たる。

３　医療マンパワーの確保

医療マンパワーの確保を必要とするときは県に応援を要請する。

４　患者等搬送体制

北はりま消防本部は、県、災害医療センターと情報交換を図りながら、患者等を円滑に搬送する。

５　医薬品等の供給

(1) 医薬品等の確保及び調達

県と協力して、発災後３日間に必要となる医薬品等を確保する。

(2) 搬送、供給方法

販売業者は、市の集積基地まで搬送するものとする。

市は、集積基地の選定、仕分け・運搬人員の確保、運搬手段を確保し、救護所等への供給を行う。

状況により、自衛隊等に搬送を要請するなど、目的地への迅速な供給に努める。

６　医療機関のライフラインの確保

県と連携を図りながら、水道、電気、ガス等ライフラインの関係機関に対し、医療機関のライフラインの早期復旧のための協力を要請する。

資　料

６－２　災害時の医薬品等の供給体制

10－１　災害時要援護者関連施設

第３節　交通・輸送対策

人命救助、消防活動等の災害応急対策活動の根幹を支える緊急輸送及び道路の確保等について定める。

第１　交通確保対策

１　被災情報及び交通情報の収集

(1) 道路管理者は警察と緊密に連携して、所管する道路あるいは地域について道路の点検を行い、被災状況等を把握するとともに、通行の禁止又は制限に関する情報を収集する。

(2) 道路管理者は、県、市の防災情報ネットワークや、電力・ガス・通信企業等民間のセキュリティシステム等を利用して、幅広い情報収集にも努める。

２　緊急通行車両の確認

災害応急対策活動の円滑な推進に資するため、「災害対策基本法施行令第 33 条第 1 項」の規定に基づき、警察において緊急通行車両等事前届出済証による確認を受け、標章及び緊急通行車両確認証明書の交付を受ける。

３　陸上交通の確保

道路管理者は、警察と緊密に連携し、把握した被災状況等に基づき、通行禁止等の措置をとる。

(1) 道路法（第 46 条）に基づく応急対策

道路管理者は、道路の損壊その他の事由により、交通が危険であると認められる場合においては、管理する道路の保全と交通の危険を防止するため、区間を定めて道路の通行禁止又は制限を行う。

(2) 被災地域への流入抑制

市は、警察と連携し、災害が発生した直後において、避難路及び緊急交通路について、優先的にその機能の確保を図る。

(3) 災害対策基本法に基づく交通規制（発災時から４、５日ないし１週間程度）

この時期は、道路交通は混雑し、被害の拡大や二次災害が発生することが予想され、市民等の安全かつ円滑な避難の確保、負傷者の救出・救護、消防等の災害応急対策のための緊急交通路の確保等が中心となるため、県公安委員会による災害対策基本法第 76 条第 1 項の規定に基づく交通規制の迅速な実施に協力する。

道路管理者は、災害対策本部、県公安委員会、警察等と連携して、通行禁止等を行う区域又は区間、対象、期間（終期を定めない場合は始期）等交通規制についてあらゆる広報媒体を活用して市民等への周知に努める。

交通規制実施区分

実施責任者	範　　囲	根拠法令
道路管理者	1　道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合 2　道路に関する工事のためやむを得ないと認める場合	道路法 第 46 条第 1 項第 1 号 道路法 第 46 条第 1 項第 2 号
公安委員会	1　道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認める場合 2　災害応急対策に従事する者又は応急対策に必要な物資の緊急輸送その他応急措置を実施する際の緊急輸送を確保するために必要があると認めるとき	道路交通法 第 4 条第 1 項 災害対策基本法 第 76 条第 1 項
警 察 署 長	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るために必要があると認めるとき	道路交通法 第 5 条第 1 項
警　察　官	道路の損壊、火災の発生その他の事情により、道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合	道路交通法 第 6 条第 4 項

(4) 道路の応急復旧作業

道路管理者は、次の措置を講じるものとする。

① 道路啓開の実施

ア　救急、消防、応急復旧対策等の緊急輸送を確保するため、関係機関と連携を図り計画的に道路啓開を実施する。

イ　被災地への円滑な緊急物資等の輸送を確保するため、緊急交通路の確保を最優先に応急復旧等を実施するとともに、被災地以外の物資輸送等を円滑に実施するため、広域輸送ルートを設定し、その確保にも努める。

② 応急復旧業務に係る民間団体等の運用

民間団体等と連携・協力し、災害発生時には、必要に応じて障害物等の除去、応急復旧等に必要な人員、機材等を確保する。

第２　緊急輸送対策

１　緊急輸送に当たっての基本的事項等

(1) 基本方針

① 輸送に当たっての配意事項

輸送活動を実施するに当たって、次のような事項に配意する。

ア　人命の安全

イ　被害の拡大防止

ウ　災害応急対策の円滑な実施

② 輸送対象の想定

ア 第１段階

ｱ) 救助・救急活動、医療活動の従事者、医療品等人命救助に要する人員、物資

ｲ) 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資

ｳ) 政府災害対策要員、県・市災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等

ｴ) 後方医療機関へ搬送する負傷者等

ｵ) 緊急輸送に必要な輸送施設・輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

イ 第２段階

ｱ) 上記アの続行

ｲ) 食料、水等生命の維持に必要な物資

ｳ) 傷病者及び被災者の被災地外への輸送

ｴ) 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

ウ 第３段階

ｱ) 上記イの続行

ｲ) 災害復旧に必要な人員及び物資

ｳ) 生活必需品

(2) 輸送路等に関する状況の把握

広域応援を実施する場合に備え、警察、各道路管理者、鉄道事業者に関係する機関等と連携し、緊急輸送道路予定路線等の状況把握に努める。

2 緊急輸送

(1) 市は、緊急輸送が必要な時は、協定締結輸送業者等へ応援を要請する。また、緊急輸送に対応できるよう、平常時から様々な輸送業者との協定締結に努める。

(2) 協定締結輸送業者だけでは、十分に人材が確保できないときは、協定未締結の輸送業者等への応援を依頼する。

(3) 緊急輸送を依頼した場合は、案内用の職員又は地図等の情報を提供する。

(4) 状況に応じて、市の所有する公用車も活用する。

第３ ヘリコプターの運航

1 要請基準

現に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、ヘリコプターによる次の用務の支援を必要とする場合は、県に対して要請する。

(1) 救急活動

(2) 救助活動

(3) 火災防御活動

(4) 情報収集活動

(5) 災害応急対策活動

2　要請手続き

市長又は消防長が、神戸市消防局警防部司令課に対し手続きを行い、事後速やかに所定の要請書を県（企画県民部災害対策局消防課）に提出する。

ただし、県災害対策本部が設置された場合は、災害対策本部事務局に要請を行う。

また、ヘリコプターによる救急活動に関しては、県立加古川医療センターを拠点とするドクターヘリが昼間のみ運用されており、出動を要請する場合は、北はりま消防本部から出動を依頼する。(「兵庫県消防防災ヘリコプター応援要綱」等)

3　要請先

要請の連絡先は次のとおりとする。

(1) 県災害対策本部非設置時

・昼間（8:45～17:30）の要請は電話会議システムにより行う。

・夜間（17:30～翌朝 8:45）の要請は神戸市消防局警防部司令課に対して行う。

神戸市消防局警防部司令課　　TEL（078）333-0119
FAX（078）325-8529

(2) 県災害対策本部が設置された場合

災害対策本部事務局　　TEL（078）362-9900～9902
FAX（078）362-9911

（県災害対策センター内）

(3) 県立加古川医療センター（救急搬送のみ）昼間

TEL（079）497-7000㈹
FAX（079）438-8800

4　要請に際し連絡すべき事項

(1) 災害の発生場所、発生時間、内容、原因
(2) 要請を必要とする理由
(3) 活動内容、目的地、搬送先
(4) 現場の状況、受入体制、連絡手段
(5) 現地の気象条件
(6) 現場指揮者
(7) その他必要事項

5　要請者において措置する事項

(1) 離発着場の選定
(2) 離発着場における措置（散水、ヘリポート表示、風向表示、ヘリコプターの誘導）

6　患者の搬送

患者の搬送については、医師が承認し、同乗するよう措置する。

併せて受入先の病院、窓口責任者等について確認する。

資　料

８－６　緊急輸送道路一覧（県・市指定）

８－７　緊急輸送道路ネットワーク図

８－８　ヘリコプター臨時離発着場一覧

第４節　避難対策

災害により、現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者に対する避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）、災害発生情報（以下「避難勧告等」という。）、避難誘導、避難所の開設・運営及び収容保護対策について定める。

第１　避難勧告等

１　避難勧告等の発令

(1) 市は、一般市民に対して避難準備を呼びかけるとともに、災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者に対して避難行動を開始することを求める必要があるときは、「警戒レベル３、避難準備・高齢者等避難開始」を発令する。

(2) 市は、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、市民等の生命及び身体を保護するため必要があるときは、必要と認める地域の市民等に対し「警戒レベル４、避難勧告」を発令することとする。地域 の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合等に「警戒レベル４、避難指示（緊急）」を発令することとし、災害が実際に発生していることを把握した場合には可能な範囲で「警戒レベル５、災害発生情報」を発令することとする。

(3) 市は、土砂災害における避難勧告等の発令に当たっては、土砂災害警戒情報を参考にしつつ、周辺の渓流・斜面の状況、気象状況、県の補足情報等も合わせて総合的に判断する。

区分		発令時の状況	市民に求める行動
警戒レベル３	避難準備・高齢者等避難開始	災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	○災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者は、指定された避難所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） ○上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
警戒レベル４	避難勧告	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	通常の避難行動ができる者は、指定された避難所への避難行動を開始
	避難指示（緊急） ※地域の状況に応じて緊急的に又は重ねて避難を促す場合等に発令	○前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害が発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ○堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況	○避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 ○未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動

区分		発令時の状況	市民に求める行動
警戒レベル5	災害発生情報 ※災害が実際に発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令	すでに災害が発生している状況	命を守るための最善の行動

市長は、避難勧告等にかかる事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、知事に代行を要請するものとする。

【参考資料：避難の勧告・指示】

避難の勧告・指示の実施責任機関は次の通りとするが、知事は市町が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市町長の実施すべき措置の全部又は一部を代行することとする。（災害対策基本法 60 条第 6 項～8 項）

① 避難の勧告　災害全般について　　市町長（災害対策基本法第 60 条）

② 避難の指示

- 洪水、雨水出水、津波又は高潮について
  - 知事又はその命を受けた職員（水防法第 29 条）
  - 水防管理者（水防法第 29 条）
- 地すべりについて
  - 知事又はその命を受けた職員（地すべり等防止法第 25 条）
- 災害全般について
  - 市町長　（災害対策基本法第 60 条）
  - 警察官
  - 自衛官
    （警察官職務執行法第 4 条第 1 項
    災害対策基本法第 61 条
    （自衛隊法第 94 条））
  - 海上保安官（災害対策基本法第 61 条）

※兵庫県地域防災計画より抜粋

2　発令の基準

避難勧告等は、次の状況が認められるときを基準として実施する。

- □ 火災等の災害拡大により、住民の生命に危険が認められるとき。
- □ がけ崩れ等の地変が発生し、または発生するおそれがあり、付近住民に生命の危険が認められるとき。
- □ 洪水及び土砂災害に関し、別に定める数値基準等（下表）に達し、河川管理者等からの情報（水位上昇速度、雨量状況等）を考慮して必要と認められるとき。
- □ 有毒ガス等の危険物質が流出拡散し、またはそのおそれがあり、住民の生命に危険が認められるとき。
- □ その他災害の状況により、市長が必要と認めるとき。

(1) 洪水

洪水による大きな被害が想定される浸水想定区域（水防法第 14 条）については、避難判断水位（特別警戒水位、水防法第 13 条）等を指標として判断する。なお、判断に当たっては、気象観測情報、上流域の状況、気象台や河川管理者の助言、現場の巡視報告、通報等を参考に総合的かつ迅速に行う。

<table>
<tr><td colspan="2">種類</td><td>洪水予報河川</td><td colspan="2">水防警報河川・水位周知河川</td><td>左記以外の中小河川等</td></tr>
<tr><td colspan="2">対象河川</td><td>加古川（板波）</td><td>加古川水系東条川（吉井上流）</td><td>加古川水系千鳥川（家原）</td><td>リアルタイムの水位観測ができない中小河川又は水路</td></tr>
<tr><td rowspan="2">警戒レベル3</td><td rowspan="2">高齢者等避難開始
避難準備・</td><td rowspan="2">洪水警報又は氾濫警戒情報が発表されたとき。
※洪水警報及び氾濫警戒情報は、基準観測点の水位が避難判断水位に到達し、氾濫危険水位に到達すると見込まれるときに発表される。
観測点：板波（国）
避難判断水位：4.20m</td><td colspan="2">基準観測点の水位が避難判断水位に到達し、氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき。</td><td rowspan="2">近隣での浸水や、河川の増水、当該地域の降雨状況や降雨予測等により浸水の危険が高いとき。</td></tr>
<tr><td>＜観測点＞
吉井上流（県）
＜避難判断水位＞
3.30m</td><td>＜観測点＞
家原（県）
＜避難判断水位＞
2.70m</td></tr>
<tr><td rowspan="4">警戒レベル4</td><td rowspan="3">避難勧告</td><td rowspan="2">氾濫危険情報が発表されたとき。
※氾濫危険情報は基準観測点の水位が、氾濫危険水位（特別警戒水位）に到達したときに発表される。
観測点：板波（国）
氾濫危険水位：5.00m
（特別警戒水位）</td><td colspan="2">基準観測点の水位が氾濫危険水位（特別警戒水位）に到達したとき。</td><td rowspan="2">・堤防高に水位が到達したとき。
・近隣で浸水が床上に及んでいるとき。</td></tr>
<tr><td>＜観測点＞
吉井上流（県）
＜氾濫危険水位＞
（特別警戒水位）
3.90m</td><td>＜観測点＞
家原（県）
＜氾濫危険水位＞
（特別警戒水位）
3.10m</td></tr>
<tr><td colspan="5">異常な漏水及び浸食等を確認したとき。</td></tr>
<tr><td>避難指示（緊急）</td><td colspan="5">異常な漏水及び浸食の進行、亀裂並びにすべり等により決壊のおそれが高まったとき。
樋門・水門等の施設の機能支障を確認したとき。
避難勧告等による立ち退き避難が十分でなく、緊急的又は重ねて避難を促すとき。</td></tr>
</table>

(2) 土砂災害

風水害に伴う土砂災害による被害を防止するため、気象庁から発表される情報を指標として活用する。また、判断にあたっては、気象情報や加東土木事務所の助言、現場の巡視報告、通報等を参考に総合的かつ迅速に行う。

区分		発令基準
警戒レベル３	避難準備・高齢者等避難開始	・大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報（気象庁提供）の実況又は予測が「警戒」（警戒レベル３相当）に到達したとき。

警戒 レベル４	避難勧告	・大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報（気象庁提供）の実況又は予測が「非常に危険」（警戒レベル４相当）に到達したとき。 ・「土砂災害警戒情報」が発表されたとき。 ・近隣で前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、渓流の水量の変化等）が発見されたとき。
	避難指示（緊急）	・大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報（気象庁提供）の実況又は予測が「極めて危険」（警戒レベル４相当）に到達したとき。 ・近隣で前兆現象（土砂移動現象、流木の流出、斜面の亀裂等）が発見されたとき。

(3) ため池災害

風水害に伴うため池災害による人的被害が近年発生している。ため池災害に対する避難勧告等の発令のための一律の指標の設定は難しいため、気象情報や現場の巡視報告、通報等を参考に総合的かつ迅速に行う。

区分		発令基準
警戒 レベル３	避難準備・高齢者等避難開始	・ため池管理者から漏水等の前兆現象の報告があったとき。 ・警戒巡視又は市民等により漏水等の前兆現象が発見されたとき。
警戒 レベル４	避難勧告	・ため池管理者から亀裂、小規模の崩れ等の報告があったとき。 ・警戒巡視又は市民等により亀裂、小規模の崩れ等が発見されたとき。
	避難指示（緊急）	・避難勧告による立ち退き避難が十分でなく、緊急的又は重ねて避難を促すとき。

３　避難勧告等の伝達

避難勧告等の伝達は、次の経路のとおりとする。

こども園等及び社会福祉施設への伝達は主に収容・救護部を通じて行い、加古川流域又は東条川流域の現地対応部が補佐する。

また、知事に対し、避難勧告等の発令実施時刻、避難先、避難者数、避難対象地域の人口等を速やかに報告する。

■避難勧告等の伝達経路

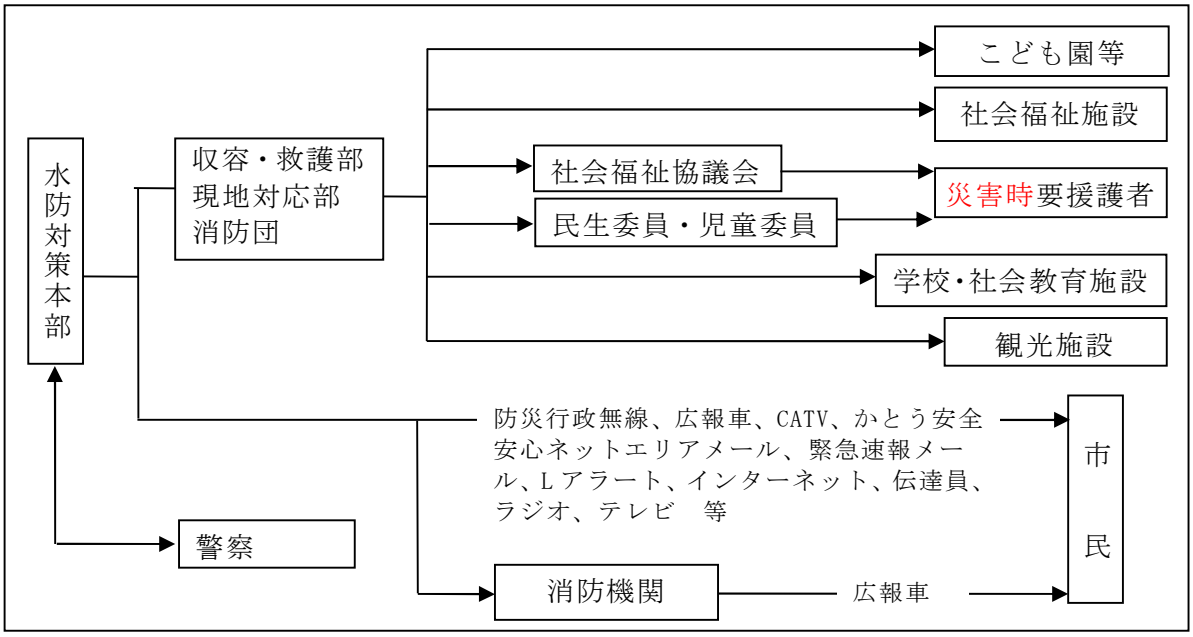

■避難時の伝達事項例

○避難の理由
○避難先
○避難時の服装、携行品等
○避難勧告等の対象区域
○避難経路
○避難行動における注意事項

4　解除

市長は、災害による危険がなくなったと判断されるときには、避難勧告等を解除し、市民に周知するとともに、速やかにその旨を知事に報告する。

第２　避難・誘導

1　避難

(1) 避難は、自力での避難を原則とする。
(2) 市民はあらかじめ自らの地域の避難所と避難経路を把握しておくものとする。
(3) 予定していた避難所への到達が困難なときは、近くの安全な場所に一時的に避難し、安全を確認してから避難所へ向かうこととする。
(4) 避難は、自家用車を使用しないことを原則とする。
(5) 携行品は必要最小限とする。

2　避難誘導

(1) 消防機関、警察、自主防災組織、地区（自治会）等の協力を得て、組織的な避難誘導に努めるほか、平常時から避難経路の安全性の向上に努める。

(2) 避難の誘導は、道路、橋梁等の状況から安全な経路を選び誘導する。
特に、危険箇所にはロープ等での明示や誘導員の配置に努める。また、夜間では、照明の確保に努める。

(3) あらかじめ名簿や避難支援計画等により災害時要援護者の所在を把握しておくとともに、避難支援者、自主防災組織等、地域の協力等を得て、避難誘導と確認を行う。

(4) 避難時の周囲の状況等により、避難のために立ち退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、居住者等に対し、屋内での退避等の安全確保措置を指示することができる。

３　避難の順序と移送

(1) 避難は、災害時要援護者を優先する。

(2) 移送等

① 自力による避難が困難な者は、近隣者、自主防災組織、地区（自治会）等における車両等により移送又は輸送を行う。

② 大規模な移送を要する場合は、神姫バス等輸送機関に要請するほか、県に自衛隊への要請を行う。

第３　警戒区域の設定

市長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市民等の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定することとする。警戒区域を設定したときは、立入制限、禁止又は退去の措置を講じることとする。

なお、警戒区域を設定した場合は、市民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯及び防火のためのパトロールを実施することとする。

【参考資料：警戒区域の設定】

原則として、住民の保護のために必要な警戒区域の設定は災害対策基本法に基づき、消防又は水防活動のための警戒区域の設定は消防法又は水防法に基づいて行うこととする。

なお、知事は、市町が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、災害対策基本法第 63 条第 1 項に定める応急措置の全部又は一部を代行することとする。(災害対策基本法第 73 条第 1 項)

- 災害全般について
  - 市町長又はその委任を受けて市町長の職権を行う市町の吏員（災害対策基本法第 63 条第 1 項）
  - 警察官（災害対策基本法第 63 条第 2 項）
  - 海上保安官（災害対策基本法第 63 条第 2 項）
  - 自衛官（災害対策基本法第 63 条第 3 項）
- 火災について
  - 消防吏員・消防団員（消防法第 28 条第 1 項）
  - 警察官（消防法第 28 条第 2 項）
- 水災について
  - 水防団長・水防団員（水防法第 21 条）
  - 警察官（水防法第 21 条第 2 項）
  - 消防吏員・消防団員（水防法第 21 条）
- 火災・水災以外について
  - 消防吏員・消防団員（消防法第 36 条）
  - 警察官（消防法第 36 条）

※兵庫県地域防災計画より抜粋

第４　避難所の開設

１　避難所の開設

市長は、指定避難所の中から災害の状況に応じて開設する避難所を決定するとともに、可能な限り職員を配置し避難所運営を統括させ、通信の確保等を行う。なお、状況に応じて施設管理者等が応急的に開設することができる。ただし、この場合にあっては、速やかに市長に報告するとともに避難所の運営に当るものとする。

職員は、施設の管理者等と協力して避難者受入れの準備を行う。

なお、市長が、避難所開設の必要が無くなったと認めるときは、廃止する。

２　避難所開設の報告

避難所の開設を行った場合は、市長は知事に対し、直ちに避難所の開設状況を報告する。

(1) 避難所開設の日時及び場所、施設名

(2) 収容状況及び人員

(3) 開設期間の見込み

第５　避難所の運営

１　避難所の追加指定等

想定を越える被害により、避難所の不足が生じた場合には、立地条件や施設の耐震性等を考慮して、被災者が自発的に避難している施設等を避難所として位置づける。

また、市域の避難所では収容力が不足する場合は、市域外での避難所開設を行うことができる。

2　開設期間

被害状況、ライフラインの復旧状況、応急仮設住宅の建設状況等を勘案の上、県と協議して設置期間を定める。

3　避難所の運営

(1) 避難所開設時には、あらかじめ職員派遣計画を定め、迅速に対応するものとする。

また、避難所の運営について、女性の参画を促進するとともに、管理責任者の権限を明確にし、施設管理者、地区（自治会）、自主防災組織等と協力して、円滑な初動対応を図る。

(2) 災害救助法第２条の規定に該当する災害であって、県教育委員会が指定する極めて重大な災害において、学校に避難所が開設された場合、教職員が原則として、次の避難所運営業務に従事できることとし、この期間は７日以内を原則とする。

① 施設等開放区域の明示
② 避難者誘導・避難者名簿の作成
③ 情報連絡活動
④ 食料・飲料水・毛布等の救援物資の保管及び配給分配
⑤ ボランティアの受入れ
⑥ 炊き出しへの協力
⑦ 避難所運営組織づくりへの協力
⑧ 重傷者への対応

(3) 自主防災組織等は、避難所の運営に対して、市に協力するとともに、役割分担を定め、自主的に秩序ある避難生活を確保するものとする。

(4) 避難所を開設した場合は、速やかに避難者数の確認、避難者名簿の作成等により、時間経過毎に避難所・避難者に係る情報管理を行い、避難生活に必要な物品の確保や食料、飲料水等の提供、炊き出し等を迅速かつ的確に行う。

(5) 避難所との情報伝達手段・ルートを確保する。

(6) ボランティア活動について、受入窓口の設置やボランティアセンター等と連携し、避難所のニーズに応じた迅速な対応に努める。

(7) 災害時要援護者に対しては、個々の状況に応じた十分な配慮を行うとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮する。

（→「第３章　第８節　災害時要援護者支援対策」の項を参照）

(8) 避難誘導、避難所開設に関する広報活動を行う。

(9) 市は、必要により、警察と十分連携を図りながら、避難所パトロール隊による巡回活動を実施する。

なお、市で対応が困難な場合は、県に要請する。

(10) 保健・衛生面はもとより、避難生活の状況によっては、プライバシーの保護、文化面など幅広い観点から、避難者の心身の健康の維持にきめ細かく配慮した対策を講じる。

(11) 必要に応じ、避難所における愛玩動物のためのスペースの確保に努める。

4　保健・衛生対策

(1) 救護班等の活動

① 救護所を設置していない避難所等にあっても、救護班による巡回活動を行う。

② 災害によって生じる睡眠障害、急性ストレス反応、ＰＴＳＤ（心的外傷後ストレス障害）等に速やかに対処するため、県によるこころのケアチーム（ＤＰＡＴ）活動拠点の設置並びに救護所及び避難所への訪問活動等に協力する。

③ やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等、必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境を確保する。

(2) 保健活動の実施

加東健康福祉事務所と協力し、医師会等関係機関と連携を図り、保健師、栄養士等による巡回健康相談や栄養相談を実施する。

(3) 仮設トイレの確保

避難所の状況により仮設トイレ（洋式を含む）を設置、管理する。その確保が困難な場合、県にあっせん等を求める。

(4) 入浴、洗濯対策

入浴、洗濯対策については、その施設等の確保が困難な場合は、県に民間業者のあっせんや自衛隊への協力要請等を求める。

被災者に対する入浴サービス及び仮設風呂の確保については、次のとおりとする。

① 入浴施設の確保

施　設　名	所　在　地	電　話
滝野温泉ぽかぽ	下滝野 1283-1	48-1126
東条福祉センター「とどろき荘」	岡本 1571-1	46-0912

② 交通手段

交通手段は原則として利用希望者の自己確保とするが災害時要援護者等にあって交通手段の確保が困難な者については、市マイクロバス又は神姫バス㈱に協力を求める。

③ 仮設風呂の確保

県を通じて自衛隊に要請する。

なお、仮設風呂の設置場所は、避難所内及び避難所の隣接敷地とする。

(5) 食品衛生対策

食品の衛生管理に配慮し必要に応じて、県に食品衛生監視員の派遣を要請する。

(6) 感染症予防対策

感染症予防のための手洗いの励行や清掃等の衛生対策に努める。

5　大規模災害時における広域避難

市内での避難者の受入れが困難な場合は、次の事項を明らかにして、市域外への避難者の受入れについて、県に助言を求めるとともに、県内他市町と協議する。県内市町のみで受入れが難しい場合は、県に他の都道府県と受入れを協議するよう求める。

(1) 具体的な被災状況

(2) 受入れを希望する避難住民の数

(3) その他必要な事項

6　宿泊施設、社会福祉施設等の活用

(1) 避難生活が長期化する場合、必要に応じて、希望者に、公的宿泊施設等の二次的避難所の確保、ホームステイ等の紹介、あっせんを行う。

(2) 災害時要援護者のうち、援護の必要性の高い者について、設備の整った特別施設や社会福祉施設における受入れを進める。

(3) 市内での施設の確保が困難な場合は、県に対象施設等の広域的な確保について要請する。

7　避難所広報

避難者への広報は、掲示板への掲示、館内放送によって行う。

災害時要援護者を考慮し、避難所の自治組織を通じて広報紙、チラシ等の配布、口頭による伝達をするように配慮する。

8　その他

避難勧告等、警戒区域の設定等を解除したときは、その旨公示し、市民や防災関係機関に連絡する。

第６　避難所設備の整備

1　スペースの配置

避難所の生活対策部は、施設管理者と協力して避難所のスペースを配置する。

■スペース（例）

○生活スペース	○休憩スペース	○更衣スペース
○洗面・洗濯スペース	○救護所スペース	○物資保管スペース
○配膳・配給スペース	○駐車スペース	

2　設備・備品の整備

避難生活に必要な設備・備品を確保し設置する。

特に、季節の特性や災害時要援護者等に配慮する。

■避難所の設備（例）

○暖房器具	○仮設トイレ（洋式）	○公衆電話
○給湯設備	○掲示板	○間仕切り
○食器、調理器具	○清掃用具	

資　料

７－１　避難所一覧

第５節　住宅の確保

応急仮設住宅の建設、住家の応急的補修、既設公営住宅の活用等、居住の確保を図るための対策について定める。

１　応急仮設住宅の供与

(1) 応急仮設住宅の要請

市は応急仮設住宅の供与を県に要請するに当たり、次の事項を可能な限り示す。

① 被害戸数

② 設置を必要とする型別戸数、設置場所

③ 連絡責任者

(2) 供与対象者

次のいずれにも該当する者とする。

① 住家が全焼、全壊又は流失した者

② 住居する住家がない者

③ 自らの資力でもってしては、住宅を確保することのできない者

(3) 応急仮設住宅の建設

応急仮設住宅の建設は県が実施し、維持管理は市が実施する。市は平常時から、あらかじめ建設可能な土地及び戸数を把握しておく。

なお、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に充分配慮するものとする。

(4) 民間賃貸住宅の借上げ

応急仮設住宅は建設するだけでなく、県と内閣府との協議に基づき、民間賃貸住宅の借上げによる供与も検討する。

(5) 供与期間

応急仮設住宅の供与期間は、完成の日から、建築基準法第 85 条第３項又は第４項による期限内（最高２年以内）とする。

(6) 住宅の構造

① 住宅の構造は、高齢者、障害者向けの仮設住宅等、可能な限り、入居者の状況や利便性に配慮する。

② 必要に応じ、高齢者、障害者等、日常の生活上特別な配慮を要する者を数名以上入居させるため、老人居宅介護等を利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅を設置する。

(7) 入居者の認定

① 自らの資力では住宅の確保ができない者を対象に認定する。

② 高齢者、障害者の優先入居等、災害時要援護者に十分配慮する。

(8) 管理主体

市が通常の管理を行う。

(9) 生活環境の整備

① 仮設住宅の整備と併せて、集会施設等を整備するとともに、地域の自主的な組織づくりを促進する。

② 地域の状況により商業施設や医療施設等、生活環境を整備するとともに、福祉や医療サービスが必要な要介護高齢者や障害者等に対して、ケースワーカーの配置や手話通訳者、ホームヘルパーの派遣等、実情に応じたきめ細かな対応に努める。

2 空家住宅の確保

(1) 対象

公営住宅等の空家

(2) 募集

市及び提供する事業主体が募集する。

なお、国土交通省の支援により、県は被災者用公営住宅等あっせん支援センターを設置し、情報提供や相談に対応するものとされている。

3 住宅の応急修理

(1) 住宅が半壊又は半焼した者のうち、自らの資力をもって住宅の応急修理を実施できない者に対し、居室、炊事場、トイレ等、最小限度の日常生活を維持するために必要な部分について、建設業者等の協力を得て応急修理を実施する。

(2) 建築業者の不足や、建築資機材の調達困難があるときは、県に対し可能な限り次の事項を示してあっせん、調達を依頼する。

① 被害戸数（半焼・半壊）

② 修理を必要とする戸数

③ 調達を必要とする資機材の品目及び数量

④ 派遣を必要とする建築業者数

⑤ 連絡責任者

⑥ その他参考となる事項

4 住宅等に流入した土石等障害物の除去

(1) 住宅等に流入した土石等障害物のため、日常生活に著しい支障を及ぼしている者に対し、障害物の除去を実施する。

(2) 対応が困難なときは、県に対し、可能な限り次の事項を示して応援を求める。

① 除去を必要とする住家戸数

② 除去に必要な人員

③ 除去に必要な期間

④ 除去に必要な機械器具の品目別数量

⑤ 除去した障害物の集積場所の有無

⑥ その他参考となる事項

5 住宅相談窓口の設置

県と協力して、住宅相談窓口を開設し、住宅の応急復旧の技術指導及び融資制度の利用等について相談に応じる。

資　料

11-1　応急仮設住宅建設候補地一覧

第６節　食料・飲料水及び物資の供給

災害により、食料や飲料水、生活必需品を得ることができなくなった者に対する応急対策について定める。

第１　食料の供給

１　供給対象者

(1) 避難所等に収容されている被災者

(2) 住家が全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水等の被害を受け、炊事のできない被災者

(3) 病院、旅館・ホテル等の滞在者及び縁故先への一時避難者

(4) 救助、救護、災害防止、災害復旧等の従事者

２　品目

品目としては、一般に次のものが考えられる。なお、実施に当たり高齢者、妊産婦、乳幼児及び食事制限のある方等のニーズにも配慮する。

(1) 炊き出し用米穀、弁当、おにぎり、パン、育児用調製粉乳等の主食

(2) 即席めん、ハム・ソーセージ類、調理缶詰、漬物、味噌、醤油、緑茶、清涼飲料水等の副食

(3) 粥、ベビーフード、ミキサー加工食品、とろみ調整剤、アレルゲン除去食品等の食事制限や食形態等に配慮した特別な食品

３　食料の供給要請等

備蓄する保存食及び調達による食料等を供給するが、市だけでは食料の供給が困難な場合は、次の事項を示して県に供給、あっせんを要請する。

(1) 供給あっせんを必要とする理由

(2) 必要な品目及び数量

(3) 引渡しを受ける場所及び引受責任者

(4) 荷役作業者の派遣の必要の有無

(5) その他参考となる事項

なお、災害救助法が適用されてから、米穀の供給について、県と連絡がつかない場合は、農林水産省政策統括官に政府所有米穀の引渡を要請し、要請後は県へ速やかにその旨を報告する。

４　食料の輸送・配布等

(1) 食料の輸送

食料等の輸送は、供給先まで食料品業者等に要請する。

食料品業者が輸送できない場合や、物資集積拠点に到着した食料については、市が供給先（避難所、炊き出し施設等）まで輸送する。

(2) 食料の配布

供給食料品は、避難所運営班のうち、食料担当が受領し配布する。

配布は、供給先において避難所運営班の食料担当を通じて行う。

ただし、在宅避難生活者で、食料品供給場所まで行くことができない災害時要援護者等にあっては、近隣の市民、地区（自治会）、ボランティア等の協力を得て配布する。

5　炊き出し

必要に応じて、学校給食センター、避難所の調理施設等で炊き出しを行う。

避難所での炊き出しは、自主防災組織、地区（自治会）、ボランティア、自衛隊等に要請する。

学校給食センター概要

所在地	電話	１回最大食数(食)	配送車(台)
山国 2007-125	42-0074	5,000	3

第２　応急給水

1　給水対象者

上水道の給水が停止した断水世帯等

2　水源及び給水量

(1) 水源

浄水場、配水池等水道施設（運搬給水基地）の使用を原則に、予備水源の量、水質等を把握しておき、迅速に対応する。

(2) 給水量

災害発生から３日以内は、１人１日３リットル、10 日目までには３～20 リットル、20 日目までには 20～100 リットルを供給することを目標とし、それ以降は、できる限り速やかに被災前の水準にまで回復させる。

内容／時系列	期　　間	１人当たり水量（ﾘｯﾄﾙ／日）	水量の用途内訳	給水方法と応急給水量の想定
第１次給水	災害発生から３日間	3	生命維持のため最小限必要量	自己貯水による利用と併せ水を得られなかった者に対する応急拠点給水
第２次給水	４日目から10 日まで	３～20	調理、洗面等最低限生活に必要な水量	自主防災組織を中心とする給水と応急拠点給水
	11 日目から20 日まで	20～100	最低限の浴用、洗濯に必要な水量	仮設配管による給水 復旧した配水幹線・支線に設置する仮設給水管からの給水
第３次給水	21 日目から完全復旧まで	100～被災前水量	通常給水とほぼ同量	仮設配管からの各戸給水 共用栓の設置

※期間は、水道が４週間以内に応急復旧を終了する。

3　給水方法及び広報

(1) 運搬給水基地等からの拠点給水、給水車等による運搬給水を実施し、その時間や場所について広報に努める。

(2) 必要な人員、資機材等が不足するときは、「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」等に基づき、次の事項を可能な限り明らかにして応援を要請する。

① 給水を必要とする人員

② 給水を必要とする期間及び給水量

③ 給水する場所

④ 必要な給水器具、薬品、水道用資材等の品目別数量

⑤ 給水車両借上げの場合は、その必要台数

⑥ その他必要な事項

(3) 病院、救護所等へは、最優先で給水する。

4　給水施設と浄水能力

市内で供給できる飲料水の貯水容量、浄水能力及び給水用資機材の保有状況は資料編に示す。

災害時には、中区配水池及び高区配水池の緊急採水口から吸水し、供給する。

なお、平常時の現有浄水能力は、広沢浄水場 2,760m^3／日、滝野浄水場 2,300m^3／日、秋津浄水場 2,740m^3／日である。

第３　緊急物資の供給

災害発生時において住家に被害を受け、衣料、生活必需品等の供給が必要と認めた場合は、供給を実施する。

1　供給の対象者

(1) 住家が被害を受けた者

(2) 被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者

(3) 生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者

2　品目

品目としては、主に次のものが考えられる。

なお、実施にあたり高齢者や乳幼児等のニーズにも配慮する。

(1) 生活必需品

寝具、外衣、肌着、身の回り品、炊事道具、食器、日用品、光熱材料

※毛布、下着、作業着、タオル、トイレットペーパー、哺乳瓶、生理用品、紙おむつ、大人用おむつ、ポリタンク、懐中電灯、乾電池、卓上コンロ・ボンベ、小型エンジン発電機、ティッシュペーパー、仮設トイレなど、必要性の高い品目には、特に配慮する。

※障害者等に対する車いす、補聴器、ストマ用装具等の補装具など、きめ細かな対応についても考慮する。

(2) 応急復旧用物資

シート、テント、鋼材、セメント、土のう袋ほか

(3) 防災関係物資

毛布、簡易ベッドほか

3　供給

備蓄品では物資の供給が不足する場合、「緊急時における生活物資確保に関する協定」に基づき、市内の流通業者などから調達する。

また、物資の調達が困難な場合は、次の事項を示して県に緊急物資等の供給、あっせんを要請する。

(1) 供給あっせんを必要とする理由

(2) 必要な緊急物資の品目及び数量

(3) 引渡しを受ける場所及び引受責任者

(4) 連絡課及び連絡担当者

(5) 荷役作業員の派遣の必要の有無

(6) その他参考となる事項

なお、業務が完了するまでの間、緊急物資の在庫量の把握を続ける。

資　料

９－１　防災備蓄資器（機）材及び備蓄物資一覧

９－３　給水用施設の貯蔵水量及び給水用資機材の保有状況

第７節　保健衛生、感染症対策、遺体の火葬等

被災者のこころと体のケア対策、被災地の食品衛生や防疫対策、遺体の安置及び処置等の対策について定める

第１　健康対策

１　巡回健康相談の実施

(1) 県と協力して、避難所や被災家庭の生活環境の整備や被災者の健康管理を行うため、保健師、看護師等による巡回健康相談及び家庭訪問を行う。

(2) 県と協力して、仮設住宅入居者が生活環境の変化に適応し、健康で自立した生活ができるよう訪問指導、グループワーク、健康相談、健康教育等を実施するとともに、コミュニティや見守り体制づくりを推進する。

(3) 県と協力して、サービス提供に向け保険・医療・福祉関係者、民生委員、児童委員、地域住民との連携を図るためのコーディネートを行う。

(4) 県と協力して、巡回健康相談や家庭訪問の実施により、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児等の災害時要援護者をはじめ、被災者の健康状況の把握に努め、支援が必要な者については、医療機関（医療救護班）やこころのケアチーム等、保険・医療・福祉等関係機関と連携して支援を行う。

(5) 県と協力して、巡回健康相談、家庭訪問及び健康教育により、衛生管理及び危険防止を行い、良好な生活環境を確保し、生活習慣病の悪化又は増加の防止及び感染症、食中毒及び高齢者の生活不活発病等の予防に努める。

２　巡回栄養相談の実施

(1) 県と協力して、避難所や仮設住宅、給食施設等を巡回し、被災者等の栄養状況を把握し、早期に栄養状態を改善するため栄養士による巡回栄養相談等を実施する。

(2) 避難所生活が長期化する場合には、食事等について県に助言を求める。

(3) 県と協力して、避難所解消後においても被災者の食の自立が困難である場合には、巡回栄養相談を継続するとともに、小グループ単位において栄養健康教育を実施するなど、被災者の栄養バランスの適正化を支援する。

(4) 県と協力して、巡回栄養相談の実施に当たり、災害時要援護者はじめ、被災者の栄養状態の把握に努める。

３　こころのケアに対する相談・普及啓発活動

県が実施する、こころのケアに関する相談訪問活動、健康調査、情報提供、知識普及活動に協力する。

４　児童、生徒のこころのケア

（→「第３章　第 16 節　教育対策」の項を参照）

第２　食品衛生対策

県と協力して、梅雨期や夏期等を中心に、災害時の食品衛生に関する広報等を行い、食中毒の未然防止に努める。

第３　感染症対策

災害発生時における感染症対策について定める。

１　感染症対策

(1) 感染症対策の推進

必要に応じて感染症対策班を組織し自主防災組織、地区（自治会）、区長等の協力を得て感染症対策を推進する。

(2) 予防教育及び広報活動の推進

防災行政無線、ＣＡＴＶ、回覧、広報紙や避難所での掲示等により感染症予防の周知を図る。

(3) 清潔方法

塵芥、汚泥などについて、積換所及び分別所を経て、埋立又は焼却するとともに、し尿の処置に万全を期する。

(4) 消毒方法

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）に基づく消毒の実施について指示があった場合に、対象となる場所の状況、感染症の病原体の性質その他の事情を勘案し、十分な消毒を行う。

①　速やかに次の事項について消毒を実施し、そのために必要な薬剤を保管する。

ア　飲料水の消毒

イ　家屋の消毒

ウ　トイレの消毒

エ　芥溜、溝渠の消毒

オ　患者輸送用器などの消毒

薬剤所要量の算出方法

区　　分	薬剤の種類（例示）	薬剤量算出方法
全壊・半壊家屋	クレゾール 普通石灰 次亜塩素酸ナトリウム 逆性石鹸	全半壊戸数　　×200ｇ 全半壊戸数　　×6 kg 井戸の数（概数）×1340ml

②　消毒の実施に当たっては、感染症の発生を防止し、又はそのまん延を防止するために必要最小限度のものとする。

③　消毒を行う者の安全並びに対象となる場所の周囲の地域の市民の健康及び環境への影響に留意する。

(5) ねずみ族、昆虫等の駆除

感染症法に基づくねずみ族、昆虫等の駆除の実施について指示があった場合には、対象となる区域の状況、ねずみ族、昆虫等の性質その他の事情を勘案し、十分な駆除を行う。

①　ねずみ族、昆虫等の駆除に当たっては、感染症の発生を防止し、又はそのまん延を防止するため必要最小限度のものであること。

②　ねずみ族、昆虫等の駆除を行う者の安全並びに対象となる場所の周囲の地域の市民の健康及び環境への影響に留意する。

(6) 生活用水の供給等

県の指示に基づき速やかに生活用水の供給を行うこととし、容器による搬送、ろ水器によるろ過給水等現地の実情に応じた方法によって行う。

(7) 避難所の感染症対策指導等

県感染症対策担当職員と連携のもとに、避難所における感染症対策活動を実施し、施設の管理者を通じて衛生に関する自治組織を編成させ、その協力を得て指導の徹底を図る。

(8) 報告

加東健康福祉事務所を経由して被害状況・感染症対策活動状況・災害時感染症対策所要見込額を県に報告する。また、災害時感染症対策活動を終了したときは、速やかに災害時感染症対策完了報告書（災害防疫完了報告書）を作成し、加東健康福祉事務所を経由して県に提出する。

2　その他

県が実施する夏季の腸管出血性大腸菌感染症等、冬季のインフルエンザ、ノロウィルスによる感染性胃腸炎等感染症防止のための検査や保健指導に協力する。特に抵抗力の弱い高齢者や乳幼児への感染症予防やまん延防止の指導等感染防止に努める。

第４　遺体の火葬等

1　遺体の捜索等

(1) 消防機関は、発災 4 日以降所在の確認できない者の捜索を警察、自衛隊等関係機関及び自主防災組織、地区（自治会）等の協力を得て実施する。

(2) 捜索活動は災害発生の日から 10 日以内で実施する。

2　遺体の処置

(1) 遺体の身元確認

遺体を発見した場合、速やかに警察に連絡する。発見された遺体については、警察と協力して身元確認作業を行う。

(2) 遺体の搬送

警察など関係機関と協力の上、遺体収容場所までの遺体搬送を行う。

(3) 遺体収容場所

① 次の各項目を基本に遺体収容場所を確保する。

・屋内施設を基本とする。

・複数箇所を確保する。

・避難場所・医療救護施設等、他の用途と競合しないこと。

・施設は、想定される死者発生数に対応する広さを有するものとし、検視場所、遺体安置場所、遺族待機場所を有することとする。

・照明設備、水道設備を有していること。

② 収容期間は災害発生の日から 10 日以内とする。ただし、必要に応じ期間を延長する。

3 遺体の火葬

引受人のない遺体及び遺族が埋火葬を行うことが困難な遺体は、応急措置として、次の措置を講じる。

(1) 火葬の実施

遺体は原則として、火葬に付すものとして次の斎場にて実施する。

施　設　名	所　在　地
小野加東斎場「湧水苑」	小野市万勝寺町 435 番地 88

遺体が多数の場合は、県に受入先施設確保の要請をするとともに、受入施設と調整して遺体を搬送する。遺族による遺体の搬送が困難なときは、葬祭業者等に協力を要請する。

(2) 遺骨の保管

引受人のない遺骨等は遺留品とともに保管する。

(3) 火葬は、災害発生の日から 10 日以内に実施する。

第８節　生活救援対策の実施

災害による被災者の生活の安定を促進するための救援対策について定める。

１　災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付

(1) 加東市災害弔慰金の支給等に関する条例の定めるところにより、一定規模以上の自然災害により被災した市民、遺族又は世帯主に対して、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付を行う。

(2) これらの支援措置の早期実施を図るため、家屋被害認定士を活用して発災後速やかに被災状況を調査し、被災者台帳を作成するなど、り災証明書等の交付体制を整備する。

２　救援物資

(1) 物資の受入場所として、あらかじめ指定する地域防災拠点（物資集積拠点）をあてるものとする。

(2) 地域防災拠点（物資集積拠点）から避難所までの物資の搬送について、(一社) 兵庫県トラック協会等の協定締結団体に依頼するものとする。

(3) 物資の仕分けに際し､ボランティアの活用や専門業者への委託などの方法により、迅速な処理に努め、被災者に対し、物資を配布するものとする。

第９節　災害時要援護者支援対策

高齢者、障害者、難病患者、乳幼児や妊産婦等の災害時要援護者に対する情報、避難、援護等の支援対策について定める。

１　情報の提供

(1) 情報伝達ルート‥自主防災組織、地区（自治会）、民生委員、児童委員、消防機関、社会福祉協議会等

(2) 伝達手段‥‥‥‥防災行政無線、ＣＡＴＶ、かとう安全安心ネット、エリアメール、緊急速報メール、L アラート、広報車、広報資料、広報誌（紙）、ファクシミリ、インターネット、口頭伝達等

（→「第３章　第 11 節　災害情報等の提供と相談活動」の項を参照）

２　安否確認・救助・避難誘導

避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に活用し、地域の避難支援組織、福祉サービス事業者又は支援団体を通じて災害時要援護者の安否確認を行い、救助及び避難誘導を迅速・的確に行う。

３　生活支援

(1) 被災者ローラー作戦の実施

負傷や慣れない避難生活等によって要援護状態に移行してしまう被災者の存在も想定し、地区（自治会）、自主防災組織、民生委員及び児童委員の協力の下、保健師、看護師、助産師等を中心に避難所への巡回健康相談や家庭訪問を行い、災害時要援護者の健康状態や福祉ニーズの確認に努める。

(2) 要援護者トリアージの実施

被災者ローラー作戦による調査結果を踏まえ、災害時要援護者の優先度、ニーズに応じ、医療機関への入院、社会福祉施設への緊急入所、福祉避難所への移送又は被災地外への避難等の保健・医療や福祉サービスを調整する。

(3) 専門家による支援

医師、歯科医師、薬剤師、看護師、歯科衛生士、栄養士、介護福祉士、保健師、臨床心理士、理学療法士、訪問介護員等の専門家による支援チームを設置するなどして必要な支援を迅速に行うとともに、必要に応じて医療機関等へ適切につなぎ、中長期に支援する体制を構築する。

(4) 避難所の確保

災害時要援護者に配慮して、福祉避難所の開設や、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。

(5) 避難所等における配慮

①　相談窓口の設置

避難所等において災害時要援護者用の窓口を設け、災害時要援護者の把握とニーズ調査、相談対応、確実な情報伝達と支援物資の提供等を行う。

② 食料、生活必需品の供給

粉ミルク、やわらかい食品、おむつやポータブル便器等災害時要援護者のニーズに対応した食料、生活必需品の供給に配慮する。

③ 福祉サービスの提供

福祉サービスが必要な要介護高齢者や障害者等に対して、ケースワーカーの配置や手話通訳者、訪問介護員の派遣等、きめ細かな対応に努める。その際、避難所においても介護保険サービスの利用が可能であることに留意する。

④ 快適な空間の確保

要介護高齢者や妊産婦、障害者等が静養しやすいよう、専門スペースの確保に努める。

4 住まい支援

(1) 避難所、仮設住宅、恒久住宅の構造及び設備について、可能な限り、高齢者、障害者等の災害時要援護者の状況や利便性に配慮する。

(2) 仮設住宅について、必要に応じて高齢者、障害者等、日常の生活上特別な配慮を要する者を数名以上入居させるため、老人居宅介護等を利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅を設置する。

(→「第３章　第５節　住宅の確保」の項を参照)

5 社会福祉施設の被害状況調査の実施、福祉相談窓口の設置

(1) 県と協力して、社会福祉施設の被害状況を調査する。

(2) 県と協力して、コミュニケーション手段に配慮した、福祉に関するあらゆる相談に対応できる窓口を設置する。

6 外国人への情報伝達等

県及び関係団体等と協力して、外国人の被災情報を把握するとともに、かとう安全安心ネット等を活用し、外国語による情報提供に努める。また、県及び関係団体等と相互に連絡して、安否確認（外国人の死亡者数確認）を行う。

7 災害時要援護者が利用する施設に対する指導・助言

介護保険施設等の災害時要援護者が利用する施設における水害・土砂災害を含む非常災害対策計画の策定状況及び避難訓練の実施状況について点検し、策定されていない場合、策定されている項目等が不十分である場合については、指導・助言を行う。

また、避難訓練についても水害・土砂災害を含む避難訓練を定期的に実施できていない場合には、指導・助言を行う。

資　料

10-１　災害時要援護者関連施設

第１０節　愛玩動物の収容対策

災害で被災、放置された愛玩動物の収容、保護等を行うための対策について定める。

１　動物救援本部

(1) 獣医師会及び動物愛護団体は、連携・協力して動物救援本部を設置し、県等の指導・助言のもと、次の愛玩動物の収容対策を実施するものとされている。

① 飼養されている動物に対する餌の配布

② 負傷した動物の収容・治療・保管・譲渡

③ 放浪動物の収容・保管・譲渡

④ 飼養困難な動物の一時保管・譲渡

⑤ 動物の所有者や新たな所有者探しのための情報の収集、提供

⑥ 動物に関する相談の実施等

(2) 市は、同行避難した愛玩動物の避難所における飼養管理が適切に行われるよう必要な措置を講じるとともに、動物救援本部に対し、必要に応じ、その状況の情報等を提供する。

(3) 愛玩動物の所有者は、飼養困難な事情等により直ちに引き取ることが困難な場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努めるものとする。

２　死亡動物の処理

(1) 実施責任

災害により死亡した牛、馬、羊、豚、犬及び猫等（死亡動物）の処理は、原則として所有者が行う。ただし、所有者が不明又は自らの資力でこれを処理できない場合は、市が処理を行う。

(2) 処理方法

市は、死亡動物発見の通報を受けたときは、直ちにその状況を調査し、必要に応じて家畜防疫員の見分を受けるとともに、消毒その他の衛生措置を実施する。

所有者が不明の死亡動物は直ちに収集し、関係機関と協議の上焼却又は、埋却する。

第１１節　災害情報等の提供と相談活動

市は、関係機関と連携して災害情報や災害応急対策等の広報を行うことにより被害拡大の防止と災害応急対策の推進に寄与する。

第１　災害広報

１　基本方針

被災状況・応急対策の実施状況・市民のとるべき措置等について利用できるあらゆる媒体を通じて積極的に広報する。

また、広報事項の内容については確実な責任機関から入手するとともに、広報の実施関係機関名等を記して行う。

広報内容は、次の項目のほか、被災者等のニーズに応じた多様な内容をわかりやすい言葉で提供する。

(1) 被災状況と応急措置の状況
(2) 避難の必要性の有無（避難勧告等の発令状況等）
(3) 避難所の設置状況
(4) 道路状況・交通規制状況及び各種輸送機関の運行状況
(5) ライフラインの状況
(6) 医療機関の状況
(7) 感染症対策活動の実施状況
(8) 食料、生活必需品及び燃料の供給状況
(9) 相談窓口の設置状況
(10) その他市民や事業所のとるべき措置

２　市における広報体制等

(1) 災害時の広報体制

①　災害広報責任者

災害時に、災害広報責任者を置き、情報の一元化を図る。広報は総務対策部で対応し、災害広報責任者は総務対策部長とする。

②　広報資料の作成

災害広報責任者は、広報を統括し、対策各部（市）と連携して、情報の一元化を図るとともに広報資料を作成する。

(2) 災害情報の収集

災害情報の収集について「第２章　第２節　情報の収集・伝達及び報告」の項に定めるところによるほか、被災者に十分な配慮を図りつつ、次の要領によって収集する。

①　場合により職員を現地に派遣して災害現場写真を撮影する。
②　市及び関係機関が撮影した写真を収集する。
③　災害の状況により、特別調査班を編成し、現地に派遣し、情報を収集する。

④　区長（自治会長）や自主防災組織と連携して、災害情報を収集する。

(3) 広報の実施

①　報道機関との連携

ア　記者発表は原則として、副本部長が行う。

イ　災害報道対応窓口を設置し、記者クラブを通じて発表する。

②　市民に対する広報

ア　市民や被災者に対し、必要な情報や注意事項及び市の対策などを広報する。

イ　防災行政無線、ＣＡＴＶ、広報車、定期又は臨時の広報誌（紙）、かとう安全安心ネット、エリアメール、緊急速報メール、Ｌアラート等のみならず地区（自治会）、自主防災組織等の協力を得て、災害情報の周知徹底を図る。

ウ　避難所等への情報提供

避難所等に対する情報提供ルートの確立、伝達手段の確保を図り、必要な情報を提供する。

ｱ)　情報提供ルート…避難所の職員・施設管理者、自主防災組織員、地区（自治会）等

ｲ)　伝達手段……防災行政無線、ＣＡＴＶ、掲示板、広報資料、広報誌（紙）、かとう安全安心ネット、エリアメール、緊急速報メール、Ｌアラート、電話、ファクシミリ、インターネット、広報車、口頭伝達等

エ　市外避難者への情報提供

県と協力し、市外に避難した者に対する情報提供ルートの確立、伝達手段の確保を図り、必要な情報を提供する。

ｱ)　情報提供ルート…受入避難先の広報担当・避難担当部署、受入施設の管理者等

ｲ)　伝達手段……広報誌（紙）、かとう安全安心ネット、ファクシミリ、インターネット等

オ　障害者・高齢者等に対する情報提供

（→「第３章　第９節　災害時要援護者支援対策」の項を参照）

カ　外国人に対する情報提供

（→「第３章　第９節　災害時要援護者支援対策」の項を参照）

第２　災害相談

１　市における相談窓口

市民からの問い合せや生活相談に対応するため、相談窓口を設置する。

また、市民の相談に対し迅速に対応するため、必要により各部から担当者を配置する。

(1) 避難者、救助者、行方不明者、外国人に関すること

(2) 火葬許可書の発行

(3) 食料、飲料水、救援物資等に関する問い合わせ

(4) り災証明に関すること
(5) 住宅、土砂災害に関すること
(6) 道路、上下水道に関すること
(7) 保健・衛生・医療に関すること
(8) 福祉、災害弔慰金、義援金に関すること
(9) 生活福祉資金、ボランティアに関すること
(10) ごみ、し尿に関すること

なお、市民からの意見、要望等についても、可能な限り聴取し応急対策に反映させる。

第３　災害放送の要請

１　災害時の放送要請

(1) 災害に関する通知、要請、伝達又は警告のため、日本放送協会神戸放送局、サンテレビジョン、ラジオ関西、兵庫エフエム放送、毎日放送、朝日放送テレビ、朝日放送ラジオ、関西テレビ放送、読売テレビ放送、大阪放送（ラジオ大阪）、ＦＭ８０２（ＦＭ　CO・CO・LO）の各放送局を利用することが適切と認める場合は、やむを得ない場合を除き、県に「災害時における放送要請に関する協定」に基づく放送要請を依頼する。

やむを得ない場合は、放送局に直接連絡する。

なお、県に要請する場合は、次に掲げる事項を明らかにして行う。

① 放送要請の理由
② 放送事項
③ 放送希望日時
④ その他必要な事項

２　緊急警報放送

(1) 災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、多くの人命、財産を保護するため、避難勧告等、緊急に市民に対し周知する必要がある場合は、日本放送協会神戸放送局に対する、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 57 条に基づく無線局運用規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 17 号）第 138 条の２に定める緊急警報信号を使用した放送（以下「緊急警報放送」という。）の要請を、やむを得ない場合を除き、県知事に依頼する。

やむを得ない場合は、放送局に直接連絡する。

なお、緊急警報放送により放送要請できる事項は次の通りである。

① 市民への警報、通知等
② 災害時における混乱を防止するための指示等
③ 前各号のほか、知事が特に必要と認めるもの

３　県及び放送事業者との連携

(1) 避難の準備情報、勧告及び指示を発令したときは、原則として県及び放送事業者へ速やかに伝達する。

(2) 県及び放送事業者等と災害時における連絡方法、避難勧告等の連絡内容等についてあらかじめ定めるとともに、関係機関の防災連絡責任者を定めたリストを作成し、共有する。

第１２節　廃棄物対策の実施

災害により発生した廃棄物（ガレキ、ごみ、し尿）の処理について定める。

第１　ガレキ処理

災害により発生したガレキ（倒壊した建築物そのもの、建物構造物及び建物に付随する設備等並びに家具等収容物（生活ごみを除く。）をいう。）処理を実施する。

１　ガレキ処理の基本方針

(1) 撤去するガレキは、危険なもの、通行上支障があるもの等を優先する。

(2) 損壊家屋からの解体廃棄物、ガレキ、残骸物等処理に長期間を要する物にあっては選別、保管、焼却ができる処理施設とともに仮置場を十分確保する。また、破砕、分別を徹底し可能な限り再資源化に努める。

(3) 処理施設及び仮置場等指定場所へは、原則として被災者自ら分別搬入するものとする。(可燃物、可燃性大型ごみ、畳、木くず、不燃物、不燃性大型ごみ、金属くず、コンクリートがら等、混合廃棄物、廃家電等、有害物・爆発物・危険物等、土砂等)

(4) 事業所にあっては自己処理を行うものとする。

(5) 公共、公益施設にあっては管理者において処理するものとする。

２　処理作業

(1) 処理計画の策定

ガレキ処理を効率的に行うため速やかに処理計画を策定する。

① 処理すべきガレキの全体量の把握

② ガレキ処理の優先順位の決定

③ 十分な面積の仮置場の確保

④ 運搬・処理体制の確立

⑤ 必要な人員及び資機材の調達

⑥ 県、近隣市町及び廃棄物処理事業者等への応援要請

(2) 処理

ガレキ処理計画に基づき迅速に作業等を実施する。

３　災害廃棄物の仮置場候補場所

地域名	施　設　名	場　　所
社地域	上中埋立処分地	加東市上中
滝野地域	上滝野広場（上滝野公民館前駐車場）	加東市上滝野
東条地域	薮残土処分場	加東市薮

4　不法投棄の監視

道路、公園等への不法投棄を防止するため、道路管理者、地区（自治会）、防犯グループ等と連携して啓発を行う。

■一般的な倒壊家屋の処理の流れ

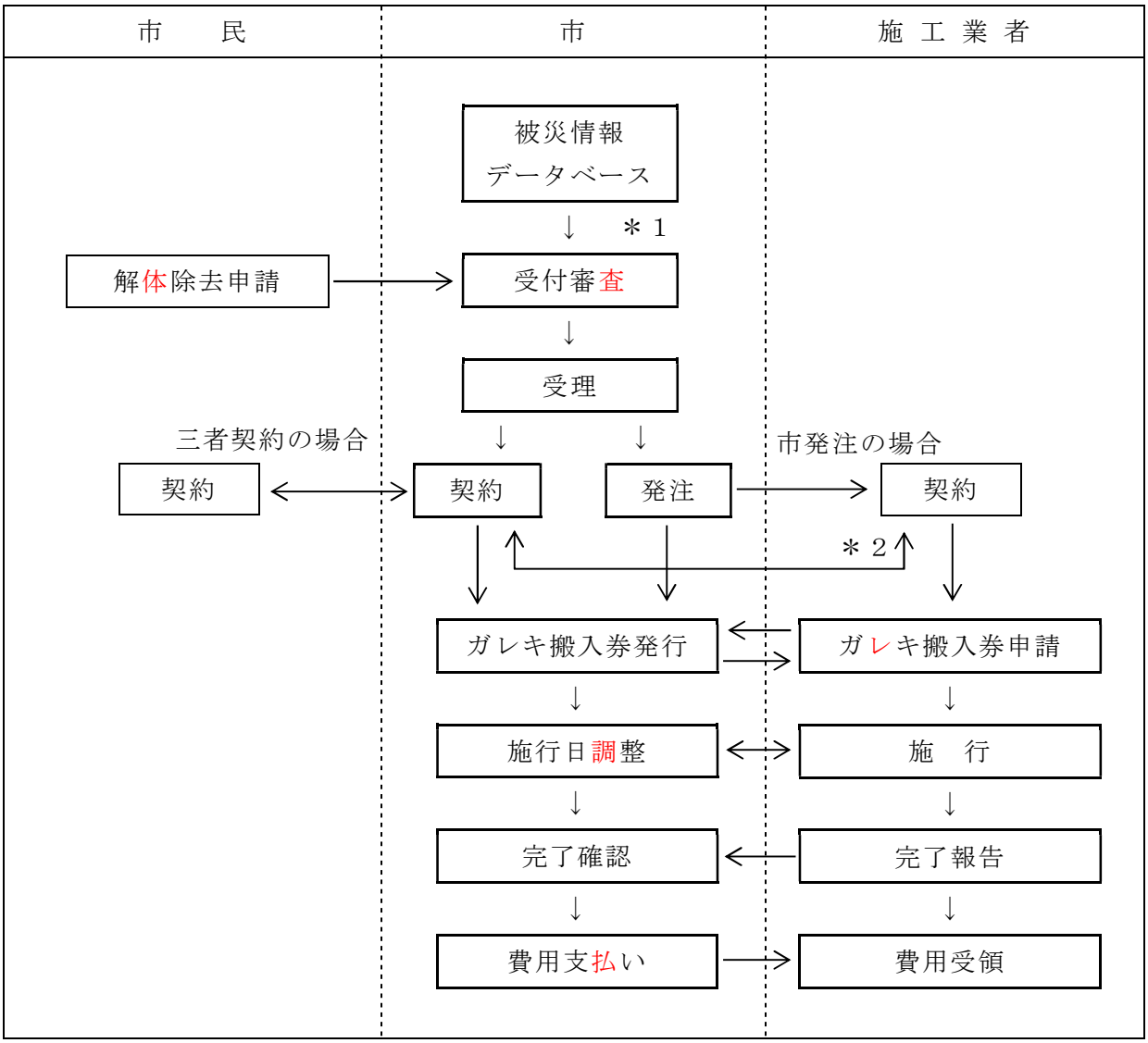

＊１：受付審査は、被災情報データベースの全半壊家屋データに基づく

＊２：契約・発注は、市からの直接発注による場合と、三者契約による場合がある

第２　ごみ処理

災害により被災家屋等から排出されるごみ（生活ごみ等）処理を迅速に実施する。

1　応急対策

(1) 災害発生後の対応

①　情報の収集及び連絡

避難所等の避難人員及び場所を確認し、当該避難所等におけるごみ処理の必要性や収集処理見込みを把握する。

② ごみ処理施設の被害状況と稼働見込みの把握

ごみ処理施設の被害状況と稼働見込みを速やかに把握し、必要に応じ、処理施設の応急復旧体制、仮置場を確保する。

(2) ごみ収集・処理計画

ごみの収集・処理計画を作成し、許可業者等に収集を要請する。

(3) 処理

① 生活ごみ、粗大ごみの収集、処理開始と収集の完了

避難者の生活に支障が生じることがないよう、避難所等においても生活ごみは、分別を徹底し処理を適切に行うとともに、災害により一時的に大量に発生した生活ごみや粗大ごみについても分別を徹底して収集するものとする。収集は、遅くとも３～４日以内には開始し、７～１０日以内に収集を完了することを目標とする。

② ごみの仮置場の確保

ごみ等を早期に処理できない場合には、収集したごみの破砕・分別など、受け入れ先に応じた仮置場を確保するとともに、その管理については、生活環境及び公衆衛生上十分配慮する。

③ 仮置場での分別

仮置場等にあっても、分別保管をするものとする。

④ 県等への応援要請

ア 生活ごみ等の収集・処理に必要な人員・処理運搬車両や処理能力が不足する場合には、近隣市町等に応援要請を行う。

イ 近隣市町等で応援体制が確保できない場合には、「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」に基づき、県に対して、広域的な支援要請を行う。

2 ごみ処理施設等

施　　設	焼却処理能力	粗大ごみ処理能力	ごみ収集車両	備考
小野加東加西環境施設事務組合（小野クリーンセンター）	165ｔ／日当たり	35ｔ／日当たり	市　7台 許可業者 14 社 108 台	

第３ し尿処理対策

し尿は、感染症対策上の観点から、できる限り早急に収集、処理する。

1 応急対策

(1) 情報の収集及び連絡

倒壊、焼失家屋等の汲取式便槽及び使用できなくなった下水道処理区域から排出されるし尿と下水道の復旧状況等を勘案のうえ、し尿の収集・処理見込み量を把握する。

(2) し尿処理施設の被害状況と稼働見込みの把握

し尿処理施設の被害状況と稼働見込みを把握し、必要により仮設トイレを設置する。

(3) 仮設トイレの設置

仮設トイレは、下水道使用不能地域にある次の施設から優先的に設置する。

① 指定避難所

② 集合住宅所在地

③ 住宅密集地

(4) 消毒剤等の資機材の準備、確保

仮設トイレの管理に当たっては、必要な消毒剤等を確保し、生活環境及び公衆衛生上十分配慮する。

(5) し尿収集・処理計画

仮設トイレを含めたし尿の収集・処理計画を作成し、許可業者等に収集を要請する。

(6) 県等への応援要請

① し尿の収集・処理に必要な人員・処理運搬車両等の確保に当たり、処理能力が不足する場合には、近隣市町等に応援要請を行う。

② 近隣市町等で応援体制が確保できない場合には、「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」に基づき、県に対して、広域的な支援の要請を行う。

2 し尿処理施設等

施　　設	処理能力（日量）	し尿運搬車(ﾊﾞｷｭｰﾑ車)
北播衛生事務組合南部衛生公園	209 ｷﾛﾘｯﾄﾙ	8 台（許可業者 2 社所有分）

資　料

9－4 仮設トイレの調達先及び災害用トイレの供給者一覧

9－5 環境衛生関係施設

第１３節　環境対策

災害により、市域に立地する工場等が被災し発生する有害物質の漏出等への対応について定める。

１　被害状況の把握

県が実施する、工場・事業場から有害物質の漏出等の有無、汚染状況、原因等、必要な情報の迅速かつ的確な収集に協力する。

２　応急対策

(1) 環境モニタリングの実施

県が行う、災害の状況、工場の被災状況に応じた環境モニタリング調査について、その測定場所の選定、確保及び現場立会いを行う。

(2) 被災工場・事業場に対する措置

県と協力して、被災地域の有害物質を使用する工場に対して現地調査を実施し、環境関連施設の被災状況の調査、有害物質の漏出状況及び環境汚染防止措置の実施状況を把握するとともに、環境汚染による二次災害防止のための指導を行う。

(3) 建築物の解体撤去工事等に対する措置

県と協力して、被災により損壊した建築物の解体撤去工事において生じる、粉じんや石綿の飛散を防止するため、建築物の損壊状況の実態調査を行うとともに、当該建築物等の所有者及び解体工事事業者等に対し、粉じんや石綿の飛散防止等環境保全対策を実施するよう指導する。

(4) 環境情報の広報

工場からの有害物質の漏出による大気、公共用水域、地下水及び土壌の汚染等により、市民の生命身体に危険が生じるおそれがある場合は、県と連携して、直ちに関係機関に連絡するとともに、防災行政無線、ＣＡＴＶ、広報車及び報道機関の協力等により広報を行い、一般への周知を図る。

第１４節　災害ボランティアの要請・受入れ

災害時におけるボランティアの派遣要請、受入れ及び活動内容について定める。

１　災害ボランティアの受入れ

(1) 災害ボランティアの受入体制

主として次の活動について、ボランティアの支援、協力を得ることとし、「加東市災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定書」に基づき、(福) 加東市社会福祉協議会と職員の派遣等の連携を図りながら、受入窓口として災害ボランティアセンターを開設する。

・災害情報、生活情報等の収集、伝達
・避難所等における炊き出し、清掃等の被災者支援活動
・救援物資、資機材の配分、輸送
・軽易な応急・復旧作業
・災害ボランティアの受入事務

(2) 災害ボランティアの確保と調整

市は、被災地域におけるボランティアニーズをみながら、社会福祉協議会、日本赤十字社、地元や外部から被災地入りしているＮＰＯ・ＮＧＯ等のボランティア団体及びＮＰＯ等との連携を図るとともに、中間支援組織（ＮＰＯ・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、支援活動の全体像を把握するための情報共有の場を設置するなどし、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。

(3) 災害ボランティアの受入れ・派遣に当たっての基本事項

ボランティアの受入窓口、ボランティア団体、ボランティア・コーディネート機関等は、ボランティアの受入れ、派遣に当たっては、特に、次の事項を遵守する。

① 被災地住民・被災地区（自治会）の意向に配慮すること。
② ボランティアに対し、活動内容、現地の状況、ボランティア保険の加入など最低限の予備知識を持った上で、救援活動に参加するよう周知する。
③ ボランティアの身分が被災地住民にわかるようにすること。
④ ボランティアに対し、被災地住民に負担をかけずに活動できる体制を整えて、救援活動に参加するよう周知すること。
⑤ ボランティアニーズは、時間の経過とともに変化するので、それに併せて、ボランティアの希望や技能を把握し、活動のオリエンテーションをした上で派遣するよう努めること。
⑥ ボランティア、特にボランティア・コーディネーターに対して、レスパイトケア（一時的に現地を離れて休息をとる）の期間を持つよう配慮すること。
⑦ 被災地と後方支援との役割分担やネットワークを図るため、両者のネットワークのための会議を開催すること。

⑧　市は、災害ボランティアと自主防災組織等地域住民との円滑な連携や関係づくりに努めること。

第１５節　鉄道施設の応急対策

西日本旅客鉄道㈱は、以下のとおり、鉄道施設における応急対策等を実施するものとされている。

１　対策本部の設置

災害が発生した場合には、現地に現地対策本部を、また、統括本部内等に統括本部対策本部を設置するものとされている。

２　発災時の初動体制

(1) 施設に対する防災対策

① 線路構造物の防災強度及び耐久性を把握するため、定期検査を実施、常に構造物の状態を把握するとともに、線路構造物の警備箇所を定め、降雨・強風等の線路警備及び巡回計画を定める。

② 線路に影響のあるダムの放流、及び灌漑用水池等の溢水及び堰堤決壊のおそれのあるものについては、関係機関と連絡体制について定める。

(2) 防災体制

① 風水害の発生が予想される場合は、鉄道事故及び災害応急処置準則に基づき必要な体制をとる。

② 列車の運転、線路及び電車線路の保守に関係する各所長は、異常気象等の予報及び警報の伝達を受けた場合は、鉄道気象通報取扱準則の定めにより関係社員に伝達する。

ア　風水害その他災害時の運転規制

災害時運転取扱手続及び近畿統括本部災害時運転取扱要領に定めるところにより、時間雨量、連続降雨量が基準を超えた場合、風速計が運転規則基準に達した場合及び落石等が発生した場合は列車の速度規制又は運転見合わせを行う。

イ　降雨時の対策

災害対策本部の設置、除雪の体制及び列車の運転確保などを行う。

(3) 旅客等の案内及び避難

災害が発生した場合は、被災線区等の輸送状況、被害状況等を把握し、次のとおり旅客等に案内する。

① 駅等での旅客に対する案内

災害時に、旅客の不安感を軽減し、動揺、混乱を防止するため、掲示、放送等により適切に案内する。

② 乗務員の旅客に対する案内

乗務員は、災害により列車を運行する上で危険を認め、列車を停止させた場合や、輸送指令の指示により徐行を行う場合は、車内放送等により案内を行い、旅客の動揺、混乱の防止に努める。

③ 避難誘導

災害の発生に伴い建物倒壊、火災発生及び二次的な災害発生のおそれがある場合は、旅客等を一時的に安全な場所に誘導する。

第１６節　ライフラインの応急対策

ライフライン施設の早急な復旧に向けて、各関係機関との連絡体制を確立し、災害情報及び対策状況等の情報を共有するとともに、二次災害を防止するための対策について定める。

第１　電力の確保

関西電力送配電㈱は、市内における電力施設の応急対策等を実施するものとされている。

１　防災体制

(1) 地域における防災体制

各支社が所管する地域（以下「地域」という。）は、当該地域における非常事態に対処するため、支社長を本部長とする非常災害対策総本部を設置する等、本店に準じた対策組織を設置する。

神戸及び播磨・但馬地域内で、非常災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、非常災害に係る予防又は復旧対策活動を統括するため、次のとおり対策組織を設置する。

①　神戸及び播磨・但馬地域非常災害対策総本部
②　神戸及び播磨・但馬地域発販等非常災害対策本部
③　神戸及び播磨・但馬地域送配電非常災害対策本部
④　神戸及び播磨・但馬地域発販等警戒本部
⑤　神戸及び播磨・但馬地域送配電警戒本部

(2) 総本部の設置基準

総本部の設置については、発販本部の長と送配電本部の長が協議し、決定する。

①　非常災害が発生した場合又は発生することが予想される場合にあって、発販部門等及び電力本部が連携して、対応していくことが必要と認められる場合
②　その他必要な場合

(3) 体制の確立

非常事態に対処するための必要な要員を速やかに確保し、初動体制を確立する。また、平常時より次の体制を整備する。

①　休日・夜間における突発的な非常事態に備えて、対策組織を指揮する者を直ちに確保できる体制を整備する。
②　対策組織要員等の動員に関する計画をあらかじめ策定する。特に、休日・夜間における突発的な非常事態に備えて、必要な要員を確保できる体制を整備する。

２　災害応急対策に関する事項

(1) 災害時における情報の収集、連絡

地域の対策組織の長は、次に掲げる各号の情報を迅速かつ的確に把握し、速やかに本店の対策組織の長に報告する。

① 気象、地象情報
② 一般被害情報
③ 社外対応状況
④ 電力施設等の被害状況及び復旧状況
⑤ 停電による主な影響状況
⑥ 復旧用資機材、復旧要員、食糧等に関する事項
⑦ 従業員等の被災状況
⑧ その他災害に関する情報

(2) 情報の集約

本店の対策組織の長は、地域の対策組織の長からの被害情報等の報告及び国、地方公共団体、警察、消防等の防災関係機関、請負会社等から独自に収集した情報を集約し、総合的被害状況の把握に努める。

(3) 通話制限

対策組織の長は、災害時の保安通信回線を確保するために必要と認めたときは、通話制限その他必要な措置を講ずる。また、対策組織の設置前であっても、保安通信回線を確保するために必要と認めたときは、本店にあっては関西電力の総務室長、地域にあっては支社長の判断により通話制限その他必要な措置を講ずる。

3 災害時における広報

対策組織の長は、災害時における広報を、次のとおり実施する。

(1) 広報活動

災害が発生した場合又は発生することが予想される場合において停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況についての広報を行う。

(2) 広報の方法

広報については、事実に基づく正確な情報をテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関及び停電情報アプリやインターネット等を通じて行うほか、状況に応じて、広報車等により直接当該地域へ周知する。

4 要員の確保

(1) 対策組織要員の確保

① 夜間、休日に災害が発生するおそれがある場合には、あらかじめ定められた対策組織要員は、気象、地震情報その他の情報に留意し、対策組織の設置に備える。
② 対策組織要員は、所属する対策組織が設置された場合、速やかに出社する。
なお、供給区域内において震度６弱以上の地震が発生した場合は、関係所属の社員は、あらかじめ定められた基準に基づき、所属する事業所へ出社する。

(2) 復旧要員の広域運営

他電力会社、他一般送配電事業者及び広域機関等と復旧要員の相互応援体制を整えておく。

5 災害時における復旧用資機材の確保

対策組織の長は、災害時における復旧用資機材の確保を、次のとおり実施する。

(1) 調達

予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする復旧用資機材は、次のいずれかの方法により、可及的速やかに確保する。

① 現地調達

② 対策組織相互の流用

③ 他電力会社等からの融通

(2) 輸送

復旧用資機材の輸送は、原則として、あらかじめ調達契約をしている協力会社の車両、舟艇、ヘリコプター等により行う。

(3) 復旧用資機材置場等の確保

災害時において、復旧用資機材置場及び仮設用地が緊急に必要となり、この確保が困難と思われる場合は、加東市災害対策本部に依頼するなど、迅速な確保に努める。

6 災害時における電力の融通

災害の発生により、電力需給に著しい不均衡が生じ、需給状況を速やかに改善する必要がある場合には、本店非常災害対策総本部の流通チーム長は、広域機関の指示等に基づく電力の緊急融通により需給状況の改善を図る。

7 災害時における危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、災害時においても、原則として、供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、対策組織の長は、送電停止等の適切な危険予防措置を講ずる。

8 災害時における応急工事

対策組織の長は、災害時における応急工事を次のとおり実施する。

(1) 応急工事の基本方針

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連及び情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速かつ適切に実施する。

(2) 応急工事基準

災害時における具体的な応急工事については、次の基準により実施する。

① 送電設備

ヘリコプター、車輌等の機動力及び貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。

② 変電設備

機器損壊事故に対し、系統の一部変更又は移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。

③ 配電設備

非常災害仮復旧標準工法による迅速確実な復旧を行う。

④ 通信設備

共通機器、貯蔵品を活用した通信回線の応急復旧措置及び可搬型電源、衛星通信設備、移動無線機等の活用により通信手段を確保する。

(3) 災害時における安全衛生

応急工事の作業に当たっては、通常作業に比べ、悪条件のもとで行われるので、安全衛生については、十分配慮して実施する。

9　災害復旧に関する事項

(1) 復旧計画

① 地域の対策組織の長は、設備ごとに被害状況を把握し、次に掲げる各号の事項を明らかにした復旧計画を策定するとともに、本店の対策組織の長に速やかに報告する。

ア　復旧応援要員の必要の有無

イ　復旧要員の配置状況

ウ　復旧用資機材の調達

エ　復旧作業の日程

オ　仮復旧の完了見込

カ　宿泊施設、食糧等の手配

キ　その他必要な対策

② 本店の対策組織の長は、前項の報告に基づき、地域の対策組織の長に対し復旧対策について必要な指示を行う。

(2) 復旧順位

対策組織の長は、復旧計画の策定及び実施に当たり、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易度を勘案し、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧することを基本とする。

なお、必要に応じ市と連携し、病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難所、その他重要施設の復旧を優先する。

第２　ガスの確保

災害により機能が停止したガスの早期復旧のための対策について定める。

1　大阪ガス㈱の応急対策

(1) 災害発生直後の対応

① 応急対策要員の動員

ア　大阪ガスの供給エリア内で震度５弱以上の地震を感知した場合、本社、地区導管部、製造所等に災害対策本部を設置することとする。また、兵庫導管本部内の供給エリアで震度４以上の地震の発生を感知した場合は、兵庫導管本部内に対策本部を設置することとする。

イ　応急対策要員は、休日、夜間にあっても、テレビ、ラジオ等で大阪ガス供給エリア内で震度５強以上の地震が発生したことを覚知した場合、自動的に出社

することとする。

ウ　必要に応じて、工事会社、サービスチェーン等の協力会社を含めた全社的な活動ができるよう、動員体制を確立し、呼出しを行うこととする。

②　情報の収集伝達

ア　設置してある地震計から無線、テレメーターにより本社中央保安指令部に集約された震度情報を一斉無線連絡装置により、製造所、地区導管部へ伝達するとともに、必要な措置を講じることとする。

イ　防災関係機関に対して、迅速かつ的確に必要な情報を伝達するとともに、情報の収集を行うこととする。

ウ　兵庫導管部災害対策本部は、担当エリアのガス施設、需要者施設の被害状況を調査するとともに、被害状況と応急対策実施状況等を所定の経路により本社対策本部へ報告することとする。

③　応急復旧用資機材の確保

必要な資機材（導管材料、導管以外の材料、工具類、車両、機械、漏えい調査機器、道路工事保安用具、携帯無線等）について必要な数量を確保することとする。

④　危険防止対策

都市ガスは生活に欠くことのできない重要なエネルギーであることから、災害時においても可能な限りガス供給を継続するが、都市ガスにより二次災害のおそれがあると判断される場合には、本社災害対策本部の指令に基づいて、スーパーブロック、ミドルブロック等によりガス供給を停止する等の適切な危険防止措置を講じることとする。

(2) 復旧作業過程

①　復旧計画

災害復旧計画の策定及び実施に当たっては、人命にかかわる拠点及び救急救助活動の拠点となる場所を原則として優先するなど、災害状況、各施設の被害状況及び被害復旧の難易を勘案して、供給上復旧効果の高いものから行うこととする。

②　復旧要員の確保

社員、協力会社による全社的な動員体制の他に、大阪ガスが単独で復旧を図ることが困難である場合には、日本ガス協会の「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」に基づき、他のガス事業者から協力を得ることとする。

③　代替エネルギーの供給

病院や防災拠点など社会的に重要な施設に対して、都市ガスが復旧するまでの間、代替エネルギー（移動式都市ガス発生装置等）を迅速かつ計画的に供給することとする。

④　災害広報

災害時における混乱を防止し、被害を最小限に食い止めるため、必要に応じて、テレビ、ラジオ等の報道機関及び工作車に装備したスピーカーにより、ガス施設の災害及びガスの安全措置に関する各種の情報を広報することとする。

⑤　他機関との協力体制

復旧を促進するため、県をはじめとする地方公共団体、防災関係機関、報道機関、道路管理者、県公安委員会・県警察本部、埋設物管理者、地域団体等と緊密な連携をとり、各機関との協力体制のもとに災害対策を推進することとする。

2　（一社）兵庫県ＬＰガス協会の応急対策

(1) 災害発生直後の対応

① 災害対策本部の設置

災害の発生により、兵庫県内の行政機関（県・市・町）に災害対策基本法第 23 条の規定による災害対策本部が設置され、協会の会長が必要と認めた時は、直ちに（一社）兵庫県ＬＰガス協会内に、兵庫県ＬＰガス協会対策本部を設置し、関係機関、関係団体等と連携して被害を最小限にとどめる措置を講じる。

② 情報の収集伝達

防災組織を通じ、各地区から被害情報の収集に努めるとともに、防災関係機関に対し、迅速かつ的確に必要な情報を伝達する。

ア　被害状況として、製造設備、貯蔵設備及び人的被害等

イ　支援可能状況として、保安員の確保、入出荷及び周辺の道路状況等並びに在庫量

③ 応急対策の実施

ア　緊急措置の周知

㈱ラジオ関西との「災害時におけるＬＰガスの二次災害を防止するための放送協定」に基づき、ＬＰガスの容器バルブの閉止等を周知する内容を、㈱ラジオ関西が自動的に反復して放送することにより周知を図る。

イ　ローラー作戦の展開

ＬＰガス消費家庭等が、災害のため広範囲にわたって被害を受け、ＬＰガス容器並びにガス供給管等に損傷があった場合、又は点検調査が必要となった箇所に対する対応については、各防災事業所がキーステーションとなり、応急対策を実施する。

ウ　危険個所からの容器の撤収

ブロック塀や家屋の下敷きになっている容器など、危険な状態にある容器の撤収については、北はりま消防本部等との協力を得て迅速に回収する。

また、災害により容器が流出し、河川・海上を漂流した場合は、漁業協同組合等と連携して回収に努める。

エ　高齢者等弱者対策

ＬＰガス販売事業者は、あらかじめ保安台帳等により、高齢者・身体障害者等の家庭をチェックし、災害時には最優先で点検調査、安全対策等を実施する。

オ　ＬＰガスの供給

ｱ)　都市ガスが停止した場合には、災害支援協定により各自治体からの要請に応え、病院、避難所等を優先にＬＰガスの供給を行う。

ｲ)　一般充填所の被害状況により、中核充填所において設備の共同利用を始めるとともに、ＬＰガスの国家備蓄の放出に備える。

カ　電話相談窓口の開設

災害対策本部及びキーステーションに、ＬＰガス電話相談窓口を開設し、都市ガス事業者とも連絡をとりながら市民の要望に対応する。

キ　不要容器の回収

不要となったＬＰガス容器については、市の廃棄物担当セクションと連携を取りながら、迅速に回収する。また、災害時に使用する容器には、不要になったときの返却・連絡先を明記した荷札を取り付けるなど、返却を周知する。

ク　要員の確保

県内の事業者だけで復旧を図ることが困難な場合は、近畿ＬＰガス連合会の相互応援協定等に基づき、他府県から協力を得る。

第３　電気通信の確保

災害により、電気通信施設が被災した場合、または被災するおそれがある場合は、次のとおり応急対策及び復旧活動を実施するものとされている。

１　西日本電信電話㈱、㈱ＮＴＴドコモ関西支社及びエヌ･ティ･ティ･コミュニケーションズ㈱の応急対策

西日本電信電話㈱、㈱ＮＴＴドコモ関西支社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ㈱各社は、連携を図りながら、次のとおり応急対策を実施することとする。

(1) 災害発生直後の対応

①　被害状況の把握

通信設備の被害状況の把握、復旧に必要な資機材及び要員の確保

②　災害対策本部の設置

災害が発生した場合は、規模、その他の状況等により組織的かつ迅速に復旧対策推進するために、災害対策本部を設置し、応急対策及び復旧活動実施する。

③　防護措置

設備被害の拡大を防止するため、必要な防護措置を実施する。

(2) 復旧作業にいたるまでの対応

①　通信途絶の解消と通信の確保

通信途絶の解消と重要通信を確保するため、次の措置を講ずる。

ア　自動発電装置、移動電源車等による通信用電源の確保

イ　衛星通信・各種無線機による伝送路及び回線の作成

ウ　電話回線網に対する交換措置、伝送路切替措置等の実施

エ　応急復旧ケーブル等による臨時伝送路、臨時回線の作成

オ　非常用可搬型ディジタル交換装置等の運用

カ　臨時・特設公衆電話の設置

キ　停電時における公衆電話の無料化

(3) 復旧作業過程

① 通信の混乱防止

地震の発生に伴い、全国各地から一時的に集中する問い合わせや見舞いの電話の殺到により交換機が異常輻輳に陥り、重要通信の疎通ができなくなるのを防止するため、一般からの通信を規制し、110 番、119 番、災害救助活動に関する国または地方公共団体等の重要通信及び街頭公衆電話の疎通を確保する。

② 通信の利用と広報

地震により地域全域にわたって通信が途絶した場合、応急措置により最小限の通信を確保するとともに、通信の疎通調整と広報活動を実施する。

ア 通信の利用状況を監視し、利用制限、通話時分の制限を実施して疎通を図る。

イ 非常、緊急電話及び非常、緊急電報の疎通ルートを確保し他の通話に優先して取扱う。

ウ 被害の状況に応じた案内トーキーを挿入する。

エ 一般利用者に対する広報活動を実施する。

オ 西日本電信電話㈱兵庫支店は、必要な情報を地方公共団体等の災害対策機関へ連絡する。

③ 「災害用伝言ダイヤル(171)」又は「災害用伝言板(web171)」を利用した安否確認

災害時において被災地への通信が輻輳した場合には、被災地内の安否の確認が困難になる。そのような状況下でも、安否確認できるシステム「災害用伝言ダイヤル(171)」「災害用伝言板(web171)」を確立する。

ア 提供の開始

ｱ) 地震、噴火等の災害の発生により、被災地へ向かう安否確認のための通話等が増加し、被災地への通話が輻輳した場合に提供を開始する。

ｲ) 被災者の方は、本人・家族等の安否確認等を「災害用伝言ダイヤル(171)」又は「災害用伝言板(web171)」へ登録し、被災者の家族・親戚・知人の方等はその内容を聴取、閲覧して安否等を確認する。

イ 伝言の条件等

ｱ) 「災害用伝言ダイヤル(171)」

・登録できる電話番号（被災地電話番号）
加入電話・ISDN・ひかり電話番号及び携帯電話等の電話番号

・伝言録音時間…１伝言当たり 30 秒間

・伝言保存期間…２日間

・伝言蓄積数…１電話番号当たりの伝言数は１～20 伝言で、提供時に知らせる。

ｲ) 「災害用伝言板(web171)」

・接続条件…インターネット接続できるパソコン、携帯電話、スマートフォンからの伝言の登録が可能

・アクセスＵＲＬ…https://www.web171.jp

・伝言登録数…伝言板（伝言メッセージボックス）当たり 20 件まで（20 件をこえる場合は、古い伝言から削除され、新しい伝言が保存される。）

・伝言板（伝言メッセージボックス）数

利用者情報なしの場合：１件
利用者情報ありの場合：最大 20 件 ※利用者情報は、事前に登録が必要
・伝言保存期間…提供終了まで（ただし最大で６ヵ月）
・登録可能な伝言…定型文及びテキスト情報（伝言１件当たり 100 文字）
・伝言のセキュリティ…伝言板への登録・閲覧ができる対象者を限定する場合、利用者情報の事前登録により、設定が可能。
・伝言通知機能…利用者情報を登録することにより、通知を希望した場合、利用者が指定したメールアドレス・電話番号宛に伝言メッセージの通知を行うことができる

ウ　伝言通知容量　　全国約 800 万件

エ　提供時の通知方法

ｱ)　テレビ、ラジオを通じて利用方法、伝言登録エリア等を知らせる。

ｲ)　電話がかかりにくくなっている場合は、「ふくそうメッセージ」の中で、「災害用伝言ダイヤルをご利用していただきたい旨の案内」を流す。

ｳ)　避難所や特設公衆電話設置場所へ操作説明リーフレット等を配備する。

ｴ)　行政の防災行政無線等により、利用方法を知らせてもらうよう依頼する。

④　復旧順位

地震災害により電気通信施設に被害が発生し、回線に故障が生じた場合は、通信の途絶の解消及び重要通信の確保に努めるとともに、被害状況に応じた措置により回線の復旧を図る。

ア　気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に直接関係のある機関

イ　ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業社、及びア以外の国の機関又は地方公共団体

２　ＫＤＤＩ㈱の応急対策

(1)　情報の収集及び連絡

災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、通信の疎通を確保し、又は被災した通信設備等を迅速に復旧するため、次により情報の収集及び連絡を行うものとする。

①　災害の規模、気象等の状況、通信設備等の被災状況等について情報を収集し、社内関係事業所間相互の連絡を行う。

②　必要に応じて総務省及び内閣府その他関係政府機関並びに関係公共機関と災害応急対策等に関する連絡を行う。

(2)　準備警戒

災害予報が発せられた場合等において、通信の疎通に重大な支障を及ぼす事態が予想される場合は、その状況に応じ緊急連絡用設備等の運用に必要な措置、異常事態の発生に備えた監視要員の配置、防災上必要な要員の待機、災害対策用機器の点

検と出動準備、電源設備に対する必要な措置、伝送路の代替設定の準備、他の中央局における代替運用の準備等の準備警戒措置をとるものとする。

(3) 防災に関する組織

① 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において必要があると認めるときは、別に定めるところにより社内に災害対策本部等を設置する。

② 災害対策本部等は、災害に際し、被害状況、通信の疎通状況等の情報連絡、通信の疎通確保、設備の復旧、広報活動その他の災害対策に関する業務を行う。

(4) 通信の非常疎通措置

① 災害に際し、通信の疎通に重大な支障を及ぼす事態が生じたときは、臨時回線の設定、災害対策用設備等の運用等により臨機の措置をとるとともに関係電気通信事業者に必要な協力を要請し、重要な通信の確保を図るものとする。

② 通信の疎通が著しく困難となり、重要な通信を確保するため必要があるときは、電気通信事業法第8条第2項及び電気通信事業法施行規則第56条の定めるところにより、利用制限等の措置をとるものとする。

(5) 設備の応急復旧

被災した通信設備等の応急復旧工事は、他の一般の諸工事に優先して、速やかに実施するものとする。

3 ソフトバンク㈱の応急対策

ソフトバンク㈱は、連携を図りながら、次のとおり応急対策を実施することとする。

(1) 災害発生直後の対応

① 情報収集及び被害状況の把握

設備の被害状況の把握、復旧に必要な資材、要員の確保

② 防災組織の確立

災害発生時、速やかに通信ネットワークの復旧対応を行う体制をとり、社内基準に基づき災害対策本部を設置し、ネットワーク復旧対策を講じる。

また、必要に応じて、全国から要員派遣、復旧資材を含めた物資供給等を行う。

(2) 復旧作業にいたるまでの対応

① 応急措置

大災害発生時に輻輳拡大による、通信ネットワークのシステムダウン（通信障害）を防ぎ、電気通信事業法の定めに従って110番や119番などの重要通信の疎通を確保するため、輻輳の規模に応じて一般通信サービスを一時的に規制する場合がある。

② 応急復旧

移動電源車・移動無線基地局車・可搬型基地局による復旧

基地局停電対応として、移動電源車を出動させ電源を確保する。基地局が利用できなくなった場合には、移動無線基地局車を出動させ、通信エリアを確保する。また、小規模な避難所等には可搬型臨時基地局を設置し、通信サービスを復旧させる。

③ 公共機関による復旧活動への支援・協力

災害救助法適用時には公共機関の借用依頼に応じて、災害復旧活動に利用する携帯電話、衛星電話の貸出を行う。

④　災害時の WEB サイト・報道発表による障害状況及び復旧状況の告知

大規模災害が発生した場合には、被災地における障害状況や復旧状況、臨時基地局の稼働状況、ソフトバンクショップの営業状況などを、WEB サイトで地図等を用いて情報を公開する。

第４　水道の確保

水道施設に被害が生じた場合、以下のとおり応急対策等を実施する。

１　応急措置の対応

(1) 応急対策人員の動員

災害発生後直ちにあらかじめ定めるところにより、応急対策人員を動員し、災害対策を実施する。

(2) 被害（断水状況）の把握

水道の各施設（取水、導水、浄水、送水、配水、給水施設）ごとに、被害状況の調査を実施する。

被害状況の的確な把握は、応急復旧計画を左右するため、情報の収集は早急かつ慎重に行う。

(3) 県等への応援要請

応急復旧の実施に必要な人員・資機材が不足する場合には、速やかに「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」等に基づく支援の要請や、県を通じて県内市町、厚生労働省、他府県及び日本水道協会等関係団体に対する広域的な支援の要請を行う。

２　復旧過程

(1) 復旧方針の決定

被害の状況に応じて、応急復旧の完了の目標、復旧の手順と方法を定め、施設復旧に当たる工事班編成（人員・資機材）を行う。外部からの支援者については、到着次第、新たな工事班として組織し、作業内容を指示する。

(2) 施設毎の復旧方法

①　貯水、取水、導水及び浄水施設

応急復旧に当たり、それぞれの施設について熟知している職員を配置し、被害を受けた重要な施設から機能の確保に必要な復旧を行う。

機械・電気及び計装設備などの大規模な被害については状況に応じ、設備業者などの専門技術者を動員し、早急に対処する。

②　送・配水施設並びに給水管

配水池・ポンプ場については、①と同様に対処し、管路については、被害状況により復旧順位を決め、幹線から段階的に復旧を進める。

ア　第１次応急復旧

主要な管路の復旧が完了し、給水拠点、給水車などによる応急給水から管路による給水までの段階を第１次応急復旧とし、配水支管、給水管の被害が大きい地域においては共用栓による拠点給水、運搬給水を実施する。管路の被害が大きく、送水が困難な場合、復旧に長時間を要する場合については、仮設管による通水などにより、できるだけ断水地域を解消する。

イ　第２次応急復旧

第１次応急復旧によりほぼ断水地域が解消した段階で、引き続き各戸給水を目途に復旧を実施する。

③　復旧の記録

災害による被害状況、応急給水、応急復旧状況等について、日報・記録写真等を整える。

④　復旧作業の現状と見通し等の伝達

被災状況、応急復旧状況、回復見込みの情報等を市民、防災関係機関、報道機関等に対し、迅速かつ的確に提供する。

第５　下水道の確保

下水道施設に被害が生じた場合、以下のとおり応急対策等を実施する。

１　災害発生直後の対応

(1) 被害状況の把握

処理場、ポンプ設備、管路等のシステム全体について、速やかに被害状況を把握し、緊急措置、施設の復旧等を実施する。

(2) 下水道施設の調査と点検

次の事項に留意して、速やかに下水道設備の調査及び点検を実施し、排水機能の支障や二次災害のおそれのあるものについては、並行して応急対策を実施する。

①　二次災害のおそれのある施設等、緊急度の高い施設から、順次、重点的に調査・点検を実施する。

②　調査・点検漏れの生じないよう、あらかじめ調査表や点検表を作成して実施する。

③　調査・点検に際し、緊急措置として実施した応急対策は、その内容を記録する。

(3) 応援要請

応急復旧の実施に必要な人員・資機材が不足する場合には、県に広域的な支援の要請を行う。

２　復旧過程

被災箇所の応急復旧にあっては、その緊急度を考慮し、工法・人員・資機材等も勘案の上、全体の応急復旧計画を策定して実施する。

(1) 施設毎の応急措置・復旧方法

①　管路施設

ア　管路の損傷等による路面の障害

交通機関の停止・通行人の事故防止等の緊急措置をとるほか、関係機関と連携を密にして応急対策を講じる。

イ　マンホール等からのいっ水

ｱ)　排水路等との連絡管渠、複数配管している場合の他の下水道管又はループ配管等を利用して緊急排水する。

ｲ)　可搬式ポンプを利用して他の下水道管渠・排水路等へ緊急排水する。

ｳ)　下水道の汚水管渠からのいっ水については、土のうで囲む等の措置を講じた上、排水路に誘導して緊急排水する。

ウ　吐き口等における護岸やゲートの損傷による浸水

河川等の管理者に連絡をとるとともに、土のうによる浸水防止・可搬式ポンプによる排水等の措置を講じる。

②　ポンプ場及び処理場施設

ア　ポンプ設備の機能停止

損傷箇所等の点検・復旧を実施するとともに、浸水等の場合には緊急排水・浸水防止等の措置を講じる。

イ　停電等

設備の損傷・故障の程度等を確認の上、自家発電設備等の活用を図るとともに、損傷箇所の復旧作業を実施する。

ウ　自動制御装置の停止

手動操作の操作要領を策定するとともに、その習熟に努める。

エ　燃料タンク等からの危険物の漏えい

危険物を扱う設備については、災害発生後速やかに漏えいの有無を点検し、漏えいを発見した場合は速やかに応急措置を講じる。

オ　汚泥消化関係設備からの消化ガスの漏えい

災害発生後、速やかに漏えいの有無を点検し、漏えいを発見した場合は次の応急措置を講じる。

ｱ)　火気使用の厳禁及び立入禁止の措置

ｲ)　漏えい箇所の修復

ｳ)　漏えい箇所付近の弁等の閉鎖

カ　水質試験室における薬品類の飛散・漏えい

災害発生後、速やかに点検を実施し、応急措置を講じる。

キ　池及びタンクからのいっ水や漏水

土のうなどによって流出防止の措置をとるとともに、可搬式ポンプによる排水を行い、機械及び電気設備への浸水を防止する。

(2) 復旧作業の現状と見通し等の伝達

被災状況、応急復旧状況、回復見込み等の情報を市民、防災関係機関、報道機関等に対し、迅速かつ的確に提供する。

第１７節　教育対策

災害発生時における児童生徒及び教職員の保護及び支援、教育施設等の復旧に向けた対策について定める。

１　災害時に学校の果たすべき役割

災害時における学校の基本的役割は、児童生徒等の安全確保と学校教育活動の早期回復を図ることにあることから、避難所として指定を受けた学校においても、避難所は、市が、自主防災組織等と連携して運営することとし、学校は、教育機能の早期回復に努めることを基本にしつつ、７日以内を原則として可能な範囲で協力するものとする。

（→「第３章　第４節　避難対策」の項を参照）

２　応急教育の実施のための措置

(1) 教育委員会は、児童生徒の被災状況や教育施設の状況を把握し、応急教育の実施に必要な措置を講じるとともに、播磨東教育事務所に報告する。

① 短縮授業、二部授業、分散授業等の検討

② 校区の通学路や交通手段等の確保

③ 児童生徒の衛生、保健管理上の適切な措置と指導

④ 学校給食の応急措置

(2) 教育委員会は、被災状況により次の措置を講じる。

① 適切な教育施設の確保（現施設の使用が困難なとき。）

② 災害時における児童生徒の転校手続き等の弾力的運用

③ 被災職員の代替等対策

(3) 災害救助法が適用された場合の措置

① 市は、学校及び市教育委員会の協力を受け、学用品の調達及び配分を行う。

ア　対象

住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水により学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある児童生徒

イ　学用品の品目

教科書、教材、文房具及び通学用品

３　心の健康管理

教育委員会は、次の措置を講じる

(1) 被災児童生徒への心のケア

① スクールカウンセラー、教職員によるカウンセリング

② 電話相談等の実施

③ 相談センター、加東健康福祉事務所、加東こども家庭センター等の専門機関との連携

(2) 教職員の心の健康管理

① グループワーク活動の展開
② 災害救急医療チーム派遣制度の確立

4 教育施設の応急復旧対策

市は、災害発生後速やかに市が管理する教育施設等の被災状況を確認し、応急復旧等必要な措置を講じる。

(1) 教育施設

市は、被害状況を、播磨東教育事務所を通じて、県教育委員会に報告するとともに、状況により、一時的な復旧工事や間接的な復旧を行う。

(2) 指定文化財等

国・県・市指定文化財及び登録文化財等の所有者及び管理者は、被害が発生した場合、市教育委員会を経由して、県教育委員会に報告する。

また、指定文化財等の被災程度が大きい場合、県教育委員会は、文化庁に支援を依頼する。その結果、必要と認められるときは、文化財等救援委員会が立ち上がり、応急復旧対策を行うことになる。

資 料

14-1 文化財（有形）一覧

第１８節　保育対策

災害時において、乳幼児を持つ市民が安心して生活再建活動に専念できるよう援助し、併せて乳幼児のこころの安定を図るための保育対策を定める。

１　災害発生時の措置

(1) 災害が発生又は発生するおそれがある場合に、各認定こども園及び保育所(以下「こども園等」という。）に情報を迅速かつ的確に伝達するとともに、園長等は園児の安全確保を図る。

(2) 園長は、被害状況等を勘案し、応急対策計画と応急保育計画を策定するものとする。

２　応急保育

(1) 園長は、状況に応じ適切な緊急避難措置を講ずるものとする。

(2) 園長は、災害の規模、園児、職員及びこども園等の施設・設備の被害状況を確認し、速やかに市へ報告するものとする。

(3) 勤務時間外に災害が発生した場合、職員は勤務先のこども園等に自発的に緊急集合し、市が行う災害応急活動、復旧活動に協力し、応急保育の実施のための措置を講ずるものとする。

(4) 園長は、応急保育計画に基づき、臨時体制等の編成を行い、迅速に応急保育の実施に努めるとともに、その旨を保護者に周知するものとする。

(5) 教育対策部は、園長に適切な応急対策等に関して指示を行い、市からの情報の伝達、こども園等からの報告体制の万全を図る。また、衛生管理、復旧対策全般について総括的指導を行う体制をとる。

第１９節　警備対策

１　警察本部の災害警備本部体制の種類及び発令基準

(1) 災害警備本部体制Ａ号

①　県内における震度６強以上の地震を観測したとき。

②　県内に大津波警報の発表があったとき。

(2) 災害警備本部体制Ｂ号

①　県内における震度６弱の地震を観測したとき。

②　県内に津波警報の発表があったとき。

③　県内の大雨、大雪、暴風、暴風雪及び高潮に係る特別警報の発表があったとき。

(3) 災害警備本部体制Ｃ号

①　県内における震度５強の地震を観測したとき。

(4) 準災害警備本部体制

①　県内における震度５弱又は震度４の地震を観測したとき。

②　県内に津波注意報の発表があったとき。

③　県内の大雨、大雪、暴風、暴風雪及び高潮に係る警報の発表があったとき。

２　災害警備体制の発令等

(1) 警察本部長は、上記基準に該当する状況を認知したときは、災害警備体制を発令することとする。

　ただし、上記基準に該当しない場合において、県内で災害が発生し、又は発生するおそれがあると認めるときは、被害の状況及び被害の程度又は見込まれる被害を勘案して相当の災害警備体制を発令することができる。

(2) 警察本部長は、気象条件の悪化又は好転、危機の増減、被災地における応急措置の状況等、情勢の変化等並びに被害の程度及び見込まれる被害を勘案して、災害警備体制の種類の変更又は解除を発令することとする。

第２０節　旅客、帰宅困難者対策

公共交通機関等の不通により、自力で帰宅することが困難な滞留者、旅行者等に対し災害情報を提供するとともに、最寄りの避難所等で必要な支援を行う。

第２１節　農林関係対策

災害による農林業関係施設が被災した場合における応急対策について定める。

１　家畜防疫対策

県及び家畜関係団体と協力して、次の対策を図る。

(1) 畜舎及び家畜の被害状況の把握
(2) 救命治療の体制の整備と獣医師及び動物用医薬品の確保
(3) 死亡家畜の処分施設、場所の調整、確保
(4) 家畜の逸走防止、家畜排せつ物の流出阻止及び消毒の指導
(5) 発生のおそれのある疾病についてのワクチン接種
(6) 他の都道府県への家畜防疫員の派遣要請

２　飼料確保対策

県及び家畜関係団体と協力して、次の対策を図る。

(1) 飼料製造施設、荷役、配送施設の被災状況把握と生産者団体への情報提供
(2) (1)の施設が被災していない場合における業界団体に対する輸送経路の確保と遅滞なく必要量を供給するための緊急輸送の指導
(3) (1)の施設が被災した場合における業界団体に対する当面の必要量の確保指導

３　主要作物

県及び農業関係団体と協力して、水稲育苗施設等の破損個所への対策の速やかな実施や、成熟期で品質低下が懸念される場合の早期収穫の指導の徹底を行う。

４　野菜

県及び農業団体と協力して、災害についての情報収集に努めるとともに、施設の破損箇所の早期対策が速やかに実施されるよう指導の徹底を行うこととする。

５　果樹

県及び農業関係団体と協力して、生産者へ次の対策の徹底を図る。

(1) 露出した根部の覆土（地震により地割れ、地滑り等が発生したが、樹園地が崩壊しない軽度の場合）
(2) 倒伏した果樹の引き起こしと支柱等による補強

６　花き

県及び農業関係団体と協力して、生産者へ温室、ハウス等の破損に対する応急措置の徹底を図ることとする。

７　しいたけ

県及び林業関係団体と協力して、生産業者にハウス等の破損に対する応急措置の徹底を図ることとする。

第２２節　公共土木施設等の応急復旧及び二次災害防止対策等

災害により被災した公共土木施設等の復旧に向けた迅速な対応、及び二次災害の抑制と防御に向けた対策について定める。

第１　土砂災害

(1) 県及び関係機関と協力して、総合土砂災害対策推進連絡会と協議・調整し、総合的な土砂災害対策を推進する。
(2) 県と協力して、緊急パトロールを実施し、危険箇所を把握する。
(3) 県と協力して、それぞれの管理する箇所で必要に応じ次の緊急対策を実施する。
　① 緊急復旧資材の点検・補強
　② 観測機器の強化（警報機付伸縮計の設置等）
　③ クラックや崩壊箇所における砂防、地すべり、急傾斜地崩壊防止対策
(4) 危険箇所の市民への周知と警戒避難体制の強化を図る。
(5) 地すべり防止区域において異常等が発見された場合、県等と協力して速やかに対策を講じるとともに、必要により避難の指示等を行う。

第２　道路

道路管理者は次の措置を講じるものとする。
(1) 緊急点検を実施し、被害状況と危険箇所を把握する。
(2) 危険箇所について通行制限又は禁止を行うとともに、関係機関への連絡や市民への周知を図る。
(3) 緊急輸送道路について重点的に点検し、状況により復旧、確保を図る。
(4) 危険箇所を対象とした応急復旧工事を早期に実施する。

第３　河川

河川管理者は次の措置を講じるものとする。
(1) 緊急点検を実施し、被害状況と危険箇所を把握する。
(2) 危険箇所について、関係機関への連絡や市民への周知、警戒避難体制の整備を図る。
(3) 堤防・護岸等の河川管理施設等の被災箇所の早期復旧を図る。
(4) 河川を閉塞しているガレキの撤去や堤防損壊箇所の応急修繕を早期に実施する。

第４　ダム

ダム管理者は次の措置を講じるものとされている。
(1) ダム及び貯水池周辺の点検を実施し、被害及び危険箇所を把握する。

(2) ダムの機能に支障がある場合は、応急対策を実施する。
(3) 堤体の安全性に支障がある場合は、関係機関への連絡や市民への周知を行い、速やかに貯水を低下させる。

第５　ため池

(1) ため池管理者は、緊急パトロールを実施し、危険箇所を把握し、市へ報告するものとする。
(2) ため池管理者は､それぞれの管理する箇所で次の緊急対策を実施するものとする。
① 緊急復旧資材の点検・補強
② ため池危険箇所の貯水位の低減
(3) 市は、危険箇所の市民への周知と警戒避難体制の強化を行う。

第６　森林

(1) 県と連携して、緊急パトロールを実施し、危険箇所を把握する。
(2) 県と連携して、それぞれの管理する箇所で次の緊急対策を実施する。
① 緊急復旧資材の点検・補強
② 警報機付伸縮計の設置
③ 危険性の高い箇所の、仮設防護柵、土留工等の応急対策工事や不安定土砂の除去
(3) 危険箇所の市民への周知と警戒避難体制の強化を行う。

第７　農地・農業用施設

(1) 施工中の農地・農業用施設の発注者及び受注者は、工事用資材の流出や被害の拡大の防止に努めるものとする。
(2) 既設の農地・農業用施設の管理者は、パトロールを強化するとともに、危険箇所について補強補修等を行うものとする。

第８　宅地

(1) 県と連携して、緊急パトロールを実施し、危険箇所を把握する。
(2) 県と連携して、それぞれの管理する箇所で次の緊急対策を実施する。
① ビニールシート等の応急措置
② 宅地防災相談所等の開設
(3) 市は、民間宅地崩壊危険箇所の周知と警戒避難体制の強化を行う。

第９　公園

(1) 管理する公園について、緊急点検を実施し、被災状況と危険箇所を把握するとともに、必要により使用の制限及び応急復旧工事等を実施する。

(2) 点検結果及び応急対策について、県に速やかに報告する。

第２３節　り災証明

地方自治法第２条に定める防災に関する事務の一環として、災害による被害について市長が確認できる範囲で証明する。

１　発行の手続き

被災者のり災証明願に対して「り災台帳」により確認のうえ「り災証明書」を発行する。

なお、「り災台帳」により確認できないときでも、申請者の立証資料により確認できるときは、「り災証明書」を発行できるものとする。

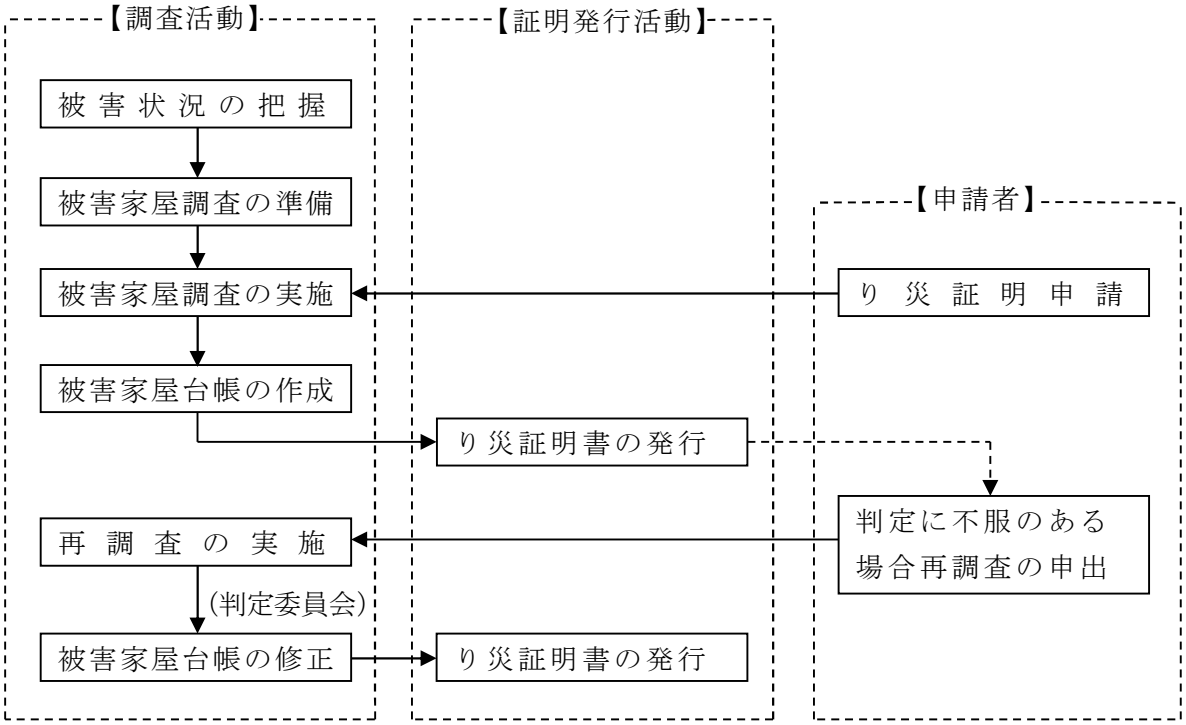

２　証明の対象

災害対策基本法第２条第１号に規定する災害で被災した不動産及び動産等について証明するものとする。

なお、火災にかかるものについては、消防長が証明する。

３　広報

り災証明に関する相談窓口を設置するとともに、防災行政無線、ＣＡＴＶ及び広報誌等により被災者への周知を図る。

資　料

13-８　り災証明書の様式

第４章　大規模事故等災害応急対策計画

大規模事故等災害応急対策計画は、大規模事故等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、円滑かつ迅速に対応するための計画である。

第１節　基本対策

市長は、大規模事故等の災害応急対策を円滑に展開するために必要な体制及び対策について定める。

第１　組織の設置

市長は、市域内において大規模な事故災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を強力に推進するため、大規模事故等災害対策本部（以下「(事故）災害対策本部」という。）を設置する。

１　設置基準等

（事故）災害対策本部の設置基準等は次のとおりとする。

(1) 設置基準等

	（事故）災害対策本部
設置基準	次のいずれかに該当するとき。 ①消防庁が定める火災・災害等即報要領の直接即報基準に達したとき。 ②災害救助法の適用基準に達するおそれがあるとき。 ③災害が発生した場合において、その状況を勘案して、災害応急対策を行うため又は災害応急対策に備える必要があるとき。
廃止基準	次のいずれかに該当するとき。 ①災害応急対策が概ね終了したとき。 ②災害応急対策に備えて設置した場合で、災害が発生するおそれが解消したとき。
設置場所	市役所
業　　務	災害の警戒・防御及び応急対策に係る業務を総合的に推進する。事務の分掌は風水害対策等を準用する。

※事故原因がテロ等の武力攻撃等によることが判明したときは、「加東市国民保護計画」による本部体制に移行する。また、事故原因が鳥インフルエンザの感染症によることが判明したときは、「高病原性鳥インフルエンザ対策防疫マニュアル」による本部体制に移行する。

(2) 火災・災害等即報要領の直接即報基準

① 交通機関の火災

ア 航空機火災

イ　トンネル内車両火災

ウ　列車火災

②　危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し、又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの

ア　死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの

イ　負傷者が５名以上発生したもの

ウ　危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500 平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの

エ　危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの

ｱ)　河川へ危険物等が流出し、防除又は回収等の活動を要するもの

ｲ)　500 キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等

オ　市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難又は道路の全面通行禁止等の措置を要するもの

カ　市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災

③　ホテル、病院、映画館及び百貨店において発生した火災

④　爆発、異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。）

２　組織体制

（事故）災害対策本部の組織は次のとおりとする。

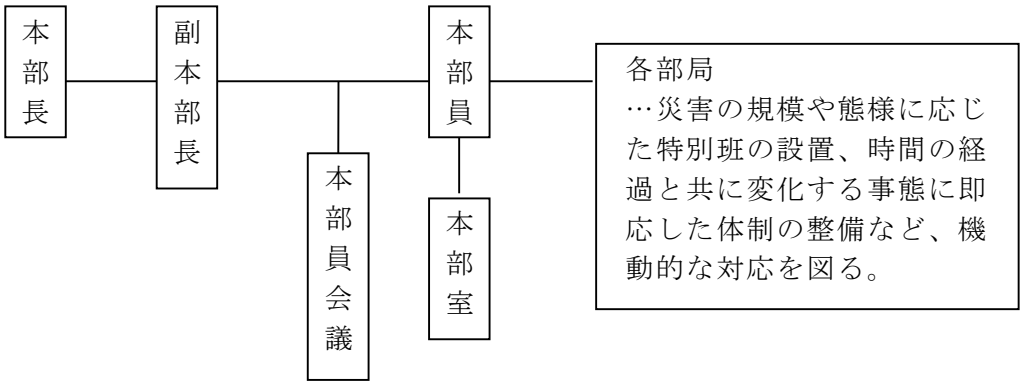

本部長	市長 ※市長に事故あるときは、副市長、教育長の順でその職務を代理する。
副本部長	副市長、教育長、技監、
本部員	各部長及び秘書室長
各部局	事態の状況に応じて班を設置する
本部室	防災課職員

※本部員会議は、本部長、副本部長、本部員他をもって構成し、本部長が招集する。

※市長に事故あるときは、次の順でその職務を代理する。
(順位)役職名
① 副市長
② 教育長
③ 技監

第２　配備、動員

１　配備体制

総務財政部長は、災害情報を収集し、市長、副市長に状況を報告し、必要な対策等を進言する。

これにより、市長は、配備体制を決定し、職員の動員を指示する。

市長が指示を行えないときの代行者は、本部設置時の職務の代理順位による。

配　備　基　準

組織	配備	配備基準		
		配備基準	配備職員	態勢
(事故)災害警戒体制	１号配備	大規模事故等により ①火災・災害等即報要領の即報基準に達する災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき。 ②その他限定的ではあるが被害が生じたとき、又は生じるおそれがあるとき。	あらかじめ定めた人員(少数)	防災課を主として情報収集・連絡調整にあたることができる体制

（事故）災害対策本部	２号配備	大規模事故等により ①火災・災害等即報要領の直接即報基準に達する災害が発生、又は発生のおそれがあるとき。 ②その他大規模な被害が生じ、又は生じるおそれがあるとき。	事故等による災害の状況に応じて応急対策活動に移行できる人員	防災課及び関係部課等を主として応急対策活動に当ることができる体制
	３号配備	大規模事故等により 災害救助法の適用を受ける重大な災害が発生、又は発生のおそれがあるとき	全職員	必要に応じて臨時・嘱託職員も配備し応急対策活動に当る体制

２　動員

(1) 伝達体制

非常配備体制を決定したときは、職員等に速やかにその旨を連絡する。

①　勤務時間内

総務財政部長は、関係部長（本部設置時は本部員）に連絡するとともに、職員へは庁内放送、メール配信、内線電話等により連絡する。

関係部長は、所属職員及び所管する出先機関等へ口頭、電話等により連絡する。

②　勤務時間外

総務財政部長から、関係部長（本部設置時は本部員）へ連絡する。部長は所属職員に電話、携帯電話、携帯メール等により連絡する。

関係課長は、所属職員へあらかじめ定めた電話連絡網により伝達する。

(2) 消防団員を兼務する市職員の配備

消防団員を兼務する職員は、参集及び活動にあたり、所属長の指示に従うが、指示があるまでは消防団長の指示に従う。

(3) 市の臨時・嘱託職員の配備

第３非常配備において職員が不足する場合、本部長は市の臨時・嘱託職員に災害対策業務への従事を指示する。

指示された職員は、所属長の指示に従って災害対策に従事する。

(4) その他の対策要員

市は、災害対策を実施するため、必要に応じて、自主防災組織、社会福祉協議会、日本赤十字奉仕団等に協力を求め、災害対策要員の確保を図る。

第２節　情報の収集・伝達及び報告

災害の応急対策を行う上で重要な資料となる情報の収集及び伝達、被害の調査及び報告について定める。

第１　情報の収集・伝達

１　航空機墜落事故災害の第一報の情報伝達

航空機墜落事故による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、当該災害に関する情報伝達を速やかに行うとともに、被害状況等の早期把握に努め、防災関係機関等との連携の下に、的確な対応をとるものとする。

この場合の情報伝達は次の系統で行うものとする。

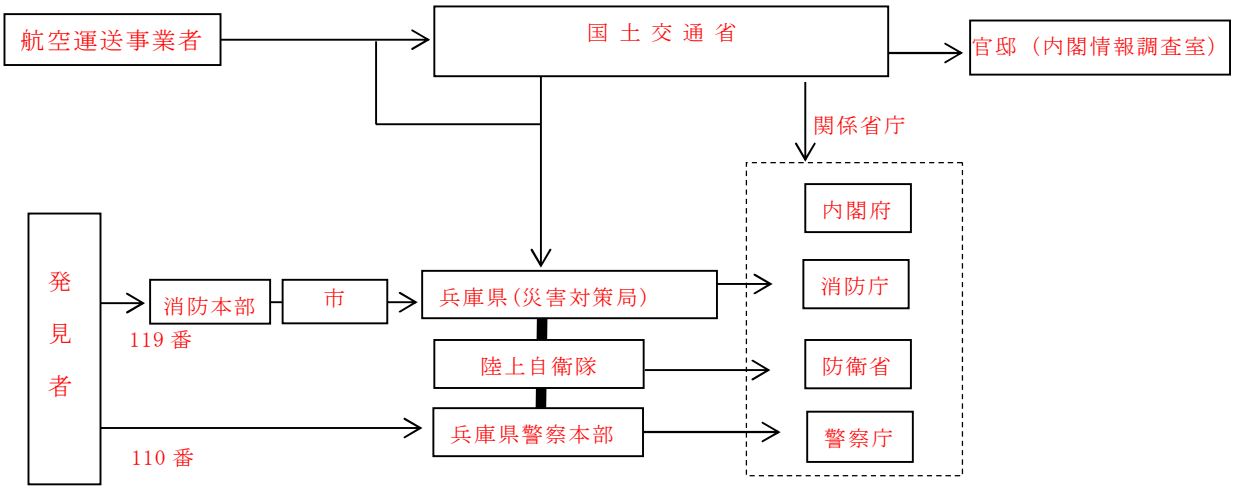

2　鉄道災害の第一報の情報伝達

鉄道事故による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、当該災害に関する情報伝達を速やかに行うとともに、被害状況等の早期把握に努め、防災関係機関等との連携の下に、的確な対応をとるものとする。

この場合の情報伝達は次の系統で行うものとする。

なお、危険物の漏えい等の場合は第１１節に掲載の系統図による。

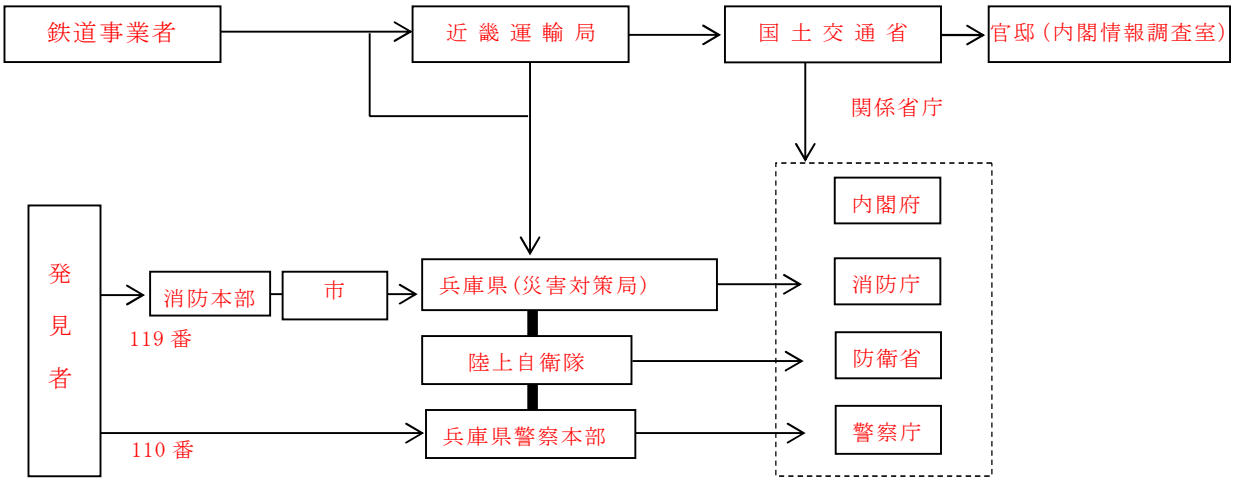

3　道路災害等の第一報の情報伝達

(1) 道路構造物の被災等による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合

道路管理者は、当該災害に関する情報伝達を速やかに行うとともに、被害状況等の早期把握に努め、防災関係機関等との連携の下に、的確な対応をとるものとする。

この場合の情報伝達は次の系統で行うものとする。

なお、危険物の漏えい等の場合は第１１節に掲載の系統図による。

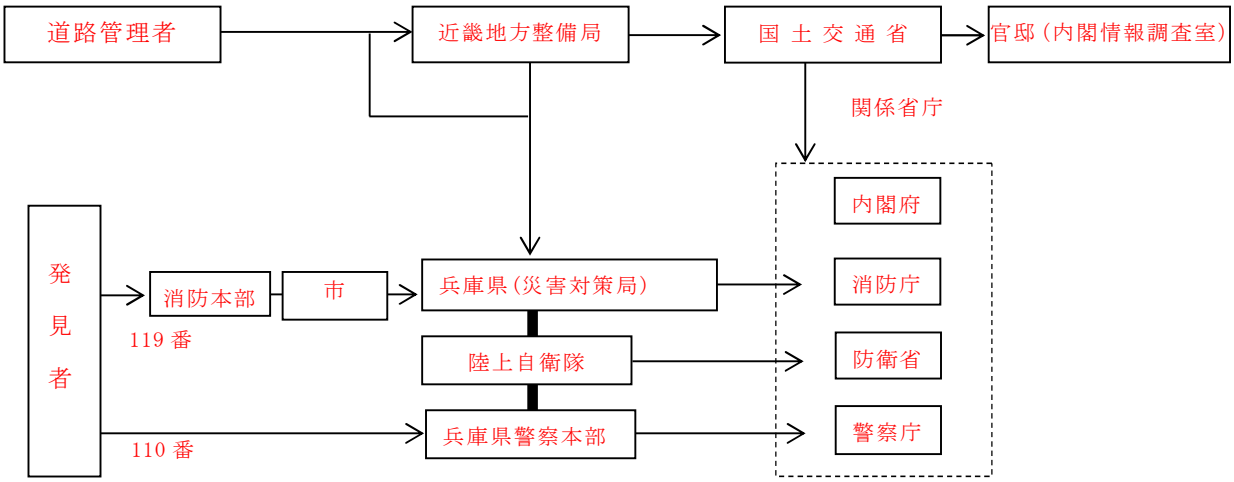

(2) 歩道上等において雑踏事故が発生し、又は発生するおそれがある場合

イベント等の主催者、主催者から警備を委託された者又は雑踏事故の発見者（以下、本節において「主催者等」という。）は、防災関係機関への通報等、的確な対応をとるものとする。

この場合の情報伝達は次の系統で行うものとする。

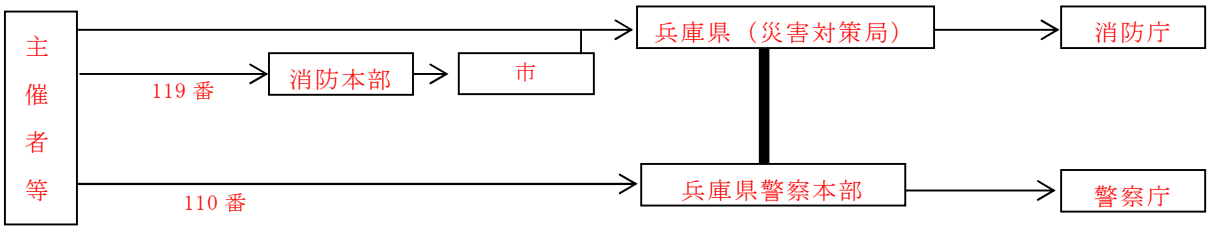

第２　（事故）災害の報告

１　報告基準

以下の種類の災害が発生したときは、原則として覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で県に情報を報告する。

〔火災〕

(1) 交通機関の火災（航空機火災、トンネル内の車両火災及び列車火災）

(2) 特殊な対応態様の火災等の消防上特に報告の必要があると思われるもの(例えば、消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災等)

〔危険物等に係る事故〕

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等の運搬に係る事故のうち、周辺地域住民に影響を与えるもの又はそのおそれがあるもの、その他大規模なもの

(例)・死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの（発生するおそれがあるものを含む。）

・負傷者が５名以上発生したもの（発生するおそれがあるものを含む。）

・爆発により周辺に被害を及ぼしたもの（及ばすおそれがあるものを含む。）

・周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの

・海上、河川への危険物等流出事故

・高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う、火災・危険物等の漏えい事故

・その他、事故の発生携帯、被害の態様から社会的に影響度が高いと認められるもの

〔救急・救助事故〕

(1) 死者５名以上の救急事故

(2) 死者が発生して、かつ死者及び負傷者の合計が 30 名以上の救急事故

(3) 要救助者が５名以上の救助事故

(4) 覚知から救助完了までの所要時間が５時間以上を要した救助事故

(5) その他社会的に影響度が高い救急・救助事故（例えば、列車の衝突及び転覆、バスの転落並びにハイジャック及びテロ等）

（例）・列車の衝突、転覆等による救急・救助事故

・バスの転落による救急・救助事故

・ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故

2　報告系統

通信の不通等により県に報告できない場合及び緊急報告を要する場合、内閣総理大臣に対して直接災害情報等を報告する。

ただし、その場合にも県との連絡確保に努め、連絡がとれるようになった後は、県に対して報告する。

3　報告手段

災害情報の報告は、以下の手段による。

(1) 災害の発生を覚知したときは、速やかにフェニックス防災端末に情報を入力する。

(2) あらかじめ県が指定する時間ごとに災害情報をとりまとめ、フェニックス防災端末に入力する。

(3) 必要に応じて有線若しくは無線電話又はファクシミリなども活用する。

(4) 有線が途絶した場合は、兵庫衛星通信ネットワーク（衛星系・地上系）、警察無線等の無線通信施設等を利用する。

必要に応じ、他機関に協力を求め、通信手段を確保する。

(5) すべての通信施設が不通の場合は、通信可能な地域まで職員を派遣する等、あらゆる手段をつくして伝達するよう努める。

4　報告内容

(1) 緊急報告

① 次の場合、第一報を県に対してだけでなく消防庁に対しても、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告することとする。

ア　交通機関の火災（航空機火災（火災の発生のおそれのあるものを含む。）、トンネル内車両火災、列車火災）

イ　高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う火災・危険物等の漏えい事故

ウ　救急・救助事故

死者が発生しているか発生するおそれがあり、かつ死者及び負傷者が 30 名以上発生し又は発生するおそれのある救急・救助事故で次にあげるもの

ｱ) 列車の衝突、転覆等による救急・救助事故

ｲ) バスの転覆等による救急・救助事故

ｳ) ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故

② 多くの死傷者が発生する等、消防本部への通報（電話・来庁を問わない）が殺到した場合、直ちに消防庁、県（災害対策本部、地方本部経由）それぞれに対し

報告することとする。消防庁に対しては、県を経由することなく直接報告し、その旨県にも後で報告することとする。

(2) 災害概況即報

災害等の初期段階で被害状況が十分把握できていない場合には、速やかに人的被害の状況等の情報を収集し、被害規模に関する概括的情報も含め、把握できた範囲から、逐次、県へ連絡する。

特に、災害等が自らの対応力のみでは十分な対策を講じることができない規模であると予想される場合は、至急その旨を県へ報告する。

(3) 被害状況即報

被害状況に関する情報を収集し、県に報告する。

(4) 災害確定報告

応急措置完了後速やかに県に文書で災害確定報告を行う。

■災害報告内容一覧

報告区分	報告系統及び使用様式 注：〔　〕は様式、 ➡ はフェニックス防災システムの情報経路
緊急報告	加東市 ➡ 県（地方本部） ➡ 県（災害対策本部） ➡ 国（消防庁） ＊通報殺到時
災害概況即報	加東市〔災害概況即報〕➡ 県（地方本部） ➡ 県（災害対策本部） ↓ ➡ 国（消防庁） ＊県への連絡が不能の場合
被害状況即報	加東市〔被害状況即報〕➡ 県（地方本部） ➡ 県（災害対策本部） ↓ ➡ 国（消防庁） ＊県への連絡が不能の場合
災害確定報告	加東市〔災害確定報告〕➡ 県（地方本部） ➡ 県（災害対策本部） （文書）　↓ 国（消防庁）

第３　被害調査

１　所管施設の報告

災害の危険が解消した段階で、各施設の責任者は被害調査を行い、結果を本部に報告する。

２　被害家屋の調査

災害に係る住家の被害想定調査の実施体制を早期に確立し、り災台帳を作成する。また、県に家屋被害認定士の派遣を要請するとともに、調査要員が不足する場合は建築士等の協力を要請する。

なお、市民等は家屋被害認定調査に協力し、地域内の被害状況や地理を説明する。

(1) 被害家屋調査の準備

被害状況の速報を基に次の準備を行う。

① 税務関係職員を中心とした調査員を確保する。

なお、市職員のみでは対応できないと判断した場合は、近隣市町及び民間団体への協力を要請する。

② 調査担当地区と担当調査員の編成表を作成する。

③ 調査票、地図、携帯品等の調査備品を準備する。

(2) 被害家屋調査の実施

① 一次調査

被害家屋を対象に２人１組で被害程度（損壊程度及び被災家具等）を被災者から聴き取り、実測等により調査する。

② 二次調査

一次調査で調査不能であったものや一次調査の結果に不服がある旨の申し出があったものを対象として、内部（建物）調査を含め実施する。

(3) り災台帳の作成

調査結果を基に、り災台帳を作成する。

３ その他

車両等で移動した被災物にあっては移動に関与した者の確認を求めておく。

資 料

３－２ 関係機関等の連絡先一覧

３－５ 調査事項・報告先一覧

３－６ 県への要請事項・報告先一覧

第３節　防災関係機関等との連携

第１　専門家・専門機関等への協力要請

大規模事故災害が発生し又は発生するおそれがあり、必要があると認めるときは、県に対して、専門家・専門機関等の助言等の協力を要請する。

(1) 要請事項

① 災害時医療救護活動（初動対応の調整、負傷者搬送や救護班派遣調整）
② 災害医療（広範囲熱傷、多発外傷、化学物質等の中毒等の治療）
③ 消火活動（職員の化学防護、消火手法等）
④ 避難対策（爆発等の影響範囲の算出、避難対策の実施の是非）
⑤ 危険物等による汚染の除去（事業者による除去及び除染作業の確認）
⑥ 各種制限措置の解除（各種制限措置の解除の是非、安全宣言の是非）
⑦ 鉄道又は道路構造物の被災等の場合の復旧等の措置
⑧ 代替交通対策
⑨ 心身の健康相談（危険物等に係る相談への回答）

(2) 経費の負担

専門家・専門機関等の派遣等に要した経費は、市が県と協議の上、負担する。

第２　自衛隊への派遣要請

１　災害派遣の要請の方法　（市長 → 知事 → 自衛隊）

(1) 市長は、大規模事故災害時において、人命及び財産の保護のため、自衛隊の災害派遣を要請する必要があると認める場合、県民局長、警察署長等と十分連絡をとり、次の事項を明らかにして、知事に対し、自衛隊の派遣要請をするよう求める。

① 災害の状況及び派遣を要請する理由
② 派遣を希望する期間
③ 派遣を希望する区域及び活動内容
④ その他参考となるべき事項
　ア 要請責任者の職氏名
　イ 災害派遣時における特殊携行装備又は作業種類
　ウ 派遣地への最適経路
　エ 連絡場所及び現場責任者氏名並びに標識又は誘導地点及びその標示

(2) 市長は、通信の途絶等により、知事に対して前記(1)の要求ができない場合には、その旨及び災害の状況を自衛隊に通知することができる。

この場合において、自衛隊は、その事態に照らし、特に緊急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、部隊等を派遣することができる。

(3) 市長は、前記(2)の通知をしたときは、速やかに知事にその旨を通知しなければならない。

■派遣及び撤収要請手続経路

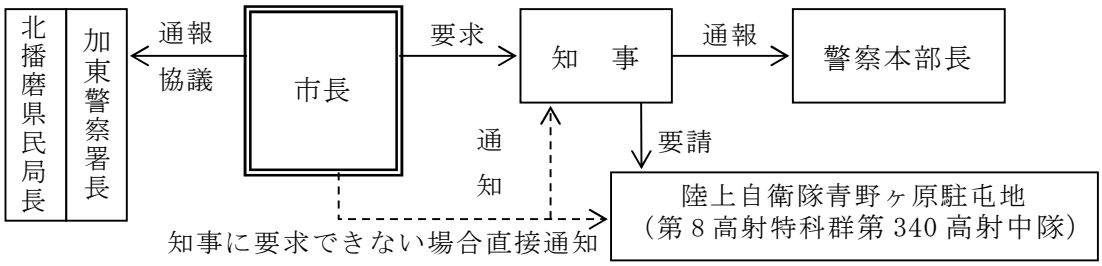

２　要請先等　　※連絡先等一覧

区　分		電話番号	
		勤務時間内	勤務時間外
県	北播磨県民局	42-9308 FAX42-4704	
	（災害対策本部設置時） 災害対策本部事務局	(078)362-9900（時間内外とも） FAX(078)362-9911～9912（時間内外とも）	
	（災害対策本部未設置時） 災害対策課（防災危機管理班）	(078)362-9988 FAX(078)362-9911～9912	(078)362-9900 FAX(078)362-9911～9912
自衛隊	陸上自衛隊青野原駐屯地 （第８高射特科群第 340 高射中隊）	(0794)66-7301 内線 232	

（注）緊急文書をファクシミリで送信する場合は、事前又は事後にその旨電話連絡し、確実性を期すること。

３　受入れ準備

派遣を要請した場合、次の措置をとる。

(1) 作業実施期間中の現場責任者の指定

(2) 派遣部隊の作業に必要な資機材の準備（自衛隊の装備に係るものを除く。）

(3) 派遣部隊の宿泊施設又は設営適地の準備

４　撤収要請

自衛隊の派遣の必要がなくなったと認めるときは、知事に対し、災害派遣要請の方法に準じて、知事に撤収の連絡を行う。

５　活動内容

(1) 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段による情報収集

(2) 遭難者等の捜索救助

行方不明者、負傷者等の捜索救助（通常、他の救援作業等に優先して実施）

(3) 消火活動

利用可能な消防車等その他防火用具（必要な場合は、航空機等）による消防機関への協力（消火剤等は、通常、関係機関が提供）

(4) 道路又は水路の啓開

道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合の啓開除去

(5) 応急医療及び救護

被災者に対する応急医療及び救護（薬剤等は、通常、派遣要請者が提供）

(6) 通信支援

災害派遣部隊の通信連絡に支障を来さない限度で実施

(7) 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送（航空機による輸送は、特に緊急を要する場合に限る。）

(8) 危険物等の保安及び除去

能力上可能なものについて、危険物等の保安措置及び除去

(9) その他

その他、臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なもの

6　経費の負担区分

災害派遣を受けた機関は、原則として自衛隊の救援活動に要した次の経費を負担する。

(1) 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材等（自衛隊装備に係るものを除く。）の購入費、借上料及び修繕費

(2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料、借上料、入浴料及びその他付帯する経費

(3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水道費及び電話料等

(4) 派遣部隊の救援活動中発生した損害に対する補償費（自衛隊の装備に係るものを除く。）

7　自衛隊の基本方針

(1) 自衛隊は、人命及び財産の保護のために行う応急救援・復旧のため、速やかに部隊を派遣できるよう平素から県等関係機関と密接に連絡・協力して災害派遣を計画準備し、知事、海上保安本部長、大阪空港事務所長（以下「知事等」という。）の要請により部隊等を派遣することとする。

(2) 災害の救援が特に急を要し、要請を待ついとまがないときは、指定部隊等の長は、要請を待つことなく、その判断に基づいて部隊等を派遣することとし、事後、できる限り早急に知事等に連絡し、所要の手続きをとることとする。

〈　自主派遣の判断基準　〉

①　災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合

②　災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、市町長から災害に関する通知、管轄の警察署長等から通報を受け、又は部隊等による収集その他の方法により入手した情報等から、直ちに救援の措置を取る必要があると認められる場合

③　その他災害に際し、上記の①～②に準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められる場合

(3) 自衛隊の部隊等の長は、自衛隊の庁舎、営舎その他防衛省の施設又はこれらの近傍に、火災その他の災害が発生した場合、自らの判断により部隊等を派遣することとする。

第３　関係機関との連携

１　関係機関等への応援要請

(1) 県への応援要請

市長は、災害が発生し、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、応援又は応急措置の実施の要請を行う。(災害対策基本法第 68 条)

また、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関、特定公共機関、他の市町若しくは特定地方公共機関の職員の派遣についてあっせんを求める。(災害対策基本法第 30 条第１項及び第２項)

(2) 指定地方行政機関への応援要請

市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関若しくは特定公共機関の長に対し、職員の派遣を要請する。(災害対策基本法第 29 条第２項)

(3) 他市町等への応援要請

市長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の市町長等に対し、応援を求める。(災害対策基本法第 67 条)

(4) 応援の受入れ

各部署からの応援要請に基づき応援隊等を受入れる場合、応援隊の案内用の職員又は地図等の情報、及び応援先の災害状況等の情報を提供する。

２　消防機関の応援要請

(1) 大規模災害時における広域消防相互応援体制

①　兵庫県広域消防相互応援協定に基づく応援

消防長は、北はりま消防本部だけでは対応困難な場合、兵庫県広域消防相互応援協定に基づき、連絡窓口の明石市消防本部を経由して応援要請を行い、その後市長に報告する。

②　緊急消防援助隊の出動要請

市長は、兵庫県広域消防相互応援とあわせて更なる応援が必要な場合、知事に対して緊急消防援助隊の応援要請を行う。

(2) 関係機関との連携

消防及び警察は、市民の生命、身体及び財産の保護のために相互に協力する。

資　料

４－１　協定一覧

５－１　消防の体制

第４節　災害救助法の適用

１　適用基準

(1) 適用基準

同一の原因による災害により、被災者が現に救助を要する状態にある場合で、次の各号のいずれかに該当するときに、知事が災害救助法を適用する。

① 市内で、住家の滅失世帯数が 60 世帯以上（災害救助法施行令第１条第１項第１号）

② 県の区域内で、住家の滅失世帯数が 2,500 世帯以上に達し、かつ、市の区域内で住家の滅失世帯数が 30 世帯以上（災害救助法施行令第１条第１項第２号）

③ 県の区域内で住家の滅失世帯数が 12,000 世帯以上に達した場合、又住家の滅失世帯が多数で被害地域が他の集落から隔離され、若しくは孤立している等のため生活必需品などの補給が極めて困難な場合若しくは有毒ガスの発生、放射性物質の放出等のため被災者の救助が極めて困難であり、そのため特殊の技術を必要とする場合（災害救助法施行令第１条第１項第３号）

④ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、次のいずれかに該当すること（災害救助法施行令第１条第１項第４号）

ア 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域の多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。

イ 被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

(2) 滅失世帯数の算定

住家の滅失世帯数は、住家の被害程度に応じて、次のように換算する。

① 全壊（全焼・流失）住家１世帯は、滅失世帯数１

② 半壊（半焼）住家１世帯は、滅失世帯数１／２

③ 床上浸水や土砂の堆積で居住できない住家１世帯は、滅失世帯数１／３

(3) 適用手続

市長は、災害の規模が、(1)の基準に該当し、又は該当する見込みがある場合は、次の手順により被害状況等を知事に報告する。

知事は、災害救助法を適用した場合、救助事務の実施について市長に通知するものとされている。

（事務処理手順）

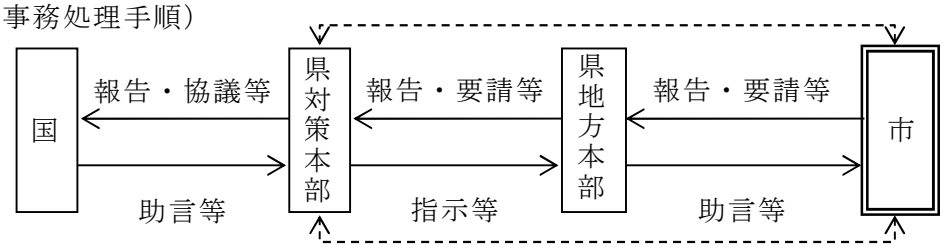

（注）破線は、緊急の場合及び補助ルート

2　救助内容

(1) 実施項目

市(各部)は、地域における公共の秩序を維持し、市民及び滞在者の安全を保持するため、市長が行うこととされた救助の実施に関する事務を適正に実施する。

ただし、災害が突発し、県の通知等を待ついとまがない場合には、救助の実施に関する事務のうち、緊急を要する事務を実施する。

実施項目	実施期間
避難所の設置	7 日以内
応急仮設住宅の供与	2 年以内 (20 日以内に着工)
炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	7 日以内
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	10 日以内
医療及び助産	14 日以内 分娩の日から7日以内
被災者の救出	3 日以内
被災した住宅の応急修理	1 ヶ月以内
学用品の給与	教科書等 1 ヶ月以内 文房具等 15 日以内
埋葬	10 日以内
遺体の捜索及び処理	10 日以内
災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	10 日以内

(2) 防災関係機関

防災関係機関は、地域防災計画、災害救助法の定めるところにより、救助に必要な人員の確保、物資の調達等、救助活動の実施に際して、県、市、救助活動の実施関係機関に協力するものとされている。

(3) 災害救助法による救助の基準

市長は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」による基準で実施することが困難な場合、特別基準の適用を知事に要請する。

知事が内閣総理大臣に協議し、その同意を得て基準を定めることができるとされている。

資　料

12-1　災害救助法による救助の基準

12-2　災害救助事務フローチャート

第５節　消火活動

北はりま消防本部は、速やかに火災の発生状況を把握するとともに迅速に消火活動を実施する。化学消防車、化学消火薬剤による消火活動を重点的に実施する。特に航空災害の場合にあっては、航空機に積載された緊急用酸素の爆発及び航空燃料の燃焼（油火災）に留意し、的確な消火活動を行う。警察、市と連携して、市民等の生命及び身体の安全を図るとともに、消防活動の円滑化を期するため、必要に応じて、警戒区域を設定する。発災現場以外の区域の消防機関は、北はりま消防本部からの要請又は相互応援協定に基づき応援をすることとする。

１　重点目標

消防力の効果的な運用を図るため、防御活動の重点目標を次のとおりとする。

(1) 大規模火災の発生を未然に防止するため、火災の初期鎮圧と延焼防止
(2) 危険物施設に対する防御
(3) 避難経路の火災防御
(4) 救助・救急
(5) 情報活動
(6) 広報

２　消防計画に定める基本的事項

大規模事故に備えるため、消防計画に定める基本的事項を次のとおりとする。

(1) 本部における所掌事務に関する事項
(2) 消防本部と消防団の業務分担に関する事項
(3) 職員の動員と編成・配置
(4) 通信網の確保に関する措置
(5) 情報収集等に関する体制
(6) 本部室との連絡等に関する事項
(7) 警察をはじめ関係機関との連絡等に関する事項
(8) 重点防御に関する方針
　① 密集地の火災・危険物施設の事故等に対する措置
　② 避難経路の防御に対する措置
　③ 救助・救急に関する措置
(9) 広報に関する措置

３　応援要請等

必要に応じて、知事の応援指示権の発動並びに他府県への応援要請を依頼する。

第６節　救援・救護活動

第１　捜索、救助及び避難誘導活動

１　捜索活動

航空災害等において事故現場が不明な場合など必要に応じ、県、北はりま消防本部及び大阪航空局等と連携して、多様な手段を活用し、捜索を実施する。

２　救助活動

(1) 必要に応じ、職員の動員と負傷者等の救出を実施する。

(2) 救出活動が困難な場合、県に、可能な限り次の事項を明らかにして、救出活動の実施を要請する。

① 応援を必要とする理由

② 応援を必要とする人員、資機材等

③ 応援を必要とする場所

④ 応援を必要とする期間

⑤ その他必要な事項

３　避難誘導活動

列車又は自動車から危険物等が流出し、又はそのおそれがある場合等には、必要に応じて、警察の協力を得て付近住民に対して、避難のための立退きの指示、勧告等を行う。

第２　救急医療活動

１　現地救護所の設置

必要と認める場合は、救護班を現地に派遣するなど、被災者等に対する保健医療活動を実施する。特に、被災地と医療機関との位置関係又は傷病者の数と搬送能力との問題から、被災地から医療機関への負傷者の搬送に時間がかかるため、現場での対応が必要な場合などには現地救護所を設置する。

２　現場から医療施設への負傷者等の搬送

(1) 搬送担当機関は、トリアージ結果に従って、搬送を実施する。

(2) 搬送車両等が不足する場合は、次の応急措置を講じる。

① 救急指定病院の患者搬送車の活用

② 応急的に調達した車両の活用

③ 隣接市町の応援要請

(3) 市長又は消防長は、ヘリコプターによる搬送を要すると判断した場合、県にヘリコプターの出動を要請する。

また、ヘリコプターによる救助活動に関しては、県立加古川医療センターを拠点とするドクターヘリが昼間のみ運用されており、出動を要請する場合は、消防本部から出動を依頼する。(「兵庫県消防防災ヘリコプター応援要綱」等)

3　トリアージの実施と現場での医療活動

必要に応じ、小野市・加東市医師会等にトリアージや現地における治療活動を実施する医師の派遣を要請する。

災害現場での治療活動については、止血、被覆、固定、保温など応急的治療を行う。また、生命の危険に直面している負傷者に対しては気道確保や人工呼吸を行う。

4　負傷者等の収容

(1) 負傷者等の収容については、下記施設の活用を図る。

① 救急告示病院・診療所

② その他の医療施設

③ 現地救護所

④ 寺院（死者の場合）

(2) 死亡して発見された場合及び搬送中に死亡した場合等は、速やかに警察に連絡する。

5　関係機関への協力要請

災害の規模・内容等により必要があるときは、時機を失することなく関係機関に協力を要請する。

6　医薬品等の供給

救護所等で使用する医薬品等を確保する。不足が生じる場合、加東健康福祉事務所と連携し、補給を行う。

7　費用

救急医療対策に要した費用については、現行関係法の適用により処理しうるものは同法により、その他のものについては、事故等責任機関の負担とする。

8　特殊な治療を要する負傷者等への対応

(1) 多発外傷への対応

① 現場から医療施設への負傷者等の搬送等の初動対応

ア　北はりま消防本部は、多発外傷の疑いのある負傷者を発見した場合は、救急告示病院等の医療機関へ負傷者を搬送する。場合により医師会等に協力を依頼する。

イ　北はりま消防本部、医療機関等は、負傷者の数及び隣接地域を含めた医療機関の受入能力を考慮して、県による搬送先医療機関の広域調整、救護班、その他県医師会等を通じた医師等の派遣要請が必要となる可能性があると判断し

た時点で、その状況を県（地域医療情報センター又は県（医務課））に連絡する。

ウ　市長及び消防長は、ヘリコプターによる搬送を要する可能性があると判断した場合、県又はドクターヘリ基地病院にヘリコプターの出動を要請する。

②　二次搬送等

ア　医療機関は、負傷者の容態、数、自己の施設及び医師等の確保の情報などを判断し、他の医療機関に搬送する必要があると判断した場合は、直ちに所管の消防本部に対し、二次搬送の要請をする。

イ　消防本部は、県と連携して、対応可能な医療機関へ負傷者を搬送する。

(2) 広範囲熱傷、化学熱傷への対応

①　現場から医療施設への負傷者等の搬送等の初動対応

ア　北はりま消防本部は、広範囲熱傷又は化学熱傷の疑いのある負傷者を発見した場合は、必要に応じて県消防防災ヘリコプターの出動要請を行うなど、対応可能な医療機関等へ負傷者を搬送する体制を整える。

イ　北はりま消防本部、医療機関等は、負傷者の数及び隣接地域を含めた医療機関の受入能力を考慮して、他府県を含めた広域搬送が必要となる可能性があると判断した時点で、県（地域医療情報センター又は県（医務課））に連絡する。

ウ　市長及び消防長は、ヘリコプターによる搬送を要すると判断した場合、県又はドクターヘリ基地病院にヘリコプターの出動を要請する。

②　二次搬送等

ア　医療機関は、負傷者の容態、数、自己の施設及び医師等の確保の情報などを判断し、他の医療機関に搬送する必要があると判断した場合は、直ちに所管の消防本部へ二次搬送の要請をする。

イ　消防本部は、県と連携して、対応可能な医療機関へ負傷者を搬送する。

(3) 有毒ガス、化学物質等による中毒への対応

①　原因物質の特定

ア　中毒患者又はそのおそれのある者を発見した北はりま消防本部、警察署等は、原因物質の特定が困難な場合は、(公財)日本中毒情報センターに連絡をとり、原因物質の絞り込みを行う。

イ　北はりま消防本部、警察署、医療機関、加東健康福祉事務所等の関係機関は、必要に応じ、医療機関等が採取した生体試料（尿、血液等）と、想定される原因物質の情報を提供して、県立健康生活科学研究所、県警科学捜査研究所等に検査分析を依頼する。ただし、テロ災害又はテロ災害が疑われる場合は、警察庁科学警察研究所や自衛隊に検査依頼を行う。

また、関係機関は、化学物質等による中毒の可能性が考えられる場合には、関係機関相互への情報提供に努める。

②　二次搬送等

ア　北はりま消防本部、医療機関等は、必要に応じて搬送、受入れに当たって除染を行い、二次災害防止等に努める。

イ　医療機関は、解毒剤等が院内にない場合は、卸売業者を通じて確保に努めるとともに、必要に応じ、市（健康福祉部）に解毒剤の確保を依頼する。

市は、解毒剤の確保ができないときは、県に要請する。

ウ　医療機関は、負傷者の容態、数、自己の施設及び医師等の確保の状況から、対応可能な医療機関に搬送する必要があると判断した場合は、直ちに所管の消防本部に対し、二次搬送の要請をする。

エ　消防本部は、県と連携して、対応可能な医療機関へ負傷者を搬送する。

(4) 間接的な被害者へのフォロー

医療機関は、被災者の家族等間接的な被害者への対応について、負傷者等への対応状況を勘案しながら、受入窓口や家族等の待合所を設け、被災者の健康状況を案内するなど、可能な範囲で体制を整えるものとされている。

第７節　緊急輸送活動及び代替輸送

災害時における安全かつ円滑な緊急輸送活動及び代替輸送について定める。

第１　交通確保対策

１　被災情報及び交通情報の収集

道路管理者は、警察と緊密に連携して、道路の点検を行い、被災状況等を把握するとともに、通行の禁止又は制限に関する情報を収集する。

２　緊急通行車両の確認

災害応急対策活動の円滑な推進に資するため、「災害対策基本法施行令第 33 条第 1 項」の規定に基づき、警察において緊急通行車両等事前届出済証による確認を受け、標章及び緊急通行車両確認証明書の交付を受ける。

３　陸上交通の確保

道路管理者は、警察と緊密に連携し、把握した被災状況等に基づき、通行禁止等の措置をとる。

(1) 道路法（第 46 条）に基づく応急対策

道路管理者は、道路の損壊その他の事由により、交通が危険であると認められる場合においては、管理する道路の保全と交通の危険を防止するため、区間を定めて道路の通行禁止又は制限を行う。

(2) 被災地域への流入抑制

市は、警察と連携し、災害が発生した直後において、避難路及び緊急交通路について、優先的にその機能の確保を図る。

(3) 災害対策基本法に基づく交通規制

市は、負傷者の救助、消防等の災害応急対策が円滑に行われるため、県公安委員

会による道路交通法及び災害対策基本法第 76 条第 1 項の規定に基づく交通規制の迅速な実施に協力する。

(4) 道路の応急復旧作業

道路管理者は、次の措置を講じるものとする。

① 道路啓開の実施

救急、消防、応急復旧対策等の緊急輸送を確保するため、関係機関と連携を図り計画的に道路啓開を実施する。

② 応急復旧業務の実施

建設業界と連携・協力し、災害時に障害物等の除去、応急復旧等に必要な人員、機材等を確保する。

4 航空交通の確保

あらかじめ指定した候補地の中からヘリコプターの臨時離着陸場を開設することとする。

また、ヘリコプターに緊急物資等を搬入・搬出するために必要な人員を確保する。

5 代替輸送の実施

道路災害発生時において、幹線道路が長時間に渡って使用不能になる場合など必要に応じて、う回路の設定及び周知、交通規制の実施並びにバス路線の変更等の対策を実施する。

第８節 こころのケア対策

1 こころのケアに対する相談・普及啓発活動

県と連携して、情報の提供や知識の普及に努め、心理的影響を把握するために健康調査を実施するとともに、既存の保健活動も活用しながら継続的なケアを行う。

2 事業者によるこころのケア対策

航空運送事業者、鉄道事業者、道路管理者、道路運送事業者等は、必要に応じ、次のとおり被災者及びその関係者等に対するこころのケア対策を実施するよう努める。

(1) 被災者及びその関係者のためのホットラインの設置

(2) 被災者及びその関係者への巡回訪問

(3) 乗務員、運転員、その他従業員に対するこころのケア対策の実施

3 救援活動従事者のメンタルヘルス維持

救助機関等の責任者は、災害時の救援活動に従事した者には、ＰＴＳＤ（心的外傷後ストレス障害）の症状が比較的高率に現れやすいことに留意し、緊張を和らげ、こころのしこりをほぐすためのスタッフミーティングの開催等に努める。

また、災害時の救援活動現場責任者・指導者は、救援活動従事者の燃え尽きを予防するため、救援活動従事者のストレス反応を常にチェックし、疲労のために仕事の能率が悪くなっていると判断した場合は、業務命令により休養をとらせたりするなどの配慮に努める。

第９節　遺体の火葬等

１　遺体の身元確認の協力

警察署の要請に応じて、身元確認作業の場のあっせん、提供等に協力する。

２　遺体収容場所

次の各項目を基本に遺体収容場所を確保する。

・屋内施設を基本とする。
・複数箇所を確保する。
・避難場所、医療救護施設等、他の用途と競合しないこと。
・施設は、想定される死者発生数に対応する広さを有するものとし、検視場所、遺体安置場所及び遺族待機場所を有することとする。
・照明設備及び水道設備を有していること。

３　遺体の火葬

引受人のない遺体及び遺族が埋火葬を行うことが困難な遺体は、応急措置として、次の措置を講じる。

(1) 火葬の実施

遺体は原則として、火葬に付すものとして次の斎場にて実施する。

施　　設　　名	所　　在　　地
小野加東斎場「湧水苑」	小野市万勝寺町 435 番地 88

遺体が多数の場合は、県に受入先施設確保の要請をするとともに、受入施設と調整して遺体を搬送する。遺族による遺体の搬送が困難なときは、葬祭業者等に協力を要請する。

(2) 遺骨の保管

引受人のない遺骨等は遺留品とともに保管する。

第１０節　雑踏事故の応急対応

雑踏事故が発生し又は予想される場合の行事等の主催者等関係機関の対応について定める。

１　関係機関の情報連携

市及び北はりま消防本部は、行事等の主催者等、警察、（一社）小野市・加東市医師会等と、雑踏事故が発生し、又は発生するおそれがある場合、第一報の伝達から応急対策の終了まで、相互に情報を交換するなど、特に緊密な情報連携を図る。

２　雑踏事故発生のおそれがある場合の現場の対応

(1) 群集の密度、行動等から雑踏事故の発生のおそれがあると認識した主催者、警備員、警察官等は、相互に連絡をとり、拡声器等を使用して群集に対し周辺の状況を説明し、警備員等への協力を求めるとともに、必要に応じて入場制限、誘導等の措置により群集の分断、整理を行うこととする。

(2) 北はりま消防本部は、雑踏事故の発生のおそれがあるとの通報を受けた場合、直ちに現場の確認のため職員を急行させる。

３　雑踏事故発生時の対策

(1) 行事等の主催者等

行事等の主催者等又は鉄道事業者は、雑踏事故が発生した場合には、迅速に北はりま消防本部、警察、県等にその旨を通報するとともに、負傷者を搬送し、救護活動に必要な場を確保するなど応急措置に努める。

(2) 北はりま消防本部

① 会場及び周辺の道路の混雑状況等、消防活動を行う上で必要な状況の迅速かつ的確な把握に努め、救助活動に迅速に着手する。

② 必要に応じて広域応援を他の消防機関又は県に要請する。

③ 多数の負傷者が発生した場合、小野市・加東市医師会へ情報提供し、協力を依頼するとともに、必要に応じて災害拠点病院等の医師と連携をとり、医療上の助言を得るなど、医療機関と連携をとり、医師の派遣及び搬送先の医療機関の確保を的確に行う。

(3) 医療機関等

① 行事等の主催者等及び北はりま消防本部と事前に連携を図っている医療機関は、関係機関から雑踏事故発生の第一報を受けた場合、医師、看護師等の招集など負傷者の受入体制を整えるよう努める。

② 小野市・加東市医師会は、関係機関から雑踏事故発生の第一報を受けた場合、現地へのトリアージ医師の派遣、現地における医療行為を行うための医療関係者の派遣等について、協力するよう努めるものとする。

第１１節　危険物等への対策の実施

列車又は自動車等から危険物等が流出した場合等に関して、保安及び応急対策について定める。

第１　危険物等への対策の特殊性

災害時の危険物等への対策に係る関係機関及びその対策に従事する者は、危険物等の関連する災害の特殊性（引火爆発の危険、毒性危険、反応危険及びそれらの複合危険）に応じ、救助・救急、医療等の対策実施にあたって特別の配慮をする。

第２　責任者等

危険物等の所有者、管理者又は占有者で、その管理について権限を有する者（以下「責任者」という。）又は事故の発見者は、災害発生と同時に、直ちに次の措置をとる。

１　連絡通報

(1) 責任者又は発見者は、発災時に直ちに 119 番で北はりま消防本部に連絡するとともに、必要に応じて、付近住民等に通報する。また、危険物等の種類が不明な場合等は、その特定に努める。

(2) 責任者又は発見者は、被害の概要を被災段階に応じて早急にとりまとめ、必要に応じて関係機関に通報する。

２　初期防除

責任者は、危険物等の流出を周囲に周知するなど可能な範囲で、速やかに初期防除を行うこととする。

ただし、危険物等の種類が特定されていない場合は、関係機関の指示に従う。

第３　防災関係機関

災害の規模、態様に応じ、県及び市地域防災計画並びに関係機関の災害応急対策計画の定めるところにより、関係機関相互の密接な連携・協力のもとに次の応急対策を実施する。

１　災害情報の収集及び報告

北はりま消防本部は、被災現地に職員を派遣する等により、被災状況の実態を的確に把握するとともに、市その他関係機関に災害発生の速報を行い、被害の状況に応じて逐次中間報告を行う。

情報系統図（第１報）

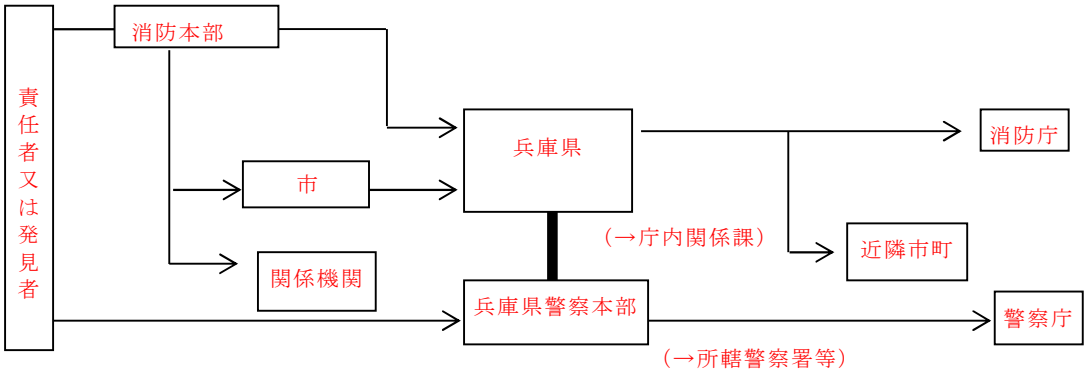

2　災害広報

(1) 市は、県及び報道機関等と相互に協力して、災害による不安・混乱を防止するため、広報車、テレビ、ラジオ、災害写真等を媒体とする広報活動を行う。

(2) 市は、県と協力して、危険物等の流出による大気、公共用水域、地下水及び土壌の汚染等により、市民の生命身体に危険が生じるおそれがある場合は、直ちに関係機関に連絡するとともに、報道機関等を通じて広報を行い、一般への周知を図る。

3　危険物等の特定

(1) 北はりま消防本部、警察、県その他関係機関は、責任者等を通じて危険物等の情報を収集するものとする。

　また、責任者等を通じても危険物等の種類が特定されない場合は、県立健康生活科学研究所、県警刑事部科学捜査研究所等と連携し、又は県を通じて専門家・専門機関等と連携をとり、危険物等の種類の特定に努める。

(2) 市は、県その他関係機関と協力して、危険物等が特定された後、必要に応じて物質の特性と身体への影響等について、報道機関等を通じた緊急の広報を行う。

4　現場の安全確認、患者の移動及び除染

　責任者、北はりま消防本部、警察、その他関係機関は連携して次の活動を行う。

(1) 危険区域を画するため、警戒線を張り、関係者以外の立ち入りを禁止し、安全地帯を設定すること

(2) 負傷者等を汚染された環境から搬出すること

(3) 負傷者等の除染を行うこと

　北はりま消防本部及び警察は、関係機関との連携の下に、負傷者等に対する救助、一次除染及び救急搬送活動、物質の検知並びに情報収集活動を実施する。

5　救急搬送等

　北はりま消防本部は、医療機関、（財）日本中毒情報センター、県、その他関係機関と連携をとり、負傷者等を医療機関へ搬送する。

6　消防応急対策

北はりま消防本部は、危険物等の火災の特性（爆発を伴う大規模火災の危険性等）に応じた消防活動を迅速に実施する。

7　避難

市長は、加東警察署と協力して避難のための立退きの指示・勧告、避難所の開設及び避難所への受入れを行う。

8　環境モニタリング

市は、県が行う環境モニタリング調査において、その測定場所の選定、確保及び現場立会いを行う。

9　市民救済対策

市は、企業、県、その他関係機関と合同して、市民の救済対策を講じる。

１０　風評被害の影響の軽減

(1) 市は、各マスメディアの協力を得ながら、次の事項について的確な情報提供を行うことにより、航空災害、鉄道災害及び道路災害等による風評被害等の未然防止を図る。

① 鉄道、道路等の使用又は供用の状況

② 被災した構造物等の復旧状況

③ 危険物等の流出等の場合の緊急時モニタリングの結果

④ その他風評被害の未然防止又は軽減のために必要な情報

(2) 万一、風評被害等が発生したと認められる場合は、農林水産物、地場産業の商品等の適正な流通の促進及び観光振興のため、広報活動の強化等により影響の軽減を図るとともに、農林水産業対策、観光対策等に十分な配慮を行う。

第１２節　災害情報等の提供と相談活動

市は、関係機関と連携して災害情報や災害応急対策等の広報を行うことにより被害拡大の防止と災害応急対策の推進に寄与する。

第１　災害広報

１　留意事項

(1) 航空運送事業者又は鉄道事業者、国及び県と協力して、被災者及びその関係者等のニーズを十分把握し、災害状況、安否情報、医療機関等の情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等、被災者及びその関係者に役立つ、正確かつきめ細かな情報を迅速かつ的確に提供する。

(2) 航空運送事業者又は鉄道事業者、国、県と協力して、情報の公表、広報活動の際、その内容について相互に連絡を取り合うこととする。また、情報の発信元を明確にするとともに、出来る限り専門的な用語の使用を避け、市民等が理解しやすい広報に配慮する。また、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努めることとする。さらに、情報の空白時間がないよう、定期的な情報提供に努める。

(3) 情報伝達に当たっては、テレビやラジオ等の放送事業者、通信社、新聞社等の放送・報道機関の協力を得る。また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ等を随時入手したいというニーズに応えるため、Ｌアラートやインターネット等を活用し、的確な情報を提供できるように努める。

(4) 航空運送事業者又は鉄道事業者、国、県と協力して、必要に応じ、大規模事故後速やかに関係者等からの問い合わせに対応するように人員配置等に努めることとする。また、情報のニーズを見極め、情報の収集・整理を行う。

(5) 救助活動を行う機関は、被害者の救出状況等について、適時適切な広報に努める。

２　広報の内容

被災状況、応急対策の実施状況、市民のとるべき措置等について積極的に広報する。

広報事項の内容については、確実な責任機関から入手するとともに、広報の実施機関名等を記して広報する。

広報を必要とする内容は、概ね次のようなものが考えられる。

(1) 被災状況と応急措置の状況（災害の発生場所、災害の状況、各防災関係機関の対応状況〔組織の設置状況等〕）

(2) 避難の必要性の有無

(3) 危険物等に対する対応

(4) 道路状況・交通規制状況及び各種輸送機関の運行状況

(5) 相談窓口の設置状況

３　広報の方法

記者発表等による情報提供のほか、あらゆる媒体を活用して広報に努める。

(1) 広報車

(2) 防災行政無線

(3) ＣＡＴＶ

(4) インターネット、スマートフォンアプリ、かとう安全安心ネット

第２　相談活動

１　市の相談活動

市は、被災者のための相談窓口を設け、市民からの相談又は要望事項を聴取し、その解決を図る。

２　安否確認等の相談

(1) 安否情報の収集・提供については、個人情報保護法及び市個人情報保護条例を踏まえて対応する。

(2) 医療機関は、患者の家族等の受入窓口や待合所を設けるとともに、厚生労働省の「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」等を踏まえ、患者の健康状況等に係る情報を提供するなど、間接的な被害者への適切な対応に努める。

(3) 市は、航空運送事業者、鉄道事業者又は道路管理者並びに空港管理者、消防機関、県警察本部、医療機関、県と、必要な範囲で相互に安否確認等に関する情報の共有に努め、必要に応じて適切に提供を図る。

(4) 市における安否情報の取扱いについては、国民保護法の検討に伴い整備される安否情報システムを踏まえて、関係機関と協議のうえ、災害時における効果的な仕組みの構築やルール化を図る。

(5) 市は、安否情報の確認のための民間事業者サービス等の効果的、効率的な活用も図れるよう普及啓発に努める。

第５章　個別対策

大規模火災をはじめ、危険物事故災害、交通災害、原子力事故災害、高病原性鳥インフルエンザといった災害が発生した場合における対策について定める。

第１　大規模火災・危険物事故災害応急対策

１　大規模火災応急対策

(1) 消火体制

北はりま消防本部及び消防団は、火災の通報を受けた場合、速やかに管轄区域内の火災の全体状況を把握するとともに、迅速に重点的な部隊の配置を行う。

特に大規模な震災の場合は、最重要防御地域等の優先順位等を定め迅速に対応する。

(2) 他機関との連携

市長は、必要に応じ知事に自衛隊の出動を要請する。

(3) 救急搬送業務

大規模火災の発生時における要救護者の緊急搬送等にあたり、必要に応じて、まず市内の医療機関、運輸業者等の協力を求め、次に隣接市町等の応援を求める。

(4) 市民、自主防災組織等との連携

① 防火管理者等

多数の者が出入りする施設等の防火管理者、その他法令に定める防火等の管理に責任を有する者は、それら施設の消防計画等に基づき、従業員等に指示して施設の出火防止、避難の指示等にあたるものとする。

② 市民及び自主防災組織

市民及び自主防災組織等は、発災後初期段階において自発的に初期消火活動を行うとともに、可能な限り消防隊に協力するよう努める。

２　林野火災応急対策

(1) 消火体制

消防本部及び消防団は、火災の通報を受けた場合、速やかに火災の全体状況を把握するとともに、迅速に重点的な部隊の配置を行う。

特に大規模な災害の場合は、最重要防御地域等の優先順位等を定め迅速に対応する。また、消防本部は、近隣市町、警察等関係機関に通報する。

(2) 広報活動

消防本部及び市は、火災発生地区の住民、入山者（登山、ハイキング等）等に対して防災行政無線、ＣＡＴＶ、かとう安全安心ネット、広報車等により、火災発生の状況、注意事項、避難勧告等を周知するものとする。

自治会、自主防災組織等は、これに協力するものとする。

(3) 相互応援協定の運用

消防本部は、消防相互応援協定及び県広域消防相互応援協定の円滑な運用に努める。

なお、広域災害又は市全域災害等で、必要がある場合には、市長は知事に自衛隊の出動及び応援出動指示権の発効等を要請する。

(4) 他機関との連携

消防本部は、警察と相互に協力する。

(5) 消防活動

消防本部は、状況に応じて現場指揮本部を設置し、関係機関と連携して防御にあたるとともに、状況把握を行い隣接消防機関等への応援要請を準備する。

また、地上隊による消火が困難なときは、兵庫県消防防災航空隊へ通報し、空中消火体制を要請する。

〈　空中消火体制の主な準備事項　〉

① 陸空通信隊の編成
② 林野火災用防災地図の作成
③ 空中消火補給基地の設定
④ ヘリポート等の設定
⑤ 空中消火用資機材等の点検・搬入

(6) 避難、救出等

市は、林野火災が住宅地まで及ぶ危険性がある場合は避難区域を設定し、避難広報、誘導、避難所の開設・受入れを行う。

また、警察には、応急活動に必要な交通規制を要請する。

3　危険物事故の応急対策

(1) 事業所等

危険物施設の所有者、管理者及び占有者で、その権限を有する者（以下「責任者」という。）は、災害発生と同時に直ちに次の措置をとる。

① 通報

直ちに北はりま消防本部に通報するとともに、必要に応じて付近の市民や近隣企業にも通報する。

その後も、段階に応じて状況を関係機関に通報する。

② 初期防除

責任者は、各種防災設備を効果的に活用し、迅速なる初期防除を行う。中でも特に近隣への延焼防止を最優先とし、かつ、誘発防止に最善の方途を講ずる。

③ 避難

責任者は、企業自体の計画により、従業員等の避難を実施する。

④ 市民救済対策

企業は、被災地区の僅少なものについて、企業自体の保証で救済することとする。

(2) 関係機関

① 連絡系統

関係機関は、相互に連絡協力して応急対策を行う。

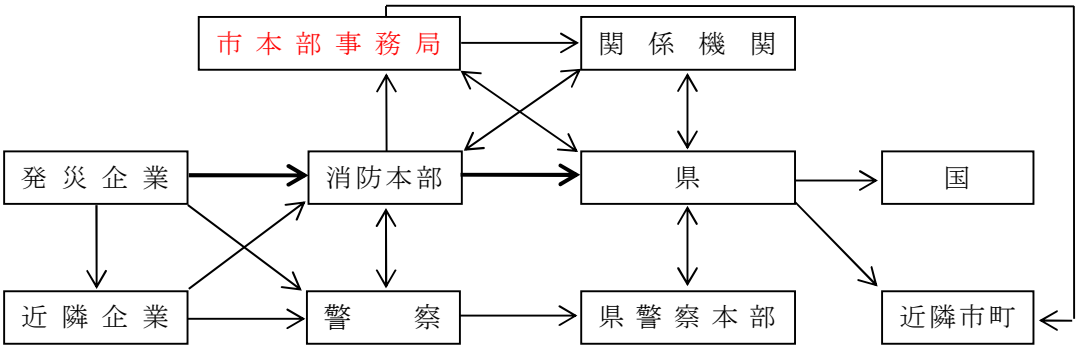

② 災害広報

県及び報道機関等と相互に協力して、災害による不安及び混乱を防止するため、広報車、テレビ、ラジオ及び災害写真等を媒体とする広報活動を行う。

③ 救急医療

当該事業所、警察、北はりま消防本部、県、医療機関、その他関係機関は連携して負傷者等の救出及び救急医療事務を実施する。

④ 消防応急対策

北はりま消防本部は、危険物火災の特性に応じた消防活動を迅速に実施する。

⑤ 避難

市長は、加東警察署と協力して避難のための立退きの指示、勧告、避難所の開設及び避難所への収容を行う。

⑥ 給水

必要に応じ飲料水を供給することとする。

⑦ 市民救済対策

企業、県及びその他関係機関と合同して市民の救済対策を講じる。なお、被災地区の拡大により災害救助法が適用される場合は、その定めによる。

4 高圧ガス事故応急対策

(1) 緊急通報

事業者は、高圧ガス施設が発災又は危険な状態となった場合はあらかじめ定められた情報伝達経路により市等の防災関係機関に通報することとする。市は通報を受けると、状況に応じて他の防災関係機関と連絡調整を図る。

(2) 応急措置の実施

事業者及び防災関係機関は連携し、高圧ガスの性質（毒性、可燃性、支燃性等）に基づいた適切な応急措置を実施する。

① 状況により、設備を緊急運転停止
② 火災が発生した場合、消火、高圧ガスの移動、安全放出、冷却散水
③ ガスが漏洩した場合、緊急遮断等の漏洩防止措置
④ 状況により、立入禁止区域及び火気使用禁止区域の設定
⑤ 状況により、防災要因以外の従業員の退避
⑥ 発災設備以外の設備の緊急総点検
⑦ 交通規制

(3) 防災資機材の調達

北はりま消防本部は、事業者による防災資機材の確保が困難な場合、県と連携して防災資機材を調達する。また、防災資機材の緊急輸送に協力する。

(4) 避難

防災関係機関は、被害が拡大し事業所周辺にも影響を及ぼすと予想される場合は、周辺住民等の避難について協議する。市は、必要に応じ避難の勧告及び指示を行う。

5 火薬類事故応急対策

(1) 緊急通報

事業者は、火薬類施設が発災又は危険な状態となった場合は、あらかじめ定められた情報伝達経路により市等の防災関係機関に通報することとする。市は通報を受けると、状況に応じて他の防災関係機関と連絡調整を図る。

(2) 応急措置

事業者は、防災関係機関との連絡を密にし、火薬類の性質に基づいた適切な応急措置を講ずる。

(3) 避難

市は、必要に応じ付近住民への避難勧告等を行う。

6 毒物・劇物事故応急対策

(1) 事業者等の通報

事業者は、毒物・劇物が流出し付近住民に保健衛生上の危害を及ぼす危険が発生した場合に、加東健康福祉事務所、北はりま消防本部及び警察等へ緊急通報を行う。

(2) 応急措置

北はりま消防本部は、火災が発生した場合、施設防火管理者と連絡を密にして、延焼防止、汚染区域の拡大の防止に努める。

(3) 避難

市長は、必要があれば避難の勧告、指示を行う。

7 突発重大事案応急対策

(1) 突発重大事案発生時の対応

市長は、事故現場に出動した警察、北はりま消防本部等の機関から突発重大事案発生の連絡を受け、又は自ら認知した場合は、県に通報することとする。

(2) 現地災害対策本部

① 市長は、突発重大事案が発生した場合、原則として、現地又は適当な場所に現地災害対策本部を設置することとする。現地災害対策本部の構成は、市、防災機関、県とし、必要により事故原因者の参加を求める。

② 現地災害対策本部は、防災関係機関の効率的な活動及び事案の規模、被災状況など情報の統一化を図るため、次に掲げる事項を処理し、総合的な連絡調整にあたる。

ア 災害情報の収集及び伝達

イ 広報

ウ 防災関係機関の情報交換

エ 防災関係機関相互間における応急対策の調整

オ 防災関係機関に対する応援要請

カ その他必要な事項

③ 市長は、事故現場付近で防災関係機関の連絡責任者が集合しやすい場所を選んで本部を設置し、表示する。各防災関係機関の連絡責任者は、現地災害対策本部において、必要な連絡調整にあたる。

④ 市長は、事案に対する応急措置及び応急救助活動が終了したときは、各防災機関の意見を聞いて、現地対策本部を廃止することとする。

(3) サリン等の発散による被害発生時の措置

① 消防吏員、警察官は、サリン等又はサリン等の疑いがある物質の発散により、人の生命又は身体の被害が生じ、又は生じるおそれがあると認めるときは、法令の定めるところにより、相互に連携し、その被害に係る場所への立入りを禁止し、又はこれらの場所にいる者を退去させ、サリン等を含む物品等を回収し、その他その被害を防止するために必要な措置をとるものとする。

② 市民は、サリン等若しくはサリン等の疑いがある物質若しくはこれらの物質を含む物品を発見し又はこれらが所在する場所を知ったときは、速やかに警察等に通報するものとする。

③ サリン等又はサリン等の疑いがある物質の発散により、人の生命又は身体の被害が生じ、又は生じるおそれがあると認めるときは、時機を失することなく自衛隊等の専門家の派遣要請を県に要求する。

※事故原因がテロ等の武力攻撃等による場合は、「加東市国民保護計画」に基づき総合的な対策を行う。

(4) 突発重大事案における警察活動

警察の行う初動措置に協力する。

※警察は、突発重大事案（事故等）が発生した場合は、その危険性及び波及性を迅速、的確に判断し、緊急に初動体制をとるとともに、関係機関との連携のもとに、概ね次の初動措置を行うこととされている。

① 被災（害）者の救出、救護及び避難誘導
② 雑踏整理、交通規制及び緊急交通路の確保
③ 犯罪の予防及び危険の防止のための警戒警備
④ 現場保存、現場検証等の初動捜査活動
⑤ 遺体の収容及び検視
⑥ 被災（害）状況の調査
⑦ 広報活動
⑧ その他必要な措置

第２　原子力事故災害応急対策

１　通報・伝達・情報提供

(1) 災害即報

次に掲げる事態を覚知した場合には、第一報を県及び消防庁に対して、原則として覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告する。

① 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの（発生するおそれがあるものを含む。)及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨を原子力事業者等から消防機関に通報があったもの

② 原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市にあったもの（原子力災害対策特別措置法第 10 条）

(2) 発見者の通報

① 放射性同位元素等の事業所外運搬及び取扱事業所災害

災害、火災、その他の災害が起こったことにより、放射線障害が発生するおそれがあり、又は発生した場合で、その事態を発見した者は、直ちに、その旨を警察署及び消防本部に通報する（放射線障害防止法第 33 条第２項)。

② 不法廃棄等事案

放射性同位元素取扱事業所外において放射性物質を発見した者（鉄鋼関連事業者等）は、直ちに、その旨を消防本部、警察に通報するものとされている。

また、関係法令による規制の対象になる場合、又は対象になる可能性があると判断される場合には、文部科学省にも通報する。

(3) 情報提供

核燃料物質等の事業所外運搬に係る原子力災害時においては、以下の事項に留意して広報を行うものとされている。

なお、その他の原子力災害等にあっても、以下に準じて対応するものとされている。

① 県、指定行政機関、指定公共機関及び原子力事業者とともに、役割に応じて周辺住民のニーズを把握し、対象原子力災害等の状況、安否情報、医療機関などの情報、農林畜水産物の安全性の確認の状況、それぞれの機関が行っている対策に関する情報、交通規制等周辺住民に役立つ正確かつきめ細かな情報を的確に提供する。

なお、その際、周辺住民の心の安定及び高齢者、障害者、外国人、乳幼児その他の災害時要援護者及び一時滞在者等に配慮する。

② 関係機関は、原子力災害合同対策協議会の場を通じて十分に内容を確認した上で、情報の公表、広報活動を行うものとされている。

なお、核燃料物質等の事業所外運搬に係る原子力災害以外の原子力災害等が発生した場合は、原子力災害合同対策協議会は設置されないが、関係機関間で十分に内容を確認するものとされている。

ただし、県外で原子力災害等事案が発生した場合には、関係省庁、関係府県等から収集した情報及び必要に応じ実施される市内におけるモニタリング結果等に基づき、専門家の意見を踏まえ、市内への影響について、迅速かつ的確に広報する。

2 緊急モニタリング

(1) 核燃料物質等の事業所外運搬事故

原子力事業者等は、空間放射線量率、大気中及び環境試料中の放射能濃度等の測定を継続的に実施し、その結果を市、国、県等に定期的に連絡するものとされている。

原子力緊急事態宣言が行われた後は、国の現地対策本部にも連絡するものとされている。

(2) 放射性同位元素等の事故

① 放射性同位元素取扱事業者等の措置

放射線障害を防止するため、放射線の量及び放射性同位元素による汚染の状況を測定し、その結果を市、県等に連絡するものとされている。

② その他の機関の措置

「核燃料物質等の事業所外運搬事故」を準用するものとされている。

3 避難対策、交通規制

(1) 避難対策

① 避難基準

ア 内閣総理大臣からの避難勧告等の実施の指示（以下「総理大臣指示」）があったとき（原災法第 15 条）。

イ　事故等により、予測線量が、原子力安全委員会が定める下表に掲げる指標に該当すると認められるとき。

ウ　その他、核燃料物質、核原料物質、放射性同位元素又は放射線により地域住民が危険にさらされるおそれがあるとき。

屋内退避及び避難等に関する指標

予測線量（単位：mSv）		防護対策の内容
外部被ばくによる実効線量	放射性ヨウ素による甲状腺の等価線量 ウランによる骨表面防護対策の内容又は肺の等価線量 ○プルトニウムによる骨表面又は肺の等価線量	
10～50	100～500	住民は、自宅等の屋内へ退避すること。 その際、窓等を閉め気密性に配慮すること。 ただし、施設から直接放出される中性子線又はガンマ線の放出に対しては、現地災害対策本部の指示があれば、コンクリート建家に退避するか、又は避難すること。
50 以上	500 以上	住民は、指示に従いコンクリート建家の屋内に退避するか、又は避難すること。

注１）予測線量は、放射性物質又は放射線の放出期間中、屋外に居続け、なんらの措置も講じなければ受けると予測される線量である。

注２）外部被ばくによる実効線量、放射性ヨウ素による甲状腺の等価線量、ウランによる骨表面又は肺の等価線量、プルトニウムによる骨表面又は肺の等価線量が同一レベルにないときは、これらのうちいずれか高いレベルに応じた防護対策をとるものとする。

※「原子力施設等の防災対策について」（平成 12 年 5 月一部改訂，原子力安全委員会）より

②　避難等のための勧告及び指示

市長は、内閣総理大臣からの指示があったときは、指示内容に基づき、予想地区の住民に対し屋内避難等の区分に応じた措置をとる。

③　避難誘導

「原子力災害対策避難誘導等のための手引」（昭和 56 年 1 月，科学技術庁、消防庁）による。

④　避難所

施設の収容能力、避難経路、避難所用時間等を勘案のうえ指定するが、原則としてコンクリート建物とする。

設置期間は、放射性物質による汚染の状況等を勘案のうえ、国、県等と協議して定める。

⑤　その他

警戒区域の設定、避難所の運営、廃止等については、「第４章　第８節　避難対策」の項を参照。

(2) 交通規制等

県公安委員会は、被害の拡大を防止し、負傷者の救出・救護、消防等の災害応急対策が的確かつ円滑に行われるように、原子力災害対策特別措置法第 28 条第２項により、読み替えて適用される、災害対策基本法第 76 条第１項の規定に基づく交通規制を迅速に行うものとされている。

４　救急・医療活動

(1) 救急活動

①　負傷者の発見、通報並びに関係機関への連絡

負傷者等の発見者、原子力事業者等又は放射性同位元素取扱事業者等は、原子力災害等に係る負傷者等を発見したときは、直ちに、消防本部に通報するものとされている。

また、原子力事業者等又は放射性同位元素取扱事業者等（以下「事業者」という。）は、被害の状況及び汚染の有無を直ちに関係機関に通報するものとされている。

②　現場における負傷者等の救出等

ア　モニタリング

事業者等及び消防本部は、救出にあたってモニタリングを行う等、職員に十分な汚染・被ばく管理を行いつつ、救出を行うものとする。

イ　救出

事業者は、負傷者等を速やかに救出するものとされている。

消防本部は、災害の規模・内容等を考慮の上、直ちに必要な人員機材等を現場に出動させ、救出にあたる。なお、救出にあたっては、事業者側の放射線管理の専門家等と連携を図る。

ウ　除染等

事業者は、放射性物質により汚染された負傷者又はそのおそれのある者（以下「汚染者等」という。）がいるときは、必要な除染及び応急処置を行い、速やかに医療施設へ搬送するものとされている。

③　現場から医療施設への負傷者等の搬送

ア　消防本部は、直ちに職員、搬送車両等を現場に出動させ搬送にあたる。

なお、搬送にあたっては、放射能測定等により負傷者の状態を把握するとともに、職員の十分な汚染・被ばく管理を行う。

イ　搬送車両等が不足する場合は、次の応急措置を講じる。

ｱ)　救急指定病院の患者搬送車の活用

ｲ)　その他の応急的に調達した車両の活用

ｳ)　隣接市への広域応援要請

ウ　消防本部は、ヘリコプターの搬送を要するときは、二次汚染を防止するために必要な措置を講じ、以下により対応する。

ｱ)　市長又は消防長は、ヘリコプターによる搬送を要すると判断した場合、消防防災ヘリコプターの出動を要請する。

ｲ)　移送に際しては、専門家の指示を踏まえる。

エ　消防本部は、放射線により被ばくした者（被ばくしたおそれのある者を含む。）、放射性物質により汚染された者（汚染されたおそれのある者を含む。）（以下「汚染・被ばく者等」という。）等を搬送する場合は、以下の事項に留意する。

ｱ)　職員への二次汚染を防ぐため、搬送に従事する職員は、ゴム手袋、帽子、汚染防止衣、マスク等を着装する。

ｲ)　機材等への二次汚染を防ぐため、担架等に直接触れないようにビニール毛布等を使用する。また、救急車等の床をビニールシート等でカバーする。

ｳ)　過度の被ばく又は汚染を受けたと判断される負傷者の搬送にあたっては、頭部を三角巾で、体幹四肢をビニールシート（濡れているとき）・毛布等で包み、直接身体に触れないよう注意する。なお、負傷者の発汗・過剰保温に留意する。

④　医療関係者の出動要請並びに現場及び搬送中の救急措置

ア　事業者は、事故等の規模・内容を考慮の上、医療機関に対し、緊急被ばく医療についての研修・訓練を受けている医療関係者の出動を要請するものとされている。

イ　市（病院部）は、事故等の状況により自ら必要があると認めるとき、又は事業者等から要請があり必要と認めたときは、緊急被ばく医療についての研修・訓練を受けている医療関係者を現場へ出動させる。

なお、その際には、放射線管理の専門家に同行又は合流を要請する。

⑤　負傷者等の収容

事業者が特に指示する場合を除き、次のとおりとする。

ｱ)　汚染・被ばく者等

緊急時医療対応可能機関

ｲ)　その他の負傷者

下記施設の活用を図る。

a)　災害拠点病院（西脇市立西脇病院）

b)　災害対応病院（二次救急医療機関）

c)　救急告示病院、診療所

d)　その他の医療施設

e)　現地救護所及び救護センター

ア　あきらかに死亡している者が発見された場合等は、速やかに社警察署に連絡する。

⑥　関係機関への協力要請

市（本部室、病院部）及び消防本部は、災害の規模・内容等により、時機を失することなく関係機関に協力を要請する。

(2) 医療対策

市（病院部）は、対象原子力災害等の発生時において、放射性物質による汚染、被ばく又はそのおそれのある者に対する緊急時医療対策を国及び県に要請し、又は協力する。

① スクリーニングチームへの協力

国から派遣される職員等によるスクリーニング（汚染・被ばくの程度によるふるい分け）チームが行う放射線被ばく検査に協力する。

② 専門病院への移送への協力

スクリーニングの結果、被ばく者等の汚染の検査及び除染等が必要と認められるときは、県の行う専門病院への移送に協力する。

5 消火活動

(1) 放射性物質輸送中の火災

① 事業者の措置

ア 原子力事業者等

核燃料物質等の運搬車両等に火災が起こり、又はこれらに延焼するおそれがあるときは、消火又は延焼の防止に努め、直ちにその旨を消防本部に通報するものとされている。

（原子炉等規制法第 64 条第 1 項）

イ 放射性同位元素取扱事業者等

放射性輸送物に火災が起こり、又はこれらに延焼するおそれがあるときは、消火又は延焼防止措置をとり、直ちにその旨を消防署、市長が指定した場所（消防法第 24 条）に通報するものとされている。

② 消防本部の措置

輸送責任者又は同行の専門家から情報を収集し、放射性物質による汚染、被ばくのおそれがあることが判明した場合には、輸送責任者又は専門家の協力を得て、救急救助活動、消火活動、消防警戒区域の設定、拡大防止対策等に関する方法等を検討する。

ア 輸送責任者等との連携

輸送車両に放射性物質の輸送責任者（以下「輸送責任者」という。）又は専門家が同行している場合は、情報提供等の協力を得るとともに、県や関係機関と連携する。

輸送責任者又は専門家が同行していないとき又はこれらの者が被災したときは、輸送物の形式、輸送物の標識、表示等から収納物を把握する。

また、目視による確認、サーベイメータ等による計測等も行い、それらの情報を県や関係機関に連絡し、専門家等の支援を要請する。

イ 現場における情報収集活動

輸送車両には、「放射性物質の取扱方法等を記載した書類」の携行が義務づけられており（Ｌ型輸送物を除く）、可能な場合はこれを活用する。

収集する情報の内容

放射性物質自体の性状	火災等による放射性物質への影響
・火気、熱気に対する危険性 ・禁水性、劇毒性 ・汚染又は汚染拡大の可能性	・輸送容器の亀裂等の有無及び程度 ・火災と輸送容器との位置関係 ・放射線の強度等の検出状況 ・周辺への影響の可能性

ウ　専門家との連携

国の専門家等が派遣された場合には、その助言を受けて対応する。

エ　消防隊員等の安全確保

消防活動の実施にあたっては、防護服、自給式呼吸器等の着装、ポケット線量計、熱蛍光線量計（ＴＬＤ）等の、個人被ばく測定用具の所持等により消防隊員の汚染又は被ばくを最小限にとどめる。

また、必要に応じて汚染検査と除染を行う。

(2) 放射性同位元素取扱事業所の火災

①　放射性同位元素取扱事業者の措置

放射線施設に火災が起こり、又はこれらに延焼するおそれのある場合には、消火又は延焼の防止に努め、直ちにその旨を消防署又は市長が指定した場所（消防法第 24 条）に通報するものとされている。

②　消防本部の措置

ア　消防活動

放射性同位元素取扱事業所の火災は、放射線による被ばくや放射性同位元素による汚染のおそれがあることから、事業者の協力を求めるとともに、消防庁が定める「放射性物質輸送時消防対策マニュアル」「放射線施設等の消防活動のための手引」に基づき、あらかじめ作成した警防計画や次の点に留意して消火活動を行う。

ｱ)　火災が放射線施設等に係るものか否か、又は放射線施設等への延焼危険の有無

ｲ)　放射性同位元素の拡散危険の有無

ｳ)　要救助者の有無

ｴ)　放射線量

イ　消防警戒区域の設定

風向や放射線レベル、関係者の意見等を考慮し、一般の警戒区域より広く設定する。

ウ　放射線危険区域の設定

安全確保及び汚染の拡大防止のため、施設管理者に対して概ね１mSv/hr 以上の放射線が検出された範囲を基準として放射線危険区域の設定を求める。

施設外へ放射能が広がる可能性がある場合は、至急県及び関係機関に連絡し、助言を仰ぐとともに、周辺住民への広報、避難勧告等を行う。

エ　安全装備

危険区域への進入にあたっては、防護服とともに自給式呼吸器等を着装するとともに、ポケット線量計、熱蛍光線量計（ＴＬＤ）等の個人被ばく測定用具を所持する。

危険区域からの退出前に、原則として汚染検査を行い、必要に応じて除染する。

６　飲料水等の摂取制限、汚染の除去

(1) 飲料水・飲食物等の摂取制限

緊急時モニタリングの結果、飲料水、飲食物及び農林水産物の汚染度が、原子力安全委員会が定める指標を超え、又はそのおそれがあると認められるときは、国の指導・助言・指示又は県の指示に基づき、直ちに次の措置を行う。

①　飲料水の摂取制限

汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用を禁止する。

②　飲食物の摂取制限

汚染飲食物の摂取を制限し、又は禁止する。

③　農林産物の採取及び出荷制限

農業協同組合等関係団体と協力して、農林産物の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に汚染農林産物の採取、出荷制限等を行う。

④　飲料水等の供給

飲料水等の摂取制限を実施したときに、住民の備蓄飲料水等では不足するときは、食料の供給及び応急給水を行う。

(2) 放射性物質の汚染除去

①　事業所外運搬災害等及び放射性物質取扱事業所災害等の場合

ア　除去及び除染

ｱ)　事業者の措置

事故責任を有する事業者は、放射性物質による汚染物質の除去及び除染を行うものとされている。

※事故等による放射性物質による汚染の除去は、原子力事業者、放射性同位元素取扱事業者及びこれらの者から運搬を委託された者の義務である。（原子炉等規制法第 64 条、放射線障害防止法第 33 条）

ｲ)　関係機関の措置

市（本部室）、防災関係機関は、事業者の速やかな汚染物質除去及び除染が行われるよう、汚染物質の一時保管場所の提供等に協力する。

ｳ)　除去及び除染の確認

市（本部室）は、国の専門家等の助言を踏まえ、事業者による除去及び除染作業の確認を行う。

② 不法廃棄等事案の場合

ア 必要な措置の実施

放射性物質が発見された場所の管理者（以下「管理者」という。）は、国、県、市（本部室）、その他関係機関と緊密に連携し、縄張り、立入禁止措置等危険防止のために必要な措置を講じるものとされている。

イ 除去及び除染

管理者は、当該放射性物質の除去等を行うものとされている。

この際、市（本部室）、その他関係機関は、必要な協力を行う。

ただし、当該不法廃棄等を行った者が直ちに判明したときは、不法廃棄等を行った者に除去及び除染を実施させる。

ウ 不法廃棄者等の捜査

警察等関係機関は、当該不法廃棄等を行った者の捜査を行うものとされている。

7 環境モニタリング

(1) 核燃料物質等の事業所外運搬事故

環境放射線モニタリングの実施地域地点分析項目、頻度、試料品目及び分析核種については、国、県、専門家等の指導・助言のもと、各主体が連携して、役割を決定するものとする。

① 原子力事業者の措置

原子力緊急事態解除宣言があったときは、環境放射線モニタリングを行い、その結果を市、国、県に報告するものとされている。

② 市（本部室）の措置

必要に応じて、公的研究機関及び技術者団体による環境放射線モニタリングを県に要請する。

(2) 放射性同位元素等の事故

① 放射性同位元素取扱事業者の措置

応急対策が概ね完了し、放射性同位元素による汚染の除去作業が完了したときは、環境放射線モニタリングを行い、その結果を市（本部室）、県に報告するものとされている。

② 市の措置

「核燃料物質等の事業所外運搬事故」に準ずる。

8 制限の解除、風評被害対策

(1) 各種制限措置の解除

① 各種制限措置の解除

県から各種制限措置の解除の指示があったときは、特別の理由がない限り、立入制限、飲料水・飲食物の摂取制限及び農林水産物の採取・出荷制限等の各種制

限措置を解除する。

② 安全宣言

市及び関係機関は、各種制限措置を全て解除したときは、地域の安全が回復した旨を宣言する。

(2) 風評被害対策

国、県、各報道機関の協力を得て、的確な情報提供により、風評被害等の未然防止措置を行う。

風評被害等が発生した場合は、農林水産物、地場産業の商品等の適正な流通の促進、及び観光振興のための広報活動を強化するとともに、農林業対策、観光対策等の施策に十分配慮する。

第３　高病原性鳥インフルエンザ応急対策

１　組織の設置

市長は、市の地域及び近郊市町において、高病原性鳥インフルエンザが発生したときには、「市高病原性鳥インフルエンザ対策本部設置要綱」に基づき、市高病原性鳥インフルエンザ対策本部を設置する。

２　応急対策の実施

速やかに情報を把握するとともに、「市高病原性鳥インフルエンザ対策マニュアル」に基づき、迅速かつ適切な対応を行う。

第４　新型インフルエンザ応急対策

１　組織の設置

市長は、市の地域及び近隣市町において、新型インフルエンザが発生したときには、「加東市新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき、新型インフルエンザ対策本部を設置する。

２　応急対策の実施

速やかに発生情報等の収集を行うとともに「加東市新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき、迅速かつ適切な応急対策を実施する。

資　料

２-11 危険物施設数一覧

３-２ 関係機関等の連絡先一覧

第４編　災害復旧計画

＜目次＞

第１章　災害復旧事業の実施 ---------- 257
第１　災害復旧事業の種類 ---------- 257
第２　激甚災害の指定に関する事項 ---------- 257
第３　災害復旧事業に必要な金融に関する事項 ---------- 259
第２章　生活再建支援 ---------- 261
第１　災害弔慰金等の支給等 ---------- 261
第２　生活福祉資金の貸付 ---------- 261
第３　被災者生活再建支援金の支給 ---------- 261
第４　兵庫県災害援護金等の支給への協力 ---------- 262
第５　租税の減免等 ---------- 262
第６　介護保険における措置 ---------- 262
第７　公共料金の特例措置 ---------- 263
第８　職業のあっせん ---------- 263
第３章　災害公営住宅の建設 ---------- 264
第４章　災害義援金の募集等 ---------- 265

第１章　災害復旧事業の実施

大規模災害による復旧事業を円滑に推進するための激甚災害指定に関する事項、金融に関する事項、被災者の生活再建支援に関する事項について定める。

第１　災害復旧事業の種類

(1) 公共土木施設災害復旧事業
　① 河川災害復旧事業
　② 砂防設備災害復旧事業
　③ 林地荒廃防止施設災害復旧事業
　④ 地すべり防止施設災害復旧事業
　⑤ 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業
　⑥ 道路災害復旧事業
　⑦ 下水道災害復旧事業
　⑧ 公園災害復旧事業
(2) 農林水産業施設災害復旧事業
　① 農地農業用施設災害復旧事業
　② 林地荒廃防止施設災害復旧事業
　③ 林道施設災害復旧事業
(3) 都市施設等災害復旧事業
　① 街路災害復旧事業
　② 都市排水施設等災害復旧事業
(4) 上水道施設、廃棄物処理施設災害復旧事業
(5) 住宅災害復旧事業
(6) 社会福祉施設災害復旧事業
(7) 公立医療施設、病院等災害復旧事業
(8) 学校教育施設災害復旧事業
(9) 社会教育施設災害復旧事業
(10) 中小企業の振興に関する事業計画
(11) その他の災害復旧事業

第２　激甚災害の指定に関する事項

大規模な災害が発生した場合、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について、協力する。

また、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県各部に提出する。

１　激甚災害に係る財政援助措置

(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
　① 公共土木施設災害復旧事業

② 公共土木施設災害関連事業
③ 公立学校施設災害復旧事業
④ 公営住宅等災害復旧事業
⑤ 生活保護施設災害復旧事業
⑥ 児童福祉施設災害復旧事業
⑦ 老人福祉施設災害復旧事業
⑧ 障害者福祉施設災害復旧事業
⑨ 婦人保護施設災害復旧事業
⑩ 感染症指定医療機関災害復旧事業
⑪ 感染症予防事業
⑫ 堆積土砂排除事業（公共的施設区域内）（公共的施設区域外）
⑬ 湛水排除事業

(2) 農林水産業に関する特別の助成
① 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
② 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
③ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
④ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
⑤ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
⑥ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
⑦ 森林災害復旧事業に対する補助

(3) 中小企業に関する特別の助成
① 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
② 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

(4) その他の財政援助措置
① 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
② 市が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
③ 母子及び父子並びに寡婦福祉資金に関する国の貸付の特例
④ 水防資材費の補助の特例
⑤ 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
⑥ 公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設及び林道の小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等
⑦ 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

2 局地激甚災害に係る財政援助措置

(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
① 公共土木施設災害復旧事業
② 公共土木施設災害関連事業
③ 公立学校施設災害復旧事業
④ 公営住宅等災害復旧事業
⑤ 生活保護施設災害復旧事業

⑥　児童福祉施設災害復旧事業
⑦　老人福祉施設災害復旧事業
⑧　障害者福祉施設災害復旧事業
⑨　婦人保護施設災害復旧事業
⑩　感染症指定医療機関災害復旧事業
⑪　感染症予防事業
⑫　堆積土砂排除事業（公共的施設区域内）（公共的施設区域外）
⑬　湛水排除事業

(2) 農林水産業に関する特別の助成
①　農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
②　農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
③　森林災害復旧事業に対する補助

(3) 中小企業に関する特別の助成
①　中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
②　小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金等の償還期間等の特例

(4) その他の財政援助措置
公共土木施設及び公立学校施設の小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等

第３　災害復旧事業に必要な金融に関する事項

災害復旧に必要な金融制度としては以下のものがある。

１　農林漁業災害資金

関係機関は、災害により被害を受けた農林業者又は農林業者の組織する団体に対し復旧を促進し、農林業者の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災による被害農林業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法及び株式会社日本政策金融公庫法により融資できるものとなっている。

(1) 天災資金
関係機関は、災害によって損失を受けた農林業者等に、農林業の経営等に必要な再生産資金を融資する。なお、その災害が激甚災害として指定された場合は、貸付限度額、償還年限につき有利な条件で融資する。

(2) ㈱日本政策金融公庫資金
関係機関は、農林業者及びその組織する団体に対し、被害を受けた施設の復旧資金並びに経営再建資金及び収入減補填資金等を融資する。

２　中小企業復興資金

関係機関は、被災した中小企業に対する資金対策として、一般金融機関、商工組合中央金庫及び株式会社日本政策金融公庫の融資並びに小規模企業者等設備資金等の貸付、信用保証協会の保証による融資を行う。

３　災害復興住宅資金

独立行政法人住宅金融支援機構は、住宅に災害を受けた者に対しては、災害復興住宅資金の融資を実施し、建設資金、購入資金又は補修資金の貸付を行う。

第２章　生活再建支援

第１　災害弔慰金等の支給等

市は、次の措置を講じる。

なお、支援措置の早期実施を図るため、家屋被害認定士を活用して発災後速やかに被災状況を調査し、被災台帳を作成するなど、り災証明書等の交付体制を整備する。

１　災害弔慰金の支給

「加東市災害弔慰金の支給等に関する条例」の定めるところにより、一定規模以上の自然災害により死亡した住民の遺族に対し災害弔慰金を支給する。

２　災害障害見舞金の支給

「加東市災害弔慰金の支給等に関する条例」の定めるところにより、一定規模以上の自然災害により負傷し又は疾病にかかり、治ったときに精神又は身体に著しい障害がある市民に対して災害障害見舞金を支給する。

３　災害援護資金の貸付

「加東市災害弔慰金の支給等に関する条例」の定めるところにより、一定規模以上の自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の建て直しのために災害援護資金の貸付けを行う。

４　災害見舞金等の支給

「加東市災害見舞金等支給規則」の定めるところにより、自然現象により生じた被害及び火災による被害を受けた世帯の世帯主に対し災害見舞金及び死亡弔慰金（「加東市災害弔慰金の支給等に関する条例」により災害弔慰金が支給される場合を除く。）を支給する。

第２　生活福祉資金の貸付

市社会福祉協議会は、県社会福祉協議会が実施する、災害を受けたことによる困窮から自立更生するために資金を必要とする低所得世帯に対する生活福祉資金の貸付けに連携してあたるものとする。

なお、「加東市災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は、原則としてこの資金の貸付け対象とならない。

第３　被災者生活再建支援金の支給

被災者生活再建支援法は、自然災害（暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害）により、その生活基盤に著しい被害を受けた者で、経済的理由等によって、自立して生活を再建することが困難なものに対して、県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給することにより、その自立した生活の開始を支援することとしている。

この法制度を用い、市は被災者の生活再建を支援する。

第４　兵庫県災害援護金等の支給への協力

県は被災者又はその遺族に対して、災害援護金及び死亡見舞金を支給する。市は対象者への支給が円滑に進むよう、被災状況を県に連絡し、協力する。

第５　租税の減免等

各種申請手続きを一括して受け付ける窓口を設置し、災害によって被害を受けた市民に対して市税等の減免及び徴収猶予等の受付を行う。

１　徴収猶予

災害により、財産に被害を受けた納税義務者等が市税を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、１年以内において徴収を猶予する。

なお､やむを得ない理由があると認められるときは､さらに１年以内の延長を行う。

２　減免

被災した納税（納付）義務者に対し、該当する各税目等について減免を行う。

なお、県税、国税も同様な措置がとられる。

(1) 市民税

被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。

(2) 固定資産税

災害により著しく価値が減じた固定資産について行う。

(3) 軽自動車税・国民健康保険税

被災した納税（納付）義務者の状況に応じて減免を行う。

３　国民年金保険料

被災した年金加入者、又はその世帯員が災害によって財産に損害を受け、保険料を納付することが困難な事情にあるときは、申請に基づき、内容審査のうえ、知事に免除申請者を進達する。

４　保育料等の減免

災害によって損失を受けた場合は、その損失の程度に応じて、こども園及び保育所の保育料等を減免する。

第６　介護保険における措置

災害によって被害を受けた住民に対して、介護保険の特例措置を講じる。

(1) 認定更新期限の延長措置（災害等のやんだ日から１ヶ月）の周知（介護保険法第28条）

(2) 給付割合の増額（介護保険法第50条、第60条）、給付差し止めに関する措置

(3) 保険料の減免、徴収猶予（介護保険法第 142 条、市介護保険条例第 14 条）

第７　公共料金の特例措置

被災住民の生活を支援するため、公共料金等の支払いについて特例措置を講じるものとされている。

(1) テレビ受信料金の免除等
(2) 電話料金・電話工事費の減免等
(3) 電気料金・工事費負担金の免除等
(4) 上下水道料金の減免等
(5) し尿くみ取り手数料の免除等
(6) 市営住宅家賃等の減免
(7) 保育料の減免
(8) ごみ手数料の減免
(9) り災証明発行手数料の減免

第８　職業のあっせん

公共職業安定所に、災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するための対策について要請する。

資　料

1-４　加東市災害弔慰金の支給等に関する条例
1-８　加東市災害見舞金等支給規則
13-１　災害弔慰金・災害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付基準
13-２　県災害援護金等の支給基準
13-４　県被災者生活再建支援金の概要
13-５　生活福祉資金の貸し付け基準（県社会福祉協議会）

第３章　災害公営住宅の建設

災害復旧事業において、災害公営住宅を建設する場合は、次のように行う。

１　建設地

公有地を基本として、生活、産業、都市基盤の復旧・復興計画等と整合を図りつつ、適切な土地を選定する。

２　建設資材等、必要機械器具の保有調達

資材、機械器具等が不足する場合、県や建設業協会等に、調達のあっせん等を要請する。

３　入居基準

次のいずれにも該当する者とする。

(1) 当該災害により住宅を滅失した世帯であること。

(2) 当該災害発生後３箇年は政令月収が 21.4 万円以下の世帯であること。
（政令月収とは、世帯の総所得から公営住宅法施行令第１条第３項に規定される諸控除を除いた額の１／12）

(3) 現に同居し、又は同居しようとする親族がある世帯であること。
（ただし、老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として公営住宅法施行令で定める者にあっては、本項は適用しない。）

４　住宅建設に伴い必要となる諸対策

地域の状況により、集会施設、商業施設、医療施設等、生活環境施設の整備を図るとともに、自主的な地域組織づくりを促進する。

また、福祉、医療サービス等が必要な独居高齢者や障害者等の入居者に対して、ケースワーカーの配置や手話通訳者、ホームヘルパーの派遣等、実状に応じたきめ細かな対応に努める。

資　料

13-８　り災証明書の様式

第４章　災害義援金の募集等

災害により被災者への義援金の募集を必要とする場合、市は関係機関と共同し、または協力して募集、受付、配分を行う。

１　義援金の募集

募集方法、募集期間を定めて広報する。

２　義援金の受け付け、保管

義援金受付窓口を設置し、受付記録を作成し、寄託者に受領書を発行する。

また、被災者に配分するまでの間、指定金融機関に専用口座を設けて保管する。

３　義援金の配分

義援金は、被害状況確定後において社会福祉協議会に義援金配分委員会を設置し配分する。

４　義援金配分委員会

義援金配分委員会は、被災世帯及び人員、被災状況及び義援金総額等を考慮して配分計画を作成するものとする。